

長崎県五島海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第500号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 立串郷 立上串 地先	1 北緯33度3分33秒,東経129度6分13秒 2 北緯33度3分37秒,東経129度6分14秒 イ 北緯33度3分32秒,東経129度6分16秒 ロ 北緯33度3分32秒,東経129度6分18秒 ハ 北緯33度3分36秒,東経129度6分19秒 ニ 北緯33度3分36秒,東経129度6分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町立串郷立上串海岸石垣南角標識 2 同郡同町同郷立上串海岸標識(1から北方海岸沿いに120メートルのところ) イ 1から105度70メートルのところ ロ 1から105度120メートルのところ ハ 2から105度120メートルのところ ニ 2から105度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 曾根郷 曾根一 曾根二 大水 江袋 立串郷 津和崎郷	
五区第501号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 榎津郷 竹ノ子島 地先	1 北緯32度59分48秒,東経129度6分7秒 2 北緯32度59分42秒,東経129度6分2秒 3 北緯32度59分43秒,東経129度5分39秒 4 北緯32度59分48秒,東経129度5分38秒 イ 北緯32度59分48秒,東経129度6分4秒 ロ 北緯32度59分42秒,東経129度5分60秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榎津郷竹ノ子島北西端 2 同郡同町同郷竹ノ子島南西端 3 同郡同町同郷宇先防御厨子岩北端 4 同郡同町同郷宇先防護岸北角 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 似首郷 丸尾郷 榎津郷 浦桑郷	
五区第2000号	新魚目町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 小串郷 馬込鼻 地先	1 北緯33度3分20秒,東経129度6分14秒 2 北緯33度3分23秒,東経129度6分15秒 3 北緯33度3分25秒,東経129度6分12秒 4 北緯33度3分24秒,東経129度6分6秒 5 北緯33度3分21秒,東経129度6分6秒	次の1、2、3、4、5の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町小串郷馬込鼻地先消波施設中間標識(同消波施設北端より南方沿いに85メートルのところ) 2 同郡同町同郷馬込鼻地先消波施設北端標識 3 同郡同町同郷馬込鼻地先防波堤東端標識 4 同郡同町同郷小串漁港(後浜地先)北防波堤付根標識 5 同郡同町同郷小串漁港(後浜地先)北防波堤標識(北防波堤付根から南方防波堤沿いに100メートルのところ)	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 小串郷 立串郷 曾根郷 津和崎郷 浦桑郷 榎津郷 丸尾郷 似首郷	
五区第502号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 七目郷 宇赤瀬 地先	1 北緯32度59分3秒,東経129度5分17秒 2 北緯32度59分5秒,東経129度5分30秒 3 北緯32度58分57秒,東経129度5分25秒 イ 北緯32度59分3秒,東経129度5分19秒 ロ 北緯32度59分4秒,東経129度5分23秒 ハ 北緯32度58分57秒,東経129度5分21秒	次のイ、ロ、3、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榎津郷と同郡同町七目郷との最高高潮時海岸線における境界 2 南松浦郡新上五島町七目郷宇家向姪子岩西端 3 同郡同町同郷七目防波堤突端北角 イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 3から261度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	
五区第503号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 阿瀬津郷 藤川原 地先	1 北緯32度56分41秒,東経129度6分53秒 2 北緯32度56分49秒,東経129度6分48秒 3 北緯32度56分55秒,東経129度6分47秒 イ 北緯32度56分40秒,東経129度6分50秒 ロ 北緯32度56分48秒,東経129度6分46秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町阿瀬津郷福浦鼻標識 2 同郡同町同郷ドンク石標識 3 同郡同町同郷宇藤川原こま場の鼻標識 イ 1から250度80メートルのところ ロ 2から250度80メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第800号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 阿瀬津郷 藤川原 地先	1 北緯32度57分44秒,東経129度6分8秒 2 北緯32度57分28秒,東経129度6分10秒	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町阿瀬津郷奥浦橋標識 2 同郡同町同郷奥浦大岩標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	
五区第1000号	有川町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 有川郷 宇茂串鏡瀬 地先	1 北緯32度59分5秒,東経129度6分31秒 2 北緯32度59分3秒,東経129度6分28秒 イ 北緯32度59分0秒,東経129度6分33秒 ロ 北緯32度59分3秒,東経129度6分35秒	次の1、2、イ、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町有川郷宇茂串鏡瀬南東端 2 同郡同町同郷宇茂串芋山鼻東端 イ 2から125度150メートルのところ ロ 1から125度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 有川郷 小河原郷 七目郷 赤尾郷 友住郷 江ノ浜郷 太田郷 阿瀬津郷 鯛ノ浦郷 東神ノ浦郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第504号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 宇高島 地先	1 北緯33度2分3秒,東経129度4分44秒 2 北緯33度1分60秒,東経129度4分51秒 3 北緯33度1分19秒,東経129度4分34秒 イ 北緯33度2分2秒,東経129度4分43秒 ロ 北緯33度1分58秒,東経129度4分50秒 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷宇高島名切鼻西端 2 同郡同町同郷宇高島名切海岸護岸排水口標識 3 同郡同町同郷ウサギ崎北端 イ 1から210度50メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第505号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 地先	1 北緯33度1分44秒,東経129度4分54秒 2 北緯33度1分47秒,東経129度4分51秒 イ 北緯33度1分42秒,東経129度4分51秒 ロ 北緯33度1分44秒,東経129度4分49秒 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷五子石鼻南西端標識 2 同郡同町同郷ハゲ崎北西端 イ 1から225度100メートルのところ ロ 2から207度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第506号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 青砂ヶ浦 地先	1 北緯33度1分33秒,東経129度5分16秒 2 北緯33度1分20秒,東経129度4分56秒 地先	次の1、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷奈摩漁港青砂ヶ浦南防波堤標識(南防波堤付根から17メートルのところ) 2 同郡同町同郷青砂別道下鼻北端標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第507号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 小河原 地先	1 北緯33度1分20秒,東経129度4分48秒 2 北緯33度1分20秒,東経129度4分56秒 イ 北緯33度1分21秒,東経129度4分48秒 ロ 北緯33度1分25秒,東経129度4分48秒 ハ 北緯33度1分26秒,東経129度4分56秒 ニ 北緯33度1分22秒,東経129度4分56秒 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷宇川向下鼻護岸階段標識 2 同郡同町同郷青砂別道下鼻北端標識 イ 1から0度50メートルのところ ロ 1から0度160メートルのところ ハ 2から0度160メートルのところ ニ 2から0度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第508号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 地先	1 北緯33度1分21秒,東経129度4分11秒 2 北緯33度1分29秒,東経129度4分9秒 イ 北緯33度1分21秒,東経129度4分12秒 ロ 北緯33度1分21秒,東経129度4分15秒 ハ 北緯33度1分29秒,東経129度4分15秒 ニ 北緯33度1分29秒,東経129度4分10秒 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤北側付根標識 2 同郡同町同郷宮ノ鼻護岸標識(1から北方護岸沿いに250メートルのところ) イ 1から90度20メートルのところ ロ 1から90度100メートルのところ ハ 2から90度170メートルのところ ニ 2から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第509号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 地先	1 北緯33度1分47秒,東経129度4分8秒 2 北緯33度1分42秒,東経129度4分7秒 イ 北緯33度1分47秒,東経129度4分11秒 ロ 北緯33度1分47秒,東経129度4分15秒 ハ 北緯33度1分42秒,東経129度4分14秒 ニ 北緯33度1分42秒,東経129度4分11秒 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷畠崎鼻東端護岸標識 2 同郡同町同郷南風泊鼻東端護岸標識(1から南方護岸沿いに155メートルのところ) イ 1から90度100メートルのところ ロ 1から90度180メートルのところ ハ 2から90度180メートルのところ ニ 2から90度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第510号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 青方郷 宇黒南風 地先	1 北緯32度59分10秒,東経129度2分39秒 2 北緯32度59分1秒,東経129度2分50秒 3 北緯32度59分2秒,東経129度2分53秒 イ 北緯32度59分8秒,東経129度2分38秒 ロ 北緯32度58分59秒,東経129度2分48秒 ハ 北緯32度58分60秒,東経129度2分55秒 地先	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町青方郷宇黒南風中鼻北端 2 同郡同町同郷同字内鼻南端 3 同郡同町同郷同字防波堤付根標識 イ 1から216度60メートルのところ ロ 2から210度80メートルのところ ハ 3から137度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第511号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 今里 地先	1 北緯32度57分33秒,東経129度2分60秒 2 北緯32度57分34秒,東経129度2分58秒 3 北緯32度57分26秒,東経129度2分56秒 4 北緯32度57分24秒,東経129度2分59秒	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷今里今里橋東側標識 2 同郡同町同郷今里今里橋西側標識 3 同郡同町同郷今里老人ホーム前排水口脇標識 4 同郡同町同郷今里国道脇階段標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第512号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 字野首 地先	1 北緯32度58分27秒,東経129度2分54秒 2 北緯32度58分25秒,東経129度2分53秒 3 北緯32度58分14秒,東経129度2分52秒 4 北緯32度58分9秒,東経129度2分57秒 イ 北緯32度58分25秒,東経129度2分54秒 ロ 北緯32度58分14秒,東経129度2分53秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷字野首外側旧波止突端 2 同郡同町同郷字野首大岩標識 3 同郡同町同郷字野首猿浦標識 4 同郡同町同郷字野首護岸標識 イ 2から90度20メートルのところ ロ 3から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第513号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 野首鼻 地先	1 北緯32度58分34秒,東経129度2分52秒 2 北緯32度58分30秒,東経129度2分55秒 イ 北緯32度58分35秒,東経129度2分53秒 ロ 北緯32度58分31秒,東経129度2分56秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷野首鼻標識 2 同郡同町同郷野首鼻標識(1から南方海岸沿いに155メートルのところ) イ 1から45度50メートルのところ ロ 2から45度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第514号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 字小浜小島 地先	1 北緯32度58分2秒,東経129度1分53秒 2 北緯32度58分12秒,東経129度1分53秒 3 北緯32度58分12秒,東経129度1分55秒 4 北緯32度58分12秒,東経129度1分56秒	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷字小崎丸山鼻北端 2 同郡同町同郷字小浜小島西端標識 3 同郡同町同郷字小浜小島東端標識 4 同郡同町同郷字小浜小島付根標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第515号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 続浜ノ浦郷 加瀬川 地先	1 北緯32度58分20秒,東経129度1分28秒 2 北緯32度58分13秒,東経129度1分23秒 イ 北緯32度58分13秒,東経129度1分32秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷備前鼻東端標識 2 同郡同町同郷加瀬川標識 イ 2から90度220メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第516号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 続浜ノ浦郷 猪ノ浦 地先	1 北緯32度58分11秒,東経129度0分53秒 2 北緯32度58分12秒,東経129度0分59秒	次の1、2の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷猪ノ浦西側護岸標識 2 同郡同町同郷猪ノ浦東側大岩標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第517号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 小手ノ浦 地先	1 北緯32度57分3秒,東経129度0分19秒 2 北緯32度57分5秒,東経129度0分16秒 3 北緯32度57分3秒,東経129度0分7秒 4 北緯32度57分10秒,東経129度0分15秒	次の1、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦センガウラ北端標識 2 同郡同町同郷小手ノ浦東小島南端白岩標識 3 同郡同町同郷小手ノ浦中鼻北端 4 同郡同町同郷小手ノ浦北岸東鼻標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第518号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 青木浦 地先	1 北緯32度56分38秒,東経129度0分38秒 2 北緯32度56分38秒,東経129度0分58秒 3 北緯32度56分46秒,東経129度0分57秒 イ 北緯32度56分38秒,東経129度0分49秒 ロ 北緯32度56分46秒,東経129度0分52秒	次の1、イ、ロ、3の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦海岸標識 2 同郡同町道土井郷青木沖瀬鼻南西端 3 同郡同町同郷青木クサズミの鼻西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ ロ 3から270度138メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第519号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 頓の浦 地先	1 北緯32度55分56秒,東経129度1分23秒 2 北緯32度56分3秒,東経129度1分33秒 3 北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒 4 北緯32度56分12秒,東経129度2分17秒 イ 北緯32度56分0秒,東経129度1分37秒 ロ 北緯32度56分6秒,東経129度1分39秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町道土井郷シダ崎東端標識 2 同郡同町同郷シダ崎東端標識 3 同郡同町同郷別当崎標識B 4 同郡同町荒川郷高仏海岸鼻標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から413メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から165メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第520号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 真手ノ浦 地先	1 北緯32度56分19秒,東経129度2分15秒 2 北緯32度56分19秒,東経129度2分12秒 3 北緯32度56分4秒,東経129度2分11秒 イ 北緯32度56分18秒,東経129度2分15秒 ロ 北緯32度56分16秒,東経129度2分14秒 ハ 北緯32度56分16秒,東経129度2分12秒 ニ 北緯32度56分18秒,東経129度2分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷真手ノ浦防波堤標識A(防波堤付根から西方防波堤沿いに58メートルのところ) 2 同郡同町同郷真手ノ浦防波堤標識B(1から西方防波堤沿いに80メートルのところ) 3 同郡同町荒川郷小島西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第1001号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 小浦 地先	1 北緯33度2分10秒,東経129度4分41秒 2 北緯33度2分3秒,東経129度4分44秒 イ 北緯33度2分10秒,東経129度4分35秒 ロ 北緯33度2分10秒,東経129度4分33秒 ハ 北緯33度2分3秒,東経129度4分38秒 ニ 北緯33度2分3秒,東経129度4分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷高島鼻南端 2 同郡同町同郷字高知名切鼻西端 イ 1から270度140メートルのところ ロ 1から270度200メートルのところ ハ 2から270度150メートルのところ ニ 2から270度90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1002号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 字高島名切 地先	1 北緯33度2分3秒,東経129度4分44秒 2 北緯33度1分57秒,東経129度4分54秒 イ 北緯33度2分1秒,東経129度4分42秒 ロ 北緯33度1分58秒,東経129度4分38秒 ハ 北緯33度1分52秒,東経129度4分48秒 ニ 北緯33度1分55秒,東経129度4分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷字高島名切鼻西端 2 同郡同町同郷字高島名切南鼻護岸西角標識 イ 1から225度80メートルのところ ロ 1から225度220メートルのところ ハ 2から225度220メートルのところ ニ 2から225度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1003号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 青砂ヶ浦 地先	1 北緯33度1分44秒,東経129度4分54秒 2 北緯33度1分38秒,東経129度5分2秒 イ 北緯33度1分43秒,東経129度4分53秒 ロ 北緯33度1分42秒,東経129度4分51秒 ハ 北緯33度1分35秒,東経129度4分59秒 ニ 北緯33度1分36秒,東経129度5分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷玉子鼻南西端標識 2 同郡同町同郷青砂ヶ浦北側護岸曲り角標識 イ 1から225度50メートルのところ ロ 1から225度114メートルのところ ハ 2から225度114メートルのところ ニ 2から225度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1004号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 地先	1 北緯33度1分18秒,東経129度4分24秒 2 北緯33度1分20秒,東経129度4分15秒 イ 北緯33度1分16秒,東経129度4分23秒 ロ 北緯33度1分17秒,東経129度4分14秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤東端側標識(網上防波堤東端灯台から西側へ38メートルのところ) 2 同郡同町同郷網上防波堤中間標識(網上防波堤付根から東側へ67メートルのところ) イ 1から187度80メートルのところ ロ 2から189度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1005号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 青方郷 字黒南風 地先	1 北緯32度58分60秒,東経129度2分56秒 2 北緯32度58分58秒,東経129度2分56秒 3 北緯32度58分53秒,東経129度2分55秒 イ 北緯32度58分59秒,東経129度2分56秒 ロ 北緯32度58分59秒,東経129度2分57秒 ハ 北緯32度58分58秒,東経129度2分58秒 ニ 北緯32度58分53秒,東経129度2分58秒 ホ 北緯32度58分53秒,東経129度2分56秒 ヘ 北緯32度58分58秒,東経129度2分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町青方郷字黒南風防波堤曲角内側標識 2 同郡同町同郷同字防波堤中間標識(1から南方防波堤沿いに50メートルのところ) 3 同郡同町同郷同字防波堤南端灯台付根標識 イ 1から92度10メートルのところ ロ 1から92度40メートルのところ ハ 2から92度60メートルのところ ニ 3から92度60メートルのところ ホ 3から92度10メートルのところ ヘ 2から92度10メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第1006号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 野首 地先	1 北緯32度58分27秒,東経129度2分54秒 2 北緯32度58分25秒,東経129度2分53秒 3 北緯32度58分14秒,東経129度2分52秒 4 北緯32度58分9秒,東経129度2分57秒 イ 北緯32度58分27秒,東経129度2分56秒 ロ 北緯32度58分27秒,東経129度2分59秒 ハ 北緯32度58分9秒,東経129度2分60秒 ニ 北緯32度58分9秒,東経129度2分57秒 ホ 北緯32度58分14秒,東経129度2分54秒 ヘ 北緯32度58分25秒,東経129度2分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷野首内側旧波止付根標識 2 同郡同町同郷野首大岩標識 3 同郡同町同郷野首猿浦標識 4 同郡同町同郷野首石垣北角標識 イ 1から90度40メートルのところ ロ 1から90度110メートルのところ ハ 4から90度70メートルのところ ニ 4から90度15メートルのところ ホ 3から90度45メートルのところ ヘ 2から90度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1007号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 野首 地先	1 北緯32度58分36秒,東経129度2分25秒 2 北緯32度58分36秒,東経129度2分32秒 3 北緯32度58分34秒,東経129度2分43秒 4 北緯32度58分34秒,東経129度2分51秒 イ 北緯32度58分38秒,東経129度2分25秒 ロ 北緯32度58分41秒,東経129度2分25秒 ハ 北緯32度58分41秒,東経129度2分51秒 ニ 北緯32度58分36秒,東経129度2分51秒 ホ 北緯32度58分35秒,東経129度2分43秒 ヘ 北緯32度58分37秒,東経129度2分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷大崎ネコゼ標識A 2 同郡同町同郷大崎ネコゼ標識B 3 同郡同町同郷大崎タイコ岩標識 4 同郡同町同郷野首鼻北端標識 イ 1から0度70メートルのところ ロ 1から0度170メートルのところ ハ 4から0度200メートルのところ ニ 4から0度50メートルのところ ホ 3から0度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1008号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 串島向鼻 地先	1 北緯32度57分32秒,東経128度59分48秒 2 北緯32度57分23秒,東経128度59分42秒 イ 北緯32度57分32秒,東経128度59分51秒 ロ 北緯32度57分22秒,東経128度59分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、3、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島向鼻標識(串島向鼻南端から北岸沿いに115メートルのところ) 2 同郡同町同郷串島桃ノ木向鼻標識 イ 1から95度60メートルのところ ロ 2から99度30分150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1009号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 串島桃ノ木止 地先	1 北緯32度57分22秒,東経128度59分38秒 2 北緯32度57分20秒,東経128度59分38秒 3 北緯32度57分18秒,東経128度59分41秒 4 北緯32度57分16秒,東経128度59分38秒 イ 北緯32度57分22秒,東経128度59分39秒 ロ 北緯32度57分21秒,東経128度59分43秒 ハ 北緯32度57分13秒,東経128度59分42秒 ニ 北緯32度57分13秒,東経128度59分39秒 ホ 北緯32度57分15秒,東経128度59分38秒 ヘ 北緯32度57分17秒,東経128度59分41秒 ト 北緯32度57分19秒,東経128度59分41秒 チ 北緯32度57分20秒,東経128度59分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、3、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島桃ノ木止北浦海岸標識A 2 同郡同町同郷串島桃ノ木止北浦海岸標識B 3 同郡同町同郷串島桃ノ木止鼻東端標識 4 同郡同町同郷串島桃ノ木止南浦海岸標識 イ 1から101度30メートルのところ ロ 1から101度150メートルのところ ハ 4から128度150メートルのところ ニ 4から158度100メートルのところ ホ 4から158度20メートルのところ ヘ 3から180度30メートルのところ ト 3から0度20メートルのところ チ 2から101度20メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第100号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 船崎郷 字祝言島 大浦 地先	1 北緯33度0分34秒,東経129度1分28秒 2 北緯33度0分30秒,東経129度1分17秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡上五島町船崎郷字祝言島大浦東岸中瀬鼻標識 2 同郡同町同郷字祝言島大浦西岸中鼻標識	第二種区画漁業	魚類網仕切式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
五区第1010号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 串島出浦 地先	1 北緯32度57分5秒,東経128度59分28秒 2 北緯32度57分1秒,東経128度59分20秒 3 北緯32度56分59秒,東経128度59分20秒 4 北緯32度57分4秒,東経128度59分36秒 イ 北緯32度57分3秒,東経128度59分24秒 ロ 北緯32度57分1秒,東経128度59分26秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島出浦中鼻海岸標識 2 同郡同町同郷レーノ小島東端標識 3 同郡同町同郷レーノ小島南端標識 4 同郡同町同郷串島コガレ鼻先端 イ 1と2を結ぶ直線上1から115メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から280メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1011号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 串島出浦 地先	1 北緯32度57分5秒,東経128度59分27秒 2 北緯32度57分10秒,東経128度59分22秒 3 北緯32度57分9秒,東経128度59分19秒 4 北緯32度57分4秒,東経128度59分19秒	次の1と4、2と3を結んだ各直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島出浦中鼻西標識 2 同郡同町同郷串島出浦レーノ内東岸標識 3 同郡同町同郷串島出浦レーノ内西岸標識 4 同郡同町同郷串島コブネ鼻標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第1012号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 レーノ小島 地先	1 北緯32度57分1秒,東経128度59分20秒 2 北緯32度56分59秒,東経128度59分20秒 3 北緯32度57分4秒,東経128度59分36秒 4 北緯32度57分5秒,東経128度59分28秒 イ 北緯32度57分2秒,東経128度59分20秒 ロ 北緯32度57分3秒,東経128度59分23秒 ハ 北緯32度57分1秒,東経128度59分24秒 ニ 北緯32度57分0秒,東経128度59分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷レーノ小島北端標識 2 同郡同町同郷レーノ小島南端標識 3 同郡同町同郷串島コガレ鼻突端 4 同郡同町同郷串島出浦中鼻海岸標識 イ 1から0度30メートルのところ ロ 4から250度145メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第1013号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 頓の浦 地先	1 北緯32度55分56秒,東経129度1分23秒 2 北緯32度56分3秒,東経129度1分33秒 3 北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒 4 北緯32度56分12秒,東経129度2分17秒 イ 北緯32度56分0秒,東経129度1分37秒 ロ 北緯32度56分6秒,東経129度1分39秒	次のイ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町道土井郷シダ崎東端標識 2 同郡同町同郷シダ崎東端標識 3 同郡同町同郷別当崎標識B 4 同郡同町荒川郷高仏海岸鼻標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から413メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から165メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第1014号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 八重浦 地先	1 北緯32度56分27秒,東経129度1分60秒 2 北緯32度56分23秒,東経129度1分58秒 3 北緯32度56分18秒,東経129度1分58秒 4 北緯32度56分14秒,東経129度1分57秒 5 北緯32度56分12秒,東経129度1分55秒 6 北緯32度56分5秒,東経129度2分15秒 7 北緯32度56分10秒,東経129度1分54秒 イ 北緯32度56分27秒,東経129度2分1秒 ロ 北緯32度56分27秒,東経129度2分4秒 ハ 北緯32度56分23秒,東経129度2分3秒 ニ 北緯32度56分18秒,東経129度2分3秒 ホ 北緯32度56分14秒,東経129度2分1秒 ヘ 北緯32度56分10秒,東経129度1分59秒 ト 北緯32度56分8秒,東経129度1分55秒 チ 北緯32度56分9秒,東経129度1分54秒 リ 北緯32度56分11秒,東経129度1分56秒 ヌ 北緯32度56分14秒,東経129度1分58秒 ル 北緯32度56分18秒,東経129度1分59秒 ヲ 北緯32度56分23秒,東経129度1分59秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町道土井郷八重浦墓下標識(石垣南角から南方海岸沿いに30メートルのところ) 2 同郡同町同郷八重浦標識A 3 同郡同町同郷八重浦標識B 4 同郡同町同郷山の下杭標識 5 同郡同町同郷別当崎東側標識 6 同郡同町荒川郷小島北東端 7 同郡同町道土井郷別当崎標識A イ 1から90度30メートルのところ ロ 1から90度70メートルのところ ハ 2から90度70メートルのところ ニ 3から90度70メートルのところ ホ 4から90度70メートルのところ ヘ 5と6を結ぶ直線上5から70メートルのところ ト 7から150度82メートルのところ チ 7から150度42メートルのところ リ 5と6を結ぶ直線上5から35メートルのところ ヌ 4から90度25メートルのところ ル 3から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1300号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 ソウヅカ浦 地先	1 北緯32度56分28秒,東経129度0分28秒 2 北緯32度56分13秒,東経129度0分50秒 3 北緯32度56分38秒,東経129度0分38秒 イ 北緯32度56分22秒,東経129度0分37秒 ロ 北緯32度56分33秒,東経129度0分49秒 ハ 北緯32度56分38秒,東経129度0分42秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識 2 同郡同町同郷青木黒崎南西端 3 同郡同町同郷青木浦海岸標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から295メートルのところ ロ 3から119度47分326メートルのところ ハ 3から94度18分107メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権進場から当該区画漁業権進場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀25台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,570平方メートル、移送分の生簀の総面積が7,850平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第2001号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 地先	1 北緯33度1分47秒,東経129度4分53秒 2 北緯33度1分47秒,東経129度4分57秒 イ 北緯33度1分48秒,東経129度4分53秒 ロ 北緯33度1分50秒,東経129度4分53秒 ハ 北緯33度1分50秒,東経129度4分57秒 ニ 北緯33度1分48秒,東経129度4分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷ハゲ崎防波堤付根標識(ハゲ崎防波堤付根から東側へ海岸沿いに20メートルのところ) 2 同郡同町同郷ハゲ崎北側標識(1から東側へ海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から0度15メートルのところ ロ 1から0度65メートルのところ ハ 2から0度70メートルのところ ニ 2から0度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2002号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 地先	1 北緯33度1分18秒,東経129度4分24秒 2 北緯33度1分20秒,東経129度4分15秒 イ 北緯33度1分16秒,東経129度4分23秒 ロ 北緯33度1分17秒,東経129度4分14秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤東端側標識(網上防波堤東端灯台から西側へ38メートルのところ) 2 同郡同町同郷網上防波堤中間標識(網上防波堤付根から東側へ67メートルのところ) イ 1から187度80メートルのところ ロ 2から189度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2003号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 冷水 地先	1 北緯33度1分59秒,東経129度4分2秒 2 北緯33度2分4秒,東経129度4分1秒 イ 北緯33度1分59秒,東経129度4分4秒 ロ 北緯33度1分59秒,東経129度4分8秒 ハ 北緯33度2分4秒,東経129度4分7秒 ニ 北緯33度2分4秒,東経129度4分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷冷水灰ドコロ防波堤北側護岸標識(防波堤付根から北方護岸沿いに80メートルのところ) 2 同郡同町同郷冷水灰ドコロ防波堤北側護岸排水口標識(1から北方護岸沿いに175メートルのところ) イ 1から90度60メートルのところ ロ 1から90度150メートルのところ ハ 2から90度170メートルのところ ニ 2から90度80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2004号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 青方郷 宇大曾 地先	1 北緯32度58分50秒,東経129度3分20秒 2 北緯32度58分52秒,東経129度3分17秒 イ 北緯32度58分51秒,東経129度3分20秒 ロ 北緯32度58分52秒,東経129度3分18秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と防波堤によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町青方郷宇大曾沖防波堤南東端角標識 2 同郡同町同郷同宇大曾沖防波堤中間標識(1から北西方向防波堤沿いに80メートルのところ) イ 1から37度20メートルのところ ロ 2から37度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第2005号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 平岩 地先	1 北緯32度58分2秒,東経129度2分56秒 2 北緯32度57分56秒,東経129度2分56秒 イ 北緯32度58分2秒,東経129度2分57秒 ロ 北緯32度58分2秒,東経129度2分59秒 ハ 北緯32度57分56秒,東経129度2分59秒 ニ 北緯32度57分56秒,東経129度2分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷字地藏山東海岸標識(2から北側へ180メートルのところ) 2 同郡同町同郷字平岩平岩鼻北西端石垣角標識 イ 1から90度20メートルのところ ロ 1から90度70メートルのところ ハ 2から90度70メートルのところ ニ 2から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2006号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 字小浜 小崎鼻 地先	1 北緯32度58分20秒,東経129度1分58秒 2 北緯32度58分15秒,東経129度1分57秒 イ 北緯32度58分20秒,東経129度1分56秒 ロ 北緯32度58分20秒,東経129度1分54秒 ハ 北緯32度58分15秒,東経129度1分51秒 ニ 北緯32度58分15秒,東経129度1分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷字小浜小崎鼻西端標識 2 同郡同町同郷字小浜小崎鼻西石垣南端標識 イ 1から270度40メートルのところ ロ 1から270度80メートルのところ ハ 2から270度150メートルのところ ニ 2から270度110メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2007号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 小手ノ浦 地先	1 北緯32度57分10秒,東経128度59分59秒 2 北緯32度57分10秒,東経129度0分15秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦北岸南鼻標識 2 同郡同町同郷小手ノ浦北岸東鼻標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2008号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 小手ノ浦 地先	1 北緯32度57分3秒,東経129度0分19秒 2 北緯32度57分5秒,東経129度0分16秒 3 北緯32度57分3秒,東経129度0分7秒	次の1、2、3の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦センガウラ北端標識 2 同郡同町同郷小手ノ浦東小島南端白岩標識 3 同郡同町同郷小手ノ浦中鼻北端	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2009号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 小手ノ浦 地先	1 北緯32度57分1秒,東経128度59分57秒 2 北緯32度57分3秒,東経129度0分7秒 イ 北緯32度57分5秒,東経128度59分57秒 ロ 北緯32度57分5秒,東経129度0分7秒	次の1、イ、ロ、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷小手ノ浦南岸西鼻標識 2 同郡同町同郷小手ノ浦南岸中鼻標識 イ 1から0度100メートルのところ ロ 2から0度73メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2010号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 焼崎浦 御堂鼻 地先	1 北緯32度56分43秒,東経129度0分7秒 2 北緯32度56分45秒,東経128度59分54秒 3 北緯32度56分40秒,東経128度59分59秒 イ 北緯32度56分45秒,東経129度0分7秒 ロ 北緯32度56分44秒,東経128度59分59秒 ハ 北緯32度56分40秒,東経128度59分60秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷焼崎浦南岸墓下西ノ鼻築堤 2 同郡同町同郷焼崎浦御堂鼻北東端 3 同郡同町同郷焼崎浦カトリック教会下護岸排水官上端 イ 1から0度60メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線と3から0度の直線との交点 ハ 3と1を結ぶ直線上3から30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2011号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 青木浦 地先	1 北緯32度56分38秒,東経129度0分38秒 2 北緯32度56分38秒,東経129度0分58秒 3 北緯32度56分46秒,東経129度0分57秒 イ 北緯32度56分38秒,東経129度0分49秒 ロ 北緯32度56分46秒,東経129度0分52秒	次の1、イ、ロ、3の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷青木浦海岸標識 2 同郡同町道土井郷青木沖瀬鼻西端 3 同郡同町同郷青木クサズミの鼻西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ ロ 3から270度138メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第2012号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 別当崎 地先	1 北緯32度56分10秒,東経129度1分54秒 2 北緯32度56分10秒,東経129度1分52秒 3 北緯32度56分10秒,東経129度1分48秒 イ 北緯32度56分9秒,東経129度1分54秒 ロ 北緯32度56分8秒,東経129度1分55秒 ハ 北緯32度56分7秒,東経129度1分53秒 ニ 北緯32度56分7秒,東経129度1分48秒 ホ 北緯32度56分8秒,東経129度1分48秒 ヘ 北緯32度56分8秒,東経129度1分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町道土井郷別当崎標識A 2 同郡同町同郷別当崎東側護岸跡標識(1から南方海岸沿いに22メートルのところ) 3 同郡同町同郷別当崎標識B(2から南方護岸沿いに135メートルのところ) イ 1から150度42メートルのところ ロ 1から150度82メートルのところ ハ 2から180度90メートルのところ ニ 3から180度90メートルのところ ホ 3から180度50メートルのところ ヘ 2から180度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2300号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 地先	1 北緯33度1分47秒,東経129度4分53秒 2 北緯33度1分47秒,東経129度4分57秒 イ 北緯33度1分48秒,東経129度4分53秒 ロ 北緯33度1分50秒,東経129度4分53秒 ハ 北緯33度1分50秒,東経129度4分57秒 ニ 北緯33度1分48秒,東経129度4分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町奈摩郷ハゲ崎防波堤付根標識(ハゲ崎防波堤付根から東側へ海岸沿いに20メートルのところ) 2 同郡同町同郷ハゲ崎北側標識(1から東側へ海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から0度15メートルのところ ロ 1から0度65メートルのところ ハ 2から0度70メートルのところ ニ 2から0度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2301号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 網上 地先	1 北緯33度1分18秒,東経129度4分24秒 2 北緯33度1分20秒,東経129度4分15秒 イ 北緯33度1分16秒,東経129度4分23秒 ロ 北緯33度1分17秒,東経129度4分14秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷網上防波堤東端側標識(網上防波堤東端灯台から西側へ38メートルのところ) 2 同郡同町同郷網上防波堤中間標識(網上防波堤付根から東側へ67メートルのところ) イ 1から187度80メートルのところ ロ 2から189度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2302号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷 冷水 地先	1 北緯33度1分59秒,東経129度4分2秒 2 北緯33度2分4秒,東経129度4分1秒 イ 北緯33度1分59秒,東経129度4分4秒 ロ 北緯33度1分59秒,東経129度4分8秒 ハ 北緯33度2分4秒,東経129度4分7秒 ニ 北緯33度2分4秒,東経129度4分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網上郷冷水灰ドコ防波堤北側護岸標識(防波堤付根から北方護岸沿いに80メートルのところ) 2 同郡同町同郷冷水灰ドコ防波堤北側護岸排水口標識(1から北方護岸沿いに175メートルのところ) イ 1から90度60メートルのところ ロ 1から90度150メートルのところ ハ 2から90度170メートルのところ ニ 2から90度80メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2303号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 青方郷 宇大曾 地先	1 北緯32度58分50秒,東経129度3分20秒 2 北緯32度58分52秒,東経129度3分17秒 イ 北緯32度58分51秒,東経129度3分20秒 ロ 北緯32度58分52秒,東経129度3分18秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と防波堤によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町青方郷宇大曾沖防波堤南東端角標識 2 同郡同町同郷宇大曾沖防波堤中間標識(1から北西方向防波堤沿いに80メートルのところ) イ 1から37度20メートルのところ ロ 2から37度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2304号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 平岩 地先	1 北緯32度58分2秒,東経129度2分56秒 2 北緯32度57分56秒,東経129度2分56秒 イ 北緯32度58分2秒,東経129度2分57秒 ロ 北緯32度58分2秒,東経129度2分59秒 ハ 北緯32度57分56秒,東経129度2分59秒 ニ 北緯32度57分56秒,東経129度2分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷地蔵山東海岸標識(2から北側へ180メートルのところ) 2 同郡同町同郷宇平岩平岩鼻北西端石垣角標識 イ 1から90度20メートルのところ ロ 1から90度70メートルのところ ハ 2から90度70メートルのところ ニ 2から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2305号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 今里郷 宇小浜 小崎鼻 地先	1 北緯32度58分20秒,東経129度1分58秒 2 北緯32度58分15秒,東経129度1分57秒 イ 北緯32度58分20秒,東経129度1分56秒 ロ 北緯32度58分20秒,東経129度1分54秒 ハ 北緯32度58分15秒,東経129度1分51秒 ニ 北緯32度58分15秒,東経129度1分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町今里郷宇小浜小崎鼻西端標識 2 同郡同町同郷宇小浜小崎鼻西垣南端標識 イ 1から270度40メートルのところ ロ 1から270度80メートルのところ ハ 2から270度150メートルのところ ニ 2から270度110メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網上郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第2306号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 串島 桃ノ木止 地先	1 北緯32度57分22秒 東経128度59分38秒 2 北緯32度57分20秒 東経128度59分38秒 3 北緯32度57分18秒 東経128度59分41秒 4 北緯32度57分16秒 東経128度59分38秒 イ 北緯32度57分22秒 東経128度59分39秒 ロ 北緯32度57分21秒 東経128度59分43秒 ハ 北緯32度57分13秒 東経128度59分42秒 ニ 北緯32度57分13秒 東経128度59分39秒 ホ 北緯32度57分15秒 東経128度59分38秒 ヘ 北緯32度57分17秒 東経128度59分41秒 ト 北緯32度57分19秒 東経128度59分41秒 チ 北緯32度57分20秒 東経128度59分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、3、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷串島桃ノ木止北浦海岸標識A 2 同郡同町同郷串島桃ノ木止北浦海岸標識B 3 同郡同町同郷串島桃ノ木止鼻東端標識 4 同郡同町同郷串島桃ノ木止南浦海岸標識 イ 1から101度30メートルのところ ロ 1から101度150メートルのところ ハ 4から128度150メートルのところ ニ 4から158度100メートルのところ ホ 4から158度20メートルのところ ヘ 3から180度30メートルのところ チ 2から101度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網土郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第2307号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 別当崎 地先	1 北緯32度56分10秒 東経129度1分54秒 2 北緯32度56分10秒 東経129度1分53秒 3 北緯32度56分10秒 東経129度1分48秒 イ 北緯32度56分9秒 東経129度1分54秒 ロ 北緯32度56分8秒 東経129度1分55秒 ハ 北緯32度56分7秒 東経129度1分53秒 ニ 北緯32度56分7秒 東経129度1分48秒 ホ 北緯32度56分8秒 東経129度1分48秒 ヘ 北緯32度56分8秒 東経129度1分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町道土井郷別当崎標識A 2 同郡同町同郷別当崎東側護岸跡標識(1から南方海岸沿いに22メートルのところ) 3 同郡同町同郷別当崎標識B(2から南方護岸沿いに135メートルのところ) イ 1から150度42メートルのところ ロ 1から150度82メートルのところ ハ 2から180度90メートルのところ ニ 3から180度90メートルのところ ホ 3から180度50メートルのところ ヘ 2から180度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網土郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第3000号	堤田 敏和	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網土郷 地先	1 北緯33度1分34秒 東経129度4分6秒 2 北緯33度1分39秒 東経129度4分7秒 イ 北緯33度1分34秒 東経129度4分15秒 ロ 北緯33度1分34秒 東経129度4分20秒 ハ 北緯33度1分39秒 東経129度4分20秒 ニ 北緯33度1分39秒 東経129度4分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網土郷護岸南角標識 2 同郡同町同郷男鹿泊護岸標識(1から北方護岸沿いに145メートルのところ) イ 1から90度220メートルのところ ロ 1から90度360メートルのところ ハ 2から90度330メートルのところ ニ 2から90度190メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五区第3001号	新上五島真珠株式会社	長崎県 南松浦郡 新上五島町 道土井郷 青木浦 地先	1 北緯32度56分46秒 東経129度0分57秒 2 北緯32度56分38秒 東経129度0分58秒 3 北緯32度56分30秒 東経129度1分1秒 4 北緯32度56分13秒 東経129度0分50秒 イ 北緯32度56分28秒 東経129度0分28秒 ロ 北緯32度56分46秒 東経129度0分54秒 ハ 北緯32度56分30秒 東経129度0分50秒 ニ 北緯32度56分15秒 東経129度0分47秒	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町道土井郷青木クサズミの鼻西端標識 2 同郡同町同郷青木沖瀬鼻南西端 3 同郡同町同郷青木白崎鼻西端 4 同郡同町同郷青木黒崎南西端 5 同郡同町飯ノ瀬戸郷青木浦西岸標識(松ヶ枝鼻突端から北方海岸沿いに150メートルのところ) イ 1から270度70メートルのところ ロ 3から270度300メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線より4から100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
五区第4000号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網土郷 地先	1 北緯33度1分34秒 東経129度4分6秒 2 北緯33度1分29秒 東経129度4分8秒 イ 北緯33度1分34秒 東経129度4分15秒 ロ 北緯33度1分34秒 東経129度4分20秒 ハ 北緯33度1分29秒 東経129度4分20秒 ニ 北緯33度1分29秒 東経129度4分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町網土郷護岸南角標識 2 同郡同町同郷男鹿泊護岸標識(1から南方護岸沿いに150メートルのところ) イ 1から90度220メートルのところ ロ 1から90度360メートルのところ ハ 2から90度310メートルのところ ニ 2から90度170メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網土郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第4001号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 続浜ノ浦郷加瀬川 地先	1 北緯32度58分12秒 東経129度1分23秒 2 北緯32度58分5秒 東経129度1分26秒 イ 北緯32度58分12秒 東経129度1分30秒 ロ 北緯32度58分5秒 東経129度1分31秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町続浜ノ浦郷浜ノ浦海岸標識 2 同郡同町同郷恵比須鼻西鼻北端標識 イ 1から90度190メートルのところ ロ 2から90度130メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網土郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	
五区第4002号	上五島町漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 飯ノ瀬戸郷 ソヅカ浦 地先	1 北緯32度56分25秒 東経129度0分24秒 2 北緯32度56分22秒 東経129度0分11秒 3 北緯32度56分28秒 東経129度0分15秒 4 北緯32度56分28秒 東経129度0分18秒 イ 北緯32度56分22秒 東経129度0分25秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町飯ノ瀬戸郷松ヶ鼻南西端標識 2 同郡同郷ソヅカ浦西鼻南東端標識 3 同郡同郷ソヅカ浦標識A 4 同郡同郷ソヅカ浦標識B イ 1から171度80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 奈摩郷 網土郷 青方郷 船崎郷 相河郷 三日ノ浦郷 今里郷 続浜ノ浦郷 道土井郷 飯ノ瀬戸郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第521号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 彦浦海岸 地先	1 北緯32度55分57秒,東経129度1分57秒 2 北緯32度55分50秒,東経129度2分1秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷赤崎鼻北端標識 2 同郡同町同郷恵美須鼻護岸東端標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第522号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 雷鼻北東海岸 地先	1 北緯32度55分7秒,東経129度2分1秒 2 北緯32度55分16秒,東経129度2分8秒 イ 北緯32度55分7秒,東経129度2分2秒 ロ 北緯32度55分16秒,東経129度2分10秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷雷鼻南東端標識 2 同郡同町同郷郷ノ首中鼻標識 イ 1から108度20メートルのところ ロ 2から108度40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第523号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 唐人ヶ浦海岸 地先	1 北緯32度55分8秒,東経129度3分2秒 2 北緯32度55分13秒,東経129度3分6秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷唐人ヶ浦南側標識 2 同郡同町同郷唐人ヶ浦北側側溝標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第524号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 瓢箪鼻 地先	1 北緯32度54分38秒,東経129度2分29秒 2 北緯32度54分38秒,東経129度2分27秒 3 北緯32度54分31秒,東経129度2分17秒 4 北緯32度54分34秒,東経129度2分33秒 5 北緯32度54分35秒,東経129度2分33秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線、及び3から4、1から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ユーゴ鼻北西端築堤標識 2 同郡同町同郷トビ瀬東端築堤標識 3 同郡同町同郷彦浦長瀬北西端北築堤跡付根標識 4 同郡同町同郷宝崎北端築堤付根標識 5 同郡同町同郷千切島南端築堤付根標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第525号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 船隠 地先	1 北緯32度54分7秒,東経129度2分31秒 2 北緯32度53分58秒,東経129度2分19秒 3 北緯32度54分7秒,東経129度2分31秒	次の2、1、3の各点を順次結んだ各直線及び3から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷船隠北鼻築堤付根標識 2 同郡同町同郷船隠南鼻西端標識 3 同郡同町同郷船隠内鼻西築堤先端標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第526号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 小ボツボ浦 地先	1 北緯32度53分52秒,東経129度2分23秒 2 北緯32度53分47秒,東経129度2分25秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷小ボツボ浦北鼻南西端標識 2 同郡同町同郷小ボツボ浦南鼻標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第527号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 蛇ヶ浦 地先	1 北緯32度53分19秒,東経129度3分30秒 2 北緯32度53分17秒,東経129度3分27秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷蛇ヶ浦南東入り江北側標識 2 同郡同町同郷蛇ヶ浦南東入り江南側標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第528号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 白魚小河原 地先	1 北緯32度52分58秒,東経129度3分31秒 2 北緯32度52分55秒,東経129度3分15秒	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷白魚橋付根南土管標識 2 同郡同町同郷白河原西岸標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第529号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島 地先	1 北緯32度53分30秒,東経129度2分22秒 2 北緯32度53分20秒,東経129度2分31秒	次の1、2の各点を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島赤岩北築堤先端 2 同郡同町同郷上中島東浦標識A	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第530号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 市右工門鼻 地先	1 北緯32度52分16秒,東経129度2分40秒 2 北緯32度52分12秒,東経129度2分43秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷市右工門鼻北側標識 2 同郡同町同郷市右工門鼻南側標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第531号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 盆ヶ浦 地先	1 北緯32度53分53秒,東経129度1分33秒 2 北緯32度53分52秒,東経129度1分37秒 3 北緯32度53分50秒,東経129度1分36秒 4 北緯32度53分52秒,東経129度1分33秒	次の1、2の各点を順次結んだ直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷二番山鼻南西端標識A 2 同郡同町同郷基左ヶ浦海岸南側標識B 3 同郡同町同郷基左ヶ浦海岸南側標識C 4 同郡同町同郷二番山鼻南西端大岩標識D	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第532号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 男鹿ノ浦 地先	1 北緯32度55分0秒,東経129度0分58秒 2 北緯32度55分5秒,東経129度0分52秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷男鹿ノ浦鼻標識A 2 同郡同町同郷男鹿ノ浦鼻標識B	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第533号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 大地 地先	1 北緯32度51分11秒,東経129度2分50秒 2 北緯32度51分15秒,東経129度2分52秒	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷大地口ノ浦境界標識 2 同郡同町同郷向石南標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)
五区第1015号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 彦浦 地先	1 北緯32度55分57秒,東経129度1分57秒 2 北緯32度55分50秒,東経129度2分1秒 イ 北緯32度55分59秒,東経129度2分2秒 ロ 北緯32度55分53秒,東経129度2分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷赤崎鼻北端標識 2 同郡同町同郷恵美須鼻護岸東端標識 イ 1から64度150メートルのところ ロ 2から64度150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第1016号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 本久島西側 地先	1 北緯32度54分57秒,東経129度2分35秒 2 北緯32度54分39秒,東経129度2分31秒 3 北緯32度54分24秒,東経129度2分48秒 4 北緯32度54分51秒,東経129度2分51秒 イ 北緯32度54分53秒,東経129度2分34秒 ロ 北緯32度54分50秒,東経129度2分33秒 ハ 北緯32度54分47秒,東経129度2分51秒 ニ 北緯32度54分50秒,東経129度2分51秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南西端西側標識 2 同郡同町宿ノ浦郷宝崎小島東海岸標識 3 同郡同町宿ノ浦郷宝崎鼻東端標識 4 同郡同町荒川郷本久島南側標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から110メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から210メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から130メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上4から30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第1017号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島 地先	1 北緯32度53分20秒,東経129度2分31秒 2 北緯32度53分16秒,東経129度2分38秒 イ 北緯32度53分26秒,東経129度2分35秒 ロ 北緯32度53分20秒,東経129度2分42秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島東浦標識A 2 同郡同町同郷上中島東浦標識B イ 1から32度200メートルのところ ロ 2から46度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)
五区第1018号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島 ヤキガマ 地先	1 北緯32度53分26秒,東経129度2分18秒 2 北緯32度53分18秒,東経129度2分18秒 3 北緯32度53分19秒,東経129度2分15秒 イ 北緯32度53分26秒,東経129度2分17秒 ロ 北緯32度53分25秒,東経129度2分14秒	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島西岸大岩標識 2 同郡同町同郷上中島深浦海岸標識 3 同郡同町同郷上中島深浦築堤先端標識 イ 1から263度18メートルのところ ロ 1から263度98メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1020号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 築地鼻 地先	1 北緯32度52分52秒,東経129度2分25秒 2 北緯32度52分52秒,東経129度2分26秒 3 北緯32度52分50秒,東経129度2分26秒 4 北緯32度52分48秒,東経129度2分26秒 5 北緯32度52分47秒,東経129度2分26秒 6 北緯32度52分46秒,東経129度2分25秒 イ 北緯32度52分52秒,東経129度2分25秒	次の1、イ、6の各点を結んだ各直線、2と3、4と5を結んだ各直線及び1から2、3から4、5から6に至る各島最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷築地鼻一番浦標識 2 同郡同町同郷築地鼻一番浦標識2(1から南東海岸沿いに40メートルのところ) 3 同郡同町同郷築地鼻一番浦標識3(2から南方海岸沿い67メートルのところ) 4 同郡同町同郷築地鼻二番浦標識3(5から北方海岸沿いに70メートルのところ) 5 同郡同町同郷築地鼻二番浦標識2(6から北東海岸沿いに47メートルのところ) 6 同郡同町同郷築地鼻二番浦標識1 イ 1から270度10メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第1021号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 樫ノ木 地先	1 北緯32度52分29秒,東経129度2分25秒 2 北緯32度52分30秒,東経129度2分33秒 3 北緯32度52分33秒,東経129度2分32秒 4 北緯32度52分41秒,東経129度2分28秒	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦鼻北端標識 2 同郡同町同郷深浦内鼻東海岸標識 3 同郡同町同郷樫ノ木鼻南東海岸標識 4 同郡同町同郷築地鼻三番浦標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第1022号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 深浦 地先	1 北緯32度52分23秒,東経129度2分36秒 2 北緯32度52分20秒,東経129度2分31秒 3 北緯32度52分3秒,東経129度2分41秒 イ 北緯32度52分20秒,東経129度2分37秒 ロ 北緯32度52分19秒,東経129度2分32秒 ハ 北緯32度52分16秒,東経129度2分33秒 ニ 北緯32度52分17秒,東経129度2分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷松崎鼻中浦標識 2 同郡同町同郷深浦松崎海岸標識B 3 同郡同町同郷カトリック教会畑護岸南東角 イ 1と3を結ぶ直線上1から110メートルのところ ロ 2から137度50メートルのところ ハ 2から159度140メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)
五区第1023号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 瀬戸 地先	1 北緯32度51分34秒,東経129度2分39秒 2 北緯32度51分26秒,東経129度2分44秒 イ 北緯32度51分33秒,東経129度2分37秒 ロ 北緯32度51分25秒,東経129度2分42秒 ハ 北緯32度51分24秒,東経129度2分39秒 ニ 北緯32度51分32秒,東経129度2分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷瀬戸道路擁壁北側標識 2 同郡同町同郷瀬戸道路擁壁南側標識 イ 1から244度50メートルのところ ロ 2から244度50メートルのところ ハ 2から244度135メートルのところ ニ 1から244度135メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)
五区第1024号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 大地 地先	1 北緯32度51分2秒,東経129度2分43秒 2 北緯32度51分9秒,東経129度2分46秒 3 北緯32度51分11秒,東経129度2分50秒 4 北緯32度51分15秒,東経129度2分52秒 5 北緯32度51分18秒,東経129度2分43秒 イ 北緯32度51分15秒,東経129度2分34秒 ロ 北緯32度51分2秒,東経129度2分34秒 ハ 北緯32度51分2秒,東経129度2分41秒	次のイ、ロ、ハ、2、3、4、5の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷白浜鼻築堤大岩標識 2 同郡同町同郷ロノ浦白濱境界標識 3 同郡同町同郷大地ロノ浦境界標識 4 同郡同町同郷向石大地境界標識 5 同郡同町同郷釜蓋瀬南岩標識 イ 5から250度262メートルのところ ロ 1から270度235メートルのところ ハ 1から270度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)
五区第1026号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 下中島東岸 地先	1 北緯32度52分25秒,東経129度2分10秒 2 北緯32度52分20秒,東経129度2分10秒 3 北緯32度52分23秒,東経129度2分7秒 4 北緯32度52分21秒,東経129度2分8秒 イ 北緯32度52分20秒,東経129度2分10秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から3、2から4に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島スズキ浦第2標識 2 同郡同町同郷下中島スズキ浦第3標識 3 同郡同町同郷下中島スズキ浦第4標識 4 同郡同町同郷下中島スズキ浦第5標識 イ 2から90度5メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第1027号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 下中島東側 地先	1 北緯32度52分28秒,東経129度2分8秒 2 北緯32度52分27秒,東経129度2分6秒 3 北緯32度52分25秒,東経129度2分8秒 4 北緯32度52分25秒,東経129度2分9秒 5 北緯32度52分21秒,東経129度2分26秒 イ 北緯32度52分27秒,東経129度2分10秒	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島スズキ浦北端突堤標識 2 同郡同町同郷下中島スズキ浦北海岸標識(1から西方海岸沿いに50メートルのところ) 3 同郡同町同郷下中島スズキ浦南海岸標識(4から西方海岸沿いに50メートルのところ) 4 同郡同町同郷下中島スズキ浦南端突堤標識 5 同郡同町桐古里郷深浦鼻北側標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第1028号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 守崎 地先	1 北緯32度53分27秒,東経129度1分54秒 2 北緯32度53分21秒,東経129度1分43秒 3 北緯32度53分36秒,東経129度1分46秒 イ 北緯32度53分29秒,東経129度1分52秒 ロ 北緯32度53分23秒,東経129度1分41秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷守喜460番地標識 2 同郡同町同郷守崎海岸標識 3 同郡同町同郷小島浦136番地の38護岸標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から75メートルのところ ロ 2から324度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1029号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 小島浦 地先	1 北緯32度53分26秒 東経129度1分33秒 2 北緯32度53分30秒 東経129度1分30秒 イ 北緯32度53分26秒 東経129度1分34秒 ロ 北緯32度53分29秒 東経129度1分41秒 ハ 北緯32度53分33秒 東経129度1分38秒 ニ 北緯32度53分31秒 東経129度1分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷E物置場東端標識 2 同郡同町同郷C物置場標識(1より北方護岸沿いに160メートルのところ) イ 1から66度42メートルのところ ロ 1から66度227メートルのところ ハ 2から66度227メートルのところ ニ 2から66度42メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1030号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 盆ヶ浦 地先	1 北緯32度54分9秒 東経129度1分42秒 2 北緯32度54分0秒 東経129度1分38秒 3 北緯32度53分58秒 東経129度1分43秒 4 北緯32度54分2秒 東経129度1分48秒 イ 北緯32度54分8秒 東経129度1分43秒 ロ 北緯32度53分60秒 東経129度1分39秒 ハ 北緯32度54分3秒 東経129度1分48秒	次のイ、ロ、3、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦北西岸標識 2 同郡同町同郷二番山鼻標識A 3 同郡同町同郷甚左ヶ浦海岸標識A 4 同郡同町同郷盆ヶ浦南東岸標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ ハ 1と4を結ぶ直線上4から25メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	
五区第1031号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 小元ヶ浦 地先	1 北緯32度54分25秒 東経129度1分27秒 2 北緯32度54分16秒 東経129度1分25秒 イ 北緯32度54分21秒 東経129度1分29秒 ロ 北緯32度54分21秒 東経129度1分32秒 ハ 北緯32度54分16秒 東経129度1分29秒 ニ 北緯32度54分16秒 東経129度1分27秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷小元ヶ浦長円寺鼻標識 2 同郡同町同郷小元ヶ浦護岸標識 イ 1から161度125メートルのところ ロ 1から142度175メートルのところ ハ 2から105度100メートルのところ ニ 2から105度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	
五区第1301号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 蔵小島西側 地先	1 北緯32度55分4秒 東経129度2分39秒 2 北緯32度54分57秒 東経129度2分35秒 イ 北緯32度55分7秒 東経129度2分32秒 ロ 北緯32度55分11秒 東経129度2分23秒 ハ 北緯32度55分0秒 東経129度2分18秒 ニ 北緯32度54分58秒 東経129度2分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島北西端標識 2 同郡同町蔵小島南西端西側標識 イ 1から295度210メートルのところ ロ 1から295度455メートルのところ ハ 2から285度445メートルのところ ニ 2から285度200メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生養は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生養18台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生養の総面積が1,884平方メートル、移送分の生養の総面積が5,652平方メートルを超えない範囲内で、生養の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、2,616尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生養によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1302号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 加勢ノ浦 地先	1 北緯32度54分39秒 東経129度2分31秒 2 北緯32度54分24秒 東経129度2分48秒 イ 北緯32度54分43秒 東経129度2分35秒 ロ 北緯32度54分29秒 東経129度2分53秒 ハ 北緯32度54分25秒 東経129度2分49秒	次の2、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷宝崎小島東海岸標識 2 同郡同町同郷宝崎鼻東端標識 イ 1から40度155メートルのところ ロ 2から40度205メートルのところ ハ 2から40度50メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行便を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径25メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については直径25メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が3,928平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き、1,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第1303号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 彦浦 地先	1 北緯32度54分24秒 東経129度2分19秒 2 北緯32度54分24秒 東経129度2分20秒 3 北緯32度54分27秒 東経129度2分26秒 4 北緯32度54分25秒 東経129度2分28秒 5 北緯32度54分12秒 東経129度2分24秒 6 北緯32度54分12秒 東経129度2分23秒 7 北緯32度54分14秒 東経129度2分20秒	次の1と7を結んだ直線、2、3、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線、及び1から2、4から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷彦浦長瀬南西端築堤標識 2 同郡同町同郷彦浦長瀬南端築堤標識 3 同郡同町同郷彦浦海岸標識 4 同郡同町同郷彦浦中鼻北側標識 5 同郡同町同郷彦浦ハゲ鼻標識 6 同郡同町同郷彦浦ハゲ島東端 7 同郡同町同郷彦浦ハゲ島築堤西端標識	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行便を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,964平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、移送分を除き500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1304号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島 地先	1 北緯32度53分16秒,東経129度2分38秒 2 北緯32度53分14秒,東経129度2分40秒 イ 北緯32度53分16秒,東経129度2分38秒 ロ 北緯32度53分20秒,東経129度2分42秒 ハ 北緯32度53分17秒,東経129度2分46秒 ニ 北緯32度53分13秒,東経129度2分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島東浦標識B 2 同郡同町同郷上中島東浦標識C イ 1から46度20メートルのところ ロ 1から46度160メートルのところ ハ 2から62度180メートルのところ ニ 2から100度85メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,963平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活けこんでなければならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1305号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島 地先	1 北緯32度53分30秒,東経129度2分22秒 2 北緯32度53分20秒,東経129度2分31秒 イ 北緯32度53分32秒,東経129度2分24秒 ロ 北緯32度53分26秒,東経129度2分35秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島赤岩北築堤突端 2 同郡同町同郷上中島東浦標識A イ 1から40度70メートルのところ ロ 2から32度200メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が9,925平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1307号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 桐古里郷 深浦 地先	1 北緯32度52分20秒,東経129度2分31秒 2 北緯32度52分20秒,東経129度2分27秒 イ 北緯32度52分19秒,東経129度2分32秒 ロ 北緯32度52分18秒,東経129度2分27秒 ハ 北緯32度52分15秒,東経129度2分28秒 ニ 北緯32度52分16秒,東経129度2分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷深浦松崎海岸標識B 2 同郡同町同郷深浦鼻南端築堤突端標識 イ 1から137度50メートルのところ ロ 2から180度60メートルのところ ハ 2から174度150メートルのところ ニ 1から159度140メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、335尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1308号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 益ヶ浦 地先	1 北緯32度54分12秒 東経129度1分42秒 2 北緯32度54分9秒 東経129度1分42秒 3 北緯32度54分2秒 東経129度1分48秒 4 北緯32度54分4秒 東経129度1分49秒 イ 北緯32度54分10秒 東経129度1分44秒 ロ 北緯32度54分8秒 東経129度1分43秒 ハ 北緯32度54分3秒 東経129度1分48秒	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が1,100平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいならない。 4. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1309号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 男鹿ノ浦 地先	1 北緯32度55分8秒 東経129度0分57秒 2 北緯32度55分1秒 東経129度1分1秒 3 北緯32度55分3秒 東経129度1分14秒 4 北緯32度55分20秒 東経129度0分59秒	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀1台、直径25メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,141平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,552尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. 3と4を結ぶ直線上、3から210m、4から210mのところに夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1310号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 小河原 地先	1 北緯32度55分20秒 東経129度0分23秒 2 北緯32度55分19秒 東経129度0分14秒 イ 北緯32度55分27秒 東経129度0分18秒 ロ 北緯32度55分32秒 東経129度0分15秒 ハ 北緯32度55分27秒 東経129度0分8秒 ニ 北緯32度55分23秒 東経129度0分11秒	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,828平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、32,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1311号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 大平 地先	1 北緯32度55分34秒 東経128度59分56秒 2 北緯32度55分26秒 東経128度59分60秒 イ 北緯32度55分34秒 東経128度59分60秒 ロ 北緯32度55分34秒 東経129度0分3秒 ハ 北緯32度55分25秒 東経129度0分6秒 ニ 北緯32度55分25秒 東経129度0分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷大平立瀬南岸標識(大平立瀬から南方海岸沿いに120メートルのところ) 2 同郡同町同郷大平初瀬標識 イ 1から90度95メートルのところ ロ 1から90度180メートルのところ ハ 2から105度180メートルのところ ニ 2から118度100メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を混入してはならない。 4. 人工種苗を混入してはならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第1501号	若松町中央漁業協同組合	長崎県南松浦郡 新上五島町桐古里郷 荷内島地先	1北緯32度51分21秒 東経129度2分38秒 2北緯32度51分23秒 東経129度2分29秒 イ北緯32度51分26秒 東経129度2分35秒 ロ北緯32度51分28秒 東経129度2分31秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結ぶ直線と最高高潮時海岸線に囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町桐古里郷荷内島東端標識 2 同郡同町同郷荷内島西端標識 イ 1から330度165メートルのところ ロ 2から20度140メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	-
五区第1502号	若松町中央漁業協同組合	長崎県南松浦郡 新上五島町若松郷 大道土井地先	1北緯32度52分60秒 東経129度1分39秒 2北緯32度52分55秒 東経129度1分36秒 イ北緯32度53分1秒 東経129度1分43秒 ロ北緯32度52分55秒 東経129度1分42秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結ぶ直線と最高高潮時海岸線に囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷大道土井海岸標識A 2 同郡同町同郷大道土井海岸標識B イ 1から75度95メートルのところ ロ 2から85度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	-
五区第2013号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 松ヶ鼻 地先	1 北緯32度55分50秒 東経129度2分17秒 2 北緯32度56分3秒 東経129度2分15秒 3 北緯32度55分44秒 東経129度2分18秒 イ 北緯32度55分53秒 東経129度2分17秒 ロ 北緯32度55分53秒 東経129度2分12秒 ハ 北緯32度55分49秒 東経129度2分13秒 ニ 北緯32度55分50秒 東経129度2分15秒 ホ 北緯32度55分44秒 東経129度2分15秒 ヘ 北緯32度55分44秒 東経129度2分17秒 ト 北緯32度55分50秒 東経129度2分17秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷松ヶ鼻北西端標識 2 同郡同町同郷小島南岸標識 3 同郡同町同郷松ヶ鼻南西端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1から305度30分160メートルのところ ハ 1から206度118メートルのところ ニ 1から266度70メートルのところ ホ 3から264度70メートルのところ ヘ 3から264度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	
五区第2014号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 蔵小島南側 地先	1 北緯32度54分56秒 東経129度2分36秒 2 北緯32度54分57秒 東経129度2分52秒 イ 北緯32度54分54秒 東経129度2分36秒 ロ 北緯32度54分54秒 東経129度2分52秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南西端標識 2 同郡同町同郷蔵小島南東端標識 イ 1から180度85メートルのところ ロ 2から180度85メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	
五区第2015号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 多佐浦 地先	1 北緯32度54分2秒 東経129度3分36秒 2 北緯32度53分52秒 東経129度3分39秒 イ 北緯32度54分3秒 東経129度3分37秒 ロ 北緯32度54分4秒 東経129度3分41秒 ハ 北緯32度53分53秒 東経129度3分44秒 ニ 北緯32度53分52秒 東経129度3分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷深浦鼻北東端標識 2 同郡同町同郷多佐浦標識(1から南方海岸沿いに328メートルのところ) イ 1から71度30メートルのところ ロ 1から71度130メートルのところ ハ 2から71度130メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	
五区第2016号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 加勢ノ浦 地先	1 北緯32度54分21秒 東経129度3分7秒 2 北緯32度54分13秒 東経129度3分10秒 3 北緯32度54分11秒 東経129度3分5秒 4 北緯32度54分24秒 東経129度2分48秒	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷立岩鼻西側標識 2 同郡同町同郷荒の岩鶴の木橋 3 同郡同町同郷三ヶ月鼻標識 4 同郡同町同郷宝崎鼻東端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第2017号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 ポッポンナ鼻 地先	1 北緯32度53分46秒,東経129度2分25秒 2 北緯32度53分40秒,東経129度2分29秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ポッポンナ潮ひき鼻南東端標識 2 同郡同町同郷ポッポンナ鼻西端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2018号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 八王島北西側 地先	1 北緯32度53分32秒,東経129度2分53秒 2 北緯32度53分25秒,東経129度2分49秒 3 北緯32度53分34秒,東経129度2分40秒 イ 北緯32度53分32秒,東経129度2分52秒 ロ 北緯32度53分26秒,東経129度2分49秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷八王島北端西側標識 2 同郡同町同郷八王島南西端西側標識 3 同郡同町同郷下り松南岸標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)
五区第2019号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 八王島 南側 地先	1 北緯32度53分22秒,東経129度2分50秒 2 北緯32度53分25秒,東経129度2分56秒 イ 北緯32度53分20秒,東経129度2分52秒 ロ 北緯32度53分24秒,東経129度2分59秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷八王島南端標識 2 同郡同町同郷八王島東側標識 イ 1から130度80メートルのところ ロ 2から130度80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2020号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 姥ヶ浦 地先	1 北緯32度53分35秒,東経129度3分17秒 2 北緯32度53分33秒,東経129度3分23秒 3 北緯32度53分17秒,東経129度3分19秒 4 北緯32度53分20秒,東経129度3分10秒 イ 北緯32度53分18秒,東経129度3分16秒	次の1、2、イ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷姥ヶ浦西側鼻標識 2 同郡同町同郷姥ヶ浦東側鼻標識A 3 同郡同町同郷姥ヶ浦東側鼻標識B 4 同郡同町同郷五郎島東鼻標識 イ 3と4を結ぶ直線上4から160メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2021号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 松中島 地先	1 北緯32度53分12秒,東経129度3分3秒 2 北緯32度53分10秒,東経129度3分7秒 3 北緯32度53分9秒,東経129度3分19秒 4 北緯32度53分10秒,東経129度2分56秒 イ 北緯32度53分6秒,東経129度3分2秒 ロ 北緯32度53分12秒,東経129度3分1秒 ハ 北緯32度53分9秒,東経129度3分6秒 ハ 北緯32度53分5秒,東経129度3分19秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷松中島西端 2 同郡同町同郷松中島南西鼻標識 3 同郡同町同郷松中島東端 4 同郡同町同郷清蔵ヶ首北鼻標識 5 同郡同町同郷清蔵ヶ首南鼻標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 3から180度135メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2022号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 弥五郎島 地先	1 北緯32度53分14秒,東経129度2分51秒 2 北緯32度53分12秒,東経129度2分50秒 3 北緯32度53分12秒,東経129度2分49秒 4 北緯32度53分10秒,東経129度2分56秒	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1から21に至る最高高潮時海岸線、3から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷弥五郎島北端標識 2 同郡同町同郷弥五郎島南端標識 3 同郡同町同郷小瀬戸北端標識 4 同郡同町同郷小瀬戸東端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2023号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 猪ノ浦 地先	1 北緯32度52分47秒,東経129度2分55秒 2 北緯32度52分40秒,東経129度2分55秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷猪ノ浦南岸標識 2 同郡同町同郷猪ノ浦北岸標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2024号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 盆ヶ浦 地先	1 北緯32度53分57秒,東経129度1分42秒 2 北緯32度53分53秒,東経129度1分38秒 3 北緯32度53分54秒,東経129度1分33秒 4 北緯32度53分59秒,東経129度1分37秒	次の1と4を結んだ直線、2と3を結んだ直線及び1と2、3と4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷基左ヶ浦海岸標識B 2 同郡同町同郷基左ヶ浦海岸南西側標識(1から南西海岸沿い方向に200メートルのところ) 3 同郡同町同郷二番山鼻南西奥側標識 4 同郡同町同郷二番山鼻標識B	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)
五区第2308号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 蔵小島南側 地先	1 北緯32度54分56秒,東経129度2分36秒 2 北緯32度54分57秒,東経129度2分52秒 イ 北緯32度54分54秒,東経129度2分36秒 ロ 北緯32度54分54秒,東経129度2分52秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島南西端標識 2 同郡同町同郷蔵小島南東端標識 イ 1から180度85メートルのところ ロ 2から180度85メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第2309号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 船隠 地先	1 北緯32度54分7秒,東経129度2分25秒 2 北緯32度54分7秒,東経129度2分31秒	次の1と2を結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷船隠北鼻築堤付根標識 2 同郡同町同郷船隠内鼻西築堤突端標識	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	
五区第2310号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 ポッポンナ鼻 地先	1 北緯32度53分46秒,東経129度2分25秒 2 北緯32度53分40秒,東経129度2分29秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷ポッポンナ潮ひき鼻南東端標識 2 同郡同町同郷ポッポンナ鼻西端標識	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	
五区第3003号	山田 大	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 馬ノ足形 地先	1 北緯32度54分30秒,東経129度3分23秒 2 北緯32度54分31秒,東経129度3分26秒 3 北緯32度54分31秒,東経129度3分36秒 イ 北緯32度54分30秒,東経129度3分23秒 ロ 北緯32度54分31秒,東経129度3分36秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷馬ノ足形南端標識 2 同郡同町同郷馬ノ足形東側護岸標識 3 同郡同町同郷馬ノ足形東側から東へ225メートルのところ イ 3から180度75メートルのところ ロ 3から180度15メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
五区第4003号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷 元倉 地先	1 北緯32度55分25秒,東経129度2分19秒 2 北緯32度55分20秒,東経129度2分25秒 3 北緯32度55分21秒,東経129度2分38秒 イ 北緯32度55分24秒,東経129度2分17秒 ロ 北緯32度55分23秒,東経129度2分16秒 ハ 北緯32度55分17秒,東経129度2分22秒 ニ 北緯32度55分17秒,東経129度2分38秒 ホ 北緯32度55分20秒,東経129度2分38秒 ヘ 北緯32度55分19秒,東経129度2分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷赤ハエ鼻西端 2 同郡同町同郷長瀬鼻南端 3 同郡同町同郷平バエ鼻南東端 イ 1から225度50メートルのところ ロ 1から225度100メートルのところ ハ 2から225度120メートルのところ ニ 3から180度150メートルのところ ホ 3から180度50メートルのところ ヘ 2から225度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第4004号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 ドジャクナ浦 地先	1 北緯32度53分2秒,東経129度2分38秒 2 北緯32度53分1秒,東経129度2分43秒 3 北緯32度52分59秒,東経129度2分46秒 4 北緯32度52分54秒,東経129度2分55秒 5 北緯32度52分53秒,東経129度2分57秒 6 北緯32度52分49秒,東経129度2分57秒 7 北緯32度52分49秒,東経129度2分50秒 8 北緯32度52分41秒,東経129度2分39秒 イ 北緯32度52分59秒,東経129度2分34秒 ロ 北緯32度52分47秒,東経129度2分47秒	次の1、イ、ロ、7の各点を順次結んだ各直線、2、3、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から2、4から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷竹下鼻南西端標識 2 同郡同町同郷竹下鼻南東端標識 3 同郡同町同郷竹下鼻標識A 4 同郡同町同郷竹下鼻標識B 5 同郡同町同郷竹下鼻標識C 6 同郡同町同郷竹下鼻標識D 7 同郡同町同郷築地浦鼻西端標識 8 同郡同町同郷長瀬東岸標識A(長瀬北端から南側方向120メートルのところ) イ 1から226度140メートルのところ ロ 7と8を結ぶ直線上7から120メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第4005号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 宿ノ浦郷 築地鼻 地先	1 北緯32度52分53秒,東経129度2分29秒 2 北緯32度52分54秒,東経129度2分55秒 3 北緯32度52分47秒,東経129度2分54秒 4 北緯32度52分38秒,東経129度2分49秒 5 北緯32度52分36秒,東経129度2分46秒 6 北緯32度52分36秒,東経129度2分42秒 イ 北緯32度52分54秒,東経129度2分39秒 ロ 北緯32度52分41秒,東経129度2分50秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から6、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町宿ノ浦郷第2築地鼻北東端 2 同郡同町同郷竹下鼻標識B 3 同郡同町同郷築地浦鼻南側標識 4 同郡同町同郷小長瀬北端標識 5 同郡同町同郷小長瀬西岸標識 6 同郡同町同郷築地鼻長瀬東岸標識B イ 1と2を結ぶ直線上1から250メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1034号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 下中島 前畑 地先	1 北緯32度52分32秒,東経129度1分51秒 2 北緯32度52分28秒,東経129度1分51秒 3 北緯32度52分25秒,東経129度1分49秒 イ 北緯32度52分32秒,東経129度1分50秒 ロ 北緯32度52分25秒,東経129度1分48秒 ハ 北緯32度52分28秒,東経129度1分50秒	次の1、イ、ロ、3、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島前畑築堤付根標識A 2 同郡同町同郷下中島前畑築堤付根標識B 3 同郡同町同郷下中島小野畑の下南鼻西端方塊標識 イ 1から270度20メートルのところ ロ 3から270度20メートルのところ ハ 2から270度13メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1035号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 下中島 南風泊 地先	1 北緯32度52分14秒,東経129度1分52秒 2 北緯32度52分14秒,東経129度1分55秒 3 北緯32度52分14秒,東経129度1分56秒 4 北緯32度52分13秒,東経129度1分58秒 5 北緯32度52分12秒,東経129度1分58秒 イ 北緯32度52分13秒,東経129度1分52秒 ロ 北緯32度52分10秒,東経129度1分58秒	次の2、1、イ、ロ、5を結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれて区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷下中島南風泊西口鼻西の築堤突端 2 同郡同町同郷下中島南風泊中の鼻築堤付根 3 同郡同町同郷下中島南風泊中の鼻東端 4 同郡同町同郷下中島南風泊東口鼻標識(5から北東方海岸沿いに20メートルのところ) 5 同郡同町同郷下中島南風泊東口鼻北西端 イ 1から172度50メートルのところ ロ 5から186度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1036号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 宇野島北岸 地先	1 北緯32度52分5秒,東経129度2分2秒 2 北緯32度52分6秒,東経129度1分59秒 3 北緯32度52分7秒,東経129度1分57秒 イ 北緯32度52分5秒,東経129度2分2秒 ロ 北緯32度52分8秒,東経129度1分57秒	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷宇野島片汐東鼻築堤付根標識 2 同郡同町同郷宇野島片汐中鼻築堤付根標識 3 同郡同町同郷宇野島火之子ヶ浦西口鼻築堤付根標識 イ 1から24度10メートルのところ ロ 3から24度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1037号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 宇野島 焼山浦 地先	1 北緯32度52分0秒,東経129度1分53秒 2 北緯32度51分55秒,東経129度1分54秒 3 北緯32度51分56秒,東経129度1分55秒 4 北緯32度52分1秒,東経129度1分54秒 イ 北緯32度52分0秒,東経129度1分52秒 ロ 北緯32度51分55秒,東経129度1分53秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、1から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷宇野島焼山浦北鼻築堤先端標識 2 同郡同町同郷宇野島焼山浦南鼻築堤角標識 3 同郡同町同郷宇野島焼山浦南内鼻標識(2から東方海岸沿いに30メートルのところ) 4 同郡同町同郷宇野島焼山浦北内鼻標識(1から東方海岸沿いに30メートルのところ) イ 1から270度30メートルのところ ロ 2から270度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1038号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 宇野島 焼山 地先	1 北緯32度51分51秒,東経129度1分56秒 2 北緯32度51分41秒,東経129度1分58秒 イ 北緯32度51分51秒,東経129度1分56秒 ロ 北緯32度51分51秒,東経129度1分54秒 ハ 北緯32度51分41秒,東経129度1分56秒 ニ 北緯32度51分41秒,東経129度1分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷宇野島焼山一番鼻標識 2 同郡同町同郷宇野島焼山標識 イ 1から270度20メートルのところ ロ 1から270度60メートルのところ ハ 2から270度55メートルのところ ニ 2から270度15メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1039号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 小ヶ倉 地先	1 北緯32度51分45秒,東経129度1分42秒 2 北緯32度51分36秒,東経129度1分38秒 3 北緯32度51分37秒,東経129度1分35秒 4 北緯32度51分26秒,東経129度1分35秒 5 北緯32度51分18秒,東経129度1分45秒 6 北緯32度51分18秒,東経129度1分52秒 7 北緯32度51分29秒,東経129度2分12秒 8 北緯32度51分34秒,東経129度2分3秒 イ 北緯32度51分36秒,東経129度1分46秒 ロ 北緯32度51分21秒,東経129度1分51秒 ハ 北緯32度51分27秒,東経129度1分42秒	次のイ、2、3、4、ハ、5、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷セツ山浦椎木山南端標識 2 同郡同町同郷セツ山浦小島飛瀬標識 3 同郡同町同郷セツ山浦築堤先端標識 4 同郡同町同郷セツ山浦小ヶ倉鼻北築堤内立岩 5 同郡同町同郷セツ山浦島ノ小島鼻築堤先端標識 6 同郡同町同郷セツ山浦島ノ小島東端 7 同郡同町同郷関掛瀬航路標識 8 同郡同町同郷宇野島野島南端立岩 イ 1と6を結ぶ直線と3と8を結ぶ直線との交点 ロ 1と6を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1040号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 宮ノ浦 地先	1 北緯32度51分56秒,東経129度1分39秒 2 北緯32度51分54秒,東経129度1分41秒 3 北緯32度51分55秒,東経129度1分38秒 4 北緯32度51分56秒,東経129度1分37秒 イ 北緯32度51分57秒,東経129度1分41秒 ロ 北緯32度51分54秒,東経129度1分43秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷宮ノ浦中鼻築堤標識 2 同郡同町同郷宮ノ浦南鼻築堤標識 3 同郡同町同郷宮ノ浦南鼻海岸標識 4 同郡同町同郷宮ノ浦中鼻海岸標識 イ 1から70度50メートルのところ ロ 2から70度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
五区第1041号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 宮ノ浦 地先	1 北緯32度52分0秒,東経129度1分40秒 2 北緯32度51分57秒,東経129度1分40秒 イ 北緯32度52分0秒,東経129度1分43秒 ロ 北緯32度52分0秒,東経129度1分45秒 ハ 北緯32度51分57秒,東経129度1分45秒 ニ 北緯32度51分57秒,東経129度1分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷宮ノ浦上ノ浜海岸標識 2 同郡同町同郷宮ノ浦中鼻北築堤付根標識 イ 1から89度80メートルのところ ロ 1から89度120メートルのところ ハ 2から89度130メートルのところ ニ 2から89度90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1042号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 伊崎 伊崎浦 地先	1 北緯32度52分12秒,東経129度1分45秒 2 北緯32度52分6秒,東経129度1分44秒 3 北緯32度52分10秒,東経129度1分41秒 4 北緯32度52分7秒,東経129度1分41秒 5 北緯32度52分8秒,東経129度1分53秒 イ 北緯32度52分11秒,東経129度1分47秒 ロ 北緯32度52分6秒,東経129度1分46秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から3、4から2に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷伊崎崎鼻築堤標識 2 同郡同町同郷伊崎伊崎浦南鼻北東端 3 同郡同町同郷伊崎伊崎浦南鼻岸築堤標識 4 同郡同町同郷伊崎伊崎浦北岸築堤標識 5 同郡同町同郷宇野島野島北端 イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1043号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 宇深浦 地先	1 北緯32度51分25秒,東経129度1分11秒 2 北緯32度51分25秒,東経129度1分5秒 3 北緯32度51分24秒,東経129度0分52秒 イ 北緯32度51分23秒,東経129度1分12秒 ロ 北緯32度51分21秒,東経129度1分13秒 ハ 北緯32度51分17秒,東経129度0分55秒 ニ 北緯32度51分22秒,東経129度0分53秒 ホ 北緯32度51分21秒,東経129度1分6秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷深浦焼き場の東鼻西岸標識A 2 同郡同町同郷深浦焼き場の東鼻西岸標識B 3 同郡同町同郷深浦焼き場の西鼻南東端標識 イ 1から161度55メートルのところ ロ 1から161度125メートルのところ ハ 3から161度220メートルのところ ニ 3から161度50メートルのところ ホ 2から161度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1044号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 字火打ヶ浦 パンノ石原 地先	1 北緯32度51分40秒 東経129度0分50秒 2 北緯32度51分42秒 東経129度0分58秒 イ 北緯32度51分41秒 東経129度0分49秒 ロ 北緯32度51分43秒 東経129度0分48秒 ハ 北緯32度51分46秒 東経129度0分51秒 ニ 北緯32度51分44秒 東経129度1分1秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
五区第1045号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 白浜 地先	1 北緯32度51分49秒 東経129度1分6秒 2 北緯32度51分57秒 東経129度0分53秒 3 北緯32度51分57秒 東経129度0分46秒 4 北緯32度51分41秒 東経129度0分31秒 5 北緯32度51分37秒 東経129度0分44秒 6 北緯32度51分41秒 東経129度0分57秒 7 北緯32度51分44秒 東経129度1分3秒 イ 北緯32度51分53秒 東経129度0分57秒 ロ 北緯32度51分55秒 東経129度0分52秒 ハ 北緯32度51分51秒 東経129度0分50秒 ニ 北緯32度51分46秒 東経129度0分54秒 ホ 北緯32度51分48秒 東経129度1分0秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
五区第1046号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 水ノ浦 地先	1 北緯32度51分48秒 東経129度0分21秒 2 北緯32度51分44秒 東経129度0分22秒 3 北緯32度51分46秒 東経129度0分12秒 イ 北緯32度51分48秒 東経129度0分20秒 ロ 北緯32度51分44秒 東経129度0分20秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
五区第1047号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 字水ノ浦 水ノ浦鼻 地先	1 北緯32度51分53秒 東経129度0分6秒 2 北緯32度51分48秒 東経129度0分15秒 イ 北緯32度51分52秒 東経129度0分5秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
五区第1048号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 田ノ小島 長瀬 地先	1 北緯32度51分46秒 東経129度0分11秒 2 北緯32度51分36秒 東経129度0分5秒 イ 北緯32度51分46秒 東経129度0分10秒 ロ 北緯32度51分48秒 東経129度0分2秒 ハ 北緯32度51分44秒 東経129度0分1秒 ニ 北緯32度51分43秒 東経129度0分8秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	
五区第1049号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 田ノ小島 長瀬 地先	1 北緯32度51分46秒 東経129度0分11秒 2 北緯32度51分36秒 東経129度0分5秒 3 北緯32度51分34秒 東経129度0分1秒 イ 北緯32度51分43秒 東経129度0分8秒 ロ 北緯32度51分44秒 東経129度0分1秒 ハ 北緯32度51分31秒 東経128度59分54秒 ニ 北緯32度51分29秒 東経129度0分1秒 ホ 北緯32度51分32秒 東経129度0分2秒 ヘ 北緯32度51分35秒 東経128度59分59秒 ト 北緯32度51分37秒 東経128度59分60秒 チ 北緯32度51分36秒 東経129度0分5秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1312号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 七ツ山浦 地先	1 北緯32度51分45秒 東経129度1分42秒 2 北緯32度51分46秒 東経129度1分27秒 3 北緯32度51分45秒 東経129度1分26秒 4 北緯32度51分48秒 東経129度1分32秒 5 北緯32度51分40秒 東経129度1分36秒 6 北緯32度51分40秒 東経129度1分37秒 イ 北緯32度51分46秒 東経129度1分28秒 ロ 北緯32度51分48秒 東経129度1分32秒 ハ 北緯32度51分44秒 東経129度1分42秒 ニ 北緯32度51分36秒 東経129度1分42秒	次の5、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線と6から7に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦椎木山南鼻突端標識 2 同郡同町同郷七ツ山浦出鼻突端標識 3 同郡同町同郷七ツ山浦塚の下標識(3から南方海岸沿いに33メートルのところ) 4 同郡同町同郷七ツ山浦北岸標識 5 同郡同町同郷七ツ山浦小島南西端標識 6 同郡同町同郷七ツ山浦小島東端標識 イ 2と5を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点 ロ 3と4を結ぶ直線上4から20メートルのところ ハ 1から180度50メートルのところ ニ 1から180度290メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたるくまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀14台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,396平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、1,249尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1313号	神部漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 小ヶ倉 地先	1 北緯32度51分45秒 東経129度1分42秒 2 北緯32度51分36秒 東経129度1分38秒 3 北緯32度51分37秒 東経129度1分35秒 4 北緯32度51分26秒 東経129度1分35秒 5 北緯32度51分18秒 東経129度1分45秒 6 北緯32度51分18秒 東経129度1分52秒 7 北緯32度51分29秒 東経129度2分12秒 8 北緯32度51分34秒 東経129度2分3秒 イ 北緯32度51分36秒 東経129度1分46秒 ロ 北緯32度51分21秒 東経129度1分51秒 ハ 北緯32度51分27秒 東経129度1分42秒	次のイ、2、3、4、ハ、5、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷七ツ山浦椎木山南端標識 2 同郡同町同郷七ツ山浦小島飛瀬標識 3 同郡同町同郷七ツ山浦築堤突端標識 4 同郡同町同郷七ツ山浦小ヶ倉鼻北築堤内立岩 5 同郡同町同郷七ツ山浦島ノ小島鼻築堤突端標識 6 同郡同町同郷七ツ山浦島ノ小島東端 7 同郡同町同郷間掛瀬航路標識 8 同郡同町同郷宇野島野島南端立岩 イ 1と6を結ぶ直線と3と8を結ぶ直線との交点 ロ 1と6を結ぶ直線と5と7を結ぶ直線との交点 ハ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたるくまぐろを養殖用種苗としなことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀31台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が9,734平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、2,864尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1503号	神部漁業協同組合	長崎県南松浦郡 新上五島町若松郷 潮這崎地先	1北緯32度52分55秒 東経129度1分36秒 2北緯32度52分40秒 東経129度1分44秒 イ北緯32度52分55秒 東経129度1分42秒 ロ北緯32度52分40秒 東経129度1分46秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結ぶ直線と最高高潮時海岸線に囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷大道土井海岸標識B 2 同郡同町同郷潮這崎南鼻東築堤突端標識 イ 1から85度170メートルのところ ロ 2から88度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 若松郷 神部 土井ノ浦	-
五区第534号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 地先	1 北緯32度52分52秒 東経129度0分12秒 2 北緯32度52分57秒 東経129度0分11秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷若松越護排水口標識 2 同郡同町同郷若松越止付根標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 櫛ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	
五区第535号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 筒ノ浦 地先	1 北緯32度52分59秒 東経128度59分13秒 2 北緯32度53分6秒 東経128度59分14秒	次の1、2の点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷筒ノ浦東海岸岸標識A 2 同郡同町同郷筒ノ浦東岸大岩標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 櫛ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	
五区第536号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 筒ノ浦 地先	1 北緯32度52分51秒 東経128度59分14秒 2 北緯32度52分58秒 東経128度59分14秒 イ 北緯32度52分51秒 東経128度59分12秒 ロ 北緯32度52分58秒 東経128度59分11秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷筒ノ浦東海岸岸標識B 2 同郡同町同郷筒ノ浦東岸小岩標識 イ 1から270度65メートルのところ ロ 2から270度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 櫛ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第802号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 字若ノ浦 牛木戸 地先	1 北緯32度53分57秒,東経128度59分29秒 2 北緯32度53分53秒,東経128度59分32秒 イ 北緯32度53分57秒,東経128度59分28秒 ロ 北緯32度53分55秒,東経128度59分24秒 ハ 北緯32度53分51秒,東経128度59分27秒 ニ 北緯32度53分53秒,東経128度59分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷字若ノ浦牛木戸護岸標識A(波止付根から南方海岸沿いに47メートルのところ) 2 同郡同町同郷字若ノ浦牛木戸護岸標識B(1から南方海岸沿いに160メートルのところ) イ 1から240度30メートルのところ ロ 1から240度150メートルのところ ハ 2から240度150メートルのところ ニ 2から240度30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	1. 組合員行使権の資格を有する者による行使を不当に拒んではならない。
五区第1050号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 日島郷 地先	1 北緯32度55分9秒,東経128度57分55秒 2 北緯32度55分6秒,東経128度57分53秒 イ 北緯32度55分7秒,東経128度57分57秒 ロ 北緯32度55分5秒,東経128度57分60秒 ハ 北緯32度55分2秒,東経128度57分56秒 ニ 北緯32度55分5秒,東経128度57分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町日島郷釜崎護岸標識 2 同郡同町同郷釜崎沖ノ瀬頂上 イ 1から140度90メートルのところ ロ 1から140度180メートルのところ ハ 2から150度120メートルのところ ニ 2から150度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 日島郷	
五区第1314号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 日島郷 地先	1 北緯32度55分9秒,東経128度57分55秒 2 北緯32度55分6秒,東経128度57分53秒 イ 北緯32度55分7秒,東経128度57分57秒 ロ 北緯32度55分5秒,東経128度57分60秒 ハ 北緯32度55分2秒,東経128度57分56秒 ニ 北緯32度55分5秒,東経128度57分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町日島郷釜崎護岸標識 2 同郡同町同郷釜崎沖ノ瀬頂上 イ 1から140度90メートルのところ ロ 1から140度180メートルのところ ハ 2から150度120メートルのところ ニ 2から150度30メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 日島郷	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が514平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、120尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第1500号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 漁生浦郷 御物浦 地先	1 北緯32度54分41秒,東経128度57分33秒 2 北緯32度54分41秒,東経128度57分41秒 3 北緯32度54分43秒,東経128度57分52秒 4 北緯32度54分51秒,東経128度57分54秒 5 北緯32度55分4秒,東経128度57分43秒 6 北緯32度54分53秒,東経128度57分26秒 イ 北緯32度54分43秒,東経128度57分32秒 ロ 北緯32度54分50秒,東経128度57分53秒 ハ 北緯32度54分45秒,東経128度57分51秒	次のイ、ロ、ハ、3、2の各点を順次結んで11に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町漁生浦郷中の浦大崎北端標識 2 同郡同町同郷中の浦大崎内鼻先端標識 3 同郡同町同郷権現崎西側海岸石垣大石標識 4 同郡同町同郷権現崎北端標識 5 同郡同町同郷若松町日島診療所西角護岸標識 6 同郡同町同郷曲崎西端 イ 1と6を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 4から250度25メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	1. 海底ケーブルの設置者の敷設した海底ケーブルの保護に必要な配慮をしなければならない。
五区第2025号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 水ノ浦 地先	1 北緯32度54分0秒,東経128度59分51秒 2 北緯32度53分52秒,東経128度59分39秒 イ 北緯32度54分0秒,東経128度59分52秒 ロ 北緯32度53分59秒,東経128度59分53秒 ハ 北緯32度53分51秒,東経128度59分41秒 ニ 北緯32度53分51秒,東経128度59分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷水の浦海岸標識(東経129度の地点石柱前) 2 同郡同町同郷水の浦鼻南端標識 イ 1から120度10メートルのところ ロ 1から120度50メートルのところ ハ 2から120度50メートルのところ ニ 2から120度10メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	
五区第2026号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 権現鼻 地先	1 北緯32度53分28秒,東経128度59分52秒 2 北緯32度53分40秒,東経128度59分49秒 イ 北緯32度53分28秒,東経128度59分50秒 ロ 北緯32度53分40秒,東経128度59分46秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と2から11に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷権現鼻先端標識 2 同郡同町同郷白鳥鼻西端標識 イ 1から270度60メートルのところ ロ 2から270度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	
五区第2027号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 白南風 地先	1 北緯32度53分17秒,東経128度59分46秒 2 北緯32度53分8秒,東経128度59分50秒 イ 北緯32度53分18秒,東経128度59分48秒 ロ 北緯32度53分9秒,東経128度59分53秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と2から11に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷白南風西岸標識A 2 同郡同町同郷白南風西岸標識C イ 1から60度55メートルのところ ロ 2から60度88メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	
五区第537号	奈留町漁業協同組合	長崎県 五島市 奈留町 宮ノ浜 地先	1 北緯32度50分57秒,東経128度56分21秒 2 北緯32度50分57秒,東経128度56分28秒	次の1、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町船廻矢神漁港斜路突根標識 2 同市同町船廻矢神漁港防波堤突根標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 奈留町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第538号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町柿浦地先	1 北緯32度51分2秒,東経128度56分2秒 2 北緯32度51分4秒,東経128度55分59秒 イ 北緯32度51分2秒,東経128度56分1秒 ロ 北緯32度51分4秒,東経128度55分58秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町船廻護岸標識A 2 同市同町船廻護岸標識B イ 1から241度30分30メートルのところ ロ 2から241度30分30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	
五区第539号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町古巣地先	1 北緯32度50分33秒,東経128度55分39秒 2 北緯32度50分31秒,東経128度55分41秒 イ 北緯32度50分33秒,東経128度55分40秒 ロ 北緯32度50分31秒,東経128度55分42秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町浦護岸標識A 2 同市同町浦護岸標識B イ 1から61度30分40メートルのところ ロ 2から58度30分40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	
五区第540号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町大串地先	1 北緯32度51分30秒,東経128度53分19秒 2 北緯32度51分27秒,東経128度53分23秒 イ 北緯32度51分30秒,東経128度53分20秒 ロ 北緯32度51分27秒,東経128度53分24秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町大串護岸階段付板標識 2 同市同町大串護岸標識 イ 1から54度30分30メートルのところ ロ 2から54度30分30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	
五区第541号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町泊地先	1 北緯32度49分16秒,東経128度56分23秒 2 北緯32度49分14秒,東経128度56分22秒 イ 北緯32度49分15秒,東経128度56分22秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町泊護岸標識A 2 同市同町泊護岸標識B イ 1から254度40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	
五区第542号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町泊 奈木道浜亀瀬地先	1 北緯32度49分25秒,東経128度56分33秒 2 北緯32度49分55秒,東経128度56分54秒 3 北緯32度49分43秒,東経128度57分30秒 4 北緯32度49分54秒,東経129度0分14秒 5 北緯32度49分22秒,東経128度56分34秒 イ 北緯32度49分27秒,東経128度56分35秒 ロ 北緯32度49分29秒,東経128度56分36秒 ハ 北緯32度49分27秒,東経128度56分38秒 ニ 北緯32度49分22秒,東経128度56分40秒 ホ 北緯32度49分22秒,東経128度56分37秒 ヘ 北緯32度49分26秒,東経128度56分36秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町泊奈木道浜ミナゲ瀬標識 2 同市同町泊東風泊防波堤灯台 3 同市同町泊赤瀬びしゃご南鼻南端 4 南松浦郡新上五島町若松へボ島頂上 5 五島市奈留町泊奈木道浜亀瀬標識(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から160メートルのところ ハ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのところ ニ 5と4を結ぶ直線上5から160メートルのところ ホ 5と4を結ぶ直線上5から100メートルのところ ヘ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	
五区第803号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町泊 東風泊赤瀬地先	1 北緯32度49分58秒,東経128度56分42秒 2 北緯32度50分0秒,東経128度56分45秒 イ 北緯32度49分58秒,東経128度56分43秒 ロ 北緯32度49分60秒,東経128度56分46秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町泊東風泊護岸標識A 2 同市同町泊東風泊護岸標識B イ 1から138度30分30メートルのところ ロ 1から138度30分30メートルのところ ロ 2から138度30分30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	
五区第1051号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町船廻阿古木地先	1 北緯32度51分38秒,東経128度56分4秒 2 北緯32度51分23秒,東経128度56分8秒 3 北緯32度51分16秒,東経128度56分15秒 イ 北緯32度51分39秒,東経128度56分7秒 ロ 北緯32度51分40秒,東経128度56分12秒 ハ 北緯32度51分24秒,東経128度56分16秒 ニ 北緯32度51分17秒,東経128度56分22秒 ホ 北緯32度51分17秒,東経128度56分17秒 ヘ 北緯32度51分23秒,東経128度56分11秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町船廻針のメズ石積標識 2 同市同町船廻針のメズ海岸標識 3 同市同町船廻阿古木鯛網代東端はなれ大岩標識 イ 1から79度80メートルのところ ロ 1から79度210メートルのところ ハ 2から79度210メートルのところ ニ 3から79度180メートルのところ ホ 3から79度50メートルのところ ヘ 2から79度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1052号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町大串青木浦地先	1 北緯32度51分25秒,東経128度55分25秒 2 北緯32度51分13秒,東経128度55分35秒 3 北緯32度51分16秒,東経128度55分54秒 4 北緯32度51分32秒,東経128度55分53秒 イ 北緯32度51分26秒,東経128度55分29秒 ロ 北緯32度51分13秒,東経128度55分37秒 ハ 北緯32度51分14秒,東経128度55分42秒 ニ 北緯32度51分27秒,東経128度55分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町大串梅木字ハチノ窄内鼻南側標識 2 同市同町大串白這花見ヶ浦中鼻標識 3 同市同町船廻大古田小古田鼻西端標識 4 同市同町船廻後阿古木埋立地南側標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から175メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から235メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1053号	奈留町漁業協同組合	長崎県五島市奈留町泊 東風泊赤瀬地先	1 北緯32度49分54秒,東経128度56分59秒 2 北緯32度49分45秒,東経128度57分15秒 イ 北緯32度49分53秒,東経128度56分58秒 ロ 北緯32度49分51秒,東経128度56分54秒 ハ 北緯32度49分38秒,東経128度57分13秒 ニ 北緯32度49分42秒,東経128度57分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町泊東風泊赤瀬標識A 2 同市同町泊東風泊赤瀬標識B イ 1から235度50メートルのところ ロ 1から235度180メートルのところ ハ 2から200度210メートルのところ ニ 2から200度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市奈留町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第 1315号	奈留町漁業協同組合	長崎県 五島市 奈留町 大串 青木浦 地先	1 北緯32度51分31秒 東経128度55分23秒 2 北緯32度51分25秒 東経128度55分25秒 3 北緯32度51分32秒 東経128度55分53秒 4 北緯32度51分44秒 東経128度55分45秒 イ 北緯32度51分32秒 東経128度55分25秒 ロ 北緯32度51分26秒 東経128度55分29秒 ハ 北緯32度51分27秒 東経128度55分34秒 ニ 北緯32度51分35秒 東経128度55分30秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町大串梅木窄ハチノ窄中鼻北側標識 2 同市同町大串梅木窄ハチノ窄内鼻南側標識 3 同市同町船廻後阿古木埋立地南側標識 4 同市同町船廻大古田綱上鼻西端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から235メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から215メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 奈留町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀2台、直径30メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,219平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んで서는ならない。4. 人工種苗を活け込んで서는ならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。5. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第 1316号	奈留町漁業協同組合	長崎県 五島市 奈留町 熊高 地先	1 北緯32度52分20秒 東経128度54分40秒 イ 北緯32度52分21秒 東経128度54分47秒 ロ 北緯32度52分28秒 東経128度54分56秒 ハ 北緯32度52分41秒 東経128度54分41秒 ニ 北緯32度52分34秒 東経128度54分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町熊高長崎鼻北東端 イ 1から78度190メートルのところ ロ 1から60度480メートルのところ ハ 1から3度640メートルのところ ニ 1から335度30分480メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 奈留町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀2台、直径50メートルの円形生簀2台、65メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が16,838平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、4,000尾を超えてはならない。4. 人工種苗を活け込んで서는ならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第 3005号	清水 多賀夫	長崎県 五島市 奈留町 浦 大瀬 地先	1 北緯32度50分46秒 東経128度55分58秒 2 北緯32度50分48秒 東経128度55分59秒 イ 北緯32度50分47秒 東経128度55分56秒 ロ 北緯32度50分48秒 東経128度55分53秒 ハ 北緯32度50分51秒 東経128度55分54秒 ニ 北緯32度50分49秒 東経128度55分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町浦字大潮護岸標識 2 同市同町浦柿ノ浦護岸標識A(1から北方海岸沿いに80メートルのところ) イ 1から296度50メートルのところ ロ 1から296度150メートルのところ ハ 2から296度160メートルのところ ニ 2から296度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
五区第 3006号	清水 多賀夫	長崎県 五島市 奈留町 浦 中大瀬 地先	1 北緯32度50分30秒 東経128度55分57秒 2 北緯32度50分30秒 東経128度55分53秒 イ 北緯32度50分38秒 東経128度55分57秒 ロ 北緯32度50分41秒 東経128度55分57秒 ハ 北緯32度50分41秒 東経128度55分53秒 ニ 北緯32度50分38秒 東経128度55分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町浦相の浦港三本松防波堤A北側付根標識 2 同郡同町浦相の浦港三本松防波堤A標識(1から西方三本松防波堤A沿いに100メートルのところ) イ 1から0度250メートルのところ ロ 1から0度350メートルのところ ハ 2から0度350メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
五区第 4006号	奈留町漁業協同組合	長崎県 五島市 奈留町 浦中大瀬 地先	1 北緯32度50分30秒 東経128度55分57秒 2 北緯32度50分30秒 東経128度55分53秒 イ 北緯32度50分31秒 東経128度55分57秒 ロ 北緯32度50分38秒 東経128度55分57秒 ハ 北緯32度50分38秒 東経128度55分53秒 ニ 北緯32度50分31秒 東経128度55分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奈留町浦相の浦港三本松防波堤A北側付根標識 2 同市同町浦相の浦港三本松防波堤A標識(1から西方三本松防波堤A沿いに100メートルのところ) イ 1から0度50メートルのところ ロ 1から0度250メートルのところ ハ 2から0度250メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 奈留町	1. 二の点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第110号	株式会社拓水	長崎県五島市 蔵町宇田尾 宇大野地先	1 北緯32度48分59秒,東経128度52分34秒 2 北緯32度49分6秒,東経128度52分38秒 イ 北緯32度49分7秒,東経128度52分34秒	次の1、イ、ロの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市蔵町宇田尾宇大野弁天波止標識(波止突端から東方沿いに8メートルのところ) 2 同市同町宇田尾宇大野波止千代子水田前護岸標識 イ 1から0度235メートルのところ	第二種区画漁業	介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
五区第111号	株式会社拓水	長崎県五島市 蔵町幸泊 宇重取地先	1 北緯32度48分59秒,東経128度52分34秒 2 北緯32度48分51秒,東経128度52分36秒	次の1、2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市蔵町宇田尾宇大野弁天波止突端標識 2 同市同町幸泊宇重取鼻一ツ岩	第二種区画漁業	介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
五区第543号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市 蔵町内幸泊 地先	1 北緯32度48分47秒,東経128度52分37秒 2 北緯32度48分38秒,東経128度52分40秒 イ 北緯32度48分38秒,東経128度52分38秒	次の1、2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市蔵町内幸泊護岸標識 2 同市同町内幸泊石積護岸標識 イ 2から255度65メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町蔵町田ノ浦町猪之木町	
五区第544号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市 下崎山町恵比須浦 地先	1 北緯32度39分46秒,東経128度53分7秒 2 北緯32度39分37秒,東経128度53分4秒 イ 北緯32度39分45秒,東経128度53分10秒 ロ 北緯32度39分37秒,東経128度53分12秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市下崎山町恵比須浦護岸標識 2 同市同町恵比須浦護岸突端標識 イ 1から124度100メートルのところ ロ 2から91度200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市長手町下崎山町上崎山町向町	
五区第1054号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市 蔵町園山 地先	1 北緯32度49分48秒,東経128度53分4秒 2 北緯32度49分39秒,東経128度53分6秒 イ 北緯32度49分48秒,東経128度53分5秒 ロ 北緯32度49分47秒,東経128度53分18秒 ハ 北緯32度49分37秒,東経128度53分21秒 ニ 北緯32度49分38秒,東経128度53分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市蔵町園山ウベンカンダ標識(消波堤の西方延長線と園山海岸の高潮時海岸線との交点から南方海岸沿いに20メートルのところ) 2 同市同町園山中本畑の護岸標識(1から南方海岸沿いに300メートルのところ) イ 1から97度30分40メートルのところ ロ 1から97度30分380メートルのところ ハ 2から97度30分390メートルのところ ニ 2から97度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町蔵町田ノ浦町猪之木町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1317号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市 本窯町松ヶ崎南岸 地先	1 北緯32度46分33秒,東経128度59分8秒 2 北緯32度46分16秒,東経128度59分19秒 イ 北緯32度46分27秒,東経128度58分52秒 ロ 北緯32度46分11秒,東経128度59分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市本窯町松ヶ崎南岸標識 2 同市同町本窯漁港北防波堤北側海岸標識(北防波堤付根から北方海岸沿いに38メートルのところ) イ 1から247度455メートルのところ ロ 2から247度365メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する誓書を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀1台、30メートル×35メートルの方形生簀2台、40メートル×50メートルの方形生簀6台、40メートル×60メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経度上必要な場合は、生簀の総面積が22,556平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,800尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1318号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 平蔵町 大泊 地先	1 北緯32度44分33秒,東経128度50分59秒 2 北緯32度44分32秒,東経128度50分43秒 3 北緯32度44分31秒,東経128度50分34秒 イ 北緯32度44分31秒,東経128度51分2秒 ロ 北緯32度44分24秒,東経128度51分11秒 ハ 北緯32度44分5秒,東経128度50分47秒 ニ 北緯32度44分25秒,東経128度50分37秒 ホ 北緯32度44分30秒,東経128度50分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市平蔵町早崎防波堤突端標識 2 同市同町大泊沖側防波堤突端標識 3 同市同町長浜護岸標識(草津防波堤付根から北方向に400メートルのところ) イ 1から129度90メートルのところ ロ 1から129度400メートルのところ ハ 3から156度880メートルのところ ニ 3から156度210メートルのところ ホ 2から草津防波堤突端への見通し線70メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町 伊福貴町 本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、一辺14メートルの正六角形の生簀1台、直径50メートルの円形生簀3台、85メートル×85メートルの方形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が39,549平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、7,522尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1319号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 平蔵町 浜泊 地先	1 北緯32度44分57秒,東経128度50分8秒 2 北緯32度44分50秒,東経128度50分14秒 3 北緯32度44分53秒,東経128度50分29秒 イ 北緯32度45分4秒,東経128度50分19秒	次の2、1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市平蔵町えびす瀬石積護岸北端標識 2 同市同町浜泊ノ口鼻標識 3 同市同町椗ノ浦漁港新護岸標識 イ 1から52度385メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町 伊福貴町 本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、一辺17.5メートルの正八角形の生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が14,790平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,300尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第1320号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県 五島市 平蔵町 浜泊 地先	1 北緯32度45分8秒,東経128度49分58秒 2 北緯32度44分57秒,東経128度50分8秒 イ 北緯32度45分10秒,東経128度50分15秒 ロ 北緯32度45分6秒,東経128度50分21秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市平蔵町シバ瀬突端大岩標識 2 同市同町エビス瀬大岩標識 イ 1から80度455メートルのところ ロ 2から52度435メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 戸岐町 奥浦町 平蔵町 伊福貴町 本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、38メートル×39メートルの方形生簀2台、37メートル×50メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が11,614平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、9,026尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1321号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市奥浦町忠太首地先	1 北緯32度45分20秒 東経128度49分59秒 2 北緯32度45分17秒 東経128度49分50秒 3 北緯32度45分11秒 東経128度49分46秒 イ 北緯32度45分15秒 東経128度49分59秒 ロ 北緯32度45分14秒 東経128度49分50秒 ハ 北緯32度45分11秒 東経128度49分50秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市奥浦町川ノ鼻護岸畑前階段付根標識 2 同市同町忠太首護岸排水溝標識 3 同市同町慈恵院下海岸標識 イ 1から180度150メートルのところ ロ 2から180度80メートルのところ ハ 2から180度190メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町伊福貴町本窯町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行役を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,850平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然稚苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。
五区第2028号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市猪之木町水里永里鼻地先	1 北緯32度48分22秒 東経128度52分16秒 2 北緯32度48分21秒 東経128度52分12秒 イ 北緯32度48分21秒 東経128度52分16秒 ロ 北緯32度48分21秒 東経128度52分15秒 ハ 北緯32度48分19秒 東経128度52分11秒 ニ 北緯32度48分20秒 東経128度52分11秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市猪之木町水里永里鼻南海岸標識A 2 同市同町水里永里鼻南海岸標識B(1から西方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から191度30メートルのところ ロ 1から191度60メートルのところ ハ 2から191度60メートルのところ ニ 2から191度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町藤町ノ浦町猪之木町	
五区第2029号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市奥浦町赤瀬地先	1 北緯32度45分7秒 東経128度49分15秒 2 北緯32度45分5秒 東経128度49分14秒 イ 北緯32度45分13秒 東経128度49分13秒 ロ 北緯32度45分12秒 東経128度49分14秒 ハ 北緯32度45分12秒 東経128度49分12秒 ニ 北緯32度45分13秒 東経128度49分11秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市奥浦町赤瀬北端標識 2 同市同町赤瀬西岸標識(1から南方海岸沿いに50メートルのところ) イ 1から347度30分190メートルのところ ロ 1から347度30分170メートルのところ ハ 2から341度30分220メートルのところ ニ 2から341度30分240メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市戸岐町奥浦町平蔵町	
五区第2311号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市田ノ浦町野園地先	1 北緯32度46分12秒 東経128度51分30秒 2 北緯32度46分13秒 東経128度51分27秒 イ 北緯32度46分14秒 東経128度51分32秒 ロ 北緯32度46分13秒 東経128度51分31秒 ハ 北緯32度46分15秒 東経128度51分28秒 ニ 北緯32度46分16秒 東経128度51分29秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市田ノ浦町野園漁港防波堤突端標識 2 同市同町野園漁港防波堤中間標識(1から北西方向に80メートルのところ) イ 1から30度90メートルのところ ロ 1から30度50メートルのところ ハ 2から30度50メートルのところ ニ 2から30度90メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町藤町ノ浦町猪之木町	
五区第2500号	五島ふくえ漁業協同組合	長崎県五島市田ノ浦町田ノ浦地先	1 北緯32度46分50秒 東経128度50分23秒 2 北緯32度46分46秒 東経128度50分21秒 イ 北緯32度46分44秒 東経128度50分29秒 ロ 北緯32度46分42秒 東経128度50分25秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市田ノ浦町田ノ浦港護岸標識A 2 同市同町田ノ浦港護岸標識B イ 1から146度240メートルのところ ロ 2から138度175メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市久賀町藤町田ノ浦町猪之木町	
五区第545号	五島漁業協同組合	長崎県五島市岐宿町河務宇里地先	1 北緯32度44分45秒 東経128度46分33秒 2 北緯32度44分47秒 東経128度46分32秒 イ 北緯32度44分42秒 東経128度46分31秒 ロ 北緯32度44分44秒 東経128度46分29秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町河務宇里海岸大岩標識A 2 同市同町河務宇里海岸大岩標識B(1から北西方海岸沿いに68メートルのところ) イ 1から215度100メートルのところ ロ 2から215度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	
五区第546号	五島漁業協同組合	長崎県五島市岐宿町川原打折地先	1 北緯32度44分25秒 東経128度42分24秒 2 北緯32度44分24秒 東経128度42分27秒 イ 北緯32度44分24秒 東経128度42分24秒 ロ 北緯32度44分24秒 東経128度42分24秒 ハ 北緯32度44分24秒 東経128度42分27秒 ニ 北緯32度44分24秒 東経128度42分27秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町川原打折教会北側防波堤標識A(同防波堤突端から付根方向へ10メートルのところ) 2 同市同町川原打折教会北側防波堤標識B(1から同防波堤付根方向へ70メートルのところ) イ 1から188度3メートルのところ ロ 1から188度23メートルのところ ハ 2から188度23メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	
五区第547号	五島漁業協同組合	長崎県五島市玉之浦町荒川河原浦地先	1 北緯32度39分15秒 東経128度39分14秒 2 北緯32度38分44秒 東経128度39分55秒 3 北緯32度38分57秒 東経128度39分27秒 イ 北緯32度39分8秒 東経128度39分19秒 ロ 北緯32度39分1秒 東経128度39分19秒 ハ 北緯32度39分0秒 東経128度39分33秒 ニ 北緯32度39分7秒 東経128度39分33秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川長卒長迫一番鼻西端標識 2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 3から303度255メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町玉之浦立谷荒川丹奈	
五区第548号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取船持地先	1 北緯32度36分48秒 東経128度46分44秒 2 北緯32度36分39秒 東経128度47分0秒 3 北緯32度36分57秒 東経128度46分59秒 イ 北緯32度36分52秒 東経128度46分51秒 ロ 北緯32度36分55秒 東経128度46分56秒 ハ 北緯32度36分46秒 東経128度47分10秒 ニ 北緯32度36分40秒 東経128度47分3秒	次のイ、ロ、ハ、の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取船持海岸標識(人工海浜北防波堤付根から北西方海岸沿いに150メートルのところ) 2 同市同町土取船持海岸護岸標識(人工海浜南防波堤付根から南東方海岸沿いに175メートルのところ) 3 同市同町土取多郎島東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から350メートルのところ ハ 2から50度340メートルのところ ニ 2から50度90メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狎立	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第549号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取多郎島地先	1 北緯32度36分58秒 東経128度46分38秒 2 北緯32度36分51秒 東経128度46分43秒 イ 北緯32度36分59秒 東経128度46分30秒 ロ 北緯32度36分50秒 東経128度46分32秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取多郎島長山鼻 2 同市同町土取多郎島南端 イ 1から280度200メートルのところ ロ 2から263度300メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	
五区第550号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取松岡造船所跡地先	1 北緯32度36分59秒 東経128度46分25秒 2 北緯32度37分1秒 東経128度46分38秒 イ 北緯32度37分2秒 東経128度46分25秒 ロ 北緯32度37分3秒 東経128度46分30秒 ハ 北緯32度36分60秒 東経128度46分31秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取松岡造船所跡地護岸標識 2 同市同町土取竹小島南端 イ 1から353度100メートルのところ ロ 1から48度30分175メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	
五区第551号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取和島地先	1 北緯32度37分16秒 東経128度46分43秒 2 北緯32度37分15秒 東経128度46分50秒 イ 北緯32度37分19秒 東経128度46分47秒 ロ 北緯32度37分18秒 東経128度46分45秒 ハ 北緯32度37分18秒 東経128度46分52秒 ニ 北緯32度37分19秒 東経128度46分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取和島北端標識 2 同市同町土取和島男瀬鼻標識 イ 1から45度150メートルのところ ロ 1から45度100メートルのところ ハ 2から45度100メートルのところ ニ 2から45度150メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	
五区第552号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取和島富江港外防波堤地先	1 北緯32度37分23秒 東経128度46分28秒 2 北緯32度37分23秒 東経128度46分29秒 イ 北緯32度37分23秒 東経128度46分27秒 ロ 北緯32度37分22秒 東経128度46分29秒 ハ 北緯32度37分20秒 東経128度46分28秒 ニ 北緯32度37分20秒 東経128度46分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取和島富江港外防波堤標識B(防波堤突端灯台から150メートルのところ) 2 同市同町土取和島富江港外防波堤標識C(防波堤突端灯台から200メートルのところ) イ 1から200度20メートルのところ ロ 2から200度20メートルのところ ハ 2から200度100メートルのところ ニ 1から200度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第804号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町長崎鼻地先	1北緯32度36分32秒 東経128度47分10秒 2北緯32度36分28秒 東経128度47分14秒 イ北緯32度36分40秒 東経128度47分23秒 ロ北緯32度36分36秒 東経128度47分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取土取海岸標識A 2 同市同町土取土取海岸標識B イ 1から54度430メートルのところ ロ 2から54度420メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立繁敷職人山下岳	-
五区第805号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取和島地先	1北緯32度37分22秒 東経128度46分33秒 2北緯32度36分59秒 東経128度46分25秒 イ北緯32度37分15秒 東経128度46分33秒 ロ北緯32度37分13秒 東経128度46分31秒 ハ北緯32度37分0秒 東経128度46分35秒 ニ北緯32度36分60秒 東経128度46分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取和島富江港外防波堤標識1(防波堤南東端標識から140メートルのところ) 2 同市同町土取松岡造船所跡地護岸標識 イ 1から185度220メートルのところ ロ 1から192度280メートルのところ ハ 2から83度250メートルのところ ニ 2から86度270メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立繁敷職人山下岳	-
五区第806号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町土取ノ黒瀬地先	1北緯32度37分18秒 東経128度46分36秒 2北緯32度37分22秒 東経128度46分33秒 イ北緯32度37分31秒 東経128度46分43秒 ロ北緯32度37分35秒 東経128度46分45秒 ハ北緯32度37分37秒 東経128度46分44秒 ニ北緯32度37分34秒 東経128度46分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取和島富江港外防波堤南東端標識 2 同市同町土取和島富江港外防波堤標識1(防波堤南東端標識から140メートルのところ) イ 1から23度420メートルのところ ロ 1から24度575メートルのところ ハ 2から31度540メートルのところ ニ 2から30度410メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立繁敷職人山下岳	-
五区第807号	五島漁業協同組合	長崎県五島市富江町松尾地先	1北緯32度37分16秒 東経128度45分41秒 2北緯32度37分7秒 東経128度45分54秒 イ北緯32度37分17秒 東経128度45分46秒	次の1、イ、2を結ぶ直線と、最高高潮時海岸線に囲まれた区域 1 五島市富江町松尾富江港田ノ江海岸標識 2 同市同町松尾富江防波堤A標識 イ 1から78度130メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市富江町富江松尾土取狩立繁敷職人山下岳	-
五区第1055号	五島漁業協同組合	長崎県五島市岐宿町岐宿鰯納屋地先	1 北緯32度45分9秒 東経128度44分26秒 2 北緯32度45分12秒 東経128度44分36秒 イ 北緯32度45分8秒 東経128度44分26秒 ロ 北緯32度45分7秒 東経128度44分26秒 ハ 北緯32度45分10秒 東経128度44分37秒 ニ 北緯32度45分12秒 東経128度44分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町岐宿魚津崎標識 2 同市同町岐宿鰯納屋海岸平岩標識(1から東方海岸沿いニ275メートルのところ) イ 1から180度30メートルのところ ロ 1から180度70メートルのところ ハ 2から180度60メートルのところ ニ 2から180度20メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1056号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 川原 アガタ浦 地先	1 北緯32度44分56秒,東経128度44分2秒 2 北緯32度45分0秒,東経128度44分20秒 イ 北緯32度44分57秒,東経128度44分2秒 ロ 北緯32度44分59秒,東経128度44分2秒 ハ 北緯32度45分4秒,東経128度44分20秒 ニ 北緯32度45分1秒,東経128度44分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町川原横枕鼻北端標識 2 同市同町川原焼崎二番鼻北端標識 イ 1から0度40メートルのところ ロ 1から0度105メートルのところ ハ 2から0度105メートルのところ ニ 2から0度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1057号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 川原 魚見鼻 地先	1 北緯32度45分4秒,東経128度43分57秒 2 北緯32度45分1秒,東経128度43分54秒 3 北緯32度44分56秒,東経128度44分3秒 イ 北緯32度45分3秒,東経128度43分59秒 ロ 北緯32度45分2秒,東経128度43分60秒 ハ 北緯32度45分1秒,東経128度43分59秒 ニ 北緯32度44分59秒,東経128度43分56秒 ホ 北緯32度45分0秒,東経128度43分54秒 ヘ 北緯32度45分2秒,東経128度43分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町川原魚見鼻突端標識 2 同市同町川原魚見鼻南岸標識(1から南西方海岸沿いに115メートルのところ) 3 同市同町川原横枕鼻北端 イ 1から103度50メートルのところ ロ 1から123度100メートルのところ ハ 1と3を結ぶ直線上1から115メートルのところ ニ 2から149度90メートルのところ ホ 2から149度35メートルのところ ヘ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1058号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 川原 大場間西津内鼻 地先	1 北緯32度45分11秒,東経128度44分12秒 2 北緯32度45分10秒,東経128度43分57秒 イ 北緯32度45分10秒,東経128度44分12秒 ロ 北緯32度45分7秒,東経128度44分12秒 ハ 北緯32度45分5秒,東経128度43分57秒 ニ 北緯32度45分8秒,東経128度43分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町川原大場間西津内鼻南端標識 2 同市同町川原間伏大岩標識 イ 1から180度50メートルのところ ロ 1から180度125メートルのところ ハ 2から180度140メートルのところ ニ 2から180度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1059号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 川原大浜 地先	1 北緯32度45分16秒,東経128度44分14秒 2 北緯32度45分17秒,東経128度44分15秒 イ 北緯32度45分13秒,東経128度44分16秒 ロ 北緯32度45分12秒,東経128度44分18秒 ハ 北緯32度45分13秒,東経128度44分20秒 ニ 北緯32度45分15秒,東経128度44分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町川原大浜海岸標識(大浜浦手波止付根から西方海岸沿いに45メートルのところ) 2 同市同町川原大浜浦手波止付根標識 イ 1から138度110メートルのところ ロ 1から138度170メートルのところ ハ 2から138度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1060号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 三井楽町 濱ノ畔 八崎 地先	1 北緯32度44分48秒,東経128度41分57秒 2 北緯32度44分46秒,東経128度41分58秒 イ 北緯32度44分49秒,東経128度41分59秒 ロ 北緯32度44分49秒,東経128度42分2秒 ハ 北緯32度44分47秒,東経128度42分3秒 ニ 北緯32度44分47秒,東経128度42分0秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市三井楽町濱ノ畔北内側防波堤上部階段前標識 2 同市同町濱ノ畔北内側防波堤湾口側電柱南側標識(1から南東側に70メートルのところ) イ 1から70度60メートルのところ ロ 1から70度130メートルのところ ハ 2から70度145メートルのところ ニ 2から70度75メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市三井楽町濱ノ畔	
五区第1061号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 長岑銭亀 地先	1 北緯32度39分27秒,東経128度38分59秒 2 北緯32度39分26秒,東経128度39分17秒 3 北緯32度39分49秒,東経128度39分2秒 4 北緯32度39分44秒,東経128度38分49秒 イ 北緯32度39分32秒,東経128度38分56秒 ロ 北緯32度39分38秒,東経128度39分10秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川銭亀崎西端標識 2 同市同町荒川銭亀南東岸標識 3 同市同町玉之浦小島南東岸標識 4 同市同町玉之浦小島西端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から400メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町玉之浦立谷荒川丹奈	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1062号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦小島南岸 地先	1 北緯32度39分44秒,東経128度38分49秒 2 北緯32度39分49秒,東経128度38分2秒 3 北緯32度39分27秒,東経128度38分59秒 イ 北緯32度39分36秒,東経128度38分54秒 ロ 北緯32度39分41秒,東経128度38分7秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦小島西端標識 2 同市同町玉之浦小島南東岸標識 3 同市同町荒川銭亀崎西端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 2から155度250メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町玉之浦立谷荒川丹奈	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1063号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦山浦 地先	1 北緯32度38分53秒,東経128度38分46秒 2 北緯32度38分42秒,東経128度38分60秒 3 北緯32度38分40秒,東経128度39分6秒 4 北緯32度38分34秒,東経128度38分52秒 イ 北緯32度38分51秒,東経128度38分28秒 ロ 北緯32度38分40秒,東経128度38分57秒 ハ 北緯32度38分36秒,東経128度39分3秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦山浦入口北標識 2 同市同町玉之浦山浦二合半島南端標識 3 同市同町玉之浦山浦北岸標識 4 同市同町玉之浦山浦坊主鼻北東端標識 イ 1から266度460メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から120メートルのところ ハ 3から212度130メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町玉之浦立谷荒川丹奈	1. 1から266度310メートルのところと1から250度320メートルのところを結ぶ直線より沖側に、常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。 2. イの点に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1064号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 戸竹崎北側 地先	1 北緯32度37分51秒,東経128度37分10秒 2 北緯32度37分38秒,東経128度37分35秒 イ 北緯32度37分52秒,東経128度37分11秒 ロ 北緯32度37分55秒,東経128度37分15秒 ハ 北緯32度37分43秒,東経128度37分40秒 ニ 北緯32度37分40秒,東経128度37分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦御岳白鳥神社待合所下標識 2 同市同町玉之浦竹崎北島北東端標識 イ 1から45度60メートルのところ ロ 1から45度180メートルのところ ハ 2から45度180メートルのところ ニ 2から45度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市玉之浦町玉之浦立谷荒川丹奈	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1065号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 島山島 敷浦 地先	1 北緯32度38分50秒,東経128度38分4秒 2 北緯32度38分48秒,東経128度38分10秒 3 北緯32度38分57秒,東経128度38分8秒 4 北緯32度38分56秒,東経128度38分4秒 イ 北緯32度38分53秒,東経128度38分4秒 ロ 北緯32度38分49秒,東経128度38分12秒 ハ 北緯32度38分55秒,東経128度38分11秒 ニ 北緯32度38分54秒,東経128度38分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦島山島敷浦南岸標識 2 同市同町玉之浦島山島敷浦赤石鼻標識 3 同市同町玉之浦島山島敷浦北ノ島南岸標識 4 同市同町玉之浦島山島敷浦北岸標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 2から57度60メートルのところ ハ 3から131度120メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から110メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	
五区第1066号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 島山島 浅切浦 地先	1 北緯32度39分34秒,東経128度37分56秒 2 北緯32度39分31秒,東経128度38分8秒 3 北緯32度39分48秒,東経128度38分14秒 4 北緯32度39分46秒,東経128度37分59秒 イ 北緯32度39分37秒,東経128度37分56秒 ロ 北緯32度39分34秒,東経128度38分9秒 ハ 北緯32度39分44秒,東経128度38分12秒 ニ 北緯32度39分44秒,東経128度37分59秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦浅切浦南岸標識 2 同市同町玉之浦島山島名護崎北東端標識 3 同市同町玉之浦浅切浦北岸標識A 4 同市同町玉之浦浅切浦北岸標識B イ 1と4を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から400メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から320メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	
五区第1067号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 富江町 沖ノ黒瀬 地先	1 北緯32度37分36秒,東経128度46分48秒 2 北緯32度37分30秒,東経128度46分44秒 イ 北緯32度37分37秒,東経128度46分47秒 ロ 北緯32度37分38秒,東経128度46分46秒 ハ 北緯32度37分36秒,東経128度46分40秒 ニ 北緯32度37分34秒,東経128度46分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取沖ノ黒瀬中ノ瀬北端 2 同市同町土取沖ノ黒瀬下ノ瀬西端 イ 1から330度50メートルのところ ロ 1から330度100メートルのところ ハ 2から330度200メートルのところ ニ 2から330度150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 富江町 富江 松尾 土取 狩立	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1068号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 富江町 土取 和島 防波堤 地先	1 北緯32度37分25秒,東経128度46分22秒 2 北緯32度37分24秒,東経128度46分26秒 3 北緯32度37分23秒,東経128度46分28秒 イ 北緯32度37分24秒,東経128度46分22秒 ロ 北緯32度37分23秒,東経128度46分26秒 ハ 北緯32度37分23秒,東経128度46分27秒 ニ 北緯32度37分20秒,東経128度46分26秒 ホ 北緯32度37分21秒,東経128度46分25秒 ヘ 北緯32度37分23秒,東経128度46分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市富江町土取和島富江港外防波堤突端灯台下標識 2 同市同町土取和島富江港外防波堤標識A(防波堤突端灯台から100メートルのところ) 3 同市同町土取和島富江港外防波堤標識B(防波堤突端灯台から150メートルのところ) イ 1から200度20メートルのところ ロ 2から200度20メートルのところ ハ 3から200度20メートルのところ ニ 3から200度100メートルのところ ホ 2から200度100メートルのところ ヘ 1から200度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 富江町 富江 松尾 土取 狩立	1. ニ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1322号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 荒川 白石崎 地先	1 北緯32度39分26秒,東経128度39分17秒 2 北緯32度39分34秒,東経128度39分31秒 3 北緯32度39分49秒,東経128度39分2秒 イ 北緯32度39分38秒,東経128度39分10秒 ロ 北緯32度39分50秒,東経128度39分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川銭亀南東岸標識 2 同市同町荒川白石崎北端標識 3 同市同町玉之浦小島南東岸標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から400メートルのところ ロ 2から350度500メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 天然種苗と人工種苗を生質によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、天然種苗分については直径50メートルの円形生質10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,000尾を超えてはならない。5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1323号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 荒川 河原浦 地先	1 北緯32度39分15秒,東経128度39分14秒 2 北緯32度38分44秒,東経128度39分55秒 3 北緯32度38分57秒,東経128度39分27秒 イ 北緯32度39分8秒,東経128度39分19秒 ロ 北緯32度39分1秒,東経128度39分19秒 ハ 北緯32度39分0秒,東経128度39分33秒 ニ 北緯32度39分7秒,東経128度39分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川長岸長迫一番鼻西端標識 2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 3から303度255メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ ニ 3から28度345メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が7,600平方メートルを超えてはならない。3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
五区第1324号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 荒川 山の浦 地先	1 北緯32度39分21秒,東経128度39分5秒 2 北緯32度39分5秒,東経128度38分56秒 3 北緯32度39分15秒,東経128度38分39秒 4 北緯32度39分44秒,東経128度38分49秒 イ 北緯32度39分15秒,東経128度39分11秒 ロ 北緯32度39分28秒,東経128度38分43秒	次の2、イ、ロ、3、の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川銭亀南鼻南端標識 2 同市同町荒川山ノ浦崎下鼻標識 3 同市同町荒川山ノ浦崎北端標識 4 同市同町玉之浦小島西端 イ 1から138度240メートルのところ ロ 3と4結ぶ直線上3から400メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径50メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が19,625平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、5,000尾を超えてはならない。4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1325号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦山浦 地先	1 北緯32度39分11秒,東経128度38分38秒 2 北緯32度38分53秒,東経128度38分46秒 イ 北緯32度39分8秒,東経128度38分27秒 ロ 北緯32度38分51秒,東経128度38分28秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦山浦崎中鼻北標識 2 同市同町玉之浦山浦入口北標識 イ 1から255度30分290メートルのところ ロ 2から266度460メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径20メートルの円形生簀16台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が5,024平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,000尾を超えてはならない。5. 1と1から233度30分225メートルのところと2から266度310メートルのところを結ぶ直線より沖側においては常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。6. イ、ロを見通す線に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第1326号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦山浦南岸 地先	1 北緯32度38分36秒,東経128度38分37秒 2 北緯32度38分34秒,東経128度38分52秒 3 北緯32度38分42秒,東経128度38分60秒 イ 北緯32度38分51秒,東経128度38分28秒 ロ 北緯32度38分40秒,東経128度38分57秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦山崎北西岸標識 2 同市同町玉之浦山浦坊主鼻北東端標識 3 同市同町玉之浦山浦二合半島南端標識 イ 1から335度540メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から245メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が19,089平方メートルを超えてはならない。3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。4. 1と1から350度30分420メートルのところを結ぶ直線より沖側においては、常時海面から25メートル以浅に漁具を設置してはならない。5. 1、イを見通す線に最も近接する生簀の北端南端に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1327号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 玉之浦 島山島 昼寝が浦 地先	1 北緯32度40分6秒,東経128度38分9秒 2 北緯32度39分51秒,東経128度38分26秒 イ 北緯32度40分14秒,東経128度38分28秒 ロ 北緯32度40分3秒,東経128度38分32秒	次のイ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町玉之浦島山島昼寝が浦南岸標識A 2 同市同町玉之浦島山島勝間崎標識 イ 1から64度545メートルのところ ロ 2から25度30分410メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行役を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が18,303平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)をのみ、天然種苗を活け込んでではない。 4. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第2030号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 唐船之浦郷 団助鼻 地先	1 北緯32度45分35秒,東経128度45分58秒 2 北緯32度45分29秒,東経128度46分1秒 イ 北緯32度45分34秒,東経128度45分57秒 ロ 北緯32度45分33秒,東経128度45分56秒 ハ 北緯32度45分28秒,東経128度45分59秒 ニ 北緯32度45分29秒,東経128度46分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町唐船之浦郷団助鼻南側登り口標識 2 同市同町同郷団助桜鼻標識 イ 1から225度30メートルのところ ロ 1から225度70メートルのところ ハ 2から225度70メートルのところ ニ 2から225度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 岐宿町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
五区第2031号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 唐船之浦 三釜 地先	1 北緯32度45分26秒,東経128度46分41秒 2 北緯32度45分34秒,東経128度46分48秒 イ 北緯32度45分25秒,東経128度46分41秒 ロ 北緯32度45分20秒,東経128度46分42秒 ハ 北緯32度45分28秒,東経128度46分56秒 ニ 北緯32度45分32秒,東経128度46分51秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町唐船之浦三釜北東標識 2 同市同町唐船之浦三釜南西標識 イ 1から176度30分30メートルのところ ロ 1から176度30分200メートルのところ ハ 2から134度30分300メートルのところ ニ 2から134度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 岐宿町	
五区第2032号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 唐船之浦 大曾根 地先	1 北緯32度45分38秒,東経128度46分51秒 2 北緯32度45分43秒,東経128度47分4秒 3 北緯32度45分45秒,東経128度46分59秒 4 北緯32度45分43秒,東経128度46分54秒 イ 北緯32度45分35秒,東経128度46分54秒 ロ 北緯32度45分40秒,東経128度47分7秒	次のイ、ロ、2を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町唐船之浦大曾根浦竹鼻南端標識 2 同市同町船之浦大曾根山平西鼻跡石垣西角 3 同市同町船之浦大曾根浦畑跡南端標識 4 同市同町船之浦大曾根浦竹鼻標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 岐宿町	
五区第2033号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 戸岐之首 箕下 地先	1 北緯32度45分14秒,東経128度46分41秒 2 北緯32度45分8秒,東経128度46分37秒 イ 北緯32度45分15秒,東経128度46分37秒 ロ 北緯32度45分16秒,東経128度46分35秒 ハ 北緯32度45分11秒,東経128度46分31秒 ニ 北緯32度45分10秒,東経128度46分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町戸岐之首箕下海岸小川の鼻くずれ石垣標識 2 同市同町戸岐之首箕下海岸ころび石標識 イ 1から298度120メートルのところ ロ 1から298度170メートルのところ ハ 2から298度180メートルのところ ニ 2から298度130メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 岐宿町	
五区第2034号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 玉之浦町 荒川 河原浦 地先	1 北緯32度39分15秒,東経128度39分14秒 2 北緯32度38分44秒,東経128度39分55秒 3 北緯32度38分57秒,東経128度39分27秒 イ 北緯32度39分8秒,東経128度39分19秒 ロ 北緯32度39分1秒,東経128度39分19秒 ハ 北緯32度39分0秒,東経128度39分33秒 ニ 北緯32度39分7秒,東経128度39分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市玉之浦町荒川長窄長迫一番鼻西端標識 2 同市同町荒川内河原浦の鼻北西端 3 同市同町荒川山ノ浦崎外河原鼻北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 3から303度255メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から675メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 玉之浦町 玉之浦 立谷 荒川 丹奈	
五区第2312号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 三井楽町 濱ノ畔 八崎 地先	1 北緯32度44分48秒,東経128度41分57秒 2 北緯32度44分50秒,東経128度41分56秒 イ 北緯32度44分49秒,東経128度42分2秒 ロ 北緯32度44分49秒,東経128度41分60秒 ハ 北緯32度44分51秒,東経128度41分59秒 ニ 北緯32度44分51秒,東経128度42分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市三井楽町濱ノ畔北内側防波堤上階階段前標識 2 同市同町濱ノ畔北内側防波堤中間電柱前標識(1から北西側に70メートルのところ) イ 1から70度130メートルのところ ロ 1から70度80メートルのところ ハ 2から70度80メートルのところ ニ 2から70度130メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市 三井楽町 濱ノ畔	
五区第1504号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島南浦 地先	1 北緯32度53分11秒,東経129度2分23秒 2 北緯32度53分13秒,東経129度2分33秒 イ 北緯32度53分9秒,東経129度2分24秒 ロ 北緯32度53分7秒,東経129度2分24秒 ハ 北緯32度53分9秒,東経129度2分33秒 ニ 北緯32度53分11秒,東経129度2分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南端標識 2 同郡同町荒川上中島南浦東堤標識 イ 1から176度30分65メートルのところ ロ 1から176度30分135メートルのところ ハ 2から176度30分140メートルのところ ニ 2から176度30分70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1800号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 若松郷 上中島南浦 地先	1 北緯32度53分11秒 東経129度2分23秒 2 北緯32度53分14秒 東経129度2分29秒 イ 北緯32度53分9秒 東経129度2分24秒 ロ 北緯32度53分10秒 東経129度2分30秒 ハ 北緯32度53分13秒 東経129度2分29秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町若松郷上中島南端標識 2 同郡同町同郷上中島南浦東岸岩標識 イ 1から176度30分65メートルのところ ロ 2から176度30分105メートルのところ ハ 2から176度30分35メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,256平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、336尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。
五区第1505号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 大崎 地先	1 北緯32度55分1秒 東経128度58分53秒 2 北緯32度54分50秒 東経128度58分47秒 イ 北緯32度54分59秒 東経128度58分50秒 ロ 北緯32度54分59秒 東経128度58分33秒 ハ 北緯32度54分47秒 東経128度58分33秒 ニ 北緯32度54分47秒 東経128度58分45秒 ホ 北緯32度54分55秒 東経128度58分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷大崎海岸標識 2 同郡同町同郷新四郎崎突端標識 イ 1から237度122メートルのところ ロ 1から262度30分543メートルのところ ハ 2から259度15分392メートルのところ ニ 2から216度15分94メートルのところ ホ 1から207度15分220メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷 有福郷 日島郷	
五区第1506号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 新四郎崎 地先	1 北緯32度54分52秒 東経128度58分59秒 2 北緯32度54分44秒 東経128度59分7秒 イ 北緯32度54分50秒 東経128度58分55秒 ロ 北緯32度54分40秒 東経128度58分37秒 ハ 北緯32度54分31秒 東経128度58分43秒 ニ 北緯32度54分41秒 東経128度59分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷字下松護岸標識 2 同郡同町同郷焼鼻南側防波堤標識 イ 1から244度30分120メートルのところ ロ 1から239度698メートルのところ ハ 2から238度731メートルのところ ニ 2から239度158メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷 有福郷 日島郷	
五区第1507号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 原塚 地先	1 北緯32度54分5秒 東経128度58分17秒 2 北緯32度53分54秒 東経128度58分29秒 イ 北緯32度54分7秒 東経128度58分20秒 ロ 北緯32度54分12秒 東経128度58分30秒 ハ 北緯32度54分1秒 東経128度58分39秒 ニ 北緯32度53分55秒 東経128度58分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷原塚旧石波止付根石垣標識 2 同郡同町同郷原塚犬瀬標識 イ 1から58度30分89メートルのところ ロ 1から56度30分402メートルのところ ハ 2から48度334メートルのところ ニ 2から353度48メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷 有福郷 日島郷	
五区第1508号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 荒川郷蔵 小島西側 地先	1 北緯32度55分4秒 東経129度2分39秒 2 北緯32度53分57秒 東経129度2分35秒 イ 北緯32度55分7秒 東経129度2分32秒 ロ 北緯32度55分11秒 東経129度2分23秒 ハ 北緯32度55分0秒 東経129度2分18秒 ニ 北緯32度54分58秒 東経129度2分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町荒川郷蔵小島北西端標識 2 同郡同町蔵小島南西端西側標識 イ 1から295度210メートルのところ ロ 1から295度455メートルのところ ハ 2から285度445メートルのところ ニ 2から285度200メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷 (佐尾を除く) 若松郷 (神部・土井ノ浦を除く)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
五区第1509号	若松町中央漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 西神ノ浦郷 盆ヶ浦北側 地先	1 北緯32度54分8秒, 東経129度1分32秒 2 北緯32度54分14秒, 東経129度1分40秒 イ 北緯32度54分10秒, 東経129度1分29秒 ロ 北緯32度54分10秒, 東経129度1分28秒 ハ 北緯32度54分17秒, 東経129度1分36秒 ニ 北緯32度54分16秒, 東経129度1分36秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町西神ノ浦郷盆ヶ浦北側石垣標識 2 同郡同町西神ノ浦郷盆ヶ浦北側鼻先標識 イ 1から303度77メートルのところ ロ 1から303度102メートルのところ ハ 2から303度127メートルのところ ニ 2から303度102メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 荒川郷 西神ノ浦郷 宿ノ浦郷 桐古里郷(佐尾を除く) 若松郷(神部・土井ノ浦を除く)	
五区第2501号	五島漁業協同組合	長崎県 五島市 岐宿町 川原 大場間西津内鼻 地先	1 北緯32度45分10秒, 東経128度43分57秒 2 北緯32度45分10秒, 東経128度43分56秒 イ 北緯32度45分8秒, 東経128度43分57秒 ロ 北緯32度45分5秒, 東経128度43分57秒 ハ 北緯32度45分5秒, 東経128度43分56秒 ニ 北緯32度45分8秒, 東経128度43分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 五島市岐宿町川原間伏大岩標識 2 同市同町川原間伏海岸標識 イ 1から180度50メートルのところ ロ 1から180度140メートルのところ ハ 2から180度135メートルのところ ニ 2から180度45メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	五島市岐宿町	
五区第2502号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 高旅地先	1 北緯32度53分58秒, 東経128度59分11秒 2 北緯32度54分14秒, 東経128度58分55秒 イ 北緯32度53分57秒, 東経128度59分10秒 ロ 北緯32度54分13秒, 東経128度58分53秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町榑ノ浦郷高旅白石海岸標識 2 同郡同町同郷高旅内鼻南端波止標識 イ 1から219度30分50メートルのところ ロ 2から239度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	
五区第2503号	若松漁業協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島町 間伏郷 権現名 地先	1 北緯32度53分18秒, 東経128度59分55秒 2 北緯32度53分27秒, 東経128度59分51秒	次の1、2を結んだ直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南松浦郡新上五島町間伏郷権現名海岸標識 2 同郡同町同郷権現鼻突端南側標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南松浦郡 新上五島町 榑ノ浦郷 間伏郷 漁生浦郷	

長崎県対馬海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第500号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 矢びつ 地先	1 北緯34度41分48秒、東経129度25分24秒 2 北緯34度41分50秒、東経129度25分28秒 3 北緯34度41分43秒、東経129度26分19秒 4 北緯34度41分43秒、東経129度26分17秒 5 北緯34度41分41秒、東経129度26分15秒 6 北緯34度41分36秒、東経129度26分9秒 7 北緯34度41分35秒、東経129度26分5秒 8 北緯34度41分32秒、東経129度26分4秒 9 北緯34度41分35秒、東経129度25分18秒 10 北緯34度41分36秒、東経129度25分18秒 イ 北緯34度41分49秒、東経129度25分23秒 ロ 北緯34度41分54秒、東経129度25分29秒 ハ 北緯34度41分51秒、東経129度26分16秒 ニ 北緯34度41分44秒、東経129度26分19秒 ホ 北緯34度41分46秒、東経129度26分14秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4、ホ、5の各点を順次結んだ各直線、6、7、8の各点を順次結んだ各直線、9と10を結んだ直線及び1から10、9から8、6から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町鰐浦矢びつ鬼ヶ浦中州標識 2 同市同町鰐浦矢びつ黒魚角標識 3 同市同町鰐浦股サマ突端標識 4 同市同町鰐浦割崎鼻東端 5 同市同町鰐浦割崎鼻西端 6 同市同町鰐浦滝浜突端排水口標識 7 同市同町鰐浦滝浜広瀬のはなれ頂上 8 同市同町鰐浦滝浜464番地納屋場先石垣西角標識 9 同市同町鰐浦内矢びつ南側突端標識 10 同市同町鰐浦内矢びつ北側突端標識 イ 1から320度30メートルのところ ロ 2から15度150メートルのところ ハ 3から337度250メートルのところ ニ 3から337度25メートルのところ ホ 4から315度110メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦	
対区第501号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦海老島 地先	1 北緯34度42分24秒、東経129度26分34秒 2 北緯34度42分18秒、東経129度26分39秒 3 北緯34度42分23秒、東経129度26分36秒 4 北緯34度42分23秒、東経129度26分41秒	次の1と2を結んだ直線、3と4を結んだ直線及び1から3、2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町鰐浦沖海老島南西端 2 同市同町鰐浦灘海老島南端 3 同市同町鰐浦沖海老島南東端 4 同市同町鰐浦灘海老島北端0	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦	
対区第502号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 豊島の浦田ノ際 地先	1 北緯34度42分5秒、東経129度27分31秒 2 北緯34度41分54秒、東経129度27分23秒 イ 北緯34度42分4秒、東経129度27分35秒 ロ 北緯34度41分54秒、東経129度27分27秒 ハ 北緯34度41分59秒、東経129度27分25秒	次のイ、ロ、2、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町豊島の浦在長瀬鼻標識 2 同市同町豊島の浦南条崎標識 イ 1から100度100メートルのところ ロ 2から97度100メートルのところ ハ 2から15度30分170メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 豊 泉	
対区第503号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 泉 立目 地先	1 北緯34度41分17秒、東経129度28分36秒 2 北緯34度41分16秒、東経129度28分28秒 イ 北緯34度41分16秒、東経129度28分36秒 ロ 北緯34度41分12秒、東経129度28分36秒 ハ 北緯34度41分11秒、東経129度28分28秒 ニ 北緯34度41分16秒、東経129度28分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町泉立目東側突端標識 2 同市同町泉立目西側突端標識 イ 1から180度30メートルのところ ロ 1から180度170メートルのところ ハ 2から180度150メートルのところ ニ 2から180度10メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 泉 豊	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第504号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 泉向かえ 地先	1 北緯34度40分35秒、東経129度28分36秒 2 北緯34度40分31秒、東経129度28分34秒 イ 北緯34度40分35秒、東経129度28分36秒 ロ 北緯34度40分37秒、東経129度28分34秒 ハ 北緯34度40分33秒、東経129度28分31秒 ニ 北緯34度40分31秒、東経129度28分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町泉向かえ北側岸壁標識 2 同市同町泉向かえ南側岸壁標識 イ 1から305度10メートルのところ ロ 1から305度80メートルのところ ハ 2から305度15メートルのところ ニ 2から305度85メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 泉 豊	
対区第505号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 西泊 ハタケジリ 地先	1 北緯34度39分40秒、東経129度29分9秒 2 北緯34度39分35秒、東経129度29分11秒 3 北緯34度39分37秒、東経129度29分4秒 イ 北緯34度39分39秒、東経129度29分10秒 ロ 北緯34度39分38秒、東経129度29分10秒 ハ 北緯34度39分34秒、東経129度29分5秒 ニ 北緯34度39分36秒、東経129度29分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町西泊ワリダニ河口入口標識 2 同市同町西泊ヒララ突端標識 3 同市同町西泊ハタケジリ標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ ハ 3から159度100メートルのところ ニ 3から159度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代	
対区第506号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 網代金崎 地先	1 北緯34度38分49秒、東経129度28分45秒 2 北緯34度38分43秒、東経129度28分37秒 3 北緯34度38分46秒、東経129度28分33秒 イ 北緯34度38分52秒、東経129度28分41秒 ロ 北緯34度38分45秒、東経129度28分35秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町網代金崎北端2 同市同町網代金崎西岸標識A3 同市同町網代夕影浦曲崎北東端標識 イ 1から310度140メートルのところロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第507号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 コブの隠渡の下 地先	1 北緯34度37分37秒、東経129度28分53秒 2 北緯34度37分41秒、東経129度28分42秒 イ 北緯34度37分36秒、東経129度28分51秒 ロ 北緯34度37分34秒、東経129度28分48秒 ハ 北緯34度37分37秒、東経129度28分38秒 ニ 北緯34度37分39秒、東経129度28分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町唐舟志コブの隠渡の下崎南端 2 同市同町唐舟志コブの隠イゲナダ岩標識 イ 1から230度75メートルのところ ロ 1から230度150メートルのところ ハ 2から218度150メートルのところ ニ 2から218度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和須 浜玖須 大增	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第508号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 瀬戸 瀬戸口崎 地先	1 北緯34度37分2秒,東経129度28分8秒 2 北緯34度36分55秒,東経129度28分2秒 3 北緯34度36分56秒,東経129度27分59秒 イ 北緯34度37分1秒,東経129度28分10秒 ロ 北緯34度37分0秒,東経129度28分13秒 ハ 北緯34度36分51秒,東経129度28分5秒 ニ 北緯34度36分51秒,東経129度28分0秒 ホ 北緯34度36分55秒,東経129度27分60秒 ヘ 北緯34度36分54秒,東経129度28分3秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和 浜玖須 大増	
対区第1000号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 垣瀬谷浦 地先	1 北緯34度41分54秒,東経129度26分21秒 2 北緯34度41分55秒,東経129度26分27秒 3 北緯34度42分0秒,東経129度26分32秒 4 北緯34度42分0秒,東経129度26分23秒 5 北緯34度42分1秒,東経129度26分25秒 イ 北緯34度41分55秒,東経129度26分22秒 ロ 北緯34度42分0秒,東経129度26分29秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦	
対区第1001号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦 海菜島 地先	1 北緯34度42分13秒,東経129度25分59秒 2 北緯34度42分17秒,東経129度26分8秒 3 北緯34度42分1秒,東経129度26分25秒 イ 北緯34度42分11秒,東経129度25分59秒 ロ 北緯34度42分10秒,東経129度25分58秒 ハ 北緯34度42分15秒,東経129度26分11秒 ニ 北緯34度42分16秒,東経129度26分10秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦	
対区第1002号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 鰐浦うに島 地先	1 北緯34度42分22秒,東経129度26分18秒 2 北緯34度42分21秒,東経129度26分27秒 イ 北緯34度42分15秒,東経129度26分18秒 ロ 北緯34度42分13秒,東経129度26分18秒 ハ 北緯34度42分14秒,東経129度26分27秒 ニ 北緯34度42分16秒,東経129度26分27秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 鰐浦	
対区第1003号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 網代 大浦 地先	1 北緯34度38分44秒,東経129度28分56秒 2 北緯34度38分32秒,東経129度28分53秒 3 北緯34度38分30秒,東経129度28分57秒 4 北緯34度38分45秒,東経129度29分3秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代	
対区第1004号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 瀬戸 地先	1 北緯34度36分60秒,東経129度28分20秒 2 北緯34度37分3秒,東経129度28分19秒 3 北緯34度37分3秒,東経129度28分7秒 4 北緯34度36分59秒,東経129度28分18秒 ロ 北緯34度36分58秒,東経129度28分13秒 ハ 北緯34度37分3秒,東経129度28分15秒 ニ 北緯34度37分3秒,東経129度28分18秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和 浜玖須 大増	
対区第1005号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 唐舟志 萩島 地先	1 北緯34度36分52秒,東経129度27分43秒 2 北緯34度36分54秒,東経129度27分45秒 3 北緯34度36分53秒,東経129度27分48秒 4 北緯34度36分44秒,東経129度27分51秒 イ 北緯34度36分44秒,東経129度27分43秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 津和 浜玖須 大増	
対区第2000号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 豊落土 地先	1 北緯34度41分50秒,東経129度27分12秒 2 北緯34度41分53秒,東経129度27分12秒 3 北緯34度41分54秒,東経129度27分12秒 4 北緯34度41分52秒,東経129度27分9秒 5 北緯34度41分54秒,東経129度27分8秒 6 北緯34度41分56秒,東経129度27分6秒 イ 北緯34度41分51秒,東経129度27分11秒 ロ 北緯34度41分53秒,東経129度27分11秒 ハ 北緯34度41分54秒,東経129度27分11秒 ニ 北緯34度41分55秒,東経129度27分10秒 ホ 北緯34度41分53秒,東経129度27分10秒 ヘ 北緯34度41分51秒,東経129度27分10秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 豊泉	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第2001号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 網代 金崎西岸 地先	1 北緯34度38分43秒,東経129度28分37秒 2 北緯34度38分38秒,東経129度28分32秒 3 北緯34度38分40秒,東経129度28分30秒 4 北緯34度38分42秒,東経129度28分30秒 5 北緯34度38分46秒,東経129度28分33秒 イ 北緯34度38分45秒,東経129度28分35秒 ロ 北緯34度38分40秒,東経129度28分31秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町網代金崎西岸標識A 2 同市同町網代金崎西岸標識B 3 同市同町網代タ影浦沖端標識 4 同市同町網代タ影浦曲崎南東端標識 5 同市同町網代タ影浦曲崎北東端標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線と3から90度に伸ばした直線との交点	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代	
対区第2002号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 網代 タ影 地先	1 北緯34度38分42秒,東経129度28分30秒 2 北緯34度38分40秒,東経129度28分29秒 3 北緯34度38分41秒,東経129度28分24秒 4 北緯34度38分43秒,東経129度28分24秒	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町網代タ影浦曲崎西端 2 同市同町網代タ影浦沖端標識 3 同市同町網代星崎津社突端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 西泊 古里 比田勝 網代	
対区第2003号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 大増 尾崎 地先	1 北緯34度37分18秒,東経129度26分16秒 2 北緯34度37分5秒,東経129度26分18秒 イ 北緯34度37分18秒,東経129度26分14秒 ロ 北緯34度37分5秒,東経129度26分16秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町大増尾崎759番地標識 2 同市同町大増大増野村崎突端標識 イ 1から270度50メートルのところ ロ 2から270度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜玖須 大増	
対区第2004号	上対馬町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 大増 小増鼻 地先	1 北緯34度37分17秒,東経129度26分8秒 2 北緯34度37分4秒,東経129度26分11秒 イ 北緯34度37分17秒,東経129度26分8秒 ロ 北緯34度37分4秒,東経129度26分11秒 ハ 北緯34度37分4秒,東経129度26分12秒 ニ 北緯34度37分17秒,東経129度26分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町大増西在所182番地桜の木下標識 2 同市同町大増小増鼻北東端標識 イ 1から90度50メートルのところ ロ 2から90度10メートルのところ ハ 2から90度40メートルのところ ニ 1から90度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 富浦 唐舟志 浜玖須 大増	
対区第4500号	株式会社上村真珠	長崎県 対馬市 上対馬町 河内 竹の浜 地先	1 北緯34度40分42秒,東経129度25分25秒 2 北緯34度40分46秒,東経129度25分30秒 3 北緯34度40分40秒,東経129度25分43秒 イ 北緯34度40分44秒,東経129度25分23秒 ロ 北緯34度40分47秒,東経129度25分30秒 ハ 北緯34度40分41秒,東経129度25分43秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町河内河内標識 2 同市同町河内藤内崎北西端 3 同市同町大浦沙洲内の鼻標識 イ 1から320度70メートルのところ ロ 2から0度50メートルのところ ハ 3から17度10メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4501号	株式会社上村真珠	長崎県 対馬市 上対馬町 大浦 地先	1 北緯34度40分45秒,東経129度25分45秒 2 北緯34度40分36秒,東経129度25分55秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町大浦崎の瀬鼻南西端 2 同市同町大浦だらぎ鼻北西端石垣角標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第509号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オコチが浦 アクゾウ崎 地先	1 北緯34度36分31秒,東経129度28分16秒 2 北緯34度36分24秒,東経129度27分56秒 3 北緯34度36分22秒,東経129度27分59秒 4 北緯34度36分24秒,東経129度28分4秒 イ 北緯34度36分33秒,東経129度28分16秒 ロ 北緯34度36分31秒,東経129度27分54秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町五根緒オコチが浦赤崎航路標識灯 2 同市同町五根緒オコチが浦小赤崎北端標識 3 同市同町五根緒オコチが浦小赤崎東端標識 4 同市同町五根緒オコチが浦アクゾウ崎西端標識 イ 1から0度40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	
対区第510号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オコチが浦 女瀬浦 地先	1 北緯34度36分10秒,東経129度28分17秒 2 北緯34度36分4秒,東経129度28分27秒 イ 北緯34度36分6秒,東経129度28分28秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町五根緒オコチが浦女瀬鼻東端(南風泊口標識) 2 同市同町五根緒波止鼻北端 イ 2から30度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	
対区第511号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 等コビス崎 地先	1 北緯34度32分45秒,東経129度27分40秒 2 北緯34度32分52秒,東経129度27分34秒 イ 北緯34度32分45秒,東経129度27分43秒 ロ 北緯34度32分53秒,東経129度27分40秒 ハ 北緯34度32分53秒,東経129度27分37秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町等コビス崎北端 2 同市同町等コビス島南海岸標識 イ 1から90度90メートルのところ ロ 2から72度170メートルのところ ハ 2から72度90メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	
対区第512号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 声見 浅黄瀬 地先	1 北緯34度31分54秒,東経129度27分20秒 2 北緯34度31分54秒,東経129度27分17秒 3 北緯34度31分51秒,東経129度27分24秒 イ 北緯34度31分53秒,東経129度27分21秒 ロ 北緯34度31分51秒,東経129度27分23秒 ハ 北緯34度31分48秒,東経129度27分17秒 ニ 北緯34度31分53秒,東経129度27分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町声見平瀬内オカイン標識 2 同市同町声見トガ崎南西端標識 3 同市同町声見平瀬南突端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から128メートルのところ ハ 2から180度200メートルのところ ニ 2から180度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 声見	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第513号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 声見 剣島北 地先	1 北緯34度31分50秒,東経129度27分8秒 2 北緯34度31分51秒,東経129度27分13秒 3 北緯34度31分21秒,東経129度27分16秒 イ 北緯34度31分48秒,東経129度27分9秒 ロ 北緯34度31分45秒,東経129度27分10秒	次のイ、ロ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町声見剣島防波堤堤根本標識 2 同市同町声見剣島防波堤北東端標識 3 同市同町声見赤瀬北東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から65メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から170メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 声見	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第514号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 芦見 剣島 地先	1 北緯34度31分48秒,東経129度27分8秒 2 北緯34度31分45秒,東経129度27分8秒 3 北緯34度31分47秒,東経129度26分60秒 4 北緯34度31分46秒,東経129度27分0秒 イ 北緯34度31分48秒,東経129度27分7秒 ロ 北緯34度31分47秒,東経129度27分1秒 ハ 北緯34度31分46秒,東経129度27分1秒 ニ 北緯34度31分45秒,東経129度27分8秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 一重	
対区第515号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 小鹿 松島 地先	1 北緯34度30分46秒,東経129度26分30秒 2 北緯34度30分45秒,東経129度26分28秒 3 北緯34度30分51秒,東経129度26分27秒 4 北緯34度30分49秒,東経129度26分22秒 イ 北緯34度30分50秒,東経129度26分28秒 ロ 北緯34度30分47秒,東経129度26分29秒 ハ 北緯34度30分46秒,東経129度26分27秒 ニ 北緯34度30分48秒,東経129度26分23秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 小鹿	1. ニの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第516号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 小鹿 鹿打 地先	1 北緯34度30分44秒,東経129度26分10秒 2 北緯34度30分46秒,東経129度26分15秒 3 北緯34度30分33秒,東経129度26分18秒 4 北緯34度30分37秒,東経129度26分23秒 イ 北緯34度30分42秒,東経129度26分11秒 ロ 北緯34度30分36秒,東経129度26分16秒 ハ 北緯34度30分39秒,東経129度26分22秒 ニ 北緯34度30分45秒,東経129度26分16秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 小鹿	
対区第1006号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 カルサ浦 地先	1 北緯34度36分27秒,東経129度27分11秒 2 北緯34度36分45秒,東経129度27分28秒 3 北緯34度36分35秒,東経129度27分4秒 4 北緯34度36分39秒,東経129度27分17秒 イ 北緯34度36分30秒,東経129度27分14秒 ロ 北緯34度36分36秒,東経129度27分8秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1007号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 しらがおじ鼻 地先	1 北緯34度36分26秒,東経129度27分21秒 2 北緯34度36分27秒,東経129度27分11秒 3 北緯34度36分33秒,東経129度27分35秒 イ 北緯34度36分26秒,東経129度27分17秒 ロ 北緯34度36分33秒,東経129度27分17秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1008号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 白石 地先	1 北緯34度36分24秒,東経129度27分43秒 2 北緯34度36分31秒,東経129度27分40秒 イ 北緯34度36分25秒,東経129度27分46秒 ロ 北緯34度36分26秒,東経129度27分54秒 ハ 北緯34度36分33秒,東経129度27分51秒 ニ 北緯34度36分31秒,東経129度27分43秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1009号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 名方浦 地先	1 北緯34度36分21秒,東経129度27分44秒 2 北緯34度36分22秒,東経129度27分49秒 イ 北緯34度36分23秒,東経129度27分44秒 ロ 北緯34度36分24秒,東経129度27分49秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	
対区第1010号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オヨコチが浦 白石 地先	1 北緯34度36分24秒,東経129度27分56秒 2 北緯34度36分23秒,東経129度27分49秒 イ 北緯34度36分26秒,東経129度27分55秒 ロ 北緯34度36分25秒,東経129度27分49秒 ハ 北緯34度36分23秒,東経129度27分49秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	
対区第1011号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 オヨコチが浦 アクソウ崎 地先	1 北緯34度36分22秒,東経129度27分59秒 2 北緯34度36分24秒,東経129度28分4秒 3 北緯34度36分19秒,東経129度27分57秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 等 五根緒 舟志	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1012号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 琴 郷ノ浦 地先	1 北緯34度33分14秒,東経129度27分56秒 イ 北緯34度33分13秒,東経129度27分55秒 ロ 北緯34度33分11秒,東経129度27分53秒 ハ 北緯34度33分13秒,東経129度27分52秒 ニ 北緯34度33分13秒,東経129度27分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町琴郷ノ浦海岸標識 イ 1から220度50メートルのところ ロ 1から220度120メートルのところ ハ 1から249度105メートルのところ ニ 1から257度85メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	
対区第2005号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 もちこし 地先	1 北緯34度36分53秒,東経129度26分36秒 2 北緯34度36分53秒,東経129度26分44秒 イ 北緯34度36分54秒,東経129度26分44秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町舟志もちこし鼻標識 2 同市同町舟志京島の鼻北端 イ 2から0度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	
対区第2006号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 舟志 京島 地先	1 北緯34度36分53秒,東経129度26分56秒 2 北緯34度37分1秒,東経129度26分51秒 3 北緯34度36分53秒,東経129度26分44秒 イ 北緯34度36分54秒,東経129度26分56秒 ロ 北緯34度36分54秒,東経129度26分44秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町五根緒やまも崎北端 2 同市同町大増嶺南端 3 同市同町市志京島の鼻北端 イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 3から0度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. イの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2007号	上対馬南漁業協同組合	長崎県 対馬市 上対馬町 五根緒 地先	1 北緯34度36分53秒,東経129度26分56秒 2 北緯34度36分47秒,東経129度27分3秒 3 北緯34度36分56秒,東経129度27分3秒 イ 北緯34度36分54秒,東経129度26分57秒 ロ 北緯34度36分47秒,東経129度27分4秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上対馬町五根緒やまも崎北端 2 同市同町ほそり突端標識 3 同市同町大増白金突端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 2から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上対馬町 琴 五根緒 舟志	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1013号	峰町東部漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 志越沖の浜 地先	1 北緯34度29分24秒,東経129度24分46秒 2 北緯34度29分19秒,東経129度24分41秒 3 北緯34度29分26秒,東経129度24分39秒 イ 北緯34度29分22秒,東経129度24分44秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町志越沖の浜の鼻南端 2 同市同町志越赤瀬東端 3 同市同町志越沖の浜護岸排水口上標識(防波堤付根から東方防波堤沿いに85メートルのところ)	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 佐賀 志多賀 志越 棚	
対区第517号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 曾こうご崎 地先	1 北緯34度25分34秒,東経129度22分26秒 2 北緯34度25分34秒,東経129度22分20秒 イ 北緯34度25分37秒,東経129度22分26秒 ロ 北緯34度25分39秒,東経129度22分21秒	次の1、イ、ロ、2の各点を結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町曾こうご崎内の鼻標識 2 同市同町曾こうご崎西端標識 イ 1から12度90メートルのところ ロ 2から12度140メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第518号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻サスロ 地先	1 北緯34度25分26秒,東経129度22分33秒 2 北緯34度25分15秒,東経129度22分36秒 イ 北緯34度25分23秒,東経129度22分37秒 ロ 北緯34度25分21秒,東経129度22分42秒 ハ 北緯34度25分15秒,東経129度22分44秒 ニ 北緯34度25分15秒,東経129度22分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町千尋藻サスロコウゴ崎東岸標識C 2 同市同町千尋藻サスロナカウリ鼻東端 イ 1から118度30分140メートルのところ ロ 1から118度30分270メートルのところ ハ 2から80度200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第519号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 尾崎浦 地先	1 北緯34度24分40秒,東経129度22分38秒 2 北緯34度24分45秒,東経129度22分35秒 イ 北緯34度24分41秒,東経129度22分40秒	次の1、イ、2を結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町千尋藻尾崎浦コチボウ鼻北西端 2 同市同町尾崎浦南端 イ 2から134度30分185メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第520号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦立石 地先	1 北緯34度23分54秒,東経129度22分35秒 2 北緯34度23分47秒,東経129度22分26秒 イ 北緯34度23分55秒,東経129度22分35秒 ロ 北緯34度23分58秒,東経129度22分35秒 ハ 北緯34度23分51秒,東経129度22分26秒 ニ 北緯34度23分49秒,東経129度22分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦立石岩北端標識 2 同市同町横浦標識A(1から南西方海岸沿いに340メートルのところ) イ 1から0度30メートルのところ ロ 1から0度100メートルのところ ハ 2から0度130メートルのところ ニ 2から0度60メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第521号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 千切島 地先	1 北緯34度23分17秒,東経129度23分15秒 2 北緯34度23分30秒,東経129度23分23秒 イ 北緯34度23分17秒,東経129度23分17秒 ロ 北緯34度23分30秒,東経129度23分23秒 ハ 北緯34度23分30秒,東経129度23分26秒 ニ 北緯34度23分16秒,東経129度23分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦飛下り標識 2 同市同町横浦切形標識 イ 1から102度50メートルのところ ロ 2から102度10メートルのところ ハ 2から102度80メートルのところ ニ 1から102度120メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	
対区第522号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 キヨ浜 地先	1 北緯34度22分59秒,東経129度23分9秒 2 北緯34度22分58秒,東経129度23分26秒 イ 北緯34度22分58秒,東経129度23分9秒 ロ 北緯34度22分57秒,東経129度23分9秒 ハ 北緯34度22分56秒,東経129度23分26秒 ニ 北緯34度22分57秒,東経129度23分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦見世浦見世崎南西端標識 2 同市同町横浦見世浦千切島南突端標識 イ 1から180度20メートルのところ ロ 1から180度50メートルのところ ハ 2から180度50メートルのところ ニ 2から180度20メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第523号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 白子浜中瀬 地先	1 北緯34度22分59秒,東経129度22分41秒 2 北緯34度22分54秒,東経129度22分45秒 イ 北緯34度23分0秒,東経129度22分43秒 ロ 北緯34度23分2秒,東経129度22分48秒 ハ 北緯34度22分56秒,東経129度22分51秒 ニ 北緯34度22分54秒,東経129度22分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦白子浜標識A 2 同市同町横浦白子浜標識B(1から南方海岸沿いに200メートルのところ) イ 1から67度50メートルのところ ロ 1から67度200メートルのところ ハ 2から67度190メートルのところ ニ 2から67度40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第524号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 一重崎 地先	1 北緯34度20分42秒,東経129度17分29秒 2 北緯34度20分34秒,東経129度17分25秒 イ 北緯34度20分41秒,東経129度17分31秒 ロ 北緯34度20分39秒,東経129度17分35秒 ハ 北緯34度20分32秒,東経129度17分31秒 ニ 北緯34度20分34秒,東経129度17分27秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨クブズラ鼻南標識 2 同市同町嵯峨一重崎北標識 イ 1から121度50メートルのところ ロ 1から121度170メートルのところ ハ 2から121度170メートルのところ ニ 2から121度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝崎	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第525号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱赤土 地先	1 北緯34度25分42秒,東経129度16分24秒 2 北緯34度25分40秒,東経129度16分16秒 イ 北緯34度25分42秒,東経129度16分15秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小綱赤土標識 2 同市同町小綱クジラ瀬標識 イ 2から350度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第526号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 田 二又 地先	1 北緯34度26分37秒,東経129度17分5秒 2 北緯34度26分39秒,東経129度17分5秒 3 北緯34度26分43秒,東経129度17分8秒 4 北緯34度27分25秒,東経129度16分27秒 5 北緯34度26分39秒,東経129度16分43秒 イ 北緯34度26分42秒,東経129度16分42秒	次の1と2を結んだ直線、3、イ、5の各点を順次結んだ各直線及び2から3、5から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町田海岸標識 2 同市同町田丸島西端 3 同市同町田丸島北端 4 同市同町太坂木坂鼻西端 5 同市豊玉町田鼻鼻突端 イ 5と4を結ぶ直線上5から100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	
対区第527号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 田ノ浜 地先	1 北緯34度25分60秒,東経129度17分37秒 2 北緯34度25分59秒,東経129度17分40秒 3 北緯34度25分58秒,東経129度17分40秒 イ 北緯34度26分2秒,東経129度17分37秒 ロ 北緯34度26分1秒,東経129度17分40秒	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町田オモト鼻突端標識 2 同市同町田大土手川口東側突角標識 3 同市同町田大土手第二水門西側標識 イ 1から0度80メートルのところ ロ 1から0度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	
対区第528号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 田 赤崎 地先	1 北緯34度26分42秒,東経129度17分32秒 2 北緯34度26分43秒,東経129度17分10秒 3 北緯34度26分33秒,東経129度17分17秒 4 北緯34度26分33秒,東経129度17分31秒 イ 北緯34度26分42秒,東経129度17分26秒 ロ 北緯34度26分33秒,東経129度17分27秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町田赤崎北標識 2 同市同町田丸島北端標識 3 同市同町田タシマ鼻突端標識 4 同市同町田赤崎南標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から120メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第529号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 狩尾松ヶ浦 地先	1 北緯34度26分57秒,東経129度17分17秒 2 北緯34度26分54秒,東経129度16分59秒 イ 北緯34度26分56秒,東経129度17分17秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町狩尾げ鼻突端標識 2 同市同町狩尾新崎南東端標識 イ 1から180度30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	
対区第1014号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋瀬 ナガエ 地先	1 北緯34度24分16秒,東経129度22分10秒 2 北緯34度24分13秒,東経129度22分8秒 3 北緯34度23分54秒,東経129度22分35秒 4 北緯34度23分56秒,東経129度22分42秒 イ 北緯34度24分14秒,東経129度22分13秒 ロ 北緯34度24分9秒,東経129度22分21秒 ハ 北緯34度24分7秒,東経129度22分18秒 ニ 北緯34度24分10秒,東経129度22分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町千尋瀬コナガエ崎東端 2 同市同町千尋瀬ナガエ浦護岸南角標識 3 同市同町千尋瀬横浦立石岩北端標識 4 同市同町千尋瀬ボウズ鼻北端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から350メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から320メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から130メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋瀬 管 鍾川 位ノ端 横浦	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1015号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 鍾川 地先	1 北緯34度23分54秒,東経129度21分57秒 2 北緯34度23分52秒,東経129度21分54秒 イ 北緯34度23分52秒,東経129度22分0秒 ロ 北緯34度23分49秒,東経129度21分57秒 ハ 北緯34度23分48秒,東経129度21分58秒 ニ 北緯34度23分52秒,東経129度22分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町鍾川崎千畳敷鼻標識 2 同市同町鍾川崎中鼻護岸角標識 イ 1から120度90メートルのところ ロ 2から141度115メートルのところ ハ 2から141度160メートルのところ ニ 1から120度130メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋瀬 管 鍾川 位ノ端 横浦	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1016号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 鍾川 地先	1 北緯34度23分51秒,東経129度21分49秒 2 北緯34度23分52秒,東経129度21分51秒 イ 北緯34度23分49秒,東経129度21分50秒 ロ 北緯34度23分44秒,東経129度21分53秒 ハ 北緯34度23分45秒,東経129度21分55秒 ニ 北緯34度23分50秒,東経129度21分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町鍾川防波堤付根標識 2 同市同町鍾川先中鼻護岸階段標識 イ 1から152度50メートルのところ ロ 1から152度230メートルのところ ハ 2から154度230メートルのところ ニ 2から154度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋瀬 管 鍾川 位ノ端 横浦	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1017号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦東鼻 地先	1 北緯34度23分9秒,東経129度22分43秒 2 北緯34度23分13秒,東経129度22分46秒 3 北緯34度22分59秒,東経129度23分9秒 イ 北緯34度23分7秒,東経129度22分46秒 ロ 北緯34度23分7秒,東経129度22分48秒 ハ 北緯34度23分11秒,東経129度22分50秒 ニ 北緯34度23分12秒,東経129度22分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦東鼻突端標識 2 同市同町横浦長浜護岸標識A 3 同市同町横浦見世崎南西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から130メートルのところ ハ 2から115度120メートルのところ ニ 2から115度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1018号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 横島 地先	1 北緯34度21分15秒,東経129度16分4秒 2 北緯34度21分17秒,東経129度16分8秒 イ 北緯34度21分13秒,東経129度16分6秒 ロ 北緯34度21分9秒,東経129度16分9秒 ハ 北緯34度21分11秒,東経129度16分13秒 ニ 北緯34度21分15秒,東経129度16分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船横島防波堤標識A 2 同市同町貝船横島防波堤標識B(1から北東方防波堤沿いに111メートルのところ) イ 1から143度80メートルのところ ロ 1から143度209メートルのところ ハ 2から143度209メートルのところ ニ 2から143度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 嵯峨 貝船 唐洲	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1019号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲稚島 地先	1 北緯34度21分9秒,東経129度15分52秒 2 北緯34度21分9秒,東経129度15分21秒 3 北緯34度21分10秒,東経129度15分24秒 イ 北緯34度21分6秒,東経129度15分48秒 ロ 北緯34度21分1秒,東経129度15分25秒 ハ 北緯34度21分6秒,東経129度15分22秒 ニ 北緯34度21分7秒,東経129度15分25秒 ホ 北緯34度21分8秒,東経129度15分25秒 ヘ 北緯34度21分12秒,東経129度15分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲稚島防波堤曲角標識 2 同市同町唐洲道下海岸標識 3 同市同町唐洲道下海岸松の木下標識 イ 1から227度130メートルのところ ロ 2から157度276メートルのところ ハ 2から157度90メートルのところ ニ 3から157度100メートルのところ ホ 3から157度62メートルのところ ヘ 1から300度220メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 貝船 唐洲	
対区第1020号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 廻又カシ 地先	1 北緯34度21分52秒,東経129度14分39秒 2 北緯34度21分43秒,東経129度14分43秒 3 北緯34度21分36秒,東経129度14分42秒 イ 北緯34度21分52秒,東経129度14分39秒 ロ 北緯34度21分54秒,東経129度14分43秒 ハ 北緯34度21分46秒,東経129度14分47秒 ニ 北緯34度21分44秒,東経129度14分49秒 ホ 北緯34度21分42秒,東経129度14分47秒 ヘ 北緯34度21分44秒,東経129度14分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町廻又カシ東端標識 2 同市同町廻又カシ潮突端標識 3 同市同町廻又カシ中潮突端標識 イ 1から65度10メートルのところ ロ 1から65度100メートルのところ ハ 2から45度135メートルのところ ニ 3から39度300メートルのところ ホ 3から39度200メートルのところ ヘ 2から45度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	
対区第1021号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	1 北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒 2 北緯34度21分42秒,東経129度15分11秒 3 北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒 4 北緯34度21分28秒,東経129度15分4秒 イ 北緯34度21分41秒,東経129度15分10秒 ロ 北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒 ハ 北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒 ニ 北緯34度21分39秒,東経129度15分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 2 同市同町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 3 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 4 同市同町唐洲オトミヨウ崎北端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのところ ハ 1から265度240メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1022号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	1 北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒 2 北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒 イ 北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒 ロ 北緯34度21分42秒,東経129度15分2秒 ハ 北緯34度21分40秒,東経129度15分1秒 ニ 北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 2 同市同町廻シロ瀬北鼻北端 イ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのところ ハ 1から268度340メートルのところ ニ 1から265度240メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	
対区第1023号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小網深入 地先	1 北緯34度25分17秒,東経129度16分24秒 2 北緯34度25分14秒,東経129度16分25秒 3 北緯34度25分17秒,東経129度16分29秒 4 北緯34度25分15秒,東経129度16分29秒	次の1と2及び3と4を結んだ各直線と1から3、2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小網深入北岸突端標識 2 同市同町小網深入南岸入口突端標識 3 同市同町小網深入北岸大度畑石垣角標識 4 同市同町小網深入南岸標識B	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 松田 大網	
対区第1024号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 賀佐浦 地先	1 北緯34度26分54秒,東経129度17分52秒 2 北緯34度27分7秒,東経129度17分40秒 3 北緯34度27分5秒,東経129度17分31秒 4 北緯34度26分52秒,東経129度17分44秒 イ 北緯34度26分57秒,東経129度17分49秒 ロ 北緯34度27分0秒,東経129度17分46秒 ハ 北緯34度26分56秒,東経129度17分40秒 ニ 北緯34度26分53秒,東経129度17分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町賀佐チンダ浦西突端標識 2 同市同町賀佐尾崎南東端 3 同市同町賀佐中瀬突端 4 同市同町賀佐ざんご外の一鼻突端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から235メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から155メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上4から40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 賀佐 賀佐浦 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1025号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 釜ふた 地先	1 北緯34度27分15秒,東経129度18分6秒 2 北緯34度27分12秒,東経129度17分58秒 3 北緯34度27分6秒,東経129度17分57秒 4 北緯34度27分16秒,東経129度17分47秒 5 北緯34度27分25秒,東経129度17分52秒 イ 北緯34度27分17秒,東経129度18分3秒 ロ 北緯34度27分18秒,東経129度18分1秒 ハ 北緯34度27分14秒,東経129度17分55秒 ニ 北緯34度27分7秒,東経129度17分52秒 ホ 北緯34度27分6秒,東経129度17分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町賀佐白帽子石垣標識(白帽子石垣西端から東方海岸沿いに10メートルのところ) 2 同市同町賀佐釜ふた突端標識 3 同市同町賀佐釜ふた海岸標識 4 同市同町狩尾漁協事務所前護岸標識 5 同市同町狩尾バス停前標識(鍵の川橋南西端より南西へ37メートルのところ) イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 1と5を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのところ ニ 3から292度120メートルのところ ホ 3から292度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1026号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 狩尾 小松崎 地先	1 北緯34度27分25秒,東経129度17分57秒 2 北緯34度27分26秒,東経129度17分55秒 3 北緯34度27分7秒,東経129度17分40秒 イ 北緯34度27分25秒,東経129度17分57秒 ロ 北緯34度27分24秒,東経129度17分56秒 ハ 北緯34度27分25秒,東経129度17分53秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町狩尾小松崎石垣南西端標識 2 同市同町狩尾小松崎海岸東階段付根標識 3 同市同町狩尾崎南東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から5メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から55メートルのところ ハ 2から222度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	
対区第1027号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 狩尾 地先	1 北緯34度27分15秒,東経129度17分45秒 2 北緯34度27分7秒,東経129度17分40秒 3 北緯34度27分1秒,東経129度17分54秒 イ 北緯34度27分13秒,東経129度17分47秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町狩尾漁協加工施設敷地西端護岸標識 2 同市同町狩尾扇崎神社前護岸東端標識 3 同市同町狩尾賀佐カサ鼻西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1300号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲稚島 地先	1 北緯34度21分9秒,東経129度15分52秒 2 北緯34度21分9秒,東経129度15分21秒 3 北緯34度21分10秒,東経129度15分24秒 イ 北緯34度21分6秒,東経129度15分48秒 ロ 北緯34度21分1秒,東経129度15分25秒 ハ 北緯34度21分6秒,東経129度15分22秒 ニ 北緯34度21分7秒,東経129度15分25秒 ホ 北緯34度21分8秒,東経129度15分25秒 ヘ 北緯34度21分12秒,東経129度15分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲稚島防波堤曲角標識 2 同市同町唐洲道下海岸標識 3 同市同町唐洲道下海岸松の木下標識 イ 1から227度130メートルのところ ロ 2から157度276メートルのところ ハ 2から157度90メートルのところ ニ 3から157度100メートルのところ ホ 3から157度62メートルのところ ヘ 1から300度220メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 岐峨 貝瀬 唐洲	1. 免許種者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業種に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径40メートルの円形生質3台、直径30メートルの円形生質6台、直径20メートルの円形生質7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が10,208平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業種に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,547尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではならない。ただし、天然種苗が確保でき

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1301号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	1 北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒 2 北緯34度21分42秒,東経129度15分11秒 3 北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒 4 北緯34度21分28秒,東経129度15分4秒 イ 北緯34度21分41秒,東経129度15分10秒 ロ 北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒 ハ 北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒 ニ 北緯34度21分39秒,東経129度15分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲字見元嶋神社下鼻標識 2 同市同町字妙見妙見浦最終電柱標識 3 同市同町廻シロ湖北鼻北端 4 同市同町唐洲オトミヨウ嶋北端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から220メートルのところ ハ 1から265度240メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んでではない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出
対区第1302号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 唐洲 ナガサキ鼻 地先	1 北緯34度21分41秒,東経129度15分14秒 2 北緯34度21分45秒,東経129度14分42秒 イ 北緯34度21分42秒,東経129度15分6秒 ロ 北緯34度21分42秒,東経129度15分2秒 ハ 北緯34度21分40秒,東経129度15分1秒 ニ 北緯34度21分40秒,東経129度15分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲妙見元嶋神社下鼻標識 2 同市同町廻シロ湖北鼻北端 イ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのところ ハ 1から268度340メートルのところ ニ 1から265度240メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 卯麦	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が314平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んでではない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1303号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小網 中の島 地先	1 北緯34度25分31秒,東経129度15分57秒 2 北緯34度25分18秒,東経129度16分9秒 イ 北緯34度25分32秒,東経129度16分0秒 ロ 北緯34度25分18秒,東経129度16分11秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小網中の島北端 2 同市同町小網榎島北東端 イ 1から75度80メートルのところ ロ 2から90度50メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘田 大網	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,949平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んでではない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保でき
対区第1800号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小網 水が浦 地先	1 北緯34度25分30秒,東経129度16分14秒 2 北緯34度25分29秒,東経129度16分11秒 3 北緯34度25分19秒,東経129度16分20秒 4 北緯34度25分19秒,東経129度16分22秒	次の1、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小網弓が浦下ノ瀬西端標識 2 同市同町小網弓が浦下ノ瀬西端標識 3 同市同町小網水が浦とび瀬南端 4 同市同町小網水が浦南鼻突端標識0	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘田 大網	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,413平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、500尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んでではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によっ
対区第2008号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 曾浦 地先	1 北緯34度25分19秒,東経129度22分6秒 2 北緯34度25分12秒,東経129度22分3秒 3 北緯34度25分12秒,東経129度21分55秒 イ 北緯34度25分21秒,東経129度22分2秒 ロ 北緯34度25分20秒,東経129度21分58秒 ハ 北緯34度25分12秒,東経129度21分58秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町曾長浜突角 2 同市同町曾曾ウツレ鼻 3 同市同町曾曾組合加工場前斜路上端標識 イ 1から310度110メートルのところ ロ 1から280度205メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第2009号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 曾ノ浦 地先	1 北緯34度25分19秒,東経129度22分6秒 2 北緯34度25分32秒,東経129度22分11秒	次の1、2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町曾長浜突角 2 同市同町曾曾崎南側標識0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第2010号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋瀬 尾崎浦 地先	1 北緯34度24分43秒,東経129度22分44秒 2 北緯34度24分45秒,東経129度22分35秒 イ 北緯34度24分41秒,東経129度22分40秒	次の1、イ、2を結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町千尋瀬尾崎浦オゲホン崎南西端 2 同市同町尾崎浦南端 イ 2から134度30分185メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋瀬 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第2011号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋瀬 コボシ浦 地先	1 北緯34度24分9秒,東経129度22分6秒 2 北緯34度24分4秒,東経129度22分3秒	次の1、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町千尋瀬長江崎南端 2 同市同町千尋瀬塩戸崎北端0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋瀬 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第2012号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 鍵川 塩戸浦 地先	1 北緯34度24分3秒,東経129度22分2秒 2 北緯34度23分57秒,東経129度21分60秒	次の1、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町鍵川塩戸崎東端 2 同市同町鍵川ナカエ崎東端0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋瀬 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第2013号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 見世崎西岸 地先	1 北緯34度23分7秒,東経129度22分59秒 2 北緯34度23分13秒,東経129度22分56秒 イ 北緯34度23分7秒,東経129度22分57秒 ロ 北緯34度23分13秒,東経129度22分54秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町キヨ浜南端 2 同市同町キヨ浜北端標識 イ 1から255度30分75メートルのところ ロ 2から275度30分55メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	
対区第2014号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 マンザギ 地先	1 北緯34度24分54秒,東経129度16分44秒 2 北緯34度24分55秒,東経129度16分48秒 イ 北緯34度24分56秒,東経129度16分44秒 ロ 北緯34度24分57秒,東経129度16分48秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町志多浦マンザギ北西端防波堤標識(防波堤付根から17メートル西側のところ) 2 同市同町志多浦マンザギ北東端標識 イ 1から0度70メートルのところ ロ 2から0度70メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2015号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱 深入 地先	1 北緯34度25分17秒,東経129度16分29秒 2 北緯34度25分15秒,東経129度16分29秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小綱深浦北岸大庭畑石垣角標識 2 同市同町小綱深浦南岸標識0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	
対区第2016号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱 弓ヶ浦 地先	1 北緯34度25分34秒,東経129度16分13秒 2 北緯34度25分31秒,東経129度16分15秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小綱弓ヶ浦スゴク鼻南西端標識 2 同市同町小綱弓ヶ浦南鼻北端標識0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	
対区第2017号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 竹無浦 地先	1 北緯34度26分49秒,東経129度17分40秒 2 北緯34度27分5秒,東経129度17分31秒 3 北緯34度26分57秒,東経129度17分17秒 4 北緯34度26分42秒,東経129度17分32秒 5 北緯34度26分42秒,東経129度17分39秒 6 北緯34度26分44秒,東経129度17分43秒 イ 北緯34度26分56秒,東経129度17分36秒 ロ 北緯34度26分48秒,東経129度17分26秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から6、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町賀佐ざらこ以外の鼻突端標識 2 同市同町狩尾中瀬突端標識 3 同市同町狩尾じ鼻突端標識 4 同市同町賀佐赤崎突端標識 5 同市同町賀佐赤崎竹無浦入口北端標識 6 同市同町賀佐カヤエ崎標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から240メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から250メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2018号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 賀佐 賀佐浦 地先	1 北緯34度27分0秒,東経129度17分56秒 2 北緯34度26分56秒,東経129度18分2秒 イ 北緯34度26分59秒,東経129度17分54秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町賀佐カサ鼻南西端標識 2 同市同町賀佐神社鼻南西端階段標識 イ 1から232度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	
対区第2019号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 吉田 立石 地先	1 北緯34度27分32秒,東経129度18分30秒 2 北緯34度27分25秒,東経129度18分22秒 3 北緯34度27分33秒,東経129度18分16秒 イ 北緯34度27分33秒,東経129度18分28秒 ロ 北緯34度27分26秒,東経129度18分21秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町吉田立石標識(ふろみ崎突端から南西方海岸沿いに230メートルのところ) 2 同市同町吉田立石突端標識 3 同市同町狩尾長瀬突端標識 イ 1から300度70メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第2020号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 狩尾 地先	1 北緯34度27分6秒,東経129度17分39秒 2 北緯34度27分4秒,東経129度17分42秒 3 北緯34度26分57秒,東経129度17分17秒 イ 北緯34度26分53秒,東経129度17分21秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 賀佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2500号	豊玉町漁業協同組合外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 デイノモト 地先	1 北緯34度21分32秒,東経129度18分39秒 2 北緯34度21分31秒,東経129度18分37秒 3 北緯34度21分29秒,東経129度18分36秒 イ 北緯34度21分33秒,東経129度18分38秒 ロ 北緯34度21分32秒,東経129度18分37秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝謝	
対区第2501号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 銘力ニヤリ 地先	1 北緯34度25分57秒,東経129度16分36秒 2 北緯34度25分53秒,東経129度16分37秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小網 志多浦 銘田 大綱	
対区第3000号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 水浦 地先	1 北緯34度19分37秒,東経129度19分52秒 2 北緯34度19分35秒,東経129度19分48秒 3 北緯34度19分29秒,東経129度19分41秒 4 北緯34度19分27秒,東経129度19分41秒 5 北緯34度19分27秒,東経129度19分45秒 6 北緯34度19分50秒,東経129度20分2秒 イ 北緯34度19分35秒,東経129度19分51秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3001号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 和田浦 地先	1 北緯34度19分26秒,東経129度20分35秒 2 北緯34度19分12秒,東経129度21分1秒 3 北緯34度19分16秒,東経129度21分4秒 4 北緯34度19分41秒,東経129度20分31秒 5 北緯34度19分29秒,東経129度20分23秒 イ 北緯34度19分30秒,東経129度20分24秒 ロ 北緯34度19分34秒,東経129度20分26秒 ハ 北緯34度19分13秒,東経129度21分2秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3002号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 和田浦 地先	1 北緯34度19分41秒,東経129度20分31秒 2 北緯34度19分36秒,東経129度20分35秒 3 北緯34度19分29秒,東経129度20分52秒 4 北緯34度19分24秒,東経129度20分53秒 5 北緯34度19分18秒,東経129度21分5秒 6 北緯34度19分16秒,東経129度21分4秒 7 北緯34度19分12秒,東経129度21分1秒 8 北緯34度19分29秒,東経129度20分23秒 9 北緯34度19分28秒,東経129度20分51秒 10 北緯34度19分26秒,東経129度20分49秒 イ 北緯34度19分39秒,東経129度20分29秒 ロ 北緯34度19分35秒,東経129度20分27秒 ハ 北緯34度19分14秒,東経129度21分2秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3003号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 大山 マフウ 地先	1 北緯34度19分44秒,東経129度20分31秒 イ 北緯34度19分59秒,東経129度20分37秒 ロ 北緯34度19分57秒,東経129度20分36秒 ハ 北緯34度19分54秒,東経129度20分45秒 ニ 北緯34度19分57秒,東経129度20分46秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3004号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 大山 マフウ 地先	1 北緯34度20分7秒,東経129度20分28秒 2 北緯34度19分44秒,東経129度20分31秒 3 北緯34度19分58秒,東経129度21分2秒 イ 北緯34度20分4秒,東経129度20分39秒 ロ 北緯34度20分2秒,東経129度20分38秒 ハ 北緯34度19分59秒,東経129度20分47秒 ニ 北緯34度20分1秒,東経129度20分48秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3005号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 大山 家深浦 地先	1 北緯34度19分59秒,東経129度20分54秒 2 北緯34度19分53秒,東経129度21分0秒 3 北緯34度19分54秒,東経129度21分3秒 4 北緯34度20分4秒,東経129度20分56秒 イ 北緯34度20分1秒,東経129度20分55秒 ロ 北緯34度19分54秒,東経129度21分2秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3006号	犬束 一磨	長崎県 対馬市 美津島町 大山 箕島 地先	1 北緯34度20分7秒,東経129度20分28秒 2 北緯34度20分11秒,東経129度20分25秒 3 北緯34度19分55秒,東経129度20分10秒 イ 北緯34度20分3秒,東経129度20分22秒 ロ 北緯34度20分9秒,東経129度20分18秒 ハ 北緯34度20分11秒,東経129度20分24秒 ニ 北緯34度20分6秒,東経129度20分27秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山箕島南端 2 同市同町大山箕島西岸標識B(1から北方海岸沿いに160メートルのところ) 3 同市同町大山枇杷島北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 2から249度190メートルのところ ハ 2から249度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3007号	浅茅真珠養殖会合会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 箕島 地先	1 北緯34度20分19秒,東経129度20分22秒 2 北緯34度20分13秒,東経129度20分22秒 イ 北緯34度20分18秒,東経129度20分14秒 ロ 北緯34度20分19秒,東経129度20分20秒 ハ 北緯34度20分13秒,東経129度20分18秒 ニ 北緯34度20分13秒,東経129度20分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山箕島北端 2 同市同町大山箕島西岸標識A(1から南方海岸沿いに210メートルのところ) イ 1から270度220メートルのところ ロ 1から270度60メートルのところ ハ 2から270度90メートルのところ ニ 2から270度210メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	=
対区第3008号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 箕島東 地先	1 北緯34度20分28秒,東経129度20分35秒 2 北緯34度20分16秒,東経129度20分41秒 3 北緯34度20分19秒,東経129度20分22秒 イ 北緯34度20分26秒,東経129度20分32秒 ロ 北緯34度20分17秒,東経129度20分37秒 ハ 北緯34度20分14秒,東経129度20分29秒 ニ 北緯34度20分23秒,東経129度20分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越箕島南端標識 2 同市同町小船越清五郎鼻標識 3 同市同町小船越箕島北端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2から293度30分120メートルのところ ハ 2から260度310メートルのところ ニ 3から14度130メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3009号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 麦島 西岸 地先	1 北緯34度20分33秒,東経129度20分35秒 2 北緯34度20分28秒,東経129度20分35秒 3 北緯34度20分13秒,東経129度20分26秒 4 北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒 5 北緯34度20分54秒,東経129度20分7秒 イ 北緯34度20分37秒,東経129度20分30秒 ロ 北緯34度20分28秒,東経129度20分31秒 ハ 北緯34度20分27秒,東経129度20分23秒 ニ 北緯34度20分35秒,東経129度20分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越麦島北端標識 2 同市同町小船越麦島南端標識 3 同市同町小船越麦島中東側標識 4 同市同町小船越中ノ島南端 5 同市同町小船越丸島北東端 イ 1と5を結ぶ直線上1から180メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から320メートルのところ ニ 3から351度30分700メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3010号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 長崎鼻 地先	1 北緯34度20分18秒,東経129度20分44秒 2 北緯34度20分29秒,東経129度20分37秒 イ 北緯34度20分22秒,東経129度20分48秒 ロ 北緯34度20分21秒,東経129度20分44秒 ハ 北緯34度20分30秒,東経129度20分40秒 ニ 北緯34度20分31秒,東経129度20分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越清五郎鼻北端標識 2 同市同町小船越麦島南東端 イ 1から37度150メートルのところ ロ 1から345度90メートルのところ ハ 2から75度80メートルのところ ニ 2から75度200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3011号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 一貫島 地先	1 北緯34度20分29秒,東経129度20分51秒 2 北緯34度20分28秒,東経129度21分1秒 3 北緯34度20分16秒,東経129度20分55秒 イ 北緯34度20分27秒,東経129度20分53秒 ロ 北緯34度20分27秒,東経129度20分57秒 ハ 北緯34度20分19秒,東経129度20分57秒 ニ 北緯34度20分19秒,東経129度20分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越第ケ和田浦外鼻突端標識 2 同市同町小船越よしがわだ内鼻標識 3 同市同町小船越一貫島元鼻標識 イ 1から133度30分80メートルのところ ロ 2から246度30分100メートルのところ ハ 3から34度30分110メートルのところ ニ 3から325度30分110メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3012号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 名切浦 地先	1 北緯34度20分29秒,東経129度21分10秒 2 北緯34度20分25秒,東経129度21分4秒 3 北緯34度20分15秒,東経129度21分12秒 4 北緯34度20分25秒,東経129度21分15秒 イ 北緯34度20分28秒,東経129度21分12秒 ロ 北緯34度20分27秒,東経129度21分14秒 ハ 北緯34度20分20秒,東経129度21分7秒 ニ 北緯34度20分22秒,東経129度21分6秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越よしがれた標識(名切浦西岸北標識) 2 同市同町小船越よしがれた西の鼻標識(名切浦西岸南標識) 3 同市同町大山ふればんの鼻標識 4 同市同町名切浦内鼻北西端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上4から55メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上3から195メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3013号	株式会社深浦真珠外4名	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 第ケ和田浦 地先	1 北緯34度20分31秒,東経129度20分57秒 2 北緯34度20分29秒,東経129度21分0秒 3 北緯34度20分35秒,東経129度21分6秒 4 北緯34度20分38秒,東経129度21分1秒 イ 北緯34度20分31秒,東経129度20分58秒 ロ 北緯34度20分30秒,東経129度20分59秒 ハ 北緯34度20分36秒,東経129度21分5秒 ニ 北緯34度20分37秒,東経129度21分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越第ケ和田浦長崎鼻内標識 2 同市同町小船越よしがわだ北鼻標識 3 同市同町小船越第ケ和田浦一番鼻標識 4 同市同町小船越第ケ和田浦長崎鼻標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上2から55メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から45メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上4から60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3014号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 千切浦 地先	1 北緯34度20分29秒,東経129度20分50秒 2 北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒 3 北緯34度20分47秒,東経129度21分3秒 イ 北緯34度20分33秒,東経129度20分44秒 ロ 北緯34度20分36秒,東経129度20分40秒 ハ 北緯34度20分51秒,東経129度20分59秒	次の3、イ、ロ、ハの各点を順次結んで3に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越第ケ和田浦外鼻標識 2 同市同町小船越大千切島たからへの鼻南端 3 同市同町小船越小千切島西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から230メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から360メートルのところ ハ 3から327度125メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3015号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 中ノ島 東岸 地先	1 北緯34度20分39秒,東経129度20分4秒 2 北緯34度20分29秒,東経129度20分6秒 3 北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒 4 北緯34度20分12秒,東経129度20分22秒 5 北緯34度20分16秒,東経129度20分41秒 6 北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒 イ 北緯34度20分40秒,東経129度20分6秒 ロ 北緯34度20分29秒,東経129度20分8秒 ハ 北緯34度20分23秒,東経129度20分4秒 ニ 北緯34度20分21秒,東経129度20分7秒 ホ 北緯34度20分27秒,東経129度20分12秒 ヘ 北緯34度20分40秒,東経129度20分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んで4に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越中ノ島北東端 2 同市同町小船越中ノ島東端 3 同市同町小船越中ノ島南端 4 同市同町大山浜島南西端 5 同市同町大山清五郎鼻標識 6 同市同町小船越大千切島かたへの鼻南端 イ 1と6を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から50メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ ホ 2と5を結ぶ直線上2から150メートルのところ ヘ 1と6を結ぶ直線上1から150メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3016号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 中ノ島 地先	1 北緯34度20分33秒,東経129度20分1秒 2 北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒 3 北緯34度20分33秒,東経129度19分55秒 4 北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒 5 北緯34度19分11秒,東経129度19分56秒 イ 北緯34度20分18秒,東経129度19分59秒 ロ 北緯34度20分19秒,東経129度19分54秒	次の2、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、1と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越中ノ島中央部西浦標識 2 同市同町小船越中ノ島南端 3 同市同町小船越沖ノ島中央部東端 4 同市同町小船越沖ノ島南端 5 同市同町小船越大山番頭島北端 イ 2から197度190メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3019号	浅茅真珠養殖合資会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 岡島 地先	1 北緯34度20分56秒,東経129度20分7秒 2 北緯34度20分50秒,東経129度20分2秒 イ 北緯34度20分55秒,東経129度20分6秒 ロ 北緯34度20分59秒,東経129度20分2秒 ハ 北緯34度20分54秒,東経129度19分57秒 ニ 北緯34度20分51秒,東経129度20分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越岡島北端 2 同市同町小船越岡島西岸北鼻標識 イ 1から315度30メートルのところ ロ 1から315度180メートルのところ ハ 2から315度180メートルのところ ニ 2から315度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3020号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 大千切島 地先	1 北緯34度20分54秒,東経129度20分24秒 2 北緯34度20分47秒,東経129度20分26秒 3 北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒 4 北緯34度20分39秒,東経129度20分4秒 イ 北緯34度20分52秒,東経129度20分24秒 ロ 北緯34度20分47秒,東経129度20分25秒 ハ 北緯34度20分42秒,東経129度20分30秒 ニ 北緯34度20分42秒,東経129度20分25秒 ホ 北緯34度20分47秒,東経129度20分20秒 ヘ 北緯34度20分52秒,東経129度20分19秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んで4に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越大千切島綿打河内崎西端標柱 2 同市同町小船越大千切島かたへの鼻西端標識 3 同市同町小船越大千切島たからへの鼻南端 4 同市同町小船越中の島北端 イ 1から189度50メートルのところ ロ 2から270度30メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から30メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ ホ 2から270度150メートルのところ ヘ 1から248度140メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3021号	釜地 秀成外1名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 綿打 河内浦 地先	1 北緯34度21分3秒,東経129度20分41秒 2 北緯34度21分13秒,東経129度20分34秒 3 北緯34度21分8秒,東経129度20分45秒 4 北緯34度21分3秒,東経129度20分48秒 イ 北緯34度21分3秒,東経129度20分41秒 ロ 北緯34度21分6秒,東経129度20分39秒 ハ 北緯34度21分7秒,東経129度20分45秒 ニ 北緯34度21分4秒,東経129度20分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越大千切島東中鼻標識 2 同市同町濃部京が島東岸標識 3 同市同町濃部綿打河内浦中鼻標柱 4 同市同町小船越大千切島東下鼻標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から150メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上4から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3022号	犬東 満弘外1名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 つづみ崎 地先	1 北緯34度21分26秒,東経129度20分32秒 2 北緯34度21分24秒,東経129度20分30秒 イ 北緯34度21分28秒,東経129度20分22秒 ロ 北緯34度21分26秒,東経129度20分22秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部大鼻標識 2 同市同町濃部つづみ崎浦標識 イ 1から280度240メートルのところ ロ 2から280度210メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
対区第3023号	浅茅真珠養殖合資会社	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 濃部浦 地先	1 北緯34度21分47秒,東経129度20分54秒 2 北緯34度21分43秒,東経129度20分41秒 3 北緯34度21分44秒,東経129度20分39秒 4 北緯34度22分2秒,東経129度20分36秒 イ 北緯34度21分47秒,東経129度20分63秒 ロ 北緯34度21分52秒,東経129度20分47秒 ハ 北緯34度21分45秒,東経129度20分36秒	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部濃部浦水ヶ浦鼻北西端 2 同市同町濃部濃部浦坊主鼻北東端 3 同市同町濃部濃部浦坊主鼻北西端 4 同市同町濃部エビス鼻南東端 イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から250メートルのところ ハ 3から300度90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3024号	浅茅真珠養殖合資会社 外1名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 濃部浦 地先	1 北緯34度21分50秒,東経129度20分50秒 2 北緯34度21分51秒,東経129度21分3秒 イ 北緯34度21分49秒,東経129度20分50秒 ロ 北緯34度21分50秒,東経129度21分3秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3025号	印東 正登外5名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 いらん崎 地先	1 北緯34度22分22秒,東経129度21分2秒 2 北緯34度22分19秒,東経129度20分55秒 3 北緯34度22分18秒,東経129度20分55秒 4 北緯34度22分13秒,東経129度20分53秒 5 北緯34度22分11秒,東経129度20分51秒 6 北緯34度22分23秒,東経129度20分46秒 イ 北緯34度22分23秒,東経129度21分1秒 ロ 北緯34度22分19秒,東経129度20分53秒 ハ 北緯34度22分12秒,東経129度20分47秒 ニ 北緯34度22分15秒,東経129度20分52秒 ホ 北緯34度22分18秒,東経129度20分53秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3026号	大東 敬徳外2名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 はげ崎 地先	1 北緯34度22分18秒,東経129度20分43秒 2 北緯34度22分23秒,東経129度20分46秒 3 北緯34度22分24秒,東経129度20分47秒 イ 北緯34度22分17秒,東経129度20分46秒 ロ 北緯34度22分23秒,東経129度20分50秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3027号	大東 敬徳外3名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 乙が浦 地先	1 北緯34度22分6秒,東経129度20分37秒 2 北緯34度22分3秒,東経129度20分47秒 3 北緯34度22分12秒,東経129度20分52秒 4 北緯34度22分17秒,東経129度20分40秒 イ 北緯34度22分6秒,東経129度20分39秒 ロ 北緯34度22分5秒,東経129度20分42秒 ハ 北緯34度22分15秒,東経129度20分45秒 ニ 北緯34度22分16秒,東経129度20分42秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3028号	幾度 勉	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 えびす崎 地先	1 北緯34度22分1秒,東経129度20分34秒 2 北緯34度22分3秒,東経129度20分35秒 イ 北緯34度22分1秒,東経129度20分35秒 ロ 北緯34度21分59秒,東経129度20分39秒 ハ 北緯34度22分2秒,東経129度20分40秒 ニ 北緯34度22分3秒,東経129度20分36秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3029号	印東 正登外5名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 白方浦 地先	1 北緯34度21分49秒,東経129度20分3秒 2 北緯34度21分37秒,東経129度20分32秒 3 北緯34度21分58秒,東経129度20分27秒 4 北緯34度21分50秒,東経129度20分25秒 5 北緯34度22分0秒,東経129度20分23秒 6 北緯34度22分3秒,東経129度20分20秒 7 北緯34度22分6秒,東経129度20分20秒 8 北緯34度22分5秒,東経129度20分13秒 9 北緯34度21分21秒,東経129度20分1秒 イ 北緯34度21分48秒,東経129度20分5秒 ロ 北緯34度21分55秒,東経129度20分26秒 ハ 北緯34度21分58秒,東経129度20分22秒 ニ 北緯34度22分1秒,東経129度20分18秒 ホ 北緯34度22分5秒,東経129度20分17秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3030号	釜地 秀成外1名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 草島 地先	1 北緯34度21分42秒,東経129度20分3秒 2 北緯34度21分32秒,東経129度20分3秒 イ 北緯34度21分42秒,東経129度20分5秒 ロ 北緯34度21分42秒,東経129度20分9秒 ハ 北緯34度21分32秒,東経129度20分7秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3031号	印東 正登外7名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 草島 地先	1 北緯34度21分30秒,東経129度19分39秒 2 北緯34度21分3秒,東経129度19分33秒 3 北緯34度20分52秒,東経129度19分24秒 4 北緯34度20分33秒,東経129度20分35秒 5 北緯34度20分49秒,東経129度20分26秒 6 北緯34度21分21秒,東経129度20分1秒 7 北緯34度21分33秒,東経129度20分28秒 イ 北緯34度21分14秒,東経129度19分55秒 ロ 北緯34度21分12秒,東経129度19分57秒 ハ 北緯34度21分15秒,東経129度20分5秒 ニ 北緯34度21分17秒,東経129度20分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨とうには崎南端 2 同市同町嵯峨浜椿崎 3 同市同町嵯峨多田島南端 4 同市美津島町小船越美島北端 5 同市同町小船越大千切島緯打河内崎 6 同市同町濃部草島南東端 7 同市同町濃部つつみ崎北鼻突端標識 イ 1と4を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点 ロ 1と4を結ぶ直線と3と7を結ぶ直線との交点 ハ 5と6を結ぶ直線上6から170メートルのところ ニ 5と6を結ぶ直線上6から100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3032号	浜崎 泉外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 地先	1 北緯34度22分8秒,東経129度19分24秒 2 北緯34度22分12秒,東経129度19分22秒 3 北緯34度22分6秒,東経129度19分17秒 4 北緯34度22分8秒,東経129度19分14秒 イ 北緯34度22分8秒,東経129度19分22秒 ロ 北緯34度22分11秒,東経129度19分20秒	次のイ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高海岸線岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町糸瀬くずれ上の鼻標識 2 同市同町糸瀬はやぶさ上の鼻標識(1から西方海岸沿いに120メートルのところ) 3 同市同町糸瀬大石突端標識 4 同市同町糸瀬せんさん下の鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3034号	浜崎 泉外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 とうには崎 地先	1 北緯34度21分34秒,東経129度19分30秒 2 北緯34度21分35秒,東経129度19分43秒 3 北緯34度21分38秒,東経129度19分42秒 4 北緯34度21分48秒,東経129度19分33秒 5 北緯34度21分51秒,東経129度19分26秒 6 北緯34度21分58秒,東経129度19分38秒 7 北緯34度21分51秒,東経129度19分42秒 8 北緯34度21分58秒,東経129度20分27秒 9 北緯34度21分19秒,東経129度19分56秒 10 北緯34度20分11秒,東経129度19分36秒 11 北緯34度21分28秒,東経129度19分29秒 12 北緯34度21分35秒,東経129度19分22秒 13 北緯34度21分37秒,東経129度19分20秒 イ 北緯34度21分33秒,東経129度19分29秒 ロ 北緯34度21分26秒,東経129度19分43秒 ハ 北緯34度21分35秒,東経129度19分45秒 ニ 北緯34度21分39秒,東経129度19分43秒 ホ 北緯34度21分49秒,東経129度19分35秒 ヘ 北緯34度21分53秒,東経129度19分29秒 ト 北緯34度21分55秒,東経129度19分32秒 チ 北緯34度21分50秒,東経129度19分37秒 リ 北緯34度21分40秒,東経129度19分46秒 ヌ 北緯34度21分35秒,東経129度19分48秒 ル 北緯34度21分24秒,東経129度19分46秒 ヲ 北緯34度21分31秒,東経129度19分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨とうには崎石垣の鼻南端 2 同市同町嵯峨とうには崎東端 3 同市同町嵯峨とうには崎北二番鼻北東端 4 同市同町嵯峨瀬の内の鼻標識 5 同市同町嵯峨たつの鼻北端 6 同市同町糸瀬シゲエ上の鼻標識 7 同市同町糸瀬若松崎南西端 8 同市美津島町濃部えびす崎南の鼻東端 9 同市同町濃部草島南端 10 同市同町島山小碓崎北端 11 同市豊玉町嵯峨おうだんの内鼻北端 12 同市同町嵯峨樫郷の浦中の鼻標識 13 同市同町嵯峨船がくし下鼻北端 イ 1と11を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 2と10を結ぶ直線と9と13を結ぶ直線との交点 ハ 2から90度30メートルのところ ニ 3と8を結ぶ直線上3から30メートルのところ ホ 4と7を結ぶ直線上4から30メートルのところ ヘ 5と6を結ぶ直線上5から110メートルのところ ト 5と6を結ぶ直線上5から190メートルのところ チ 4と7を結ぶ直線上4から110メートルのところ リ 3と6を結ぶ直線上3から110メートルのところ ヌ 2から90度110メートルのところ ル 8と12を結ぶ直線上9から350メートルのところ ヲ 1と11を結ぶ直線上1から100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3035号	印東 正登外5名	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 太郎瀬 地先	1 北緯34度22分7秒,東経129度19分47秒 2 北緯34度21分16秒,東経129度19分33秒 3 北緯34度20分58秒,東経129度19分26秒 4 北緯34度20分2秒,東経129度19分40秒 5 北緯34度20分59秒,東経129度20分31秒 6 北緯34度21分19秒,東経129度19分58秒 イ 北緯34度21分17秒,東経129度19分44秒 ロ 北緯34度20分58秒,東経129度19分43秒 ハ 北緯34度20分58秒,東経129度19分47秒 ニ 北緯34度21分18秒,東経129度19分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町糸瀬赤崎北の鼻 2 同市同町嵯峨水の浦北鼻 3 同市同町嵯峨浜椿西鼻 4 同市美津島町島山ノ浦沖鼻 5 同市同町小船越大千切島北西端 6 同市同町濃部草島南端 イ 1と4を結ぶ直線と2と6を結ぶ直線との交点 ロ 1と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 ハ 3と5を結ぶ直線上3から540メートルのところ ニ 3と6を結ぶ直線上6から260メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3036号	印東 正登外7名	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 多田島 地先	1 北緯34度20分52秒,東経129度19分24秒 2 北緯34度20分6秒,東経129度19分49秒 3 北緯34度20分42秒,東経129度19分49秒 4 北緯34度21分16秒,東経129度19分34秒 5 北緯34度20分44秒,東経129度19分7秒 6 北緯34度21分6秒,東経129度20分19秒 7 北緯34度21分5秒,東経129度20分24秒 イ 北緯34度20分46秒,東経129度19分27秒 ロ 北緯34度20分43秒,東経129度19分29秒 ハ 北緯34度20分54秒,東経129度19分44秒 ニ 北緯34度20分56秒,東経129度19分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨多田島南端 2 同市美津島町島山五合島頂上 3 同市同町小船越沖ノ島北端 4 同市豊玉町嵯峨大浦の鼻標識 5 同市同町貝瀬崎瀬鼻南端 6 同市美津島町濃部京が島西端 7 同市同町濃部京が島南東端 イ 1と2を結ぶ直線上1から170メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線と5と7を結ぶ直線との交点 ニ 3と4を結ぶ直線と6と1を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3037号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝瀬 崎瀬浦 地先	1 北緯34度20分47秒,東経129度19分9秒 2 北緯34度20分33秒,東経129度18分52秒 イ 北緯34度20分47秒,東経129度19分10秒 ロ 北緯34度20分33秒,東経129度19分9秒 ハ 北緯34度20分33秒,東経129度19分12秒 ニ 北緯34度20分46秒,東経129度19分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝瀬崎瀬浦 2 同市同町貝瀬崎瀬浦西岸標識B イ 1から113度40メートルのところ ロ 2から90度430メートルのところ ハ 2から90度510メートルのところ ニ 1から113度110メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3038号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 鯨瀬浦 地先	1 北緯34度20分44秒,東経129度19分5秒 イ 北緯34度20分44秒,東経129度19分5秒 ロ 北緯34度20分34秒,東経129度19分4秒 ハ 北緯34度20分34秒,東経129度19分3秒 ニ 北緯34度20分44秒,東経129度19分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船長崎崎鼻突端西側標識 イ 1から270度35メートルのところ ロ 1から190度335メートルのところ ハ 1から198度345メートルのところ ニ 1から270度75メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3039号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 地先	1 北緯34度20分55秒,東経129度18分57秒 2 北緯34度20分54秒,東経129度18分56秒 イ 北緯34度20分54秒,東経129度18分56秒 ロ 北緯34度20分53秒,東経129度18分58秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船鯨瀬浦啓次工場水槽北東端標識 2 同市同町貝船鯨瀬浦啓次工場護岸標識(1から南方に20メートルのところ) イ 1から113度60メートルのところ ロ 2から113度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3040号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 クブト浦 地先	1 北緯34度20分25秒,東経129度18分42秒 2 北緯34度20分21秒,東経129度18分39秒 3 北緯34度20分18秒,東経129度18分39秒 イ 北緯34度20分21秒,東経129度18分42秒 ロ 北緯34度20分18秒,東経129度18分42秒 ハ 北緯34度20分18秒,東経129度18分57秒 ニ 北緯34度20分21秒,東経129度18分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船クブト浦護岸標識 2 同市同町貝船クブト浦中鼻標識 3 同市同町貝船クブト浦中鼻南標識(2から南方海岸沿いに115メートルのところ) イ 1から180度の直線と2から90度の直線との交点 ロ 1から180度の直線と3から90度の直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3041号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 貝船崎 地先	1 北緯34度20分22秒,東経129度18分32秒 2 北緯34度20分19秒,東経129度18分30秒 3 北緯34度20分28秒,東経129度18分10秒 4 北緯34度20分26秒,東経129度18分22秒 イ 北緯34度20分22秒,東経129度18分30秒 ロ 北緯34度20分19秒,東経129度18分28秒 ハ 北緯34度20分21秒,東経129度18分25秒 ニ 北緯34度20分24秒,東経129度18分27秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船貝船崎さき鼻標識 2 同市同町貝船貝船崎内鼻標識(1から南方海岸沿いに90メートルのところ) 3 同市同町貝船貝船崎鼻突端標識 4 同市同町貝船白銀鼻北端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から140メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から130メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3042号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 くぶと 地先	1 北緯34度20分31秒,東経129度18分39秒 2 北緯34度20分22秒,東経129度18分32秒 3 北緯34度20分27秒,東経129度18分23秒 4 北緯34度20分31秒,東経129度18分30秒 イ 北緯34度20分31秒,東経129度18分38秒 ロ 北緯34度20分31秒,東経129度18分34秒 ハ 北緯34度20分25秒,東経129度18分28秒 ニ 北緯34度20分23秒,東経129度18分30秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船じってん中鼻標識 2 同市同町貝船豊鼻内標識(豊鼻突端から北東へ50メートルのところ) 3 同市同町貝船白銀鼻南端 4 同市同町貝船天神社鳥居前護岸降口標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から45メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から135メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から165メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から75メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3043号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 貝船崎 地先	1 北緯34度20分44秒,東経129度18分36秒 2 北緯34度20分43秒,東経129度18分35秒 3 北緯34度20分41秒,東経129度18分39秒 4 北緯34度20分44秒,東経129度18分38秒 イ 北緯34度20分44秒,東経129度18分37秒 ロ 北緯34度20分42秒,東経129度18分36秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船貝船浦西護岸標識A 2 同市同町貝船貝船浦西護岸標識B 3 同市同町貝船貝船浦東岸標識C 4 同市同町貝船貝船浦東岸標識D イ 1と4を結ぶ直線上1から38メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3044号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 貝船崎 地先	1 北緯34度20分36秒,東経129度18分32秒 2 北緯34度20分35秒,東経129度18分31秒 イ 北緯34度20分36秒,東経129度18分33秒 ロ 北緯34度20分35秒,東経129度18分33秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船貝船浦西護岸南側標識A 2 同市同町貝船貝船浦西護岸南側標識B イ 1から115度30メートルのところ ロ 2から115度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3045号	阿比留 啓次外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 白銀島 地先	1 北緯34度20分26秒,東経129度18分22秒 2 北緯34度20分24秒,東経129度18分22秒 3 北緯34度20分22秒,東経129度18分32秒 イ 北緯34度20分25秒,東経129度18分24秒 ロ 北緯34度20分25秒,東経129度18分25秒 ハ 北緯34度20分22秒,東経129度18分23秒 ニ 北緯34度20分22秒,東経129度18分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船白銀島北端標識 2 同市同町貝船白銀島南端 3 同市同町貝船貝船崎さき鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から85メートルのところ ハ 2から165度90メートルのところ ニ 2から192度70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3046号	平井真珠株式会社外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 デイ浦 地先	1 北緯34度20分33秒,東経129度18分6秒 2 北緯34度20分40秒,東経129度18分2秒 3 北緯34度20分58秒,東経129度17分60秒 4 北緯34度21分5秒,東経129度17分40秒 5 北緯34度20分16秒,東経129度17分15秒 イ 北緯34度20分58秒,東経129度17分58秒 ロ 北緯34度20分39秒,東経129度18分0秒 ハ 北緯34度20分32秒,東経129度18分4秒 ニ 北緯34度20分31秒,東経129度18分2秒 ホ 北緯34度20分39秒,東経129度17分59秒 ヘ 北緯34度20分59秒,東経129度17分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝船ツチバチ崎内鼻標識 2 同市同町貝船デイノ浦黒貝崎突端 3 同市同町貝船デイノ浦水重南端標識 4 同市同町佐志賀大石なん浜南東端 5 同市同町貝船一重崎南端 イ 3と4を結ぶ直線上3から40メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 1と5を結ぶ直線上1から65メートルのところ ニ 1と5を結ぶ直線上1から105メートルのところ ホ 2と3を結ぶ直線上2から85メートルのところ ヘ 3と4を結ぶ直線上3から85メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3047号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	1 北緯34度21分14秒,東経129度18分29秒 2 北緯34度21分8秒,東経129度18分19秒 3 北緯34度21分4秒,東経129度18分14秒 4 北緯34度21分5秒,東経129度18分7秒 5 北緯34度21分4秒,東経129度18分3秒 6 北緯34度21分33秒,東経129度18分13秒 7 北緯34度21分20秒,東経129度18分26秒 イ 北緯34度21分17秒,東経129度18分28秒 ロ 北緯34度21分5秒,東経129度18分3秒 ハ 北緯34度21分7秒,東経129度18分14秒	次の1、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線、2、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び1から2、3から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨きょうつか突端標識 2 同市同町嵯峨長岩崎突端 3 同市同町嵯峨オリオト中鼻 4 同市同町嵯峨水谷北東端 5 同市同町嵯峨水谷北西端 6 同市同町嵯峨つよう長曾根鼻大岩 7 同市同町嵯峨かしだけ鼻標識 イ 1と7を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 5と6を結ぶ直線上5から20メートルのところ ハ 3と6を結ぶ直線と2と6を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3048号	梅野 公治	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	1 北緯34度21分20秒,東経129度18分35秒 2 北緯34度21分16秒,東経129度18分32秒 3 北緯34度21分16秒,東経129度18分30秒 4 北緯34度21分20秒,東経129度18分26秒 イ 北緯34度21分17秒,東経129度18分30秒 ロ 北緯34度21分18秒,東経129度18分34秒	次の2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨網代崎突端標識 2 同市同町嵯峨きょうつか崎突端標識 3 同市同町嵯峨網代北排水口 4 同市同町嵯峨かしだけ鼻標識 イ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3049号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	1 北緯34度21分32秒,東経129度18分35秒 2 北緯34度21分31秒,東経129度18分37秒 3 北緯34度21分36秒,東経129度18分38秒 イ 北緯34度21分32秒,東経129度18分36秒	次の1、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨嵯浦ケンベ鼻標識 2 同市同町嵯峨浦小ハマの鼻標識 3 同市同町嵯峨浦上げ北鼻標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3050号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	1 北緯34度21分17秒,東経129度18分21秒 2 北緯34度21分20秒,東経129度18分26秒 3 北緯34度21分23秒,東経129度18分30秒 4 北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒 5 北緯34度21分20秒,東経129度18分35秒 6 北緯34度21分16秒,東経129度18分32秒 イ 北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒 ロ 北緯34度21分28秒,東経129度18分35秒 ハ 北緯34度21分22秒,東経129度18分32秒 ニ 北緯34度21分19秒,東経129度18分28秒 ホ 北緯34度21分15秒,東経129度18分23秒 ヘ 北緯34度21分19秒,東経129度18分27秒 ト 北緯34度21分23秒,東経129度18分31秒	次の1、ホ、ニ、ハ、ロ、イ、ト、ヘ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨徳利崎南東端 ロ 4から123度55メートルのところ ハ 3と5を結ぶ直線上3から50メートルのところ ニ 2と6を結ぶ直線上2から60メートルのところ ホ 1から130度55メートルのところ ヘ 2と6を結ぶ直線上2から20メートルのところ ト 3と5を結ぶ直線上3から10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3051号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 高平わだ 地先	1 北緯34度21分32秒,東経129度18分13秒 2 北緯34度21分26秒,東経129度17分58秒 3 北緯34度21分16秒,東経129度18分19秒 イ 北緯34度21分32秒,東経129度18分12秒 ロ 北緯34度21分16秒,東経129度18分18秒 ハ 北緯34度21分16秒,東経129度18分14秒 ニ 北緯34度21分30秒,東経129度18分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨つよう長曾根鼻大石 2 同市同町佐志賀浮瀬 3 同市同町嵯峨かしだけ徳利崎南西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 3から270度30メートルのところ ハ 3から270度130メートルのところ ニ 1と2を結ぶ直線上1から130メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3052号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	1 北緯34度21分34秒,東経129度18分12秒 2 北緯34度21分40秒,東経129度18分9秒 3 北緯34度21分31秒,東経129度17分32秒 イ 北緯34度21分33秒,東経129度18分9秒 ロ 北緯34度21分32秒,東経129度18分5秒 ハ 北緯34度21分38秒,東経129度18分3秒 ニ 北緯34度21分39秒,東経129度18分6秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨ツヨ長曾根鼻北西端標識 2 同市同町嵯峨佐志賀神社前標識 3 同市同町嵯峨かしひら突端標識 イ 1から251度80メートルのところ ロ 1から251度180メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3053号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	1 北緯34度21分45秒,東経129度18分9秒 2 北緯34度21分40秒,東経129度18分9秒 3 北緯34度21分40秒,東経129度17分15秒 イ 北緯34度21分46秒,東経129度17分15秒 ロ 北緯34度21分45秒,東経129度18分3秒 ハ 北緯34度21分40秒,東経129度18分3秒 ニ 北緯34度21分40秒,東経129度18分6秒 ニ 北緯34度21分45秒,東経129度18分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀防波堤付根標識 2 同市同町佐志賀神社前標識 3 同市同町佐志賀黒島南端 4 同市同町佐志賀黒島北端 イ 1と4を結ぶ直線上1から160メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から65メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3054号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	1 北緯34度22分1秒,東経129度18分7秒 2 北緯34度21分60秒,東経129度18分9秒 3 北緯34度21分53秒,東経129度18分12秒 4 北緯34度21分52秒,東経129度18分10秒 5 北緯34度21分36秒,東経129度17分22秒 6 北緯34度21分26秒,東経129度17分58秒 イ 北緯34度21分58秒,東経129度18分6秒 ロ 北緯34度21分50秒,東経129度18分4秒 ハ 北緯34度21分51秒,東経129度18分8秒 ホ 北緯34度21分57秒,東経129度18分8秒 ホ 北緯34度21分57秒,東経129度18分10秒	次の3、2、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀びす鼻南西端標識 2 同市同町佐志賀びす鼻南西端石垣標識 3 同市同町佐志賀こざし北端護岸角標識 4 同市同町佐志賀在所北西端護岸標識 5 同市同町佐志賀オランダ島北端 6 同市同町佐志賀浮瀬航路標識 イ 1と6を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 4と5を結ぶ直線上4から160メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上4から80メートルのところ ニ 2から190度100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第3055号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	1 北緯34度21分52秒,東経129度17分52秒 2 北緯34度21分55秒,東経129度17分56秒 3 北緯34度21分59秒,東経129度17分58秒 4 北緯34度21分59秒,東経129度18分0秒 5 北緯34度22分6秒,東経129度18分7秒 6 北緯34度22分6秒,東経129度18分9秒 7 北緯34度21分45秒,東経129度18分9秒 イ 北緯34度21分50秒,東経129度17分53秒 ロ 北緯34度21分45秒,東経129度17分55秒 ハ 北緯34度21分45秒,東経129度17分58秒 ニ 北緯34度21分48秒,東経129度17分57秒 ホ 北緯34度22分6秒,東経129度18分8秒 ヘ 北緯34度21分57秒,東経129度18分0秒 ト 北緯34度21分57秒,東経129度17分58秒 チ 北緯34度21分54秒,東経129度17分57秒	次の2、チ、イ、ロ、ハ、ニ、6、ホ、4、ヘ、トの各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び2から3、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀塔ヶ崎島南標識 2 同市同町佐志賀塔ヶ崎島東岸中鼻南端標識 3 同市同町佐志賀瀬戸南西端標識 4 同市同町佐志賀瀬戸南東端標識 5 同市同町佐志賀畑石垣突端標識 6 同市同町佐志賀島ノ内南西端標識 7 同市同町佐志賀防波堤付根標識 イ 1から162度70メートルのところ ロ 1から162度210メートルのところ ハ 2から171度320メートルのところ ニ 2から171度の直線と6から208度の直線の交点 ホ 5と6を結ぶ直線上5から30メートルのところ ヘ 4から180度60メートルのところ ト 3から180度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3056号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 塔ヶ崎島 地先	1 北緯34度21分50秒,東経129度17分47秒 2 北緯34度22分4秒,東経129度17分51秒 3 北緯34度22分7秒,東経129度17分53秒 イ 北緯34度21分50秒,東経129度17分42秒 ロ 北緯34度22分4秒,東経129度17分47秒 ハ 北緯34度22分8秒,東経129度17分48秒 ニ 北緯34度22分7秒,東経129度17分51秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀塔ヶ崎島西岸標識A号 2 同市同町佐志賀塔ヶ崎島西岸標識B号 3 同市同町佐志賀塔ヶ崎島北端 イ 1から270度110メートルのところ ロ 2から270度110メートルのところ ハ 3から284度145メートルのところ ニ 3から284度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3057号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 大玉 地先	1 北緯34度22分22秒,東経129度18分3秒 2 北緯34度22分18秒,東経129度18分3秒 3 北緯34度22分16秒,東経129度17分55秒 4 北緯34度22分8秒,東経129度17分54秒 5 北緯34度22分16秒,東経129度17分24秒 6 北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒 イ 北緯34度22分25秒,東経129度18分2秒 ロ 北緯34度22分16秒,東経129度17分51秒 ハ 北緯34度22分9秒,東経129度17分50秒 ニ 北緯34度22分18秒,東経129度17分58秒	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線、2、ニ、3を順次結んだ各直線及び4から3、2から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀大玉大石突端標識 2 同市同町佐志賀大玉標識 3 同市同町佐志賀じゅん嶋突端標識 4 同市同町佐志賀通瀬戸北口鼻標識 5 同市同町佐保ヒラジロ南鼻標識 6 同市同町伊表八升鼻南東端 イ 1と6を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 3と5を結ぶ直線上3から120メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上4から130メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3058号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 御前鼻 地先	1 北緯34度22分31秒,東経129度18分11秒 2 北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒 3 北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒 イ 北緯34度22分32秒,東経129度18分10秒 ロ 北緯34度22分33秒,東経129度18分7秒 ハ 北緯34度22分29秒,東経129度18分5秒 ニ 北緯34度22分28秒,東経129度18分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀御前鼻北西端 2 同市同町佐志賀御前鼻南端 3 同市同町伊表八升島の鼻南東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から35メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から135メートルのところ ハ 2から299度140メートルのところ ニ 2から299度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3059号	吉村 敏喜外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 糠浦 地先	1 北緯34度22分50秒,東経129度18分7秒 2 北緯34度22分53秒,東経129度18分17秒 3 北緯34度22分56秒,東経129度18分19秒 4 北緯34度23分2秒,東経129度18分16秒 5 北緯34度23分6秒,東経129度18分19秒 6 北緯34度23分3秒,東経129度18分23秒 イ 北緯34度22分49秒,東経129度18分9秒 ロ 北緯34度22分52秒,東経129度18分17秒 ハ 北緯34度22分55秒,東経129度18分19秒 ニ 北緯34度23分1秒,東経129度18分25秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、6の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から4、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表伊表浦東の鼻標識 2 同市同町伊表かめろう突端標識 3 同市同町伊表どうききの鼻標識 4 同市同町伊表糠浦標識 5 同市同町伊表糠浦東の鼻標識 6 同市同町仁位こうずの鼻標識 イ 1から135度50メートルのところ ロ 2から180度50メートルのところ ハ 3から180度40メートルのところ ニ 6から150度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3060号	吉村 敏喜	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 ヲキナの浦 地先	1 北緯34度22分52秒,東経129度18分0秒 2 北緯34度22分50秒,東経129度18分6秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表ヲキナの鼻東標識 2 同市同町伊表伊表浦東の鼻西標識0	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3061号	吉村 敏喜外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 松崎浦 地先	1 北緯34度23分1秒,東経129度17分50秒 2 北緯34度22分58秒,東経129度17分48秒 3 北緯34度22分57秒,東経129度17分54秒 イ 北緯34度22分59秒,東経129度17分49秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表伊表浦東岸標識 2 同市同町伊表伊表浦西岸標識A 3 同市同町伊表松崎浦松崎標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3062号	吉村 敏喜外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 伊表浦 地先	1 北緯34度23分2秒,東経129度17分50秒 2 北緯34度23分1秒,東経129度17分50秒 イ 北緯34度23分2秒,東経129度17分48秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表橋東端標識 2 同市同町伊表松崎の鼻標識 イ 2から270度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第3063号	吉村 敏吾外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 地先	1 北緯34度22分33秒,東経129度17分45秒 2 北緯34度22分48秒,東経129度18分0秒 3 北緯34度22分31秒,東経129度18分11秒 4 北緯34度22分16秒,東経129度17分55秒 イ 北緯34度22分27秒,東経129度17分49秒 ロ 北緯34度22分42秒,東経129度18分4秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町卯麦こ崎 2 同市同町卯麦オコゲツ鼻標識 3 同市同町佐志賀御前浜鼻北西端 4 同市同町佐志賀じゅん崎鼻 イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識を設置しなければならない。
対区第3064号	日高 豊外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 かたひら 地先	1 北緯34度21分21秒,東経129度17分38秒 2 北緯34度21分16秒,東経129度17分45秒 イ 北緯34度21分23秒,東経129度17分40秒 ロ 北緯34度21分29秒,東経129度17分47秒 ハ 北緯34度21分23秒,東経129度17分53秒 ニ 北緯34度21分18秒,東経129度17分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀かたひら海岸中央部南標識 2 同市同町同佐志賀鐘掛崎内側中鼻標識 イ 1から45度100メートルのところ ロ 1から45度350メートルのところ ハ 2から45度310メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3065号	梅野 公治	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 むたど 地先	1 北緯34度21分11秒,東経129度17分43秒 2 北緯34度21分7秒,東経129度17分43秒 イ 北緯34度21分10秒,東経129度17分46秒 ロ 北緯34度21分9秒,東経129度17分49秒 ハ 北緯34度21分5秒,東経129度17分49秒 ニ 北緯34度21分6秒,東経129度17分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨むたど鼻標識 2 同市同町嵯峨むたど中鼻標識 イ 1から107度55メートルのところ ロ 1から107度160メートルのところ ハ 2から109度160メートルのところ ニ 2から109度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3066号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 小碓崎 地先	1 北緯34度20分8秒,東経129度19分37秒 2 北緯34度20分2秒,東経129度19分40秒 3 北緯34度20分24秒,東経129度20分1秒 イ 北緯34度20分11秒,東経129度19分42秒 ロ 北緯34度20分15秒,東経129度19分48秒 ハ 北緯34度20分10秒,東経129度19分52秒 ニ 北緯34度20分6秒,東経129度19分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山小碓崎中鼻標識 2 同市同町島山小碓崎南東端標識 3 同市同町島山中ノ島南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から360メートルのところ ハ 2から53度380メートルのところ ニ 2から53度180メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3067号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 五合島 地先	1 北緯34度20分5秒,東経129度19分50秒 イ 北緯34度20分4秒,東経129度19分59秒 ロ 北緯34度20分1秒,東経129度19分59秒 ハ 北緯34度20分0秒,東経129度19分49秒 ニ 北緯34度20分4秒,東経129度19分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山五合島南端 イ 1から97度33分230メートルのところ ロ 1から120度30分270メートルのところ ハ 1から190度150メートルのところ ニ 1から233度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3068号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 杵杷島 地先	1 北緯34度19分55秒,東経129度20分10秒 2 北緯34度19分50秒,東経129度20分2秒 3 北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒 4 北緯34度20分5秒,東経129度19分50秒 イ 北緯34度19分57秒,東経129度20分9秒 ロ 北緯34度19分59秒,東経129度20分7秒 ハ 北緯34度19分53秒,東経129度19分59秒 ニ 北緯34度19分51秒,東経129度20分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山杵杷島北端 2 同市同町大山杵杷島西端 3 同市同町小船越沖の島南端 4 同市同町島山五合島頂上 イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から150メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3069号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 杵杷島 地先	1 北緯34度19分55秒,東経129度20分10秒 2 北緯34度19分48秒,東経129度20分3秒 3 北緯34度19分51秒,東経129度20分31秒 4 北緯34度19分36秒,東経129度20分35秒 イ 北緯34度19分54秒,東経129度20分14秒 ロ 北緯34度19分53秒,東経129度20分21秒 ハ 北緯34度19分44秒,東経129度20分14秒 ニ 北緯34度19分47秒,東経129度20分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山杵杷島北端 2 同市同町大山杵杷島南端 3 同市同町大山弁天島北端 4 同市同町大山仁田崎南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から280メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から300メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から120メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3070号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 杵杷島西 地先	1 北緯34度19分49秒,東経129度19分43秒 2 北緯34度19分41秒,東経129度19分51秒 イ 北緯34度19分52秒,東経129度19分54秒 ロ 北緯34度19分53秒,東経129度19分58秒 ハ 北緯34度19分44秒,東経129度20分2秒 ニ 北緯34度19分42秒,東経129度19分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山屋敷名中鼻標識 2 同市同町島山赤崎外中鼻標識 イ 1から72度280メートルのところ ロ 1から72度400メートルのところ ハ 2から72度280メートルのところ ニ 2から72度170メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3071号	國分 松代	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	1 北緯34度23分14秒,東経129度17分18秒 2 北緯34度23分8秒,東経129度17分21秒 イ 北緯34度23分14秒,東経129度17分17秒 ロ 北緯34度23分8秒,東経129度17分20秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐保護岸標識 2 同市同町卯麦長浜善雄開護岸北端 イ 1から243度30メートルのところ ロ 2から267度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3072号	三洋真珠合資会社外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 卯麦 佐保浦 地先	1 北緯34度23分6秒,東経129度17分21秒 2 北緯34度23分8秒,東経129度17分21秒 イ 北緯34度23分6秒,東経129度17分19秒 ロ 北緯34度23分8秒,東経129度17分20秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町卯麦長浜標識 2 同市同町卯麦長浜善雄開護岸北端標識 イ 1から267度40メートルのところ ロ 2から267度35メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3073号	三洋真珠合資会社	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	1 北緯34度23分6秒,東経129度17分15秒 2 北緯34度23分3秒,東経129度17分8秒 イ 北緯34度23分6秒,東経129度17分15秒 ロ 北緯34度23分5秒,東経129度17分15秒 ハ 北緯34度23分1秒,東経129度17分8秒 ニ 北緯34度23分2秒,東経129度17分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐保オグチ南の鼻標識 2 同市同町佐保仙入導鼻標識 イ 1から180度5メートルのところ ロ 1から180度35メートルのところ ハ 2から180度70メートルのところ ニ 2から180度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3074号	三洋真珠合資会社外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 印麦 赤崎 地先	1 北緯34度22分59秒,東経129度17分12秒 2 北緯34度22分56秒,東経129度17分11秒 3 北緯34度22分51秒,東経129度17分11秒 イ 北緯34度22分59秒,東経129度17分11秒 ロ 北緯34度22分59秒,東経129度17分10秒 ハ 北緯34度22分56秒,東経129度17分10秒 ニ 北緯34度22分51秒,東経129度17分10秒 ホ 北緯34度22分56秒,東経129度17分11秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町印麦くろき北の鼻標識 2 同市同町印麦くろき南の鼻標識 3 同市同町印麦赤崎突端標識 イ 1から270度10メートルのところ ロ 1から270度40メートルのところ ハ 2から270度40メートルのところ ニ 3から270度30メートルのところ ホ 2から270度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3075号	吉村 敏喜	長崎県 対馬市 豊玉町 印麦 佐保浦 地先	1 北緯34度22分51秒,東経129度17分11秒 2 北緯34度22分46秒,東経129度17分19秒 3 北緯34度22分43秒,東経129度17分25秒 イ 北緯34度22分50秒,東経129度17分13秒 ロ 北緯34度22分45秒,東経129度17分19秒 ハ 北緯34度22分46秒,東経129度17分21秒 ニ 北緯34度22分43秒,東経129度17分24秒 ホ 北緯34度22分41秒,東経129度17分20秒 ヘ 北緯34度22分50秒,東経129度17分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町印麦赤崎突端標識 2 同市同町印麦佐保浦北岸中鼻標識 3 同市同町印麦中山北西岸標識 イ 1から110度50メートルのところ ロ 2から165度25メートルのところ ハ 3から317度140メートルのところ ニ 3から317度15メートルのところ ホ 2から165度145メートルのところ ヘ 1から225度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3076号	吉村 敏喜	長崎県 対馬市 豊玉町 印麦 佐保浦 地先	1 北緯34度22分32秒,東経129度17分44秒 2 北緯34度22分32秒,東経129度17分35秒 3 北緯34度22分35秒,東経129度17分36秒 イ 北緯34度22分31秒,東経129度17分44秒 ロ 北緯34度22分29秒,東経129度17分44秒 ハ 北緯34度22分30秒,東経129度17分31秒 ニ 北緯34度22分36秒,東経129度17分33秒 ホ 北緯34度22分36秒,東経129度17分35秒 ヘ 北緯34度22分32秒,東経129度17分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町印麦赤崎 2 同市同町印麦すずき崎北鼻標識 3 同市同町印麦すずき崎北鼻標識 イ 1から180度40メートルのところ ロ 1から180度100メートルのところ ハ 2から233度125メートルのところ ニ 3から296度70メートルのところ ホ 3から296度15メートルのところ ヘ 2から240度25メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3077号	園分 松代	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 小式崎 地先	1 北緯34度22分24秒,東経129度17分34秒 2 北緯34度22分25秒,東経129度17分32秒 3 北緯34度22分26秒,東経129度17分27秒 4 北緯34度22分41秒,東経129度17分11秒 5 北緯34度22分42秒,東経129度17分9秒 6 北緯34度22分48秒,東経129度17分4秒 イ 北緯34度22分25秒,東経129度17分35秒 ロ 北緯34度22分49秒,東経129度17分7秒 ハ 北緯34度22分48秒,東経129度17分4秒	次の1、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線、4、3、2の各点を順次結んだ各直線、及び5から4、2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀小式崎祝松北東端標識 2 同市同町佐志賀佐保湾南口標識A 3 同市同町佐志賀佐保湾南口標識B 4 同市同町佐志賀佐保湾標識A 5 同市同町佐志賀佐保湾標識B 6 同市同町佐志賀すみくら突端標識 イ 1から60度50メートルのところ ロ 6から60度100メートルのところ ハ 6から60度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3078号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 小式崎 地先	1 北緯34度22分24秒,東経129度17分34秒 2 北緯34度22分1秒,東経129度17分21秒 イ 北緯34度22分23秒,東経129度17分36秒 ロ 北緯34度22分22秒,東経129度17分40秒 ハ 北緯34度21分59秒,東経129度17分27秒 ニ 北緯34度22分1秒,東経129度17分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀小式崎北東端標識 2 同市同町佐志賀すず崎標識 イ 1から110度60メートルのところ ロ 1から110度170メートルのところ ハ 2から110度160メートルのところ ニ 2から110度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3079号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 黒島 地先	1 北緯34度21分49秒,東経129度17分5秒 2 北緯34度21分47秒,東経129度17分12秒 3 北緯34度21分48秒,東経129度17分15秒 4 北緯34度21分55秒,東経129度17分16秒 5 北緯34度22分0秒,東経129度17分6秒 イ 北緯34度21分53秒,東経129度17分5秒 ロ 北緯34度21分50秒,東経129度17分15秒	次の2、1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝口佐志賀オロ北鼻東端標識 2 同市同町佐志賀黒島北西端標識 3 同市同町佐志賀黒島北端 4 同市同町佐志賀えい崎鼻標識 5 同市同町佐志賀すず浦西口標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3080号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 黒島 地先	1 北緯34度21分48秒,東経129度17分15秒 2 北緯34度21分41秒,東経129度17分16秒 3 北緯34度21分40秒,東経129度17分15秒 4 北緯34度21分45秒,東経129度17分8秒 5 北緯34度21分46秒,東経129度17分5秒 6 北緯34度21分35秒,東経129度17分4秒 7 北緯34度21分33秒,東経129度17分9秒 8 北緯34度21分36秒,東経129度17分16秒 9 北緯34度21分36秒,東経129度17分22秒 10 北緯34度21分33秒,東経129度17分25秒 11 北緯34度21分32秒,東経129度17分23秒 12 北緯34度21分32秒,東経129度17分20秒 13 北緯34度21分29秒,東経129度17分22秒 14 北緯34度21分31秒,東経129度17分32秒 イ 北緯34度21分48秒,東経129度17分16秒 ロ 北緯34度21分50秒,東経129度17分20秒 ハ 北緯34度21分35秒,東経129度17分37秒 ニ 北緯34度21分35秒,東経129度17分28秒 ホ 北緯34度21分37秒,東経129度17分22秒 ヘ 北緯34度21分39秒,東経129度17分15秒 ト 北緯34度21分42秒,東経129度17分18秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1.ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3081号	梅野 公治	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 大石浦 地先	1 北緯34度21分13秒,東経129度17分15秒 2 北緯34度21分18秒,東経129度17分16秒 3 北緯34度21分18秒,東経129度17分19秒 4 北緯34度21分14秒,東経129度17分21秒 5 北緯34度21分11秒,東経129度17分26秒 6 北緯34度21分8秒,東経129度17分30秒 イ 北緯34度21分5秒,東経129度17分30秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3082号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 大石浦 地先	1 北緯34度20分58秒,東経129度17分31秒 2 北緯34度21分2秒,東経129度17分28秒 3 北緯34度21分8秒,東経129度17分19秒 4 北緯34度21分10秒,東経129度17分15秒 5 北緯34度21分12秒,東経129度17分15秒 イ 北緯34度21分0秒,東経129度17分34秒 ロ 北緯34度20分59秒,東経129度17分32秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3083号	日高真珠株式会社外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 フカリ浦 地先	1 北緯34度20分47秒,東経129度17分12秒 2 北緯34度20分55秒,東経129度17分7秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3084号	日高真珠株式会社外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 フカリ浦 地先	1 北緯34度20分47秒,東経129度17分12秒 2 北緯34度20分29秒,東経129度17分16秒 イ 北緯34度20分47秒,東経129度17分9秒 ロ 北緯34度20分29秒,東経129度17分9秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3085号	日高真珠株式会社外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝船 フカリ浦 地先	1 北緯34度20分52秒,東経129度17分4秒 2 北緯34度20分37秒,東経129度17分1秒 イ 北緯34度20分52秒,東経129度17分8秒 ロ 北緯34度20分37秒,東経129度17分7秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3086号	三洋真珠合資会社外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 カタフチ 地先	1 北緯34度24分56秒,東経129度16分33秒 2 北緯34度24分55秒,東経129度16分32秒 3 北緯34度24分57秒,東経129度16分24秒 4 北緯34度25分8秒,東経129度16分27秒 5 北緯34度25分2秒,東経129度16分35秒 イ 北緯34度24分57秒,東経129度16分33秒 ロ 北緯34度24分60秒,東経129度16分24秒 ハ 北緯34度24分58秒,東経129度16分24秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1.イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3087号	三洋真珠合資会社	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 地先	1 北緯34度24分56秒,東経129度16分33秒 2 北緯34度24分54秒,東経129度16分37秒 イ 北緯34度24分57秒,東経129度16分34秒 ロ 北緯34度24分57秒,東経129度16分35秒 ハ 北緯34度24分54秒,東経129度16分39秒 ニ 北緯34度24分54秒,東経129度16分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町志多浦びす鼻北端 2 同市同町志多浦千太郎開護岸東端標識 イ 1から20度10メートルのところ ロ 1から60度50メートルのところ ハ 2から90度60メートルのところ ニ 2から90度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3088号	三洋真珠合資会社	長崎県 対馬市 豊玉町 志多浦 ホノリ 地先	1 北緯34度24分55秒,東経129度16分48秒 2 北緯34度24分52秒,東経129度16分50秒 イ 北緯34度24分55秒,東経129度16分50秒 ロ 北緯34度24分52秒,東経129度16分51秒 ハ 北緯34度24分52秒,東経129度16分50秒 ニ 北緯34度24分55秒,東経129度16分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町志多浦ホノリ西の鼻北東標識 2 同市同町志多浦ホノリ西の鼻北東標識 イ 1から90度50メートルのところ ロ 2から90度40メートルのところ ハ 2から90度15メートルのところ ニ 1から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第4000号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 曾 こうご崎 地先	1 北緯34度25分34秒,東経129度22分30秒 2 北緯34度25分34秒,東経129度22分26秒 イ 北緯34度25分37秒,東経129度22分31秒 ロ 北緯34度25分38秒,東経129度22分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町曾こうご崎北端標識 2 同市同町曾こうご崎内の鼻標識 イ 1から12度90メートルのところ ロ 2から12度140メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第4001号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 千尋藻 サスロ 地先	1 北緯34度25分28秒,東経129度22分32秒 2 北緯34度25分26秒,東経129度22分33秒 イ 北緯34度25分27秒,東経129度22分35秒 ロ 北緯34度25分25秒,東経129度22分39秒 ハ 北緯34度25分23秒,東経129度22分39秒 ニ 北緯34度25分25秒,東経129度22分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町千尋藻サスロコウゴ崎東岸標識B 2 同市同町千尋藻サスロコウゴ崎東岸標識C(1から南方海岸沿いに90メートルのところ) イ 1から118度30分60メートルのところ ロ 1から118度30分180メートルのところ ハ 2から118度30分180メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第4002号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 鍵川 地先	1 北緯34度23分42秒,東経129度21分42秒 2 北緯34度23分42秒,東経129度21分36秒 3 北緯34度23分36秒,東経129度21分28秒 4 北緯34度23分23秒,東経129度21分14秒 5 北緯34度23分27秒,東経129度21分33秒 6 北緯34度23分35秒,東経129度21分37秒 イ 北緯34度23分40秒,東経129度21分41秒 ロ 北緯34度23分41秒,東経129度21分36秒 ハ 北緯34度23分35秒,東経129度21分31秒 ニ 北緯34度23分33秒,東経129度21分30秒 ホ 北緯34度23分32秒,東経129度21分30秒 ヘ 北緯34度23分21秒,東経129度21分17秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町鍵川屋利加神社階段南側角標識 2 同市同町鍵川小茂田鼻南端標識 3 同市同町鍵川唐黒崎南東端標識 4 同市同町鍵川ガトウ崎南東端護岸標識 5 同市同町鍵川防波堤付根 6 同市同町鍵川前ノ島北端 イ 1と6を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から60メートルのところ ハ 3から104度65メートルのところ ニ 3と5を結ぶ直線上3から100メートルのところ ホ 3と5を結ぶ直線上3から130メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜 嵯峨	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4003号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 地先	1 北緯34度23分52秒,東経129度21分52秒 2 北緯34度23分49秒,東経129度21分46秒 3 北緯34度23分31秒,東経129度21分59秒 4 北緯34度23分37秒,東経129度22分10秒 イ 北緯34度23分41秒,東経129度22分6秒 ロ 北緯34度23分40秒,東経129度22分7秒 ハ 北緯34度23分33秒,東経129度21分58秒 ニ 北緯34度23分35秒,東経129度21分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町鍵川崎中鼻護岸階段標識 2 同市同町鍵川鍵川標識(防波堤付根から90メートルのところ) 3 同市同町横浦テラノ島崎北端標識 4 同市同町鍵川牛クラ崎北端標識 イ 1と4を結ぶ直線上4から160メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上4から100メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上3から70メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上3から140メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦 嵯峨	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4004号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 タラバ浦 地先	1 北緯34度23分56秒,東経129度22分42秒 2 北緯34度23分59秒,東経129度22分46秒 3 北緯34度23分51秒,東経129度22分52秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦ボウス瀬突端 2 同市同町横浦タテノ島南端 3 同市同町横浦平崎の内の浜標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	
対区第4005号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 塩屋浦 地先	1 北緯34度23分55秒,東経129度22分56秒 2 北緯34度24分3秒,東経129度23分3秒 3 北緯34度23分56秒,東経129度23分6秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線及び1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦塩屋浦西岸鼻標識 2 同市同町横浦八兵島ノ前小島南西端 3 同市同町横浦塩屋浦東岸標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	
対区第4006号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 ツヤ島 地先	1 北緯34度24分13秒,東経129度23分2秒 2 北緯34度24分3秒,東経129度22分47秒 3 北緯34度24分1秒,東経129度22分48秒 4 北緯34度24分6秒,東経129度23分3秒	次の1と2を結んだ直線、3と4を結んだ直線及び1から3、1から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦ツヤ島東端標識 2 同市同町横浦タテノ島北端 3 同市同町横浦タテノ島東端標識 4 同市同町横浦八兵島ノ前小島北端0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 千尋藻 曾 鍵川 位ノ端 横浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第4007号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 横浦 東鼻 地先	1 北緯34度23分9秒,東経129度22分43秒 2 北緯34度23分13秒,東経129度22分46秒 3 北緯34度23分14秒,東経129度22分47秒 4 北緯34度22分59秒,東経129度23分9秒 イ 北緯34度23分8秒,東経129度22分44秒 ロ 北緯34度23分8秒,東経129度22分45秒 ハ 北緯34度23分12秒,東経129度22分47秒 ニ 北緯34度23分13秒,東経129度22分49秒 ホ 北緯34度23分14秒,東経129度22分48秒 ヘ 北緯34度23分13秒,東経129度22分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町横浦東鼻先端標識 2 同市同町横浦長浜護岸標識A 3 同市同町横浦長浜護岸標識B 4 同市同町横浦見世崎南西端 イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ハ 2から115度50メートルのところ ニ 3から115度60メートルのところ ホ 3から115度30メートルのところ ヘ 2から115度20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 横浦 塩浜	
対区第4008号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 ユイカリ 地先	1 北緯34度19分55秒,東経129度19分44秒 2 北緯34度19分57秒,東経129度19分35秒 3 北緯34度20分1秒,東経129度19分36秒 イ 北緯34度19分57秒,東経129度19分44秒 ロ 北緯34度20分0秒,東経129度19分44秒	次のイ、ロ、3、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山島の瀬島東端標識 2 同市同町島山ユイカリ浦南岸標識 3 同市同町島山ユイカリ浦北岸標識 イ 1から4度30分60メートルのところ ロ 1から4度30分150メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4009号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 島ノ浦 地先	1 北緯34度19分55秒,東経129度19分39秒 2 北緯34度19分55秒,東経129度19分37秒 3 北緯34度19分53秒,東経129度19分39秒 4 北緯34度19分52秒,東経129度19分42秒 5 北緯34度19分55秒,東経129度19分44秒 イ 北緯34度19分52秒,東経129度19分45秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4、イ、5の各点を順次結んだ各直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山島ノ浦島西端 2 同市同町島山島ノ浦瀬戸標識 3 同市同町島山島ノ浦湾奥標識 4 同市同町島山島ノ浦湾口標識 5 同市同町島山島ノ浦島東端標識	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4010号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 地先	1 北緯34度19分46秒,東経129度19分43秒 2 北緯34度19分45秒,東経129度19分40秒 3 北緯34度19分44秒,東経129度19分40秒 4 北緯34度19分44秒,東経129度19分46秒 イ 北緯34度19分47秒,東経129度19分46秒	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山石神浦先端標識 2 同市同町島山石神浦北岸標識 3 同市同町島山石神浦南岸標識 4 同市同町島山石神浦南鼻標識 イ 1から86度60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4011号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 縄打 地先	1 北緯34度19分10秒,東経129度19分43秒 2 北緯34度19分3秒,東経129度19分53秒 3 北緯34度19分10秒,東経129度19分56秒 4 北緯34度19分37秒,東経129度19分52秒 5 北緯34度19分19秒,東経129度19分46秒 イ 北緯34度19分10秒,東経129度19分53秒 ロ 北緯34度19分19秒,東経129度19分53秒	次の1、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山山中鼻標識 2 同市同町島山三郎島北端 3 同市同町島山番頭島北西端 4 同市同町島山赤崎先端標識 5 同市同町島山縄打鼻標識(清切鼻先端を86度に見過すところ) イ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 ロ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 イ 1から90度の直線と2と4を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4012号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山 シガラキ浦 地先	1 北緯34度19分10秒,東経129度19分43秒 2 北緯34度19分3秒,東経129度19分42秒 3 北緯34度19分3秒,東経129度19分52秒 イ 北緯34度19分10秒,東経129度19分44秒 ロ 北緯34度19分10秒,東経129度19分50秒 ハ 北緯34度19分3秒,東経129度19分50秒 ニ 北緯34度19分3秒,東経129度19分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山山中鼻標識 2 同市同町島山縄打横畑標識 3 同市同町島山三郎島北端 イ 1から90度30メートルのところ ロ 1から90度200メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4013号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山 コシキ浦 地先	1 北緯34度19分3秒,東経129度19分42秒 2 北緯34度19分3秒,東経129度19分52秒 3 北緯34度18分52秒,東経129度19分53秒 イ 北緯34度19分3秒,東経129度19分49秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山縄打横畑標識 2 同市同町島山三郎島北端 3 同市同町島山コシキ浦南西標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から170メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4014号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山 海落浦 地先	1 北緯34度19分22秒,東経129度20分16秒 2 北緯34度19分15秒,東経129度20分19秒 3 北緯34度19分11秒,東経129度20分17秒 4 北緯34度19分15秒,東経129度20分15秒 5 北緯34度19分13秒,東経129度20分6秒 6 北緯34度19分37秒,東経129度19分52秒 7 北緯34度19分27秒,東経129度20分8秒 イ 北緯34度19分18秒,東経129度20分12秒 ロ 北緯34度19分20秒,東経129度20分14秒	次の4、イ、ロ、2、3の各点を順次結んだ各直線及び3から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山満切鼻南西端標識 2 同市同町大山海落浦3番鼻西端標識 3 同市同町大山シガラキ鼻東岸標識A 4 同市同町大山シガラキ鼻東岸標識B 5 同市同町大山シガラコ鼻北端標識 6 同市同町島山赤崎先端標識 7 同市同町二子島頂上 イ 1と5を結ぶ直線と4と6を結ぶ直線との交点 ロ 1と5を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4015号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山 満切浦 地先	1 北緯34度19分29秒,東経129度20分23秒 2 北緯34度19分26秒,東経129度20分21秒 3 北緯34度19分24秒,東経129度20分29秒 4 北緯34度19分26秒,東経129度20分30秒	次の1と2を結んだ直線、3と4を結んだ直線及び2から3、1から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山満切浦道切島西端 2 同市同町大山満切浦海落北側標識 3 同市同町大山満切浦東標識 4 同市同町大山満切浦道切島東側標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 瀬部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第4016号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山 地先	1 北緯34度19分16秒,東経129度21分4秒 2 北緯34度19分12秒,東経129度21分1秒 3 北緯34度19分9秒,東経129度21分8秒 4 北緯34度19分12秒,東経129度21分11秒 5 北緯34度19分16秒,東経129度21分6秒 イ 北緯34度19分13秒,東経129度21分1秒 ロ 北緯34度19分10秒,東経129度21分9秒	次の1、イ、ロ、4、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山和田浦ちようちん鼻標識 2 同市同町大山和田浦でいずか崎北東標識 3 同市同町大山和田浦でいずか崎東標識 4 同市同町大山和田浦赤崎標識 5 同市同町大山和田浦ちようちん鼻南標識(1から東方海岸沿いに30メートルのところ) イ 1と2を結ぶ直線上2から20メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4017号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山 コウボウヶ浦 地先	1 北緯34度20分17秒,東経129度21分7秒 2 北緯34度20分15秒,東経129度21分12秒 イ 北緯34度20分17秒,東経129度21分12秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山コウボウヶ浦鼻標識 2 同市同町大山ふればんの鼻標識 イ 2から0度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4018号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大山深浦 地先	1 北緯34度20分15秒,東経129度21分12秒 2 北緯34度20分15秒,東経129度21分27秒 イ 北緯34度20分17秒,東経129度21分12秒 ロ 北緯34度20分17秒,東経129度21分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山ふればんの鼻標識 2 同市同町大山深浦標識 イ 1から0度50メートルのところ ロ 2から0度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4019号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 千切浦 地先	1 北緯34度20分58秒,東経129度20分55秒 2 北緯34度20分59秒,東経129度20分51秒 3 北緯34度20分42秒,東経129度20分32秒 4 北緯34度20分29秒,東経129度20分50秒 イ 北緯34度20分39秒,東経129度20分36秒	次の3、イ、1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越千切浦千切鼻南西端 2 同市同町小船越締打河内瀬戸南の鼻南端 3 同市同町小船越大干切島たからへの鼻南端 4 同市同町小船越前和田浦北鼻標識 イ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4020号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 締打河内浦 地先	1 北緯34度21分13秒,東経129度20分31秒 2 北緯34度21分1秒,東経129度20分39秒 3 北緯34度20分54秒,東経129度20分24秒 イ 北緯34度21分9秒,東経129度20分34秒 ロ 北緯34度21分3秒,東経129度20分38秒 ハ 北緯34度20分55秒,東経129度20分19秒 ニ 北緯34度20分60秒,東経129度20分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部京ヶ島南側中央突端東側標識 2 同市同町小船越大山大干切島北東中鼻標識 3 同市同町小船越大干切島締打河内崎西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から135メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から335メートルのところ ハ 3から286度130メートルのところ ニ 3から310度300メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4021号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 京ヶ島 地先	1 北緯34度21分18秒,東経129度20分15秒 2 北緯34度21分14秒,東経129度20分16秒 3 北緯34度21分16秒,東経129度20分22秒 濃部 4 北緯34度21分11秒,東経129度20分26秒 5 北緯34度21分23秒,東経129度20分24秒 イ 北緯34度21分19秒,東経129度20分16秒 ロ 北緯34度21分18秒,東経129度20分21秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線、2と4を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部沖の京ヶ島北端 2 同市同町濃部沖の京ヶ島南東岸岩標識 3 同市同町濃部京ヶ島北西端 4 同市同町濃部京ヶ島西岸中鼻一本松標識 5 同市同町濃部つつみ崎西端 イ 1と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 3から335度70メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4022号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 網掛浦 地先	1 北緯34度21分23秒,東経129度20分25秒 2 北緯34度21分23秒,東経129度20分31秒 3 北緯34度21分22秒,東経129度20分37秒 4 北緯34度21分18秒,東経129度20分15秒 イ 北緯34度21分21秒,東経129度20分21秒 ロ 北緯34度21分20秒,東経129度20分23秒 ハ 北緯34度21分21秒,東経129度20分37秒	次の1、イ、ロ、ハ、3、2の各点を順次結んだ各直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部つつみ崎西端 2 同市同町濃部つつみ崎内鼻南東端 3 同市同町濃部網掛浦赤崎西端 4 同市同町濃部沖の京ヶ島北端 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1から215度100メートルのところ ハ 3から180度40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4023号	釜地 秀成外1名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 手代鼻 地先	1 北緯34度21分44秒,東経129度20分30秒 2 北緯34度21分33秒,東経129度20分28秒 3 北緯34度21分32秒,東経129度20分32秒 4 北緯34度21分36秒,東経129度20分32秒 イ 北緯34度21分45秒,東経129度20分35秒 ロ 北緯34度21分33秒,東経129度20分27秒 ハ 北緯34度21分37秒,東経129度20分30秒 ニ 北緯34度21分44秒,東経129度20分38秒	次の3、4、ハ、ニ、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部坊主鼻北西端 2 同市同町濃部つつみ浦北鼻西端 3 同市同町濃部小麦畑浦南鼻標識(2から東方海岸沿いに90メートルのところ) 4 同市同町濃部小麦畑浦北鼻標識(小麦畑浦突端から東方海岸沿いに60メートルのところ) イ 1から300度100メートルのところ ロ 2から300度50メートルのところ ハ 4から300度60メートルのところ ニ 1から300度20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第4024号	印東 正登外5名	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 人呼崎 地先	1 北緯34度22分24秒,東経129度20分47秒 2 北緯34度22分30秒,東経129度20分51秒 3 北緯34度22分25秒,東経129度21分8秒 イ 北緯34度22分23秒,東経129度20分48秒 ロ 北緯34度22分30秒,東経129度20分53秒 ハ 北緯34度22分25秒,東経129度21分7秒 ニ 北緯34度22分22秒,東経129度20分51秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部人呼崎突端標識A(人呼崎突端から北方海岸沿いに30メートルのところ) 2 同市同町濃部人呼崎突端標識B 3 同市同町濃部柳浦南鼻標識 イ 1から115度50メートルのところ ロ 2から115度50メートルのところ ハ 3から260度30メートルのところ ニ 1から115度120メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4025号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 竜浦 地先	1 北緯34度22分6秒,東経129度20分37秒 2 北緯34度22分3秒,東経129度20分35秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部いも木崎突端標識 2 同市同町濃部えびす崎北の鼻北端標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4026号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 濃部 和板浦 地先	1 北緯34度21分51秒,東経129度19分58秒 2 北緯34度22分6秒,東経129度19分57秒 3 北緯34度22分7秒,東経129度19分47秒 4 北緯34度21分52秒,東経129度19分44秒 イ 北緯34度21分52秒,東経129度19分54秒 ロ 北緯34度22分6秒,東経129度19分53秒 ハ 北緯34度22分6秒,東経129度19分56秒 ニ 北緯34度21分51秒,東経129度19分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町濃部しいらちの鼻標識 2 同市同町濃部松の大岩標識 3 同市同町濃部赤崎北の鼻標識 4 同市同町濃部若松崎南東端 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4027号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 糸瀬 和板浦 地先	1 北緯34度22分28秒,東経129度19分58秒 2 北緯34度22分18秒,東経129度19分50秒 3 北緯34度22分10秒,東経129度19分45秒 4 北緯34度22分6秒,東経129度19分57秒 5 北緯34度22分18秒,東経129度19分58秒 イ 北緯34度22分9秒,東経129度19分48秒 ロ 北緯34度22分8秒,東経129度19分51秒 ハ 北緯34度22分18秒,東経129度19分53秒 ニ 北緯34度22分28秒,東経129度20分0秒	次の1、2、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町糸瀬ようすく(く)北の鼻南端 2 同市同町糸瀬いかり北の鼻南端 3 同市同町糸瀬赤崎浦標識(赤崎浦突端から南方海岸沿いに25メートルのところ) 4 同市同町濃部松の大岩標識 5 同市同町濃部長崎鼻標識 イ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から150メートルのところ ハ 2と5を結ぶ直線上5から150メートルのところ ニ 1から97度55メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4028号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 和板浦南側 地先	1 北緯34度21分51秒,東経129度19分58秒 2 北緯34度22分6秒,東経129度19分57秒 3 北緯34度22分10秒,東経129度19分45秒 4 北緯34度21分52秒,東経129度19分44秒 イ 北緯34度22分9秒,東経129度19分48秒 ロ 北緯34度22分8秒,東経129度19分51秒 ハ 北緯34度21分52秒,東経129度19分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町糸瀬赤崎浦標識(赤崎浦突端から南側へ25メートルのところ) 2 同市美津島町濃部松の大岩標識 3 同市同町濃部しいらちの鼻標識 4 同市豊玉町糸瀬若松崎南東端 イ 1と2を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上2から150メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4029号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 糸瀬浦 地先	1 北緯34度21分51秒,東経129度19分42秒 2 北緯34度21分53秒,東経129度19分42秒 3 北緯34度22分2秒,東経129度19分35秒 4 北緯34度22分1秒,東経129度19分33秒 5 北緯34度21分57秒,東経129度19分30秒 6 北緯34度21分48秒,東経129度19分33秒 イ 北緯34度21分51秒,東経129度19分41秒 ロ 北緯34度22分0秒,東経129度19分32秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町糸瀬若松崎南西端 2 同市同町糸瀬若松崎西岸標識(1から北方海岸沿いに80メートルのところ) 3 同市同町糸瀬やなの鼻南東岸標識 4 同市同町糸瀬やなの鼻南西端(3から南西方海岸沿いに55メートルのところ) 5 同市同町嵯峨千鳥頂上 6 同市同町糸瀬瀬の内の鼻標識 ロ 4と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ イ 1と6を結ぶ直線上4から20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4030号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 糸瀬 地先	1 北緯34度22分5秒,東経129度19分30秒 2 北緯34度22分1秒,東経129度19分25秒 3 北緯34度21分55秒,東経129度19分28秒 4 北緯34度22分1秒,東経129度19分32秒 5 北緯34度22分3秒,東経129度19分30秒 イ 北緯34度22分3秒,東経129度19分27秒 ロ 北緯34度22分2秒,東経129度19分29秒	次の2、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から2、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町糸瀬くずれ下標識A 2 同市同町糸瀬浦よしの際標識 3 同市同町嵯峨たつの鼻標識 4 同市同町糸瀬やなの鼻南西端 5 同市同町糸瀬くずれ下標識B イ 1と2を結ぶ直線上1から110メートルのところ ロ 5から230度60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	
対区第4031号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨ノ浦 地先	1 北緯34度21分27秒,東経129度19分30秒 2 北緯34度21分23秒,東経129度19分32秒 3 北緯34度21分31秒,東経129度19分40秒 4 北緯34度21分34秒,東経129度19分38秒 イ 北緯34度21分28秒,東経129度19分31秒 ロ 北緯34度21分29秒,東経129度19分33秒 ハ 北緯34度21分26秒,東経129度19分38秒 ニ 北緯34度21分25秒,東経129度19分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨おうだんの外鼻標識A 2 同市同町嵯峨おうだんの外鼻標識B(1から南方海岸沿いに120メートルのところ) 3 同市同町嵯峨とうにわ崎南東端 4 同市同町嵯峨とうにわ崎標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 濃部 大山 及び 同市 豊玉町 糸瀬	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第4032号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 多田島 地先	1 北緯34度21分9秒,東経129度19分20秒 2 北緯34度20分51秒,東経129度19分23秒 3 北緯34度20分36秒,東経129度18分53秒 イ 北緯34度21分9秒,東経129度19分18秒 ロ 北緯34度20分51秒,東経129度19分21秒 ハ 北緯34度20分36秒,東経129度19分21秒 ニ 北緯34度20分36秒,東経129度19分17秒 ホ 北緯34度20分51秒,東経129度19分16秒 ヘ 北緯34度21分9秒,東経129度19分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨仏浦高瀬護岸階段標識 2 同市同町嵯峨多田島南端 3 同市同町貝鮎鮎瀬浦西岸標識B イ 1から270度40メートルのところ ロ 2から270度50メートルのところ ハ 3から90度700メートルのところ ニ 3から90度600メートルのところ ホ 2から270度160メートルのところ ヘ 1から270度150メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮎	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4033号	平井真珠株式会社外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 仏浦 地先	1 北緯34度21分12秒,東経129度19分11秒 2 北緯34度20分50秒,東経129度19分11秒 3 北緯34度21分14秒,東経129度19分14秒 イ 北緯34度21分13秒,東経129度19分12秒 ロ 北緯34度20分50秒,東経129度19分14秒 ハ 北緯34度20分50秒,東経129度19分16秒 ニ 北緯34度21分13秒,東経129度19分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨仏浦長崎中鼻標識 2 同市同町嵯峨仏浦瀬浦内鼻標識 3 同市同町嵯峨仏浦高瀬護岸内鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 2から90度80メートルのところ ハ 2から90度125メートルのところ ニ 1と3を結ぶ直線上3から40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4034号	阿比留 節雄外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 鮎瀬浦 地先	1 北緯34度21分5秒,東経129度19分5秒 2 北緯34度20分50秒,東経129度19分5秒 イ 北緯34度21分5秒,東経129度19分3秒 ロ 北緯34度20分50秒,東経129度19分4秒 ハ 北緯34度20分50秒,東経129度19分3秒 ニ 北緯34度21分5秒,東経129度19分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮎鮎瀬浦東海岸内鼻標識 2 同市同町貝鮎鮎瀬浦東海岸御手洗畑南中鼻標識 イ 1から265度40メートルのところ ロ 2から270度30メートルのところ ハ 2から270度70メートルのところ ニ 1から265度80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4035号	阿比留 節雄外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 鮎瀬浦 地先	1 北緯34度20分50秒,東経129度18分55秒 2 北緯34度20分24秒,東経129度18分52秒 3 北緯34度20分22秒,東経129度19分54秒 イ 北緯34度20分49秒,東経129度19分6秒 ロ 北緯34度20分50秒,東経129度18分57秒 ハ 北緯34度20分24秒,東経129度18分55秒 ニ 北緯34度20分24秒,東経129度18分59秒 ニ 北緯34度20分49秒,東経129度19分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮎鮎瀬浦アラコウ畑昇降段 2 同市同町貝鮎鮎瀬浦ツヅラ崎東岸標識(ツヅラ崎南端から北方海岸沿いに55メートルのところ) 3 同市美津島町小船越沖ノ島南端 4 同市豊玉町貝鮎鮎瀬浦東海岸御手洗畑南中鼻標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から35メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から75メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から190メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から140メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4036号	阿比留 節雄外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮎 貝鮎浦 地先	1 北緯34度20分41秒,東経129度18分38秒 2 北緯34度20分31秒,東経129度18分39秒 イ 北緯34度20分42秒,東経129度18分37秒 ロ 北緯34度20分42秒,東経129度18分36秒 ハ 北緯34度20分32秒,東経129度18分34秒 ニ 北緯34度20分32秒,東経129度18分36秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮎鮎浦えびす南鼻大石標識 2 同市同町貝鮎鮎浦じってん中鼻標識 イ 1から290度25メートルのところ ロ 1から290度60メートルのところ ハ 2から290度150メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4038号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	1 北緯34度21分8秒,東経129度18分19秒 2 北緯34度21分4秒,東経129度18分14秒 3 北緯34度21分4秒,東経129度18分3秒 4 北緯34度21分32秒,東経129度18分14秒 イ 北緯34度21分7秒,東経129度18分14秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨長岩崎突端 2 同市同町嵯峨オリオト中鼻 3 同市同町嵯峨水谷北東端標識 4 同市同町嵯峨つよう長管根鼻大石 イ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4039号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 嵯峨浦 地先	1 北緯34度21分32秒,東経129度18分35秒 2 北緯34度21分31秒,東経129度18分37秒 3 北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒 イ 北緯34度21分32秒,東経129度18分35秒 ロ 北緯34度21分32秒,東経129度18分36秒 ハ 北緯34度21分28秒,東経129度18分34秒 ニ 北緯34度21分29秒,東経129度18分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨嵯峨浦ケンベ鼻標識 2 同市同町嵯峨嵯峨浦小いハの鼻標識 3 同市同町嵯峨嵯峨浦標識A イ 1と2を結ぶ直線上1から5メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ ハ 3から123度45メートルのところ ニ 3から123度20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4040号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 佐志賀浦 地先	1 北緯34度22分3秒,東経129度18分9秒 2 北緯34度22分6秒,東経129度18分11秒 3 北緯34度22分6秒,東経129度18分15秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀アシシ浦南岸中鼻 2 同市同町佐志賀アシシ浦ノボリ木護岸標識 3 同市同町佐志賀アシシ浦ノボリ木護岸排水口標識	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮎	
対区第4041号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 大玉 地先	1 北緯34度22分22秒,東経129度18分3秒 2 北緯34度22分25秒,東経129度18分11秒 3 北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒 4 北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒 イ 北緯34度22分25秒,東経129度18分2秒	次の1、イ、4、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀大玉大石突端標識 2 同市同町佐志賀横瀬西の鼻北端 3 同市同町伊表八升鼻南端 4 同市同町佐志賀御前鼻南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮎	
対区第4042号	日高 肇外4名	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 横瀬 地先	1 北緯34度22分27秒,東経129度18分10秒 2 北緯34度22分25秒,東経129度18分11秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀御前鼻南端 2 同市同町佐志賀横西の鼻北端0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第4043号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 わみや 地先	1 北緯34度22分45秒,東経129度18分32秒 2 北緯34度22分36秒,東経129度18分22秒 3 北緯34度22分31秒,東経129度18分11秒 4 北緯34度22分41秒,東経129度17分52秒 イ 北緯34度22分46秒,東経129度18分28秒 ロ 北緯34度22分50秒,東経129度18分21秒 ハ 北緯34度22分32秒,東経129度18分9秒	次の2、イ、ロ、ハ、の各点を順次結んだ各直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀わみや鼻標識(わみや鼻北端から南方海岸沿いに115メートルのところ) 2 同市同町佐志賀ツナエり崎北東端標識 3 同市同町佐志賀御前崎北西端 4 同市同町伊表八升鼻南東端 イ 1から300度100メートルのところ ロ 1から300度300メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から70メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4044号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 仁位 ハロウ 地先	1 北緯34度23分3秒,東経129度18分23秒 2 北緯34度23分6秒,東経129度18分25秒 3 北緯34度23分1秒,東経129度18分32秒 4 北緯34度22分58秒,東経129度18分29秒 イ 北緯34度23分1秒,東経129度18分25秒 ロ 北緯34度23分3秒,東経129度18分29秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町仁位ゴウスの鼻標識 2 同市同町仁位ゴウス内鼻標識 3 同市同町仁位からね鼻北東端標識 4 同市同町仁位からね鼻南西端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から120メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 伊表 仁位 貝口	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4045号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 ヌカ浦 地先	1 北緯34度23分2秒,東経129度18分16秒 2 北緯34度23分6秒,東経129度18分19秒 3 北緯34度23分7秒,東経129度18分12秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表ヌカ浦標識 2 同市同町伊表ヌカ浦東鼻標識 3 同市同町伊表ヌカ浦ワカキの鼻突端0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 伊表 仁位 貝口	
対区第4046号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 伊表浦 地先	1 北緯34度22分50秒,東経129度18分7秒 2 北緯34度22分52秒,東経129度18分13秒 イ 北緯34度22分47秒,東経129度18分9秒 ロ 北緯34度22分44秒,東経129度18分10秒 ハ 北緯34度22分48秒,東経129度18分16秒 ニ 北緯34度22分49秒,東経129度18分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表の鼻標識 2 同市同町伊表かめろう突端標識 イ 1から158度90メートルのところ ロ 1から158度180メートルのところ ハ 2から150度150メートルのところ ニ 2から150度100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 伊表 仁位 貝口	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4047号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 伊表浦 地先	1 北緯34度22分58秒,東経129度17分48秒 2 北緯34度22分50秒,東経129度17分57秒 イ 北緯34度22分59秒,東経129度17分48秒 ロ 北緯34度22分50秒,東経129度17分57秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表伊表浦西岸竹山の鼻標識 2 同市同町伊表伊表浦西岸竹山の鼻標識 イ 1から30度25メートルのところ ロ 2から30度10メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 伊表 仁位 貝口	
対区第4048号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 佐志賀 かたひら 地先	1 北緯34度21分31秒,東経129度17分32秒 2 北緯34度21分22秒,東経129度17分36秒 イ 北緯34度21分32秒,東経129度17分33秒 ロ 北緯34度21分38秒,東経129度17分40秒 ハ 北緯34度21分31秒,東経129度17分47秒 ニ 北緯34度21分25秒,東経129度17分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐志賀かたひら突端標識 2 同市同町佐志賀かたひら海岸中央部北標識 イ 1から45度20メートルのところ ロ 1から45度270メートルのところ ハ 2から45度400メートルのところ ニ 2から45度150メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4049号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 いたぎら浦 地先	1 北緯34度21分16秒,東経129度17分37秒 2 北緯34度21分13秒,東経129度17分47秒 3 北緯34度21分15秒,東経129度17分52秒 イ 北緯34度21分14秒,東経129度17分36秒 ロ 北緯34度21分13秒,東経129度17分36秒 ハ 北緯34度21分10秒,東経129度17分52秒 ニ 北緯34度21分15秒,東経129度17分55秒	次の2、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨いたぎら浦標識(浦奥護岸北端から東方海岸沿いに55メートルのところ) 2 同市同町嵯峨いたぎら鼻標識 3 同市同町嵯峨鐘掛崎標識(鐘掛崎東端から南西方海岸沿いに90メートルのところ) イ 1から205度30メートルのところ ロ 1から205度60メートルのところ ハ 2から120度150メートルのところ ニ 3から110度60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4050号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 大石浦 地先	1 北緯34度21分8秒,東経129度17分31秒 2 北緯34度21分5秒,東経129度17分39秒 イ 北緯34度21分8秒,東経129度17分31秒 ロ 北緯34度21分4秒,東経129度17分30秒 ハ 北緯34度21分2秒,東経129度17分38秒 ニ 北緯34度21分5秒,東経129度17分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨大石浜南東端 2 同市同町嵯峨乙宮鼻南西端 イ 1から190度10メートルのところ ロ 1から190度120メートルのところ ハ 2から190度120メートルのところ ニ 2から190度10メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	
対区第4051号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 嵯峨 クブズラ 地先	1 北緯34度20分58秒,東経129度17分31秒 2 北緯34度20分44秒,東経129度17分30秒 イ 北緯34度20分58秒,東経129度17分33秒 ロ 北緯34度20分58秒,東経129度17分39秒 ハ 北緯34度20分41秒,東経129度17分37秒 ニ 北緯34度20分43秒,東経129度17分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町嵯峨立石崎突端 2 同市同町嵯峨クブズラ鼻標識 イ 1から90度50メートルのところ ロ 1から90度200メートルのところ ハ 2から113度210メートルのところ ニ 2から113度60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4052号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 伊表 佐保浦 地先	1 北緯34度23分6秒,東経129度17分21秒 2 北緯34度22分59秒,東経129度17分12秒 イ 北緯34度23分6秒,東経129度17分19秒 ロ 北緯34度22分59秒,東経129度17分10秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町伊表長浜標識 2 同市同町伊表クノキ北の鼻標識 イ 1から267度40メートルのところ ロ 2から270度40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 伊表 仁位 貝口	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第4053号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	1 北緯34度23分6秒,東経129度17分15秒 2 北緯34度23分8秒,東経129度17分16秒 3 北緯34度23分10秒,東経129度17分16秒 4 北緯34度23分16秒,東経129度17分7秒 イ 北緯34度23分6秒,東経129度17分16秒 ロ 北緯34度23分8秒,東経129度17分17秒 ハ 北緯34度23分10秒,東経129度17分17秒 ニ 北緯34度23分17秒,東経129度17分13秒 ホ 北緯34度23分17秒,東経129度17分11秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐保のぐち南の鼻標識 2 同市同町佐保のぐち中鼻標識(1から北方海岸沿いに60メートルのところ) 3 同市同町佐保のぐち鼻北標識(2から北方海岸沿いに60メートルのところ) 4 同市同町佐保護岸排水路下標識 イ 1から100度10メートルのところ ロ 2から90度20メートルのところ ハ 3から90度30メートルのところ ニ 3から90度150メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 仰妻 仁位 貝口	
対区第4054号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 佐保 佐保浦 地先	1 北緯34度22分48秒,東経129度17分4秒 2 北緯34度23分3秒,東経129度17分8秒 イ 北緯34度22分49秒,東経129度17分7秒 ロ 北緯34度23分0秒,東経129度17分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町佐保すみくら突端標識 2 同市同町佐保仙入道鼻標識 イ 1から60度90メートルのところ ロ 2から180度70メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐保 仰妻 仁位 貝口	
対区第4055号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 貝口 地先	1 北緯34度21分55秒,東経129度17分10秒 2 北緯34度21分57秒,東経129度16分48秒 3 北緯34度21分58秒,東経129度16分50秒 イ 北緯34度21分57秒,東経129度16分51秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝口す崎突端標識 2 同市同町貝口浦赤崎標識 3 同市同町貝口浦テナシガ浦標識 イ 1と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	
対区第4056号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 大石浦 地先	1 北緯34度21分2秒,東経129度17分28秒 2 北緯34度21分8秒,東経129度17分19秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮒大石浦標識C 2 同市同町貝鮒大石浦清水鼻標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4057号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フリリ浦 地先	1 北緯34度20分22秒,東経129度17分15秒 2 北緯34度20分27秒,東経129度17分16秒 イ 北緯34度20分22秒,東経129度17分12秒 ロ 北緯34度20分22秒,東経129度17分7秒 ハ 北緯34度20分27秒,東経129度17分7秒 ニ 北緯34度20分27秒,東経129度17分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮒フリリ浦東岸一重崎南端標識 2 同市同町フリリ浦東岸一重崎標識 イ 1から270度60メートルのところ ロ 1から270度180メートルのところ ハ 2から270度210メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 佐志賀 嵯峨 貝鮒	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4058号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 ふかり浦 地先	1 北緯34度20分52秒,東経129度17分4秒 2 北緯34度21分2秒,東経129度16分55秒	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮒ふかり浦なぎた崎突端 2 同市同町貝鮒フリリ浦上ヤマノハマ北東端標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 仁位 佐志賀 嵯峨 貝鮒 唐洲	
対区第4059号	日高真珠株式会社外2名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝鮒 フリリ浦 地先	1 北緯34度21分3秒,東経129度16分58秒 2 北緯34度21分2秒,東経129度16分55秒 3 北緯34度21分11秒,東経129度16分46秒 4 北緯34度21分12秒,東経129度16分49秒	次の1と3、2と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝鮒フリリ浦観音標識 2 同市同町貝鮒フリリ浦上ヤマノハマ北東端標識	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4060号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 廻 地先	1 北緯34度21分32秒,東経129度14分54秒 2 北緯34度21分38秒,東経129度14分49秒 3 北緯34度21分36秒,東経129度14分42秒 4 北緯34度21分41秒,東経129度14分41秒 5 北緯34度21分43秒,東経129度14分43秒 6 北緯34度21分54秒,東経129度15分5秒 イ 北緯34度21分40秒,東経129度14分50秒 ロ 北緯34度21分36秒,東経129度14分45秒 ハ 北緯34度21分38秒,東経129度14分43秒 ニ 北緯34度21分42秒,東経129度14分47秒 ホ 北緯34度21分45秒,東経129度14分49秒 ヘ 北緯34度21分35秒,東経129度14分56秒	次の4、ハ、ロ、イ、1、ヘ、ホ、ニ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町唐洲エビス崎突端標識 2 同市同町廻ヌカン突端標識 3 同市同町廻ヌカン中瀬護岸標識 4 同市同町廻ヌカン北護岸標識(5から南西方海岸沿いに80メートルのところ) 5 同市同町廻シロ瀬突端標識 6 同市同町唐洲妙見崎西端標識 イ 2から20度70メートルのところ ロ 2から232度120メートルのところ ハ 3から39度50メートルのところ ニ 3から39度200メートルのところ ホ 3から39度320メートルのところ ヘ 1と6を結ぶ直線上1から80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 廻 唐洲 貝口 佐保 仰妻	
対区第4061号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 小綱 神島びわの木 地先	1 北緯34度25分41秒,東経129度16分1秒 2 北緯34度25分51秒,東経129度16分2秒 イ 北緯34度25分40秒,東経129度16分5秒 ロ 北緯34度25分50秒,東経129度16分5秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町小綱神島標識 2 同市同町小綱神島北端標識 イ 1から107度110メートルのところ ロ 2から105度100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4062号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 豊玉町 田ノ浦 地先	1 北緯34度26分9秒,東経129度17分23秒 2 北緯34度25分60秒,東経129度17分37秒 イ 北緯34度26分9秒,東経129度17分25秒 ロ 北緯34度26分1秒,東経129度17分37秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町田ノ浦下り松鼻南側標識 2 同市同町田ノ浦おもと突端標識 イ 1から90度50メートルのところ ロ 2から0度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 小綱 志多浦 銘 田 大綱	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第4063号	豊玉町漁業協同組合	長崎県 対馬市 峰町 吉田 立石浦 地先	1 北緯34度27分20秒,東経129度18分22秒 2 北緯34度27分17秒,東経129度18分25秒 3 北緯34度27分16秒,東経129度18分23秒 イ 北緯34度27分20秒,東経129度18分21秒 ロ 北緯34度27分17秒,東経129度18分24秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市峰町吉田稚児の鼻標識 2 同市同町吉田さいぎょうの鼻突端標識 3 同市同町吉田かっそうぶる鼻標識 イ 1から270度40メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 峰町 狩尾 佐佐 吉田 三根浜 木坂 青海 津柳	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第530号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 白子 地先	1 北緯34度22分48秒,東経129度22分36秒 2 北緯34度22分53秒,東経129度22分40秒	次の1、2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町賀谷白子白子海岸標識 2 同市同町賀谷白子大白子海岸標識0	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	
対区第531号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 茂崎 地先	1 北緯34度22分12秒,東経129度23分1秒 2 北緯34度22分6秒,東経129度22分56秒 3 北緯34度22分22秒,東経129度22分41秒 イ 北緯34度22分13秒,東経129度22分60秒 ロ 北緯34度22分9秒,東経129度22分53秒 ハ 北緯34度22分8秒,東経129度22分55秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町賀谷茂崎標識 2 同市同町賀谷木捨海岸標識 3 同市同町賀谷屋敷畑山山頂 イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から110メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	
対区第532号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 竹崎 地先	1 北緯34度20分15秒,東経129度24分9秒 2 北緯34度20分13秒,東経129度23分59秒 イ 北緯34度20分12秒,東経129度24分10秒 ロ 北緯34度20分6秒,東経129度24分12秒 ハ 北緯34度20分4秒,東経129度24分2秒 ニ 北緯34度20分11秒,東経129度23分60秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬竹崎東標識 2 同市同町鴨居瀬竹崎西標識 イ 1から165度90メートルのところ ロ 1から165度290メートルのところ ハ 2から165度280メートルのところ ニ 2から165度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第533号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 住吉船浦 地先	1 北緯34度20分4秒,東経129度23分47秒 2 北緯34度20分7秒,東経129度23分47秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬住吉船浦南口鼻標識 2 同市同町鴨居瀬住吉船浦北口鼻標識0	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第534号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 コボケ 地先	1 北緯34度19分23秒,東経129度22分40秒 2 北緯34度19分20秒,東経129度22分45秒 3 北緯34度19分17秒,東経129度22分42秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越長畑北標識 2 同市同町小船越小仏島南西端 3 同市同町小船越大仏突端標識0	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第535号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 黒島 地先	1 北緯34度19分11秒,東経129度23分23秒 2 北緯34度19分0秒,東経129度23分34秒 3 北緯34度18分44秒,東経129度22分44秒 4 北緯34度19分5秒,東経129度22分42秒 イ 北緯34度19分0秒,東経129度23分17秒 ロ 北緯34度18分57秒,東経129度23分24秒 ハ 北緯34度18分59秒,東経129度23分30秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬黒島へう崎西岸標識 2 同市同町鴨居瀬黒島島の前海岸中央標識 3 同市同町小船越黒崎南端 4 同市同町小船越加瀬池鼻内北東標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から170メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から240メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第536号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 黒崎 地先	1 北緯34度17分55秒,東経129度20分55秒 2 北緯34度17分52秒,東経129度21分1秒 イ 北緯34度17分50秒,東経129度20分60秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保黒崎突端標識 2 同市同町久須保黒崎東鼻標識 イ 2から228度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第537号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 うげ鼻 地先	1 北緯34度18分3秒,東経129度21分55秒 2 北緯34度18分9秒,東経129度22分7秒 イ 北緯34度18分4秒,東経129度21分55秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保池の浦対岸標識 2 同市同町久須保うげ鼻標識 イ 1から度10メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 大吹 緒方	
対区第1028号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 嶋尾 地先	1 北緯34度22分18秒,東経129度22分40秒 2 北緯34度22分17秒,東経129度22分52秒 3 北緯34度22分17秒,東経129度22分54秒 4 北緯34度22分17秒,東経129度22分57秒 イ 北緯34度22分17秒,東経129度22分48秒 ロ 北緯34度22分16秒,東経129度22分51秒 ハ 北緯34度22分15秒,東経129度22分51秒 ニ 北緯34度22分15秒,東経129度22分54秒 ホ 北緯34度22分16秒,東経129度22分57秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町賀谷クニサン標識 2 同市同町賀谷嶋尾内鼻標識 3 同市同町賀谷嶋尾中鼻標識 4 同市同町賀谷嶋尾外鼻標識 イ 1から198度40メートルのところ ロ 2から198度40メートルのところ ハ 2から198度50メートルのところ ニ 3から198度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	
対区第1029号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 屋敷畑 地先	1 北緯34度22分18秒,東経129度22分46秒 2 北緯34度22分17秒,東経129度22分45秒 イ 北緯34度22分17秒,東経129度22分47秒 ロ 北緯34度22分15秒,東経129度22分46秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町賀谷屋敷畑住井屋敷標識 2 同市同町賀谷屋敷畑山宮屋敷標識 イ 1から150度50メートルのところ ロ 2から150度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1030号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 地先	1 北緯34度20分42秒,東経129度22分12秒 2 北緯34度20分40秒,東経129度22分18秒 イ 北緯34度20分43秒,東経129度22分12秒 ロ 北緯34度20分42秒,東経129度22分18秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町芦浦シラサブリウ鼻標識 2 同市同町芦浦モリビエ鼻標識(1から東方海岸沿いに170メートルのところ) イ 1から10度50メートルのところ ロ 2から10度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	
対区第1032号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島西岸 地先	1 北緯34度20分6秒,東経129度22分39秒 2 北緯34度20分3秒,東経129度22分39秒 3 北緯34度20分8秒,東経129度22分31秒 イ 北緯34度20分6秒,東経129度22分37秒 ロ 北緯34度20分3秒,東経129度22分36秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島北西護岸北端角標識 2 同市同町鴨居瀬寺島南西の鼻松の下標識 3 同市同町鴨居瀬小鹿の鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 2から267度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第1033号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島南 地先	1 北緯34度20分2秒,東経129度22分39秒 2 北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒 3 北緯34度20分2秒,東経129度22分35秒 イ 北緯34度20分2秒,東経129度22分39秒 ロ 北緯34度20分0秒,東経129度22分39秒 ハ 北緯34度19分59秒,東経129度22分38秒 ニ 北緯34度19分59秒,東経129度22分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んでイに至る直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島南端海岸標識 2 同市同町鴨居瀬仁兵衛島南端標識 3 同市同町鴨居瀬仁兵衛島東岸中標識 イ 1から180度5メートルのところ ロ 1から180度65メートルのところ ハ 2から90度105メートルのところ ニ 2から90度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第1034号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 海徳島 地先	1 北緯34度19分57秒,東経129度22分41秒 2 北緯34度19分52秒,東経129度22分39秒 3 北緯34度19分50秒,東経129度22分34秒 4 北緯34度19分49秒,東経129度22分47秒 5 北緯34度19分51秒,東経129度22分47秒 イ 北緯34度19分55秒,東経129度22分42秒 ロ 北緯34度19分51秒,東経129度22分41秒 ハ 北緯34度19分46秒,東経129度22分42秒 ニ 北緯34度19分48秒,東経129度22分37秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬海徳島北東端標識 2 同市同町鴨居瀬海徳島中浦南東端標識 3 同市同町鴨居瀬海徳島南端標識 4 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 5 同市同町鴨居瀬沖ノ島北端標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ ハ 3から125度230メートルのところ ニ 3から136度30分110メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1035号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 沖ノ島西 地先	1 北緯34度19分51秒,東経129度22分47秒 2 北緯34度19分49秒,東経129度22分47秒 3 北緯34度19分50秒,東経129度22分34秒 4 北緯34度19分57秒,東経129度22分41秒 イ 北緯34度19分52秒,東経129度22分46秒 ロ 北緯34度19分49秒,東経129度22分45秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬沖ノ島北端標識 2 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 3 同市同町鴨居瀬海徳島南端標識 4 同市同町鴨居瀬海徳島北東端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第1036号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 玉調浦 地先	1 北緯34度18分3秒,東経129度20分55秒 2 北緯34度17分55秒,東経129度20分56秒 3 北緯34度17分59秒,東経129度20分43秒 イ 北緯34度18分5秒,東経129度20分51秒 ロ 北緯34度17分57秒,東経129度20分48秒	次の1、2、ロ、イの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保玉調浦東三番鼻標識 2 同市同町真崎南端標識 3 同市同町久須保此瀬南端標識 イ 1から295度105メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から210メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	1. 1とイの間、1から80mと100mの点及び2とロの間、2から155mと175mの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1037号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 馬捨場 地先	1 北緯34度17分22秒,東経129度21分9秒 2 北緯34度17分26秒,東経129度21分9秒 3 北緯34度17分28秒,東経129度21分7秒 イ 北緯34度17分20秒,東経129度21分9秒 ロ 北緯34度17分20秒,東経129度21分5秒 ハ 北緯34度17分26秒,東経129度21分6秒 ニ 北緯34度17分28秒,東経129度21分5秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、3の各点を順次結んだ各直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越久須保浦南鼻西端 2 同市同町大船越久須保浦北鼻南西端 3 同市同町大船越どつらの南鼻西端 イ 1から180度50メートルのところ ロ 1から244度115メートルのところ ハ 2から270度50メートルのところ ニ 3から270度55メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	
対区第1039号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 デヒバ鼻 地先	1 北緯34度17分57秒,東経129度21分31秒 2 北緯34度17分59秒,東経129度21分41秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保デヒバ鼻突端標柱 2 同市同町久須保カガリ松鼻突端標柱0	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 大吹 緒方	
対区第1040号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 土寄崎 地先	1 北緯34度18分28秒,東経129度13分35秒 2 北緯34度18分21秒,東経129度13分31秒 3 北緯34度18分15秒,東経129度13分23秒 4 北緯34度18分6秒,東経129度13分24秒 イ 北緯34度18分27秒,東経129度13分39秒 ロ 北緯34度18分18秒,東経129度13分35秒 ハ 北緯34度18分16秒,東経129度13分28秒 ニ 北緯34度18分7秒,東経129度13分31秒 ホ 北緯34度18分8秒,東経129度13分40秒 ヘ 北緯34度18分16秒,東経129度13分36秒 ト 北緯34度18分26秒,東経129度13分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎土寄崎東岸A標識(北端から南方海岸沿いに75メートルのところ) 2 同市同町尾崎土寄崎東岸B標識(金子漁業施設護岸北端から北東海岸沿いに27メートルのところ) 3 同市同町尾崎クロバエ防波堤突端標識 4 同市同町尾崎横道角大岩標識 イ 1から107度120メートルのところ ロ 2から140度130メートルのところ ハ 3から80度150メートルのところ ニ 4から80度165メートルのところ ホ 4から80度410メートルのところ ヘ 2から140度205メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1041号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 地先	1 北緯34度18分31秒,東経129度13分27秒 2 北緯34度18分37秒,東経129度13分24秒 3 北緯34度18分40秒,東経129度13分27秒 4 北緯34度18分39秒,東経129度13分30秒 イ 北緯34度18分35秒,東経129度13分29秒 ロ 北緯34度18分36秒,東経129度13分26秒 ハ 北緯34度18分38秒,東経129度13分27秒 ニ 北緯34度18分37秒,東経129度13分30秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎土寄外防波堤角標識 2 同市同町尾崎中町護岸標識(3から南方護岸沿いに120メートルのところ) 3 同市同町尾崎中町突端標識(中町内防波堤付根から南方護岸沿いに20メートルのところ) 4 同市同町尾崎中町外防波堤突端標識 イ 1と4を結ぶ直線と2から113度との交点 ロ 2から113度40メートルのところ ハ 3から170度55メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	
対区第1042号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 大島内漁場 地先	1 北緯34度18分58秒,東経129度13分42秒 2 北緯34度18分58秒,東経129度13分45秒 イ 北緯34度19分0秒,東経129度13分43秒 ロ 北緯34度18分59秒,東経129度13分47秒 ハ 北緯34度19分1秒,東経129度13分51秒 ニ 北緯34度19分2秒,東経129度13分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎大島内標識(神社橋付根より25メートルのところ) 2 同市同町尾崎大島北端標識 イ 1から25度80メートルのところ ロ 2から55度60メートルのところ ハ 2から55度180メートルのところ ニ 1から25度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1304号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 沖ノ島 地先	1 北緯34度19分48秒,東経129度22分49秒 2 北緯34度19分48秒,東経129度22分47秒 3 北緯34度19分48秒,東経129度22分45秒 4 北緯34度19分38秒,東経129度22分37秒 イ 北緯34度19分47秒,東経129度22分49秒 ロ 北緯34度19分47秒,東経129度22分52秒 ハ 北緯34度19分41秒,東経129度22分52秒 ニ 北緯34度19分40秒,東経129度22分49秒 ホ 北緯34度19分42秒,東経129度22分47秒 ヘ 北緯34度19分44秒,東経129度22分43秒 ト 北緯34度19分46秒,東経129度22分44秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬沖ノ島南東端標識 2 同市同町鴨居瀬沖ノ島南端標識 3 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端標識 4 同市同町鴨居瀬小船越品浦キモエリ畠鼻東端標識 イ 1から180度50メートルのところ ロ 1から122度90メートルのところ ハ 1から162度250メートルのところ ニ 1から180度250メートルのところ ホ 2から180度180メートルのところ ヘ 1から231度190メートルのところ ト 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,140平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,608尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によ

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1305号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 島ノ壇島北西岸 地先	1 北緯34度19分44秒,東経129度23分18秒 2 北緯34度19分40秒,東経129度23分12秒 イ 北緯34度19分44秒,東経129度23分7秒 ロ 北緯34度19分44秒,東経129度23分2秒 ハ 北緯34度19分40秒,東経129度23分3秒 ニ 北緯34度19分40秒,東経129度23分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬鏡山島南端標識 2 同市同町鴨居瀬島ノ壇島西端標識 イ 1から270度270メートルのところ ロ 1から270度385メートルのところ ハ 2から270度240メートルのところ ニ 2から270度130メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質3台、直径15メートルの円形生質3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が1,473平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、755尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで はならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理
対区第1306号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 元犬吠鼻 地先	1 北緯34度18分41秒,東経129度22分14秒 2 北緯34度18分36秒,東経129度22分1秒 イ 北緯34度18分41秒,東経129度22分16秒 ロ 北緯34度18分40秒,東経129度22分21秒 ハ 北緯34度18分34秒,東経129度22分21秒 ニ 北緯34度18分35秒,東経129度22分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町犬吠かげひら鼻南東標識 2 同市同町犬吠防波堤標識 イ 1から102度40メートルのところ ロ 1から102度170メートルのところ ハ 2から95度500メートルのところ ニ 2から95度200メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 緒方	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径20メートルの円形生質7台、10メートル×10メートルの方形生質2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,398平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、743尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで はならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1307号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 ぼっぱんな浦 地先	1 北緯34度17分29秒,東経129度20分58秒 2 北緯34度17分34秒,東経129度20分55秒 3 北緯34度17分37秒,東経129度20分54秒 4 北緯34度17分34秒,東経129度21分4秒 イ 北緯34度17分30秒,東経129度21分1秒 ロ 北緯34度17分36秒,東経129度20分59秒	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越ぼっぱんな鼻東端標識 2 同市同町大船越ぼっぱんな浦南鼻北端標識 3 同市同町大船越ぼっぱんな浦北鼻東端標識 4 同市同町大船越須保北風瀬西鼻突端標識 イ 1から63度60メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、2,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によつ
対区第1308号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 ハチノシリ 地先	1 北緯34度18分6秒,東経129度13分24秒 2 北緯34度17分52秒,東経129度13分21秒 イ 北緯34度18分6秒,東経129度13分25秒 ロ 北緯34度18分6秒,東経129度13分40秒 ハ 北緯34度17分51秒,東経129度13分28秒 ニ 北緯34度17分51秒,東経129度13分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎クロバエ護岸突端標識 2 同市同町尾崎ハチノシリ護岸標識 イ 1から82度15メートルのところ ロ 1から82度430メートルのところ ハ 2から105度200メートルのところ ニ 2から105度106メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径30メートルの円形生簀17台、12メートル×12メートルの方形生簀2台、10メートル×10メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12,407平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、6,000尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで서는ならない。ただし、天然種苗が確保できず、

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1309号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 土寄崎 地先	1 北緯34度18分28秒,東経129度13分35秒 2 北緯34度18分6秒,東経129度13分24秒 イ 北緯34度18分26秒,東経129度13分45秒 ロ 北緯34度18分8秒,東経129度13分40秒 ハ 北緯34度18分9秒,東経129度13分44秒 ニ 北緯34度18分23秒,東経129度13分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎土寄崎東岸A標識(北端から南方海岸沿いに75メートルのところ) 2 同市同町尾崎横道角大岩標識 イ 1から107度280メートルのところ ロ 2から80度410メートルのところ ハ 2から80度515メートルのところ ニ 1から107度520メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×25メートルの方形生簀2台、25メートル×35メートルの方形生簀2台、35メートル×40メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が8,600平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、9,800尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで
対区第1310号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 漁港防波堤 地先	1 北緯34度18分44秒,東経129度13分32秒 2 北緯34度18分28秒,東経129度13分35秒 イ 北緯34度18分47秒,東経129度13分43秒 ロ 北緯34度18分28秒,東経129度13分37秒 ハ 北緯34度18分23秒,東経129度13分54秒 ニ 北緯34度18分27秒,東経129度14分1秒 ホ 北緯34度18分53秒,東経129度14分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎尾崎船揚場東岸護岸標識(護岸南端から北方護岸沿いに35メートルのところ) 2 同市同町尾崎土寄崎東岸A標識(北端から南方海岸沿いに75メートルのところ) イ 1から70度270メートルのところ ロ 2から107度60メートルのところ ハ 2から107度520メートルのところ ニ 2から87度720メートルのところ ホ 1から70度850メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀3台、直径30メートルの円形生簀4台、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀107台、直径15メートルの円形生簀7台、15メートル×15メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が42,599平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、27,834尾を超え
対区第1500号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 茂崎 地先	1 北緯34度22分7秒,東経129度22分51秒 2 北緯34度22分6秒,東経129度22分53秒 イ 北緯34度22分6秒,東経129度22分50秒 ロ 北緯34度22分5秒,東経129度22分52秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町賀谷馬捨場防波堤突端標識 2 同市同町賀谷馬捨場防波堤曲がり角標識 イ 1から214度30分35メートルのところ ロ 2から218度30分35メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	
対区第1501号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 尾崎 漁港防波堤 地先	1 北緯34度18分46秒,東経129度13分42秒 2 北緯34度18分40秒,東経129度13分42秒 3 北緯34度18分39秒,東経129度13分30秒 イ 北緯34度18分40秒,東経129度13分41秒 ロ 北緯34度18分49秒,東経129度13分39秒	次の1、イ、3、ロの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町尾崎中町沖防波堤北端標識 2 同市同町尾崎中町沖防波堤南端標識 3 同市同町尾崎中町外防波堤突端標識 イ 2から260度30メートルのところ ロ 1から310度125メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 尾崎	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第2021号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 二股浦 地先	1 北緯34度21分25秒,東経129度23分39秒 2 北緯34度21分14秒,東経129度23分31秒 3 北緯34度21分17秒,東経129度23分26秒 イ 北緯34度21分28秒,東経129度23分39秒 ロ 北緯34度21分15秒,東経129度23分29秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬七ツ釜浦南口鼻標識 2 同市同町鴨居瀬北浦北口鼻標識 3 同市同町鴨居瀬オオビワの鼻標識 イ 1から357度100メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から35メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2022号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 深浦 地先	1 北緯34度21分13秒,東経129度24分10秒 2 北緯34度21分8秒,東経129度24分15秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬深浦北口鼻標識 2 同市同町鴨居瀬深浦南口鼻標識0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2023号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 ホクノが浦 地先	1 北緯34度20分32秒,東経129度23分21秒 2 北緯34度20分33秒,東経129度23分26秒 イ 北緯34度20分34秒,東経129度23分21秒 ロ 北緯34度20分34秒,東経129度23分26秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬ホクノが浦北西端 2 同市同町鴨居瀬ホクノが浦埋鼻標識 イ 1から0度45メートルのところ ロ 2から0度45メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2024号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 乗越 地先	1 北緯34度20分14秒,東経129度23分46秒 2 北緯34度20分16秒,東経129度23分45秒 3 北緯34度20分21秒,東経129度23分49秒 4 北緯34度20分21秒,東経129度23分51秒 5 北緯34度20分8秒,東経129度23分40秒 イ 北緯34度20分12秒,東経129度23分44秒	次の1、イ、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬乗越外鼻標識 2 同市同町鴨居瀬乗越長瀬東岸標識 3 同市同町鴨居瀬乗越中鼻標識 4 同市同町鴨居瀬乗越内鼻標識 5 同市同町鴨居瀬乗越東鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2025号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島東岸 地先	1 北緯34度20分6秒,東経129度22分41秒 2 北緯34度20分2秒,東経129度22分40秒 3 北緯34度19分50秒,東経129度23分0秒 イ 北緯34度20分5秒,東経129度22分44秒 ロ 北緯34度20分1秒,東経129度22分43秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島北東端標識 2 同市同町鴨居瀬寺島南端海岸標識 3 同市同町鴨居瀬長平鼻南端 イ 1から100度80メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2026号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 寺島 北端 地先	1 北緯34度20分7秒,東経129度22分40秒 2 北緯34度20分6秒,東経129度22分39秒 イ 北緯34度20分7秒,東経129度22分38秒 ロ 北緯34度20分7秒,東経129度22分37秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬寺島最北端標識 2 同市同町鴨居瀬寺島北西護岸北端角標識 イ 1から296度60メートルのところ ロ 2から296度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2027号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越愛尻 地先	1 北緯34度20分7秒,東経129度22分8秒 2 北緯34度20分12秒,東経129度22分11秒 3 北緯34度20分3秒,東経129度22分19秒 イ 北緯34度19分58秒,東経129度22分17秒 ロ 北緯34度20分8秒,東経129度22分9秒 ロ 北緯34度20分1秒,東経129度22分18秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬小船越西小浦東鼻標識 2 同市同町鴨居瀬小船越はげ崎南端 3 同市同町鴨居瀬勝島島南西端 4 同市同町鴨居瀬小船越愛尻浦鼻標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から35メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2028号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 呼崎 地先	1 北緯34度19分54秒,東経129度22分21秒 2 北緯34度19分53秒,東経129度22分26秒 3 北緯34度20分6秒,東経129度22分25秒 4 北緯34度20分8秒,東経129度22分31秒 イ 北緯34度19分55秒,東経129度22分21秒 ロ 北緯34度19分56秒,東経129度22分22秒 ハ 北緯34度19分55秒,東経129度22分26秒 ニ 北緯34度19分55秒,東経129度22分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越大崎中の鼻標識 2 同市同町小船越片平の鼻標識 3 同市同町鴨居瀬やぎ島南端 4 同市同町鴨居瀬小鹿の鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2029号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 島浦 大下 地先	1 北緯34度19分28秒,東経129度22分27秒 2 北緯34度19分29秒,東経129度22分35秒 3 北緯34度19分34秒,東経129度22分33秒 4 北緯34度19分35秒,東経129度22分26秒 イ 北緯34度19分28秒,東経129度22分27秒 ロ 北緯34度19分30秒,東経129度22分27秒 ハ 北緯34度19分30秒,東経129度22分34秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越島浦大下鼻石垣標識 2 同市同町小船越島浦36番地標識 3 同市同町小船越島浦ソイキ堤立地東端標識 4 同市同町小船越島浦進鼻陸岸崩段標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から10メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第2030号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 大吠 地先	1 北緯34度19分0秒,東経129度22分15秒 2 北緯34度19分3秒,東経129度22分14秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大吠石島南鼻西端 2 同市同町大吠石島北鼻西端0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 大吠 緒方	
対区第2031号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 ぼっぽんな浦 地先	1 北緯34度17分34秒,東経129度20分55秒 2 北緯34度17分37秒,東経129度20分54秒	次の1と2の点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越ぼっぽんな浦南鼻北端標識 2 同市同町大船越ぼっぽんな浦北鼻東端標識0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 大船越	
対区第2032号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 緒方 モド越 地先	1 北緯34度18分4秒,東経129度22分22秒 2 北緯34度17分43秒,東経129度22分30秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町緒方ゲンパチ鼻西端標識 2 同市同町緒方モド越北端0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 大吠 緒方	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第2502号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 賀谷 鳴尾 地先	1 北緯34度22分18秒,東経129度22分49秒 2 北緯34度22分18秒,東経129度22分46秒 イ 北緯34度22分17秒,東経129度22分48秒 ロ 北緯34度22分17秒,東経129度22分47秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町賀谷クニサン標識 2 同市同町賀谷屋敷畑住并屋敷標識 イ 1から198度40メートルのところ ロ 2から150度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 賀谷 芦浦	
対区第2503号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 呼崎 地先	1 北緯34度19分53秒,東経129度22分12秒 2 北緯34度19分53秒,東経129度22分12秒 イ 北緯34度19分54秒,東経129度22分12秒 ロ 北緯34度19分55秒,東経129度22分20秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越標識A 2 同市同町小船越標識B イ 1から350度40メートルのところ ロ 2から350度40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 鴨居瀬 小船越	
対区第3092号	小島真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 雷浦 地先	1 北緯34度21分2秒,東経129度23分14秒 2 北緯34度21分3秒,東経129度23分13秒 3 北緯34度20分60秒,東経129度23分9秒 イ 北緯34度21分1秒,東経129度23分14秒 ロ 北緯34度21分1秒,東経129度23分13秒 ハ 北緯34度21分2秒,東経129度23分12秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町芦浦神明崎鼻標識 2 同市同町芦浦神明崎電柱 3 同市同町芦浦小畑鼻標識 イ 1から153度17メートルのところ ロ 1から209度47メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から54メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3093号	小島真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 芦浦 雷浦 地先	1 北緯34度21分2秒,東経129度23分14秒 2 北緯34度21分0秒,東経129度23分17秒 3 北緯34度20分56秒,東経129度23分5秒 イ 北緯34度20分60秒,東経129度23分16秒 ロ 北緯34度20分59秒,東経129度23分13秒 ハ 北緯34度20分59秒,東経129度23分11秒 ニ 北緯34度21分1秒,東経129度23分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町芦浦神明崎鼻標識 2 同市同町芦浦神明崎標識灯 3 同市同町芦浦大畑護岸南端標識 イ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から130メートルのところ ハ 1から226度122メートルのところ ニ 1から179度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3094号	小島真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 ス力 地先	1 北緯34度20分39秒,東経129度22分55秒 2 北緯34度20分37秒,東経129度22分0秒 3 北緯34度20分50秒,東経129度22分54秒 4 北緯34度20分53秒,東経129度22分59秒 イ 北緯34度20分41秒,東経129度22分55秒 ロ 北緯34度20分43秒,東経129度22分55秒 ハ 北緯34度20分43秒,東経129度22分60秒 ニ 北緯34度20分42秒,東経129度22分60秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬スカ南西端標識 2 同市同町鴨居瀬スカ北東端標識 3 同市同町芦浦坊主ヶ先岸壁標識 4 同市同町芦浦岸壁標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から116メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から236メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3095号	小島真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 神崎鼻 地先	1 北緯34度20分44秒,東経129度23分10秒 2 北緯34度20分39秒,東経129度22分58秒 3 北緯34度20分60秒,東経129度23分9秒 4 北緯34度20分49秒,東経129度23分17秒 5 北緯34度20分46秒,東経129度23分10秒 イ 北緯34度20分42秒,東経129度23分5秒 ロ 北緯34度20分46秒,東経129度23分1秒 ハ 北緯34度20分52秒,東経129度23分15秒 ニ 北緯34度20分50秒,東経129度23分17秒 ホ 北緯34度20分47秒,東経129度23分10秒 ヘ 北緯34度20分45秒,東経129度23分9秒 ト 北緯34度20分44秒,東経129度23分9秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬ナゴエ大岩標識 2 同市同町鴨居瀬タカタケ鼻標識 3 同市同町鴨居瀬小畑鼻標識 4 同市同町鴨居瀬神崎鼻北標識 5 同市同町鴨居瀬神崎鼻北西標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から220メートルのところ ハ 4から335度100メートルのところ ニ 4から335度10メートルのところ ホ 5から335度30メートルのところ ヘ 5から236度50メートルのところ ト 1から285度34メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3096号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 大鹿 地先	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線、2、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び1から2、3から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域1 北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒 2 北緯34度20分4秒,東経129度22分34秒 3 北緯34度20分8秒,東経129度22分31秒 4 北緯34度20分9秒,東経129度22分35秒 5 北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒 6 北緯34度20分9秒,東経129度22分18秒 イ 北緯34度20分1秒,東経129度22分22秒 ロ 北緯34度20分5秒,東経129度22分23秒 ハ 北緯34度20分6秒,東経129度22分35秒	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線、2、ハ、3の各点を順次結んだ各直線及び1から2、3から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬仁兵衛島南端 2 同市同町鴨居瀬仁兵衛島北端 3 同市同町鴨居瀬小龍の鼻標識 4 同市同町鴨居瀬赤崎の鼻標識 5 同市同町鴨居瀬やぎ島中島芳規畑石垣標識 6 同市同町鴨居瀬鹿島中央標識 イ 1から283度280メートルのところ ロ 5と6を結ぶ直線上 vi 1から120メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3097号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 鴨居瀬 海徳島 地先	1 北緯34度19分50秒,東経129度22分34秒 2 北緯34度19分55秒,東経129度22分34秒 3 北緯34度20分3秒,東経129度22分19秒 4 北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒 5 北緯34度19分52秒,東経129度22分25秒 イ 北緯34度19分52秒,東経129度22分31秒 ロ 北緯34度19分57秒,東経129度22分34秒 ハ 北緯34度19分57秒,東経129度22分31秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬海徳島南端 2 同市同町鴨居瀬海徳島北西端 3 同市同町鴨居瀬鹿島南端 4 同市同町鴨居瀬仁兵衛島南端 5 同市同町長畑の中鼻 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上4から110メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3098号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 片平 地先	1 北緯34度19分38秒,東経129度22分37秒 2 北緯34度19分53秒,東経129度22分26秒 3 北緯34度19分49秒,東経129度22分47秒 イ 北緯34度19分40秒,東経129度22分39秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越富浦キエモリ鼻標識 2 同市同町小船越片平の鼻標識 3 同市同町鴨居瀬沖ノ島西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3099号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 加世浦 地先	1 北緯34度19分7秒,東経129度22分34秒 2 北緯34度19分11秒,東経129度22分37秒 3 北緯34度19分14秒,東経129度22分24秒 4 北緯34度19分12秒,東経129度22分22秒 5 北緯34度19分19秒,東経129度22分33秒 6 北緯34度19分19秒,東経129度22分35秒	次の1と2、3と4、5と6を結んだ各直線及び1から4、3から5、6から2に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越加世浦池島内鼻北東端 2 同市同町小船越加世浦南馬場内鼻南端 3 同市同町小船越加世浦ハゲ崎南端 4 同市同町小船越加世浦カゲ島標識 5 同市同町小船越加世浦北浦西岸標識	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3100号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大吠 中浦 地先	1 北緯34度18分52秒,東経129度22分21秒 2 北緯34度19分0秒,東経129度22分15秒 3 北緯34度19分3秒,東経129度22分14秒 4 北緯34度19分6秒,東経129度22分14秒 5 北緯34度19分20秒,東経129度22分15秒 6 北緯34度19分16秒,東経129度22分10秒 7 北緯34度19分17秒,東経129度22分7秒 8 北緯34度19分16秒,東経129度22分6秒 9 北緯34度18分57秒,東経129度22分12秒 10 北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒 イ 北緯34度18分50秒,東経129度22分20秒	次の1、イ、9の各点を順次結んだ各直線、2と3、3と4、5と6、7と8を結んだ各直線及び1から2、4から5、6から7、8から9に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大吠焼島鼻西端標識 2 同市同町大吠石鼻南西端 3 同市同町大吠石鼻北鼻西端 4 同市同町赤崎南西端 5 同市同町大吠真ノ浦標識B 6 同市同町大吠真ノ浦標識A 7 同市同町大吠島ノ内標識B 8 同市同町大吠島ノ内標識A 9 同市同町大吠中崎南端 10 同市同町大吠かげひる北東端標識 イ 1と9を結ぶ直線より1から80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3101号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大吠 入道浦 地先	1 北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒 2 北緯34度18分48秒,東経129度22分26秒 3 北緯34度18分57秒,東経129度22分12秒 4 北緯34度19分9秒,東経129度21分57秒 5 北緯34度19分9秒,東経129度21分53秒 6 北緯34度19分10秒,東経129度21分46秒 7 北緯34度19分10秒,東経129度21分45秒 8 北緯34度19分8秒,東経129度21分45秒 イ 北緯34度18分46秒,東経129度22分21秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線、4、5、6の各点を順次結んだ各直線、7と8を結んだ直線及び1から8、7から6、4から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大吠かげひる北東端標識 2 同市同町大吠焼島西端標識 3 同市同町大吠中崎南端 4 同市同町大吠船越東鼻南端 5 同市同町大吠船越中鼻南端 6 同市同町大吠船越西鼻南端 7 同市同町大吠入道浦湾奥北標識 8 同市同町大吠入道浦湾奥南標識 イ 1と2を結ぶ直線より1から120メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3102号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 鰐港 地先	1 北緯34度17分46秒,東経129度21分6秒 2 北緯34度17分45秒,東経129度21分9秒 3 北緯34度17分48秒,東経129度21分12秒 4 北緯34度17分48秒,東経129度21分11秒 5 北緯34度17分37秒,東経129度20分54秒 イ 北緯34度17分46秒,東経129度21分6秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保ウナコウ右の鼻標識 2 同市同町久須保鰐港東岸標識A号 3 同市同町久須保鰐港東岸標識B号 4 同市同町久須保鰐港東岸標識C号 5 同市同町大船越クセンナ鼻南鼻標識 イ 1と5を結ぶ直線より1から10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3103号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 玉調浦 地先	1 北緯34度18分10秒,東経129度20分48秒 2 北緯34度18分6秒,東経129度20分48秒 イ 北緯34度18分10秒,東経129度20分50秒 ロ 北緯34度18分9秒,東経129度20分53秒 ハ 北緯34度18分5秒,東経129度20分52秒 ニ 北緯34度18分6秒,東経129度20分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町玉調浦奥鼻標識 2 同市同町玉調浦畑内標識 イ 1から100度65メートルのところ ロ 1から100度130メートルのところ ハ 2から100度150メートルのところ ニ 2から100度85メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3104号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 六郎島 地先	1 北緯34度18分0秒,東経129度20分41秒 2 北緯34度18分5秒,東経129度20分40秒 3 北緯34度18分10秒,東経129度20分30秒 4 北緯34度18分16秒,東経129度20分1秒 5 北緯34度17分58秒,東経129度20分20秒 イ 北緯34度18分9秒,東経129度20分29秒 ロ 北緯34度18分6秒,東経129度20分40秒 ハ 北緯34度18分1秒,東経129度20分39秒 ニ 北緯34度18分6秒,東経129度20分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保波瀬崎西端 2 同市同町久須保くげとう鼻標識 3 同市同町久須保六郎島西端 4 同市同町島山取崎先端標識 5 同市同町大船越尻江崎北端 イ 3と5を結ぶ直線より3から20メートルのところ ロ 1から355度50メートルのところ ハ 1と4を結ぶ直線より1から50メートルのところ ニ 1と5を結ぶ直線より1と5を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. 二の点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3105号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 六郎島 地先	1 北緯34度18分10秒,東経129度20分30秒 2 北緯34度17分58秒,東経129度20分21秒 3 北緯34度18分0秒,東経129度20分41秒 4 北緯34度18分16秒,東経129度20分1秒 イ 北緯34度18分6秒,東経129度20分26秒 ロ 北緯34度18分7秒,東経129度20分28秒 ハ 北緯34度18分10秒,東経129度20分21秒 ニ 北緯34度18分9秒,東経129度20分20秒 ホ 北緯34度18分9秒,東経129度20分20秒 ヘ 北緯34度18分8秒,東経129度20分19秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町六郎島西端 2 同市同町久須保波瀬崎西端 3 同市同町島山取崎先端標識 4 同市同町大船越尻江崎北端 イ 1と4を結ぶ直線と2と3を結ぶ直線との交点 ロ 1と2を結ぶ直線より1から80メートルのところ ハ 1から275度220メートルのところ ニ 1から267度245メートルのところ ホ 1から267度250メートルのところ ヘ 2と3を結ぶ直線より1から261度の直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3106号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 六郎島 地先	1 北緯34度18分9秒,東経129度20分37秒 2 北緯34度18分10秒,東経129度20分37秒 3 北緯34度18分15秒,東経129度20分32秒 4 北緯34度18分20秒,東経129度20分14秒 5 北緯34度18分11秒,東経129度20分30秒 イ 北緯34度18分13秒,東経129度20分31秒	次の1、2、イ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保六郎島東端 2 同市同町久須保けしこのせ鼻南西端 3 同市同町大山中彼瀬南端 4 同市同町大山くさずみ二番鼻標識 5 同市同町久須保六郎島北端 イ 2と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3107号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 くさこずみ 地先	1 北緯34度18分19秒,東経129度20分4秒 2 北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒 3 北緯34度18分21秒,東経129度20分17秒 4 北緯34度18分20秒,東経129度20分22秒 5 北緯34度18分15秒,東経129度20分31秒 6 北緯34度17分50秒,東経129度20分16秒 イ 北緯34度18分14秒,東経129度20分6秒 ロ 北緯34度18分10秒,東経129度20分17秒 ハ 北緯34度18分18秒,東経129度20分27秒	次の1、イ、ロ、ハ、4、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越瀬戸口崎南西端 2 同市同町大船越的崎南端 3 同市同町大船越くさこずみ内鼻南端 4 同市同町大船越本彼瀬鼻南端 5 同市同町大船越中彼瀬鼻南端 6 同市同町大船越シレエ鼻西端 イ 1と6を結ぶ直線上1から150メートルのところ ロ 2から143度240メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上4から150メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1、イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3108号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 白蓮江崎 地先	1 北緯34度17分53秒,東経129度20分3秒 2 北緯34度17分49秒,東経129度20分5秒 3 北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒 4 北緯34度18分15秒,東経129度20分31秒 イ 北緯34度17分56秒,東経129度20分4秒 ロ 北緯34度17分56秒,東経129度20分8秒 ハ 北緯34度17分51秒,東経129度20分10秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷白蓮江崎突端標識 2 同市同町竹敷白蓮江崎東岸標識 3 同市同町大山くさこずみ鼻標識 4 同市同町大山中彼瀬鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 2から58度140メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3109号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 シレエ鼻 地先	1 北緯34度17分58秒,東経129度20分20秒 2 北緯34度17分49秒,東経129度20分16秒 3 北緯34度17分46秒,東経129度20分9秒 イ 北緯34度17分57秒,東経129度20分15秒 ロ 北緯34度17分48秒,東経129度20分16秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越シレエ鼻北西端 2 同市同町大船越シレエ鼻南西端 3 同市同町竹敷シレエ崎東端 イ 1から260度130メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3110号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 狭間浦 地先	1 北緯34度17分37秒,東経129度20分42秒 2 北緯34度17分43秒,東経129度20分44秒 3 北緯34度17分45秒,東経129度20分42秒 4 北緯34度17分40秒,東経129度20分36秒 5 北緯34度17分52秒,東経129度20分27秒 6 北緯34度17分58秒,東経129度20分22秒 7 北緯34度17分51秒,東経129度20分51秒 8 北緯34度17分36秒,東経129度20分46秒 イ 北緯34度17分37秒,東経129度20分44秒 ロ 北緯34度17分52秒,東経129度20分47秒 ハ 北緯34度17分56秒,東経129度20分31秒	次の1、イ、ロ、ハ、5、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越狭間浦奥北の鼻東端 2 同市同町大船越豆入道南の鼻北端 3 同市同町大船越豆入道北の鼻東端 4 同市同町大船越ながべた東の鼻標識 5 同市同町大船越ながべた標識 6 同市同町大船越尻江崎東端 7 同市同町大船越狭間崎北端 8 同市同町大船越小狭間北の鼻西端 イ 1と8を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 6と7を結ぶ直線上7から120メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上7から220メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1、ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3111号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 たどうら 地先	1 北緯34度17分31秒,東経129度21分7秒 2 北緯34度17分28秒,東経129度21分7秒 イ 北緯34度17分31秒,東経129度21分5秒 ロ 北緯34度17分28秒,東経129度21分5秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越たどうらの鼻南東端 2 同市同町大船越たどうらの鼻南西端 イ 1から270度30メートルのところ ロ 2から270度55メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3112号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 水浦 地先	1 北緯34度17分59秒,東経129度21分43秒 2 北緯34度17分58秒,東経129度21分46秒 3 北緯34度17分54秒,東経129度21分46秒 4 北緯34度17分53秒,東経129度21分52秒 5 北緯34度17分53秒,東経129度21分48秒 イ 北緯34度17分54秒,東経129度21分48秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保食本突端標識 2 同市同町久須保水浦西端 3 同市同町久須保水浦標識第1号 4 同市同町久須保水浦標識第2号 5 同市同町久須保水浦中鼻東北端 イ 3と4を結ぶ直線と2と5を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3500号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 久須保 彼瀬崎 地先	1 北緯34度18分0秒,東経129度20分41秒 2 北緯34度18分5秒,東経129度20分40秒 3 北緯34度18分9秒,東経129度20分38秒 4 北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒 5 北緯34度17分58秒,東経129度20分21秒 イ 北緯34度18分11秒,東経129度20分39秒 ロ 北緯34度18分6秒,東経129度20分40秒 ハ 北緯34度18分7秒,東経129度20分36秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町久須保彼瀬崎西端 2 同市同町久須保くげとう鼻標識 3 同市同町久須保六郎瀬戸東鼻西端 4 同市同町島山矢取崎突端標識 5 同市同町大船越尻江崎北端 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2から355度50メートルのところ ハ 3と5を結ぶ直線上3から90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3501号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大船越 白蓮江鼻 地先	1 北緯34度17分58秒,東経129度20分22秒 2 北緯34度17分55秒,東経129度20分26秒 3 北緯34度18分10秒,東経129度20分30秒 4 北緯34度18分9秒,東経129度20分37秒 イ 北緯34度17分59秒,東経129度20分23秒 ロ 北緯34度17分57秒,東経129度20分28秒 ハ 北緯34度17分56秒,東経129度20分27秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越尻江崎東端 2 同市同町大船越ながべた西の鼻標識 3 同市同町久須保六郎鼻西端 4 同市同町久須保六郎鼻東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1、イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3502号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷白蓮江浦地先	1 北緯34度17分52秒,東経129度20分3秒 2 北緯34度17分54秒,東経129度19分51秒 3 北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒 4 北緯34度18分16秒,東経129度20分11秒 イ 北緯34度17分55秒,東経129度20分3秒 ロ 北緯34度17分55秒,東経129度19分52秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷白蓮江崎突端標識 2 同市同町竹敷赤崎東鼻西端 3 同市同町島山矢取崎突端標識 4 同市同町大山くさこずみ鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年3月22日から令和15年8月31日まで	個別	-	1、イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第3503号	北村真珠養殖株式会社	長崎県対馬市美津島町竹敷高坊浦地先	1北緯34度17分51秒,東経129度19分9秒 2北緯34度17分43秒,東経129度19分13秒 3北緯34度17分38秒,東経129度19分24秒 4北緯34度17分45秒,東経129度19分38秒 5北緯34度17分43秒,東経129度19分47秒 6北緯34度17分47秒,東経129度19分47秒 7北緯34度17分51秒,東経129度19分45秒 8北緯34度17分59秒,東経129度19分21秒 イ北緯34度17分41秒,東経129度19分18秒 ロ北緯34度17分43秒,東経129度19分33秒 ハ北緯34度17分51秒,東経129度19分13秒 ニ北緯34度17分51秒,東経129度19分28秒 ホ北緯34度17分49秒,東経129度19分19秒	次の1,ハ,ホ,ニ,7,6,5の各点を順次結んだ各直線,イ,ロ,4の各点を順次結んだ各直線及び1から2,4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷高坊浦てしらせ北鼻北東端 2 同市同町竹敷高坊浦標識A号 3 同市同町竹敷高坊浦内の鼻北西端 4 同市同町竹敷高坊浦東の鼻北端 5 同市同町竹敷赤崎南三番鼻北端 6 同市同町竹敷赤崎南二番鼻西端 7 同市同町竹敷赤崎西端 8 同市同町島山黒崎島南端 イ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から150メートルのところ ハ 1と7を結ぶ直線上1から100メートルのところ ニ 1と7を結ぶ直線上1から500メートルのところ ホ 8から190度300メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年3月22日から令和15年8月31日まで	個別	—	1,ハ,ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3504号	島雄 扶実彦	長崎県対馬市美津島町島山黒崎島地先	1北緯34度18分12秒,東経129度19分41秒 2北緯34度18分2秒,東経129度19分26秒 イ北緯34度18分12秒,東経129度19分41秒 ロ北緯34度18分10秒,東経129度19分43秒 ハ北緯34度17分59秒,東経129度19分30秒 ニ北緯34度18分0秒,東経129度19分28秒	次のイ,ロ,ハ,ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒崎島北東鼻標識 2 同市同町黒崎島黒見崎東標識 イ 1から222度30メートルのところ ロ 1から154度75メートルのところ ハ 2から130度160メートルのところ ニ 2から130度90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年3月22日から令和15年8月31日まで	個別	—	1,ロ,ハ,ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3505号	小田真珠有限公司	長崎県対馬市美津島町島山黒崎島地先	1北緯34度18分17秒,東経129度19分56秒 2北緯34度18分14秒,東経129度19分38秒 イ北緯34度18分14秒,東経129度19分50秒 ロ北緯34度18分12秒,東経129度19分52秒 ハ北緯34度18分8秒,東経129度19分45秒 ニ北緯34度18分10秒,東経129度19分43秒	次のイ,ロ,ハ,ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山矢取崎西端標識 2 同市同町黒崎島北東浦標識 イ 1から235度197メートルのところ ロ 1から212度200メートルのところ ハ 2から138度260メートルのところ ニ 2から138度180メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年3月22日から令和15年8月31日まで	個別	—	1,ロ,ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4064号	美津島町漁業協同組合	長崎県対馬市美津島町芦浦ケコス地先	1 北緯34度21分24秒,東経129度23分22秒 2 北緯34度21分29秒,東経129度23分28秒 イ 北緯34度21分22秒,東経129度23分23秒 ロ 北緯34度21分21秒,東経129度23分24秒 ハ 北緯34度21分27秒,東経129度23分30秒 ニ 北緯34度21分28秒,東経129度23分29秒	次のイ,ロ,ハ,ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町芦浦ケコス標識A 2 同市同町芦浦ケコス標識B(1から北東方海岸沿いに200メートルのところ) イ 1から136度59メートルのところ ロ 1から136度109メートルのところ ハ 2から136度90メートルのところ ニ 2から136度40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市美津島町賀谷芦浦	1,ロ,ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4065号	美津島町漁業協同組合	長崎県対馬市美津島町芦浦雷浦地先	1 北緯34度21分2秒,東経129度23分9秒 2 北緯34度21分5秒,東経129度23分11秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町芦浦明神崎雷浦標識 2 同市同町芦浦小畑雷浦標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市美津島町賀谷芦浦	
対区第4066号	美津島町漁業協同組合	長崎県対馬市美津島町鴨居瀬竹の下地先	1 北緯34度20分37秒,東経129度22分38秒 2 北緯34度20分38秒,東経129度22分44秒 イ 北緯34度20分38秒,東経129度22分38秒 ロ 北緯34度20分40秒,東経129度22分38秒 ハ 北緯34度20分41秒,東経129度22分44秒 ニ 北緯34度20分39秒,東経129度22分44秒	次のイ,ロ,ハ,ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬竹の下標識A(大平鼻西端より東方海岸沿いに30メートルのところ) 2 同市同町鴨居瀬竹の下標識B(1から東方海岸沿いに150メートルのところ) イ 1から0度20メートルのところ ロ 1から0度70メートルのところ ハ 2から0度70メートルのところ ニ 2から0度20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市美津島町賀谷芦浦	
対区第4067号	美津島町漁業協同組合	長崎県対馬市美津島町鴨居瀬長南風鼻地先	1 北緯34度20分44秒,東経129度23分10秒 2 北緯34度20分39秒,東経129度22分58秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬ナナゴエ大岩標識 2 同市同町鴨居瀬タカタ鼻標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市美津島町賀谷芦浦	
対区第4068号	美津島町漁業協同組合	長崎県対馬市美津島町鴨居瀬大鹿地先	1 北緯34度20分3秒,東経129度22分19秒 2 北緯34度20分5秒,東経129度22分18秒 3 北緯34度20分7秒,東経129度22分19秒 4 北緯34度20分9秒,東経129度22分18秒 5 北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒 6 北緯34度19分59秒,東経129度22分34秒 イ 北緯34度20分2秒,東経129度22分18秒 ロ 北緯34度20分1秒,東経129度22分23秒 ハ 北緯34度20分8秒,東経129度22分23秒	次の1,イ,ロ,ハ,4の各点を順次結んだ各直線,2と3を結んだ直線及び1から2,3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町鴨居瀬勝馬島南端 2 同市同町鴨居瀬勝馬島北端 3 同市同町鴨居瀬鹿島崎南端 4 同市同町鴨居瀬鹿島崎中央 5 同市同町鴨居瀬やぎ島石垣標識 6 同市同町鴨居瀬仁術島南端 イ 6から283度400メートルのところ ロ 6から283度280メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上4から120メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市美津島町鴨居瀬小船越	
対区第4069号	中島 登	長崎県対馬市美津島町小船越志土路浦地先	1 北緯34度19分58秒,東経129度22分11秒 2 北緯34度19分53秒,東経129度22分11秒 3 北緯34度19分54秒,東経129度21分57秒 4 北緯34度19分51秒,東経129度21分56秒	次の1と2,3と4を結んだ各直線及び1から3,2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越大崎志土路北岸中央標識 2 同市同町小船越大崎志土路南岸中央突端標識	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第4070号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 五脚ヶ浦 地先	1 北緯34度18分49秒,東経129度22分25秒 2 北緯34度18分52秒,東経129度22分21秒 3 北緯34度18分48秒,東経129度22分15秒 4 北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒 イ 北緯34度18分48秒,東経129度22分23秒 ロ 北緯34度18分51秒,東経129度22分20秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町犬吠焼島島西端標識 2 同市同町犬吠中の口鼻南東端標識 3 同市同町犬吠かげひら先端標識 4 同市同町犬吠かげひら北東端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 轄方	
対区第4071号	美津島町漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 犬吠 五脚ヶ浦 地先	1 北緯34度18分45秒,東経129度22分16秒 2 北緯34度18分43秒,東経129度22分17秒 3 北緯34度18分43秒,東経129度22分26秒 4 北緯34度18分48秒,東経129度22分26秒 イ 北緯34度18分45秒,東経129度22分18秒 ロ 北緯34度18分43秒,東経129度22分19秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町犬吠かげひら北東端標識 2 同市同町犬吠かげひら鼻南東端標識(1から南東方海岸沿いに100メートルのところ) 3 同市同町犬吠元犬吠西端 4 同市同町犬吠焼島島西端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 久須保 犬吠 轄方	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4072号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 本波瀬 地先	1 北緯34度18分21秒,東経129度20分26秒 2 北緯34度18分22秒,東経129度20分31秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山本波瀬二番鼻標識 2 同市同町大山中波瀬三番鼻標識0	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4073号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 真之浦 地先	1 北緯34度18分22秒,東経129度20分5秒 2 北緯34度18分27秒,東経129度20分12秒 3 北緯34度18分36秒,東経129度20分16秒 イ 北緯34度18分23秒,東経129度20分4秒 ロ 北緯34度18分27秒,東経129度20分10秒 ハ 北緯34度18分36秒,東経129度20分14秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山真之浦東鼻標識 2 同市同町大山真之浦東二番鼻標識 3 同市同町大山真之浦東三番鼻標識 イ 1から320度50メートルのところ ロ 2から290度50メートルのところ ハ 3から300度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4074号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 大山 真之浦 地先	1 北緯34度18分28秒,東経129度20分9秒 2 北緯34度18分47秒,東経129度20分12秒 イ 北緯34度18分28秒,東経129度20分9秒 ロ 北緯34度18分45秒,東経129度20分15秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大山真之浦西二番鼻標識 2 同市同町大山真之浦西三番鼻標識 イ 1から124度20メートルのところ ロ 2から124度80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4075号	北村真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 白蓮江浦 地先	1 北緯34度17分49秒,東経129度20分5秒 2 北緯34度17分45秒,東経129度20分10秒 3 北緯34度17分41秒,東経129度20分16秒 4 北緯34度17分38秒,東経129度20分10秒 5 北緯34度17分28秒,東経129度20分5秒 6 北緯34度17分26秒,東経129度20分3秒 7 北緯34度17分24秒,東経129度20分4秒 8 北緯34度17分27秒,東経129度20分8秒 9 北緯34度17分35秒,東経129度20分14秒 10 北緯34度17分41秒,東経129度20分20秒 11 北緯34度17分49秒,東経129度20分17秒 イ 北緯34度17分51秒,東経129度20分10秒 ロ 北緯34度17分47秒,東経129度20分14秒 ハ 北緯34度17分41秒,東経129度20分18秒 ニ 北緯34度17分36秒,東経129度20分12秒 ホ 北緯34度17分27秒,東経129度20分6秒 ヘ 北緯34度17分27秒,東経129度20分7秒 ト 北緯34度17分35秒,東経129度20分13秒 チ 北緯34度17分41秒,東経129度20分19秒 リ 北緯34度17分48秒,東経129度20分16秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、11の各点を順次結んだ各直線と6と7を結んだ直線及び1から6、7から11に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町大船越白蓮江崎東岸標識 2 同市同町大船越白蓮江崎東鼻標識 3 同市同町大船越境島東端 4 同市同町大船越境島南端 5 同市同町大船越白蓮江浦標識 6 同市同町大船越やふれひらき向鼻南端 7 同市同町大船越やふれひらき出鼻端 8 同市同町大船越やふれひらき突端標識 9 同市同町大船越境島標識 10 同市同町大船越境島の東向鼻標識1 1 同市同町大船越いるか浦北鼻標識 イ 1から58度140メートルのところ ロ 2と11を結ぶ直線上2から100メートルのところ ハ 3と10を結ぶ直線上3から60メートルのところ ニ 4と9を結ぶ直線上4から100メートルのところ ホ 5と8を結ぶ直線上5から50メートルのところ ヘ 8と5を結ぶ直線上8から30メートルのところ ト 9と4を結ぶ直線上9から30メートルのところ チ 10と3を結ぶ直線上10から30メートルのところ リ 11と2を結ぶ直線上11から50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4502号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 島崎 地先	1 北緯34度19分31秒,東経129度22分43秒 2 北緯34度19分26秒,東経129度22分40秒 3 北緯34度19分23秒,東経129度22分46秒 4 北緯34度19分17秒,東経129度22分42秒 5 北緯34度19分20秒,東経129度22分45秒 6 北緯34度19分16秒,東経129度23分16秒 7 北緯34度19分21秒,東経129度23分22秒 8 北緯34度19分28秒,東経129度23分20秒 イ 北緯34度19分30秒,東経129度22分44秒 ロ 北緯34度19分26秒,東経129度22分44秒 ハ 北緯34度19分25秒,東経129度22分49秒 ニ 北緯34度19分17秒,東経129度22分49秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4、5、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越島崎北東端標識 2 同市同町小船越島崎南端標識 3 同市同町小船越長畑北端標識 4 同市同町小船越大仏突端標識 5 同市同町小船越小仏島南西端標識 6 同市同町鴨居瀬黒島ひら崎北西端 7 同市同町鴨居瀬黒島南端 8 同市同町鴨居瀬黒島南西端 イ 1と8を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と7を結ぶ直線上2から120メートルのところ ハ 2と7を結ぶ直線上2から240メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4503号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 大仏島 地先	1 北緯34度19分12秒,東経129度22分42秒 2 北緯34度19分11秒,東経129度22分37秒 イ 北緯34度19分11秒,東経129度22分44秒 ロ 北緯34度19分9秒,東経129度22分45秒 ハ 北緯34度19分9秒,東経129度22分37秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越大仏島南端 2 同市同町小船越加世浦南馬場内鼻南端 イ 1から107度30分50メートルのところ ロ 2から107度30分200メートルのところ ハ 2から180度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第4504号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 小船越 加世浦 地先	1 北緯34度19分7秒,東経129度22分34秒 2 北緯34度19分11秒,東経129度22分37秒 3 北緯34度19分12秒,東経129度22分42秒 4 北緯34度19分5秒,東経129度22分42秒 イ 北緯34度19分8秒,東経129度22分35秒 ロ 北緯34度19分8秒,東経129度22分42秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町小船越加世浦池島内鼻北東端 2 同市同町小船越加世浦池島東端標識 3 同市同町小船越大仏島南端 4 同市同町小船越加世浦南馬場内鼻南端 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
対区第4505号	豊玉町漁業協同組合	長崎県対馬市豊玉町 曾夷鼻地先	1北緯34度25分34秒,東経129度21分57秒 2北緯34度25分42秒,東経129度22分8秒 3北緯34度25分27秒,東経129度22分3秒 4北緯34度25分33秒,東経129度22分10秒 イ北緯34度25分35秒,東経129度21分58秒 ロ北緯34度25分28秒,東経129度22分4秒	次の1、イ、ロ、3の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町曾ホドキ南標識 2 同市同町曾岐音崎標識 3 同市同町曾夷鼻標識 4 同市同町曾岐音崎南側標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 豊玉町 曾ノ端	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第4506号	阿比留 幹男外1名	長崎県 対馬市 豊玉町 貝附 明崎	1北緯34度20分29秒,東経129度18分11秒 2北緯34度20分32秒,東経129度18分16秒 イ北緯34度20分28秒,東経129度18分12秒 ロ北緯34度20分32秒,東経129度18分16秒 ハ北緯34度20分30秒,東経129度18分18秒 ニ北緯34度20分27秒,東経129度18分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市豊玉町貝附明崎南鼻標識 2 同市同町貝附明崎北鼻標識 イ 1から143度43メートルのところ ロ 2から150度26メートルのところ ハ 2から144度84メートルのところ ニ 1から138度93メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年4月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第540号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 加志 田の浜 地先	1 北緯34度17分40秒,東経129度14分5秒 2 北緯34度17分36秒,東経129度13分60秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志田の浜海岸標識 2 同市同町加志横浜海岸標識0	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第541号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 加志 加志川河口東岸 地先	1 北緯34度17分32秒,東経129度13分55秒 2 北緯34度17分39秒,東経129度13分58秒 3 北緯34度17分51秒,東経129度13分60秒 イ 北緯34度17分35秒,東経129度13分56秒 ロ 北緯34度17分35秒,東経129度13分58秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志加志川河口東岸標識A 2 同市同町加志加志川河口東岸標識B(1から東方海岸沿いに70メートルのところ) 3 同市同町加志大島南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 2から10度60メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第542号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 加志 加志川河口西岸 地先	1 北緯34度17分32秒,東経129度13分53秒 2 北緯34度17分38秒,東経129度13分47秒 3 北緯34度17分51秒,東経129度13分60秒 イ 北緯34度17分35秒,東経129度13分54秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志加志川河口西岸角 2 同市同町加志加志浦西岸標識 3 同市同町加志大島南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から90メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第1044号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	1 北緯34度19分0秒,東経129度18分6秒 2 北緯34度18分53秒,東経129度18分4秒 イ 北緯34度18分59秒,東経129度18分8秒 ロ 北緯34度18分57秒,東経129度18分13秒 ハ 北緯34度18分50秒,東経129度18分10秒 ニ 北緯34度18分53秒,東経129度18分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷鼠島東岸標識A(鼠島北東端から南方海岸沿いに102メートルのところ) 2 同市同町竹敷鼠島東岸標識B(1から南方海岸沿いに220メートルのところ) イ 1から121度70メートルのところ ロ 1から121度220メートルのところ ハ 2から121度180メートルのところ ニ 2から121度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1045号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	1 北緯34度18分58秒,東経129度17分55秒 2 北緯34度19分3秒,東経129度18分5秒 イ 北緯34度18分59秒,東経129度17分54秒 ロ 北緯34度19分3秒,東経129度17分50秒 ハ 北緯34度19分6秒,東経129度17分57秒 ニ 北緯34度19分4秒,東経129度18分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷鼠島西端大岩標識 2 同市同町竹敷鼠島西岸標識D(鼠島灯台から南西方海岸沿いに55メートルのところ) イ 1から325度50メートルのところ ロ 1から325度200メートルのところ ハ 2から293度30分220メートルのところ ニ 2から293度30分45メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1046号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 蜂巣鼻 地先	1 北緯34度18分25秒,東経129度19分16秒 2 北緯34度18分21秒,東経129度19分17秒 イ 北緯34度18分24秒,東経129度19分8秒 ロ 北緯34度18分24秒,東経129度19分14秒 ハ 北緯34度18分21秒,東経129度19分15秒 ニ 北緯34度18分20秒,東経129度19分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山蜂巣鼻北端標識 2 同市同町島山蜂巣鼻南端標識 イ 1から260度207.5メートルのところ ロ 1から260度60メートルのところ ハ 2から260度50メートルのところ ニ 2から260度197.5メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1047号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 ユリゴシ 地先	1 北緯34度17分56秒,東経129度18分55秒 2 北緯34度17分59秒,東経129度19分1秒 イ 北緯34度17分53秒,東経129度19分5秒 4 北緯34度18分2秒,東経129度19分16秒 5 北緯34度18分1秒,東経129度18分57秒 6 北緯34度18分8秒,東経129度19分12秒 イ 北緯34度17分56秒,東経129度18分54秒 ロ 北緯34度17分60秒,東経129度19分2秒 ハ 北緯34度17分57秒,東経129度19分10秒 ニ 北緯34度18分1秒,東経129度18分54秒	次の1、イ、ニ、5の各点を順次結んだ直線、2、ロ、ハ、3を順次結んだ各直線および1から3、2から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷茂北西標識 2 同市同町竹敷頭切島南東端標識 3 同市同町竹敷ユリゴシ本松標識 4 同市同町竹敷島山黒崎島赤はげ鼻南端 5 同市同町竹敷頭切島北西端標識 6 同市同町島山黒崎島うのとり瀬北側標識A イ 1から255度30メートルのところ ロ 2と6を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1048号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 志々加島 地先	1 北緯34度17分58秒,東経129度18分45秒 2 北緯34度17分54秒,東経129度18分48秒 イ 北緯34度17分58秒,東経129度18分51秒 ロ 北緯34度17分54秒,東経129度18分52秒 ニ 北緯34度17分54秒,東経129度18分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷志々加島東岸標識A 2 同市同町竹敷志々加島東岸標識B(1から南方海岸沿いに135メートルのところ) イ 1から85度80メートルのところ ロ 1から85度150メートルのところ ハ 2から85度100メートルのところ ニ 2から85度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1049号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 志々加島 地先	1 北緯34度17分49秒,東経129度18分45秒 2 北緯34度17分44秒,東経129度18分45秒 イ 北緯34度17分49秒,東経129度18分39秒 ロ 北緯34度17分49秒,東経129度18分37秒 ハ 北緯34度17分44秒,東経129度18分40秒 ニ 北緯34度17分44秒,東経129度18分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷志々加島西岸標識 2 同市同町竹敷志々加島西岸標識(1から南方海岸沿いに135メートルのところ) イ 1から270度140メートルのところ ロ 1から270度190メートルのところ ハ 2から270度150メートルのところ ニ 2から270度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1050号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 地先	1 北緯34度17分46秒,東経129度18分19秒 2 北緯34度17分49秒,東経129度18分11秒 イ 北緯34度17分48秒,東経129度18分22秒 ロ 北緯34度17分49秒,東経129度18分23秒 ハ 北緯34度17分52秒,東経129度18分15秒 ニ 北緯34度17分51秒,東経129度18分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷かり松内鼻標識A 2 同市同町竹敷かり松内鼻標識B(1から西方海岸沿いに230メートルのところ) イ 1から45度75メートルのところ ロ 1から45度135メートルのところ ハ 2から45度135メートルのところ ニ 2から45度75メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1051号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 屋ヶ浦 大平浦 地先	1 北緯34度19分14秒,東経129度17分13秒 2 北緯34度19分2秒,東経129度17分3秒 3 北緯34度19分21秒,東経129度16分53秒 イ 北緯34度19分19秒,東経129度17分11秒 ロ 北緯34度19分26秒,東経129度16分58秒 ハ 北緯34度19分23秒,東経129度16分56秒 ニ 北緯34度19分21秒,東経129度16分60秒 ホ 北緯34度19分18秒,東経129度16分58秒 ヘ 北緯34度19分16秒,東経129度17分1秒 ト 北緯34度19分1秒,東経129度16分49秒 チ 北緯34度19分2秒,東経129度16分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町屋ヶ浦大平浦東鼻標識A 2 同市同町屋ヶ浦大平浦東鼻標識B 3 同市同町屋ヶ浦大平浦北東端 イ 1から341度150メートルのところ ロ 3から44度180メートルのところ ハ 3から60度90メートルのところ ニ 3から97度30分180メートルのところ ホ 3から131度170メートルのところ ヘ 1から282度30分300メートルのところ ト 2から265度346メートルのところ チ 2から265度111メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. イ、ロ、ハ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1052号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 今里 鹿の島 地先	1 北緯34度17分54秒,東経129度13分37秒 2 北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒 3 北緯34度17分52秒,東経129度13分40秒 4 北緯34度17分50秒,東経129度13分39秒 イ 北緯34度17分53秒,東経129度13分36秒 ロ 北緯34度17分50秒,東経129度13分36秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2、3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町今里鹿の島階段上標識(志賀神社島居から南方海岸沿いに12メートルのところ) 2 同市同町今里鹿の島南東端 3 同市同町今里中瀬の鼻標識 4 同市同町今里中瀬標識(3から南方海岸沿いに72メートルのところ) イ 1から210度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1311号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	1 北緯34度18分58秒,東経129度17分55秒 2 北緯34度19分3秒,東経129度18分5秒 イ 北緯34度18分59秒,東経129度17分54秒 ロ 北緯34度19分3秒,東経129度17分50秒 ハ 北緯34度19分6秒,東経129度17分57秒 ニ 北緯34度19分4秒,東経129度18分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷鼠島西端大岩標識 2 同市同町竹敷鼠島西岸標識D(鼠島灯台から南西方海岸沿いに55メートルのところ) イ 1から325度50メートルのところ ロ 1から325度200メートルのところ ハ 2から293度30分220メートルのところ ニ 2から293度30分45メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径25メートルの円形生質1台、直径20メートルの円形生質5台、直径15メートルの円形生質2台、16メートル×16メートルの方形生質2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,926平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで
対区第1312号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	1 北緯34度19分0秒,東経129度18分6秒 2 北緯34度18分53秒,東経129度18分4秒 イ 北緯34度18分59秒,東経129度18分8秒 ロ 北緯34度18分57秒,東経129度18分13秒 ハ 北緯34度18分50秒,東経129度18分10秒 ニ 北緯34度18分53秒,東経129度18分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷鼠島東岸標識A(鼠島北東端から南方海岸沿いに102メートルのところ) 2 同市同町竹敷鼠島東岸標識B(1から南方海岸沿いに220メートルのところ) イ 1から121度70メートルのところ ロ 1から121度220メートルのところ ハ 2から121度180メートルのところ ニ 2から121度30メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が3,150平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んで

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1313号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 平野浦 地先	1 北緯34度18分45秒,東経129度19分3秒 2 北緯34度18分42秒,東経129度19分13秒 イ 北緯34度18分42秒,東経129度18分59秒 ロ 北緯34度18分39秒,東経129度18分56秒 ハ 北緯34度18分30秒,東経129度19分0秒 ニ 北緯34度18分40秒,東経129度19分11秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山平野鼻標識A 2 同市同町島山通浦鼻標識B イ 1から223度125メートルのところ ロ 1から223度265メートルのところ ハ 2から223度490メートルのところ ニ 2から223度90メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀8台、直径20メートルの円形生簀10台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が7,068平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、4,700尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理
対区第1314号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 蜂巣鼻 地先	1 北緯34度18分25秒,東経129度19分16秒 2 北緯34度18分21秒,東経129度19分17秒 イ 北緯34度18分24秒,東経129度19分8秒 ロ 北緯34度18分24秒,東経129度19分14秒 ハ 北緯34度18分21秒,東経129度19分15秒 ニ 北緯34度18分20秒,東経129度19分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山蜂巣鼻北端標識 2 同市同町島山蜂巣鼻南端標識 イ 1から260度207.5メートルのところ ロ 1から260度60メートルのところ ハ 2から260度50メートルのところ ニ 2から260度197.5メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活けてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障がで

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1315号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 アカハゲ 地先	1 北緯34度18分8秒,東経129度19分12秒 2 北緯34度18分12秒,東経129度19分20秒 イ 北緯34度18分9秒,東経129度19分11秒 ロ 北緯34度18分16秒,東経129度19分5秒 ハ 北緯34度18分20秒,東経129度19分15秒 ニ 北緯34度18分19秒,東経129度19分16秒 ホ 北緯34度18分20秒,東経129度19分20秒 ヘ 北緯34度18分15秒,東経129度19分22秒 ト 北緯34度18分13秒,東経129度19分19秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒崎島うのとり瀬北側標識A 2 同市同町黒崎島うのとり瀬北側標識B イ 1から326度43メートルのところ ロ 1から326度306メートルのところ ハ 2から336度258メートルのところ ニ 2から336度230メートルのところ ホ 2から1度250メートルのところ ヘ 2から34度120メートルのところ ト 2から336度10メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行役を停止させなければならない。2. 天然種苗と人工種苗を生質によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、天然種苗分については直径25メートルの円形生質3台、直径20メートルの円形生質11台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が4,926平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然
対区第1316号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 ユリゴシ 地先	1 北緯34度17分56秒,東経129度18分55秒 2 北緯34度17分59秒,東経129度19分1秒 3 北緯34度17分53秒,東経129度19分5秒 4 北緯34度18分2秒,東経129度19分16秒 5 北緯34度18分1秒,東経129度18分57秒 6 北緯34度18分8秒,東経129度19分12秒 イ 北緯34度17分56秒,東経129度18分54秒 ロ 北緯34度17分60秒,東経129度19分2秒 ハ 北緯34度17分57秒,東経129度19分10秒 ニ 北緯34度18分1秒,東経129度18分54秒	次の1、イ、ニ、5の各点を順次結んだ直線、2、ロ、ハ、3を順次結んだ各直線および1から3、2から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷唐茂北西標識 2 同市同町竹敷頭切島南東端標識 3 同市同町竹敷ユリゴシ本松標識 4 同市同町竹敷島山黒崎島赤はげ鼻南端 5 同市同町竹敷頭切島北西端標識 6 同市同町島山黒崎島うのとり瀬北側標識A イ 1から255度30メートルのところ ロ 2と6を結ぶ直線上2から40メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのところ ニ 5から275度70メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行役を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、直径25メートルの円形生質2台、直径20メートルの円形生質7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が3,180平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,894尾を超えてはならない。4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営上支障が出る等のやむを得ない理

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1317号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 小式崎 地先	1 北緯34度18分30秒,東経129度18分36秒 2 北緯34度18分29秒,東経129度18分26秒 イ 北緯34度18分31秒,東経129度18分37秒 ロ 北緯34度18分34秒,東経129度18分38秒 ハ 北緯34度18分41秒,東経129度18分30秒 ニ 北緯34度18分34秒,東経129度18分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷みそくれ島標識 2 同市同町竹敷小式内鼻大石標識 イ 1から30度50メートルのところ ロ 1から30度125メートルのところ ハ 2から15度368メートルのところ ニ 2から15度160メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。 また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。))については、直径20メートルの円形生簀5台の規模を超えてはならない。 ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が1,256平方メートル、移送分の生簀の総面積が1,570平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る
対区第1318号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 千島島 地先	1 北緯34度18分21秒,東経129度17分54秒 2 北緯34度18分30秒,東経129度17分54秒 イ 北緯34度18分37秒,東経129度18分7秒 ロ 北緯34度18分46秒,東経129度18分15秒 ハ 北緯34度18分50秒,東経129度18分7秒 ニ 北緯34度18分41秒,東経129度17分60秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷深浦標識A 2 同市同町竹敷深浦標識B イ 1から34度620メートルのところ ロ 1から34度953メートルのところ ハ 2から28度30分720メートルのところ ニ 2から22度390メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形生簀9台の規模を超えてはならない。 ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が4,298平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはなら

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1319号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 竹敷 鼠島 地先	1 北緯34度18分57秒,東経129度17分55秒 2 北緯34度18分51秒,東経129度17分58秒 イ 北緯34度18分56秒,東経129度17分53秒 ロ 北緯34度18分55秒,東経129度17分48秒 ハ 北緯34度18分46秒,東経129度17分51秒 ニ 北緯34度18分47秒,東経129度17分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町竹敷鼠島南西岸標識A 2 同市同町竹敷鼠島南西岸標識B イ 1から260度60メートルのところ ロ 1から260度185メートルのところ ハ 2から233度220メートルのところ ニ 2から210度30分130メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀4台、直径20メートルの円形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,220平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,170尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない。
対区第1320号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 ロザキ崎 地先	1 北緯34度19分1秒,東経129度17分39秒 2 北緯34度18分54秒,東経129度17分37秒 イ 北緯34度19分0秒,東経129度17分40秒 ロ 北緯34度18分58秒,東経129度17分46秒 ハ 北緯34度18分52秒,東経129度17分43秒 ニ 北緯34度18分54秒,東経129度17分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬ロザキ鼻中央標識 2 同市同町黒瀬面天奈浦中野鼻南端 イ 1から113度36メートルのところ ロ 1から113度185.3メートルのところ ハ 2から113度167.3メートルのところ ニ 2から113度20メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。 4. ハの点に夜間標識
対区第1321号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 ロザキ崎 地先	1 北緯34度19分4秒,東経129度17分41秒 2 北緯34度19分1秒,東経129度17分39秒 イ 北緯34度19分7秒,東経129度17分42秒 ロ 北緯34度19分5秒,東経129度17分48秒 ハ 北緯34度18分58秒,東経129度17分46秒 ニ 北緯34度19分0秒,東経129度17分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬ロザキ鼻南側標識 2 同市同町黒瀬ロザキ鼻中央標識 イ 1から27度30分90メートルのところ ロ 1から80度182.3メートルのところ ハ 2から113度185.3メートルのところ ニ 2から113度36メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,000平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。 4. ロの点に夜間標識

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1322号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 屋ヶ浦 大平浦 地先	1 北緯34度19分14秒,東経129度17分13秒 2 北緯34度19分2秒,東経129度17分3秒 3 北緯34度19分21秒,東経129度16分53秒 イ 北緯34度19分19秒,東経129度17分11秒 ロ 北緯34度19分26秒,東経129度16分58秒 ハ 北緯34度19分23秒,東経129度16分56秒 ニ 北緯34度19分21秒,東経129度16分60秒 ホ 北緯34度19分18秒,東経129度16分58秒 ヘ 北緯34度19分16秒,東経129度17分1秒 ト 北緯34度19分1秒,東経129度16分49秒 チ 北緯34度19分2秒,東経129度16分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町屋ヶ浦大平浦東岸標識A 2 同市同町屋ヶ浦大平浦東岸標識B 3 同市同町屋ヶ浦大平浦北東端 イ 1から341度150メートルのところ ロ 3から44度190メートルのところ ハ 3から60度90メートルのところ ニ 3から97度30分180メートルのところ ホ 3から131度170メートルのところ ヘ 1から282度30分300メートルのところ ト 2から265度346メートルのところ チ 2から265度111メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀2台、直径20メートルの円形生簀27台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が9,460平方メートル、移送分の生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
対区第1323号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 屋ヶ浦 有欄 地先	1 北緯34度19分28秒,東経129度16分41秒 2 北緯34度19分33秒,東経129度16分42秒 イ 北緯34度19分25秒,東経129度16分42秒 ロ 北緯34度19分24秒,東経129度16分47秒 ハ 北緯34度19分24秒,東経129度16分52秒 ニ 北緯34度19分30秒,東経129度16分54秒 ホ 北緯34度19分32秒,東経129度16分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町屋ヶ浦有欄東岸標識A 2 同市同町屋ヶ浦有欄東岸標識B イ 1から161度30分100メートルのところ ロ 1から125度200メートルのところ ハ 1から117度310メートルのところ ニ 2から103度315メートルのところ ホ 2から103度70メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀2台、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。また、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗(以下、移送分とする。)については、直径20メートルの円形生簀7台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、天然種苗分の生簀の総面積が3,180平方メートル、移送分の生簀の総面積が2,198平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第1324号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 昼ヶ浦 芋崎 地先	1 北緯34度19分21秒,東経129度16分1秒 2 北緯34度19分37秒,東経129度16分2秒 イ 北緯34度19分22秒,東経129度16分4秒 ロ 北緯34度19分23秒,東経129度16分11秒 ハ 北緯34度19分39秒,東経129度16分11秒 ニ 北緯34度19分37秒,東経129度16分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町昼ヶ浦芋崎東岸標識A 2 同市同町昼ヶ浦芋崎東岸標識B イ 1から73度80メートルのところ ロ 1から73度255メートルのところ ハ 2から73度235メートルのところ ニ 2から73度70メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖する種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径25メートルの円形生簀1台、直径20メートルの円形生簀21台、18メートル×18メートルの方形生簀1台、20メートル×20メートルの方形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が7,809平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,200尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込ん
対区第1325号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 加志 大島 地先	1 北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒 2 北緯34度17分58秒,東経129度13分51秒 3 北緯34度18分3秒,東経129度13分53秒 4 北緯34度18分31秒,東経129度13分37秒 5 北緯34度18分4秒,東経129度13分57秒 イ 北緯34度17分59秒,東経129度13分50秒 ロ 北緯34度17分56秒,東経129度13分47秒 ハ 北緯34度18分4秒,東経129度13分44秒 ニ 北緯34度18分7秒,東経129度13分47秒 ホ 北緯34度18分12秒,東経129度13分52秒 ヘ 北緯34度18分17秒,東経129度13分58秒 ト 北緯34度18分13秒,東経129度14分0秒 チ 北緯34度18分8秒,東経129度13分53秒 リ 北緯34度18分3秒,東経129度13分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志大島西岸標識A 2 同市同町加志大島西岸標識B 3 同市同町加志大島西岸標識C 4 同市同町尾崎土寄崎突端 5 同市同町加志大島北端標識 イ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ ロ 1から235度150メートルのところ ハ 1から306度30分237メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から310メートルのところ ホ 3から352度292メートルのところ ヘ 5から5度30分404メートルのところ ト 5から18度275メートルのところ チ 3から1度30分150メートルのところ リ 2と4を結ぶ直線上2から160メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖する種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径25メートルの円形生簀3台、直径20メートルの円形生簀11台、直径15メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が5,103平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たり種苗の活込尾数は、

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1326号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 加志 大島 地先	1 北緯34度17分59秒,東経129度13分51秒 2 北緯34度17分52秒,東経129度13分40秒 3 北緯34度17分50秒,東経129度13分45秒 4 北緯34度17分47秒,東経129度13分54秒 5 北緯34度17分52秒,東経129度13分58秒 イ 北緯34度17分53秒,東経129度13分45秒 ロ 北緯34度18分1秒,東経129度13分42秒 ハ 北緯34度17分58秒,東経129度13分39秒 ニ 北緯34度17分53秒,東経129度13分41秒 ホ 北緯34度17分52秒,東経129度13分43秒 ヘ 北緯34度17分48秒,東経129度13分55秒 ト 北緯34度17分51秒,東経129度13分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町加志大島西岸標識A 2 同市同町今里中瀬の鼻先端標識 3 同市同町今里中瀬の鼻東岸標識C 4 同市同町経島北端標識 5 同市同町加志大島南岸標識 イ 3から358度92メートルのところ ロ 1から286度251メートルのところ ハ 1から264度30分310メートルのところ ニ 1と2を結ぶ直線上1から320メートルのところ ホ 3から317度30分64メートルのところ ヘ 4と5を結ぶ直線上4から50メートルのところ ト 4と5を結ぶ直線上4から160メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 天然種苗と人工種苗を生質によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、天然種苗分については直径20メートルの円形生質5台、直径15メートルの円形生質4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生質の総面積が2,277平方メートルを超えない範囲内で、生質の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然
対区第1327号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 今里 鹿の島 地先	1 北緯34度17分54秒,東経129度13分37秒 2 北緯34度17分54秒,東経129度13分38秒 3 北緯34度17分52秒,東経129度13分40秒 4 北緯34度17分50秒,東経129度13分39秒 イ 北緯34度17分53秒,東経129度13分36秒 ロ 北緯34度17分50秒,東経129度13分36秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町今里鹿の島階段上標識(志賀神社鳥居から南方海岸沿いに12メートルのところ) 2 同市同町今里鹿の島南東端 3 同市同町今里中瀬の鼻標識 4 同市同町今里中瀬標識(基点3から南方海岸沿いに72メートルのところ) イ 1から210度50メートルのところ ロ 4から270度70メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生質は、その総面積が920平方メートルを超えてはならない。3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然
対区第2033号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 平野浦奥 地先	1 北緯34度18分51秒,東経129度19分21秒 2 北緯34度18分56秒,東経129度19分27秒 3 北緯34度18分55秒,東経129度19分27秒 4 北緯34度18分54秒,東経129度19分32秒 5 北緯34度18分53秒,東経129度19分31秒 6 北緯34度18分54秒,東経129度19分25秒 イ 北緯34度18分51秒,東経129度19分21秒 ロ 北緯34度18分51秒,東経129度19分20秒 ハ 北緯34度18分57秒,東経129度19分26秒 ニ 北緯34度18分56秒,東経129度19分27秒 ホ 北緯34度18分55秒,東経129度19分26秒 ヘ 北緯34度18分53秒,東経129度19分32秒 ト 北緯34度18分53秒,東経129度19分31秒 チ 北緯34度18分55秒,東経129度19分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山平野浦二又標識 2 同市同町島山平野浦松崎標識 3 同市同町島山ヨボシ浦標識A 4 同市同町島山ヨボシ浦標識B 5 同市同町島山ヨボシ浦標識C 6 同市同町島山ヨボシ浦標識D イ 1から318度5メートルのところ ロ 1から318度30メートルのところ ハ 2から318度30メートルのところ ニ 2から318度5メートルのところ ホ 3から260度20メートルのところ ヘ 4から200度5メートルのところ ト 5から19度5メートルのところ チ 6から341度15メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	
対区第2034号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 あせじ鼻 地先	1 北緯34度19分24秒,東経129度18分54秒 2 北緯34度19分27秒,東経129度18分55秒	次の1と2の各点を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山すけん畑西端 2 同市同町島山あせじ鼻標識0	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 昼ヶ浦 島山	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第2035号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 島山 白瀬 地先	1 北緯34度19分16秒,東経129度18分13秒 2 北緯34度19分19秒,東経129度18分4秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第2036号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 鵜瀬 地先	1 北緯34度18分53秒,東経129度16分23秒 2 北緯34度18分46秒,東経129度16分27秒 3 北緯34度18分32秒,東経129度15分49秒 イ 北緯34度18分49秒,東経129度16分18秒 ロ 北緯34度18分48秒,東経129度16分15秒 ハ 北緯34度18分41秒,東経129度16分19秒 ニ 北緯34度18分43秒,東経129度16分22秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2037号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 竜ノ浦 地先	1 北緯34度18分36秒,東経129度16分31秒 2 北緯34度18分44秒,東経129度16分38秒 3 北緯34度18分34秒,東経129度16分36秒 4 北緯34度18分42秒,東経129度16分41秒 イ 北緯34度18分35秒,東経129度16分32秒 ロ 北緯34度18分35秒,東経129度16分34秒 ハ 北緯34度18分43秒,東経129度16分40秒 ニ 北緯34度18分44秒,東経129度16分39秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第2038号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 高崎 地先	1 北緯34度18分13秒,東経129度17分4秒 2 北緯34度18分13秒,東経129度17分6秒 3 北緯34度18分1秒,東経129度17分4秒 4 北緯34度18分1秒,東経129度17分2秒 イ 北緯34度18分12秒,東経129度17分4秒 ロ 北緯34度18分2秒,東経129度17分2秒 ハ 北緯34度18分2秒,東経129度17分4秒 ニ 北緯34度18分12秒,東経129度17分5秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第2039号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬坂無し 地先	1 北緯34度17分43秒,東経129度17分16秒 2 北緯34度17分35秒,東経129度17分24秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	
対区第2040号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 呼埴 地先	1 北緯34度17分43秒,東経129度17分8秒 2 北緯34度17分58秒,東経129度16分48秒 3 北緯34度18分2秒,東経129度16分52秒 イ 北緯34度17分57秒,東経129度16分49秒 ロ 北緯34度18分1秒,東経129度16分54秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第2041号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎深浦 地先	1 北緯34度18分20秒,東経129度15分22秒 2 北緯34度18分19秒,東経129度15分19秒 3 北緯34度18分14秒,東経129度15分27秒 4 北緯34度18分17秒,東経129度15分28秒 5 北緯34度18分18秒,東経129度15分25秒 イ 北緯34度18分15秒,東経129度15分27秒 ロ 北緯34度18分15秒,東経129度15分28秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 屋ヶ浦 島山	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第2042号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎 辺田島 地先	1 北緯34度18分31秒,東経129度15分49秒 2 北緯34度18分48秒,東経129度15分53秒 3 北緯34度18分45秒,東経129度15分47秒 4 北緯34度18分32秒,東経129度15分44秒 イ 北緯34度18分32秒,東経129度15分49秒 ロ 北緯34度18分35秒,東経129度15分50秒 ハ 北緯34度18分36秒,東経129度15分45秒 ニ 北緯34度18分33秒,東経129度15分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町吹崎辺田島北東端 2 同市同町吹崎明パン島東端 3 同市同町吹崎明パン小島西端 4 同市同町吹崎辺田島西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から120メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から130メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上4から30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 登ヶ浦 島山	
対区第2043号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎 平瀬 地先	1 北緯34度18分35秒,東経129度15分19秒 2 北緯34度18分27秒,東経129度15分16秒 3 北緯34度18分19秒,東経129度15分9秒 4 北緯34度18分22秒,東経129度14分17秒 5 北緯34度19分7秒,東経129度13分45秒 イ 北緯34度18分24秒,東経129度14分59秒 ロ 北緯34度18分20秒,東経129度15分7秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町吹崎首頭越標識 2 同市同町吹崎平瀬海岸中鼻標識 3 同市同町吹崎平瀬中瀬標識 4 同市同町加志入鼻北端標識 5 同市同町尾崎牛除崎突端 イ 1と4を結ぶ直線と3と5を結ぶ直線との交点 ロ 3と5を結ぶ直線上3から40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 登ヶ浦 島山	
対区第2044号	美津島町西海漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 吹崎 亀の鼻 地先	1 北緯34度18分19秒,東経129度15分0秒 2 北緯34度18分10秒,東経129度14分50秒 3 北緯34度18分31秒,東経129度13分37秒 イ 北緯34度18分19秒,東経129度14分59秒 ロ 北緯34度18分20秒,東経129度14分54秒 ハ 北緯34度18分10秒,東経129度14分44秒 ニ 北緯34度18分10秒,東経129度14分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町吹崎アラカンジョウ崎大岩標識 2 同市同町吹崎亀の鼻西端 3 同市同町尾崎土寄崎突端 イ 1と3を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から160メートルのところ ハ 2から279度160メートルのところ ニ 2から279度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 竹敷 洲瀬 箕形 吹崎 加志 今里 黒瀬 登ヶ浦 島山	
対区第3113号	平井真珠株式会社外1名	長崎県 対馬市 美津島町 島山 千鳥島 地先	1 北緯34度19分50秒,東経129度19分2秒 2 北緯34度20分13秒,東経129度18分31秒 3 北緯34度19分51秒,東経129度18分57秒 イ 北緯34度19分52秒,東経129度18分59秒 ロ 北緯34度19分59秒,東経129度19分8秒 ハ 北緯34度20分1秒,東経129度19分5秒 ニ 北緯34度19分54秒,東経129度18分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山屋敷畑浦沖の島西端 2 同市豊玉町貝削貝削崎大東忍畑石垣標識 3 同市美津島町島山千鳥島標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 3から45度370メートルのところ ハ 3から30度375メートルのところ ニ 1と2を結ぶ直線上1から200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
対区第3114号	平井真珠株式会社外2名	長崎県 対馬市 美津島町 島山 屋敷畑浦 地先	1 北緯34度19分49秒,東経129度18分57秒 2 北緯34度19分47秒,東経129度19分9秒 3 北緯34度19分44秒,東経129度19分8秒 4 北緯34度19分47秒,東経129度19分11秒 5 北緯34度19分45秒,東経129度19分12秒 イ 北緯34度19分48秒,東経129度18分57秒 ロ 北緯34度19分45秒,東経129度18分56秒 ハ 北緯34度19分45秒,東経129度19分12秒 ニ 北緯34度19分47秒,東経129度19分12秒 ホ 北緯34度19分46秒,東経129度19分8秒	次のイ、ロ、3、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山沖廻島西端標識 2 同市同町島山えのき鼻南端標識 3 同市同町島山屋敷畑浦南内鼻北端標識 イ 北緯34度19分48秒,東経129度18分57秒 ロ 北緯34度19分45秒,東経129度18分56秒 ハ 1から192度20メートルのところ ロ 1から192度120メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上5から10メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上4から10メートルのところ ホ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3115号	平井真珠株式会社外2名	長崎県 対馬市 美津島町 島山 曲網代浦 地先	1 北緯34度19分49秒,東経129度18分37秒 2 北緯34度19分36秒,東経129度18分48秒 3 北緯34度19分35秒,東経129度19分7秒 4 北緯34度19分40秒,東経129度19分8秒 5 北緯34度19分42秒,東経129度18分59秒 イ 北緯34度19分50秒,東経129度18分39秒 ロ 北緯34度19分53秒,東経129度18分46秒 ハ 北緯34度19分37秒,東経129度18分47秒 ニ 北緯34度19分39秒,東経129度18分54秒	次の5、ニ、ロ、イ、ハ、3、4の各点を順次結んだ各直線と4から5に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山福畑東の鼻標識 2 同市同町島山山越標識 3 同市同町島山曲網代浦南内鼻標識 4 同市同町島山曲網代浦北内鼻標識 5 同市同町島山屋敷畑浦南鼻西端標識 イ 1から63度50メートルのところ ロ 1から63度250メートルのところ ハ イと2を結んだ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3116号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 満潮崎 地先	1 北緯34度19分52秒,東経129度18分10秒 2 北緯34度19分50秒,東経129度18分17秒 3 北緯34度19分52秒,東経129度18分23秒 4 北緯34度19分50秒,東経129度18分29秒 イ 北緯34度19分53秒,東経129度18分12秒 ロ 北緯34度20分1秒,東経129度18分22秒 ハ 北緯34度19分55秒,東経129度18分33秒	次の2、イ、ロ、ハ、4、3の各点を順次結んだ各直線及び3から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山福畑内の鼻海岸標識A 2 同市同町島山福畑内の鼻海岸標識B 3 同市同町島山福畑内の鼻北端標識 4 同市同町福畑鼻西岸標識 イ 1から46度60メートルのところ ロ 1から46度410メートルのところ ハ 4から37度170メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第3117号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 満潮崎 地先	1 北緯34度20分10秒,東経129度18分4秒 2 北緯34度20分4秒,東経129度18分1秒 3 北緯34度20分1秒,東経129度18分4秒 4 北緯34度19分58秒,東経129度18分6秒 5 北緯34度19分52秒,東経129度18分10秒 イ 北緯34度19分53秒,東経129度18分12秒 ロ 北緯34度20分1秒,東経129度18分22秒	次の1、ロ、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山満潮崎北東端標識 2 同市同町島山満潮崎海岸標識 3 同市同町島山満潮崎内鼻西岸標識 4 同市同町島山満潮崎内鼻東岸標識 5 同市同町島山福畑内の鼻海岸標識A イ 5から46度60メートルのところ ロ 5から46度410メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3118号	平井真珠株式会社	長崎県 対馬市 美津島町 島山 明瀬鼻 地先	1 北緯34度20分14秒,東経129度17分51秒 2 北緯34度20分10秒,東経129度18分4秒 イ 北緯34度20分16秒,東経129度17分52秒 ロ 北緯34度20分13秒,東経129度18分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山明瀬鼻標識 2 同市同町島山満潮崎北東端標識 イ 1から20度80メートルのところ ロ 2から20度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3119号	小田真珠有限公司	長崎県 対馬市 美津島町 島山鳥取浦 地先	1 北緯34度19分40秒,東経129度17分50秒 2 北緯34度19分35秒,東経129度18分6秒 3 北緯34度19分27秒,東経129度18分5秒 4 北緯34度19分32秒,東経129度17分47秒 イ 北緯34度19分39秒,東経129度17分52秒 ロ 北緯34度19分37秒,東経129度17分57秒 ハ 北緯34度19分30秒,東経129度17分54秒 ニ 北緯34度19分32秒,東経129度17分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町島山鳥取浦北標識 2 同市同町島山太平満潮南端標識 3 同市同町島山北瀬鼻中標識 4 同市同町島山毘沙門鼻南標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から210メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から200メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上4から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3122号	小田真珠有限公司	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 面天奈 地先	1 北緯34度18分48秒,東経129度17分36秒 2 北緯34度18分40秒,東経129度17分34秒 3 北緯34度18分39秒,東経129度17分40秒 4 北緯34度18分37秒,東経129度18分22秒 イ 北緯34度18分48秒,東経129度17分38秒 ロ 北緯34度18分47秒,東経129度17分40秒 ハ 北緯34度18分40秒,東経129度17分38秒 ニ 北緯34度18分40秒,東経129度17分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬面天奈北標識 2 同市同町黒瀬面天奈南標識 3 同市同町黒瀬面天奈中鼻標識 4 同市同町黒瀬小式崎突端 イ 1と4を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3123号	株式会社対馬あこや真珠	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬ソリ越浦 地先	1 北緯34度18分23秒,東経129度17分9秒 2 北緯34度18分16秒,東経129度17分4秒 3 北緯34度18分15秒,東経129度17分16秒 4 北緯34度18分17秒,東経129度17分18秒	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び1から4、2から3に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬ソリ越浦湾口北側標識 2 同市同町黒瀬高崎西端標識 3 同市同町黒瀬ソリ越浦湾奥南岸標識	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3124号	株式会社対馬あこや真珠	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬 黒瀬湾 地先	1 北緯34度17分46秒,東経129度17分12秒 2 北緯34度17分43秒,東経129度17分8秒 3 北緯34度17分48秒,東経129度17分10秒 イ 北緯34度17分45秒,東経129度17分11秒 ロ 北緯34度17分47秒,東経129度17分9秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬カガリマチ南標識 2 同市同町黒瀬呼び崎標識 3 同市同町黒瀬カガリマチ北標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 1から20度90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第3125号	株式会社対馬あこや真珠	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬坂無し 地先	1 北緯34度17分43秒,東経129度17分16秒 2 北緯34度17分35秒,東経129度17分24秒 3 北緯34度17分24秒,東経129度17分12秒 4 北緯34度17分24秒,東経129度17分4秒 イ 北緯34度17分39秒,東経129度17分13秒 ロ 北緯34度17分33秒,東経129度17分21秒 ハ 北緯34度17分26秒,東経129度17分11秒 ニ 北緯34度17分31秒,東経129度17分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬港南防波堤先端標識 2 同市同町黒瀬瀬せんもん鼻標識 3 同市同町黒瀬湾南岸標識 4 同市同町洲葉皇后崎西端 イ 1から209度160メートルのところ ロ 2から232度100メートルのところ ハ 3から339度50メートルのところ ニ 4から29度220メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第3126号	株式会社対馬あこや真珠	長崎県 対馬市 美津島町 黒瀬城山北 地先	1 北緯34度18分21秒,東経129度16分20秒 2 北緯34度18分19秒,東経129度16分36秒 イ 北緯34度18分23秒,東経129度16分20秒 ロ 北緯34度18分25秒,東経129度16分20秒 ハ 北緯34度18分25秒,東経129度16分37秒 ニ 北緯34度18分22秒,東経129度16分36秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町黒瀬山下標識 2 同市同町黒瀬城山北標識 イ 1から0度60メートルのところ ロ 1から0度140メートルのところ ハ 2から4度160メートルのところ ニ 2から4度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
対区第1053号	美津島町高浜漁業協同組合	長崎県 対馬市 美津島町 根緒 真星が浜 地先	1 北緯34度15分9秒,東経129度19分5秒 2 北緯34度15分1秒,東経129度19分21秒 3 北緯34度14分54秒,東経129度19分26秒 4 北緯34度14分47秒,東経129度19分19秒 5 北緯34度14分43秒,東経129度19分14秒 6 北緯34度14分43秒,東経129度19分1秒 7 北緯34度14分32秒,東経129度19分4秒 イ 北緯34度15分5秒,東経129度19分13秒 ロ 北緯34度14分57秒,東経129度19分4秒 ハ 北緯34度14分43秒,東経129度19分4秒	次の2、イ、ロ、ハ、5の各点を順次結んだ各直線及び3と4を結んだ直線、2から3及び4から5に至る各最高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市美津島町根緒真星が浜海水浴場南側標識(真星が浜海水浴場南端水路から南方海岸沿いに90メートルのところ) 2 同市同町根緒上根緒島西端標識 3 同市同町根緒上根緒島西岸標識 4 同市同町根緒下根緒島北端 5 同市同町根緒下根緒島西端 6 同市同町根緒真星が浜南端標識 7 同市同町根緒ブンダカ瀬頂上 イ 1と2を結ぶ直線上2から280メートルのところ ロ 1と7を結ぶ直線上1から310メートルのところ ハ 1と7を結ぶ直線と5と6を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 美津島町 高浜 根緒	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
対区第538号	厳原町漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 浅瀬 地先	1 北緯34度6分47秒,東経129度12分46秒 2 北緯34度6分40秒,東経129度12分56秒 3 北緯34度6分46秒,東経129度12分45秒 イ 北緯34度6分41秒,東経129度12分44秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市厳原町浅瀬浅瀬川河口堤防東標識 2 同市同町浅瀬大浜海岸堤防標識(堤防北端から南方海岸沿いに13メートルのところ) 3 同市同町浅瀬浅瀬川河口堤防西標識 イ 2から273度30分320メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 浅瀬	
対区第539号	阿須湾漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 阿須 地先	1 北緯34度12分47秒,東経129度17分58秒 2 北緯34度12分54秒,東経129度17分47秒 3 北緯34度13分14秒,東経129度18分16秒 4 北緯34度13分1秒,東経129度18分11秒 イ 北緯34度12分49秒,東経129度18分1秒 ロ 北緯34度12分51秒,東経129度18分2秒 ハ 北緯34度12分57秒,東経129度17分52秒 ニ 北緯34度12分56秒,東経129度17分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市厳原町阿須黒岩鼻標識 2 同市同町阿須南防波堤付根標識 3 同市同町曲東防波堤付根標識 4 同市同町曲沖消波堤西端 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 阿須 北里 東里	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1043号	阿須湾漁業協同組合	長崎県 対馬市 厳原町 曲 地先	1 北緯34度13分14秒,東経129度18分16秒 2 北緯34度13分14秒,東経129度18分7秒 3 北緯34度13分1秒,東経129度18分11秒 4 北緯34度13分1秒,東経129度18分16秒 イ 北緯34度13分6秒,東経129度18分16秒 ロ 北緯34度13分6秒,東経129度18分9秒 ハ 北緯34度13分5秒,東経129度18分10秒 ニ 北緯34度13分4秒,東経129度18分16秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市厳原町曲東防波堤付根標識 2 同市同町曲東防波堤突端 3 同市同町曲沖消波堤西端 4 同市同町曲沖消波堤東端 イ 1と4を結ぶ直線上1から190メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から190メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から290メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から290メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 厳原町 曲 小浦 南室 阿須	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第800号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 鹿見 小栗楯 地先	1 北緯34度31分29秒,東経129度18分54秒 2 北緯34度31分32秒,東経129度18分56秒 イ 北緯34度31分30秒,東経129度18分54秒 ロ 北緯34度31分32秒,東経129度18分55秒 ハ 北緯34度31分33秒,東経129度18分51秒 ニ 北緯34度31分31秒,東経129度18分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町鹿見小栗楯北西端標識 2 同市同町鹿見千島鼻南西端 イ 1と2を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から95メートルのところ ハ 1から328度150メートルのところ ニ 1から302度110メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	
対区第801号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 鹿見 千島島 地先	1 北緯34度31分34秒,東経129度18分56秒 2 北緯34度31分34秒,東経129度18分54秒 3 北緯34度31分35秒,東経129度18分60秒 イ 北緯34度31分36秒,東経129度18分53秒 ロ 北緯34度31分38秒,東経129度18分54秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町鹿見千島鼻北端標識 2 同市同町鹿見千島鼻北西端標識 3 同市同町鹿見小栗浦標識 イ 2から340度50メートルのところ ロ 2から4度120メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	
対区第1054号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 久原 ミュウト石 地先	1 北緯34度31分15秒,東経129度18分37秒 2 北緯34度31分4秒,東経129度18分34秒 イ 北緯34度31分15秒,東経129度18分38秒 ロ 北緯34度31分15秒,東経129度18分39秒 ハ 北緯34度31分4秒,東経129度18分37秒 ニ 北緯34度31分4秒,東経129度18分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町久原シゲノ石垣標識(八幡宮鳥居から南方海岸沿いに40メートルのところ) 2 同市同町久原村畑護岸北角標識 イ 1から90度15メートルのところ ロ 1から90度60メートルのところ ハ 2から90度75メートルのところ ニ 2から90度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	
対区第1055号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 鹿見 宮ヶ浦平瀬 地先	1 北緯34度31分11秒,東経129度18分44秒 2 北緯34度31分7秒,東経129度18分50秒 イ 北緯34度31分10秒,東経129度18分41秒 ロ 北緯34度31分4秒,東経129度18分46秒 ハ 北緯34度31分6秒,東経129度18分48秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町鹿見竜神鼻標識 2 同市同町鹿見宮ヶ浦平瀬標識 イ 1から242度60メートルのところ ロ 2から225度140メートルのところ ハ 2から225度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	1. イ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
対区第1056号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦 西倉 地先	1 北緯34度32分13秒,東経129度19分41秒 2 北緯34度32分8秒,東経129度19分42秒 3 北緯34度32分3秒,東経129度19分44秒 イ 北緯34度32分12秒,東経129度19分39秒 ロ 北緯34度32分7秒,東経129度19分41秒 ハ 北緯34度32分3秒,東経129度19分42秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町犬ヶ浦西倉大西倉南端標識 2 同市同町犬ヶ浦西倉小西倉西端標識 3 同市同町犬ヶ浦坪根カキ瀬西端標識 イ 1から250度50メートルのところ ロ 2から250度25メートルのところ ハ 3から250度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦 御園 樫湾	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
対区第1328号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 鹿見ハゲノ地先	1 北緯34度31分15秒,東経129度18分45秒 2 北緯34度31分16秒,東経129度18分47秒 3 北緯34度31分19秒,東経129度18分48秒 4 北緯34度31分22秒,東経129度18分49秒 イ 北緯34度31分15秒,東経129度18分44秒 ロ 北緯34度31分19秒,東経129度18分46秒 ハ 北緯34度31分19秒,東経129度18分45秒 ニ 北緯34度31分22秒,東経129度18分47秒 ホ 北緯34度31分19秒,東経129度18分47秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4、ホ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町鹿見竜神鼻南標識 2 同市同町鹿見竜神鼻北東端標識 3 同市同町鹿見ハゲノ突端標識 4 同市同町鹿見ハゲノ北標識 イ 1から270度40メートルのところ ロ 3から270度60メートルのところ ハ 3から270度70メートルのところ ニ 4から280度50メートルのところ ホ 3から270度20メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 久原 女連	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が942平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって
対区第1329号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦村口越地先	1 北緯34度32分13秒,東経129度19分20秒 2 北緯34度32分9秒,東経129度19分27秒 3 北緯34度32分22秒,東経129度19分39秒 4 北緯34度32分39秒,東経129度19分41秒 イ 北緯34度32分15秒,東経129度19分21秒 ロ 北緯34度32分10秒,東経129度19分28秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町犬ヶ浦村口越西風鼻標識 2 同市同町犬ヶ浦村口越尾崎標識 3 同市同町御園千鳥瀬鼻西端 4 同市同町越高港御園島防波堤灯台 イ 1と4を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦御園 桧滝	1. 免許権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が942平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、689尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって
対区第2045号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 仁多湾犬ヶ浦港地先	1 北緯34度31分56秒,東経129度20分11秒 2 北緯34度31分58秒,東経129度20分12秒 イ 北緯34度31分56秒,東経129度20分10秒 ロ 北緯34度31分57秒,東経129度20分9秒 ハ 北緯34度31分58秒,東経129度20分10秒 ニ 北緯34度31分58秒,東経129度20分11秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町ミヤガウラ南側標識 2 同市同町ミヤガウラ北側標識 イ 1から290度30分30メートルのところ ロ 1から290度30分60メートルのところ ハ 2から290度30分55メートルのところ ニ 2から290度30分25メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦御園 桧滝	
対区第4076号	上県町漁業協同組合	長崎県 対馬市 上県町 犬ヶ浦長下浜地先	1 北緯34度31分42秒,東経129度19分51秒 2 北緯34度31分43秒,東経129度19分37秒 3 北緯34度31分55秒,東経129度19分55秒 イ 北緯34度31分43秒,東経129度19分51秒 ロ 北緯34度31分44秒,東経129度19分52秒 ハ 北緯34度31分47秒,東経129度19分37秒 ニ 北緯34度31分43秒,東経129度19分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 対馬市上県町犬ヶ浦長下浜竈道標識 2 同市同町犬ヶ浦長下浜笠越標識 3 同市同町犬ヶ浦崎崎南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から10メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ ハ 2から0度120メートルのところ ニ 2から0度10メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	対馬市 上県町 鹿見 犬ヶ浦御園 桧滝	

長崎県 長崎県南部海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第500号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 吾妻町 守山 瑞穂町 夏峰名 岡名 伏尾名 地先	1 北緯32度50分55秒,東経130度11分44秒 2 北緯32度51分3秒,東経130度11分50秒 3 北緯32度51分3秒,東経130度12分20秒 4 北緯32度51分12秒,東経130度12分32秒 5 北緯32度51分21秒,東経130度12分37秒 6 北緯32度51分34秒,東経130度13分18秒 イ 北緯32度50分57秒,東経130度11分42秒 ロ 北緯32度51分10秒,東経130度11分26秒 ハ 北緯32度51分14秒,東経130度11分36秒 ニ 北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒 ホ 北緯32度51分49秒,東経130度13分8秒 ヘ 北緯32度51分37秒,東経130度13分16秒 ト 北緯32度51分23秒,東経130度12分37秒 チ 北緯32度51分15秒,東経130度12分32秒 リ 北緯32度51分9秒,東経130度12分19秒 ヌ 北緯32度51分10秒,東経130度12分19秒 ル 北緯32度51分5秒,東経130度11分47秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第501号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 高田名 横田名 地先	1 北緯32度51分39秒,東経130度13分28秒 2 北緯32度51分52秒,東経130度13分42秒 3 北緯32度51分59秒,東経130度13分60秒 イ 北緯32度51分40秒,東経130度13分27秒 ロ 北緯32度51分53秒,東経130度13分19秒 ハ 北緯32度52分3秒,東経130度13分40秒 ニ 北緯32度52分6秒,東経130度13分41秒 ホ 北緯32度52分10秒,東経130度13分44秒 ヘ 北緯32度52分3秒,東経130度13分53秒 ト 北緯32度51分53秒,東経130度13分41秒 チ 北緯32度51分45秒,東経130度13分35秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第502号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 伊古名 地先	1 北緯32度52分1秒,東経130度13分59秒 2 北緯32度52分32秒,東経130度14分37秒 3 北緯32度52分29秒,東経130度14分46秒 イ 北緯32度52分6秒,東経130度13分50秒 ロ 北緯32度52分14秒,東経130度13分41秒 ハ 北緯32度52分38秒,東経130度14分28秒 ニ 北緯32度52分39秒,東経130度14分37秒 ホ 北緯32度52分36秒,東経130度14分50秒 ヘ 北緯32度52分32秒,東経130度14分48秒 ト 北緯32度52分33秒,東経130度14分37秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第503号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 船津名 栗林名 地先	1 北緯32度52分24秒,東経130度14分55秒 2 北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒 イ 北緯32度52分30秒,東経130度14分58秒 ロ 北緯32度52分32秒,東経130度14分59秒 ハ 北緯32度52分27秒,東経130度15分36秒 ニ 北緯32度52分25秒,東経130度15分35秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第504号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 栗林名 地先	1 北緯32度52分21秒,東経130度15分15秒 2 北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒 イ 北緯32度52分40秒,東経130度15分14秒 ロ 北緯32度52分46秒,東経130度15分14秒 ハ 北緯32度52分47秒,東経130度15分35秒 ニ 北緯32度52分41秒,東経130度15分35秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第505号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 神代 東里 地先	1 北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒 2 北緯32度52分25秒,東経130度15分57秒 3 北緯32度52分28秒,東経130度16分9秒 4 北緯32度52分40秒,東経130度16分53秒 イ 北緯32度52分28秒,東経130度15分36秒 ロ 北緯32度52分32秒,東経130度15分49秒 ハ 北緯32度52分50秒,東経130度16分53秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 神代	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第506号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 今出名 尾茂名 北下原名 地先	1 北緯32度52分41秒、東経130度16分55秒 2 北緯32度52分40秒、東経130度16分58秒 3 北緯32度52分37秒、東経130度17分10秒 4 北緯32度52分39秒、東経130度17分24秒 5 北緯32度52分40秒、東経130度17分29秒 6 北緯32度52分43秒、東経130度17分37秒 7 北緯32度52分42秒、東経130度17分45秒 イ 北緯32度52分48秒、東経130度16分55秒 ロ 北緯32度52分49秒、東経130度17分24秒 ハ 北緯32度52分46秒、東経130度17分24秒 ニ 北緯32度52分46秒、東経130度17分38秒 ホ 北緯32度52分48秒、東経130度17分45秒 ヘ 北緯32度52分41秒、東経130度17分24秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 土黒	
南区第507号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 尾茂名 北下原名 地先	1 北緯32度52分39秒、東経130度17分24秒 2 北緯32度52分42秒、東経130度17分45秒 イ 北緯32度52分59秒、東経130度17分24秒 ロ 北緯32度53分2秒、東経130度17分24秒 ハ 北緯32度53分1秒、東経130度17分45秒 ニ 北緯32度52分58秒、東経130度17分45秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 土黒	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2000号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 遠竹 釜 地先	1 北緯32度57分18秒、東経130度12分14秒 2 北緯32度57分8秒、東経130度12分5秒 イ 北緯32度57分8秒、東経130度12分27秒 ロ 北緯32度57分3秒、東経130度12分34秒 ハ 北緯32度56分55秒、東経130度12分23秒 ニ 北緯32度56分60秒、東経130度12分16秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2001号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 遠竹 地先	1 北緯32度57分8秒、東経130度12分5秒 イ 北緯32度56分54秒、東経130度12分45秒 ロ 北緯32度56分45秒、東経130度13分1秒 ハ 北緯32度56分33秒、東経130度12分48秒 ニ 北緯32度56分43秒、東経130度12分34秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2002号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 大久保 尻島 地先	1 北緯32度56分23秒、東経130度12分3秒 2 北緯32度56分15秒、東経130度12分2秒 イ 北緯32度56分20秒、東経130度12分17秒 ロ 北緯32度56分21秒、東経130度12分20秒 ハ 北緯32度56分17秒、東経130度12分20秒 ニ 北緯32度56分17秒、東経130度12分17秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2003号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 地先	1 北緯32度56分32秒、東経130度12分12秒 2 北緯32度56分12秒、東経130度12分9秒 イ 北緯32度56分20秒、東経130度12分40秒 ロ 北緯32度56分13秒、東経130度12分57秒 ハ 北緯32度55分56秒、東経130度12分47秒 ニ 北緯32度56分3秒、東経130度12分30秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2004号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 地先	1 北緯32度55分52秒、東経130度12分7秒 2 北緯32度55分46秒、東経130度11分49秒 イ 北緯32度55分46秒、東経130度12分22秒 ロ 北緯32度55分40秒、東経130度12分36秒 ハ 北緯32度55分29秒、東経130度12分30秒 ニ 北緯32度55分35秒、東経130度12分16秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2005号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 小川原浦 地先	1 北緯32度55分38秒、東経130度11分38秒 2 北緯32度55分3秒、東経130度11分17秒 イ 北緯32度55分27秒、東経130度11分51秒 ロ 北緯32度55分12秒、東経130度12分11秒 ハ 北緯32度54分43秒、東経130度11分44秒 ニ 北緯32度54分59秒、東経130度11分23秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとイの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2006号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 牧 地先	1 北緯32度54分55秒,東経130度10分54秒 2 北緯32度54分58秒,東経130度10分28秒 イ 北緯32度54分44秒,東経130度11分10秒 ロ 北緯32度54分34秒,東経130度11分24秒 ハ 北緯32度54分16秒,東経130度10分57秒 ニ 北緯32度54分28秒,東経130度10分48秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2007号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 大峰 長里干拓 地先	1 北緯32度54分55秒,東経130度10分28秒 2 北緯32度54分57秒,東経130度10分10秒 イ 北緯32度54分28秒,東経130度10分48秒 ロ 北緯32度54分16秒,東経130度10分57秒 ハ 北緯32度54分11秒,東経130度10分6秒 ニ 北緯32度54分25秒,東経130度10分7秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点及びロとハ、ニとの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2008号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 高来町 水の浦 地先	1 北緯32度54分27秒,東経130度9分25秒 イ 北緯32度54分23秒,東経130度9分31秒 ロ 北緯32度54分19秒,東経130度9分39秒 ハ 北緯32度54分15秒,東経130度9分33秒 ニ 北緯32度54分20秒,東経130度9分28秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第2009号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	1 北緯32度52分39秒,東経130度10分6秒 2 北緯32度52分46秒,東経130度9分80秒 3 北緯32度52分23秒,東経130度10分18秒 イ 北緯32度53分19秒,東経130度11分27秒 ロ 北緯32度53分53秒,東経130度12分53秒 ハ 北緯32度53分31秒,東経130度13分11秒 ニ 北緯32度52分57秒,東経130度11分45秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町 国見町 神代 土黒	1. イ、ロ、ハ、ニの各点と、イとロ、ハとニの間200メートル毎に及びイとニ、ロとハの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2010号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	1 北緯32度52分39秒,東経130度10分5秒 2 北緯32度52分46秒,東経130度9分80秒 3 北緯32度52分32秒,東経130度10分11秒 イ 北緯32度53分6秒,東経130度10分52秒 ロ 北緯32度53分19秒,東経130度11分27秒 ハ 北緯32度53分6秒,東経130度11分38秒 ニ 北緯32度52分52秒,東経130度11分3秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町 雲仙市 瑞穂町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点と、イとロ、ハとニの間200メートル毎に及びイとニ、ロとハの中間地点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2011号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 神代 東里 地先	1 北緯32度52分18秒,東経130度15分41秒 2 北緯32度52分19秒,東経130度15分48秒 イ 北緯32度52分22秒,東経130度15分40秒 ロ 北緯32度52分23秒,東経130度15分39秒 ハ 北緯32度52分25秒,東経130度15分46秒 ニ 北緯32度52分24秒,東経130度15分47秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第2400号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 遠竹 釜 地先	1 北緯32度57分23秒,東経130度12分14秒 2 北緯32度57分18秒,東経130度12分14秒 イ 北緯32度57分20秒,東経130度12分17秒 ロ 北緯32度57分12秒,東経130度12分28秒 ハ 北緯32度57分9秒,東経130度12分25秒 ニ 北緯32度57分18秒,東経130度12分14秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。
南区第2401号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 遠竹 釜 地先	1 北緯32度57分18秒,東経130度12分13秒 2 北緯32度57分4秒,東経130度12分4秒 3 北緯32度56分41秒,東経130度12分6秒 イ 北緯32度57分17秒,東経130度12分14秒 ロ 北緯32度57分9秒,東経130度12分25秒 ハ 北緯32度56分56秒,東経130度12分15秒 ニ 北緯32度56分51秒,東経130度12分22秒 ホ 北緯32度56分38秒,東経130度12分13秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2402号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 大久保 鬼島 地先	1 北緯32度56分26秒,東経130度12分11秒 2 北緯32度56分23秒,東経130度12分3秒 3 北緯32度56分15秒,東経130度12分2秒 4 北緯32度56分10秒,東経130度12分9秒 イ 北緯32度56分33秒,東経130度12分15秒 ロ 北緯32度56分29秒,東経130度12分18秒 ハ 北緯32度56分9秒,東経130度12分18秒 ニ 北緯32度56分9秒,東経130度12分10秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市小長井町井崎猿崎護岸南東端標識 2 同市同町井崎築切南側標識 3 同市同町井崎鬼島北側標識 4 同市同町井崎鬼島南側埋立地東端 イ 1から40度200メートルのところ ロ 1から76度30分200メートルのところ ハ 4から100度240メートルのところ ニ 4から133度50メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。
南区第2403号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 井崎 地先	1 北緯32度56分2秒,東経130度12分7秒 2 北緯32度56分7秒,東経130度12分3秒 3 北緯32度55分57秒,東経130度12分12秒 4 北緯32度55分43秒,東経130度12分4秒 5 北緯32度55分46秒,東経130度11分47秒 6 北緯32度55分40秒,東経130度11分40秒 イ 北緯32度56分2秒,東経130度12分4秒 ロ 北緯32度56分5秒,東経130度12分3秒 ハ 北緯32度56分6秒,東経130度12分5秒 ニ 北緯32度56分4秒,東経130度12分14秒 ホ 北緯32度55分56秒,東経130度12分17秒 ヘ 北緯32度55分36秒,東経130度12分4秒 ト 北緯32度55分37秒,東経130度11分47秒 チ 北緯32度55分39秒,東経130度11分41秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市小長井町井崎竹の崎北端 2 同市同町井崎401-14池田鉄工所前護岸標識 3 同市同町井崎竹の崎東端 4 同市同町井崎長浜崎南東端 5 同市同町井崎長浜標識 6 同市同町井崎小長井港東側防波堤南端 イ 1から283度80メートルのところ ロ 1から315度160メートルのところ ハ 2から109度70メートルのところ ニ 2から109度310メートルのところ ホ 3から94度130メートルのところ ヘ 4から180度220メートルのところ ト 5から180度260メートルのところ チ 6から140度35メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。
南区第2404号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 小川原浦 牧 地先	1 北緯32度55分38秒,東経130度11分38秒 2 北緯32度55分38秒,東経130度11分33秒 3 北緯32度55分19秒,東経130度11分14秒 4 北緯32度55分7秒,東経130度11分20秒 5 北緯32度54分50秒,東経130度11分12秒 6 北緯32度54分55秒,東経130度10分59秒 7 北緯32度54分55秒,東経130度10分54秒 8 北緯32度54分51秒,東経130度10分46秒 9 北緯32度54分56秒,東経130度10分9秒 10 北緯32度54分53秒,東経130度10分2秒 11 北緯32度54分48秒,東経130度10分0秒 12 北緯32度54分43秒,東経130度10分4秒 イ 北緯32度55分19秒,東経130度11分26秒 ロ 北緯32度55分7秒,東経130度11分2秒 ハ 北緯32度54分47秒,東経130度11分18秒 ニ 北緯32度54分46秒,東経130度10分58秒 ホ 北緯32度54分44秒,東経130度10分46秒 ヘ 北緯32度54分41秒,東経130度10分23秒 ト 北緯32度54分37秒,東経130度10分10秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、12の各点を順次結んだ各直線、6と7、10と11を結んだ各直線及び1から6、7から10、11から12に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市小長井町小川原浦小長井港防波堤突端 2 同市同町小川原浦小川原波止南防波堤付根 3 同市同町小川原浦町民グラウンド埋立地標識 4 同市同町小川原浦長戸鼻東端 5 同市同町小川原浦鬼塚海岸降口標識 6 同市同町小川原浦小深井港東岸標識 7 同市同町牧平原棧橋標識 8 同市同町牧平原原鼻南端標識 9 同市同町打越護岸標識 10 同市同町打越足角護岸標識 11 同市同町長里護岸標識 12 同市同町大峰長里干拓東端標識 イ 3から90度290メートルのところ ロ 4から93度180メートルのところ ハ 5から122度180メートルのところ ニ 7から157度300メートルのところ ホ 8から180度210メートルのところ ヘ 8から143度580メートルのところ ト 12から140度260メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。
南区第2405号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 大峰 長里干拓東側 地先	1 北緯32度54分43秒,東経130度10分4秒 2 北緯32度54分34秒,東経130度9分58秒 イ 北緯32度54分37秒,東経130度10分10秒 ロ 北緯32度54分31秒,東経130度10分5秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市小長井町大峰長里干拓中央階段標識 2 同市同町大峰長里干拓中央階段標識(中央階段降り口から南方護岸沿いに16メートルのところ) イ 1から140度260メートルのところ ロ 2から115度200メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。
南区第2406号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 小長井町 大峰 長里干拓東側 地先	1 北緯32度54分34秒,東経130度9分58秒 2 北緯32度54分24秒,東経130度9分51秒 3 北緯32度54分25秒,東経130度9分48秒 4 北緯32度54分3秒,東経130度9分15秒 イ 北緯32度54分31秒,東経130度10分5秒 ロ 北緯32度54分18秒,東経130度9分57秒 ハ 北緯32度54分9秒,東経130度9分43秒 ニ 北緯32度54分16秒,東経130度9分35秒 ホ 北緯32度54分19秒,東経130度9分39秒 ヘ 北緯32度54分16秒,東経130度9分43秒 ト 北緯32度54分18秒,東経130度9分45秒 チ 北緯32度54分21秒,東経130度9分42秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 諫早市小長井町大峰長里干拓中央階段標識(中央階段降り口から南方護岸沿いに16メートルのところ) 2 同市同町大峰長里干拓南東端 3 同市同町大峰長里干拓南岸標識(2から西方護岸沿いに84メートルのところ) 4 同市同町金崎潮受堤防標識B イ 1から115度200メートルのところ ロ 2から145度240メートルのところ ハ 2から203度520メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から440メートルのところ ホ 3と4を結ぶ直線上3から300メートルのところ ヘ 2から218度30分350メートルのところ ト 2から218度30分250メートルのところ チ 3と4を結ぶ直線上3から200メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2407号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	1 北緯32度54分11秒,東経130度9分23秒 イ 北緯32度54分12秒,東経130度9分30秒 ロ 北緯32度54分6秒,東経130度9分39秒 ハ 北緯32度54分3秒,東経130度9分35秒 ニ 北緯32度54分8秒,東経130度9分29秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象種は「あさり」に限る。
南区第2408号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 高来町 金崎 地先	1 北緯32度54分9秒,東経130度9分21秒 2 北緯32度54分3秒,東経130度9分15秒 イ 北緯32度54分3秒,東経130度9分28秒 ロ 北緯32度54分1秒,東経130度9分31秒 ハ 北緯32度53分55秒,東経130度9分25秒 ニ 北緯32度53分57秒,東経130度9分22秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 小長井町	1. 養殖対象は「あさり」に限る。
南区第2409号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 吾妻町 守山 地先	1 北緯32度50分55秒,東経130度11分44秒 2 北緯32度51分3秒,東経130度11分50秒 3 北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒 イ 北緯32度51分10秒,東経130度11分26秒 ロ 北緯32度51分14秒,東経130度11分36秒 ハ 北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第2410号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 古郡 地先	1 北緯32度51分7秒,東経130度12分20秒 2 北緯32度51分12秒,東経130度12分32秒 3 北緯32度51分21秒,東経130度12分37秒 4 北緯32度51分34秒,東経130度13分18秒 イ 北緯32度51分22秒,東経130度12分14秒 ロ 北緯32度51分49秒,東経130度13分8秒 ハ 北緯32度51分37秒,東経130度13分16秒 ニ 北緯32度51分23秒,東経130度12分37秒 ホ 北緯32度51分15秒,東経130度12分32秒 ヘ 北緯32度51分10秒,東経130度12分19秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第2411号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 伊福名 伊古名 船津名 地先	1 北緯32度51分39秒,東経130度13分28秒 2 北緯32度51分52秒,東経130度13分41秒 3 北緯32度52分1秒,東経130度13分59秒 4 北緯32度52分32秒,東経130度14分37秒 5 北緯32度52分29秒,東経130度14分46秒 イ 北緯32度51分40秒,東経130度13分27秒 ロ 北緯32度51分53秒,東経130度13分19秒 ハ 北緯32度52分11秒,東経130度13分46秒 ニ 北緯32度52分14秒,東経130度13分41秒 ホ 北緯32度52分38秒,東経130度14分28秒 ヘ 北緯32度52分39秒,東経130度14分37秒 ト 北緯32度52分36秒,東経130度14分50秒 チ 北緯32度52分32秒,東経130度14分48秒 リ 北緯32度52分33秒,東経130度14分37秒 ヌ 北緯32度52分8秒,東経130度13分50秒 ル 北緯32度52分4秒,東経130度13分55秒 ヲ 北緯32度51分53秒,東経130度13分41秒 ワ 北緯32度51分45秒,東経130度13分35秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第2412号	諫早湾漁業協同組合	長崎県 雲仙市 瑞穂町 長浜 地先	1 北緯32度52分24秒,東経130度14分55秒 2 北緯32度52分18秒,東経130度15分35秒 イ 北緯32度52分39秒,東経130度15分4秒 ロ 北緯32度52分41秒,東経130度15分35秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 瑞穂町	
南区第800号	有明漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	1 北緯32度52分17秒,東経130度18分38秒 2 北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒 イ 北緯32度52分28秒,東経130度18分52秒 ロ 北緯32度52分38秒,東経130度19分5秒 ハ 北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒 ニ 北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 多比良	1. ロ、ハの各点とその間に、ロから100メートルおきに2箇所及びロからイの方向100メートルのところにそれぞれ夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第801号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	1 北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒 2 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 イ 北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒 ロ 北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒 ハ 北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒 ニ 北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 島原市有明町と雲仙市国見町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream 2 同市同町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から50度500メートルのところ ロ 1から50度1000メートルのところ ハ 2から50度1000メートルのところ ニ 2から50度500メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 湯江	
南区第802号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	1 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 2 北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒 3 北緯32度51分5秒,東経130度20分33秒 4 北緯32度51分0秒,東経130度20分32秒 5 北緯32度50分50秒,東経130度20分37秒 6 北緯32度49分57秒,東経130度20分59秒 イ 北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒 ロ 北緯32度50分57秒,東経130度20分47秒 ハ 北緯32度51分11秒,東経130度21分8秒 ニ 北緯32度50分12秒,東経130度21分50秒 ホ 北緯32度50分2秒,東経130度21分15秒 ヘ 北緯32度49分51秒,東経130度21分21秒 ト 北緯32度51分1秒,東経130度20分37秒 チ 北緯32度51分5秒,東経130度20分37秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、3、チ、ト、4の各点を結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 島原市有明町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町大三東三之沢金洗川河口北岸石垣角 3 同市同町大三東管漁港北防波堤中間標識 4 同市同町大三東管漁港埋地護岸標識(管漁港埋立地北東端から南方海岸沿いに50メートルのところ) 5 同市同町大三東海岸標識A 6 同市同町大三東海岸標識B イ 1から50度500メートルのところ ロ 5から50度350メートルのところ ハ 5から50度1050メートルのところ ニ 6から70度1400メートルのところ ホ 6から70度470メートルのところ ヘ 2から70度500メートルのところ ト 4から61度130メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	8月1日から5月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 大三東	1. 組合員行使権の資格を有する者による行使を不当に拒んではない。
南区第2500号	有明漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	1 北緯32度52分17秒,東経130度18分38秒 2 北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒 イ 北緯32度52分28秒,東経130度18分52秒 ロ 北緯32度52分38秒,東経130度19分5秒 ハ 北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒 ニ 北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 雲仙市国見町多比良福寿橋西側付根 2 同市国見町と島原市有明町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream イ 1から47度500メートルのところ ロ 1から47度950メートルのところ ハ 2から50度1000メートルのところ ニ 2から50度500メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 多比良	1. ロ、ハの各点とその間に、ロから100メートルおきに2箇所及びロからイの方向100メートルのところにそれぞれ夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2501号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	1 北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒 2 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 イ 北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒 ロ 北緯32度52分23秒,東経130度19分36秒 ハ 北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒 ニ 北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 島原市有明町と雲仙市国見町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream 2 同市同町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から50度500メートルのところ ロ 1から50度1000メートルのところ ハ 2から50度1000メートルのところ ニ 2から50度500メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 湯江	
南区第2502号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	1 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 2 北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒 イ 北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒 ロ 北緯32度51分53秒,東経130度20分39秒 ハ 北緯32度50分2秒,東経130度21分57秒 ニ 北緯32度49分51秒,東経130度21分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 島原市有明町湯江と同町大三東との最高高潮時海岸線における境界 2 同市同町大三東三之沢金洗川河口北岸石垣角 イ 1から50度500メートルのところ ロ 1から50度1000メートルのところ ハ 2から70度1500メートルのところ ニ 2から70度500メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 大三東	
南区第2900号	有明漁業協同組合	長崎県 雲仙市 国見町 多比良 地先	1 北緯32度52分17秒,東経130度18分38秒 2 北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒 イ 北緯32度52分28秒,東経130度18分52秒 ロ 北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 雲仙市国見町多比良福寿橋西側付根 2 同市国見町と島原市有明町にかかる栗谷橋中央橋脚 downstream イ 1から47度500メートルのところ ロ 2から50度500メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 国見町 多比良	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2901号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 湯江 地先	1 北緯32度52分1秒,東経130度19分10秒 2 北緯32度51分45秒,東経130度19分38秒 3 北緯32度51分44秒,東経130度19分39秒 4 北緯32度51分42秒,東経130度19分44秒 5 北緯32度51分39秒,東経130度19分59秒 6 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 イ 北緯32度52分12秒,東経130度19分23秒 ロ 北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒 ハ 北緯32度51分45秒,東経130度19分41秒 ニ 北緯32度51分51秒,東経130度19分53秒 ホ 北緯32度51分45秒,東経130度20分8秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 湯江	
南区第2902号	有明漁業協同組合	長崎県 島原市 有明町 大三東 地先	1 北緯32度51分32秒,東経130度20分9秒 2 北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒 3 北緯32度51分5秒,東経130度20分33秒 4 北緯32度51分0秒,東経130度20分32秒 イ 北緯32度51分43秒,東経130度20分24秒 ロ 北緯32度49分51秒,東経130度21分21秒 ハ 北緯32度51分1秒,東経130度20分37秒 ニ 北緯32度51分5秒,東経130度20分38秒	第三種区画漁業	貝類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 有明町 大三東	
南区第508号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 三会 寺中 地先	1 北緯32度49分46秒,東経130度21分3秒 2 北緯32度49分0秒,東経130度21分26秒 3 北緯32度48分55秒,東経130度21分30秒 イ 北緯32度50分2秒,東経130度21分57秒 ロ 北緯32度49分20秒,東経130度22分22秒 ハ 北緯32度49分9秒,東経130度21分52秒 ニ 北緯32度49分1秒,東経130度21分55秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 三会	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第509号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 前浜 長浜 地先	1 北緯32度48分40秒,東経130度21分45秒 2 北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒 3 北緯32度47分39秒,東経130度22分19秒 4 北緯32度47分32秒,東経130度22分23秒 イ 北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒 ロ 北緯32度47分23秒,東経130度23分6秒 ハ 北緯32度47分41秒,東経130度22分22秒 ニ 北緯32度47分37秒,東経130度22分27秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	
南区第510号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 長浜 地先	1 北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒 2 北緯32度47分5秒,東経130度22分47秒 3 北緯32度47分2秒,東経130度22分45秒 4 北緯32度46分58秒,東経130度22分40秒 5 北緯32度46分48秒,東経130度22分42秒 6 北緯32度46分47秒,東経130度22分56秒 イ 北緯32度47分23秒,東経130度23分6秒 ロ 北緯32度47分17秒,東経130度22分41秒 ハ 北緯32度47分6秒,東経130度22分49秒 ニ 北緯32度46分48秒,東経130度22分55秒 ホ 北緯32度47分15秒,東経130度23分13秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第511号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 九十九島 地先	1 北緯32度46分33秒,東経130度22分44秒 2 北緯32度46分36秒,東経130度22分48秒 3 北緯32度46分27秒,東経130度22分46秒 4 北緯32度46分22秒,東経130度22分44秒 5 北緯32度46分15秒,東経130度22分35秒 6 北緯32度46分17秒,東経130度22分34秒 7 北緯32度46分19秒,東経130度22分34秒 イ 北緯32度46分36秒,東経130度22分47秒 ロ 北緯32度46分37秒,東経130度22分48秒 ハ 北緯32度46分36秒,東経130度22分50秒	次の1、イ、ロ、ハ、3、4、5の各点を順次結んだ各直線、6と7を結んだ直線及び1から7、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市九十九島鬼島北端 2 同市九十九島竜宮島北端 3 同市九十九島平島西端 4 同市九十九島鹿島西端 5 同市九十九島高島南端 6 同市九十九島高島北端 7 同市九十九島棚場島南端 イ 2から270度40メートルのところ ロ 2から0度30メートルのところ ハ 2から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	
南区第512号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 九十九島 地先	1 北緯32度46分12秒,東経130度22分37秒 2 北緯32度46分22秒,東経130度22分44秒 3 北緯32度46分27秒,東経130度22分46秒 4 北緯32度46分47秒,東経130度22分56秒 5 北緯32度46分19秒,東経130度23分13秒 6 北緯32度45分46秒,東経130度22分42秒 7 北緯32度46分9秒,東経130度22分37秒 イ 北緯32度46分49秒,東経130度23分2秒 ロ 北緯32度46分49秒,東経130度23分19秒 ハ 北緯32度46分19秒,東経130度23分19秒 ニ 北緯32度45分48秒,東経130度22分54秒 ホ 北緯32度45分49秒,東経130度22分42秒 ヘ 北緯32度46分42秒,東経130度22分54秒 ト 北緯32度46分42秒,東経130度23分1秒	次の1、2、3、ヘ、ト、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、7の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市九十九島子持島北端 2 同市九十九島鹿島西端 3 同市九十九島平島西端 4 同市島原灯台 5 同市九十九島櫛形島東端 6 同市南風泊モソジ赤灯台 7 同市九十九島子持島南端 イ 4から60度175メートルのところ ロ 4から62度600メートルのところ ハ 5から90度150メートルのところ ニ 6から77度300メートルのところ ホ 6と7を結ぶ直線上6から100メートルのところ ヘ 3と4を結ぶ直線上4から165メートルのところ ト 4から135度210メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	
南区第513号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 秋ヶヶ浦 安中 地先	1 北緯32度45分51秒,東経130度22分15秒 2 北緯32度45分39秒,東経130度22分29秒 3 北緯32度45分16秒,東経130度22分27秒 4 北緯32度44分15秒,東経130度22分24秒 イ 北緯32度45分39秒,東経130度22分36秒 ロ 北緯32度45分38秒,東経130度22分44秒 ハ 北緯32度45分15秒,東経130度22分50秒 ニ 北緯32度44分9秒,東経130度23分2秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市新湊下の鼻石垣角 2 同市秋ヶヶ浦村島南東端 3 同市船泊町安中船溜標識 4 同市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界 イ 2から94度200メートルのところ ロ 2から94度400メートルのところ ハ 3から90度600メートルのところ ニ 4から100度1000メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2012号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 御手水 地先	1 北緯32度49分0秒,東経130度21分26秒 2 北緯32度48分55秒,東経130度21分30秒 イ 北緯32度49分9秒,東経130度21分52秒 ロ 北緯32度49分13秒,東経130度22分3秒 ハ 北緯32度49分4秒,東経130度22分6秒 ニ 北緯32度49分1秒,東経130度21分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 島原市御手水町護岸標識 2 同市大手原町大手原下標識 イ 1から66度30分737メートルのところ ロ 1から66度30分1037メートルのところ ハ 2から72度30分982メートルのところ ニ 2から72度30分680メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 三会	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2503号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 前浜 長浜 地先	1 北緯32度48分40秒,東経130度21分45秒 2 北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒 3 北緯32度47分39秒,東経130度22分19秒 4 北緯32度47分32秒,東経130度22分23秒 イ 北緯32度48分48秒,東経130度22分20秒 ロ 北緯32度47分23秒,東経130度23分6秒 ハ 北緯32度47分41秒,東経130度22分22秒 ニ 北緯32度47分37秒,東経130度22分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 島原市前浜中河川河口南岸護岸角 2 同市長浜護岸標識(付根から67メートルのところ) 3 同市猛島海岸護岸標識A(護岸斜路南側) 4 同市猛島海岸護岸標識B(猛島漁港中防波堤南側付根から南方海岸沿いに150メートルのところ) イ 1から75度950メートルのところ ロ 2から75度700メートルのところ ハ 3から49度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	
南区第2903号	島原漁業協同組合	長崎県 島原市 前浜 長浜 地先	1 北緯32度48分40秒,東経130度21分45秒 2 北緯32度47分17秒,東経130度22分40秒 3 北緯32度47分39秒,東経130度22分19秒 4 北緯32度47分32秒,東経130度22分23秒 イ 北緯32度48分43秒,東経130度21分56秒 ロ 北緯32度47分19秒,東経130度22分51秒 ハ 北緯32度47分41秒,東経130度22分22秒 ニ 北緯32度47分37秒,東経130度22分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、3、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く 1 島原市前浜中河川河口南岸護岸角 2 同市長浜護岸標識(付根から67メートルのところ) 3 同市猛島海岸護岸標識A(護岸斜路南側) 4 同市猛島海岸護岸標識B(猛島漁港中防波堤南側付根から南方海岸沿いに150メートルのところ) イ 1から75度300メートルのところ ロ 2から75度300メートルのところ ハ 3から49度30分100メートルのところ	第三種区画漁業	貝類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	島原市 (三会、有明町を除く)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第110号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 馬場名 大字船津 須ノ崎 地先	1 北緯32度42分44秒,東経130度21分7秒 イ 北緯32度42分42秒,東経130度21分6秒 ロ 北緯32度42分39秒,東経130度21分8秒 ハ 北緯32度42分38秒,東経130度21分6秒 ニ 北緯32度42分41秒,東経130度21分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南島原市深江町馬場名深江漁港西外防波堤標識 イ 1から172度60メートルのところ ロ 1から187度30分150メートルのところ ハ 1から206度30分180メートルのところ ニ 1から222度120メートルのところ	第二種区画漁業	介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第111号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 馬場名 山房 地先	1 北緯32度42分38秒,東経130度20分54秒 2 北緯32度42分37秒,東経130度21分3秒 3 北緯32度42分35秒,東経130度21分1秒 4 北緯32度42分33秒,東経130度20分58秒 5 北緯32度42分38秒,東経130度20分54秒 6 北緯32度42分39秒,東経130度20分59秒	次の1、2、3、4、5、6の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 南島原市深江町馬場名深江漁港山房A護岸北端 2 同市同町同名深江漁港山房A護岸南東端 3 同市同町同名深江漁港山房A護岸南東端 4 同市同町同名深江漁港山房C護岸南西端 5 同市同町同名深江漁港山房D護岸北西端 6 同市同町同名山房深江町クルマエビ養殖用作業保管施設下標識	第二種区画漁業	介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第514号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 地先	1 北緯32度44分15秒,東経130度22分22秒 2 北緯32度42分54秒,東経130度21分9秒 イ 北緯32度44分9秒,東経130度22分26秒 ロ 北緯32度42分52秒,東経130度21分16秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 島原市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界 2 南島原市深江町馬場名深江漁港旧東防波堤北川付根 イ 1から155度200メートルのところ ロ 2から103度170メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 深江町	
南区第515号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 地先	1 北緯32度44分15秒,東経130度22分22秒 2 北緯32度42分54秒,東経130度21分9秒 イ 北緯32度44分9秒,東経130度22分26秒 ロ 北緯32度43分37秒,東経130度22分43秒 ハ 北緯32度42分44秒,東経130度21分46秒 ニ 北緯32度42分52秒,東経130度21分16秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 島原市と南島原市との最高高潮時海岸線における境界 2 南島原市深江町馬場名深江漁港旧東防波堤北側付根 イ 1から155度200メートルのところ ロ 1から155度1300メートルのところ ハ 2から103度1000メートルのところ ニ 2から103度170メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 深江町	
南区第516号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 馬場名 須之崎 地先	1 北緯32度42分38秒,東経130度20分54秒 2 北緯32度42分31秒,東経130度20分46秒 イ 北緯32度42分29秒,東経130度21分0秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 南島原市深江町馬場名深江漁港山房D護岸北西端 2 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 イ 2から103度380メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 深江町	
南区第517号	深江町漁業協同組合	長崎県 南島原市 深江町 馬場名 大字船津 須ノ崎 地先	1 北緯32度42分41秒,東経130度21分3秒 2 北緯32度42分31秒,東経130度20分46秒 イ 北緯32度42分38秒,東経130度21分10秒 ロ 北緯32度42分35秒,東経130度21分16秒 ハ 北緯32度42分26秒,東経130度21分12秒 ニ 北緯32度42分28秒,東経130度21分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南島原市深江町深江漁港西外防波堤南西端標識 2 同市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 イ 1から120度200メートルのところ ロ 1から120度370メートルのところ ハ 2から103度700メートルのところ ニ 2から103度400メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 深江町	
南区第518号	布津町漁業協同組合	長崎県 南島原市 布津町 大崎名 地先	1 北緯32度42分31秒,東経130度20分46秒 2 北緯32度41分42秒,東経130度21分27秒 3 北緯32度41分22秒,東経130度21分32秒 イ 北緯32度42分31秒,東経130度20分50秒 ロ 北緯32度42分20秒,東経130度21分30秒 ハ 北緯32度41分49秒,東経130度21分43秒 ニ 北緯32度41分21秒,東経130度21分37秒 ホ 北緯32度41分44秒,東経130度21分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、3、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 南島原市深江町と同市布津町との最高高潮時海岸線における境界 2 同市布津町大崎名大崎鼻東端 3 同市同町同名布津漁港北防波堤標識(北防波堤北東角から南東方防波堤沿いに100メートルのところ) イ 1から106度100メートルのところ ロ 1から106度1190メートルのところ ハ 2から60度460メートルのところ ニ 3から101度130メートルのところ ホ 2から60度100メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 布津町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第519号	布津町漁業協同組合	長崎県 南島原市 布津町 貝崎名 地先	1 北緯32度41分21秒,東経130度21分21秒 2 北緯32度40分54秒,東経130度21分13秒 3 北緯32度40分38秒,東経130度20分60秒 4 北緯32度40分25秒,東経130度20分50秒 5 北緯32度40分20秒,東経130度20分40秒 イ 北緯32度41分17秒,東経130度21分31秒 ロ 北緯32度41分14秒,東経130度21分37秒 ハ 北緯32度40分43秒,東経130度21分35秒 ニ 北緯32度40分23秒,東経130度21分14秒 ホ 北緯32度40分8秒,東経130度20分58秒 ヘ 北緯32度40分1秒,東経130度20分48秒 ト 北緯32度40分16秒,東経130度20分42秒 チ 北緯32度40分23秒,東経130度20分52秒 リ 北緯32度40分35秒,東経130度21分2秒 ヌ 北緯32度40分52秒,東経130度21分16秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 布津町	
南区第520号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 堂崎浜 地先	1 北緯32度40分20秒,東経130度20分40秒 2 北緯32度40分11秒,東経130度19分59秒 イ 北緯32度40分10秒,東経130度20分44秒 ロ 北緯32度40分0秒,東経130度20分48秒 ハ 北緯32度39分48秒,東経130度20分23秒 ニ 北緯32度39分55秒,東経130度20分14秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 原尾 大苑 石田	1. ロ、ハの各点に夜間 標識灯を設置しなければ ならない。
南区第521号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 石田 地先	1 北緯32度39分52秒,東経130度19分32秒 2 北緯32度39分55秒,東経130度19分22秒 イ 北緯32度39分37秒,東経130度19分40秒 ロ 北緯32度39分29秒,東経130度19分44秒 ハ 北緯32度39分24秒,東経130度19分35秒 ニ 北緯32度39分32秒,東経130度19分31秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 原尾 大苑 石田	1. ロの点に夜間標識灯 を設置しなければならない い。
南区第522号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 蒲河 地先	1 北緯32度39分38秒,東経130度19分18秒 イ 北緯32度39分24秒,東経130度19分25秒 ロ 北緯32度39分33秒,東経130度19分27秒 ハ 北緯32度39分37秒,東経130度19分28秒 ニ 北緯32度39分41秒,東経130度19分26秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	
南区第523号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 蒲河 地先	1 北緯32度39分55秒,東経130度19分22秒 2 北緯32度39分38秒,東経130度19分18秒 イ 北緯32度39分32秒,東経130度19分31秒 ロ 北緯32度39分24秒,東経130度19分35秒 ハ 北緯32度39分22秒,東経130度19分30秒 ニ 北緯32度39分29秒,東経130度19分24秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	1. ハの点に夜間標識 灯を設置しなければなら ない。
南区第524号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 蒲河 地先	1 北緯32度39分38秒,東経130度19分18秒 2 北緯32度39分24秒,東経130度18分47秒 イ 北緯32度39分29秒,東経130度19分24秒 ロ 北緯32度39分22秒,東経130度19分30秒 ハ 北緯32度39分8秒,東経130度18分57秒 ニ 北緯32度39分16秒,東経130度18分52秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	1. ハの点に夜間標識 灯を設置しなければなら ない。
南区第525号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 小川 地先	1 北緯32度39分19秒,東経130度18分35秒 2 北緯32度39分6秒,東経130度18分8秒 イ 北緯32度39分5秒,東経130度18分49秒 ロ 北緯32度38分51秒,東経130度18分14秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 有家町 蒲河 小川 中須川	1. イの点に夜間標識灯 を設置しなければならない い。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第803号	有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 有家町 石田 地先	1 北緯32度40分2秒,東経130度19分56秒 2 北緯32度39分52秒,東経130度19分32秒 3 北緯32度39分55秒,東経130度19分22秒 イ 北緯32度39分41秒,東経130度20分11秒 ロ 北緯32度39分29秒,東経130度19分44秒 ハ 北緯32度39分37秒,東経130度19分40秒 ニ 北緯32度39分32秒,東経130度19分31秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第526号	西有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 西有家町 須川 向 地先	1 北緯32度39分6秒,東経130度18分5秒 2 北緯32度39分8秒,東経130度17分39秒 イ 北緯32度39分4秒,東経130度18分6秒 ロ 北緯32度38分49秒,東経130度18分12秒 ハ 北緯32度38分57秒,東経130度17分39秒 ニ 北緯32度39分5秒,東経130度17分39秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 西有家町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第527号	西有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 西有家町 龍石 地先	1 北緯32度39分10秒,東経130度16分56秒 2 北緯32度39分9秒,東経130度16分50秒 3 北緯32度39分12秒,東経130度16分11秒 4 北緯32度39分9秒,東経130度15分54秒 イ 北緯32度38分49秒,東経130度17分1秒 ロ 北緯32度38分40秒,東経130度16分33秒 ハ 北緯32度38分55秒,東経130度16分23秒 ニ 北緯32度38分52秒,東経130度16分6秒 ホ 北緯32度39分6秒,東経130度16分0秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 西有家町	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第528号	西有家町漁業協同組合	長崎県 南島原市 西有家町 大字引無田 龍石 地先	1 北緯32度39分12秒,東経130度16分11秒 2 北緯32度39分9秒,東経130度15分54秒 イ 北緯32度38分55秒,東経130度16分23秒 ロ 北緯32度38分40秒,東経130度16分33秒 ハ 北緯32度38分35秒,東経130度16分17秒 ニ 北緯32度38分52秒,東経130度16分6秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第529号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 南有馬町 有馬干拓東岸 地先	1 北緯32度38分52秒,東経130度15分57秒 2 北緯32度38分21秒,東経130度15分28秒 イ 北緯32度38分33秒,東経130度16分19秒 ロ 北緯32度38分9秒,東経130度15分48秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 南有馬町	
南区第530号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 南有馬町 大江名 地先	1 北緯32度37分39秒,東経130度14分27秒 2 北緯32度37分36秒,東経130度14分39秒 3 北緯32度36分41秒,東経130度14分14秒 4 北緯32度36分44秒,東経130度13分58秒 イ 北緯32度37分18秒,東経130度14分50秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 南有馬町	
南区第531号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 南有馬町 吉川名 宇島蒲田 地先	1 北緯32度36分44秒,東経130度13分58秒 2 北緯32度36分19秒,東経130度13分5秒 3 北緯32度36分16秒,東経130度12分29秒 4 北緯32度36分16秒,東経130度13分4秒 イ 北緯32度36分41秒,東経130度13分58秒 ロ 北緯32度36分28秒,東経130度13分58秒 ハ 北緯32度36分8秒,東経130度12分29秒 ニ 北緯32度36分13秒,東経130度12分29秒 ホ 北緯32度36分18秒,東経130度13分5秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 南有馬町 口之津町 加津佐町	
南区第532号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 白間崎 地先	1 北緯32度35分55秒,東経130度11分23秒 2 北緯32度35分54秒,東経130度11分20秒 イ 北緯32度35分53秒,東経130度11分20秒 ロ 北緯32度35分50秒,東経130度11分21秒 ハ 北緯32度35分51秒,東経130度11分27秒 ニ 北緯32度35分54秒,東経130度11分28秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第533号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 加津佐町 女島 地先	1 北緯32度37分29秒,東経130度9分37秒 2 北緯32度36分60秒,東経130度10分11秒 3 北緯32度35分52秒,東経130度9分57秒 イ 北緯32度37分23秒,東経130度9分44秒 ロ 北緯32度37分19秒,東経130度9分39秒 ハ 北緯32度36分59秒,東経130度9分43秒 ニ 北緯32度37分5秒,東経130度10分5秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 加津佐町	
南区第1000号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 角屋 地先	1 北緯32度36分25秒,東経130度12分10秒 イ 北緯32度36分25秒,東経130度12分1秒 ロ 北緯32度36分24秒,東経130度12分4秒 ハ 北緯32度36分23秒,東経130度12分3秒 ニ 北緯32度36分24秒,東経130度11分60秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1001号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 港町 地先	1 北緯32度36分31秒,東経130度11分49秒 2 北緯32度36分29秒,東経130度11分57秒 イ 北緯32度36分28秒,東経130度11分48秒 ロ 北緯32度36分25秒,東経130度11分47秒 ハ 北緯32度36分24秒,東経130度11分56秒 ニ 北緯32度36分27秒,東経130度11分56秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1002号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 港町 地先	1 北緯32度36分32秒,東経130度11分42秒 イ 北緯32度36分30秒,東経130度11分43秒 ロ 北緯32度36分30秒,東経130度11分43秒 ハ 北緯32度36分30秒,東経130度11分44秒 ニ 北緯32度36分30秒,東経130度11分44秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1003号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 東大屋名 海員学校敷地 地先	1 北緯32度36分32秒,東経130度11分36秒 2 北緯32度36分32秒,東経130度11分41秒 イ 北緯32度36分31秒,東経130度11分36秒 ロ 北緯32度36分27秒,東経130度11分36秒 ハ 北緯32度36分27秒,東経130度11分41秒 ニ 北緯32度36分31秒,東経130度11分41秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2013号	島原半島南部漁業協同組合	長崎県 南島原市 口之津町 仲町 地先	1 北緯32度36分16秒,東経130度11分36秒 2 北緯32度36分19秒,東経130度11分28秒 イ 北緯32度36分19秒,東経130度11分38秒 ロ 北緯32度36分21秒,東経130度11分29秒	第一種区画漁業	介類重下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	南島原市 口之津町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1004号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 南串山町 児島 地先	1 北緯32度41分19秒,東経130度8分24秒 2 北緯32度41分19秒,東経130度8分19秒 3 北緯32度41分14秒,東経130度8分12秒 イ 北緯32度41分19秒,東経130度8分32秒 ロ 北緯32度41分7秒,東経130度8分32秒 ハ 北緯32度41分2秒,東経130度8分13秒 ニ 北緯32度41分4秒,東経130度8分7秒 ホ 北緯32度41分14秒,東経130度8分8秒 ヘ 北緯32度41分14秒,東経130度8分13秒 ト 北緯32度41分13秒,東経130度8分16秒 チ 北緯32度41分13秒,東経130度8分18秒 リ 北緯32度41分15秒,東経130度8分19秒 ヌ 北緯32度41分17秒,東経130度8分18秒 ル 北緯32度41分18秒,東経130度8分19秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 南串山町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1005号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県 雲仙市 小浜町 金浜 長戸 地先	1 北緯32度42分28秒,東経130度11分2秒 2 北緯32度42分15秒,東経130度10分36秒 イ 北緯32度42分30秒,東経130度10分57秒 ロ 北緯32度42分36秒,東経130度10分49秒 ハ 北緯32度42分23秒,東経130度10分24秒 ニ 北緯32度42分18秒,東経130度10分32秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市 小浜町 飛子 金浜	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第1006号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県雲仙市小浜町富津地先	1 北緯32度45分22秒,東経130度11分59秒 2 北緯32度45分20秒,東経130度11分53秒 イ 北緯32度45分20秒,東経130度11分59秒 ロ 北緯32度45分18秒,東経130度11分54秒 ハ 北緯32度45分15秒,東経130度11分56秒 ニ 北緯32度45分17秒,東経130度12分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 雲仙市小浜町富津漁港西防波堤標識(防波堤付根から50メートルのところ) 2 同市同町富津弁天公園電灯前標識 イ 1から156度45メートルのところ ロ 2から156度70メートルのところ ハ 2から156度180メートルのところ ニ 1から156度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市小浜町富津北野北本町南本町北本指南本指	1. ニの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1007号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県雲仙市千々石町宇戸崎戸崎鼻地先	1 北緯32度46分14秒,東経130度11分20秒 2 北緯32度46分25秒,東経130度11分11秒 イ 北緯32度46分14秒,東経130度11分5秒 ロ 北緯32度46分14秒,東経130度10分58秒 ハ 北緯32度46分18秒,東経130度10分56秒 ニ 北緯32度46分21秒,東経130度11分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 雲仙市千々石町宇戸崎追根石標識(南共第25号の基点1から北西方海岸沿いに50メートルのところ) 2 同市同町同宇戸崎鼻南標識 イ 1から270度370メートルのところ ロ 1から270度550メートルのところ ハ 2から238度450メートルのところ ニ 2から238度270メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市千々石町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1008号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県雲仙市千々石町宇戸崎戸崎鼻地先	1 北緯32度46分30秒,東経130度11分10秒 イ 北緯32度46分32秒,東経130度10分50秒 ロ 北緯32度46分29秒,東経130度10分44秒 ハ 北緯32度46分18秒,東経130度10分51秒 ニ 北緯32度46分21秒,東経130度10分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 雲仙市千々石町宇戸崎戸崎鼻北標識(ハ穴北方5メートルのところ) イ 1から279度30分510メートルのところ ロ 1から268度30分670メートルのところ ハ 1から233度600メートルのところ ニ 1から229度400メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市千々石町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1009号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県雲仙市千々石町宇戸崎追地先	1 北緯32度46分38秒,東経130度11分21秒 2 北緯32度46分31秒,東経130度11分10秒 イ 北緯32度46分41秒,東経130度11分18秒 ロ 北緯32度46分42秒,東経130度11分17秒 ハ 北緯32度46分34秒,東経130度11分7秒 ニ 北緯32度46分32秒,東経130度11分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 雲仙市千々石町宇戸崎追根石標識(千々石漁港西側防波堤付根から南西方海岸沿いに280メートルのところ) 2 同市同町同宇樺木鼻標識(宇樺木鼻北端から南西方海岸沿いに47メートルのところ) イ 1から315度110メートルのところ ロ 1から315度178メートルのところ ハ 2から315度128メートルのところ ニ 2から315度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市千々石町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2014号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県雲仙市南串山町宇樺木川地先	1 北緯32度40分57秒,東経130度9分4秒 2 北緯32度40分56秒,東経130度9分12秒 イ 北緯32度41分7秒,東経130度8分59秒 ロ 北緯32度41分10秒,東経130度8分58秒 ハ 北緯32度41分11秒,東経130度9分5秒 ニ 北緯32度41分8秒,東経130度9分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 雲仙市南串山町倉越海岸北側突堤東側付根標識 2 同市同町宇樺木川国道護岸標識(宇樺木川曲がり防波堤付根から西方護岸沿いに110メートルのところ) イ 1から338度350メートルのところ ロ 1から338度450メートルのところ ハ 2から338度450メートルのところ ニ 2から338度350メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市南串山町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2509号	橘湾東部漁業協同組合	長崎県雲仙市南串山町児島地先	1北緯32度41分19秒,東経130度8分24秒 2北緯32度41分19秒,東経130度8分19秒 3北緯32度41分14秒,東経130度8分12秒 イ北緯32度41分19秒,東経130度8分32秒 ロ北緯32度41分7秒,東経130度8分32秒 ハ北緯32度41分2秒,東経130度8分13秒 ニ北緯32度41分4秒,東経130度8分7秒 ホ北緯32度41分14秒,東経130度8分8秒 ヘ北緯32度41分14秒,東経130度8分13秒 ト北緯32度41分13秒,東経130度8分16秒 チ北緯32度41分13秒,東経130度8分18秒 リ北緯32度41分15秒,東経130度8分19秒 ヌ北緯32度41分17秒,東経130度8分18秒 ル北緯32度41分18秒,東経130度8分19秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 雲仙市南串山町児島北消波堤東端標識 2 同市同町児島北消波堤標識(1から西方消波堤沿いに122メートルのところ) 3 同市同町児島南消波堤西端標識 イ 1から90度200メートルのところ ロ 1から149度400メートルのところ ハ 3から176度390メートルのところ ニ 3から200度330メートルのところ ホ 3から259度110メートルのところ ヘ 3から114度30分50メートルのところ ト 3から114度30分120メートルのところ チ 1から222度30分230メートルのところ リ 1から230度180メートルのところ ヌ 1から248度30分170メートルのところ ル 2から185度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	雲仙市南串山町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2510号	橘湾中央漁業協同組合	長崎県諫早市有喜町新波止地先	1北緯32度47分32秒,東経130度5分11秒 2北緯32度47分35秒,東経130度5分14秒 イ北緯32度47分33秒,東経130度5分11秒 ロ北緯32度47分33秒,東経130度5分11秒 ハ北緯32度47分35秒,東経130度5分13秒 ニ北緯32度47分35秒,東経130度5分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 諫早市有喜町有喜漁港防波堤標識A 2 同市同町有喜漁港防波堤標識B イ 1から314度10メートルのところ ロ 1から314度20メートルのところ ハ 2から314度20メートルのところ ニ 2から314度10メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第1010号	橋湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 地先	1 北緯32度46分21秒,東経130度2分47秒 2 北緯32度46分26秒,東経130度2分51秒 イ 北緯32度46分15秒,東経130度2分56秒 ロ 北緯32度46分13秒,東経130度2分59秒 ハ 北緯32度46分19秒,東経130度3分4秒 ニ 北緯32度46分20秒,東経130度3分1秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 江の浦	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1011号	橋湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 川下の島 地先	1 北緯32度45分21秒,東経130度0分13秒 イ 北緯32度45分22秒,東経130度0分13秒 ロ 北緯32度45分33秒,東経130度0分13秒 ハ 北緯32度45分31秒,東経130度0分1秒 ニ 北緯32度45分20秒,東経130度0分1秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 池下	1. 漁具により、みだりに船舶の航行を妨げてはならない。 2. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2505号	橋湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 地先	1 北緯32度46分14秒,東経130度2分41秒 イ 北緯32度46分10秒,東経130度2分45秒 ロ 北緯32度46分9秒,東経130度2分46秒 ハ 北緯32度46分12秒,東経130度2分49秒 ニ 北緯32度46分13秒,東経130度2分47秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 江の浦	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2506号	橋湾中央漁業協同組合	長崎県 諫早市 飯盛町 後田 地先	1 北緯32度45分41秒,東経130度2分59秒 イ 北緯32度45分44秒,東経130度2分53秒 ロ 北緯32度45分46秒,東経130度2分53秒 ハ 北緯32度45分47秒,東経130度2分49秒 ニ 北緯32度45分45秒,東経130度2分49秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 飯盛町 江の浦	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1012号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	1 北緯32度45分6秒,東経129度59分1秒 2 北緯32度45分7秒,東経129度59分3秒 イ 北緯32度45分8秒,東経129度58分59秒 ロ 北緯32度45分10秒,東経129度58分58秒 ハ 北緯32度45分11秒,東経129度58分59秒 ニ 北緯32度45分9秒,東経129度59分1秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1013号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	1 北緯32度45分5秒,東経129度59分1秒 2 北緯32度45分4秒,東経129度58分60秒 イ 北緯32度45分8秒,東経129度58分59秒 ロ 北緯32度45分10秒,東経129度58分57秒 ハ 北緯32度45分8秒,東経129度58分56秒 ニ 北緯32度45分6秒,東経129度58分58秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	
南区第1014号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	1 北緯32度45分2秒,東経129度58分57秒 2 北緯32度45分3秒,東経129度58分58秒 イ 北緯32度45分5秒,東経129度58分54秒 ロ 北緯32度45分7秒,東経129度58分53秒 ハ 北緯32度45分6秒,東経129度58分55秒 ニ 北緯32度45分6秒,東経129度58分56秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1015号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 島ノ前 地先	1 北緯32度45分10秒,東経129度58分49秒 2 北緯32度45分21秒,東経129度58分46秒 イ 北緯32度45分12秒,東経129度58分49秒 ロ 北緯32度45分18秒,東経129度58分53秒 ハ 北緯32度45分15秒,東経129度58分43秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1016号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 島ノ前 地先	1 北緯32度45分29秒,東経129度58分50秒 2 北緯32度45分33秒,東経129度58分50秒 イ 北緯32度45分29秒,東経129度58分55秒 ロ 北緯32度45分29秒,東経129度58分56秒 ハ 北緯32度45分33秒,東経129度58分54秒 ニ 北緯32度45分33秒,東経129度58分53秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第1017号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 銭ガマ西側 地先	1 北緯32度45分37秒,東経129度58分34秒 2 北緯32度45分36秒,東経129度58分31秒 イ 北緯32度45分38秒,東経129度58分34秒 ロ 北緯32度45分38秒,東経129度58分31秒 ハ 北緯32度45分36秒,東経129度58分31秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1018号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	1 北緯32度45分36秒,東経129度58分20秒 2 北緯32度45分36秒,東経129度58分18秒 イ 北緯32度45分38秒,東経129度58分20秒 ロ 北緯32度45分40秒,東経129度58分20秒 ハ 北緯32度45分40秒,東経129度58分18秒 ニ 北緯32度45分38秒,東経129度58分18秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1019号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	1 北緯32度45分36秒,東経129度58分18秒 2 北緯32度45分36秒,東経129度58分15秒 イ 北緯32度45分38秒,東経129度58分18秒 ロ 北緯32度45分40秒,東経129度58分18秒 ハ 北緯32度45分41秒,東経129度58分15秒 ニ 北緯32度45分39秒,東経129度58分15秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1020号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	1 北緯32度45分36秒,東経129度58分11秒 2 北緯32度45分36秒,東経129度58分11秒 イ 北緯32度45分39秒,東経129度58分11秒 ロ 北緯32度45分42秒,東経129度58分11秒 ハ 北緯32度45分41秒,東経129度58分8秒 ニ 北緯32度45分39秒,東経129度58分8秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1021号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	1 北緯32度45分36秒,東経129度58分7秒 2 北緯32度45分38秒,東経129度58分4秒 イ 北緯32度45分40秒,東経129度58分7秒 ロ 北緯32度45分42秒,東経129度58分7秒 ハ 北緯32度45分42秒,東経129度58分4秒 ニ 北緯32度45分40秒,東経129度58分4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1022号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦 地先	1 北緯32度45分39秒,東経129度58分1秒 2 北緯32度45分39秒,東経129度58分4秒 イ 北緯32度45分41秒,東経129度58分1秒 ロ 北緯32度45分43秒,東経129度58分1秒 ハ 北緯32度45分43秒,東経129度58分4秒 ニ 北緯32度45分40秒,東経129度58分4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1023号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 切宮 地先	1 北緯32度45分45秒,東経129度57分54秒 2 北緯32度45分40秒,東経129度57分56秒 イ 北緯32度45分44秒,東経129度57分57秒 ロ 北緯32度45分44秒,東経129度57分60秒 ハ 北緯32度45分40秒,東経129度57分60秒 ニ 北緯32度45分40秒,東経129度57分58秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1024号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 穴口 地先	1 北緯32度45分44秒,東経129度57分51秒 2 北緯32度45分39秒,東経129度57分51秒 イ 北緯32度45分44秒,東経129度57分47秒 ロ 北緯32度45分44秒,東経129度57分42秒 ハ 北緯32度45分39秒,東経129度57分40秒 ニ 北緯32度45分39秒,東経129度57分47秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第1025号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市かき道地先	1 北緯32度45分39秒,東経129度57分52秒 2 北緯32度45分33秒,東経129度57分56秒 イ 北緯32度45分39秒,東経129度57分37秒 ロ 北緯32度45分33秒,東経129度57分37秒 ハ 北緯32度45分33秒,東経129度57分34秒 ニ 北緯32度45分39秒,東経129度57分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町穴口海岸標識B(切宮鼻北西端標識から南方海岸沿いに170メートルのところ) 2 同市同町穴口海岸標識C(1から南方海岸沿いに170メートルのところ) イ 1から270度400メートルのところ ロ 2から270度470メートルのところ ハ 2から270度560メートルのところ ニ 1から270度490メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市東町田中町矢上町かき道1丁目かき道2丁目(旧戸石町を除く)かき道3丁目(旧戸石町を除く)かき道4丁目(旧戸石町を除く)かき道5丁目かき道6丁目	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1026号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市牧島町穴口地先	1 北緯32度45分39秒,東経129度57分52秒 2 北緯32度45分33秒,東経129度57分56秒 イ 北緯32度45分39秒,東経129度57分47秒 ロ 北緯32度45分39秒,東経129度57分40秒 ハ 北緯32度45分33秒,東経129度57分41秒 ニ 北緯32度45分33秒,東経129度57分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町穴口穴口海岸標識B(切宮鼻北西端標識から南方海岸沿いに170メートルのところ) 2 同市同町穴口穴口海岸標識C(1から南方海岸沿いに170メートルのところ) イ 1から270度130メートルのところ ロ 1から270度300メートルのところ ハ 2から270度365メートルのところ ニ 2から270度195メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1027号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市牧島町穴口地先	1 北緯32度45分33秒,東経129度57分56秒 2 北緯32度45分28秒,東経129度57分57秒 イ 北緯32度45分33秒,東経129度57分49秒 ロ 北緯32度45分33秒,東経129度57分43秒 ハ 北緯32度45分28秒,東経129度57分43秒 ニ 北緯32度45分28秒,東経129度57分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町穴口海岸標識D(切宮鼻北西端標識から南方海岸沿いに370メートルのところ) 2 同市同町穴口海岸標識E(1から南方海岸沿いに150メートルのところ) イ 1から270度160メートルのところ ロ 1から270度330メートルのところ ハ 2から270度355メートルのところ ニ 2から270度185メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1028号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市牧島町穴口地先	1 北緯32度45分25秒,東経129度57分59秒 2 北緯32度45分28秒,東経129度57分56秒 イ 北緯32度45分25秒,東経129度57分52秒 ロ 北緯32度45分25秒,東経129度57分45秒 ハ 北緯32度45分28秒,東経129度57分44秒 ニ 北緯32度45分28秒,東経129度57分51秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町穴口海岸総合科学大学記念碑付根標識 2 同市同町穴口海岸標識E(1から北方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から270度155メートルのところ ロ 1から270度345メートルのところ ハ 2から270度310メートルのところ ニ 2から270度120メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	1. ロの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1029号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市田中町平瀬地先	1 北緯32度45分35秒,東経129度57分54秒 2 北緯32度45分40秒,東経129度57分7秒 3 北緯32度45分18秒,東経129度56分55秒 4 北緯32度45分7秒,東経129度57分2秒 5 北緯32度45分23秒,東経129度58分0秒 イ 北緯32度45分27秒,東経129度57分29秒 ロ 北緯32度45分24秒,東経129度57分13秒 ハ 北緯32度45分21秒,東経129度57分15秒 ニ 北緯32度45分14秒,東経129度57分28秒 ホ 北緯32度45分16秒,東経129度57分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町穴口標識 2 同市田中町平瀬砂場堤防標識 3 同市網場町南側堤防付根 4 同市同町テトラ防波堤標識 5 同市牧島町戸ヶ瀬北側防波堤付根 イ 1と3を結ぶ直線上1から680メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上3から525メートルのところ ハ 2から160度620メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上4から690メートルのところ ホ 4と5を結ぶ直線上5から730メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市東町田中町矢上町かき道1丁目かき道2丁目かき道3丁目(旧戸石町を除く)かき道4丁目(旧戸石町を除く)かき道5丁目かき道6丁目	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1030号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市牧島町地先	1 北緯32度45分13秒,東経129度58分4秒 2 北緯32度44分52秒,東経129度58分13秒 3 北緯32度44分47秒,東経129度59分0秒 4 北緯32度44分46秒,東経129度57分16秒 5 北緯32度45分32秒,東経129度56分51秒 イ 北緯32度45分13秒,東経129度57分53秒 ロ 北緯32度44分47秒,東経129度57分54秒 ハ 北緯32度44分46秒,東経129度57分51秒 ニ 北緯32度45分9秒,東経129度57分37秒 ホ 北緯32度45分13秒,東経129度57分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町戸ヶ瀬防波堤付根 2 同市同町黒瀬鼻黒瀬頂上 3 同市同町池尻標識 4 同市春日町おれしの濱岩標識 5 同市網場町日見川河口北岸突端標識 イ 1から270度290メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から920メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から830メートルのところ ニ 5と2を結ぶ直線上5から1400メートルのところ ホ 1から270度665メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1031号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市網場町地先	1 北緯32度44分56秒,東経129度57分12秒 2 北緯32度45分32秒,東経129度56分51秒 3 北緯32度44分52秒,東経129度58分13秒 4 北緯32度44分47秒,東経129度59分0秒 5 北緯32度44分46秒,東経129度57分19秒 イ 北緯32度45分9秒,東経129度57分37秒 ロ 北緯32度44分46秒,東経129度57分51秒 ハ 北緯32度44分46秒,東経129度57分46秒 ニ 北緯32度45分10秒,東経129度57分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市春日町小崎の鼻護岸標識 2 同市網場町日見川河口北岸突端標識 3 同市牧島町黒瀬鼻黒瀬頂上 4 同市同町池尻標識 5 同市春日町おれしの濱岩標識 イ 2と3を結ぶ直線上2から1400メートルのところ ロ 4と5を結ぶ直線上5から830メートルのところ ハ 4と5を結ぶ直線上5から700メートルのところ ニ 1から53度680メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市網場町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第1032号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 谷水 地先	1 北緯32度45分4秒,東経129度58分14秒 2 北緯32度44分5秒,東経129度58分12秒 イ 北緯32度45分4秒,東経129度58分1秒 ロ 北緯32度45分4秒,東経129度57分55秒 ハ 北緯32度44分59秒,東経129度57分54秒 ニ 北緯32度44分59秒,東経129度57分60秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1033号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 相津湾 地先	1 北緯32度44分53秒,東経129度58分49秒 2 北緯32度44分56秒,東経129度58分52秒 イ 北緯32度44分50秒,東経129度58分49秒 ロ 北緯32度44分43秒,東経129度58分49秒 ハ 北緯32度44分43秒,東経129度58分59秒 ニ 北緯32度44分50秒,東経129度58分59秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2015号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	1 北緯32度45分9秒,東経129度59分5秒 2 北緯32度45分7秒,東経129度59分3秒 イ 北緯32度45分12秒,東経129度59分3秒 ロ 北緯32度45分14秒,東経129度59分2秒 ハ 北緯32度45分11秒,東経129度59分0秒 ニ 北緯32度45分9秒,東経129度59分1秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2016号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 横座 地先	1 北緯32度45分1秒,東経129度58分55秒 2 北緯32度45分2秒,東経129度58分56秒 イ 北緯32度45分4秒,東経129度58分55秒 ロ 北緯32度45分6秒,東経129度58分51秒 ハ 北緯32度45分6秒,東経129度58分52秒 ニ 北緯32度45分4秒,東経129度58分54秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2017号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 島ノ前 地先	1 北緯32度45分28秒,東経129度58分50秒 2 北緯32度45分24秒,東経129度58分44秒 イ 北緯32度45分28秒,東経129度58分53秒 ロ 北緯32度45分28秒,東経129度58分56秒 ハ 北緯32度45分21秒,東経129度58分56秒 ニ 北緯32度45分22秒,東経129度58分53秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2018号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 戸石町 坂 地先	1 北緯32度45分34秒,東経129度59分12秒 2 北緯32度45分38秒,東経129度59分6秒 イ 北緯32度45分32秒,東経129度59分11秒 ロ 北緯32度45分30秒,東経129度59分10秒 ハ 北緯32度45分34秒,東経129度59分3秒 ニ 北緯32度45分36秒,東経129度59分5秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2019号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 戸石町 毛屋 地先	1 北緯32度45分43秒,東経129度58分35秒 2 北緯32度45分44秒,東経129度58分31秒 イ 北緯32度45分42秒,東経129度58分34秒 ロ 北緯32度45分41秒,東経129度58分34秒 ハ 北緯32度45分41秒,東経129度58分31秒 ニ 北緯32度45分42秒,東経129度58分31秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2020号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦前 地先	1 北緯32度45分37秒,東経129度58分25秒 イ 北緯32度45分38秒,東経129度58分24秒 ロ 北緯32度45分40秒,東経129度58分21秒 ハ 北緯32度45分40秒,東経129度58分22秒 ニ 北緯32度45分38秒,東経129度58分24秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目 (旧東町を除く) かき道4丁目 (旧東町を除く)	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2021号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市牧島町中ノ浦地先	1 北緯32度45分36秒、東経129度58分23秒 2 北緯32度45分37秒、東経129度58分22秒 イ 北緯32度45分37秒、東経129度58分24秒 ロ 北緯32度45分37秒、東経129度58分24秒 ハ 北緯32度45分38秒、東経129度58分23秒 ニ 北緯32度45分37秒、東経129度58分22秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市牧島町下中ノ浦東側標識(下中ノ浦鼻北端標識から西方護岸沿いに74メートルのところ) 2 同市同町下中ノ浦西側標識(1から西方護岸沿いに50メートルのところ) イ 1から31度18メートルのところ ロ 1から31度38メートルのところ ハ 2から31度44メートルのところ ニ 2から31度24メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市戸石町牧島町かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)	
南区第2022号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市田中町平瀬地先	1 北緯32度45分47秒、東経129度57分21秒 2 北緯32度45分45秒、東経129度57分16秒 イ 北緯32度45分44秒、東経129度57分22秒 ロ 北緯32度45分40秒、東経129度57分24秒 ハ 北緯32度45分38秒、東経129度57分19秒 ニ 北緯32度45分42秒、東経129度57分18秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市田中町平瀬護岸東標識A 2 同市同町平瀬護岸西標識B イ 1から160度100メートルのところ ロ 1から160度222メートルのところ ハ 2から160度222メートルのところ ニ 2から160度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市東町田中町矢上町かき道1丁目かき道2丁目かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)かき道5丁目かき道6丁目	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2023号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市田中町平瀬地先	1 北緯32度45分39秒、東経129度57分4秒 2 北緯32度45分38秒、東経129度56分58秒 イ 北緯32度45分34秒、東経129度57分6秒 ロ 北緯32度45分30秒、東経129度57分6秒 ハ 北緯32度45分28秒、東経129度57分2秒 ニ 北緯32度45分32秒、東経129度57分0秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市田中町平瀬護岸東標識 2 同市同町平瀬護岸西標識 イ 1から160度155メートルのところ ロ 1から160度305メートルのところ ハ 2から160度325メートルのところ ニ 2から160度175メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市東町田中町矢上町かき道1丁目かき道2丁目かき道3丁目(旧東町を除く)かき道4丁目(旧東町を除く)かき道5丁目かき道6丁目	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2511号	長崎市たばな漁業協同組合	長崎県長崎市春日町立石地先	1 北緯32度44分46秒、東経129度57分19秒 2 北緯32度44分42秒、東経129度57分19秒 イ 北緯32度44分48秒、東経129度57分23秒 ロ 北緯32度44分49秒、東経129度57分25秒 ハ 北緯32度44分46秒、東経129度57分27秒 ニ 北緯32度44分45秒、東経129度57分25秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市春日町おれじの浜岸標識 2 同市同町おれじの濱海岸標識 イ 1から62度128メートルのところ ロ 1から62度178メートルのところ ハ 2から62度250メートルのところ ニ 2から62度200メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市網場町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1034号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県長崎市脇岬町小泊地先	1 北緯32度35分0秒、東経129度46分57秒 2 北緯32度34分59秒、東経129度47分0秒 イ 北緯32度34分55秒、東経129度46分56秒 ロ 北緯32度34分53秒、東経129度46分56秒 ハ 北緯32度34分53秒、東経129度46分60秒 ニ 北緯32度34分55秒、東経129度46分60秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイにいたる各直線によって囲まれた区域 1 長崎市脇岬町小泊埋立地南西端 2 同市同町小泊埋立地標識(1から東方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から185度30分160メートルのところ ロ 1から185度30分210メートルのところ ハ 2から185度30分210メートルのところ ニ 2から185度30分140メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市脇岬町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1035号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県長崎市脇岬町脇岬港地先	1 北緯32度34分48秒、東経129度46分55秒 2 北緯32度34分46秒、東経129度46分55秒 イ 北緯32度34分48秒、東経129度46分59秒 ロ 北緯32度34分46秒、東経129度46分59秒 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市脇岬町脇岬港内波止北端 2 同市同町脇岬港内波止中標識(1から南方波止沿いに90メートルのところ) イ 1から90度115メートルのところ ロ 2から90度115メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市脇岬町	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1036号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県長崎市野母町大畑鼻地先	1 北緯32度35分14秒、東経129度45分23秒 2 北緯32度35分16秒、東経129度45分24秒 イ 北緯32度35分15秒、東経129度45分22秒 ロ 北緯32度35分16秒、東経129度45分23秒 次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市野母町護岸標識 2 同市同町大畑護岸標識 イ 1から291度35メートルのところ ロ 2から294度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市野母町南越町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1037号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県長崎市野母町深浦地先	1 北緯32度35分18秒、東経129度45分27秒 2 北緯32度35分20秒、東経129度45分27秒 イ 北緯32度35分18秒、東経129度45分26秒 ロ 北緯32度35分18秒、東経129度45分25秒 ハ 北緯32度35分20秒、東経129度45分25秒 ニ 北緯32度35分20秒、東経129度45分25秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市野母町深浦藤岡水産加工場前波止付根 2 同市同町深浦護岸標識(1から北方護岸沿いに60メートルのところ) イ 1から260度30メートルのところ ロ 1から260度52メートルのところ ハ 2から260度52メートルのところ ニ 2から260度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市野母町南越町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第1038号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 蚊焼町 黒島 地先	1 北緯32度39分31秒,東経129度47分45秒 2 北緯32度39分23秒,東経129度47分53秒 3 北緯32度39分19秒,東経129度47分54秒 イ 北緯32度39分34秒,東経129度47分49秒 ロ 北緯32度39分42秒,東経129度47分55秒 ハ 北緯32度39分38秒,東経129度48分3秒 ニ 北緯32度39分41秒,東経129度48分5秒 ホ 北緯32度39分37秒,東経129度48分14秒 ヘ 北緯32度39分22秒,東経129度48分3秒 ト 北緯32度39分27秒,東経129度47分55秒 チ 北緯32度39分30秒,東経129度47分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市蚊焼町黒島祖母瀬テトラ北端標識 2 同市同町黒島中島北端標識 3 同市同町黒島下島東瀬標識 イ 1から43度30分140メートルのところ ロ 1から36度440メートルのところ ハ 2から30度30分140メートルのところ ニ 2から30度30分630メートルのところ ホ 3から43度770メートルのところ ヘ 3から67度255メートルのところ ト 2から24度30分125メートルのところ チ 2から27度30分230メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 晴海台町 蚊焼町 為石町 宮崎町 川原町	1. ロ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1300号	野母崎三和漁業協同組合	長崎県 長崎市 蚊焼町 黒島 地先	1 北緯32度39分31秒,東経129度47分45秒 2 北緯32度39分23秒,東経129度47分53秒 3 北緯32度39分19秒,東経129度47分54秒 イ 北緯32度39分34秒,東経129度47分49秒 ロ 北緯32度39分42秒,東経129度47分55秒 ハ 北緯32度39分38秒,東経129度48分3秒 ニ 北緯32度39分41秒,東経129度48分5秒 ホ 北緯32度39分37秒,東経129度48分14秒 ヘ 北緯32度39分22秒,東経129度48分3秒 ト 北緯32度39分27秒,東経129度47分55秒 チ 北緯32度39分30秒,東経129度47分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市蚊焼町黒島祖母瀬テトラ北端標識 2 同市同町黒島中島北端標識 3 同市同町黒島下島東瀬標識 イ 1から43度30分140メートルのところ ロ 1から36度440メートルのところ ハ 2から30度30分526メートルのところ ニ 2から30度30分630メートルのところ ホ 3から43度770メートルのところ ヘ 3から67度255メートルのところ ト 2から24度30分125メートルのところ チ 2から27度30分230メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 晴海台町 蚊焼町 為石町 宮崎町 川原町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については、直径40メートルの円形生簀4台、直径33メートルの円形生簀2台、直径30メートルの円形生簀3台、直径22メートルの円形生簀4台、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が12,257平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、3,000尾を超えてはならない。
南区第2025号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 福田本町 鳴崎 地先	1 北緯32度44分38秒,東経129度49分18秒 イ 北緯32度44分26秒,東経129度49分32秒 ロ 北緯32度44分27秒,東経129度49分31秒 ハ 北緯32度44分25秒,東経129度49分30秒 ニ 北緯32度44分25秒,東経129度49分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市福田本町防波堤突端標識 イ 1から135度518メートルのところ ロ 1から135度488メートルのところ ハ 1から140度30分505メートルのところ ニ 1から140度30分535メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 福田本町 小浦町 大浜町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2026号	西彼南部漁業協同組合	長崎県 長崎市 福田本町 福田 地先	1 北緯32度44分38秒,東経129度49分18秒 イ 北緯32度44分36秒,東経129度49分24秒 ロ 北緯32度44分35秒,東経129度49分23秒 ハ 北緯32度44分35秒,東経129度49分24秒 ニ 北緯32度44分36秒,東経129度49分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市福田本町防波堤突端標識 イ 1から107度30分159メートルのところ ロ 1から129度30分156メートルのところ ハ 1から123度185メートルのところ ニ 1から107度30分189メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 福田本町 小浦町 大浜町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1039号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 神ノ島町 四郎ヶ島 地先	1 北緯32度43分7秒,東経129度49分5秒 2 北緯32度43分11秒,東経129度49分10秒 3 北緯32度43分8秒,東経129度49分26秒 イ 北緯32度43分7秒,東経129度49分6秒 ロ 北緯32度43分3秒,東経129度49分11秒 ハ 北緯32度43分2秒,東経129度49分20秒 ニ 北緯32度43分6秒,東経129度49分24秒 ホ 北緯32度43分7秒,東経129度49分15秒 ヘ 北緯32度43分11秒,東経129度49分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市神ノ島町四郎ヶ島防波堤標識(四郎ヶ島防波堤四郎ヶ島付根から北東方防波堤沿いに50メートルのところ) 2 同市同町四郎ヶ島防波堤付根護岸標識(1から北東方防波堤沿いに157メートルのところ) 3 同市同町曲がり護岸標識 イ 1から133度30メートルのところ ロ 1から133度205メートルのところ ハ 3から223度257メートルのところ ニ 3から223度100メートルのところ ホ 2から133度205メートルのところ ヘ 2から133度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 神ノ島町 小瀬戸町 木鉢町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2024号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 深堀町 大龍馬落とし 地先	1 北緯32度40分55秒,東経129度49分7秒 2 北緯32度40分39秒,東経129度49分4秒 イ 北緯32度40分55秒,東経129度49分3秒 ロ 北緯32度40分54秒,東経129度48分59秒 ハ 北緯32度40分38秒,東経129度48分54秒 ニ 北緯32度40分39秒,東経129度48分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市深堀町新地防波堤標識(階段扉降口) 2 同市同町大龍馬道竣工記念碑下標識 イ 1から267度100メートルのところ ロ 1から267度200メートルのところ ハ 2から267度240メートルのところ ニ 2から267度140メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 深堀町 大龍町 晴海台町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。2. 海底ケーブルの設置者の敷設した海底ケーブルの保護に必要な配慮をしなければならない。
南区第1040号	長崎市新三重漁業協同組合	長崎県 長崎市 樫山町 三重崎 地先	1 北緯32度48分22秒,東経129度44分41秒 2 北緯32度48分1秒,東経129度44分55秒 3 北緯32度48分47秒,東経129度45分25秒 イ 北緯32度48分23秒,東経129度44分43秒 ロ 北緯32度48分6秒,東経129度44分56秒 ハ 北緯32度48分18秒,東経129度44分59秒 ニ 北緯32度48分29秒,東経129度44分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市樫山町三重崎沖南防波堤標識A(防波堤北端から南方防波堤沿いに5メートルのところ) 2 同市同町三重崎沖南防波堤標識B(防波堤南端から北方防波堤沿いに5メートルのところ) 3 同市三重町新長崎漁港南防波堤西端灯台 イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2から11度150メートルのところ ハ 2から11度540メートルのところ ニ 1と3を結ぶ直線上1から430メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 向町 式見町 相川町 園田町 四杖町 見崎町 欽刈町 京泊町 三重町 松崎町 畦町 三京町 樫山町 三重町 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多良良町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1041号	長崎市新三重漁業協同組合	長崎県 長崎市 畦町 西大瀬南側 地先	1 北緯32度48分52秒,東経129度44分34秒 2 北緯32度48分43秒,東経129度44分30秒 イ 北緯32度48分49秒,東経129度44分43秒 ロ 北緯32度48分47秒,東経129度44分47秒 ハ 北緯32度48分38秒,東経129度44分43秒 ニ 北緯32度48分40秒,東経129度44分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市樫山町境岩西岩標識 2 同市同町岳の下位置取付岩標柱 イ 1から112度260メートルのところ ロ 1から112度380メートルのところ ハ 2から112度370メートルのところ ニ 2から112度250メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 向町 式見町 相川町 園田町 四杖町 見崎町 欽刈町 京泊町 三重町 松崎町 畦町 三京町 樫山町 三重町 鳴見町 鳴見台1丁目 鳴見台2丁目 多良良町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第3000号	中村 信幸	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良良外郷 三年が浦 地先	1 北緯32度57分14秒,東経129度37分42秒 2 北緯32度57分9秒,東経129度37分52秒 3 北緯32度57分20秒,東経129度37分45秒 イ 北緯32度57分11秒,東経129度37分53秒 ロ 北緯32度57分16秒,東経129度37分44秒 ハ 北緯32度57分10秒,東経129度37分53秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市大瀬戸町多良良外郷三年が浦家の向人形岩 2 同市同町同郷三年が浦家の向水の浦岩 3 同市同町同郷喜当白岩 4 同市同町同郷三年が浦かさ瀬岩 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から25メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第4000号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良良外郷 鴨崎の浦 地先	1 北緯32度57分14秒,東経129度37分32秒 2 北緯32度57分9秒,東経129度37分29秒 3 北緯32度57分12秒,東経129度37分35秒 イ 北緯32度57分12秒,東経129度37分31秒 ロ 北緯32度57分11秒,東経129度37分34秒 ハ 北緯32度57分9秒,東経129度37分33秒 ニ 北緯32度57分10秒,東経129度37分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市大瀬戸町多良良外郷トキワ鼻西端 2 同市同町多良良鴨崎北西端 3 同市同町多良良外郷トキワ鼻南岸標識(1から東方海岸沿いに120メートルのところ) イ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 3から204度15メートルのところ ハ 3から204度65メートルのところ ニ 1と2を結ぶ直線上2から20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良良外郷	
南区第4001号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 多良良外郷 トキワ鼻 地先	1 北緯32度57分13秒,東経129度37分33秒 2 北緯32度57分13秒,東経129度37分39秒 イ 北緯32度57分15秒,東経129度37分33秒 ロ 北緯32度57分17秒,東経129度37分33秒 ハ 北緯32度57分17秒,東経129度37分39秒 ニ 北緯32度57分16秒,東経129度37分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市大瀬戸町多良良外郷トキワ鼻北西端標識 2 同市同町同郷トキワ鼻北東岸標識 イ 1から0度40メートルのところ ロ 1から0度100メートルのところ ハ 2から0度150メートルのところ ニ 2から0度90メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多良良外郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第4002号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 多以良外郷 平倉和布島 地先	1 北緯32度57分23秒,東経129度37分31秒 イ 北緯32度57分22秒,東経129度37分31秒 ロ 北緯32度57分20秒,東経129度37分31秒 ハ 北緯32度57分20秒,東経129度37分36秒 ニ 北緯32度57分21秒,東経129度37分36秒	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多以良外郷	
南区第4003号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 大瀬戸町 多以良外郷 バクハエ 地先	1 北緯32度57分52秒,東経129度37分38秒 2 北緯32度57分49秒,東経129度37分38秒 イ 北緯32度57分52秒,東経129度37分39秒 ロ 北緯32度57分52秒,東経129度37分41秒 ハ 北緯32度57分46秒,東経129度37分41秒 ニ 北緯32度57分46秒,東経129度37分39秒	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多以良外郷	
南区第4004号	大瀬戸町漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 南串島西岸 地先	1 北緯32度59分43秒,東経129度38分50秒 2 北緯32度59分39秒,東経129度38分50秒 イ 北緯32度59分43秒,東経129度38分49秒 ロ 北緯32度59分43秒,東経129度38分45秒 ハ 北緯32度59分39秒,東経129度38分45秒 ニ 北緯32度59分39秒,東経129度38分48秒	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大瀬戸町 多以良外郷	1. ロ、ハの各点に夜間 標識灯を設置しなければ ならない。
南区第534号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 徳万 地先	1 北緯33度1分52秒,東経129度36分45秒 2 北緯33度1分43秒,東経129度36分36秒 3 北緯33度1分32秒,東経129度36分33秒 4 北緯33度1分27秒,東経129度36分33秒 イ 北緯33度1分50秒,東経129度36分54秒 ロ 北緯33度1分37秒,東経129度36分47秒 ハ 北緯33度1分23秒,東経129度36分42秒 ニ 北緯33度1分25秒,東経129度36分37秒 ホ 北緯33度1分30秒,東経129度36分38秒 ヘ 北緯33度1分32秒,東経129度36分34秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロ、ハの各点に 夜間標識灯を設置しなけ ればならない。
南区第535号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 中戸郷 地先	1 北緯33度1分39秒,東経129度35分32秒 2 北緯33度1分25秒,東経129度35分59秒 イ 北緯33度1分37秒,東経129度35分31秒 ロ 北緯33度1分31秒,東経129度35分26秒 ハ 北緯33度1分12秒,東経129度35分56秒 ニ 北緯33度1分20秒,東経129度35分58秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. ロ、ハの各点に夜間 標識灯を設置しなければ ならない。
南区第536号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 西大島 地先	1 北緯33度3分25秒,東経129度36分28秒 2 北緯33度3分16秒,東経129度36分30秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	
南区第1042号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 寺島 吉が原 地先	1 北緯33度2分23秒,東経129度37分55秒 2 北緯33度2分20秒,東経129度37分50秒 イ 北緯33度2分24秒,東経129度37分53秒 ロ 北緯33度2分21秒,東経129度37分49秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろ まぐろを除く)	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロの各点に夜間 標識灯を設置しなければ ならない。
南区第1043号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 寺島 ヨシガ浦 地先	1 北緯33度2分28秒,東経129度37分60秒 2 北緯33度2分23秒,東経129度37分59秒 イ 北緯33度2分30秒,東経129度37分57秒 ロ 北緯33度2分26秒,東経129度37分56秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろ まぐろを除く)	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロの各点に夜間 標識灯を設置しなければ ならない。
南区第1044号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 寺島 保食神社 地先	1 北緯33度2分39秒,東経129度38分9秒 2 北緯33度2分33秒,東経129度38分7秒 イ 北緯33度2分40秒,東経129度38分7秒 ロ 北緯33度2分41秒,東経129度38分5秒 ハ 北緯33度2分35秒,東経129度38分2秒 ニ 北緯33度2分34秒,東経129度38分4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろ まぐろを除く)	1月1日から12月31日 まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. ロの点に夜間標識灯 を設置しなければならない 。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第1045号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 中浦北郷 字北平 地先	1 北緯33度2分24秒,東経129度39分33秒 2 北緯33度2分30秒,東経129度39分9秒 3 北緯33度3分37秒,東経129度38分28秒 イ 北緯33度2分39秒,東経129度39分20秒 ロ 北緯33度2分39秒,東経129度39分9秒 ハ 北緯33度2分32秒,東経129度39分9秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1046号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 黒瀬郷 浦ノ谷 地先	1 北緯33度3分26秒,東経129度37分56秒 2 北緯33度3分22秒,東経129度37分55秒 イ 北緯33度3分25秒,東経129度37分59秒 ロ 北緯33度3分19秒,東経129度38分8秒 ハ 北緯33度3分15秒,東経129度38分7秒 ニ 北緯33度3分20秒,東経129度37分58秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1047号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 黒瀬郷 浦ノ谷 地先	1 北緯33度3分27秒,東経129度37分56秒 2 北緯33度3分29秒,東経129度37分52秒 イ 北緯33度3分27秒,東経129度37分56秒 ロ 北緯33度3分28秒,東経129度37分56秒 ハ 北緯33度3分30秒,東経129度37分53秒 ニ 北緯33度3分29秒,東経129度37分53秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	
南区第1048号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 黒瀬本郷 中ノ島 地先	1 北緯33度3分40秒,東経129度38分37秒 2 北緯33度3分41秒,東経129度38分31秒 イ 北緯33度3分39秒,東経129度38分37秒 ロ 北緯33度3分30秒,東経129度38分38秒 ハ 北緯33度3分31秒,東経129度38分32秒 ニ 北緯33度3分39秒,東経129度38分31秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1049号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 大島郷 竜崎 地先	1 北緯33度3分26秒,東経129度36分16秒 2 北緯33度3分23秒,東経129度36分18秒 イ 北緯33度3分27秒,東経129度36分16秒 ロ 北緯33度3分27秒,東経129度36分18秒 ハ 北緯33度3分24秒,東経129度36分20秒 ニ 北緯33度3分23秒,東経129度36分19秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	
南区第1050号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 天久保郷 天久保浦 地先	1 北緯33度4分18秒,東経129度40分3秒 2 北緯33度4分20秒,東経129度40分11秒 3 北緯33度4分26秒,東経129度40分15秒 4 北緯33度4分40秒,東経129度40分21秒 5 北緯33度4分37秒,東経129度40分4秒 6 北緯33度4分31秒,東経129度39分48秒 イ 北緯33度4分24秒,東経129度40分1秒 ロ 北緯33度4分25秒,東経129度40分4秒 ハ 北緯33度4分21秒,東経129度40分5秒 ニ 北緯33度4分23秒,東経129度40分10秒 ホ 北緯33度4分27秒,東経129度40分10秒 ヘ 北緯33度4分27秒,東経129度40分1秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 大田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2028号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 大島町 寺島 保食神社 地先	1 北緯33度2分33秒,東経129度38分7秒 2 北緯33度2分33秒,東経129度38分6秒 イ 北緯33度2分34秒,東経129度38分4秒 ロ 北緯33度2分35秒,東経129度38分2秒 ハ 北緯33度2分35秒,東経129度38分1秒 ニ 北緯33度2分34秒,東経129度38分3秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 大島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第3001号	有限会社山崎真珠	長崎県 西海市 西海町 中浦南郷 うしのはんた 地先	1 北緯33度0分27秒,東経129度39分11秒 2 北緯33度0分28秒,東経129度39分13秒 イ 北緯33度0分30秒,東経129度39分11秒 ロ 北緯33度0分30秒,東経129度39分13秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第3002号	亀井 真介	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	1 北緯33度4分39秒,東経129度40分12秒 2 北緯33度4分39秒,東経129度40分14秒 イ 北緯33度4分38秒,東経129度40分12秒 ロ 北緯33度4分37秒,東経129度40分12秒 ハ 北緯33度4分37秒,東経129度40分14秒 ニ 北緯33度4分38秒,東経129度40分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷護岸標識B 2 同市同町同郷護岸標識A イ 1から170度5メートルのところ ロ 1から170度45メートルのところ ハ 2から170度45メートルのところ ニ 2から170度5メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3003号	亀井 真介	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	1 北緯33度4分38秒,東経129度40分10秒 2 北緯33度4分38秒,東経129度40分11秒 イ 北緯33度4分38秒,東経129度40分10秒 ロ 北緯33度4分37秒,東経129度40分10秒 ハ 北緯33度4分37秒,東経129度40分11秒 ニ 北緯33度4分38秒,東経129度40分11秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷護岸標識D 2 同市同町同郷護岸標識C イ 1から170度5メートルのところ ロ 1から170度45メートルのところ ハ 2から170度45メートルのところ ニ 2から170度5メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3004号	亀井 真介	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	1 北緯33度4分39秒,東経129度39分57秒 2 北緯33度4分38秒,東経129度40分3秒 イ 北緯33度4分37秒,東経129度39分58秒 ロ 北緯33度4分36秒,東経129度40分4秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷田の川護岸標識G 2 同市同町同郷宇城の下護岸標識F イ 1から164度50メートルのところ ロ 2から164度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第4005号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 七釜郷 南串島 地先	1 北緯33度0分16秒,東経129度39分6秒 2 北緯33度0分8秒,東経129度39分5秒 イ 北緯33度0分16秒,東経129度39分7秒 ロ 北緯33度0分8秒,東経129度39分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町七釜郷南串島西泊浦北二番鼻東端標識 2 同市同町同郷南串島岩屋口南の鼻東端 イ 1から90度30メートルのところ ロ 2から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 七釜郷 中浦南郷 中浦北郷	
南区第4006号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 黒口郷 迎立石 地先	1 北緯33度3分53秒,東経129度40分29秒 2 北緯33度3分55秒,東経129度40分22秒 イ 北緯33度3分53秒,東経129度40分29秒 ロ 北緯33度3分52秒,東経129度40分29秒 ハ 北緯33度3分54秒,東経129度40分22秒 ニ 北緯33度3分55秒,東経129度40分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町黒口郷牛水基作田東端標識 2 同市同町同郷迎立石標識 イ 1から180度10メートルのところ ロ 1から180度50メートルのところ ハ 2から180度50メートルのところ ニ 2から180度10メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第4007号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 黒口郷 くじらが浦 地先	1 北緯33度4分3秒,東経129度40分11秒 2 北緯33度4分6秒,東経129度40分3秒 3 緯33度4分9秒,東経129度40分15秒 4 北緯33度4分7秒,東経129度40分16秒 イ 北緯33度4分3秒,東経129度40分3秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町黒口郷くじらが浦おけじろ鼻突端標識 2 同市同町同郷くじらが浦高山標識 3 同市同町同郷くじらが浦石垣防波堤付根標識 4 同市同町同郷くじらが浦おけじろ中央標識(3から169度の見通し線と最高高潮時海岸線との交点) イ 2から180度90メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第4008号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 天久保郷 宮の浦 地先	1 北緯33度4分18秒,東経129度40分3秒 2 北緯33度4分20秒,東経129度40分9秒 3 北緯33度4分19秒,東経129度40分15秒 4 北緯33度4分26秒,東経129度40分15秒 イ 北緯33度4分24秒,東経129度40分1秒 ロ 北緯33度4分24秒,東経129度40分3秒 ハ 北緯33度4分18秒,東経129度40分4秒 ニ 北緯33度4分22秒,東経129度40分8秒 ホ 北緯33度4分22秒,東経129度40分15秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んでイに至る各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町天久保郷宮の浦波止北側付根 2 同市同町同郷宮の浦赤岩標識 3 同市同町同郷天久保浦標識B 4 同市同町同郷天崎鼻西端 イ 1から350度175メートルのところ ロ 1から7度180メートルのところ ハ 1から90度50メートルのところ ニ 2から325度60メートルのところ ホ 3と4を結ぶ直線上3から65メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	
南区第4009号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 天久保郷 宇城山天崎鼻 地先	1 北緯33度4分26秒,東経129度40分15秒 2 北緯33度4分33秒,東経129度40分23秒 3 北緯33度4分31秒,東経129度39分48秒 4 北緯33度4分40秒,東経129度40分16秒 イ 北緯33度4分26秒,東経129度40分12秒 ロ 北緯33度4分34秒,東経129度40分22秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町天久保郷宇城山天崎鼻西端落岩標識 2 同市同町同郷城山一本松小島標石 3 同市同町面高郷曲り鼻南端 4 同市同町同郷網尾鼻東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から85メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第4010号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 面高郷 宇萩原エビス鼻 地先	1 北緯33度4分38秒,東経129度40分24秒 2 北緯33度4分35秒,東経129度40分26秒 3 北緯33度4分34秒,東経129度40分25秒 イ 北緯33度4分37秒,東経129度40分22秒 ロ 北緯33度4分37秒,東経129度40分23秒 ハ 北緯33度4分35秒,東経129度40分26秒 ニ 北緯33度4分34秒,東経129度40分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷宇萩原エビス鼻標識B号 2 同市同町面高郷宇萩原エビス鼻標識A号 3 同市同町同郷城山一本松 イ 1から226度30分48メートルのところ ロ 1から237度29メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上3から35メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上3から15メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田和郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第4011号	西海大崎漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 面高郷 字萩原 地先	1 北緯33度4分36秒,東経129度40分37秒 2 北緯33度4分39秒,東経129度40分27秒 イ 北緯33度4分38秒,東経129度40分37秒 ロ 北緯33度4分40秒,東経129度40分27秒 ハ 北緯33度4分40秒,東経129度40分27秒 ニ 北緯33度4分37秒,東経129度40分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷字萩原道下石垣西角 2 同市同町同郷字萩原下り松北西標識 イ 1から0度50メートルのところ ロ 2から0度50メートルのところ ハ 2から0度30メートルのところ ニ 1から0度30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 太田郷 黒口郷 天久保郷 面高郷	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第4012号	亀井 真介	長崎県 西海市 西海町 面高郷 地先	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 北緯33度4分38秒,東経129度40分6秒 2 北緯33度4分38秒,東経129度40分3秒 イ 北緯33度4分36秒,東経129度40分6秒 ロ 北緯33度4分36秒,東経129度40分4秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町面高郷字尾本造船所護岸標識E 2 同市同町同郷字城の下護岸標識F イ 1から164度53メートルのところ ロ 2から164度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第1051号	瀬川漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 横瀬郷 黒城浦 地先	1 北緯33度4分30秒,東経129度43分8秒 2 北緯33度4分33秒,東経129度43分5秒 イ 北緯33度4分30秒,東経129度43分8秒 ロ 北緯33度4分31秒,東経129度43分13秒 ハ 北緯33度4分35秒,東経129度43分11秒 ニ 北緯33度4分33秒,東経129度43分6秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町横瀬郷河原ヒバエ網代海岸石垣角 2 同市同町同郷河原ヒバエ網代海岸石垣標識B(1から北西方石垣沿いに75メートルのところ) イ 1から71度15メートルのところ ロ 1から71度135メートルのところ ハ 2から71度160メートルのところ ニ 2から71度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	
南区第1052号	瀬川漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 水浦郷 鍋ヶ倉 地先	1 北緯33度3分25秒,東経129度43分47秒 2 北緯33度3分24秒,東経129度43分47秒 3 北緯33度3分19秒,東経129度43分56秒 イ 北緯33度3分25秒,東経129度43分48秒 ロ 北緯33度3分25秒,東経129度43分51秒 ハ 北緯33度3分22秒,東経129度43分51秒 ニ 北緯33度3分23秒,東経129度43分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町水浦郷鍋ヶ倉護岸標識(防波堤付根から10メートルのところ) 2 同市同町水浦郷と同町丹納郷との境界護岸標識 3 同市同町丹納郷浄土島南端 イ 1から90度20メートルのところ ロ 1から90度100メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から130メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上27から20メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1501号	平野 重美	長崎県西海市西海町横瀬郷縫ノ浦地先	1北緯33度5分38秒,東経129度41分28秒 2北緯33度5分28秒,東経129度41分41秒 イ北緯33度5分38秒,東経129度41分29秒 ロ北緯33度5分39秒,東経129度41分29秒 ハ北緯33度5分29秒,東経129度41分42秒 ニ北緯33度5分29秒,東経129度41分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町横瀬郷縫ノ浦海岸標識A 2 同市同町同郷縫ノ浦海岸標識B イ 1から45度25メートルのところ ロ 1から45度50メートルのところ ハ 2から45度50メートルのところ ニ 2から45度25メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2029号	瀬川漁業協同組合	長崎県 西海市 西海町 丹納郷 高地 地先	1 北緯33度3分13秒,東経129度43分45秒 2 北緯33度3分10秒,東経129度43分41秒 3 北緯33度3分9秒,東経129度43分37秒 4 北緯33度3分3秒,東経129度43分42秒 5 北緯33度3分7秒,東経129度43分51秒 イ 北緯33度3分11秒,東経129度43分47秒 ロ 北緯33度3分7秒,東経129度43分42秒 ハ 北緯33度3分7秒,東経129度43分39秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町丹納郷高地標識第1号 2 同市同町同郷高地有雷波止付根 3 同市同町丹納郷高地護岸標識 4 同市同町川内郷浜護岸標識 5 同市同町同郷雪根崎沖ノ大岩標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西海町 横瀬郷 水浦郷 丹納郷 川内郷 太田原郷 木場郷	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第3005号	有限会社岩永真珠	長崎県 西海市 西海町 丹納郷 浄土島 地先	1 北緯33度3分19秒,東経129度43分57秒 2 北緯33度3分19秒,東経129度43分56秒 3 北緯33度3分22秒,東経129度43分56秒 4 北緯33度3分22秒,東経129度43分60秒 イ 北緯33度3分21秒,東経129度44分1秒 ロ 北緯33度3分22秒,東経129度44分3秒 ハ 北緯33度3分25秒,東経129度43分54秒 ニ 北緯33度3分18秒,東経129度43分52秒 ホ 北緯33度3分16秒,東経129度43分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西海町丹納郷浄土島南東端 2 同市同町同郷浄土島南西端 3 同市同町同郷浄土島北端 4 同市同町同郷浄土島北東端 イ 4から131度60メートルのところ ロ 4から83度80メートルのところ ハ 3から83度90メートルのところ ニ 2から258度90メートルのところ ホ 1から190度90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第3006号	有限会社岩永真珠	長崎県 西海市 西海町 川内郷 曾根崎 地先	1 北緯33度3分7秒,東経129度43分51秒 イ 北緯33度3分6秒,東経129度43分54秒 ロ 北緯33度3分6秒,東経129度43分57秒 ハ 北緯33度3分10秒,東経129度43分59秒 ニ 北緯33度3分14秒,東経129度43分59秒 ホ 北緯33度3分17秒,東経129度43分54秒 ヘ 北緯33度3分14秒,東経129度43分51秒 ト 北緯33度3分12秒,東経129度43分54秒 チ 北緯33度3分16秒,東経129度43分56秒 リ 北緯33度3分14秒,東経129度43分57秒 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町川内郷曾根崎沖ノ大岩標識 イ 1から103度70メートルのところ ロ 1から103度140メートルのところ ハ 1から63度210メートルのところ ニ 1から43度290メートルのところ ホ 1から14度350メートルのところ ヘ 1から0度200メートルのところ ト 1から20度170メートルのところ チ 1から22度290メートルのところ リ 1から36度30分260メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第4013号	有限会社岩永真珠	長崎県 西海市 西海町 丹納郷 高地 地先	1 北緯33度3分19秒,東経129度43分46秒 2 北緯33度3分13秒,東経129度43分45秒 3 北緯33度3分22秒,東経129度43分56秒 イ 北緯33度3分19秒,東経129度43分47秒 ロ 北緯33度3分20秒,東経129度43分49秒 ハ 北緯33度3分13秒,東経129度43分48秒 ニ 北緯33度3分13秒,東経129度43分46秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西海町丹納郷高地沖田石垣北東角 2 同市同町同郷高地標識第1号 3 同市同町丹納郷浄土島北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から25メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から110メートルのところ ハ 2から90度80メートルのところ ニ 2から90度20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
南区第2030号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 伊ノ浦郷 大堂 地先	1 北緯33度3分21秒,東経129度44分22秒 2 北緯33度3分20秒,東経129度44分26秒 イ 北緯33度3分21秒,東経129度44分21秒 ロ 北緯33度3分19秒,東経129度44分19秒 ハ 北緯33度3分17秒,東経129度44分23秒 ニ 北緯33度3分19秒,東経129度44分25秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町伊ノ浦郷大堂ハゲ山西南端標識 2 同市同町同郷大堂ハゲ山標識(1から南東方海岸沿いに110メートルのところ) イ 1から230度30メートルのところ ロ 1から230度125メートルのところ ハ 2から230度125メートルのところ ニ 2から230度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2031号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 八木原郷 白浜 地先	1 北緯33度0分59秒,東経129度44分58秒 2 北緯33度0分56秒,東経129度44分59秒 イ 北緯33度0分60秒,東経129度44分0秒 ロ 北緯33度1分1秒,東経129度44分2秒 ハ 北緯33度0分58秒,東経129度44分4秒 ニ 北緯33度0分57秒,東経129度44分2秒 各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町八木原郷マナ板排水口上部標識 2 同市同町同郷吉田耕造宅前標識(1から南方海岸沿いに80メートルのところ) イ 1から71度50メートルのところ ロ 1から71度110メートルのところ ハ 2から71度120メートルのところ ニ 2から71度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷	
南区第2032号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 八木原郷 白浜 地先	1 北緯33度0分56秒,東経129度43分60秒 2 北緯33度0分53秒,東経129度44分0秒 イ 北緯33度0分56秒,東経129度44分1秒 ロ 北緯33度0分57秒,東経129度44分4秒 ハ 北緯33度0分54秒,東経129度44分6秒 ニ 北緯33度0分53秒,東経129度44分3秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町八木原郷白浜石垣南角標識 2 同市同町同郷マナ板真珠園療養所前護岸標識 イ 1から71度30メートルのところ ロ 1から71度110メートルのところ ハ 2から71度150メートルのところ ニ 2から71度70メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷	
南区第2033号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 八木原郷 安南島 地先	1 北緯33度0分51秒,東経129度44分17秒 2 北緯33度0分49秒,東経129度44分15秒 イ 北緯33度0分53秒,東経129度44分15秒 ロ 北緯33度0分51秒,東経129度44分12秒 ハ 北緯33度0分52秒,東経129度44分10秒 ニ 北緯33度0分54秒,東経129度44分12秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町八木原郷ヘタ安南島北端標識 2 同市同町同郷ヘタ安南島南端標識 イ 1から308度70メートルのところ ロ 2から305度80メートルのところ ハ 2から305度160メートルのところ ニ 1から308度150メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2034号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 八木原郷 安南島 地先	1 北緯33度0分52秒,東経129度44分19秒 2 北緯33度0分49秒,東経129度44分16秒 イ 北緯33度0分51秒,東経129度44分21秒 ロ 北緯33度0分49秒,東経129度44分23秒 ハ 北緯33度0分45秒,東経129度44分20秒 ニ 北緯33度0分48秒,東経129度44分17秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町八木原郷沖安南島南側標識 2 同市同町同郷ヘタ安南島南端標識 イ 1から137度50メートルのところ ロ 1から137度150メートルのところ ハ 2から137度140メートルのところ ニ 2から137度40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2035号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 三島 地先	1 北緯33度0分11秒,東経129度44分42秒 2 北緯33度0分10秒,東経129度44分42秒 イ 北緯33度0分12秒,東経129度44分39秒 ロ 北緯33度0分12秒,東経129度44分41秒 ハ 北緯33度0分11秒,東経129度44分40秒 ニ 北緯33度0分11秒,東経129度44分38秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷三島西海岸標識A 2 同市同町同郷三島西端標識B イ 1から291度70メートルのところ ロ 1から291度20メートルのところ ハ 2から291度40メートルのところ ニ 2から291度90メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2036号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 鶴亀鼻 地先	1 北緯32度59分59秒,東経129度44分37秒 2 北緯33度0分1秒,東経129度44分38秒 イ 北緯32度59分59秒,東経129度44分36秒 ロ 北緯32度59分60秒,東経129度44分33秒 ハ 北緯33度0分2秒,東経129度44分32秒 ニ 北緯33度0分1秒,東経129度44分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹島鶴亀鼻岸標識 2 同市同町同郷竹島鶴亀鼻北端 イ 1から278度30メートルのところ ロ 1から278度100メートルのところ ハ 2から278度140メートルのところ ニ 2から278度70メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2037号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島西 地先	1 北緯32度59分51秒,東経129度44分29秒 2 北緯32度59分54秒,東経129度44分30秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹島ウービー西鼻先端 2 同市同町同郷竹島ウービー北鼻先端	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2038号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 赤松鼻 地先	1 北緯32度59分50秒,東経129度44分24秒 2 北緯32度59分50秒,東経129度44分28秒 イ 北緯32度59分51秒,東経129度44分23秒 ロ 北緯32度59分52秒,東経129度44分28秒 ハ 北緯32度59分51秒,東経129度44分28秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹島赤松鼻先端標識 2 同市同町同郷竹島ウービー西鼻岸標識 イ 1から346度20メートルのところ ロ 2から346度40メートルのところ ハ 2から346度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2039号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 網代 地先	1 北緯33度0分3秒,東経129度44分13秒 2 北緯33度0分7秒,東経129度44分16秒 イ 北緯33度0分3秒,東経129度44分15秒 ロ 北緯33度0分2秒,東経129度44分19秒 ハ 北緯33度0分6秒,東経129度44分21秒 ニ 北緯33度0分7秒,東経129度44分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷網代海岸標識A 2 同市同町同郷網代海岸標識B(1から北方海岸沿いに120メートルのところ) イ 1から105度50メートルのところ ロ 1から105度150メートルのところ ハ 2から105度150メートルのところ ニ 2から105度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2040号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 毛谷浦 地先	1 北緯32度59分57秒,東経129度44分7秒 2 北緯32度59分57秒,東経129度44分14秒 イ 北緯33度0分2秒,東経129度44分7秒 ロ 北緯33度0分1秒,東経129度44分15秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷毛谷浦西鼻先端標識 2 同市同町同郷網代鼻先端標識 イ 1から0度140メートルのところ ロ 2から15度135メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2041号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 山ノ平地先	1 北緯32度59分46秒,東経129度44分17秒 2 北緯32度59分42秒,東経129度44分16秒 イ 北緯32度59分46秒,東経129度44分18秒 ロ 北緯32度59分46秒,東経129度44分19秒 ハ 北緯32度59分42秒,東経129度44分20秒 ニ 北緯32度59分42秒,東経129度44分19秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷山ノ平海岸標識A 2 同市同町同郷山ノ平海岸標識B イ 1から95度20メートルのところ ロ 1から95度50メートルのところ ハ 2から90度40メートルのところ ニ 2から90度10メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2042号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 地先	1 北緯32度59分47秒,東経129度44分23秒 2 北緯32度59分44秒,東経129度44分25秒 イ 北緯32度59分47秒,東経129度44分22秒 ロ 北緯32度59分47秒,東経129度44分22秒 ハ 北緯32度59分44秒,東経129度44分22秒 ニ 北緯32度59分44秒,東経129度44分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹島赤松ノ平海岸標識A 2 同市同町同郷竹島赤松ノ平海岸標識B イ 1から270度10メートルのところ ロ 1から270度30メートルのところ ハ 2から270度80メートルのところ ニ 2から270度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2043号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 油浦 地先	1 北緯32度59分39秒,東経129度44分19秒 2 北緯32度59分35秒,東経129度44分22秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷油浦入口北鼻陸石標識 2 同市同町鳥加郷油浦梅木鼻先端護岸角標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2044号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 宝崎 地先	1 北緯32度59分31秒,東経129度44分27秒 2 北緯32度59分33秒,東経129度44分26秒 3 北緯32度59分36秒,東経129度44分22秒 4 北緯32度59分41秒,東経129度44分25秒 5 北緯32度59分37秒,東経129度44分30秒 6 北緯32度59分35秒,東経129度44分31秒 7 北緯32度59分33秒,東経129度44分34秒 8 北緯32度59分32秒,東経129度44分36秒 9 北緯32度59分26秒,東経129度44分33秒 イ 北緯32度59分38秒,東経129度44分23秒 ロ 北緯32度59分34秒,東経129度44分25秒 ハ 北緯32度59分36秒,東経129度44分30秒 ニ 北緯32度59分26秒,東経129度44分26秒	次の3、イ、ロ、ハ、6の各点を順次結んだ各直線、7、8、9、ニ、1の各点を順次結んだ各直線及び1から3、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町鳥加郷宝崎標識 2 同市同町同郷宝崎鼻北端標識 3 同市同町鳥加郷浦浦梅木島突端護岸角標識 4 同市同町大串郷竹島赤松鼻南端 5 同市同町同郷竹島南鼻南端標識 6 同市同町鳥加郷足利島南東端標識 7 同市同町同郷足利島南東端標識 8 同市同町同郷俵頭北西島西海岸標識 9 同市同町同郷俵頭ハズナトリ鼻西端標識 イ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ ロ 2から324度40メートルのところ ハ 6と5を結ぶ直線上6から40メートルのところ ニ 1から183度140メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2045号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 俵頭 地先	1 北緯32度59分37秒,東経129度44分39秒 2 北緯32度59分38秒,東経129度44分42秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町鳥加郷ニジュウゴの浦入口西鼻突端標識 2 同市同町同郷ニジュウゴの浦入口東鼻標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2046号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 俵頭 地先	1 北緯32度59分38秒,東経129度44分44秒 2 北緯32度59分39秒,東経129度44分48秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町鳥加郷持木の浦入口西鼻突端 2 同市同町同郷持木の浦入口東鼻標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2047号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島 地先	1 北緯32度59分37秒,東経129度44分30秒 2 北緯32度59分39秒,東経129度44分35秒 3 北緯32度59分39秒,東経129度44分39秒 4 北緯32度59分40秒,東経129度44分44秒 イ 北緯32度59分36秒,東経129度44分30秒	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹島南鼻南端標識 2 同市同町同郷竹島南岸殿様網代南端 3 同市同町同郷竹島南岸殿様網代南端の東鼻標識 4 同市同町同郷竹島クジラ石鼻南端標識 イ 1から160度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2048号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 鳥加郷 平島 地先	1 北緯32度59分49秒,東経129度45分24秒 2 北緯32度59分53秒,東経129度45分19秒	次の1、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町鳥加郷平島東鼻西突端標識 2 同市同町上岳郷エビ崎北端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2049号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 喰場郷 カト石鼻 地先	1 北緯33度0分3秒,東経129度45分42秒 2 北緯33度0分59秒,東経129度45分26秒 イ 北緯33度0分5秒,東経129度45分41秒 ロ 北緯33度0分2秒,東経129度45分26秒	次のイ、1、2、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町上岳郷江川尻鼻北端 2 同市同町同郷エビ崎海岸標識 イ 1から329度80メートルのところ ロ 2から356度80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷
南区第2050号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 下岳郷 下河内 地先	1 北緯33度0分13秒,東経129度45分33秒 2 北緯33度0分14秒,東経129度45分42秒 3 北緯33度0分8秒,東経129度45分49秒 イ 北緯33度0分14秒,東経129度45分35秒 ロ 北緯33度0分14秒,東経129度45分41秒 ハ 北緯33度0分6秒,東経129度45分39秒 ニ 北緯33度0分5秒,東経129度45分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白崎郷1863番地護岸階段標識 2 同市同町下岳郷下河内護岸標識 3 同市同町同郷下河内長崎自動車(株)駐車場前護岸標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から200メートルのところ ハ 3から255度30分255メートルのところ ニ 3から255度30分405メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷
南区第2051号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 宮浦郷 小宮浦 獅子首 地先	1 北緯33度0分34秒,東経129度46分59秒 2 北緯33度0分31秒,東経129度46分60秒 3 北緯33度0分32秒,東経129度47分14秒 イ 北緯33度0分34秒,東経129度46分60秒 ロ 北緯33度0分34秒,東経129度47分2秒 ハ 北緯33度0分32秒,東経129度47分3秒 ニ 北緯33度0分31秒,東経129度47分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町宮浦郷小宮浦獅子首エビス祠北端 2 同市同町同郷小宮浦獅子首畑南東角 3 同市同町同郷白浜宮崎鼻北端 イ 1から87度30分20メートルのところ ロ 1から87度30分90メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から90メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2052号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 亀浦郷 宇土井の浦 地先	1 北緯32度59分45秒,東経129度48分32秒 2 北緯32度59分41秒,東経129度48分34秒 イ 北緯32度59分45秒,東経129度48分34秒 ロ 北緯32度59分41秒,東経129度48分35秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町亀浦郷宇土井の浦897護岸標識 2 同市同町同郷宇土井の浦1169護岸標識 イ 1から90度60メートルのところ ロ 2から90度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷	
南区第2053号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 亀浦郷 宇出口 地先	1 北緯32度59分39秒,東経129度48分56秒 2 北緯32度59分42秒,東経129度48分55秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町亀浦郷宇出口中鼻突端標識 2 同市同町同郷宇出口赤岩突端標識A	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷	
南区第2054号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 長島 地先	1 北緯32度57分41秒,東経129度48分33秒 2 北緯32度57分45秒,東経129度48分33秒 3 北緯32度57分48秒,東経129度48分32秒 4 北緯32度57分43秒,東経129度48分37秒 5 北緯32度57分49秒,東経129度48分36秒 イ 北緯32度57分41秒,東経129度48分32秒 ロ 北緯32度57分45秒,東経129度48分32秒 ハ 北緯32度57分47秒,東経129度48分32秒 ニ 北緯32度57分48秒,東経129度48分36秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白似田郷長島西二番鼻標識 2 同市同町同郷長島西一番鼻標識 3 同市同町同郷前島西端 4 同市同町同郷長島東鼻北東端標識 5 同市同町同郷前島東端 イ 1から270度20メートルのところ ロ 2から270度20メートルのところ ハ イとロを結ぶ直線上イから200メートルのところ ニ 4と5を結ぶ直線上4から170メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷	
南区第2055号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 湯島 地先	1 北緯32度57分48秒,東経129度48分43秒 2 北緯32度57分50秒,東経129度48分43秒 3 北緯32度57分50秒,東経129度48分40秒 4 北緯32度57分47秒,東経129度48分39秒	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び2から3、4から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白似田郷湯島畑石垣角 2 同市同町同郷前ノ島畑石垣東角 3 同市同町同郷前ノ島南端標識 4 同市同町同郷湯島北西端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷	
南区第2056号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 湯島 地先	1 北緯32度57分46秒,東経129度48分40秒 2 北緯32度57分42秒,東経129度48分42秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白似田郷湯島ツト浦北海岸標識 2 同市同町同郷湯島ツト浦南海岸標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷	
南区第2507号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 島加郷 平島 地先	1 北緯32度59分60秒,東経129度45分16秒 2 北緯33度0分1秒,東経129度45分22秒 3 北緯32度59分49秒,東経129度45分24秒 4 北緯32度59分53秒,東経129度45分19秒	次の1、2と3、4の各点を順次結んだ各直線及び1から4、2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町島加郷平島標識A 2 同市同町同郷平島標識B 3 同市同町同郷平島東鼻西突端標識 4 同市同町上岳郷エビ崎北端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	0	
南区第3007号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 堰ノ浦 地先	1 北緯33度2分46秒,東経129度43分55秒 2 北緯33度2分46秒,東経129度44分4秒 3 北緯33度2分54秒,東経129度44分5秒 4 北緯33度2分56秒,東経129度43分47秒 5 北緯33度3分22秒,東経129度43分60秒 イ 北緯33度2分52秒,東経129度43分56秒 ロ 北緯33度2分55秒,東経129度43分56秒 ハ 北緯33度2分55秒,東経129度44分3秒 ニ 北緯33度2分48秒,東経129度44分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町八木原郷坊主山西端標識A 2 同市同町小迎郷堰ノ浦西角標識B 3 同市同町同郷堰ノ浦北側標識C 4 同市西海町川内郷川内標識D 5 同市同町丹納郷浄土島南東端標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から175メートルのところ ロ 1と5を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点 ハ 3と4を結ぶ直線上3から50メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3008号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 宇山の下 地先	1 北緯33度3分9秒,東経129度44分9秒 2 北緯33度3分4秒,東経129度44分8秒 イ 北緯33度3分10秒,東経129度44分6秒 ロ 北緯33度3分6秒,東経129度44分4秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町西南風崎大岩標識 2 同市同町西南風崎突端標識 イ 1から289度30分85メートルのところ ロ 1から289度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第3009号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字山の下の地先	1 北緯33度3分10秒,東経129度44分9秒 イ 北緯33度3分13秒,東経129度44分11秒 イ 北緯33度3分9秒,東経129度44分8秒 ロ 北緯33度3分10秒,東経129度44分6秒 ハ 北緯33度3分14秒,東経129度44分9秒 ニ 北緯33度3分13秒,東経129度44分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町小迎郷字山の下南鼻南角 2 同市同町同郷字山の小白岩頂上 イ 1から222度30メートルのところ ロ 1から270度80メートルのところ ハ 2から315度80メートルのところ ニ 2から315度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3010号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字山の下のハエノ崎地先	1 北緯33度3分14秒,東経129度44分15秒 イ 北緯33度3分15秒,東経129度44分18秒 ロ 北緯33度3分17秒,東経129度44分18秒 ハ 北緯33度3分19秒,東経129度44分17秒 ニ 北緯33度3分18秒,東経129度44分13秒 ホ 北緯33度3分17秒,東経129度44分13秒 ヘ 北緯33度3分17秒,東経129度44分15秒 ト 北緯33度3分15秒,東経129度44分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町小迎郷字山の下のハエノ崎突端標識 イ 1から66度40分59メートルのところ ロ 1から90度30分107メートルのところ ハ 1から17度30分140メートルのところ ニ 1から326度30分140メートルのところ ホ 1から317度110メートルのところ ヘ 1から356度86メートルのところ ト 1から356度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3011号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字ナガハエノ浦地先	1 北緯33度3分7秒,東経129度44分18秒 2 北緯33度3分13秒,東経129度44分18秒 3 北緯33度3分6秒,東経129度44分27秒 イ 北緯33度3分7秒,東経129度44分20秒 ロ 北緯33度3分13秒,東経129度44分20秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町小迎郷ハエノ崎ハエノ浦杉の木浦南鼻標識 2 同市同町北南風崎町館登海標識 3 同市同町同郷ケイの浦南鼻突端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2から90度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3012号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 小迎郷 字ナガハエノ浦地先	1 北緯33度3分7秒,東経129度44分18秒 2 北緯33度2分58秒,東経129度44分26秒 3 北緯33度2分60秒,東経129度44分31秒 4 北緯33度3分6秒,東経129度44分27秒	次の1と4、2と3を結んだ各直線と1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町小迎郷ハエノ崎ハエノ浦杉の木浦南鼻標識 2 同市同町同郷ハエノ崎ハエノ浦西岸標識A(3から240度の直線とナガハエノ浦西岸の最高高潮時海岸線との交点) 3 同市同町同郷字ナガハエノ浦東岸階段陸口	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3013号	株式会社TASAKI	長崎県 西海市 西彼町 伊ノ浦郷 柚の木波止地先	1 北緯33度3分12秒,東経129度44分26秒 2 北緯33度3分13秒,東経129度44分24秒 イ 北緯33度3分12秒,東経129度44分23秒 ロ 北緯33度3分13秒,東経129度44分22秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町伊ノ浦郷柚の木波止岸根 2 同市同町同郷柚の木海岸石垣西角丸石 イ 1から257度60メートルのところ ロ 2から257度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3014号	浦田 勤次	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 三島地先	1 北緯33度0分4秒,東経129度44分46秒 2 北緯33度0分8秒,東経129度44分42秒 3 北緯33度0分3秒,東経129度44分31秒 4 北緯33度59分56秒,東経129度44分43秒 イ 北緯33度0分2秒,東経129度44分46秒 ロ 北緯33度0分0秒,東経129度44分45秒 ハ 北緯33度0分7秒,東経129度44分40秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷三島川本畑石垣南東端 2 同市同町同郷三島沢田石垣西角 3 同市同町同郷前ノ島北端 4 同市同町同郷勤兵衛島北西端赤鼻突端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3015号	鈴木 正和	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹の島 鶴亀平地先	1 北緯32度59分59秒,東経129度44分39秒 2 北緯32度59分54秒,東経129度44分39秒 イ 北緯32度59分59秒,東経129度44分40秒 ロ 北緯32度59分54秒,東経129度44分40秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹の島鶴亀東平電柱 2 同市同町同郷竹の島末広畑南東端 イ 1から90度20メートルのところ ロ 2から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3016号	光洋真珠株式会社	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹の島畑ノ下地先	1 北緯32度59分51秒,東経129度44分40秒 2 北緯32度59分46秒,東経129度44分41秒 3 北緯32度59分50秒,東経129度44分43秒 イ 北緯32度59分51秒,東経129度44分42秒 ロ 北緯32度59分46秒,東経129度44分43秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹の島春崎島南東端 2 同市同町同郷竹の島中鼻護岸標識(中鼻東端から南方海岸沿いに50メートルのところ) 3 同市同町同郷勤兵衛島芦の浦中鼻西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3017号	浦田 勤次	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 前島東側地先	1 北緯32度59分57秒,東経129度44分31秒 2 北緯32度59分55秒,東経129度44分29秒 イ 北緯32度59分57秒,東経129度44分32秒 ロ 北緯32度59分55秒,東経129度44分30秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷前島北野鼻標識A 2 同市同町同郷前島北野鼻標識B(1から南方海岸沿いに60メートルのところ) イ 1から90度35メートルのところ ロ 2から90度35メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第3019号	浦田 勤次	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 前島西側 地先	1 北緯32度59分59秒,東経129度44分23秒 2 北緯32度59分52秒,東経129度44分23秒 3 北緯33度0分3秒,東経129度44分13秒 4 北緯32度59分57秒,東経129度44分14秒 イ 北緯32度59分60秒,東経129度44分22秒 ロ 北緯32度59分54秒,東経129度44分21秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷前島西中鼻西端標識 2 同市同町同郷前島西洲下造船所下標識 3 同市同町同郷網代南端突端標識 4 同市同町平山郷網代鼻突端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3020号	日之出真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 毛谷浦 地先	1 北緯32度59分50秒,東経129度44分9秒 2 北緯32度59分49秒,東経129度44分15秒 3 北緯32度59分46秒,東経129度44分11秒 4 北緯32度59分48秒,東経129度44分8秒	次の1と2を結んだ直線と3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷毛谷浦山本公松畑南東端 2 同市同町同郷毛谷浦入口南鼻赤石頂上 3 同市同町同郷毛谷浦南中鼻北西端	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3021号	日之出真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 山ノ平 地先	1 北緯32度59分49秒,東経129度44分16秒 2 北緯32度59分46秒,東経129度44分17秒 イ 北緯32度59分49秒,東経129度44分17秒 ロ 北緯32度59分49秒,東経129度44分18秒 ハ 北緯32度59分46秒,東経129度44分19秒 ニ 北緯32度59分46秒,東経129度44分18秒	次の1と2を結んだ直線と3と4を結んだ直線及び1から4、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷毛谷浦入口南鼻赤石標識 2 同市同町同郷山ノ平海岸標識A(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から95度20メートルのところ ロ 1から95度50メートルのところ ハ 2から95度50メートルのところ ニ 2から95度20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3022号	日之出真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 山ノ平 地先	1 北緯32度59分42秒,東経129度44分18秒 2 北緯32度59分39秒,東経129度44分20秒 イ 北緯32度59分42秒,東経129度44分19秒 ロ 北緯32度59分42秒,東経129度44分20秒 ハ 北緯32度59分39秒,東経129度44分21秒 ニ 北緯32度59分39秒,東経129度44分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷山ノ平海岸標識B 2 同市同町同郷山ノ平海岸標識C(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から90度10メートルのところ ロ 1から90度40メートルのところ ハ 2から90度40メートルのところ ニ 2から90度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3023号	日之出真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹ノ島南岸 地先	1 北緯32度59分37秒,東経129度44分30秒 2 北緯32度59分40秒,東経129度44分30秒 イ 北緯32度59分37秒,東経129度44分29秒 ロ 北緯32度59分37秒,東経129度44分28秒 ハ 北緯32度59分40秒,東経129度44分27秒 ニ 北緯32度59分40秒,東経129度44分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹ノ島南鼻南端 2 同市同町同郷竹ノ島南鼻付根標識 イ 1から274度10メートルのところ ロ 1から274度50メートルのところ ハ 2から274度60メートルのところ ニ 2から274度20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3024号	日之出真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 島加郷 竹ノ子島 地先	1 北緯32度59分34秒,東経129度44分32秒 2 北緯32度59分33秒,東経129度44分33秒 イ 北緯32度59分35秒,東経129度44分32秒 ロ 北緯32度59分36秒,東経129度44分33秒 ハ 北緯32度59分34秒,東経129度44分34秒 ニ 北緯32度59分33秒,東経129度44分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町島加郷竹ノ子島北端 2 同市同町同郷竹ノ子島南東端標識 イ 1から41度20メートルのところ ロ 1から41度45メートルのところ ハ 2から41度35メートルのところ ニ 2から41度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3025号	光洋真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹の島鯨石 地先	1 北緯32度59分45秒,東経129度44分46秒 2 北緯32度59分42秒,東経129度44分45秒 イ 北緯32度59分45秒,東経129度44分47秒 ロ 北緯32度59分45秒,東経129度44分48秒 ハ 北緯32度59分42秒,東経129度44分48秒 ニ 北緯32度59分42秒,東経129度44分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷竹の島イキリ鼻北東端標識 2 同市同町同郷竹の島鯨石標識 イ 1から90度15メートルのところ ロ 1から90度55メートルのところ ハ 2から90度80メートルのところ ニ 2から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3026号	鈴木 正和	長崎県 西海市 西彼町 島加郷 地先	1 北緯32度59分45秒,東経129度44分58秒 2 北緯32度59分43秒,東経129度44分58秒 3 北緯32度59分43秒,東経129度44分54秒 4 北緯32度59分44秒,東経129度44分53秒 5 北緯32度59分45秒,東経129度44分52秒 イ 北緯32度59分45秒,東経129度44分53秒	次の1、イ、4と2、3の各点を結んだ各直線、及び1から2、3から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町島加郷下持木北鼻 2 同市同町同郷湧上り浦西口の鼻黒岩 3 同市同町同郷宇平島尾崎作業場岸標識 4 同市同町同郷湧上り浦西口の鼻黒岩 5 同市同町同郷宇平島金山の浦野田鼻標識A イ 1と5を結ぶ直線上1から127メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	0	
南区第3027号	光洋真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 勤兵衛島 地先	1 北緯32度59分48秒,東経129度44分52秒 2 北緯32度59分49秒,東経129度44分49秒 3 北緯32度59分48秒,東経129度44分47秒 イ 北緯32度59分47秒,東経129度44分52秒 ロ 北緯32度59分47秒,東経129度44分46秒	次の1、イ、ロ、3、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷勤兵衛島南東鼻西側標識(鼻南東端から20メートルのところ) 2 同市同町同郷勤兵衛島田の下浦東岸標識 3 同市同町同郷勤兵衛島田の下浦西岸標識 イ 1から180度20メートルのところ ロ 3から180度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第3028号	鈴木 正和	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 勘兵衛島 地先	1 北緯32度59分49秒,東経129度44分53秒 2 北緯32度59分57秒,東経129度44分56秒 イ 北緯32度59分49秒,東経129度44分55秒 ロ 北緯32度59分56秒,東経129度44分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷勘兵衛島南東端鼻白石 2 同市同町同郷勘兵衛島東端 イ 1から103度50メートルのところ ロ 2から103度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3029号	日之出真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 勘兵衛島 地先	1 北緯32度59分57秒,東経129度44分56秒 2 北緯32度59分58秒,東経129度44分54秒 3 北緯33度0分1秒,東経129度44分57秒 4 北緯33度0分1秒,東経129度44分54秒 イ 北緯32度59分57秒,東経129度44分56秒 ロ 北緯32度59分59秒,東経129度44分57秒 ハ 北緯32度59分59秒,東経129度44分54秒 ニ 北緯32度59分58秒,東経129度44分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町大串郷勘兵衛島東端水ヶ岩標識 2 同市同町同郷勘兵衛島水ヶ岩中鼻標識(1から西方海岸沿いに70メートルのところ) 3 同市同町同郷三島南岸一番鼻標識 4 同市同町同郷三島南岸二番鼻標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3030号	中村 俊一	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 橋島 地先	1 北緯33度0分59秒,東経129度45分34秒 2 北緯33度0分59秒,東経129度45分35秒 3 北緯33度0分58秒,東経129度45分35秒 4 北緯33度0分57秒,東経129度45分34秒 イ 北緯33度1分2秒,東経129度45分33秒 ロ 北緯33度1分1秒,東経129度45分36秒 ハ 北緯33度0分57秒,東経129度45分36秒 ニ 北緯33度0分55秒,東経129度45分33秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白崎郷橋島北端 2 同市同町同郷橋島北東端3号岩 3 同市同町同郷橋島南東端2号岩 4 同市同町同郷橋島南端1号岩 イ 1から340度100メートルのところ ロ 2から40度70メートルのところ ハ 3から130度50メートルのところ ニ 4から191度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3031号	志田真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 宮浦郷 小宮浦獅子首 地先	1 北緯33度0分31秒,東経129度46分60秒 2 北緯33度0分28秒,東経129度47分2秒 3 北緯33度0分31秒,東経129度47分13秒 イ 北緯33度0分31秒,東経129度47分3秒 ロ 北緯33度0分31秒,東経129度47分6秒 ハ 北緯33度0分28秒,東経129度47分6秒 ニ 北緯33度0分28秒,東経129度47分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町宮浦郷小宮浦獅子首端南東角 2 同市同町同郷しめだけ海岸標識 3 同市同町同郷白浜宮崎鼻北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 2から87度30分115メートルのところ ニ 2から87度30分35メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3032号	志田真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 宮浦郷 宮浦 地先	1 北緯33度0分23秒,東経129度47分17秒 2 北緯33度0分22秒,東経129度47分14秒 3 北緯33度0分23秒,東経129度47分13秒 イ 北緯33度0分24秒,東経129度47分16秒 ロ 北緯33度0分24秒,東経129度47分15秒 ハ 北緯33度0分24秒,東経129度47分13秒 ニ 北緯33度0分23秒,東経129度47分15秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町宮浦郷クグの山の岩の突端標識 2 同市同町同郷宮浦白浜土井浦海岸石垣西角 3 同市同町同郷宮浦白浜の鼻突端標識 イ 1から325度30メートルのところ ロ 2から10度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3033号	亀岳真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 風早郷 エリクリ 地先	1 北緯32度58分17秒,東経129度49分6秒 2 北緯32度58分21秒,東経129度49分4秒 イ 北緯32度58分17秒,東経129度49分8秒 ロ 北緯32度58分21秒,東経129度49分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町風早郷サンシュ谷の鼻北東端 2 同市同町同郷カナイシ鼻南東端 イ 1から90度50メートルのところ ロ 2から90度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3034号	亀岳真珠有限会社	長崎県 西海市 西彼町 白似田郷 友島 地先	1 北緯32度57分57秒,東経129度48分42秒 2 北緯32度57分55秒,東経129度48分45秒 イ 北緯32度57分58秒,東経129度48分44秒 ロ 北緯32度57分59秒,東経129度48分45秒 ハ 北緯32度57分57秒,東経129度48分48秒 ニ 北緯32度57分56秒,東経129度48分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白似田郷友島北岸標識 2 同市同町同郷友島東岸標識 イ 1から50度40メートルのところ ロ 1から50度83メートルのところ ハ 2から50度83メートルのところ ニ 2から50度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第4014号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 平山郷 ケヤノ島 地先	1 北緯32度59分57秒,東経129度44分3秒 2 北緯32度59分57秒,東経129度44分7秒 イ 北緯32度59分58秒,東経129度44分3秒 ロ 北緯33度0分2秒,東経129度44分3秒 ハ 北緯33度0分2秒,東経129度44分7秒 ニ 北緯32度59分58秒,東経129度44分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町平山郷毛谷島海岸標識(2から西方海岸沿いに130メートルのところ) 2 同市同町同郷毛谷浦西鼻突端標識 イ 1から0度20メートルのところ ロ 1から0度140メートルのところ ハ 2から0度140メートルのところ ニ 2から0度20メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝重下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 八木原郷 小迎郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 鳥加郷

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第4015号	鈴木 正和	長崎県 西海市 西彼町 大串郷 竹島鶴亀平 地先	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線、及び1から2、3から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、4、二、ハ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。 1 北緯32度59分56秒、東経129度44分43秒 2 北緯32度59分50秒、東経129度44分43秒 3 北緯32度59分51秒、東経129度44分40秒 4 北緯32度59分54秒、東経129度44分39秒 5 北緯32度59分59秒、東経129度44分39秒 6 北緯33度0分0秒、東経129度44分37秒 7 北緯33度0分8秒、東経129度44分42秒 イ 北緯32度59分58秒、東経129度44分43秒 ロ 北緯33度0分1秒、東経129度44分38秒 ハ 北緯32度59分59秒、東経129度44分40秒 ニ 北緯32度59分54秒、東経129度44分40秒	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線、及び1から2、3から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、4、二、ハ、5の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。1 西海市西彼町大串郷勤兵衛島赤鼻北西端 2 同市同町同郷勤兵衛島戸の浦中鼻西端 3 同市同町同郷竹島春崎鼻南東端 4 同市同町同郷竹島末広鼻南東端 5 同市同町同郷竹島鶴亀平南端 6 同市同町同郷竹島鶴亀鼻突端亀岩 7 同市同町同郷三島西端(ダンノオキ護国A) イ 1と7を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 6から36度40メートルのところ ハ 5から90度20メートルのところ ニ 4から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-
南区第4016号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 島加郷 字平島 地先	1 北緯32度59分59秒、東経129度45分16秒 2 北緯33度0分1秒、東経129度45分12秒 3 北緯33度0分2秒、東経129度45分9秒 4 北緯32度59分60秒、東経129度45分6秒 5 北緯32度59分45秒、東経129度44分58秒 6 北緯32度59分50秒、東経129度44分58秒 7 北緯32度59分52秒、東経129度44分58秒 イ 北緯33度0分2秒、東経129度45分13秒 ロ 北緯33度0分4秒、東経129度45分9秒 ハ 北緯33度0分2秒、東経129度45分3秒	次の1、イ、ロ、ハ、7の各点を順次結んだ各直線、5と6を結んだ直線及び1から5、6から7に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町島加郷字平島東鼻突端標識 2 同市同町同郷字平島キリ石鼻東端 3 同市同町同郷字平島キリ石鼻北端 4 同市同町同郷字平島キリ石鼻西岸標識 5 同市同町同郷字平島もと山の中鼻標識 6 同市同町同郷ゼニ島南端 7 同市同町同郷ゼニ島北端 イ 2から45度40メートルのところ ロ 3から0度40メートルのところ ハ 4から315度80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 小八原郷 小辻郷 伊ノ浦郷 大串郷 平山郷 島加郷
南区第4017号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 寺の平地 地先	1 北緯33度0分13秒、東経129度45分21秒 2 北緯33度0分13秒、東経129度45分26秒 イ 北緯33度0分12秒、東経129度45分21秒 ロ 北緯33度0分6秒、東経129度45分21秒 ハ 北緯33度0分6秒、東経129度45分26秒 ニ 北緯33度0分12秒、東経129度45分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白崎郷寺の平地標識A 2 同市同町同郷寺の平地標識B イ 1から180度30メートルのところ ロ 1から180度210メートルのところ ハ 2から180度210メートルのところ ニ 2から180度30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷
南区第4018号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 岡丸 地先	1 北緯33度0分25秒、東経129度45分12秒 2 北緯33度0分16秒、東経129度45分11秒 イ 北緯33度0分27秒、東経129度45分44秒 ロ 北緯33度0分20秒、東経129度45分5秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白崎郷諫崎鼻畑角標識 2 同市同町同郷諫崎鼻標識 イ 1から284度200メートルのところ ロ 2から310度200メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷
南区第4019号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 熊先 地先	1 北緯33度0分35秒、東経129度45分17秒 2 北緯33度0分32秒、東経129度45分13秒 イ 北緯33度0分39秒、東経129度45分12秒 ロ 北緯33度0分35秒、東経129度45分16秒 ハ 北緯33度0分33秒、東経129度45分12秒 ニ 北緯33度0分37秒、東経129度45分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白崎郷諫崎鼻海岸標識A 2 同市同町同郷諫崎鼻海岸標識B イ 1から318度170メートルのところ ロ 1から318度20メートルのところ ハ 2から318度30メートルのところ ニ 2から318度180メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷
南区第4020号	西彼町漁業協同組合	長崎県 西海市 西彼町 白崎郷 イザリ神ナゴタ 地先	1 北緯33度0分49秒、東経129度45分35秒 2 北緯33度0分47秒、東経129度45分32秒 イ 北緯33度0分51秒、東経129度45分33秒 ロ 北緯33度0分50秒、東経129度45分34秒 ハ 北緯33度0分47秒、東経129度45分31秒 ニ 北緯33度0分49秒、東経129度45分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西海市西彼町白崎郷ナゴタ海岸護岸排水口標識A 2 同市同町同郷ナゴタ海岸護岸排水口標識B(1から南西方海岸沿いに120メートルのところ) イ 1から314度100メートルのところ ロ 1から314度60メートルのところ ハ 2から314度30メートルのところ ニ 2から314度80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西海市 西彼町 上岳郷 下岳郷 白崎郷 宮浦郷 亀浦郷 風早郷 白似田郷 中山郷
南区第2057号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 琴海大平町 横瀬浦 地先	1 北緯32度57分37秒、東経129度48分38秒 2 北緯32度57分38秒、東経129度48分39秒 3 北緯32度57分37秒、東経129度48分40秒 イ 北緯32度57分38秒、東経129度48分38秒 ロ 北緯32度57分38秒、東経129度48分41秒 ハ 北緯32度57分37秒、東経129度48分41秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んでイに至る各直線と、1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市琴海大平町なかしま橋南護岸東端標識 2 同市同町瀬戸の鼻北端標識 3 同市同町横瀬浦標識(2から南方海岸沿いに47メートルのところ) イ 1から333度24メートルのところ ロ 2から54度40メートルのところ ハ 3から72度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 琴海尾戸町 琴海形上町 琴海大平町 長瀬町 琴海戸根原町

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2058号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 乃木浦 地先	1 北緯32度56分54秒,東経129度49分1秒 2 北緯32度56分52秒,東経129度48分57秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2059号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 矢別 地先	1 北緯32度56分41秒,東経129度49分3秒 2 北緯32度56分42秒,東経129度49分4秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2060号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 網ヶ浦 地先	1 北緯32度56分16秒,東経129度48分55秒 2 北緯32度56分14秒,東経129度48分52秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2061号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 下松尾 地先	1 北緯32度55分30秒,東経129度47分49秒 2 北緯32度55分26秒,東経129度47分51秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2062号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 松尾 地先	1 北緯32度55分40秒,東経129度48分1秒 2 北緯32度55分48秒,東経129度48分0秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2063号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 名串 木折 地先	1 北緯32度56分1秒,東経129度48分3秒 2 北緯32度56分3秒,東経129度48分7秒 3 北緯32度56分7秒,東経129度48分5秒 4 北緯32度56分6秒,東経129度48分0秒 イ 北緯32度56分3秒,東経129度48分2秒 ロ 北緯32度56分5秒,東経129度48分6秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2064号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 名串 瀬ノ浦 地先	1 北緯32度56分13秒,東経129度48分3秒 2 北緯32度56分15秒,東経129度48分7秒 イ 北緯32度56分14秒,東経129度48分1秒 ロ 北緯32度56分16秒,東経129度48分4秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2065号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 名串 地先	1 北緯32度56分33秒,東経129度47分49秒 2 北緯32度56分28秒,東経129度47分49秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2066号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海尾戸町 名串 地先	1 北緯32度56分51秒,東経129度47分48秒 2 北緯32度56分54秒,東経129度47分54秒 イ 北緯32度56分52秒,東経129度47分47秒 ロ 北緯32度56分56秒,東経129度47分53秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2067号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海形上町 大子角ノ浦 地先	1 北緯32度56分9秒,東経129度47分3秒 2 北緯32度56分7秒,東経129度47分2秒 イ 北緯32度56分9秒,東経129度47分5秒 ロ 北緯32度56分7秒,東経129度47分4秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	
南区第2068号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海戸根原町 スズレ岩 地先	1 北緯32度54分17秒,東経129度47分18秒 2 北緯32度54分11秒,東経129度47分21秒 イ 北緯32度54分17秒,東経129度47分16秒 ロ 北緯32度54分11秒,東経129度47分19秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2069号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海戸根原町 ヤケンバ 地先	1 北緯32度54分26秒,東経129度47分29秒 2 北緯32度54分16秒,東経129度47分29秒 3 北緯32度54分14秒,東経129度47分25秒 4 北緯32度54分17秒,東経129度47分18秒 イ 北緯32度54分22秒,東経129度47分15秒 ロ 北緯32度54分17秒,東経129度47分16秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海戸根原町ヤケンバ横浦山北西鼻標識 2 同市同町中の浦横浦南鼻西端 3 同市同町中の浦立山白岩標識 4 同市同町スズレ岩鼻標識(松の下) イ 1から251度30分360メートルのところ ロ 4から270度50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町
南区第2070号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海戸根原町 立山 地先	1 北緯32度54分9秒,東経129度47分33秒 2 北緯32度54分7秒,東経129度47分32秒 3 北緯32度54分16秒,東経129度47分29秒 4 北緯32度54分14秒,東経129度47分25秒	次の1と2を結んだ直線、3と4を結んだ直線及び1から3、2から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海戸根原町中の浦一本松鼻南西端 2 同市同町中の浦さが浦波止標識 3 同市同町中の浦横浦南鼻西端 4 同市同町中の浦立山白岩標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海尾戸町 等海形上町 等海大平町 長浦町 等海戸根原町
南区第2071号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海戸根町 瀬ノ浦 地先	1 北緯32度53分1秒,東経129度48分15秒 2 北緯32度52分52秒,東経129度48分11秒 イ 北緯32度52分52秒,東経129度48分15秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海戸根町要浦南端標識 2 同市同町瀬ノ浦標識 イ 2から90度95メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2072号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海戸根町 湯向 地先	1 北緯32度52分59秒,東経129度47分40秒 2 北緯32度52分57秒,東経129度47分42秒 3 北緯32度52分55秒,東経129度47分45秒 4 北緯32度52分56秒,東経129度47分48秒	次の1と2を結んだ各直線及び1から2、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海戸根町瀬浦立石鼻突端標識 2 同市同町佐世保島西端 3 同市同町佐世保島東端 4 同市同町真珠養殖場作業小屋護岸西端	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2073号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海戸根町 辰島 地先	1 北緯32度52分50秒,東経129度47分47秒 2 北緯32度52分45秒,東経129度47分48秒 イ 北緯32度52分50秒,東経129度47分46秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海戸根町辰島赤松鼻北端 2 同市同町辰島釣掛松鼻西端 イ 1から270度10メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2074号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海村松町 吉浦 地先	1 北緯32度52分35秒,東経129度47分20秒 2 北緯32度52分29秒,東経129度47分19秒 3 北緯32度52分26秒,東経129度48分11秒 イ 北緯32度52分34秒,東経129度47分25秒 ロ 北緯32度52分28秒,東経129度47分23秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海村松町吉浦船頭倉の鼻突端標識 2 同市同町(株)にガシラ防波堤付根 3 同市同町焼島北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 2から101度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2075号	大村湾漁業協同組合	長崎県 長崎市 等海村松町 吉浦 地先	1 北緯32度52分24秒,東経129度47分18秒 2 北緯32度52分17秒,東経129度47分19秒 イ 北緯32度52分24秒,東経129度47分22秒 ロ 北緯32度52分17秒,東経129度47分20秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海村松町護岸標識 2 同市同町石垣北東端標識 イ 1から101度100メートルのところ ロ 2から90度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2076号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 時津町 子々川郷 宇登路橋 地先	1 北緯32度51分49秒,東経129度48分11秒 2 北緯32度51分52秒,東経129度48分7秒 3 北緯32度51分54秒,東経129度47分50秒 4 北緯32度52分20秒,東経129度48分9秒 5 北緯32度52分9秒,東経129度48分14秒 イ 北緯32度51分53秒,東経129度48分12秒 ロ 北緯32度51分54秒,東経129度48分7秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡時津町子々川郷竹崎崎標識 2 同郡同町同郷オコノ鼻突端標識 3 同郡同町同郷登路橋福別荘護岸北角標識 4 長崎市等海村松町焼島南端 5 西彼杵郡時津町子々川郷前島西端 イ 1と5を結ぶ直線上1から150メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2077号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 時津町 子々川郷 前島 地先	1 北緯32度52分9秒,東経129度48分14秒 2 北緯32度52分3秒,東経129度48分18秒	次の1と2の各点を結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡時津町子々川郷前島西端 2 同郡同町同郷前島しやれ松鼻西端	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 等海戸根町 等海村松町 西海町 西彼杵郡 時津町 子々川郷
南区第2078号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 時津町 日並郷 宇鹿島 地先	1 北緯32度51分58秒,東経129度49分38秒 2 北緯32度51分59秒,東経129度49分25秒	次の1、2の各点を順次結んだ直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡時津町日並郷宇鹿島首の崎標識 2 同郡同町同郷同字網代波止突端標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡 時津町 日並郷 久留里郷 左底郷 元村郷 野田郷 浦郷 浜田郷 西時津郷

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第2079号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 時津町 日並郷 木場崎 地先	1 北緯32度51分22秒,東経129度49分25秒 2 北緯32度51分18秒,東経129度49分25秒 3 北緯32度51分17秒,東経129度49分27秒 4 北緯32度51分23秒,東経129度49分29秒 イ 北緯32度51分21秒,東経129度49分28秒	次の1、イ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡時津町日並郷木場崎さがさき護岸標識 2 同郡同町同郷木場崎公民館前内側防波堤付根 3 同郡同町同郷木場崎公民館前内側防波堤突端 4 同郡同町同郷木場崎外側防波堤一番階段標識	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡 時津町 日並郷 久留里郷 左底郷 元村郷 野田郷 浦郷 浜田郷 西時津郷	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2080号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 時津町 久留里郷 永ノ浦 地先	1 北緯32度50分38秒,東経129度50分31秒 2 北緯32度50分38秒,東経129度50分32秒 イ 北緯32度50分38秒,東経129度50分30秒 ロ 北緯32度50分37秒,東経129度50分30秒 ハ 北緯32度50分36秒,東経129度50分31秒 ニ 北緯32度50分37秒,東経129度50分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡時津町久留里郷ヤマハマリン西九州(株)東波止標識A 2 同郡同町同郷ヤマハマリン西九州(株)東波止標識B(1から27メートルのところ) イ 1から225度21メートルのところ ロ 1から225度41メートルのところ ハ 2から219度48メートルのところ ニ 2から219度25メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡 時津町 日並郷 久留里郷 左底郷	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2081号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 時津町 西時津郷 畠下 地先	1 北緯32度50分54秒,東経129度51分2秒 2 北緯32度51分13秒,東経129度50分54秒 3 北緯32度51分5秒,東経129度51分3秒 4 北緯32度50分55秒,東経129度51分5秒 イ 北緯32度51分3秒,東経129度50分58秒	次の1、イ、3、4の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡時津町西時津郷アゲノ瀬北端 2 同郡同町同郷竜崎西端 3 同郡同町同郷崎野叔母石標識 4 同郡同町同郷白石鼻護岸標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡 時津町 日並郷 久留里郷 左底郷 元村郷 野田郷 清郷 浜田郷 西時津郷	1. イの点及びイと1の間点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2082号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 長与町 斉藤郷 崎野 地先	1 北緯32度51分10秒,東経129度51分25秒 2 北緯32度51分13秒,東経129度51分29秒 3 北緯32度51分7秒,東経129度51分32秒 4 北緯32度51分3秒,東経129度51分28秒 イ 北緯32度51分8秒,東経129度51分26秒 ロ 北緯32度51分8秒,東経129度51分32秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡長与町斉藤郷蛇口鼻東端 2 同郡同町同郷橋詰の鼻南東端 3 同郡同町同郷清水島蛭子鼻北端 4 同郡同町同郷清水島西端 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上3から70メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡 長与町	
南区第2083号	大村湾漁業協同組合	長崎県 西彼杵郡 長与町 斉藤郷 清水島南 地先	1 北緯32度51分2秒,東経129度51分37秒 2 北緯32度51分1秒,東経129度51分31秒 イ 北緯32度51分1秒,東経129度51分37秒 ロ 北緯32度50分58秒,東経129度51分38秒 ハ 北緯32度50分57秒,東経129度51分32秒 ニ 北緯32度50分60秒,東経129度51分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 西彼杵郡長与町斉藤郷清水島南岸標識A(清水島南東端より西方海岸沿いに29メートルのところ) 2 同郡同町同郷清水島南岸標識B(1から西方海岸沿いに154メートルのところ) イ 1から166度30メートルのところ ロ 1から166度110メートルのところ ハ 2から166度110メートルのところ ニ 2から166度30メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	西彼杵郡 長与町	
南区第2084号	大村湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 多良見町 舟津 地先	1 北緯32度51分33秒,東経129度55分46秒 2 北緯32度51分32秒,東経129度55分51秒 イ 北緯32度51分37秒,東経129度55分49秒 ロ 北緯32度51分43秒,東経129度55分53秒 ハ 北緯32度51分42秒,東経129度55分58秒 ニ 北緯32度51分36秒,東経129度55分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 諫早市多良見町舟津農協遊果場埋地護岸標識(護岸東角から西方護岸沿いに15メートルのところ) 2 同市同町舟津田原標識(西部グラウンド前護岸東角から西方護岸沿いに40メートルのところ) イ 1から31度145メートルのところ ロ 1から31度345メートルのところ ハ 2から31度365メートルのところ ニ 2から31度165メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 多良見町 舟津 佐瀬	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2085号	大村湾漁業協同組合	長崎県 諫早市 多良見町 大草浦 地先	1 北緯32度50分51秒,東経129度57分53秒 2 北緯32度50分51秒,東経129度57分47秒 イ 北緯32度50分59秒,東経129度57分43秒 ロ 北緯32度51分6秒,東経129度57分35秒 ハ 北緯32度51分4秒,東経129度57分32秒 ニ 北緯32度50分57秒,東経129度57分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 諫早市多良見町東園西ノ浦鼻標識 2 同市同町東園牛ノ鼻石垣角標識 イ 1から315度365メートルのところ ロ 1から315度680メートルのところ ハ 2から315度560メートルのところ ニ 2から315度245メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	諫早市 多良見町 元釜 野副 西園 東園 木床 化屋	
南区第2086号	大村湾漁業協同組合	長崎県 東彼杵郡 東彼杵町 口木田郷 鍋蔵 地先	1 北緯33度3分10秒,東経129度53分47秒 2 北緯33度3分13秒,東経129度53分42秒 イ 北緯33度3分7秒,東経129度53分45秒 ロ 北緯33度3分3秒,東経129度53分43秒 ハ 北緯33度3分6秒,東経129度53分38秒 ニ 北緯33度3分10秒,東経129度53分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 東彼杵郡東彼杵町口木田郷口木田踏み切り標識(口木田川河口より北西側へ40メートルのところ) 2 同郡同町大音等郷岩石南側護岸標識(1より北西へ150メートルのところ) イ 1から205度100メートルのところ ロ 1から205度250メートルのところ ハ 2から205度250メートルのところ ニ 2から205度100メートルのところ	第一種区画漁業 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	東彼杵郡 東彼杵町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第3035号	有限会社長浦真珠	長崎県 長崎市 等海尾戸町 鵜瀬島 地先	1 北緯32度54分52秒,東経129度48分5秒 2 北緯32度54分53秒,東経129度47分60秒 3 北緯32度54分49秒,東経129度48分6秒 イ 北緯32度54分48秒,東経129度48分4秒	次の1、2、イ、3を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海尾戸町鵜瀬島えびず浦海岸東端標識 2 同市同町鵜瀬島えびず浦海岸西端標識 3 同市同町鵜瀬島鼻突端標識 イ 3から237度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3036号	有限会社平尾真珠	長崎県 長崎市 等海尾戸町 鵜瀬島 地先	1 北緯32度54分53秒,東経129度47分54秒 2 北緯32度54分54秒,東経129度47分56秒 3 北緯32度54分35秒,東経129度47分40秒 イ 北緯32度54分52秒,東経129度47分53秒 ロ 北緯32度54分51秒,東経129度47分53秒 ハ 北緯32度54分50秒,東経129度47分55秒 ニ 北緯32度54分51秒,東経129度47分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市等海尾戸町鵜瀬島先端代西鼻南端 2 同市同町鵜瀬島先端代浦底石垣西角標識 3 同市同町長浦郷大島エビス鼻東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から35メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ ハ 2から214度135メートルのところ ニ 2から214度120メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3037号	丸宣真珠有限会社	長崎県 長崎市 等海尾戸町 鵜瀬島 地先	1 北緯32度54分59秒,東経129度48分14秒 2 北緯32度54分54秒,東経129度48分16秒 3 北緯32度55分0秒,東経129度48分18秒 イ 北緯32度54分60秒,東経129度48分15秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海尾戸町鵜瀬島標識A 2 同市同町鵜瀬島浦上畑中央標識B 3 同市同町鵜瀬島鼻標識C イ 1と3を結ぶ直線の中央店	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3038号	有限会社平尾真珠	長崎県 長崎市 等海尾戸町 スボリ 地先	1 北緯32度55分18秒,東経129度47分59秒 2 北緯32度55分2秒,東経129度47分32秒 3 北緯32度55分14秒,東経129度47分57秒 4 北緯32度55分19秒,東経129度47分53秒 5 北緯32度55分19秒,東経129度47分54秒 6 北緯32度55分20秒,東経129度47分58秒 7 北緯32度55分20秒,東経129度47分59秒 イ 北緯32度55分16秒,東経129度47分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線、及び1から7、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海尾戸町スボリ竹中畑南西端 2 同市長浦町大瀬平宮崎山の鼻北端 3 同市等海尾戸町スボリ下鼻南西端 4 同市同町スボリ島西端 5 同市同町スボリ島南端 6 同市同町スボリ突端標識 7 同市同町スボリ竹中畑腰岸標識(1から北方護岸沿いに34メートルのところ) イ 1と2を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3039号	深江真珠有限会社	長崎県 長崎市 等海尾戸町 下松尾 地先	1 北緯32度55分34秒,東経129度47分49秒 2 北緯32度55分35秒,東経129度47分57秒 イ 北緯32度55分36秒,東経129度47分48秒 ロ 北緯32度55分39秒,東経129度47分55秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海尾戸町下松尾入道鼻北西端 2 同市同町下松尾入道鼻北岸標識 イ 1から340度70メートルのところ ロ 2から340度100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3041号	有限会社山崎真珠	長崎県 長崎市 等海形上町 地先	1 北緯32度55分49秒,東経129度47分10秒 2 北緯32度55分50秒,東経129度47分7秒 3 北緯32度55分50秒,東経129度47分6秒 イ 北緯32度55分48秒,東経129度47分10秒 ロ 北緯32度55分48秒,東経129度47分7秒 ハ 北緯32度55分48秒,東経129度47分7秒 ニ 北緯32度55分48秒,東経129度47分6秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市等海形上町ヒギレ浦北岸東側標識 2 同市同町245番地と241番地の海側境界標識 3 同市同町ヒギレ浦北岸西側標識(2から西方海岸沿いに30メートルのところ) イ 1から180度30メートルのところ ロ 2から180度47メートルのところ ハ 2から180度37メートルのところ ニ 3から180度37メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3042号	深江真珠有限会社	長崎県 長崎市 長浦町 浦の谷 地先	1 北緯32度55分24秒,東経129度47分20秒 2 北緯32度55分22秒,東経129度47分19秒 3 北緯32度55分26秒,東経129度47分51秒 イ 北緯32度55分24秒,東経129度47分22秒 ロ 北緯32度55分20秒,東経129度47分23秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町浦の谷北鼻標識B 2 同市同町浦の谷北鼻南端標識 3 同市等海尾戸町下松尾スボリ鼻西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2から124度150メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3043号	深江真珠有限会社	長崎県 長崎市 長浦町 浦の谷 地先	1 北緯32度55分24秒,東経129度47分20秒 2 北緯32度55分20秒,東経129度47分19秒 イ 北緯32度55分24秒,東経129度47分26秒 ロ 北緯32度55分25秒,東経129度47分34秒 ハ 北緯32度55分21秒,東経129度47分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町浦の谷北鼻標識B 2 同市同町長浦の谷鼻北端標識 イ 1から86度170メートルのところ ロ 1から86度370メートルのところ ハ 2から86度410メートルのところ2から86度210メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
南区第3044号	有限会社山崎真珠	長崎県 長崎市 長浦町 高野道 地先	1 北緯32度55分3秒,東経129度47分11秒 2 北緯32度55分4秒,東経129度47分13秒 イ 北緯32度55分4秒,東経129度47分11秒 ロ 北緯32度55分5秒,東経129度47分12秒 ハ 北緯32度55分6秒,東経129度47分14秒 ニ 北緯32度55分4秒,東経129度47分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町字辻の平(有)山崎真珠敷地石垣西角標識 2 同市同町字辻の平(有)山崎真珠敷地恵比須様前石垣標識 イ 1から7度10メートルのところ ロ 1から7度76メートルのところ ハ 2から7度76メートルのところ ニ 2から7度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第3045号	有限会社清口真珠	長崎県 長崎市 長浦町 手崎人尻 地先	1 北緯32度54分48秒,東経129度47分21秒 2 北緯32度54分47秒,東経129度47分22秒 イ 北緯32度54分48秒,東経129度47分19秒 ロ 北緯32度54分47秒,東経129度47分19秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町手崎人尻北鼻西端 2 同市同町手崎人尻北鼻南東端 イ 1から270度45メートルのところ ロ 2から270度65メートルのところ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3046号	有限会社清口真珠	長崎県 長崎市 長浦町 大小島 地先	1 北緯32度54分37秒,東経129度47分33秒 2 北緯32度54分34秒,東経129度47分31秒 イ 北緯32度54分37秒,東経129度47分33秒 ロ 北緯32度54分34秒,東経129度47分31秒 ハ 北緯32度54分33秒,東経129度47分27秒 ニ 北緯32度54分37秒,東経129度47分29秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町大小島北端標識 2 同市同町大小島西端標識 イ 1から264度20メートルのところ ロ 2から264度10メートルのところ ハ 2から264度110メートルのところ ニ 1から264度120メートルのところ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第3047号	松田真珠有限会社	長崎県 東彼杵郡 東彼杵町 平似田郷 串の浦 地先	1 北緯33度0分25秒,東経129度56分39秒 2 北緯33度0分33秒,東経129度56分41秒 3 北緯33度0分25秒,東経129度56分41秒 4 北緯33度0分31秒,東経129度56分43秒 イ 北緯33度0分27秒,東経129度56分39秒 ロ 北緯33度0分27秒,東経129度56分42秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 東彼杵郡東彼杵町平似田郷串島の鼻北西端 2 同郡同町同郷坊主鼻突端 3 同郡同町同郷串の浦南岸標識(1から東方海岸沿いに75メートルのところ) 4 同郡同町同郷坊主鼻南側根元と鉄道護岸の境目(3から16度見通し) イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から70メートルのところ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
南区第4021号	有限会社平尾真珠	長崎県 長崎市 等海尾戸町 松尾 地先	1 北緯32度55分47秒,東経129度47分58秒 2 北緯32度55分45秒,東経129度47分55秒 イ 北緯32度55分45秒,東経129度47分58秒 ロ 北緯32度55分43秒,東経129度47分58秒 ハ 北緯32度55分43秒,東経129度47分55秒 ニ 北緯32度55分45秒,東経129度47分55秒	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市等海尾戸町松尾海岸標識 2 同市同町松尾小島南端 イ 1から180度55メートルのところ ロ 1から180度115メートルのところ ハ 2から180度80メートルのところ ニ 2から180度20メートルのところ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第4022号	有限会社山崎真珠	長崎県 長崎市 長浦町 浦の谷 地先	1 北緯32度55分9秒,東経129度47分17秒 2 北緯32度55分8秒,東経129度47分14秒 イ 北緯32度55分8秒,東経129度47分17秒 ロ 北緯32度55分6秒,東経129度47分17秒 ハ 北緯32度55分6秒,東経129度47分15秒 ニ 北緯32度55分7秒,東経129度47分14秒	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町浦の谷石垣東角標識 2 同市同町浦の谷赤松岩標識 イ 1から174度40メートルのところ ロ 1から174度90メートルのところ ハ 2から174度70メートルのところ ニ 2から174度20メートルのところ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第4023号	有限会社清口真珠	長崎県 長崎市 長浦町 手崎人尻 地先	1 北緯32度54分46秒,東経129度47分22秒 2 北緯32度54分44秒,東経129度47分20秒 イ 北緯32度54分46秒,東経129度47分19秒 ロ 北緯32度54分44秒,東経129度47分18秒	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 長崎市長浦町手崎人尻北鼻南東端標識 2 同市同町手崎人尻北鼻南西端標識 イ 1から270度78メートルのところ ロ 2から270度38メートルのところ	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
南区第537号	大村湾東部漁業協同組合	長崎県 大村市 玖島1丁目 玖島崎 地先	1 北緯32度53分38秒,東経129度57分3秒 イ 北緯32度53分37秒,東経129度57分4秒 ロ 北緯32度53分34秒,東経129度57分4秒 ハ 北緯32度53分34秒,東経129度56分60秒 ニ 北緯32度53分37秒,東経129度56分60秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 大村市玖島1丁目玖島崎南西端標識 イ 1から171度10分30メートルのところ ロ 1から171度10分130メートルのところ ハ 1から216度30分150メートルのところ ニ 1から254度30分100メートルのところ	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大村市 久原1、2丁目 清陸町 日泊町 鳥川内町 西部町 玖島1～3丁目 諫早市 真津山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第538号	大村湾東部漁業協同組合	長崎県 大村市 玖島1丁目 大村競艇場 地先	1 北緯32度53分46秒,東経129度56分55秒 2 北緯32度53分50秒,東経129度56分55秒 3 北緯32度53分53秒,東経129度57分1秒 イ 北緯32度53分46秒,東経129度56分55秒 ロ 北緯32度53分47秒,東経129度56分51秒 ハ 北緯32度53分52秒,東経129度56分52秒 ニ 北緯32度53分56秒,東経129度56分58秒 ホ 北緯32度53分54秒,東経129度57分0秒 ヘ 北緯32度53分50秒,東経129度56分55秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 大村市玖島1丁目大村競艇場防波堤第1灯標付根 2 同市玖島1丁目大村競艇場防波堤第2灯標付根 3 同市玖島1丁目大村競艇場防波堤標識(防波堤南端から北東方防波堤沿いに150メートルのところ) イ 1から287度5メートルのところ ロ 1から287度105メートルのところ ハ 2から312度105メートルのところ ニ 3から315度115メートルのところ ホ 3から315度15メートルのところ	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大村市 久原1、2丁目 清陸町 日泊町 鳥川内町 西部町 玖島1～3丁目 諫早市 真津山	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第539号	大村市漁業協同組合	長崎県 大村市 森園町 松山町 地先	1 北緯32度55分13秒,東経129度56分12秒 2 北緯32度54分46秒,東経129度56分43秒 3 北緯32度54分38秒,東経129度56分49秒 4 北緯32度54分34秒,東経129度56分43秒 イ 北緯32度55分3秒,東経129度56分1秒 ロ 北緯32度54分39秒,東経129度56分32秒 ハ 北緯32度54分35秒,東経129度56分42秒 ニ 北緯32度54分38秒,東経129度56分48秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 大村市森園町突出護岸南側付根標識 2 同市松山町松山護岸中央路付根標識 3 同市同町馬場先突堤北側付根標識 4 同市同町馬場先旧突堤北西端 イ 1から223度410メートルのところ ロ 4から295度30分315メートルのところ ハ 4から295度30分20メートルのところ ニ 3から315度20メートルのところ	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大村市 松出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1、2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1、2丁目	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
南区第2087号	大村市漁業協同組合	長崎県 大村市 杭出津1丁目 臼島 地先	1 北緯32度54分14秒,東経129度56分35秒 2 北緯32度53分60秒,東経129度56分29秒 イ 北緯32度54分14秒,東経129度56分43秒 ロ 北緯32度54分14秒,東経129度56分45秒 ハ 北緯32度53分60秒,東経129度56分36秒 ニ 北緯32度53分60秒,東経129度56分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 大村市杭出津1丁目臼島北端標柱 2 同市杭出津1丁目臼島南端標柱 イ 1から90度200メートルのところ ロ 1から90度250メートルのところ ハ 2から90度180メートルのところ ニ 2から90度130メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	大村市 杭出津1～3丁目 松山町 森園町 今津町 富の原1、2丁目 黒丸町 沖田町 寿古町 松原本町 松原1、2丁目	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1053号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾東町 名倉 地先	1 北緯33度3分43秒,東経129度45分25秒 2 北緯33度3分44秒,東経129度45分27秒 3 北緯33度3分44秒,東経129度45分28秒 4 北緯33度3分42秒,東経129度45分30秒 5 北緯33度3分49秒,東経129度45分25秒 6 北緯33度3分47秒,東経129度45分30秒 イ 北緯33度3分45秒,東経129度45分25秒 ロ 北緯33度3分45秒,東経129度45分26秒 ハ 北緯33度3分44秒,東経129度45分28秒	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市針尾東町名倉白岩鼻西端標識 2 同市同町名倉白岩鼻北端標識 3 同市同町名倉白岩鼻東端標識 4 同市同町大名倉立岩標識 5 同市同町名倉西村水産敷地石垣西端角 6 同市同町古里物揚場西側海岸標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から30メートルのところ ハ 3と6を結ぶ直線上3から30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1054号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾東町 名倉 地先	1 北緯33度3分49秒,東経129度45分25秒 2 北緯33度3分49秒,東経129度45分27秒 3 北緯33度3分47秒,東経129度45分30秒 イ 北緯33度3分47秒,東経129度45分25秒 ロ 北緯33度3分47秒,東経129度45分27秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市針尾東町名倉東護岸西端角標識 2 同市同町名倉東護岸標識(1から東方海岸沿いに70メートルのところ) 3 同市同町古里物揚場西側海岸標識 イ 1から180度60メートルのところ ロ 2から180度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1055号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾東町 名倉 地先	1 北緯33度3分48秒,東経129度45分19秒 2 北緯33度3分45秒,東経129度45分19秒 3 北緯33度3分43秒,東経129度45分18秒 4 北緯33度3分49秒,東経129度45分25秒 5 北緯33度3分43秒,東経129度45分25秒 6 北緯33度3分38秒,東経129度45分22秒 イ 北緯33度3分48秒,東経129度45分21秒 ロ 北緯33度3分44秒,東経129度45分21秒 ハ 北緯33度3分42秒,東経129度45分19秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市針尾中町名倉物揚場埋地南西端 2 同市同町名倉鼻東端標識 3 同市同町名倉鼻南端 4 同市同町名倉西村水産敷地石垣西端角 5 同市針尾東町名倉白岩鼻西端標識 6 同市同町大谷浦標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上2から50メートルのところ ハ 3と6を結ぶ直線上3から50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1056号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾中町 殿田 地先	1 北緯33度4分24秒,東経129度44分36秒 2 北緯33度4分24秒,東経129度44分39秒 3 北緯33度4分32秒,東経129度44分46秒 4 北緯33度4分35秒,東経129度44分53秒 5 北緯33度4分40秒,東経129度44分55秒 6 北緯33度4分48秒,東経129度44分50秒 7 北緯33度4分46秒,東経129度44分43秒 8 北緯33度4分42秒,東経129度44分40秒 9 北緯33度4分40秒,東経129度44分38秒 10 緯33度4分39秒,東経129度44分33秒 11 北緯33度4分40秒,東経129度44分29秒 イ 北緯33度4分32秒,東経129度44分32秒 ロ 北緯33度4分33秒,東経129度44分35秒 ハ 北緯33度4分35秒,東経129度44分43秒 ニ 北緯33度4分41秒,東経129度44分47秒 ホ 北緯33度4分48秒,東経129度44分49秒 ヘ 北緯33度4分40秒,東経129度44分51秒	次の3、1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線、5、ヘ、4の各点を順次結んだ各直線と、3から4及び5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市針尾中町小人崎鼻護岸標識2 同市同町小人崎護岸階段標識 3 同市同町朴の木鼻突端標識 4 同市同町一ツ石鼻標識 5 同市針尾西町江下護岸北西端標識 6 同市針尾西町殿田の鼻護岸上築施設基部標識 7 同市針尾西町鯛の浦山の下護岸潮受堤北側角標識 8 同市同町鯛の浦もちごめの鼻標識 9 同市同町畑崎海岸標識 10 同市同町沖川防波堤付根標識 11 同市同町二丁橋わの木鼻突端標識 イ 1と11を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 2と10を結ぶ直線上2から270メートルのところ ハ 3と9を結ぶ直線上3から130メートルのところ ニ 5と8を結ぶ直線上5から210メートルのところ ホ 6と7を結ぶ直線上6から50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1057号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾中町 殿田 地先	1 北緯33度4分35秒,東経129度44分53秒 2 北緯33度4分40秒,東経129度44分55秒 3 北緯33度4分42秒,東経129度44分40秒 イ 北緯33度4分40秒,東経129度44分51秒	次の1、イ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市針尾中町一ツ石鼻標識 2 同市同町江下護岸北西端標識 3 同市針尾西町鯛の浦もちごめの鼻標識 イ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第1058号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾西町 鯛の浦 畑崎 地先	1 北緯33度4分42秒、東経129度44分40秒 2 北緯33度4分40秒、東経129度44分38秒 3 北緯33度4分39秒、東経129度44分36秒 4 北緯33度4分39秒、東経129度44分31秒 5 北緯33度4分34秒、東経129度44分48秒 6 北緯33度4分23秒、東経129度44分46秒 7 北緯33度4分24秒、東経129度44分42秒 イ 北緯33度4分40秒、東経129度44分42秒 ロ 北緯33度4分37秒、東経129度44分40秒 ハ 北緯33度4分36秒、東経129度44分37秒 ニ 北緯33度4分36秒、東経129度44分30秒 ホ 北緯33度4分38秒、東経129度44分30秒 ヘ 北緯33度4分38秒、東経129度44分36秒 ト 北緯33度4分39秒、東経129度44分39秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1059号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾西町 黒瀬 地先	1 北緯33度5分28秒、東経129度44分3秒 2 北緯33度5分42秒、東経129度43分57秒 イ 北緯33度5分28秒、東経129度43分59秒 ロ 北緯33度5分42秒、東経129度43分53秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1060号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾西町 川畑 地先	1 北緯33度5分59秒、東経129度44分40秒 イ 北緯33度6分3秒、東経129度44分36秒 ロ 北緯33度6分7秒、東経129度44分37秒 ハ 北緯33度6分7秒、東経129度44分42秒 ニ 北緯33度6分10秒、東経129度44分44秒 ホ 北緯33度6分9秒、東経129度44分46秒 ヘ 北緯33度6分4秒、東経129度44分43秒 ト 北緯33度6分4秒、東経129度44分40秒 チ 北緯33度6分2秒、東経129度44分40秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1061号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾北町 大崎 地先	1 北緯33度6分43秒、東経129度44分52秒 2 北緯33度6分42秒、東経129度44分43秒 3 北緯33度6分10秒、東経129度44分38秒 4 北緯33度6分7秒、東経129度44分24秒 イ 北緯33度6分42秒、東経129度44分42秒 ロ 北緯33度6分34秒、東経129度44分36秒 ハ 北緯33度6分35秒、東経129度44分46秒 ニ 北緯33度6分42秒、東経129度44分51秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2088号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾東町 紋田 地先	1 北緯33度3分59秒、東経129度46分42秒 2 北緯33度3分55秒、東経129度46分37秒 イ 北緯33度4分11秒、東経129度46分32秒 ロ 北緯33度4分1秒、東経129度46分41秒 ハ 北緯33度3分57秒、東経129度46分35秒 ニ 北緯33度4分8秒、東経129度46分26秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2089号	針尾漁業協同組合	長崎県 佐世保市 針尾西町 川畑 地先	1 北緯33度6分4秒、東経129度44分50秒 2 北緯33度5分58秒、東経129度44分52秒 3 北緯33度5分58秒、東経129度44分40秒 4 北緯33度6分1秒、東経129度44分37秒 イ 北緯33度6分4秒、東経129度44分49秒 ロ 北緯33度6分3秒、東経129度44分44秒 ハ 北緯33度5分58秒、東経129度44分44秒 ニ 北緯33度5分58秒、東経129度44分50秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 針尾東町 針尾中町 針尾西町 針尾北町	
南区第1062号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 野崎町 高崎鼻 地先	1 北緯33度6分49秒、東経129度41分49秒 2 北緯33度6分54秒、東経129度41分43秒 イ 北緯33度6分49秒、東経129度41分48秒 ロ 北緯33度6分48秒、東経129度41分47秒 ハ 北緯33度6分52秒、東経129度41分41秒 ニ 北緯33度6分53秒、東経129度41分42秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 天浜町 天神町 鹿ノ浦町 野崎町 飯ヶ浦町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
南区第1064号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 俵ヶ浦 地先	1 北緯33度7分1秒,東経129度40分39秒 イ 北緯33度6分58秒,東経129度40分30秒 ロ 北緯33度6分57秒,東経129度40分27秒 ハ 北緯33度6分51秒,東経129度40分30秒 ニ 北緯33度6分52秒,東経129度40分34秒		魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1500号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 俵ヶ浦 地先	1 北緯33度7分1秒,東経129度40分39秒 イ 北緯33度6分57秒,東経129度40分33秒 ロ 北緯33度6分56秒,東経129度40分31秒 ハ 北緯33度6分54秒,東経129度40分33秒 ニ 北緯33度6分55秒,東経129度40分34秒		魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2090号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 東浜町 高島 地先	1 北緯33度8分3秒,東経129度45分17秒 2 北緯33度8分4秒,東経129度45分12秒 3 北緯33度8分4秒,東経129度45分17秒 イ 北緯33度8分3秒,東経129度45分17秒 ロ 北緯33度8分4秒,東経129度45分18秒 ハ 北緯33度8分6秒,東経129度45分13秒 ニ 北緯33度8分6秒,東経129度45分7秒 ホ 北緯33度8分5秒,東経129度45分7秒 ヘ 北緯33度8分5秒,東経129度45分13秒		介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2091号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 野崎町 地先	1 北緯33度6分56秒,東経129度41分25秒 2 北緯33度6分54秒,東経129度41分19秒 3 北緯33度6分55秒,東経129度41分24秒 イ 北緯33度6分54秒,東経129度41分27秒 ロ 北緯33度6分52秒,東経129度41分26秒 ハ 北緯33度6分52秒,東経129度41分21秒		介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第2508号	佐世保市漁業協同組合	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 俵ヶ浦 地先	1 北緯33度7分1秒,東経129度40分39秒 イ 北緯33度6分53秒,東経129度40分34秒 ロ 北緯33度6分53秒,東経129度40分34秒 ハ 北緯33度6分52秒,東経129度40分34秒 ニ 北緯33度6分53秒,東経129度40分35秒		介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 白岳町 東浜町 天神町 庵ノ浦町 野崎町 俵ヶ浦町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第1063号	株式会社片岡水産	長崎県 佐世保市 野崎町 地先	1 北緯33度6分53秒,東経129度41分16秒 2 北緯33度6分52秒,東経129度41分8秒 イ 北緯33度6分51秒,東経129度41分17秒 ロ 北緯33度6分50秒,東経129度41分10秒 ハ 北緯33度6分52秒,東経129度41分9秒		魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
南区第804号	長崎市みなと漁業協同組合	長崎県 長崎市 深堀町 大籠馬落とし 地先	1 北緯32度40分55秒,東経129度48分7秒 2 北緯32度40分39秒,東経129度48分4秒 イ 北緯32度40分55秒,東経129度49分3秒 ロ 北緯32度40分54秒,東経129度48分59秒 ハ 北緯32度40分38秒,東経129度48分54秒 ニ 北緯32度40分39秒,東経129度48分58秒		藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 深堀町 大籠町 晴海台町 三景台町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。 2. 海底ケーブルの設置者の敷設した海底ケーブルの保護に必要な配慮をしなければならない。
南区第2512号	長崎市たちばな漁業協同組合	長崎県 長崎市 牧島町 中ノ浦地先 地先	1 北緯32度45分39秒,東経129度58分1秒 2 北緯32度45分38秒,東経129度58分1秒 イ 北緯32度45分39秒,東経129度58分0秒 ロ 北緯32度45分39秒,東経129度57分59秒 ハ 北緯32度45分38秒,東経129度57分59秒 ニ 北緯32度45分38秒,東経129度58分0秒		介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	長崎市 戸石町 牧島町 かき道3丁目(旧東町を除く) かき道4丁目(旧東町を除く)	

長崎県 長崎県北部海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第500号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 桂島 地先	1 北緯33度9分7秒,東経129度39分50秒 2 北緯33度9分10秒,東経129度39分56秒 イ 北緯33度9分8秒,東経129度39分50秒 ロ 北緯33度9分11秒,東経129度39分49秒 ハ 北緯33度9分12秒,東経129度39分56秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町桂島北西岸標識 2 同市同町桂島北端 イ 1から342度50メートルのところ ロ 1から342度120メートルのところ ハ 2から342度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第501号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	1 北緯33度9分41秒,東経129度40分18秒 2 北緯33度9分42秒,東経129度40分18秒 イ 北緯33度9分41秒,東経129度40分20秒 ロ 北緯33度9分41秒,東経129度40分21秒 ハ 北緯33度9分41秒,東経129度40分21秒 ニ 北緯33度9分42秒,東経129度40分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市日野町元ノ島南標識A 2 同市同町元ノ島南標識B イ 1から103度60メートルのところ ロ 1から103度75メートルのところ ハ 2から103度102メートルのところ ニ 2から103度87メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町	
北区第502号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 大崎蛇島南島 地先	1 北緯33度10分4秒,東経129度38分42秒 イ 北緯33度10分9秒,東経129度38分45秒 ロ 北緯33度10分9秒,東経129度38分49秒 ハ 北緯33度10分2秒,東経129度38分49秒 ニ 北緯33度10分2秒,東経129度38分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町大崎蛇島南島北端標識 イ 1から27度165メートルのところ ロ 1から50度230メートルのところ ハ 1から106度183メートルのところ ニ 1から125度93メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第503号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	1 北緯33度11分23秒,東経129度36分46秒 2 北緯33度11分24秒,東経129度36分46秒 イ 北緯33度11分23秒,東経129度36分47秒 ロ 北緯33度11分23秒,東経129度36分47秒 ハ 北緯33度11分24秒,東経129度36分48秒 ニ 北緯33度11分24秒,東経129度36分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上小高島南東岸標識A 2 同市同町上小高島南東岸標識B(1から北方海岸沿いに30メートルのところ) イ 1から106度30メートルのところ ロ 1から106度50メートルのところ ハ 2から106度50メートルのところ ニ 2から106度30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町	
北区第504号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 下小高島 地先	1 北緯33度11分18秒,東経129度36分50秒 2 北緯33度11分19秒,東経129度36分49秒 イ 北緯33度11分19秒,東経129度36分50秒 ロ 北緯33度11分20秒,東経129度36分51秒 ハ 北緯33度11分20秒,東経129度36分50秒 ニ 北緯33度11分19秒,東経129度36分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町下小高島北西岸標識A 2 同市同町下小高島北西岸標識B イ 1から21度30メートルのところ ロ 1から21度60メートルのところ ハ 2から21度60メートルのところ ニ 2から21度30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町	
北区第505号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 馬込西 地先	1 北緯33度11分13秒,東経129度35分35秒 2 北緯33度11分13秒,東経129度35分35秒 イ 北緯33度11分14秒,東経129度35分34秒 ロ 北緯33度11分14秒,東経129度35分33秒 ハ 北緯33度11分13秒,東経129度35分33秒 ニ 北緯33度11分13秒,東経129度35分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町馬込西標識A 2 同市同町馬込西標識B イ 1から292度30メートルのところ ロ 1から292度50メートルのところ ハ 2から292度50メートルのところ ニ 2から292度30メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第506号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 ハマグリ 地先	1 北緯33度10分36秒,東経129度35分35秒 2 北緯33度10分37秒,東経129度35分33秒 3 北緯33度10分40秒,東経129度35分32秒 4 北緯33度10分41秒,東経129度35分33秒	次の1と4を結んだ直線と2と3を結んだ直線及び1から2,3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町ハマグリ南標識A 2 同市同町ハマグリ南標識B 3 同市同町ハマグリ北標識B 4 同市同町ハマグリ北標識A	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第800号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 又ヶ島 地先	イ 1から90度170メートルのところ ロ 1から90度320メートルのところ ハ 2から90度260メートルのところ ニ 2から90度110メートルのところ	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町又ヶ島北端標識 2 同市同町又ヶ島南東端標識 イ 1から90度170メートルのところ ロ 1から90度320メートルのところ ハ 2から90度260メートルのところ ニ 2から90度110メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第801号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 銭亀浦 地先	1 北緯33度10分51秒,東経129度38分59秒 2 北緯33度10分53秒,東経129度39分1秒 イ 北緯33度10分52秒,東経129度39分1秒	次の1、イを結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町銭亀浦標識E 2 同市同町銭亀浦標識D イ 1と2を結んだ直線上2から18メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1000号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 地先	1 北緯33度8分30秒,東経129度41分46秒 2 北緯33度8分30秒,東経129度41分41秒 イ 北緯33度8分20秒,東経129度41分46秒 ロ 北緯33度8分18秒,東経129度41分46秒 ハ 北緯33度8分18秒,東経129度41分41秒 ニ 北緯33度8分21秒,東経129度41分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町護岸標識 2 同市同町物揚場中央標識 イ 1から180度280メートルのところ ロ 1から180度360メートルのところ ハ 2から180度370メートルのところ ニ 2から180度290メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小刺式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1001号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 名切 地先	1 北緯33度8分12秒,東経129度41分10秒 2 北緯33度8分21秒,東経129度41分5秒 イ 北緯33度8分18秒,東経129度41分15秒 ロ 北緯33度8分21秒,東経129度41分17秒 ハ 北緯33度8分26秒,東経129度41分9秒 ニ 北緯33度8分23秒,東経129度41分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町はまぐり入江護岸階段横標識 2 同市同町名切北鼻東岸標識 イ 1から33度230メートルのところ ロ 1から33度330メートルのところ ハ 2から33度170メートルのところ ニ 2から33度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小刺式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1002号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	1 北緯33度8分33秒,東経129度40分49秒 2 北緯33度8分29秒,東経129度40分51秒 3 北緯33度8分42秒,東経129度40分54秒 4 北緯33度8分39秒,東経129度41分10秒 イ 北緯33度8分34秒,東経129度40分50秒 ロ 北緯33度8分36秒,東経129度40分51秒 ハ 北緯33度8分31秒,東経129度40分55秒 ニ 北緯33度8分30秒,東経129度40分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町松浦島北東鼻北端標識 2 同市同町松浦島四ツ石鼻東端標識 3 同市船越町小サギ島南東端 4 同市同町油ヶ浦北鼻突端 イ 1と3を結ぶ直線上1から35メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から118メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から105メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小刺式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1003号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 牧島 地先	1 北緯33度9分1秒,東経129度40分27秒 2 北緯33度9分5秒,東経129度40分23秒 3 北緯33度9分12秒,東経129度40分28秒 4 北緯33度9分13秒,東経129度40分33秒 5 北緯33度9分11秒,東経129度40分34秒 6 北緯33度9分4秒,東経129度40分40秒 7 北緯33度8分48秒,東経129度40分29秒 イ 北緯33度9分1秒,東経129度40分28秒 ロ 北緯33度9分8秒,東経129度40分28秒 ハ 北緯33度9分10秒,東経129度40分33秒 ニ 北緯33度9分2秒,東経129度40分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町牧島屋/浦南鼻東端 2 同市同町牧島屋/浦東岸標識 3 同市同町牧島屋/浦中鼻標識 4 同市同町牧島屋/浦東鼻標識 5 同市同町牧島東離れ島南西岸標識 6 同市同町淡島神社下の北鼻西端 7 同市同町深白島北端標識 イ 1と6を結ぶ直線と3と7を結ぶ直線との交点 ロ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点 ハ 2と5を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点 ニ 1と6を結ぶ直線と4と7を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	魚類小刺式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1004号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 牧島はなれ島 地先	1 北緯33度9分17秒,東経129度40分25秒 2 北緯33度9分29秒,東経129度40分31秒 3 北緯33度9分18秒,東経129度40分32秒 4 北緯33度9分18秒,東経129度40分32秒 5 北緯33度9分15秒,東経129度40分35秒 イ 北緯33度9分22秒,東経129度40分27秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と4と5を結んだ直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町牧島黒石頂上 2 同市日野町元ノ島南東端 3 同市船越町牧島はなれ島西端 4 同市同町牧島はなれ島東端 5 同市同町牧島東鼻東端 イ 1と2を結ぶ直線上1から155メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1005号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 鹿子前町 小島 地先	1 北緯33度9分25秒,東経129度40分43秒 2 北緯33度9分31秒,東経129度40分42秒 3 北緯33度9分27秒,東経129度40分29秒 4 北緯33度9分27秒,東経129度40分7秒 イ 北緯33度9分25秒,東経129度40分37秒 ロ 北緯33度9分29秒,東経129度40分37秒	次のイ、1、2、ロの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿子前町小島浦護岸標識(階段南端から南方海岸沿いに42メートルのところ) 2 同市同町小島西端標識 3 同市同町元ノ島南東端 4 同市同町牧島北端 イ 1と4を結ぶ直線上1から160メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から134メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1006号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 牧島北岸 地先	1 北緯33度9分27秒,東経129度40分7秒 2 北緯33度9分23秒,東経129度40分13秒 3 北緯33度9分22秒,東経129度40分14秒 4 北緯33度9分16秒,東経129度40分18秒 5 北緯33度9分17秒,東経129度40分25秒 6 北緯33度9分27秒,東経129度40分24秒 イ 北緯33度9分28秒,東経129度40分9秒 ロ 北緯33度9分25秒,東経129度40分16秒 ハ 北緯33度9分24秒,東経129度40分15秒 ニ 北緯33度9分20秒,東経129度40分21秒 ホ 北緯33度9分19秒,東経129度40分20秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町牧島北端 2 同市同町牧島北鼻標識A 3 同市同町牧島北鼻標識B 4 同市同町牧島石垣角標識 5 同市同町牧島黒ノ石頂上 6 同市日野町元ノ島南端標識 イ 1から45度70メートルのところ ロ 2から45度90メートルのところ ハ 2から45度45メートルのところ ニ 4と6を結ぶ直線上4から150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1007号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 ネタギ島北 地先	1 北緯33度8分47秒,東経129度39分51秒 2 北緯33度8分49秒,東経129度40分3秒 イ 北緯33度8分53秒,東経129度39分49秒 ロ 北緯33度8分52秒,東経129度40分3秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町ネタギ島西端 2 同市同町ネタギ島東端標識 イ 1から340度160メートルのところ ロ 2から0度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1008号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 テンモク島北岸 地先	1 北緯33度8分38秒,東経129度39分41秒 2 北緯33度8分58秒,東経129度39分40秒 3 北緯33度8分29秒,東経129度39分49秒 イ 北緯33度8分49秒,東経129度39分41秒 ロ 北緯33度8分52秒,東経129度39分41秒 ハ 北緯33度8分51秒,東経129度39分49秒 ニ 北緯33度8分48秒,東経129度39分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域1 佐世保市船越町長南風島東岸標識 2 同市同町チクイ標識 3 同市同町諸島標識(北端から東方海岸沿いに47メートルのところ) イ 1と2を結ぶ直線上1から310メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から410メートルのところ ハ 3から0度670メートルのところ ニ 3から0度570メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	
北区第1009号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 テンモク島 地先	1 北緯33度8分48秒,東経129度39分47秒 2 北緯33度8分45秒,東経129度39分47秒 イ 北緯33度8分48秒,東経129度39分47秒 ロ 北緯33度8分48秒,東経129度39分50秒 ハ 北緯33度8分44秒,東経129度39分50秒 ニ 北緯33度8分44秒,東経129度39分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町テンモク島北東端標識 2 同市同町テンモク島南東端標識 イ 1から79度30分20メートルのところ ロ 1から79度30分100メートルのところ ハ 2から112度100メートルのところ ニ 2から151度55メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 棚方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1010号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 ネタギ島 地先	1 北緯33度8分45秒,東経129度39分52秒 2 北緯33度8分44秒,東経129度39分54秒 3 北緯33度8分44秒,東経129度39分59秒 4 北緯33度8分28秒,東経129度39分37秒 5 北緯33度8分37秒,東経129度39分49秒 6 北緯33度8分37秒,東経129度39分56秒 イ 北緯33度8分44秒,東経129度39分51秒 ロ 北緯33度8分42秒,東経129度39分49秒 ハ 北緯33度8分41秒,東経129度39分52秒 ニ 北緯33度8分41秒,東経129度39分57秒 ホ 北緯33度8分44秒,東経129度39分58秒 ヘ 北緯33度8分44秒,東経129度39分53秒 ト 北緯33度8分43秒,東経129度39分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町ネタギ島南西端標識 2 同市同町ネタギ島西標識(1から東方海岸沿いに40メートルのところ) 3 同市同町ネタギ島南端標柱 4 同市同町長南風島南東端 5 同市同町文ヶ島北西端 6 同市同町弁落東端 イ 1と4を結ぶ直線上1から35メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から120メートルのところ ハ 2と5を結ぶ直線上2から120メートルのところ ニ 3と6を結ぶ直線上3から110メートルのところ ホ 3と6を結ぶ直線上3から10メートルのところ ヘ 2と5を結ぶ直線上2から20メートルのところ ト 2と5を結ぶ直線上2から35メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1011号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 文ヶ島 地先	1 北緯33度8分31秒,東経129度39分40秒 2 北緯33度8分35秒,東経129度39分40秒 3 北緯33度8分37秒,東経129度39分43秒 4 北緯33度8分37秒,東経129度39分49秒 5 北緯33度8分33秒,東経129度39分53秒 6 北緯33度8分29秒,東経129度39分54秒 イ 北緯33度8分30秒,東経129度39分45秒 ロ 北緯33度8分37秒,東経129度39分47秒 ハ 北緯33度8分37秒,東経129度39分49秒 ニ 北緯33度8分33秒,東経129度39分49秒 ホ 北緯33度8分33秒,東経129度39分52秒 ヘ 北緯33度8分30秒,東経129度39分51秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町長南風島東岸標識A 2 同市同町長南風島東岸標識B 3 同市同町長南風島東岸標識C 4 同市同町文ヶ島北西標識 5 同市同町文ヶ島南西岸標識 6 同市同町文ヶ島南側飛瀬標識 イ 1と6を結ぶ直線上1から125メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から100メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から10メートルのところ ニ 2と5を結ぶ直線上5から110メートルのところ ホ 2と5を結ぶ直線上5から30メートルのところ ヘ 1と6を結ぶ直線上6から90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1012号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 オヅカ瀬 地先	1 北緯33度8分45秒,東経129度39分3秒 2 北緯33度8分45秒,東経129度39分47秒 3 北緯33度9分18秒,東経129度39分16秒 4 北緯33度9分40秒,東経129度39分49秒 5 北緯33度8分26秒,東経129度39分35秒 イ 北緯33度8分40秒,東経129度39分12秒 ロ 北緯33度8分45秒,東経129度39分17秒 ハ 北緯33度8分53秒,東経129度39分9秒 ニ 北緯33度8分48秒,東経129度39分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町オヅカ瀬東側標柱 2 同市同町テンコ島南端 3 同市同町帆瀬南端 4 同市日野町島ノ鼻西端 5 同市船越町長南風島南端 イ 1と5を結ぶ直線上1から290メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から375メートルのところ ハ 1と4を結ぶ直線上1から300メートルのところ ニ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1013号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 浮瀬 地先	1 北緯33度8分47秒,東経129度37分21秒 イ 北緯33度8分53秒,東経129度37分38秒 ロ 北緯33度8分50秒,東経129度37分45秒 ハ 北緯33度8分41秒,東経129度37分36秒 ニ 北緯33度8分44秒,東経129度37分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町浮瀬東端コンクリート標柱 イ 1から67度30分490メートルのところ ロ 1から62度650メートルのところ ハ 1から115度450メートルのところ ニ 1から115度250メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1014号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 浮瀬 地先	1 北緯33度8分50秒,東経129度37分14秒 2 北緯33度8分47秒,東経129度37分21秒 イ 北緯33度8分58秒,東経129度37分16秒 ロ 北緯33度8分59秒,東経129度37分18秒 ハ 北緯33度9分1秒,東経129度37分15秒 ニ 北緯33度9分17秒,東経129度37分29秒 ホ 北緯33度9分9秒,東経129度37分45秒 ヘ 北緯33度8分53秒,東経129度37分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町浮瀬北西端標識 2 同市同町浮瀬東端コンクリート標柱 イ 1から15度240メートルのところ ロ 1から20度300メートルのところ ハ 1から3度30分340メートルのところ ニ 1から25度905メートルのところ ホ 2から42度30分940メートルのところ ヘ 2から48度280メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1015号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 金重島南岸 地先	1 北緯33度9分31秒,東経129度38分25秒 2 北緯33度9分27秒,東経129度38分13秒 イ 北緯33度9分26秒,東経129度38分35秒 ロ 北緯33度9分20秒,東経129度38分45秒 ハ 北緯33度9分13秒,東経129度38分32秒 ニ 北緯33度9分20秒,東経129度38分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町金重島半土ヶ浦島南端標識 2 同市同町金重島南西端離れ瀬標識 イ 1から122度300メートルのところ ロ 1から122度620メートルのところ ハ 2から132度30分640メートルのところ ニ 2から132度30分330メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1016号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 金重島東岸 地先	1 北緯33度10分1秒,東経129度38分29秒 2 北緯33度9分36秒,東経129度38分27秒 イ 北緯33度9分56秒,東経129度38分20秒 ロ 北緯33度9分52秒,東経129度38分12秒 ハ 北緯33度9分38秒,東経129度38分30秒 ニ 北緯33度9分43秒,東経129度38分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順結んでイに至る直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町大崎旧防波堤新防波堤切れ目標識 2 同市同町金重小島南端標識 イ 1から235度260メートルのところ ロ 1から235度520メートルのところ ハ 2から55度90メートルのところ ニ 2から55度350メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1017号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 大崎蛇島 地先	1 北緯33度10分10秒,東経129度38分39秒 2 北緯33度10分10秒,東経129度38分57秒 イ 北緯33度10分14秒,東経129度38分39秒 ロ 北緯33度10分14秒,東経129度38分43秒 ハ 北緯33度10分10秒,東経129度38分45秒 ニ 北緯33度10分10秒,東経129度38分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町大崎蛇島北東端標識 2 同市同町蛇島南端 イ 1から0度110メートルのところ ロ 1から39度160メートルのところ ハ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ ニ 1と2を結ぶ直線上1から40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1018号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 大崎蛇島 地先	1 北緯33度10分10秒,東経129度38分39秒 2 北緯33度10分9秒,東経129度38分36秒 イ 北緯33度10分12秒,東経129度38分39秒 ロ 北緯33度10分14秒,東経129度38分39秒 ハ 北緯33度10分13秒,東経129度38分36秒 ニ 北緯33度10分11秒,東経129度38分36秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町大崎蛇島北西端標識 2 同市同町大崎蛇島北西鼻北西端標識 イ 1から0度60メートルのところ ロ 1から0度110メートルのところ ハ 2から0度110メートルのところ ニ 2から0度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1019号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 三年ヶ浦 地先	1 北緯33度10分31秒,東経129度38分34秒 2 北緯33度10分34秒,東経129度38分34秒 3 北緯33度10分31秒,東経129度38分30秒 イ 北緯33度10分31秒,東経129度38分32秒 ロ 北緯33度10分34秒,東経129度38分32秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町三年ヶ浦中鼻西岸標識 2 同市同町三年ヶ浦中鼻標識(1から95メートルのところ) 3 同市同町三年ヶ浦唐人崎東岸標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2から270度45メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1020号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 柳浦 地先	1 北緯33度12分1秒,東経129度37分9秒 2 北緯33度11分59秒,東経129度37分12秒 3 北緯33度11分59秒,東経129度37分15秒 4 北緯33度12分3秒,東経129度37分15秒 5 北緯33度12分4秒,東経129度37分14秒 イ 北緯33度12分2秒,東経129度37分11秒 ロ 北緯33度12分1秒,東経129度37分13秒 ハ 北緯33度12分0秒,東経129度37分15秒	次の1、イ、ロ、ハ、3、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町柳鼻北端標識 2 同市同町柳浦南岸標識 3 同市同町柳浦南中鼻北西端標識 4 同市同町柳浦護岸角標識(排水口のところ) 5 同市同町柳浦標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ ハ 3から0度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第1021号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 黒島北岸 地先	1 北緯33度11分56秒,東経129度36分47秒 2 北緯33度11分56秒,東経129度36分59秒 イ 北緯33度12分1秒,東経129度36分45秒 ロ 北緯33度12分4秒,東経129度37分3秒 ハ 北緯33度11分57秒,東経129度36分60秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町黒島北ノ瀬標識 2 同市同町黒島北端標識 イ 1から343度180メートルのところ ロ 2から22度250メートルのところ ハ 2から22度55メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1022号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 長島 地先	1 北緯33度12分1秒,東経129度36分31秒 2 北緯33度11分58秒,東経129度36分30秒 イ 北緯33度12分1秒,東経129度36分32秒 ロ 北緯33度12分1秒,東経129度36分37秒 ハ 北緯33度11分57秒,東経129度36分37秒 ニ 北緯33度11分57秒,東経129度36分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町長島北端標識 2 同市同町長島南端標識 イ 1から90度30メートルのところ ロ 1から90度156メートルのところ ハ 2から100度30分170メートルのところ ニ 2から127度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1023号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 長島西側 地先	1 北緯33度12分1秒,東経129度36分31秒 2 北緯33度11分56秒,東経129度36分2秒 3 北緯33度11分58秒,東経129度36分30秒 イ 北緯33度12分1秒,東経129度36分24秒 ロ 北緯33度12分1秒,東経129度36分8秒 ハ 北緯33度11分56秒,東経129度36分8秒 ニ 北緯33度11分56秒,東経129度36分24秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1024号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	1 北緯33度11分59秒,東経129度35分59秒 2 北緯33度11分51秒,東経129度35分47秒 イ 北緯33度12分2秒,東経129度35分59秒 ロ 北緯33度11分55秒,東経129度35分41秒 ハ 北緯33度11分53秒,東経129度35分41秒 ニ 北緯33度11分55秒,東経129度35分47秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1025号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 内手鯨浦 地先	1 北緯33度10分54秒,東経129度35分21秒 2 北緯33度10分51秒,東経129度35分18秒 3 北緯33度10分52秒,東経129度35分14秒 4 北緯33度10分59秒,東経129度35分16秒 イ 北緯33度10分55秒,東経129度35分22秒 ロ 北緯33度10分57秒,東経129度35分20秒 ハ 北緯33度10分52秒,東経129度35分16秒 ニ 北緯33度10分51秒,東経129度35分17秒 ホ 北緯33度10分55秒,東経129度35分20秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2000号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 俄ヶ浦町 白馬鼻 地先	1 北緯33度7分39秒,東経129度39分54秒 2 北緯33度7分34秒,東経129度39分56秒 3 北緯33度7分31秒,東経129度39分53秒 イ 北緯33度7分37秒,東経129度39分55秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2001号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 俄ヶ浦町 白馬鼻 地先	1 北緯33度7分34秒,東経129度39分56秒 2 北緯33度7分43秒,東経129度39分51秒 3 北緯33度7分41秒,東経129度40分7秒 イ 北緯33度7分37秒,東経129度39分6秒 ロ 北緯33度7分42秒,東経129度39分55秒 ハ 北緯33度7分45秒,東経129度39分59秒 ニ 北緯33度7分39秒,東経129度40分4秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2002号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 俄ヶ浦町 黒小島 地先	1 北緯33度7分55秒,東経129度39分50秒 2 北緯33度8分4秒,東経129度39分59秒 イ 北緯33度7分48秒,東経129度39分54秒 ロ 北緯33度7分46秒,東経129度39分56秒 ハ 北緯33度7分51秒,東経129度40分9秒 ニ 北緯33度7分53秒,東経129度40分6秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2003号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 俄ヶ浦町 黒小島 地先	1 北緯33度7分58秒,東経129度39分55秒 2 北緯33度8分3秒,東経129度39分54秒 イ 北緯33度7分58秒,東経129度40分1秒 ロ 北緯33度7分58秒,東経129度40分5秒 ハ 北緯33度8分3秒,東経129度40分4秒 ニ 北緯33度8分3秒,東経129度40分0秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2004号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 地先	1 北緯33度7分38秒,東経129度40分16秒 2 北緯33度7分40秒,東経129度40分25秒 イ 北緯33度7分43秒,東経129度40分14秒 ロ 北緯33度7分50秒,東経129度40分14秒 ハ 北緯33度7分53秒,東経129度40分19秒 ニ 北緯33度7分45秒,東経129度40分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市俵ヶ浦町伝田鼻先端 2 同市同町柳ノ浦標識 イ 1から339度150メートルのところ ロ 1から339度400メートルのところ ハ 2から339度430メートルのところ ニ 2から339度180メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町
北区第2005号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 トシヤク島 地先	1 北緯33度7分57秒,東経129度40分44秒 2 北緯33度7分60秒,東経129度40分43秒 3 北緯33度8分0秒,東経129度40分43秒 4 北緯33度8分4秒,東経129度40分37秒 5 北緯33度8分1秒,東経129度40分35秒 イ 北緯33度7分58秒,東経129度40分42秒 ロ 北緯33度7分58秒,東経129度40分41秒 ハ 北緯33度8分1秒,東経129度40分42秒	次の2、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市俵ヶ浦町宮ノ山の鼻先端 2 同市下船越町トシヤク島南西端 3 同市同町トシヤク島北西端 4 同市俵ヶ浦町安ヶ島北東端 5 同市同町安ヶ島南東端 イ 1と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と5を結ぶ直線上1から65メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町
北区第2006号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 名切 地先	1 北緯33度8分12秒,東経129度40分57秒 2 北緯33度8分7秒,東経129度40分56秒 イ 北緯33度8分12秒,東経129度40分57秒 ロ 北緯33度8分13秒,東経129度40分55秒 ハ 北緯33度8分8秒,東経129度40分53秒 ニ 北緯33度8分8秒,東経129度40分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町名切標識A 2 同市同町名切標識B イ 1から293度20メートルのところ ロ 1から293度70メートルのところ ハ 2から293度90メートルのところ ニ 2から293度40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町
北区第2007号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島東岸 地先	1 北緯33度8分22秒,東経129度40分51秒 2 北緯33度8分17秒,東経129度40分47秒 イ 北緯33度8分22秒,東経129度40分54秒 ロ 北緯33度8分22秒,東経129度40分56秒 ハ 北緯33度8分17秒,東経129度40分55秒 ニ 北緯33度8分17秒,東経129度40分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町松浦島東岸標識A 2 同市同町松浦島東岸標識B イ 1から90度80メートルのところ ロ 1から90度130メートルのところ ハ 2から90度220メートルのところ ニ 2から90度170メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町
北区第2008号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 名切 地先	1 北緯33度8分13秒,東経129度41分26秒 2 北緯33度8分14秒,東経129度41分33秒 イ 北緯33度8分15秒,東経129度41分26秒 ロ 北緯33度8分16秒,東経129度41分26秒 ハ 北緯33度8分16秒,東経129度41分33秒 ニ 北緯33度8分16秒,東経129度41分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町名切鼻北端 2 同市同町釜ヶ浦鼻北西端標識 イ 1から0度60メートルのところ ロ 1から0度100メートルのところ ハ 2から0度100メートルのところ ニ 2から0度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町
北区第2009号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 魚見崎 地先	1 北緯33度8分29秒,東経129度41分44秒 2 北緯33度8分30秒,東経129度41分41秒 イ 北緯33度8分23秒,東経129度41分44秒 ロ 北緯33度8分22秒,東経129度41分44秒 ハ 北緯33度8分22秒,東経129度41分41秒 ニ 北緯33度8分24秒,東経129度41分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町物揚場東側標識 2 同市同町物揚場中央標識 イ 1から180度180メートルのところ ロ 1から180度230メートルのところ ハ 2から180度250メートルのところ ニ 2から180度200メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町
北区第2010号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 芳ノ浦 地先	1 北緯33度8分29秒,東経129度41分22秒 2 北緯33度8分29秒,東経129度41分24秒 イ 北緯33度8分28秒,東経129度41分21秒 ロ 北緯33度8分26秒,東経129度41分20秒 ハ 北緯33度8分25秒,東経129度41分22秒 ニ 北緯33度8分26秒,東経129度41分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町芳ノ浦アカツバゲ標識 2 同市同町芳ノ浦標識 イ 1から205度30分53メートルのところ ロ 1から205度30分105メートルのところ ハ 2から205度30分135メートルのところ ニ 2から205度30分83メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2011号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 いづつ崎 地先	1 北緯33度8分35秒,東経129度41分12秒 2 北緯33度8分33秒,東経129度41分14秒 イ 北緯33度8分32秒,東経129度41分9秒 ロ 北緯33度8分32秒,東経129度41分9秒 ハ 北緯33度8分30秒,東経129度41分12秒 ニ 北緯33度8分31秒,東経129度41分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町いづつ崎西標識 2 同市同町いづつ崎南標識 イ 1から212度30分100メートルのところ ロ 1から212度30分120メートルのところ ハ 2から212度30分100メートルのところ ニ 2から212度30分80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2012号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	1 北緯33度8分34秒,東経129度40分37秒 2 北緯33度8分33秒,東経129度40分49秒 イ 北緯33度8分38秒,東経129度40分39秒 ロ 北緯33度8分40秒,東経129度40分39秒 ハ 北緯33度8分35秒,東経129度40分50秒 ニ 北緯33度8分33秒,東経129度40分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町松浦島にらんた鼻北西端 2 同市同町松浦島北東鼻北端 イ 1から19度150メートルのところ ロ 1から19度210メートルのところ ハ 2から10度30分80メートルのところ ニ 2から10度30分20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2013号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	1 北緯33度8分40秒,東経129度40分30秒 2 北緯33度8分35秒,東経129度40分32秒 3 北緯33度8分36秒,東経129度40分43秒 イ 北緯33度8分39秒,東経129度40分32秒 ロ 北緯33度8分39秒,東経129度40分34秒 ハ 北緯33度8分34秒,東経129度40分34秒 ニ 北緯33度8分35秒,東経129度40分32秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町松浦島ハケ崎北端標識 2 同市同町松浦島ハケ崎東内鼻北東端標識 3 同市同町松浦島にらんた北東鼻北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から45メートルのところ ロ 1から3を結ぶ直線上1から100メートルのところ ハ 2から107度30分70メートルのところ ニ 2から107度30分15メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2014号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 ネタギ島 地先	1 北緯33度8分49秒,東経129度40分3秒 2 北緯33度8分45秒,東経129度39分60秒 3 北緯33度8分41秒,東経129度40分22秒 4 北緯33度8分26秒,東経129度40分14秒 イ 北緯33度8分48秒,東経129度40分6秒 ロ 北緯33度8分47秒,東経129度40分7秒 ハ 北緯33度8分42秒,東経129度40分2秒 ニ 北緯33度8分43秒,東経129度40分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町ネタギ島東端 2 同市同町ネタギ島南端標識 3 同市同町島の奥島南端 4 同市同町松浦島西端 イ 1と3を結ぶ直線上1から85メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から120メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から85メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2015号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 横島 地先	1 北緯33度9分26秒,東経129度39分54秒 2 北緯33度9分21秒,東経129度39分56秒 イ 北緯33度9分26秒,東経129度39分58秒 ロ 北緯33度9分21秒,東経129度39分59秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町横島北端標識 2 同市同町横島南端標識 イ 1から90度110メートルのところ ロ 2から90度85メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2016号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	1 北緯33度9分38秒,東経129度40分29秒 2 北緯33度9分44秒,東経129度40分29秒 3 北緯33度9分46秒,東経129度40分30秒 4 北緯33度9分42秒,東経129度40分33秒 イ 北緯33度9分39秒,東経129度40分30秒	次の2、1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市日野町元ノ島ツツ岩突端標識 2 同市同町元ノ島東内鼻東端突端 3 同市同町元ノ島東鼻東端標識 4 同市鹿子前町長尾鼻南西端 イ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2017号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 鹿子前町 長尾鼻 地先	1 北緯33度9分43秒,東経129度40分33秒 2 北緯33度9分51秒,東経129度40分31秒 イ 北緯33度9分51秒,東経129度40分30秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿子前町長尾鼻南西標識 2 同市同町長尾鼻西端 イ 2から270度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2018号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	1 北緯33度9分43秒,東経129度40分11秒 2 北緯33度9分43秒,東経129度40分14秒 3 北緯33度9分39秒,東経129度40分14秒 イ 北緯33度9分42秒,東経129度40分11秒 ロ 北緯33度9分42秒,東経129度40分14秒 ハ 北緯33度9分41秒,東経129度40分14秒 ニ 北緯33度9分41秒,東経129度40分11秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市日野町元ノ島南西浦北岸西端標識 2 同市同町元ノ島南西浦北岸標識 3 同市同町元ノ島南西浦南岸標識 イ 1から180度20メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から20メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ ニ 1から180度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町
北区第2019号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 日野町 元ノ島 地先	1 北緯33度9分57秒,東経129度40分11秒 2 北緯33度9分51秒,東経129度40分11秒 3 北緯33度9分56秒,東経129度40分12秒 4 北緯33度9分53秒,東経129度40分13秒 5 北緯33度9分51秒,東経129度40分12秒 6 北緯33度9分56秒,東経129度40分8秒 7 北緯33度9分51秒,東経129度40分8秒 イ 北緯33度9分56秒,東経129度40分10秒 ロ 北緯33度9分51秒,東経129度40分11秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と3、4、5の各点を順次結んだ各直線及び1から3、2から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市日野町元ノ島西鼻南西端標識 2 同市同町元ノ島西内鼻西端標識 3 同市同町元ノ島西内鼻南岸標識 4 同市同町元ノ島離れ小島西端 5 同市同町元ノ島西内鼻北端標識 6 同市同町畑尻標識A 7 同市同町畑尻標識B イ 1と6を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 2と7を結ぶ直線上2から20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町
北区第2020号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 二年ヶ浦 地先	1 北緯33度10分29秒,東経129度38分29秒 イ 北緯33度10分31秒,東経129度38分31秒 ロ 北緯33度10分31秒,東経129度38分31秒 ハ 北緯33度10分29秒,東経129度38分31秒 ニ 北緯33度10分29秒,東経129度38分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町三年ヶ浦唐人崎標識 イ 1から40度50メートルのところ ロ 1から48度57メートルのところ ハ 1から94度40メートルのところ ニ 1から94度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町
北区第2021号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 銭亀浦 地先	1 北緯33度10分52秒,東経129度38分48秒 2 北緯33度10分48秒,東経129度38分47秒 イ 北緯33度10分52秒,東経129度38分49秒 ロ 北緯33度10分52秒,東経129度38分50秒 ハ 北緯33度10分48秒,東経129度38分50秒 ニ 北緯33度10分48秒,東経129度38分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町銭亀浦標識A 2 同市同町銭亀浦標識B イ 1から90度35メートルのところ ロ 1から90度65メートルのところ ハ 2から90度74メートルのところ ニ 2から90度44メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町
北区第2022号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 銭亀浦 地先	1 北緯33度10分48秒,東経129度38分52秒 2 北緯33度10分49秒,東経129度38分56秒 3 北緯33度10分53秒,東経129度38分56秒 イ 北緯33度10分53秒,東経129度38分52秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線及び1、2の各点を結んだ直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町銭亀浦標柱 2 同市同町銭亀浦護岸重油タンク下標識 3 同市同町銭亀浦標識C イ 3から270度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町
北区第2023号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 銭亀浦 地先	1 北緯33度10分53秒,東経129度38分56秒 2 北緯33度10分53秒,東経129度39分1秒 3 北緯33度10分56秒,東経129度38分59秒 イ 北緯33度10分56秒,東経129度38分56秒	次の1、2、3、イの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町銭亀浦標識C 2 同市同町銭亀浦標識D 3 同市同町銭亀浦丸子島南端標識 イ 1から0度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町
北区第2024号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 大潟町 梅木鼻 地先	1 北緯33度11分3秒,東経129度39分4秒 2 北緯33度10分60秒,東経129度39分8秒 イ 北緯33度11分2秒,東経129度39分4秒 ロ 北緯33度11分1秒,東経129度39分2秒 ハ 北緯33度10分58秒,東経129度39分6秒 ニ 北緯33度10分59秒,東経129度39分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市大潟町さばくさらし標識 2 同市同町きんらん出べそ標識 イ 1から227度30分20メートルのところ ロ 1から227度30分70メートルのところ ハ 2から227度30分55メートルのところ ニ 2から227度30分5メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 榑方町

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第2025号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	1 北緯33度11分38秒,東経129度36分53秒 2 北緯33度11分37秒,東経129度36分52秒 イ 北緯33度11分40秒,東経129度36分49秒 ロ 北緯33度11分41秒,東経129度36分47秒 ハ 北緯33度11分40秒,東経129度36分47秒 ニ 北緯33度11分40秒,東経129度36分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トノコ島北側海岸標識 2 同市同町トノコ島北端西側標識 イ 1から299度120メートルのところ ロ 1から298度165メートルのところ ハ 2から302度165メートルのところ ニ 2から302度120メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2026号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 浅子町 長島西側 地先	1 北緯33度12分2秒,東経129度36分31秒 2 北緯33度11分59秒,東経129度36分29秒 イ 北緯33度12分2秒,東経129度36分29秒 ロ 北緯33度12分2秒,東経129度36分27秒 ハ 北緯33度11分59秒,東経129度36分27秒 ニ 北緯33度11分59秒,東経129度36分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町長島北端標識 2 同市同町長島西海岸標識 イ 1から270度98メートルのところ ロ 1から270度118メートルのところ ハ 2から270度70メートルのところ ニ 2から270度10メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2027号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	1 北緯33度11分18秒,東経129度35分26秒 2 北緯33度11分17秒,東経129度35分31秒 3 北緯33度11分13秒,東経129度35分29秒 イ 北緯33度11分16秒,東経129度35分26秒 ロ 北緯33度11分14秒,東経129度35分25秒 ハ 北緯33度11分15秒,東経129度35分30秒	次のイ、ロ、3、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島鯨浦カンバン谷の鼻標識 2 同市同町高島鯨浦東奥鼻南側標識 3 同市同町高島鯨浦東浦底標識 イ 1から200度90メートルのところ ロ 1から200度130メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上3から80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2028号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	1 北緯33度11分12秒,東経129度35分25秒 2 北緯33度11分10秒,東経129度35分23秒 3 北緯33度11分12秒,東経129度35分13秒 4 北緯33度11分15秒,東経129度35分19秒 イ 北緯33度11分13秒,東経129度35分23秒 ロ 北緯33度11分10秒,東経129度35分21秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島鯨浦東中鼻標識 2 同市同町高島鯨浦中鼻標識 3 同市同町高島鯨浦中の管根付根標識 4 同市同町高島鯨浦沖ノ瀬標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から50メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2029号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	1 北緯33度11分10秒,東経129度35分23秒 2 北緯33度11分3秒,東経129度35分25秒 3 北緯33度11分12秒,東経129度35分13秒 イ 北緯33度11分10秒,東経129度35分21秒 ロ 北緯33度11分2秒,東経129度35分21秒 ハ 北緯33度11分2秒,東経129度35分23秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島鯨浦中鼻標識 2 同市同町高島鯨浦浦口小島対岸標識 3 同市同町高島鯨浦中の管根付根標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 2から259度30分120メートルのところ ハ 2から259度30分60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2030号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 鯨浦 地先	1 北緯33度11分2秒,東経129度35分24秒 2 北緯33度10分59秒,東経129度35分26秒 イ 北緯33度11分1秒,東経129度35分24秒 ロ 北緯33度11分1秒,東経129度35分21秒 ハ 北緯33度10分58秒,東経129度35分23秒 ニ 北緯33度10分58秒,東経129度35分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島鯨浦浦口小島北標柱 2 同市同町高島鯨浦浦口小島南標識 イ 1から260度20メートルのところ ロ 1から260度80メートルのところ ハ 2から260度90メートルのところ ニ 2から260度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	
北区第2032号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 エビネ泊 地先	1 北緯33度10分52秒,東経129度35分14秒 イ 北緯33度10分54秒,東経129度35分15秒 ロ 北緯33度10分55秒,東経129度35分15秒 ハ 北緯33度10分56秒,東経129度35分10秒 ニ 北緯33度10分54秒,東経129度35分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町カエジノ鼻標柱 イ 1から15度60メートルのところ ロ 1から15度100メートルのところ ハ 1から325度155メートルのところ ニ 1から309度30分130メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俄ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 柳方町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2033号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 鯨浦 地先	1 北緯33度11分12秒,東経129度35分15秒 2 北緯33度11分3秒,東経129度35分11秒 イ 北緯33度11分12秒,東経129度35分19秒 ロ 北緯33度11分11秒,東経129度35分20秒 ハ 北緯33度11分2秒,東経129度35分18秒 ニ 北緯33度11分2秒,東経129度35分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島内手北標識 2 同市同町高島内手南標識(1から南方海岸沿いに301メートルのところ) イ 1から100度105メートルのところ ロ 1から100度145メートルのところ ハ 2から100度195メートルのところ ニ 2から100度155メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町
北区第2034号	佐世保市相浦漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 高島町 高島鯨浦 地先	1 北緯33度11分22秒,東経129度35分25秒 2 北緯33度11分21秒,東経129度35分27秒 イ 北緯33度11分18秒,東経129度35分23秒 ロ 北緯33度11分12秒,東経129度35分21秒 ハ 北緯33度11分12秒,東経129度35分23秒 ニ 北緯33度11分18秒,東経129度35分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島鯨浦奥西側標識 2 同市同町高島鯨浦奥東側標識 イ 1から200度110メートルのところ ロ 1から200度310メートルのところ ハ 2から200度310メートルのところ ニ 2から200度110メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町
北区第2500号	佐世保市相浦町漁業協同組合外1名	長崎県 佐世保市 船越町 白馬浦 地先	1 北緯33度8分51秒,東経129度40分60秒 2 北緯33度8分47秒,東経129度40分55秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町白馬北東標識 2 同市同町白馬南西標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 俵ヶ浦町 船越町 下船越町 鹿子前町 日野町 大潟町 相浦町 浅子町 高島町 椎木町 標方町
北区第3000号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 俵ヶ浦町 安ヶ島 地先	1 北緯33度7分41秒,東経129度40分30秒 2 北緯33度8分3秒,東経129度40分33秒 3 北緯33度8分6秒,東経129度40分32秒 4 北緯33度8分16秒,東経129度40分27秒 5 北緯33度8分26秒,東経129度40分15秒 6 北緯33度8分29秒,東経129度39分50秒 7 北緯33度8分10秒,東経129度40分6秒 8 北緯33度7分41秒,東経129度40分7秒 イ 北緯33度8分4秒,東経129度40分28秒 ロ 北緯33度8分8秒,東経129度40分28秒 ハ 北緯33度8分16秒,東経129度40分13秒 ニ 北緯33度8分9秒,東経129度40分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市俵ヶ浦町宇柳木田北端石垣角標識 2 同市同町安ヶ島西側中央標識 3 同市同町安ヶ島北端 4 同市下船越町松浦島南西突端標識 5 同市同町松浦島西端 6 同市同町諸島北東端 7 同市俵ヶ浦町下受島頂上 8 同市同町ほげと鼻北端 イ 1と4を結ぶ直線と2と7を結ぶ直線との交点 ロ 1と4を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点 ハ 5と8を結ぶ直線と3と6を結ぶ直線との交点 ニ 5と8を結ぶ直線と1と7を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
北区第3001号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 兎島 地先	1 北緯33度8分45秒,東経129度40分49秒 イ 北緯33度8分49秒,東経129度40分47秒 ロ 北緯33度8分50秒,東経129度40分46秒 ハ 北緯33度8分50秒,東経129度40分45秒 ニ 北緯33度8分49秒,東経129度40分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町兎島西端標識 イ 1から337度153メートルのところ ロ 1から335度185メートルのところ ハ 1から325度189メートルのところ ニ 1から318度159メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
北区第3002号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 前島 地先	1 北緯33度9分2秒,東経129度40分48秒 2 北緯33度8分59秒,東経129度40分47秒 イ 北緯33度9分1秒,東経129度40分49秒 ロ 北緯33度8分58秒,東経129度40分48秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町前島浜口作業場北側標識A号 2 同市同町前島南端 イ 1から135度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
北区第3003号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 割島 地先	1 北緯33度8分56秒,東経129度40分35秒 イ 北緯33度8分53秒,東経129度40分43秒 ロ 北緯33度8分51秒,東経129度40分44秒 ハ 北緯33度8分50秒,東経129度40分41秒 ニ 北緯33度8分52秒,東経129度40分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町割島南岸標識 イ 1から112度220メートルのところ ロ 1から125度282メートルのところ ハ 1から145度235メートルのところ ニ 1から140度173メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
北区第3004号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 前島 地先	1 北緯33度8分59秒,東経129度40分47秒 2 北緯33度8分0秒,東経129度40分44秒 3 北緯33度8分4秒,東経129度40分40秒 4 北緯33度8分58秒,東経129度40分36秒 イ 北緯33度8分57秒,東経129度40分46秒 ロ 北緯33度8分59秒,東経129度40分42秒 ハ 北緯33度9分3秒,東経129度40分39秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町前島南端 2 同市同町前島西鼻西端 3 同市同町前島北西端 4 同市同町割島東端 イ 1から220度50メートルのところ ロ 2から220度60メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線と3から30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-
北区第3005号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 下船越町 松浦島 地先	1 北緯33度8分29秒,東経129度40分18秒 2 北緯33度8分39秒,東経129度40分29秒 イ 北緯33度8分30秒,東経129度40分18秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市下船越町松浦島北西岸標識A号 2 同市同町松浦島ハヶ崎北端 イ 1から0度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3006号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 島の黒島 地先	1 北緯33度8分42秒,東経129度40分21秒 2 北緯33度8分45秒,東経129度39分59秒 イ 北緯33度8分43秒,東経129度40分10秒 ロ 北緯33度8分33秒,東経129度40分9秒 ハ 北緯33度8分33秒,東経129度40分13秒 ニ 北緯33度8分35秒,東経129度40分21秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町島の黒島南端 2 同市同町ネギ島南岸中鼻突端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ ロ 1から230度410メートルのところ ハ 1から217度350メートルのところ ニ 1から180度200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3007号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 文ヶ島 地先	1 北緯33度8分28秒,東経129度39分54秒 2 北緯33度8分31秒,東経129度39分55秒 イ 北緯33度8分29秒,東経129度39分56秒 ロ 北緯33度8分30秒,東経129度39分57秒 ハ 北緯33度8分32秒,東経129度39分56秒 ニ 北緯33度8分32秒,東経129度39分57秒 ホ 北緯33度8分27秒,東経129度40分3秒 ヘ 北緯33度8分25秒,東経129度40分0秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町文ヶ島中小島北東端標識 2 同市同町文ヶ島東岸標識 イ 1から49度50メートルのところ ロ 1から49度95メートルのところ ハ 2から49度16メートルのところ ニ 2から49度51メートルのところ ホ 1から103度215メートルのところ ヘ 1から125度178メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3008号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 船越町 小深白島 地先	1 北緯33度8分48秒,東経129度40分16秒 2 北緯33度8分49秒,東経129度40分18秒 3 北緯33度8分49秒,東経129度40分20秒 4 北緯33度9分2秒,東経129度39分59秒 イ 北緯33度8分48秒,東経129度40分16秒 ロ 北緯33度8分49秒,東経129度40分15秒 ハ 北緯33度8分51秒,東経129度40分18秒 ニ 北緯33度8分51秒,東経129度40分20秒 ホ 北緯33度8分49秒,東経129度40分20秒 ヘ 北緯33度8分50秒,東経129度40分18秒	次の2、ヘ、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、3の各点を順次結んだ各直線及び2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町小深白島西端 2 同市同町小深白島北端 3 同市同町小深白島北西岸標識 4 同市同町桂島南岸東鼻標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から10メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から60メートルのところ ハ 2から0度60メートルのところ ニ 2から39度80メートルのところ ホ 3から85度10メートルのところ ヘ 2から0度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3009号	松田真珠有限公司	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	1 北緯33度11分22秒,東経129度36分47秒 2 北緯33度11分35秒,東経129度37分21秒 3 北緯33度11分30秒,東経129度36分48秒 4 北緯33度11分30秒,東経129度36分54秒 イ 北緯33度11分25秒,東経129度36分55秒 ロ 北緯33度11分26秒,東経129度36分57秒 ハ 北緯33度11分30秒,東経129度36分52秒 ニ 北緯33度11分30秒,東経129度36分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上小高島南端 2 同市同町池の谷南防波堤付根 3 同市同町上小高島東側標識(1から北方海岸沿いに240メートルのところ) 4 同市同町トノコ島南端 イ 1と2を結ぶ直線上1から250メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から290メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から110メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3010号	松田真珠有限公司	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	1 北緯33度11分39秒,東経129度36分55秒 2 北緯33度11分33秒,東経129度36分54秒 イ 北緯33度11分39秒,東経129度36分57秒 ロ 北緯33度11分39秒,東経129度36分60秒 ハ 北緯33度11分33秒,東経129度37分0秒 ニ 北緯33度11分33秒,東経129度36分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トノコ島東鼻北東端 2 同市同町トノコ島東岸標識(1から南方海岸沿いに200メートルのところ) イ 1から90度60メートルのところ ロ 1から90度130メートルのところ ハ 2から90度160メートルのところ ニ 2から90度90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3011号	松田真珠有限公司	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	1 北緯33度11分38秒,東経129度36分52秒 2 北緯33度11分35秒,東経129度36分53秒 3 北緯33度11分35秒,東経129度36分51秒 イ 北緯33度11分38秒,東経129度36分52秒 ロ 北緯33度11分39秒,東経129度36分48秒 ハ 北緯33度11分35秒,東経129度36分51秒 ニ 北緯33度11分35秒,東経129度36分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トノコ島東鼻北端標識 2 同市同町トノコ島東鼻西岸標識 3 同市同町トノコ島西鼻東岸標識 イ 1から274度20メートルのところ ロ 1から274度125メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3012号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 今釜漁港 地先	1 北緯33度11分46秒,東経129度37分7秒 2 北緯33度11分47秒,東経129度37分8秒 イ 北緯33度11分46秒,東経129度37分6秒 ロ 北緯33度11分47秒,東経129度37分5秒 ハ 北緯33度11分48秒,東経129度37分6秒 ニ 北緯33度11分47秒,東経129度37分7秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町今釜漁港護岸A標識(今釜漁港南防波堤付根から北方護岸沿いに42メートルのところ) 2 同市同町今釜漁港護岸B標識(1から北方護岸沿いに47メートルのところ) イ 1から302度10メートルのところ ロ 1から302度50メートルのところ ハ 2から302度50メートルのところ ニ 2から302度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3013号	亀岳真珠有限公司	長崎県 佐世保市 浅子町 黒島 地先	1 北緯33度11分48秒,東経129度36分57秒 2 北緯33度11分54秒,東経129度36分54秒 イ 北緯33度11分46秒,東経129度36分55秒 ロ 北緯33度11分51秒,東経129度36分51秒 ハ 北緯33度11分53秒,東経129度36分53秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町黒島南鼻標識(黒島南西端から北方海岸沿いに18メートルのところ) 2 同市同町黒島北西鼻標識(黒島北西鼻北西端から南方海岸沿いに15メートルのところ) イ 1から222度85メートルのところ ロ 2から222度110メートルのところ ハ 2から222度45メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3014号	亀岳真珠有限会社	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	1 北緯33度11分43秒,東経129度36分39秒 2 北緯33度11分39秒,東経129度36分42秒 イ 北緯33度11分43秒,東経129度36分41秒 ロ 北緯33度11分43秒,東経129度36分44秒 ハ 北緯33度11分39秒,東経129度36分44秒 ニ 北緯33度11分39秒,東経129度36分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上小高島東岸標識A 2 同市同町上小高島東岸標識B イ 1から82度50メートルのところ ロ 1から82度110メートルのところ ハ 2から82度65メートルのところ ニ 2から82度5メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3015号	丸宣真珠有限会社	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 地先	1 北緯33度11分48秒,東経129度36分38秒 2 北緯33度11分43秒,東経129度36分39秒 イ 北緯33度11分48秒,東経129度36分39秒 ロ 北緯33度11分48秒,東経129度36分43秒 ハ 北緯33度11分43秒,東経129度36分44秒 ニ 北緯33度11分43秒,東経129度36分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上小高島東岸標識A 2 同市同町上小高島東岸標識B(1から南方海岸沿いに130メートルのところ) イ 1から82度35メートルのところ ロ 1から82度135メートルのところ ハ 2から82度125メートルのところ ニ 2から82度25メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3016号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 上樫木島 東岸 地先	1 北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒 2 北緯33度11分51秒,東経129度36分20秒 3 北緯33度11分55秒,東経129度36分28秒 イ 北緯33度11分53秒,東経129度36分19秒 ロ 北緯33度11分53秒,東経129度36分20秒 ハ 北緯33度11分51秒,東経129度36分22秒 ニ 北緯33度11分50秒,東経129度36分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上樫木島北標識(上樫木島北端から南東方海岸沿いに10メートルのところ) 2 同市同町上樫木島東端 3 同市同町丸小島北端 イ 1と3を結ぶ直線上1から15メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から55メートルのところ ハ 2から92度60メートルのところ ニ 2から112度25メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3017号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 上樫木島 南岸 地先	1 北緯33度11分51秒,東経129度36分20秒 2 北緯33度11分49秒,東経129度36分17秒 イ 北緯33度11分50秒,東経129度36分21秒 ロ 北緯33度11分49秒,東経129度36分21秒 ハ 北緯33度11分47秒,東経129度36分18秒 ニ 北緯33度11分48秒,東経129度36分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上樫木島東端 2 同市同町上樫木島南端 イ 1から150度30メートルのところ ロ 1から150度70メートルのところ ハ 2から160度50メートルのところ ニ 2から160度10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3018号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 上樫木島 西岸 地先	1 北緯33度11分49秒,東経129度36分17秒 2 北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒 イ 北緯33度11分49秒,東経129度36分16秒 ロ 北緯33度11分49秒,東経129度36分14秒 ハ 北緯33度11分53秒,東経129度36分15秒 ニ 北緯33度11分53秒,東経129度36分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上樫木島南端 2 同市同町上樫木島北端 イ 1から270度40メートルのところ ロ 1から270度90メートルのところ ハ 2から270度90メートルのところ ニ 2から270度40メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3019号	有限会社平尾真珠	長崎県 佐世保市 小佐々町 臼ノ浦 高崎山 地先	1 北緯33度12分19秒,東経129度36分41秒 2 北緯33度12分18秒,東経129度36分42秒 イ 北緯33度12分19秒,東経129度36分40秒 ロ 北緯33度12分19秒,東経129度36分39秒 ハ 北緯33度12分17秒,東経129度36分39秒 ニ 北緯33度12分18秒,東経129度36分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町臼ノ浦高崎護岸標識A 2 同市同町臼ノ浦高崎海岸標識B(1から南方海岸沿いに40メートルのところ) イ 1から251度30メートルのところ ロ 1から251度70メートルのところ ハ 2から251度85メートルのところ ニ 2から251度45メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3020号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 下樫木島 地先	1 北緯33度11分38秒,東経129度36分17秒 2 北緯33度11分42秒,東経129度36分13秒 3 北緯33度11分45秒,東経129度36分13秒 4 北緯33度11分44秒,東経129度36分15秒 イ 北緯33度11分36秒,東経129度36分17秒 ロ 北緯33度11分39秒,東経129度36分10秒 ハ 北緯33度11分47秒,東経129度36分10秒 ニ 北緯33度11分47秒,東経129度36分18秒 ホ 北緯33度11分38秒,東経129度36分18秒 ヘ 北緯33度11分38秒,東経129度36分17秒 ト 北緯33度11分46秒,東経129度36分11秒 チ 北緯33度11分40秒,東経129度36分11秒 リ 北緯33度11分37秒,東経129度36分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町下樫木島西鼻南端 2 同市同町下樫木島西鼻南西端 3 同市同町下樫木島北西端 4 同市同町下樫木島北東端 イ 1から176度70メートルのところ ロ 2から225度100メートルのところ ハ 3から315度110メートルのところ ニ 4から45度110メートルのところ ホ 1から90度50メートルのところ ヘ 1から90度10メートルのところ ト 4から45度70メートルのところ チ 3から315度70メートルのところ リ 2から225度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3021号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 上小高島 ねのじが浦 地先	1 北緯33度11分25秒,東経129度36分34秒 2 北緯33度11分25秒,東経129度36分36秒 3 北緯33度11分22秒,東経129度36分37秒 4 北緯33度11分16秒,東経129度36分36秒 5 北緯33度11分14秒,東経129度36分34秒 イ 北緯33度11分19秒,東経129度36分34秒 ロ 北緯33度11分19秒,東経129度36分37秒	次の2、1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上小高島ねのじが浦西側鼻石垣東端 2 同市同町上小高島ねのじが浦東側鼻標識A号 3 同市同町上小高島ねのじが浦東側鼻南西端 4 同市同町下小高島北西鼻突端 5 同市同町下小高島西端 イ 1と5を結ぶ直線上1から200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3022号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 浅子町 皆島 地先	1 北緯33度11分20秒,東経129度36分2秒 2 北緯33度11分38秒,東経129度36分2秒 3 北緯33度12分13秒,東経129度36分15秒 4 北緯33度11分25秒,東経129度36分31秒 5 北緯33度11分20秒,東経129度36分16秒 6 北緯33度11分17秒,東経129度36分8秒 7 北緯33度11分21秒,東経129度36分4秒 イ 北緯33度11分20秒,東経129度35分60秒 ロ 北緯33度11分36秒,東経129度36分6秒 ハ 北緯33度11分33秒,東経129度36分13秒 ニ 北緯33度11分26秒,東経129度36分8秒 ホ 北緯33度11分23秒,東経129度36分17秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、5、6の各点を順次結んだ各直線と1から6に至る最高高潮時海岸線(によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上皆島西端 2 同市同町トコイ島オオコイの浦鼻東端 3 同市小佐々町臼の浦長崎鼻南端 4 同市浅子町上小高島南西端 5 同市同町下皆島北端 6 同市同町上皆島東端 7 同市同町上皆島北端 イ ホと3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 ロ 7から32度450メートルのところ ハ 7から32度200メートルのところ ニ 5から12度110メートルのところ ホ 1から282度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3023号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 皆島 地先	1 北緯33度11分21秒,東経129度36分4秒 2 北緯33度11分20秒,東経129度36分16秒 3 北緯33度11分42秒,東経129度36分13秒 イ 北緯33度11分26秒,東経129度36分8秒 ロ 北緯33度11分32秒,東経129度36分12秒 ハ 北緯33度11分32秒,東経129度36分14秒 ニ 北緯33度11分25秒,東経129度36分15秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上皆島北端 2 同市同町下皆島北端 3 同市同町下樫木島南西端 イ 1から32度200メートルのところ ロ 1から32度410メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から370メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3024号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	1 北緯33度11分36秒,東経129度36分1秒 2 北緯33度11分22秒,東経129度35分55秒 イ 北緯33度11分37秒,東経129度36分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線(によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トコイ島深浦北東端標識 2 同市同町トコイ島南東端 イ 1から57度110メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3025号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	1 北緯33度11分59秒,東経129度36分0秒 2 北緯33度11分44秒,東経129度36分3秒 3 北緯33度11分36秒,東経129度36分1秒 イ 北緯33度11分59秒,東経129度36分3秒 ロ 北緯33度11分44秒,東経129度36分5秒 ハ 北緯33度11分37秒,東経129度36分4秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線(によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トコイ島北端標識 2 同市同町トコイ島東岸中鼻東端標識 3 同市同町トコイ島深浦北東端標識 イ 1から90度80メートルのところ ロ 2から90度50メートルのところ ハ 3から57度110メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3026号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 浅子町 トコイ島 地先	1 北緯33度11分51秒,東経129度35分47秒 2 北緯33度11分40秒,東経129度35分44秒 3 北緯33度11分24秒,東経129度35分51秒 イ 北緯33度11分55秒,東経129度35分47秒 ロ 北緯33度11分52秒,東経129度35分39秒 ハ 北緯33度11分40秒,東経129度35分38秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線(によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トコイ島深浦上の鼻突端標識 2 同市同町トコイ島西岸中鼻突端標識 3 同市同町トコイ島南鼻標識B号 イ 1から0度110メートルのところ ロ 1から276度220メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3027号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 高島町 高島 山の下の地先	1 北緯33度10分44秒,東経129度35分33秒 2 北緯33度10分33秒,東経129度35分36秒 3 北緯33度10分27秒,東経129度35分33秒 イ 北緯33度10分45秒,東経129度35分35秒 ロ 北緯33度10分46秒,東経129度35分41秒 ハ 北緯33度10分31秒,東経129度35分46秒 ニ 北緯33度10分25秒,東経129度35分44秒 ホ 北緯33度10分26秒,東経129度35分37秒 ヘ 北緯33度10分32秒,東経129度35分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島山の下手水谷 2 同市同町高島高鼻大岩 3 同市同町高島高鼻標識(2から南方海岸線沿いに210メートルのところ) イ 1から70度60メートルのところ ロ 1から70度225メートルのところ ハ 2から103度245メートルのところ ニ 3から103度295メートルのところ ホ 3から103度110メートルのところ ヘ 2から103度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3028号	有限会社平尾真珠	長崎県 佐世保市 高島町 高島 地先	1 北緯33度11分34秒,東経129度35分3秒 2 北緯33度11分32秒,東経129度35分9秒 イ 北緯33度11分38秒,東経129度35分3秒 ロ 北緯33度11分40秒,東経129度35分8秒 ハ 北緯33度11分36秒,東経129度35分9秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島北平転石 2 同市同町高島長南風浦標識 イ 1から356度120メートルのところ ロ 2から356度260メートルのところ ハ 2から356度140メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3029号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 高島町 高島 北平 地先	1 北緯33度11分29秒,東経129度34分51秒 2 北緯33度11分26秒,東経129度34分52秒 イ 北緯33度11分30秒,東経129度34分49秒 ロ 北緯33度11分30秒,東経129度34分45秒 ハ 北緯33度11分27秒,東経129度34分44秒 ニ 北緯33度11分27秒,東経129度34分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島ゴトウ瀬ニツ石 2 同市同町高島トウ瀬標識(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から282度60メートルのところ ロ 1から282度150メートルのところ ハ 2から282度210メートルのところ ニ 2から282度120メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3030号	株式会社TASAKI	長崎県 佐世保市 高島町 高島 京泊 地先	1 北緯33度11分13秒,東経129度34分46秒 2 北緯33度11分9秒,東経129度34分52秒 イ 北緯33度11分13秒,東経129度34分46秒 ロ 北緯33度11分12秒,東経129度34分47秒 ハ 北緯33度11分12秒,東経129度34分51秒 ニ 北緯33度11分14秒,東経129度34分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島京泊浦北海岸標識A 2 同市同町高島京泊浦南海岸標識B イ 1から167度30分20メートルのところ ロ 1から167度30分50メートルのところ ハ 2から347度30分70メートルのところ ニ 2から347度30分160メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第3500号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	1 北緯33度11分39秒,東経129度36分55秒 イ 北緯33度11分41秒,東経129度36分52秒 ロ 北緯33度11分45秒,東経129度36分49秒 ハ 北緯33度11分45秒,東経129度36分51秒 ニ 北緯33度11分42秒,東経129度36分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トノコ島北端標識 イ 1から320度110メートルのところ ロ 1から320度240メートルのところ ハ 1から335度230メートルのところ ニ 1から354度105メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3501号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 トノコ島 地先	1 北緯33度11分39秒,東経129度36分55秒 イ 北緯33度11分46秒,東経129度36分48秒 ロ 北緯33度11分50秒,東経129度36分44秒 ハ 北緯33度11分51秒,東経129度36分45秒 ニ 北緯33度11分47秒,東経129度36分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町トノコ島北端標識 イ 1から320度280メートルのところ ロ 1から320度440メートルのところ ハ 1から327度443メートルのところ ニ 1から332度280メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3502号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 上小島北西 地先	1 北緯33度11分50秒,東経129度36分35秒 イ 北緯33度11分50秒,東経129度36分33秒 ロ 北緯33度11分49秒,東経129度36分35秒 ハ 北緯33度11分45秒,東経129度36分33秒 ニ 北緯33度11分45秒,東経129度36分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町上小島北西標識 イ 1から219度27メートルのところ ロ 1から256度70メートルのところ ハ 1から215度188メートルのところ ニ 1から203度168メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第507号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 幸ノ小島 地先	1 北緯33度10分7秒,東経129度32分17秒 2 北緯33度10分6秒,東経129度32分16秒 イ 北緯33度10分6秒,東経129度32分17秒 ロ 北緯33度10分4秒,東経129度32分18秒 ハ 北緯33度10分3秒,東経129度32分18秒 ニ 北緯33度10分6秒,東経129度32分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町幸ノ小島南西岸標識A(幸ノ小島東端から南岸西方海岸沿いに50メートルのところ) 2 同市同町幸ノ小島南西岸標識B(1から南岸西方海岸沿いに20メートルのところ) イ 1から158度25メートルのところ ロ 1から158度95メートルのところ ハ 2から158度95メートルのところ ニ 2から158度25メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	
北区第508号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 浜辺の浦 地先	1 北緯33度8分57秒,東経129度32分7秒 2 北緯33度8分56秒,東経129度31分56秒 イ 北緯33度8分60秒,東経129度32分7秒 ロ 北緯33度8分56秒,東経129度31分56秒	次のイ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町浜辺の鼻標識B 2 同市同町びょうぶ鼻標識 イ 1から359度50メートルのところ ロ 2から4度50メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	
北区第1026号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 里ヶ浦 地先	1 北緯33度8分56秒,東経129度32分49秒 2 北緯33度8分49秒,東経129度32分55秒 イ 北緯33度8分57秒,東経129度32分50秒 ロ 北緯33度8分60秒,東経129度32分54秒 ハ 北緯33度8分52秒,東経129度33分0秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町里ヶ浦標識(古里棧橋根元から南方海岸沿いに65メートルのところ) 2 同市同町里ヶ浦松江鼻標識 イ 1から55度30メートルのところ ロ 1から55度180メートルのところ ハ 2から55度150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1027号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 東堂平 地先	1 北緯33度8分56秒,東経129度32分5秒 2 北緯33度8分57秒,東経129度32分16秒 イ 北緯33度9分3秒,東経129度32分5秒 ロ 北緯33度9分3秒,東経129度32分16秒	次のイ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町東堂平浜辺標識 2 同市同町東堂平浜辺標識A イ 1から0度205メートルのところ ロ 2から0度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1300号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 東堂平 地先	1 北緯33度8分57秒,東経129度32分16秒 2 北緯33度8分57秒,東経129度32分27秒 イ 北緯33度8分59秒,東経129度32分16秒 ロ 北緯33度9分3秒,東経129度32分16秒 ハ 北緯33度9分3秒,東経129度32分27秒 ニ 北緯33度8分59秒,東経129度32分27秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町東堂平浜辺標識A 2 同市同町東堂平漁港東大石標識 イ 1から0度40メートルのところ ロ 1から0度160メートルのところ ハ 2から0度210メートルのところ ニ 2から0度80メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、30メートル×30メートルの方形生簀4台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,600平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、1,378尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗
北区第1301号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ヶノハエ 地先	1 北緯33度8分25秒,東経129度30分54秒 2 北緯33度8分43秒,東経129度31分21秒 イ 北緯33度8分39秒,東経129度30分45秒 ロ 北緯33度8分46秒,東経129度30分40秒 ハ 北緯33度8分56秒,東経129度31分12秒 ニ 北緯33度8分48秒,東経129度31分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町串ノ浜大石標識 2 同市同町うぜの鼻標識 イ 1から330度440メートルのところ ロ 1から330度685メートルのところ ハ 3から330度440メートルのところ ニ 3から330度180メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、50メートル×45メートルの方形生簀9台、30メートル×30メートルの方形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,950平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数
北区第1302号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ヶノハエ 地先	1 北緯33度8分26秒,東経129度30分50秒 2 北緯33度8分25秒,東経129度30分54秒 イ 北緯33度8分28秒,東経129度30分49秒 ロ 北緯33度8分39秒,東経129度30分41秒 ハ 北緯33度8分40秒,東経129度30分44秒 ニ 北緯33度8分29秒,東経129度30分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町串ノ浜岩脈標識 2 同市同町串ノ浜大石標識 イ 1から330度70メートルのところ ロ 1から330度470メートルのところ ハ 2から330度535メートルのところ ニ 2から330度140メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 黒島町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、その総面積が3,500平方メートルを超えてはならない。 3. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。 4. ロの点に夜間標識灯

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1500号	佐世保市相浦漁業協同組合	長崎県 佐世保市 黒島町 瀬ヶノハエ 地先	1 北緯33度8分25秒,東経129度30分54秒 2 北緯33度8分34秒,東経129度31分7秒 3 北緯33度8分43秒,東経129度31分21秒 イ 北緯33度8分34秒,東経129度30分44秒 ロ 北緯33度8分38秒,東経129度30分45秒 ハ 北緯33度8分46秒,東経129度31分18秒 ニ 北緯33度8分47秒,東経129度31分18秒 ホ 北緯33度8分42秒,東経129度31分1秒 ヘ 北緯33度8分39秒,東経129度31分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市黒島町串ノ浜大石標識 2 同市同町瀬ヶノハエ大石標識 3 同市同町うげの鼻標識 イ 1から330度290メートルのところ ロ 1から330度440メートルのところ ハ 3から330度180メートルのところ ニ 3から330度140メートルのところ ホ 2から330度290メートルのところ ヘ 2から330度190メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市黒島町	
北区第4000号	有限会社佐世保真珠	長崎県 佐世保市 浅子町 丸小島 地先	1 北緯33度11分54秒,東経129度36分28秒 2 北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒 3 北緯33度11分40秒,東経129度36分16秒 4 北緯33度11分16秒,東経129度36分16秒 イ 北緯33度11分54秒,東経129度36分25秒 ロ 北緯33度11分49秒,東経129度36分24秒 ハ 北緯33度11分48秒,東経129度36分27秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市浅子町丸小島西端 2 同市同町上坂木島北端 3 同市同町下坂木島南東端 4 同市同町下皆島東端 イ 1と2を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ ハ 1と4を結ぶ直線上1から170メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第4500号	有限会社あこや真珠養殖所	長崎県 佐世保市 船越町 白馬浦 地先	1 北緯33度8分57秒,東経129度40分50秒 2 北緯33度8分55秒,東経129度40分54秒 3 北緯33度8分51秒,東経129度40分60秒 4 北緯33度8分46秒,東経129度40分59秒 5 北緯33度8分46秒,東経129度40分52秒 6 北緯33度8分45秒,東経129度40分49秒 イ 北緯33度8分49秒,東経129度40分57秒	次の2、イ、5の各点を順次結んだ各直線、1と6を結んだ直線及び1から2、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町かん根鼻 2 同市同町白馬鼻護岸東角標識 3 同市同町白馬浦奥鼻 4 同市同町白馬浦標識A 5 同市同町免島東端 6 同市同町免島西端 イ 2と4を結ぶ直線と3と5結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4501号	有限会社あこや真珠養殖所	長崎県 佐世保市 船越町 割島 地先	1 北緯33度8分58秒,東経129度40分35秒 2 北緯33度8分56秒,東経129度40分36秒 イ 北緯33度9分1秒,東経129度40分38秒 ロ 北緯33度9分3秒,東経129度40分36秒 ハ 北緯33度9分2秒,東経129度40分33秒 ニ 北緯33度8分58秒,東経129度40分30秒 ホ 北緯33度8分56秒,東経129度40分30秒 ヘ 北緯33度8分51秒,東経129度40分33秒 ト 北緯33度8分51秒,東経129度40分37秒 チ 北緯33度8分52秒,東経129度40分40秒 リ 北緯33度8分55秒,東経129度40分38秒 ヌ 北緯33度8分55秒,東経129度40分35秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市船越町割島北端 2 同市同町割島南岸標識 イ 1から38度120メートルのところ ロ 1から8度160メートルのところ ハ 1から334度140メートルのところ ニ 1から280度130メートルのところ ホ 2から270度150メートルのところ ヘ 2から200度30分150メートルのところ ト 2から170度150メートルのところ チ 2から127度30分160メートルのところ リ 2から98度30分60メートルのところ ヌ 2から200度30分25メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4502号	有限会社あこや真珠養殖所	長崎県 佐世保市 高島町 高島北 地先	1 北緯33度11分33秒,東経129度35分36秒 2 北緯33度11分38秒,東経129度35分27秒 3 北緯33度11分37秒,東経129度35分19秒 4 北緯33度11分32秒,東経129度35分9秒 イ 北緯33度11分36秒,東経129度35分8秒 ロ 北緯33度11分40秒,東経129度35分8秒 ハ 北緯33度11分40秒,東経129度35分32秒	次のイ、ロ、ハ、1、2、3の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島北東標識 2 同市同町高島長南風車標識 3 同市同町高島長南風車標識 4 同市同町高島長南風浦標識 イ 4から356度120メートルのところ ロ 4から356度260メートルのところ ハ 1から334度30分240メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		0
北区第4503号	有限会社あこや真珠養殖所	長崎県 佐世保市 高島町 高島北平 地先	1 北緯33度11分34秒,東経129度34分80秒 2 北緯33度11分33秒,東経129度34分53秒 3 北緯33度11分30秒,東経129度34分51秒 4 北緯33度11分47秒,東経129度34分50秒 5 北緯33度11分50秒,東経129度35分6秒 イ 北緯33度11分35秒,東経129度35分0秒 ロ 北緯33度11分36秒,東経129度35分1秒 ハ 北緯33度11分36秒,東経129度34分52秒 ニ 北緯33度11分30秒,東経129度34分47秒 ホ 北緯33度11分30秒,東経129度34分49秒 ヘ 北緯33度11分34秒,東経129度34分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市高島町高島北平標識 2 同市同町高島北西端標識 3 同市同町高島コトウ瀬ニツ石 4 同市小佐々町楠泊笹島東端 5 同市同町楠泊服見島南東端 イ 1と5を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と5を結ぶ直線上1から70メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ ニ 3から282度110メートルのところ ホ 3から282度60メートルのところ ヘ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別		0 1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第100号	新立 秀利	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 鎌の鼻 地先	1 北緯33度16分14秒,東経129度34分12秒 2 北緯33度16分11秒,東経129度34分10秒 3 北緯33度16分10秒,東経129度34分9秒 4 北緯33度16分7秒,東経129度34分6秒 5 北緯33度16分5秒,東経129度34分10秒 6 北緯33度16分7秒,東経129度34分7秒	次の1と2を結んだ直線、3と4を結んだ直線、5と6を結んだ直線及び1から6、2から3、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦野母鼻西端 2 同市同町九十九島上蛭子島北東端 3 同市同町九十九島上蛭子島西端 4 同市同町九十九島中蛭子島北東端 5 同市同町九十九島中蛭子島南東端 6 同市同町長串鎌の鼻北西端	第二種区画漁業	魚類網仕切式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1028号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 焼島 地先	1 北緯33度12分27秒,東経129度35分2秒 2 北緯33度12分14秒,東経129度35分20秒 3 北緯33度12分15秒,東経129度35分34秒 イ 北緯33度12分29秒,東経129度35分3秒 ロ 北緯33度12分32秒,東経129度35分5秒 ハ 北緯33度12分21秒,東経129度35分20秒 ニ 北緯33度12分20秒,東経129度35分34秒 ホ 北緯33度12分16秒,東経129度35分34秒 ヘ 北緯33度12分18秒,東経129度35分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町西川内焼島杉谷浦西鼻標識 2 同市同町西川内焼島標識 3 同市同町西川内焼島東石垣標識 イ 1から32度50メートルのところ ロ 1から32度160メートルのところ ハ 2から0度200メートルのところ ニ 3から0度140メートルのところ ホ 3から0度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1029号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 インサン小島 地先	1 北緯33度12分33秒,東経129度35分33秒 イ 北緯33度12分33秒,東経129度35分31秒 ロ 北緯33度12分33秒,東経129度35分28秒 ハ 北緯33度12分32秒,東経129度35分27秒 ニ 北緯33度12分32秒,東経129度35分30秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町西川内インサン小島西岸標識 イ 1から276度30分60メートルのところ ロ 1から276度30分130メートルのところ ハ 1から259度150メートルのところ ニ 1から242度30分90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1030号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 畑崎 地先	1 北緯33度12分38秒,東経129度35分9秒 2 北緯33度12分43秒,東経129度35分11秒 3 北緯33度12分45秒,東経129度35分26秒 4 北緯33度12分21秒,東経129度35分47秒 イ 北緯33度12分36秒,東経129度35分14秒 ロ 北緯33度12分40秒,東経129度35分18秒 ハ 北緯33度12分38秒,東経129度35分23秒 ニ 北緯33度12分45秒,東経129度35分26秒 ホ 北緯33度12分43秒,東経129度35分31秒 ヘ 北緯33度12分32秒,東経129度35分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町楠泊畑崎南端標識 2 同市同町楠泊畑崎北端標識 3 同市同町楠泊畑崎新埋立地護岸標識(屈折部から北方護岸沿いに50メートルのところ) 4 同市同町川内永の島西岸標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から180メートルのところ ロ 2から116度180メートルのところ ハ 2から116度320メートルのところ ニ 3から116度20メートルのところ ホ 3から116度140メートルのところ ヘ 1と4を結ぶ直線上1から440メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1031号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 前島 地先	1 北緯33度12分47秒,東経129度34分42秒 2 北緯33度12分41秒,東経129度34分46秒 3 北緯33度12分34秒,東経129度34分47秒 イ 北緯33度12分49秒,東経129度34分45秒 ロ 北緯33度12分50秒,東経129度34分47秒 ハ 北緯33度12分42秒,東経129度34分51秒 ニ 北緯33度12分34秒,東経129度34分54秒 ホ 北緯33度12分34秒,東経129度34分49秒 ヘ 北緯33度12分41秒,東経129度34分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町楠泊北東標識 2 同市同町楠泊前島東中鼻先端標識A 3 同市同町楠泊前島東中鼻先端標識B イ 1から59度90メートルのところ ロ 1から59度150メートルのところ ハ 2から85度130メートルのところ ニ 3から85度180メートルのところ ホ 3から85度50メートルのところ ヘ 2から85度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1032号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 野島 地先	1 北緯33度13分4秒,東経129度33分57秒 2 北緯33度12分48秒,東経129度34分7秒 イ 北緯33度13分4秒,東経129度33分58秒 ロ 北緯33度12分50秒,東経129度34分12秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町楠泊野島北端 2 同市同町楠泊野島東岸標識 イ 1から60度30メートルのところ ロ 2から65度150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1033号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 小名切 地先	1 北緯33度13分47秒,東経129度33分58秒 2 北緯33度13分41秒,東経129度33分58秒 イ 北緯33度13分47秒,東経129度33分54秒 ロ 北緯33度13分42秒,東経129度33分56秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳小名切平山鼻標識A 2 同市同町矢岳小名切川石垣西端 イ 1から270度100メートルのところ ロ 2から295度65メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1034号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 神崎水の浦 地先	1 北緯33度13分32秒,東経129度33分32秒 2 北緯33度13分30秒,東経129度33分25秒 イ 北緯33度13分33秒,東経129度33分32秒 ロ 北緯33度13分31秒,東経129度33分24秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳神崎水の浦はかの浦標識B 2 同市同町矢岳神崎水の浦はかの浦標識C イ 1から0度30メートルのところ ロ 2から315度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1035号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 トウ泊島 地先	1 北緯33度13分34秒,東経129度33分13秒 2 北緯33度13分37秒,東経129度33分20秒 イ 北緯33度13分33秒,東経129度33分14秒 ロ 北緯33度13分30秒,東経129度33分14秒 ハ 北緯33度13分32秒,東経129度33分23秒 ニ 北緯33度13分34秒,東経129度33分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳トウ泊島竹山の鼻南端標識 2 同市同町矢岳トウ泊島トウ泊浦底標識 イ 1から169度30分40メートルのところ ロ 1から169度30分120メートルのところ ハ 2から147度30分160メートルのところ ニ 2から147度30分80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1036号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 浅島 地先	1 北緯33度13分39秒,東経129度32分51秒 2 北緯33度13分38秒,東経129度32分52秒 3 北緯33度13分37秒,東経129度32分58秒 4 北緯33度13分30秒,東経129度32分58秒 5 北緯33度13分30秒,東経129度33分3秒 6 北緯33度13分30秒,東経129度33分10秒 7 北緯33度13分47秒,東経129度33分10秒 イ 北緯33度13分44秒,東経129度33分4秒 ロ 北緯33度13分30秒,東経129度33分11秒	次の1、イ、ロ、6の各点を順次結んだ各直線、2、3を結んだ直線、4と5を結んだ直線及び1から2、3から4、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳沖浅島新田鼻北端標識 2 同市同町矢岳沖浅島塚崎の鼻標識A 3 同市同町矢岳沖浅島塚崎浦標識B 4 同市同町矢岳沖浅島沖ノ浦鼻標識 5 同市同町矢岳ヘタ浅島西岸標識 6 同市同町矢岳ヘタ浅島北東端標識 7 同市同町矢岳釜泊島北西端標識 イ 1と7を結ぶ直線上7から150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1037号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 下島 地先	1 北緯33度13分45秒,東経129度32分57秒 2 北緯33度13分49秒,東経129度32分55秒 イ 北緯33度13分44秒,東経129度32分59秒 ロ 北緯33度13分44秒,東経129度33分2秒 ハ 北緯33度13分50秒,東経129度33分2秒 ニ 北緯33度13分50秒,東経129度32分59秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳下島南端標識 2 同市同町矢岳下島東端標識(1から北方海岸沿いに150メートルのところ) イ 1から98度60メートルのところ ロ 1から98度140メートルのところ ハ 2から78度180メートルのところ ニ 2から78度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1038号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 丸島 地先	1 北緯33度14分11秒,東経129度33分26秒 2 北緯33度14分5秒,東経129度33分27秒 イ 北緯33度14分11秒,東経129度33分31秒 ロ 北緯33度14分10秒,東経129度33分43秒 ハ 北緯33度14分6秒,東経129度33分42秒 ニ 北緯33度14分5秒,東経129度33分59秒 ホ 北緯33度14分2秒,東経129度33分49秒 ヘ 北緯33度14分4秒,東経129度33分30秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳丸島東岸標識 2 同市同町矢岳丸島南端標識 イ 1から90度150メートルのところ ロ 1から90度450メートルのところ ハ 1から109度450メートルのところ ニ 1から105度650メートルのところ ホ 2から100度570メートルのところ ヘ 2から100度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第1039号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 水場鼻 地先	1 北緯33度14分28秒,東経129度33分50秒 2 北緯33度14分24秒,東経129度33分47秒 3 北緯33度14分25秒,東経129度33分40秒 イ 北緯33度14分28秒,東経129度33分50秒 ロ 北緯33度14分27秒,東経129度33分55秒 ハ 北緯33度14分21秒,東経129度33分52秒 ニ 北緯33度14分20秒,東経129度33分48秒 ホ 北緯33度14分22秒,東経129度33分44秒 ヘ 北緯33度14分23秒,東経129度33分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串水場浦標識(排水口のところ) 2 同市同町長串水場鼻コンクリート護岸東角標識 3 同市同町長串髯崎はえ先標識 イ 1から101度10メートルのところ ロ 1から101度130メートルのところ ハ 2から127度150メートルのところ ニ 3から127度250メートルのところ ホ 3から127度180メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1040号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 三年ヶ浦 地先	1 北緯33度14分56秒,東経129度33分42秒 2 北緯33度14分53秒,東経129度33分47秒 イ 北緯33度14分56秒,東経129度33分41秒 ロ 北緯33度14分57秒,東経129度33分33秒 ハ 北緯33度14分55秒,東経129度33分33秒 ニ 北緯33度14分54秒,東経129度33分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串南防波堤標識A(防波堤付根から120メートルのところ) 2 同市同町長串南防波堤標識B(防波堤付根から70メートルのところ) イ 1から279度30メートルのところ ロ 1から279度230メートルのところ ハ 2から279度230メートルのところ ニ 2から279度30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第1041号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 与力島 地先	1 北緯33度15分16秒,東経129度33分25秒 2 北緯33度15分18秒,東経129度33分16秒 3 北緯33度15分19秒,東経129度33分13秒 イ 北緯33度15分23秒,東経129度33分26秒 ロ 北緯33度15分25秒,東経129度33分14秒 ハ 北緯33度15分20秒,東経129度33分13秒 ニ 北緯33度15分20秒,東経129度33分16秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島成島北端標識 2 同市同町九十九島与力島東端標識 3 同市同町九十九島与力島西端標識 イ 1から8度30分200メートルのところ ロ 3から8度30分180メートルのところ ハ 3から8度30分30メートルのところ ニ 2から8度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第1042号	金子産業株式会社	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 小赤島 地先	1 北緯33度15分29秒,東経129度33分49秒 2 北緯33度15分16秒,東経129度33分34秒 3 北緯33度15分13秒,東経129度33分39秒 4 北緯33度15分12秒,東経129度33分43秒 5 北緯33度15分15秒,東経129度33分52秒 6 北緯33度15分17秒,東経129度33分53秒 イ 北緯33度15分22秒,東経129度33分38秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3と4、5と6を結んだ各直線及び2から3、4から5、6から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串長潮鼻北端 2 同市同町九十九島小赤島北西側標識 3 同市同町九十九島小赤島東側標識 4 同市同町九十九島赤島西側標識 5 同市同町九十九島赤島橋南側付根 6 同市同町長串赤島橋北側付根	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第1043号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 柿ノ木谷 地先	1 北緯33度15分33秒,東経129度33分59秒 2 北緯33度15分42秒,東経129度33分55秒 3 北緯33度15分28秒,東経129度33分48秒 4 北緯33度15分26秒,東経129度33分53秒 5 北緯33度15分29秒,東経129度33分54秒 イ 北緯33度15分34秒,東経129度33分58秒 ロ 北緯33度15分29秒,東経129度33分47秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から5、4から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串朝地露標識 2 同市同町九十九島大島大岩鼻南端 3 同市同町長串朝地露長潮鼻西端標識 4 同市同町長串朝地露長瀬内鼻標識 5 同市同町長串朝地露柿ノ木谷梅田一松石垣標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 3から335度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1044号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 長串 朝地露 地先	1 北緯33度15分33秒,東経129度34分7秒 2 北緯33度15分36秒,東経129度34分7秒 イ 北緯33度15分34秒,東経129度34分7秒 ロ 北緯33度15分36秒,東経129度33分58秒 ハ 北緯33度15分38秒,東経129度33分60秒 ニ 北緯33度15分36秒,東経129度34分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串朝地露護岸標識A 2 同市同町長串朝地露護岸標識B(1から北方海岸沿いに73メートルのところ) イ 1から288度90メートルのところ ロ 1から288度230メートルのところ ハ 2から288度210メートルのところ ニ 2から288度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1045号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島地先	1 北緯33度15分36秒,東経129度33分50秒 2 北緯33度15分34秒,東経129度33分32秒 イ 北緯33度15分33秒,東経129度33分51秒 ロ 北緯33度15分27秒,東経129度33分30秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島大えこ東鼻南端 2 同市同町九十九島藤葛根島獅子鼻南西端 イ 1から167度95メートルのところ ロ 2から192度220メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	1. イ、ロ、イとロの間地点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1046号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島地先	1 北緯33度15分40秒,東経129度33分32秒 2 北緯33度15分36秒,東経129度33分32秒 イ 北緯33度15分36秒,東経129度33分31秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島秀助鼻南西端標識 2 同市同町九十九島藤葛根島芳明鼻北西端標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1047号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島ねたぎ東島地先	1 北緯33度15分35秒,東経129度33分25秒 イ 北緯33度15分30秒,東経129度33分25秒 ロ 北緯33度15分30秒,東経129度33分27秒 ハ 北緯33度15分35秒,東経129度33分27秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島ねたぎ東島東端 イ 1から180度150メートルのところ ロ 1から167度160メートルのところ ハ 1から90度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1048号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島水小島地先	1 北緯33度15分38秒,東経129度33分14秒 2 北緯33度15分36秒,東経129度33分25秒 イ 北緯33度15分39秒,東経129度33分14秒 ロ 北緯33度15分40秒,東経129度33分16秒 ハ 北緯33度15分38秒,東経129度33分27秒 ニ 北緯33度15分37秒,東経129度33分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島水小島西島北端標識 2 同市同町九十九島水小島東島北端標識 イ 1から35度20メートルのところ ロ 1から35度80メートルのところ ハ 2から35度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1049号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島人頭島地先	1 北緯33度15分47秒,東経129度33分29秒 2 北緯33度15分42秒,東経129度33分24秒 3 北緯33度15分36秒,東経129度33分32秒 イ 北緯33度15分46秒,東経129度33分31秒 ロ 北緯33度15分40秒,東経129度33分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島人頭島北東海岸標識 2 同市同町九十九島人頭島南端標識 3 同市同町九十九島藤葛根島芳明鼻北西端標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1050号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島地先	1 北緯33度15分48秒,東経129度33分43秒 2 北緯33度15分47秒,東経129度33分35秒 イ 北緯33度15分49秒,東経129度33分42秒 ロ 北緯33度15分50秒,東経129度33分34秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根島北端標識 2 同市同町九十九島藤葛根島北西端標識 イ 1から349度30メートルのところ ロ 2から349度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1051号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島大島地先	1 北緯33度15分52秒,東経129度33分34秒 2 北緯33度15分51秒,東経129度33分41秒 イ 北緯33度15分51秒,東経129度33分35秒 ロ 北緯33度15分50秒,東経129度33分35秒 ハ 北緯33度15分50秒,東経129度33分41秒	次の2、イ、ロ、ハの各点を順次結んで2に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島大島西鼻標識 2 同市同町九十九島大島瀬戸中の西鼻南端標識 イ 1から176度20メートルのところ ロ 1から176度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1052号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島八木島地先	1 北緯33度17分2秒,東経129度34分4秒 2 北緯33度17分8秒,東経129度34分7秒 イ 北緯33度17分0秒,東経129度34分8秒 ロ 北緯33度16分59秒,東経129度34分12秒 ハ 北緯33度17分6秒,東経129度34分13秒 ニ 北緯33度17分7秒,東経129度34分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島八木島南標識 2 同市同町九十九島八木島北標識 イ 1から109度100メートルのところ ロ 1から109度210メートルのところ ハ 2から109度160メートルのところ ニ 2から109度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1053号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町九十九島小タゴ島地先	1 北緯33度17分11秒,東経129度34分13秒 イ 北緯33度17分11秒,東経129度34分15秒 ロ 北緯33度17分11秒,東経129度34分19秒 ハ 北緯33度17分4秒,東経129度34分14秒 ニ 北緯33度17分8秒,東経129度34分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島小タゴ島標識 イ 1から90度70メートルのところ ロ 1から90度160メートルのところ ハ 1から170度200メートルのところ ニ 1から170度90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1054号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦後山松瀬地先	1 北緯33度16分39秒,東経129度35分14秒 2 北緯33度16分22秒,東経129度35分18秒 3 北緯33度16分34秒,東経129度34分39秒 4 北緯33度16分40秒,東経129度34分45秒 イ 北緯33度16分39秒,東経129度35分6秒 ロ 北緯33度16分24秒,東経129度35分12秒 ハ 北緯33度16分30秒,東経129度34分54秒 ニ 北緯33度16分40秒,東経129度34分56秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦魚見鼻電柱標識 2 同市同町下取ヶ浦波堤先端標識 3 同市同町下取ヶ浦曾辺ヶ崎小の浦標識 4 同市同町下取ヶ浦曾辺ヶ崎北側大岩標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から170メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上3から420メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上4から300メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	
北区第1055号	九十九島漁業協同組合	長崎県佐世保市鹿町町大屋請元鼻地先	1 北緯33度17分10秒,東経129度35分14秒 2 北緯33度17分6秒,東経129度35分8秒 イ 北緯33度17分9秒,東経129度35分1秒 ロ 北緯33度17分5秒,東経129度35分9秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町大屋字請元海岸標識(2から北東方海岸沿いに170メートルのところ) 2 同市同町大屋字磯恵美須祠階段南西角 イ 1から141度30分50メートルのところ ロ 2から141度30分50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市鹿町町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1056号	九十九島漁業協同組合	長崎県 平戸市 田平町 大久保免 美山海岸 地先	1 北緯33度22分52秒,東経129度35分52秒 2 北緯33度22分43秒,東経129度35分47秒 イ 北緯33度22分51秒,東経129度35分54秒 ロ 北緯33度22分50秒,東経129度36分1秒 ハ 北緯33度22分41秒,東経129度35分55秒 ニ 北緯33度22分43秒,東経129度35分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町横島旧防波堤付根標識 2 同市同町同免美山海岸標識 イ 1から100度40メートルのところ ロ 1から100度220メートルのところ ハ 2から100度240メートルのところ ニ 2から100度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 田平町	
北区第1057号	九十九島漁業協同組合	長崎県 平戸市 田平町 横島 地先	1 北緯33度22分51秒,東経129度36分13秒 2 北緯33度22分54秒,東経129度36分3秒 イ 北緯33度22分52秒,東経129度36分2秒 ロ 北緯33度22分44秒,東経129度35分58秒 ハ 北緯33度22分41秒,東経129度36分9秒 ニ 北緯33度22分49秒,東経129度36分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町横島石垣標識 2 同市同町横島くぼみの大岩標識 イ 2から200度40メートルのところ ロ 2から200度310メートルのところ ハ 1から200度310メートルのところ ニ 3から200度40メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 田平町	
北区第1501号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 藤葛根南東 地先	1 北緯33度15分42秒,東経129度33分50秒 2 北緯33度15分38秒,東経129度33分53秒 イ 北緯33度15分44秒,東経129度33分52秒 ロ 北緯33度15分40秒,東経129度33分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島藤葛根南東標識 2 同市同町九十九島藤葛根南東端標識 イ 1から35度70メートルのところ ロ 2から62度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第1502号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 島頭島 地先	1 北緯33度17分22秒,東経129度33分59秒 2 北緯33度17分18秒,東経129度34分5秒 イ 北緯33度17分23秒,東経129度33分60秒 ロ 北緯33度17分24秒,東経129度34分2秒 ハ 北緯33度17分19秒,東経129度34分9秒 ニ 北緯33度17分18秒,東経129度34分6秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島瀬尻島湾奥標識 2 同市同町九十九島瀬尻島東端標識 イ 1から54度30分30メートルのところ ロ 1から54度30分90メートルのところ ハ 2から64度30分100メートルのところ ニ 2から115度30分30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第1503号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 島頭島 地先	1 北緯33度17分34秒,東経129度34分11秒 2 北緯33度17分25秒,東経129度34分12秒 3 北緯33度17分26秒,東経129度34分10秒 4 北緯33度17分30秒,東経129度34分10秒 イ 北緯33度17分34秒,東経129度34分13秒 ロ 北緯33度17分34秒,東経129度34分15秒 ハ 北緯33度17分30秒,東経129度34分14秒 ニ 北緯33度17分26秒,東経129度34分12秒 ホ 北緯33度17分27秒,東経129度34分10秒 ヘ 北緯33度17分30秒,東経129度34分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島島頭島北東端標識 2 同市同町九十九島島頭島東端標識 3 同市同町九十九島島頭島東端中央標識(2から西方海岸沿いに60メートルのところ) 4 同市同町九十九島島頭島中央標識 イ 1から96度30メートルのところ ロ 1から96度90メートルのところ ハ 4から90度110メートルのところ ニ 2から19度15メートルのところ ホ 3から19度20メートルのところ ヘ 4から90度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	1.ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2035号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 萱下し鼻 地先	1 北緯33度14分10秒,東経129度33分60秒 2 北緯33度14分10秒,東経129度33分59秒 イ 北緯33度14分8秒,東経129度33分59秒 ロ 北緯33度14分6秒,東経129度33分58秒 ハ 北緯33度14分6秒,東経129度33分58秒 ニ 北緯33度14分9秒,東経129度33分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳矢岳漁港上矢岳地区南防波堤標識A(南防波堤付根より堤防沿い西方76メートルのところ) 2 同市同町矢岳矢岳漁港上矢岳地区南防波堤標識B(1から堤防沿い西方25メートルのところ) イ 1から194度30分40メートルのところ ロ 1から194度30分120メートルのところ ハ 2から194度30分120メートルのところ ニ 2から194度30分40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第2036号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 前島 地先	1 北緯33度13分49秒,東経129度33分44秒 2 北緯33度13分52秒,東経129度33分42秒 イ 北緯33度13分50秒,東経129度33分47秒 ロ 北緯33度13分51秒,東経129度33分48秒 ハ 北緯33度13分54秒,東経129度33分47秒 ニ 北緯33度13分53秒,東経129度33分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳前島はえ泊標識 2 同市同町矢岳前島下山標識(1より海岸沿い北西100メートルのところ) イ 1から67度90メートルのところ ロ 1から67度120メートルのところ ハ 2から67度140メートルのところ ニ 2から67度110メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 小佐々町	
北区第2037号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上忠六島 地先	1 北緯33度15分44秒,東経129度33分19秒 2 北緯33度15分46秒,東経129度33分13秒 3 北緯33度15分45秒,東経129度33分12秒 4 北緯33度15分42秒,東経129度33分14秒 イ 北緯33度15分41秒,東経129度33分17秒	次の1と2、1と4、2と3を結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島上忠六島標識A 2 同市同町九十九島上忠六島標識B 3 同市同町九十九島上忠六島標識C 4 同市同町九十九島上忠六島標識D イ 1から210度130メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第2038号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上忠六島 地先	1 北緯33度15分54秒,東経129度33分25秒 2 北緯33度15分47秒,東経129度33分21秒 3 北緯33度15分46秒,東経129度33分23秒 4 北緯33度15分52秒,東経129度33分28秒	次の1と2、1と4、2と3を結んだ各直線と3から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島上忠六島北東端 2 同市同町九十九島上忠六島標識A 3 同市同町九十九島上忠六島標識B 4 同市同町九十九島上忠六島北端	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2039号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島 地先	1 北緯33度15分51秒,東経129度33分41秒 2 北緯33度15分51秒,東経129度33分44秒 イ 北緯33度15分49秒,東経129度33分42秒 ロ 北緯33度15分49秒,東経129度33分45秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第2501号	九十九島漁業協同組合	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 大島南西 地先	1 北緯33度15分47秒,東経129度33分48秒 2 北緯33度15分45秒,東経129度33分52秒 イ 北緯33度15分46秒,東経129度33分47秒 ロ 北緯33度15分44秒,東経129度33分52秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	佐世保市 鹿町町	
北区第3019号	有限会社平尾真珠	長崎県 佐世保市 小佐々町 臼ノ浦 高崎山 地先	1 北緯33度12分19秒,東経129度36分41秒 2 北緯33度12分18秒,東経129度36分42秒 イ 北緯33度12分19秒,東経129度36分40秒 ロ 北緯33度12分19秒,東経129度36分39秒 ハ 北緯33度12分17秒,東経129度36分39秒 ニ 北緯33度12分18秒,東経129度36分41秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3031号	有限会社平尾真珠	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島 地先	1 北緯33度12分7秒,東経129度36分2秒 2 北緯33度12分10秒,東経129度36分11秒 3 北緯33度11分53秒,東経129度36分18秒 4 北緯33度11分59秒,東経129度36分0秒 イ 北緯33度12分5秒,東経129度36分2秒 ロ 北緯33度12分8秒,東経129度36分12秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3032号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島南エゴ 地先	1 北緯33度12分7秒,東経129度36分2秒 2 北緯33度12分6秒,東経129度35分54秒 イ 北緯33度12分6秒,東経129度36分2秒 ロ 北緯33度12分5秒,東経129度35分55秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3033号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 永の島西エゴ 地先	1 北緯33度12分9秒,東経129度35分47秒 2 北緯33度12分16秒,東経129度35分47秒 イ 北緯33度12分9秒,東経129度35分45秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3034号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 千島島 地先	1 北緯33度11分60秒,東経129度35分25秒 イ 北緯33度12分2秒,東経129度35分32秒 ロ 北緯33度12分2秒,東経129度35分38秒 ハ 北緯33度11分59秒,東経129度35分38秒 ニ 北緯33度11分58秒,東経129度35分32秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3035号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 焼島 地先	1 北緯33度12分10秒,東経129度34分59秒 2 北緯33度12分3秒,東経129度35分21秒 3 北緯33度12分0秒,東経129度35分25秒 4 北緯33度12分10秒,東経129度35分38秒 5 北緯33度12分17秒,東経129度35分42秒 イ 北緯33度12分2秒,東経129度35分23秒 ロ 北緯33度12分5秒,東経129度35分43秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3036号	有限会社平尾真珠	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 三日月崎 地先	1 北緯33度12分44秒,東経129度35分60秒 2 北緯33度12分43秒,東経129度35分58秒 3 北緯33度12分40秒,東経129度35分49秒 イ 北緯33度12分42秒,東経129度36分2秒 ロ 北緯33度12分34秒,東経129度35分53秒 ハ 北緯33度12分37秒,東経129度35分51秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3037号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 ガキ島 東岸 地先	1 北緯33度11分59秒,東経129度35分8秒 2 北緯33度11分53秒,東経129度35分6秒 3 北緯33度11分52秒,東経129度35分6秒 4 北緯33度11分49秒,東経129度35分4秒 イ 北緯33度12分0秒,東経129度35分9秒 ロ 北緯33度11分52秒,東経129度35分20秒 ハ 北緯33度11分45秒,東経129度35分4秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3038号	有限会社平尾真珠	長崎県 佐世保市 小佐々町 笹島 地先	1 北緯33度11分47秒,東経129度34分50秒 2 北緯33度11分55秒,東経129度34分48秒 イ 北緯33度11分47秒,東経129度34分52秒 ロ 北緯33度11分47秒,東経129度34分54秒 ハ 北緯33度11分55秒,東経129度34分52秒 ニ 北緯33度11分55秒,東経129度34分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町笹島前のエゴ南端標識 2 同市同町笹島北東端標識 イ 1から90度45メートルのところ ロ 1から90度100メートルのところ ハ 2から90度100メートルのところ ニ 2から90度45メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3039号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 西川内 ガキ島 西岸 地先	1 北緯33度11分57秒,東経129度35分2秒 2 北緯33度12分0秒,東経129度34分59秒 イ 北緯33度11分56秒,東経129度34分59秒 ロ 北緯33度11分56秒,東経129度34分57秒 ハ 北緯33度11分60秒,東経129度34分54秒 ニ 北緯33度11分60秒,東経129度34分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町西川内ガキ島下ノエゴ鼻北東端標識 2 同市同町西川内ガキ島西中鼻標識 イ 1から263度30分60メートルのところ ロ 1から263度30分130メートルのところ ハ 2から263度30分140メートルのところ ニ 2から263度30分70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3040号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 小佐々町 楠泊 はん崎 地先	1 北緯33度12分58秒,東経129度34分33秒 2 北緯33度12分52秒,東経129度34分33秒 3 北緯33度12分51秒,東経129度34分33秒 4 北緯33度12分49秒,東経129度34分34秒 イ 北緯33度12分50秒,東経129度34分36秒	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、3と2を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町楠泊西の浦標識A号 2 同市同町楠泊はん崎突端標識 3 同市同町楠泊はん崎小島北端 4 同市同町楠泊はん崎小島南端 イ 4から80度30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3041号	金子 伸一	長崎県 佐世保市 小佐々町 矢岳 前島 地先	1 北緯33度13分46秒,東経129度33分45秒 2 北緯33度13分48秒,東経129度33分45秒 イ 北緯33度13分46秒,東経129度33分47秒 ロ 北緯33度13分46秒,東経129度33分48秒 ハ 北緯33度13分49秒,東経129度33分48秒 ニ 北緯33度13分48秒,東経129度33分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町矢岳前島東岸標識A 2 同市同町矢岳前島東岸標識B(1より海岸沿い北方60メートルのところ) イ 1から90度50メートルのところ ロ 1から90度80メートルのところ ハ 2から83度80メートルのところ ニ 2から83度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第3042号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 佐世保市 鹿町町 備崎 割石鼻 地先	1 北緯33度14分28秒,東経129度33分23秒 2 北緯33度14分25秒,東経129度33分40秒 3 北緯33度14分12秒,東経129度33分21秒 4 北緯33度13分60秒,東経129度33分41秒 イ 北緯33度14分23秒,東経129度33分22秒 ロ 北緯33度14分19秒,東経129度33分40秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町備崎割石中鼻標識 2 同市同町備崎はん崎標識 3 同市小佐々町矢岳小島北端 4 同市同町矢岳前島北東端 イ 1と3を結ぶ直線上1から145メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から140メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3043号	有限会社岩永真珠	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 成島 地先	1 北緯33度15分16秒,東経129度33分25秒 2 北緯33度15分15秒,東経129度33分27秒 3 北緯33度15分12秒,東経129度33分28秒 4 北緯33度15分9秒,東経129度33分20秒 5 北緯33度15分8秒,東経129度33分24秒 6 北緯33度15分7秒,東経129度33分25秒 7 北緯33度15分5秒,東経129度33分34秒 8 北緯33度15分13秒,東経129度33分32秒 9 北緯33度15分48秒,東経129度33分30秒 10 北緯33度15分16秒,東経129度33分34秒 イ 北緯33度15分20秒,東経129度33分25秒 ロ 北緯33度15分19秒,東経129度33分28秒 ハ 北緯33度15分15秒,東経129度33分29秒 ニ 北緯33度15分12秒,東経129度33分29秒 ホ 北緯33度15分7秒,東経129度33分26秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、6の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から4、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島成島北端標識 2 同市同町九十九島成島上の鼻標識 3 同市同町九十九島成島東端標識 4 同市同町九十九島成島南西端標識 5 同市同町九十九島成島南の小島北西端標識 6 同市同町九十九島成島南の小島北東端標識 7 同市同町九十九島赤島長鼻西端標識 8 同市同町九十九島小赤島南西端標識 9 同市同町九十九島人頭島東端 10 同市同町九十九島小赤島びくに瀬標識 イ 1と9を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 2と9を結ぶ直線上2から120メートルのところ ハ 2と10を結ぶ直線上2から20メートルのところ ニ 3と8を結ぶ直線上3から10メートルのところ ホ 6と7を結ぶ直線上viから20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3044号	有限会社岩永真珠	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 水小島 地先	1 北緯33度15分28秒,東経129度33分16秒 2 北緯33度15分34秒,東経129度33分21秒 3 北緯33度15分34秒,東経129度33分23秒 4 北緯33度15分15秒,東経129度33分34秒 イ 北緯33度15分27秒,東経129度33分18秒 ロ 北緯33度15分27秒,東経129度33分24秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線、3と2を結んだ直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 1 佐世保市鹿町町九十九島水小島南端標識 2 同市同町九十九島水小島北端標識 3 同市同町九十九島ねたぎ東島南端標識 4 同市同町九十九島小赤島びくに瀬標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から75メートルのところ ロ 3から174度230メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3045号	有限会社岩永真珠	長崎県 佐世保市 鹿町町 九十九島 上忠六島 地先	1 北緯33度15分51秒,東経129度33分11秒 2 北緯33度15分53秒,東経129度33分12秒 3 北緯33度15分54秒,東経129度33分12秒 4 北緯33度15分59秒,東経129度33分11秒 5 北緯33度16分0秒,東経129度33分13秒 6 北緯33度16分5秒,東経129度33分15秒 7 北緯33度15分56秒,東経129度33分20秒	次の1と2、3と4、5から7の各点を順次結んだ各直線と、2から3、4から5、7から11に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島上忠六島中の鼻北端標識 2 同市同町九十九島金九郎島南端標識 3 同市同町九十九島金九郎島北端標識 4 同市同町九十九島半道島南端標識 5 同市同町九十九島半道島東端標識 6 同市同町九十九島半道島離小島南端標識 7 同市同町九十九島上忠六島北端標識	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3046号	有限会社岩永真珠	長崎県佐世保市鹿町町九十九島大島地先	1 北緯33度15分54秒,東経129度33分31秒 2 北緯33度16分1秒,東経129度33分37秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島大島西端 2 同市同町九十九島大島上の鼻標識(上の鼻西端から南方海岸沿いに10メートルのところ)	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3047号	東洋真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島大島地先	1 北緯33度16分1秒,東経129度33分40秒 2 北緯33度16分8秒,東経129度33分46秒 3 北緯33度16分9秒,東経129度33分29秒 4 北緯33度16分17秒,東経129度33分36秒 イ 北緯33度16分3秒,東経129度33分38秒 ロ 北緯33度16分4秒,東経129度33分37秒 ハ 北緯33度16分10秒,東経129度33分44秒 ニ 北緯33度16分9秒,東経129度33分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島大島北西岸小岩標識 2 同市同町九十九島大島なめら小松標識 3 同市同町九十九島中キナギ島南東岸中の入り江立岩標識 4 同市同町九十九島上キナギ島南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3048号	鹿町真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島キナギ島地先	1 北緯33度16分10秒,東経129度33分48秒 2 北緯33度16分1秒,東経129度33分27秒 3 北緯33度16分4秒,東経129度33分26秒 4 北緯33度16分8秒,東経129度33分27秒 5 北緯33度16分15秒,東経129度33分32秒 イ 北緯33度16分13秒,東経129度33分38秒 ロ 北緯33度16分1秒,東経129度33分31秒	次の2、ロ、イ、5の各点を順次結んだ各直線、3と4を結んだ直線及びびから3、4から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島大島北端 2 同市同町九十九島下キナギ島東端 3 同市同町九十九島下キナギ島北東端 4 同市同町九十九島中キナギ島南端 5 同市同町九十九島中キナギ島北東端 イ 5と1を結ぶ直線上5から180メートルのところ ロ 2から90度95メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3049号	深江真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島上キナギ島地先	1 北緯33度16分15秒,東経129度33分32秒 2 北緯33度16分20秒,東経129度33分40秒 3 北緯33度16分10秒,東経129度33分48秒 4 北緯33度16分7秒,東経129度34分6秒 イ 北緯33度16分14秒,東経129度33分36秒 ロ 北緯33度16分13秒,東経129度33分38秒 ハ 北緯33度16分19秒,東経129度33分42秒 ニ 北緯33度16分20秒,東経129度33分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島中キナギ島北東端 2 同市同町九十九島上キナギ島東岸標識(同島北東端から南方海岸沿いに50メートルのところ) 3 同市同町九十九島大島北端 4 同市同町九十九島大蛭子島頂上 イ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から180メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1.ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3050号	有限会社岩永真珠	長崎県佐世保市鹿町町長串長串浦地先	1 北緯33度15分50秒,東経129度34分29秒 2 北緯33度15分45秒,東経129度34分21秒 3 北緯33度15分38秒,東経129度34分25秒	次の1と2、1と3を結んだ各直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串長串の宮東端標識 2 同市同町長串浦東の鼻標識 3 同市同町神林川河口西端	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3051号	有限会社岩永真珠	長崎県佐世保市鹿町町長串長串浦地先	1 北緯33度15分45秒,東経129度34分21秒 2 北緯33度15分48秒,東経129度34分5秒 3 北緯33度15分60秒,東経129度34分7秒 4 北緯33度15分53秒,東経129度34分22秒 イ 北緯33度15分48秒,東経129度34分21秒 ロ 北緯33度15分53秒,東経129度34分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串長串浦東の鼻標識 2 同市同町長串長串浦潮はやし標識A 3 同市同町長串長串鼻突端標識 4 同市同町長串宇鯨辺田杵木山林大岩標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から160メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3052号	深江真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町長串長串浦地先	1 北緯33度15分59秒,東経129度34分8秒 2 北緯33度15分48秒,東経129度34分5秒 3 北緯33度15分53秒,東経129度34分21秒 4 北緯33度15分47秒,東経129度34分18秒 イ 北緯33度15分55秒,東経129度34分7秒 ロ 北緯33度15分49秒,東経129度34分19秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町長串長串鼻突端標識 2 同市同町長串長串浦潮はやし標識A 3 同市同町長串宇鯨辺田標識 4 同市同町長串長串浦東の鼻標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から130メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から150メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3053号	鹿町真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島蛭子島地先	1 北緯33度16分7秒,東経129度34分6秒 2 北緯33度16分4秒,東経129度34分2秒 3 北緯33度16分3秒,東経129度34分3秒 4 北緯33度15分55秒,東経129度34分8秒 5 北緯33度16分5秒,東経129度34分10秒 6 北緯33度16分7秒,東経129度34分7秒 イ 北緯33度16分7秒,東経129度34分5秒 ロ 北緯33度16分1秒,東経129度34分6秒 ハ 北緯33度16分6秒,東経129度34分8秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3、ロ、ハ、6の各点を順次結んだ各直線及びびから6、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域1 佐世保市鹿町町九十九島中蛭子島北西端 2 同市同町九十九島下蛭子島北端 3 同市同町九十九島下蛭子島南西端 4 同市同町長串長串鼻突端標識 5 同市同町長串の鼻北西端 6 同市同町九十九島中蛭子島南東端 イ 1から299度20メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上4から80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3055号	伊藤真珠養殖有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島地先	1 北緯33度16分35秒,東経129度34分10秒 2 北緯33度16分33秒,東経129度34分17秒	次の1、2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島北東端 2 同市同町九十九島丑ヶ島かわうそ鼻北東端	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3056号	伊藤真珠養殖有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島瀬尻島地先	1 北緯33度17分18秒,東経129度33分58秒 2 北緯33度17分18秒,東経129度33分59秒 3 北緯33度16分20秒,東経129度33分40秒 4 北緯33度16分2秒,東経129度33分37秒 イ 北緯33度17分15秒,東経129度33分57秒 ロ 北緯33度17分15秒,東経129度33分58秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と、2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島瀬尻島エゴ入口標識 2 同市同町九十九島瀬尻島大石標識 3 同市同町九十九島上キナギ島東端標識 4 同市同町九十九島大島西北端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3057号	東洋真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島九頭島地先	1 北緯33度17分15秒,東経129度34分26秒 2 北緯33度17分21秒,東経129度34分26秒 3 北緯33度17分21秒,東経129度34分30秒 4 北緯33度17分18秒,東経129度34分30秒 5 北緯33度16分47秒,東経129度34分26秒 6 北緯33度17分7秒,東経129度35分6秒 イ 北緯33度17分14秒,東経129度34分30秒	次の1、イ、4の各点を順次結んだ各直線、2、3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島九頭島南端 2 同市同町九十九島九頭島石割松標識 3 同市同町九十九島九頭島はなれ坊主西端 4 同市同町九十九島九頭島はなれ坊主南岸標識 5 同市同町九十九島出網代島北端 6 同市同町大屋諸元島下り松標識	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3058号	伊藤真珠養殖有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島九頭小島地先	1 北緯33度17分17秒,東経129度34分31秒 2 北緯33度17分18秒,東経129度34分32秒 3 北緯33度17分21秒,東経129度34分35秒 4 北緯33度17分23秒,東経129度34分42秒 5 北緯33度17分19秒,東経129度34分47秒 イ 北緯33度17分12秒,東経129度34分30秒 ロ 北緯33度17分17秒,東経129度34分48秒	次の1、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島九頭島小島南端標識 2 同市同町九十九島九頭島小島南東標識 3 同市同町九十九島九頭島南東標識 4 同市同町九十九島九頭島東島西端標識 5 同市同町九十九島九頭島東島南端標識 イ 1から186度70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3061号	東洋真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦曾辺ヶ崎地先	1 北緯33度16分47秒,東経129度34分51秒 2 北緯33度16分39秒,東経129度34分43秒 3 北緯33度16分19秒,東経129度35分22秒 イ 北緯33度16分47秒,東経129度34分53秒 ロ 北緯33度16分38秒,東経129度34分46秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦曾辺ヶ崎東端 2 同市同町下取ヶ浦曾辺ヶ崎標識 3 同市同町下取ヶ浦防波堤先端標識 イ 1から90度50メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3062号	東洋真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦曾辺ヶ崎地先	1 北緯33度16分34秒,東経129度34分39秒 2 北緯33度16分33秒,東経129度34分39秒 3 北緯33度16分20秒,東経129度35分16秒 4 北緯33度16分19秒,東経129度35分15秒 イ 北緯33度16分34秒,東経129度34分39秒 ロ 北緯33度16分33秒,東経129度34分43秒 ハ 北緯33度16分32秒,東経129度34分43秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦曾辺ヶ崎小の浦標識 2 同市同町下取ヶ浦曾辺ヶ崎中石標識 3 同市同町下取ヶ浦防波堤A標識 4 同市同町下取ヶ浦防波堤B標識(3から防波堤南方沿いに45メートルのところ) イ 1と3を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から120メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3063号	鹿町真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦曾辺ヶ崎地先	1 北緯33度16分25秒,東経129度34分39秒 2 北緯33度16分15秒,東経129度34分38秒 イ 北緯33度16分25秒,東経129度34分42秒 ロ 北緯33度16分14秒,東経129度34分41秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦曾辺ヶ崎東エゴ入口標識 2 同市同町下取ヶ浦曾辺ヶ崎中鼻標識 イ 1から90度90メートルのところ ロ 2から107度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3064号	鹿町真珠株式会社	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦後山地先	1 北緯33度16分14秒,東経129度34分52秒 2 北緯33度16分12秒,東経129度34分52秒 イ 北緯33度16分14秒,東経129度34分49秒 ロ 北緯33度16分14秒,東経129度34分52秒 ハ 北緯33度16分12秒,東経129度34分51秒 ニ 北緯33度16分12秒,東経129度34分49秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦後山標識B号 2 同市同町下取ヶ浦後山標識A号(1から南方海岸沿いに70メートルのところ) イ 1から270度80メートルのところ ロ 1から270度10メートルのところ ハ 2から270度10メートルのところ ニ 2から270度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3066号	深江真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦本ヶ浦地先	1 北緯33度16分38秒,東経129度35分17秒 2 北緯33度16分38秒,東経129度35分18秒 イ 北緯33度16分37秒,東経129度35分16秒 ハ 北緯33度16分36秒,東経129度35分16秒 ニ 北緯33度16分35秒,東経129度35分18秒 ニ 北緯33度16分37秒,東経129度35分18秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦魚見鼻西標識A 2 同市同町下取ヶ浦魚見鼻西標識B(1から西方海岸沿いに49メートルのところ) イ 1から197度20メートルのところ ロ 1から197度70メートルのところ ハ 2から197度70メートルのところ ニ 2から197度20メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3067号	伊藤真珠養殖有限会社外1名	長崎県佐世保市鹿町町下取ヶ浦本ヶ浦地先	1 北緯33度16分47秒,東経129度35分12秒 2 北緯33度16分46秒,東経129度35分16秒 3 北緯33度16分41秒,東経129度35分14秒 4 北緯33度16分42秒,東経129度35分16秒 イ 北緯33度16分44秒,東経129度35分13秒 ロ 北緯33度16分43秒,東経129度35分16秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と、2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下取ヶ浦松山鼻西端 2 同市同町下取ヶ浦伊藤石垣標識 3 同市同町下取ヶ浦二また大鼻西端 4 同市同町下取ヶ浦エゴ標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3068号	東洋真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町大屋向後の浦地先	1 北緯33度17分25秒,東経129度35分16秒 2 北緯33度17分21秒,東経129度35分15秒 3 北緯33度17分26秒,東経129度35分13秒 イ 北緯33度17分22秒,東経129度35分12秒	次の1、3、イ、2の各点を順次結んだ各直線と2から1に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町大屋向後の浦標識A 2 同市同町大屋向後の浦標識B(1から南方海岸沿いに85メートルのところ) 3 同市同町大屋向後の浦標識C	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3069号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町以善免以善浦地先	1 北緯33度18分8秒,東経129度34分49秒 2 北緯33度18分5秒,東経129度34分48秒 イ 北緯33度18分8秒,東経129度34分59秒 ロ 北緯33度18分5秒,東経129度34分56秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免ツラレ島北端 2 同市同町同免ツラレ島南端 イ 1から90度270メートルのところ ロ 2から90度200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3070号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町以善免以善浦地先	1 北緯33度18分23秒,東経129度35分4秒 2 北緯33度18分31秒,東経129度35分1秒 3 北緯33度18分26秒,東経129度34分54秒 4 北緯33度18分32秒,東経129度34分51秒 5 北緯33度18分29秒,東経129度34分49秒 6 北緯33度18分23秒,東経129度34分51秒 7 北緯33度18分21秒,東経129度34分56秒 8 北緯33度18分16秒,東経129度34分56秒 9 北緯33度18分11秒,東経129度34分5秒 10 北緯33度18分9秒,東経129度34分51秒 イ 北緯33度18分22秒,東経129度34分58秒 ロ 北緯33度18分12秒,東経129度35分1秒 ハ 北緯33度18分9秒,東経129度34分56秒	次の1、イ、ロ、ハ、10の各点を順次結んだ直線、2、3、4の各点を順次結んだ直線、5、6を結んだ直線及び、8、9、10の各点を順次結んだ直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線、4から5に至る最高高潮時海岸線、6から7を経て8に至る最高高潮時海岸線によって囲まれる区域 1 平戸市田平町以善免以善浦赤岩先端 2 同市同町同免以善浦砥石山丸山作業所石垣付根 3 同市同町同免基蛙島北端 4 同市同町同免以善浦松の鼻の南鼻先端 5 同市同町同免以善浦大岩標識 6 同市同町同免小島北西の鼻奥端 7 同市同町同免小島北の鼻奥端 8 同市同町同免小島北東の鼻標識 9 同市同町同免小島南東大岩標識 10 同市同町同免小島南側東潮標識 イ 1と7を結ぶ直線上7から70メートルのところ ロ 10から71度23分287メートルのところ ハ 10から91度125メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3071号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町以善免小島地先	1 北緯33度18分22秒,東経129度34分45秒 2 北緯33度18分20秒,東経129度34分46秒 3 北緯33度18分18秒,東経129度34分47秒 イ 北緯33度18分22秒,東経129度34分42秒 ロ 北緯33度18分22秒,東経129度34分38秒 ハ 北緯33度18分18秒,東経129度34分39秒 ニ 北緯33度18分19秒,東経129度34分41秒 ホ 北緯33度18分17秒,東経129度34分41秒 ヘ 北緯33度18分18秒,東経129度34分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免小島西の鼻先端 2 同市同町同免小島南西大岩標識 3 同市同町同免小島南西海岸標識 イ 1から265度60メートルのところ ロ 1から265度180メートルのところ ハ 2から255度180メートルのところ ニ 2から255度130メートルのところ ホ 3から260度135メートルのところ ヘ 3から260度75メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3073号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町以善免高串山地先	1 北緯33度18分30秒,東経129度34分33秒 2 北緯33度18分27秒,東経129度34分39秒 イ 北緯33度18分27秒,東経129度34分31秒 ロ 北緯33度18分25秒,東経129度34分28秒 ハ 北緯33度18分20秒,東経129度34分32秒 ニ 北緯33度18分22秒,東経129度34分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免高串山南西岸標識 2 同市同町同免高串山南岸標識(1から東方海岸沿いに165メートルのところ) イ 1から218度100メートルのところ ロ 1から218度200メートルのところ ハ 2から218度300メートルのところ ニ 2から218度200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3074号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町以善免大塔地先	1 北緯33度18分46秒,東経129度34分37秒 2 北緯33度18分32秒,東経129度34分31秒 イ 北緯33度18分38秒,東経129度34分24秒 ロ 北緯33度18分36秒,東経129度34分21秒 ハ 北緯33度18分27秒,東経129度34分27秒 ニ 北緯33度18分30秒,東経129度34分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免白馬海岸公衆施設下標識 2 同市同町同免以善浦南西標識 イ 1から233度430メートルのところ ロ 1から233度530メートルのところ ハ 2から218度180メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3075号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町以善免大塔地先	1 北緯33度19分0秒,東経129度34分13秒 2 北緯33度18分51秒,東経129度34分22秒 3 北緯33度18分50秒,東経129度34分27秒 イ 北緯33度18分57秒,東経129度34分8秒 ロ 北緯33度18分55秒,東経129度34分5秒 ハ 北緯33度18分45秒,東経129度34分13秒 ニ 北緯33度18分41秒,東経129度34分14秒 ホ 北緯33度18分43秒,東経129度34分17秒 ヘ 北緯33度18分47秒,東経129度34分16秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免大塔海岸護岸標識 2 同市同町同免白馬鼻標識 3 同市同町同免白馬地先標識 イ 1から233度150メートルのところ ロ 1から233度250メートルのところ ハ 2から233度300メートルのところ ニ 3から233度430メートルのところ ホ 3から233度330メートルのところ ヘ 2から233度200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない
北区第3503号	金子真珠養殖株式会社	長崎県佐世保市小佐々町西川内永の島地先	1 北緯33度12分17秒,東経129度35分45秒 2 北緯33度12分26秒,東経129度35分48秒 3 北緯33度12分31秒,東経129度35分57秒 イ 北緯33度12分20秒,東経129度35分43秒 ロ 北緯33度12分27秒,東経129度35分46秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町西川内永の島コーカデの浦北鼻西端 2 同市同町西川内永の島ふかんやの鼻標識B号 3 同市同町西川内永の島北端	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3504号	金子真珠養殖株式会社	長崎県佐世保市小佐々町西川内ガキ島西岸地先	1 北緯33度11分55秒,東経129度35分1秒 2 北緯33度11分54秒,東経129度34分49秒 イ 北緯33度11分55秒,東経129度34分57秒 ロ 北緯33度11分55秒,東経129度34分55秒 ハ 北緯33度11分48秒,東経129度34分57秒 ニ 北緯33度11分49秒,東経129度34分60秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町西川内ガキ島下のエゴ鼻標識 2 同市同町西川内千島ヶ島南端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から160メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から160メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3505号	深江真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町下忠六地先	1 北緯33度15分39秒,東経129度33分8秒 2 北緯33度15分38秒,東経129度33分13秒 イ 北緯33度15分33秒,東経129度33分3秒 ロ 北緯33度15分32秒,東経129度33分11秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島下忠六南端標識 2 同市同町九十九島水小島標識 イ 1から199度30分200メートルのところ ロ 2から199度30分200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3506号	有限会社佐世保真珠	長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎地先	1 北緯33度16分15秒,東経129度34分14秒 2 北緯33度16分9秒,東経129度34分22秒 イ 北緯33度16分19秒,東経129度34分15秒 ロ 北緯33度16分11秒,東経129度34分24秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦野々浦鼻西端 2 同市同町下歌ヶ浦野々浦鼻勇小鼻標識 イ 1から19度130メートルのところ ロ 2から24度90メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3507号	東洋真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎地先	1 北緯33度16分22秒,東経129度34分19秒 2 北緯33度16分21秒,東経129度34分15秒 3 北緯33度16分17秒,東経129度34分28秒 4 北緯33度16分17秒,東経129度34分27秒	次の1、2、3、4の各点を順次結んだ各直線と4から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦曾辺ヶ崎水の浦鼻西端 2 同市同町九十九島小池島頂上 3 同市同町九十九島ボ一島東端	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3508号	伊藤真珠養殖有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島東地先	1 北緯33度16分33秒,東経129度34分17秒 2 北緯33度16分18秒,東経129度34分11秒 3 北緯33度16分20秒,東経129度34分8秒 4 北緯33度16分21秒,東経129度34分7秒 イ 北緯33度16分33秒,東経129度34分20秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線、3、4の各点を順次結んだ直線、2から3、3から1に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島カワウソ鼻標識 2 同市同町九十九島へいた島東端 3 同市同町九十九島へいた島北西端松の木 4 同市同町丑ヶ島南東岸小鼻先端標識	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3509号	有限会社佐世保真珠	長崎県佐世保市鹿町町九十九島へいた島地先	1 北緯33度16分21秒,東経129度34分7秒 2 北緯33度16分20秒,東経129度34分7秒 3 北緯33度16分18秒,東経129度34分10秒 4 北緯33度16分18秒,東経129度34分4秒 イ 北緯33度16分20秒,東経129度34分7秒 ロ 北緯33度16分16秒,東経129度34分5秒	次のイ、3、ロ、4の各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町丑ヶ島南東岸小鼻先端標識 2 同市同町九十九島へいた島北西端松の木 3 同市同町九十九島へいた島南端 4 同市同町九十九島丑ヶ島南端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から5メートルのところ ロ 4から168度100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3510号	深江真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島南地先	1 北緯33度16分15秒,東経129度33分59秒 2 北緯33度16分16秒,東経129度34分2秒 イ 北緯33度16分12秒,東経129度33分58秒 ロ 北緯33度16分12秒,東経129度34分3秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島南端標識 2 同市同町九十九島丑ヶ島南東鼻標識 イ 1から197度30分95メートルのところ ロ 2から167度30分100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3511号	伊藤真珠養殖有限会社	長崎県佐世保市鹿町町丑ヶ島南西地先	1 北緯33度16分21秒,東経129度33分53秒 2 北緯33度16分18秒,東経129度33分53秒 3 北緯33度16分16秒,東経129度33分55秒 イ 北緯33度16分21秒,東経129度33分49秒 ロ 北緯33度16分15秒,東経129度33分50秒 ハ 北緯33度16分13秒,東経129度33分53秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島丑ヶ島西端標識 2 同市同町九十九島丑ヶ島南西標識 3 同市同町九十九島丑ヶ島南南西標識 イ 1から273度30分80メートルのところ ロ 2から218度100メートルのところ ハ 3から210度100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3512号	東洋真珠有限会社	長崎県佐世保市鹿町町九十九島大島地先	1 北緯33度16分10秒,東経129度33分48秒 2 北緯33度15分53秒,東経129度33分54秒 イ 北緯33度16分11秒,東経129度33分51秒 ロ 北緯33度15分54秒,東経129度33分58秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町九十九島大島北端 2 同市同町九十九島大島標識 イ 1から69度90メートルのところ ロ 2から69度100メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3513号	有限会社清口真珠	長崎県平戸市田平町下寺免中網代地先	1 北緯33度19分52秒,東経129度34分7秒 2 北緯33度19分53秒,東経129度34分9秒 イ 北緯33度19分54秒,東経129度34分7秒 ロ 北緯33度19分57秒,東経129度34分8秒 ハ 北緯33度19分58秒,東経129度34分10秒 ニ 北緯33度19分55秒,東経129度34分9秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町下寺免中網代ブロック標識A 2 同市同町同免中網代ブロック標識B イ 1から13度59メートルのところ ロ 1から13度159メートルのところ ハ 2から13度150メートルのところ ニ 2から13度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第3514号	有限会社清口真珠	平戸市田平町下寺免向地先	1 北緯33度19分58秒,東経129度34分33秒 2 北緯33度20分9秒,東経129度34分22秒 イ 北緯33度19分57秒,東経129度34分31秒 ロ 北緯33度19分56秒,東経129度34分27秒 ハ 北緯33度20分8秒,東経129度34分17秒 ニ 北緯33度20分9秒,東経129度34分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町下寺免向奥ケンチブロック標識 2 同市同町同免向鎌倉神社北西端大岩標識 イ 1から245度70メートルのところ ロ 1から245度180メートルのところ ハ 2から262度150メートルのところ ニ 2から274度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和8年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	—	
北区第4001号	金子真珠養殖株式会社	長崎県佐世保市小佐々町楠泊がめ瀬地先	1 北緯33度13分2秒,東経129度34分7秒 2 北緯33度13分0秒,東経129度34分15秒 3 北緯33度12分59秒,東経129度34分7秒 4 北緯33度12分42秒,東経129度34分10秒 イ 北緯33度12分59秒,東経129度34分15秒 ロ 北緯33度12分57秒,東経129度34分14秒	次の1、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町楠泊がめ瀬の浦標識A 2 同市同町楠泊むくろし下の鼻先端標識 3 同市同町楠泊がめ瀬の鼻先端標識 4 同市同町楠泊野島南端 イ 2と4を結ぶ直線上2から30メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上2から100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第4002号	有限会社佐世保真珠	長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦歌ヶ浦地先	1 北緯33度16分28秒,東経129度34分21秒 2 北緯33度16分34秒,東経129度34分28秒 イ 北緯33度16分29秒,東経129度34分20秒 ロ 北緯33度16分34秒,東経129度34分27秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市鹿町町下歌ヶ浦五智網代標識A 2 同市同町下歌ヶ浦中の瀬標識B イ 1から309度30メートルのところ ロ 2から309度30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4003号	九十九島漁業協同組合	長崎県平戸市田平町以善免小島地先	1 北緯33度18分14秒,東経129度34分43秒 イ 北緯33度18分16秒,東経129度34分38秒 ロ 北緯33度18分17秒,東経129度34分35秒 ハ 北緯33度18分11秒,東経129度34分34秒 ニ 北緯33度18分12秒,東経129度34分37秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免小島南西端標識 イ 1から292度150メートルのところ ロ 1から292度220メートルのところ ハ 1から249度240メートルのところ ニ 1から249度160メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市田平町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第4004号	九十九島漁業協同組合	長崎県平戸市田平町以善免以善浦地先	1 北緯33度18分17秒,東経129度35分16秒 2 北緯33度18分18秒,東経129度35分14秒 3 北緯33度18分22秒,東経129度35分4秒 4 北緯33度18分21秒,東経129度34分56秒 5 北緯33度17分38秒,東経129度35分9秒 イ 北緯33度18分12秒,東経129度35分15秒 ロ 北緯33度18分14秒,東経129度35分9秒 ハ 北緯33度18分22秒,東経129度35分0秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町深月免姫子崎西護岸西排水穴標識 2 同市同町以善免長瀬南端標識 3 同市同町免以善浦赤岩南端標識 4 同市同町免小島北の鼻先端 5 佐世保市鹿町町口ノ里免下黒崎西端 イ 1と5を結ぶ直線上1から170メートルのところ ロ 2から225度180メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市田平町	
北区第4005号	九十九島漁業協同組合	長崎県平戸市田平町以善免以善浦地先	1 北緯33度18分33秒,東経129度35分1秒 2 北緯33度18分31秒,東経129度35分1秒 3 北緯33度18分26秒,東経129度34分54秒 4 北緯33度18分32秒,東経129度34分51秒	次の1、4、3、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町以善免以善浦東岸林道出口標識 2 同市同町免以善浦砥石丸山作業所石垣付標識	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市田平町	
北区第4006号	九十九島漁業協同組合	長崎県平戸市田平町下寺免中網代地先	1 北緯33度19分53秒,東経129度34分14秒 2 北緯33度19分53秒,東経129度34分9秒 イ 北緯33度19分54秒,東経129度34分14秒 ロ 北緯33度19分57秒,東経129度34分15秒 ハ 北緯33度19分58秒,東経129度34分10秒 ニ 北緯33度19分55秒,東経129度34分10秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町下寺免中網代防波堤標識(同防波堤付根から東方防波堤沿いに4メートルのところ) 2 同市同町免中網代護岸標識(1から西方海岸沿いに97メートルのところ) イ 1から19度50メートルのところ ロ 1から19度130メートルのところ ハ 2から19度145メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市田平町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第4007号	九十九島漁業協同組合	長崎県平戸市田平町下寺免大平地先	1 北緯33度19分52秒,東経129度34分22秒 2 北緯33度19分53秒,東経129度34分22秒 イ 北緯33度19分53秒,東経129度34分21秒 ロ 北緯33度19分54秒,東経129度34分18秒 ハ 北緯33度19分54秒,東経129度34分16秒 ニ 北緯33度19分55秒,東経129度34分17秒 ホ 北緯33度19分55秒,東経129度34分19秒 ヘ 北緯33度19分54秒,東経129度34分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田平町生向漁港防波堤標識(同防波堤付根から北東方防波堤沿いに27メートルのところ) 2 同市同町生向漁港防波堤先端(同防波堤付根から北東方防波堤沿いに77メートルのところ) イ 1から301度30メートルのところ ロ 1から301度100メートルのところ ハ 1から293度150メートルのところ ニ 2から293度150メートルのところ ホ 2から301度100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市田平町	1. ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第4504号	金子真珠養殖株式会社	長崎県佐世保市小佐々町西川内永の島地先	1 北緯33度12分10秒,東経129度36分11秒 2 北緯33度12分13秒,東経129度36分15秒 3 北緯33度12分23秒,東経129度36分2秒 イ 北緯33度12分11秒,東経129度36分13秒	次の1、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 佐世保市小佐々町西川内永の島東南鼻先端 2 同市同町臼の浦長崎深浦鼻石垣標識 3 同市同町西川内永の島東岸標識A号 イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第509号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市今福町飛鳥免小飛鳥地先	1 北緯33度23分35秒,東経129度46分23秒 2 北緯33度23分33秒,東経129度46分36秒 3 北緯33度23分46秒,東経129度46分35秒 4 北緯33度23分48秒,東経129度46分28秒 イ 北緯33度23分38秒,東経129度46分24秒 ロ 北緯33度23分35秒,東経129度46分36秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市今福町飛鳥免小飛鳥くぶの鼻北端 2 同市同町免小飛鳥龍宮崎北端 3 同市同町免飛鳥東防波堤付根 4 同市同町免西防波堤標識(防波堤先端から25メートルのところ) イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から40メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市今福町志佐町鯛川町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第510号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町阿翁免釜蓋地先	1 北緯33度27分32秒,東経129度46分12秒 2 北緯33度27分25秒,東経129度46分13秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町阿翁免釜蓋北標識 2 同市同町免釜蓋南標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町阿翁浦免黒島免	
北区第511号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免字力ノ瀬地先	1 北緯33度27分37秒,東経129度45分5秒 2 北緯33度27分40秒,東経129度44分47秒 3 北緯33度27分45秒,東経129度44分53秒 4 北緯33度27分49秒,東経129度44分56秒 5 北緯33度27分49秒,東経129度45分2秒 6 北緯33度27分47秒,東経129度45分1秒	次の1、2、3、4、5、6の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町阿翁浦免障子岩地先千立岩 2 同市同町免小力ノ瀬南端 3 同市同町免小力ノ瀬離れ瀬北東端 4 同市同町免クジラ瀬 5 同市同町免タリ西端 6 同市同町免野島西端	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町阿翁浦免	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1058号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町岳崎免フナノ瀬地先	1 北緯33度23分1秒,東経129度40分33秒 2 北緯33度22分22秒,東経129度40分29秒 イ 北緯33度22分56秒,東経129度40分56秒 ロ 北緯33度22分56秒,東経129度40分60秒 ハ 北緯33度22分19秒,東経129度40分44秒 ニ 北緯33度22分20秒,東経129度40分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町岳崎免川原辺防波堤付根標識 2 同市同町北久保免星鹿港森ノ浦南防波堤標識(防波堤付根より東方防波堤沿いに55メートルのところ) イ 1から103度30分618メートルのところ ロ 1から103度30分713メートルのところ ハ 2から103度403メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1059号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町岳崎免城山地先	1 北緯33度23分10秒,東経129度41分9秒 イ 北緯33度23分19秒,東経129度41分14秒 ロ 北緯33度23分28秒,東経129度41分15秒 ハ 北緯33度23分22秒,東経129度41分36秒 ニ 北緯33度22分51秒,東経129度41分20秒 ホ 北緯33度22分54秒,東経129度41分8秒 ヘ 北緯33度23分20秒,東経129度41分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町岳崎免大網代大石標識 イ 1から27度320メートルのところ ロ 1から17度30分600メートルのところ ハ 1から61度800メートルのところ ニ 1から152度660メートルのところ ホ 1から181度500メートルのところ ヘ 1から44度420メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1060号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町岳崎免逃ノ浦地先	1 北緯33度23分35秒,東経129度40分39秒 2 北緯33度23分24秒,東経129度40分43秒 イ 北緯33度23分38秒,東経129度40分46秒 ロ 北緯33度23分39秒,東経129度40分48秒 ハ 北緯33度23分30秒,東経129度40分58秒 ニ 北緯33度23分30秒,東経129度40分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町岳崎免ノ崎東端 2 同市同町同免逃ノ浦崖岸標識(逃ノ浦南防波堤付根から南東方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から64度200メートルのところ ロ 1から64度250メートルのところ ハ 2から64度440メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	
北区第1061号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町青島免小留地先	1 北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒 イ 北緯33度24分21秒,東経129度40分59秒 ロ 北緯33度24分20秒,東経129度41分1秒 ハ 北緯33度24分16秒,東経129度40分56秒 ニ 北緯33度24分17秒,東経129度40分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免青島南西端標識 イ 1から156度30分120メートルのところ ロ 1から149度30分180メートルのところ ハ 1から185度30分280メートルのところ ニ 1から193度30分250メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	
北区第1062号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町青島免モサク鼻地先	1 北緯33度24分26秒,東経129度41分17秒 2 北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒 イ 北緯33度24分23秒,東経129度41分19秒 ロ 北緯33度24分17秒,東経129度41分22秒 ハ 北緯33度24分10秒,東経129度41分2秒 ニ 北緯33度24分16秒,東経129度40分59秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免南市神社島中央前護岸標識 2 同市同町同免青島南西端標識 イ 1から142度90メートルのところ ロ 1から153度300メートルのところ ハ 2から165度30分480メートルのところ ニ 2から171度30分280メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	
北区第1063号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町青島免羽島地先	1 北緯33度24分29秒,東経129度41分38秒 2 北緯33度24分29秒,東経129度41分36秒 イ 北緯33度24分27秒,東経129度41分39秒 ロ 北緯33度24分19秒,東経129度41分39秒 ハ 北緯33度24分20秒,東経129度41分32秒 ニ 北緯33度24分28秒,東経129度41分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免羽島東端 2 同市同町同免羽島西端 イ 1から160度50メートルのところ ロ 1から177度30分280メートルのところ ハ 2から200度30分300メートルのところ ニ 2から245度100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	
北区第1064号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町船唐津免湯ノ下地先	1 北緯33度24分36秒,東経129度43分35秒 2 北緯33度24分27秒,東経129度43分50秒 3 北緯33度24分22秒,東経129度44分17秒 イ 北緯33度24分34秒,東経129度43分28秒 ロ 北緯33度24分31秒,東経129度43分19秒 ハ 北緯33度24分20秒,東経129度43分26秒 ニ 北緯33度24分17秒,東経129度43分24秒 ホ 北緯33度23分58秒,東経129度43分60秒 ヘ 北緯33度24分6秒,東経129度44分6秒 ト 北緯33度24分23秒,東経129度43分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町船唐津免湯ノ下鼻岸壁標識 2 同市同町同免弘の下鼻突端標識 3 同市同町三里免床浪港沖防波堤標識 イ 1から249度200メートルのところ ロ 1から249度450メートルのところ ハ 2から249度650メートルのところ ニ 2から244度730メートルのところ ホ 3から212度850メートルのところ ヘ 3から212度550メートルのところ ト 2から249度400メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免星免原免中通免三里免神崎免阿弥免	1. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1065号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町船唐津免小浦地先	1 北緯33度24分37秒,東経129度43分41秒 2 北緯33度24分23秒,東経129度43分52秒 イ 北緯33度24分34秒,東経129度43分38秒 ロ 北緯33度24分30秒,東経129度43分33秒 ハ 北緯33度24分18秒,東経129度43分46秒 ニ 北緯33度24分22秒,東経129度43分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町船唐津免小浦護岸標識(小浦西浜止付根から西方護岸沿いに100メートルのところ) 2 同市同町同免カトウ鼻突端標識 イ 1から227度100メートルのところ ロ 1から227度300メートルのところ ハ 2から227度230メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免星免原免中通免三里免神崎免阿弥免	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1066号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市今福町浦免字海老田地先	1 北緯33度21分52秒,東経129度45分24秒 2 北緯33度21分46秒,東経129度45分29秒 3 北緯33度21分42秒,東経129度45分33秒 イ 北緯33度21分55秒,東経129度45分28秒 ロ 北緯33度21分58秒,東経129度45分31秒 ハ 北緯33度21分52秒,東経129度45分37秒 ニ 北緯33度21分45秒,東経129度45分41秒 ホ 北緯33度21分44秒,東経129度45分39秒 ヘ 北緯33度21分51秒,東経129度45分36秒 ト 北緯33度21分50秒,東経129度45分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市今福町浦免松崎海岸標識 2 同市同町同免海老田地海岸標識 3 同市同町同免赤岩護岸標識 イ 1から46度145メートルのところ ロ 1から46度245メートルのところ ハ 2から46度270メートルのところ ニ 3から64度220メートルのところ ホ 3から64度170メートルのところ ヘ 2から46度220メートルのところ ト 2から46度170メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市今福町志佐町調川町	1. ロ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1067号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市今福町飛島免小飛島地先	1 北緯33度23分35秒,東経129度46分23秒 2 北緯33度23分33秒,東経129度46分36秒 3 北緯33度23分46秒,東経129度46分35秒 4 緯33度23分48秒,東経129度46分28秒 イ 北緯33度23分41秒,東経129度46分25秒 ロ 北緯33度23分36秒,東経129度46分36秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市今福町飛島免小飛島ろくぶの鼻北端 2 同市同町同免小飛島龍宮崎北端 3 同市同町同免飛島東防波堤付根 4 同市同町同免西防波堤標識(防波堤突端から25メートルのところ) イ 1と4を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市今福町志佐町調川町	
北区第1068号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市今福町飛島免楠手崎地先	1 北緯33度23分35秒,東経129度46分50秒 2 北緯33度23分33秒,東経129度46分55秒 イ 北緯33度23分33秒,東経129度46分52秒 ロ 北緯33度23分30秒,東経129度46分55秒 ハ 北緯33度23分34秒,東経129度46分59秒 ニ 北緯33度23分37秒,東経129度46分57秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市今福町飛島免楠手崎護岸標識A(楠手崎波止付根から北東方海岸沿いに30メートルのところ) 2 同市同町同免楠手崎護岸標識B(1から北東方海岸沿いに168メートルのところ) イ 1から144度100メートルのところ ロ 1から144度200メートルのところ ハ 2から144度180メートルのところ ニ 2から144度90メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市今福町志佐町調川町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1069号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市今福町飛島免字磯豆地先	1 北緯33度23分44秒,東経129度47分1秒 イ 北緯33度23分49秒,東経129度47分10秒 ロ 北緯33度23分47秒,東経129度47分13秒 ハ 北緯33度23分41秒,東経129度47分7秒 ニ 北緯33度23分42秒,東経129度47分4秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市今福町飛島免飛島炭坑跡護岸標識 イ 1から59度30分271メートルのところ ロ 1から73度50分311メートルのところ ハ 1から127度185メートルのところ ニ 2から127度105メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市今福町志佐町調川町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1070号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町三里免山島地先	1 北緯33度24分24秒,東経129度46分23秒 イ 北緯33度24分29秒,東経129度46分23秒 ロ 北緯33度24分33秒,東経129度46分27秒 ハ 北緯33度24分22秒,東経129度46分37秒 ニ 北緯33度24分19秒,東経129度46分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町三里免山島東端標識 イ 1から354度30分140メートルのところ ロ 1から22度270メートルのところ ハ 1から99度30分370メートルのところ ニ 1から123度30分290メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船津津免三里免原免中通免神崎免里免阿弥免福島町志佐町調川町今福町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1071号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市福島町鶴串免北浦地先	1 北緯33度24分45秒,東経129度48分3秒 2 北緯33度24分43秒,東経129度48分19秒 イ 北緯33度24分51秒,東経129度48分4秒 ロ 北緯33度24分55秒,東経129度48分5秒 ハ 北緯33度24分52秒,東経129度48分21秒 ニ 北緯33度24分49秒,東経129度48分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市福島町鶴串免字北浦西防波堤標識(西防波堤付根から北方護岸沿いに20メートルのところ) 2 同市同町同免字小網代標識 イ 1から10度200メートルのところ ロ 1から10度300メートルのところ ハ 2から10度300メートルのところ ニ 2から10度200メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市福島町調川町	
北区第1072号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町阿弥免釜蓋地先	1 北緯33度27分37秒,東経129度46分17秒 2 北緯33度27分38秒,東経129度46分19秒 3 北緯33度27分38秒,東経129度46分23秒 4 北緯33度27分30秒,東経129度46分23秒 5 北緯33度27分27秒,東経129度46分31秒 6 北緯33度27分13秒,東経129度46分26秒	次の1、2、3、4、5、6の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町阿弥免釜蓋A標識 2 同市同町同免釜蓋北防波堤西端 3 同市同町同免釜蓋北防波堤東端 4 同市同町同免釜蓋南防波堤西端 5 同市同町同免釜蓋南防波堤東端 6 同市同町同免釜蓋B標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町阿弥浦免黒島免	
北区第1073号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町阿弥浦免小浦地先	1 北緯33度27分2秒,東経129度46分12秒 2 北緯33度26分52秒,東経129度46分10秒 3 北緯33度26分47秒,東経129度46分15秒 4 北緯33度26分39秒,東経129度46分16秒 5 北緯33度26分38秒,東経129度46分18秒 イ 北緯33度27分2秒,東経129度46分14秒 ロ 北緯33度27分7秒,東経129度46分30秒 ハ 北緯33度26分43秒,東経129度46分31秒	次のイ、ロ、ハ、5、4、3、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町阿弥浦免小浦標識A 2 同市同町同免小浦標識B 3 同市同町同免小浦南鼻北東端標識 4 同市同町同免日比漁港北防波堤標識 5 同市同町同免日比漁港北防波堤東端標識 イ 1から90度50メートルのところ ロ 1から72度30分500メートルのところ ハ 5から66度360メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町阿弥浦免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1074号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町神崎免ヘゴ浦地先	1 北緯33度26分31秒,東経129度46分28秒 2 北緯33度26分13秒,東経129度46分42秒 イ 北緯33度26分34秒,東経129度46分30秒 ロ 北緯33度26分36秒,東経129度46分33秒 ハ 北緯33度26分21秒,東経129度46分49秒 ニ 北緯33度26分18秒,東経129度46分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町神崎免郷道鼻北端標識 2 同市同町同免抜田鼻南岸標識 イ 1から40度100メートルのところ ロ 1から40度200メートルのところ ハ 2から40度300メートルのところ ニ 2から40度200メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町阿翁浦免	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1075号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町神崎免竹ノ浦地先	1 北緯33度25分45秒,東経129度47分24秒 2 北緯33度25分35秒,東経129度47分25秒 イ 北緯33度25分45秒,東経129度47分28秒 ロ 北緯33度25分44秒,東経129度47分35秒 ハ 北緯33度25分34秒,東経129度47分33秒 ニ 北緯33度25分35秒,東経129度47分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町神崎免竹ノ浦奥鼻突端標識 2 同市同町同免龜の鼻標識 イ 1から97度30分110メートルのところ ロ 1から97度30分287メートルのところ ハ 2から97度30分207メートルのところ ニ 2から97度30分30メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免里免原免中通免三里免神崎免阿翁免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1076号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町中通免黒津浦地先	1 北緯33度25分48秒,東経129度46分3秒 2 北緯33度25分51秒,東経129度45分59秒 3 北緯33度25分56秒,東経129度45分52秒 4 北緯33度25分52秒,東経129度45分38秒 5 北緯33度25分45秒,東経129度45分51秒 イ 北緯33度25分48秒,東経129度46分1秒 ロ 北緯33度25分46秒,東経129度45分52秒 ハ 北緯33度25分55秒,東経129度45分46秒	次の2. イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町神崎免真米鼻大岩標識 2 同市同町同免下谷標識 3 同市同町同免釜崎金子産業跡敷地護岸標識 4 同市同町中通免黒津浦黒津代無白岩標識 5 同市同町同免吉野崎浦標識 イ 1と5を結ぶ直線上1から30メートルのところ ロ 1と5を結ぶ直線上1から280メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から170メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免里免原免中通免三里免神崎免阿翁免	
北区第1077号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町原免於手石鼻地先	1 北緯33度24分60秒,東経129度45分32秒 2 北緯33度24分55秒,東経129度45分28秒 イ 北緯33度25分5秒,東経129度45分41秒 ロ 北緯33度25分15秒,東経129度45分55秒 ハ 北緯33度25分4秒,東経129度46分3秒 ニ 北緯33度24分59秒,東経129度45分45秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町原免於手石鼻北岸標識 2 同市同町同免於手石鼻南岸標識 イ 1から52度295メートルのところ ロ 1から52度770メートルのところ ハ 2から73度950メートルのところ ニ 2から73度455メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免里免原免中通免三里免神崎免阿翁免	
北区第1078号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町原免枯崎地先	1 北緯33度24分55秒,東経129度45分4秒 2 北緯33度24分30秒,東経129度44分44秒 イ 北緯33度24分44秒,東経129度45分22秒 ロ 北緯33度24分39秒,東経129度45分28秒 ハ 北緯33度24分17秒,東経129度44分58秒 ニ 北緯33度24分21秒,東経129度44分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町原免枯崎東標識 2 同市同町同免免枯崎海岸標識 イ 1から128度570メートルのところ ロ 1から128度780メートルのところ ハ 2から136度30分560メートルのところ ニ 2から136度30分360メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免里免原免中通免三里免神崎免阿翁免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1079号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町原免銀岬地先	1 北緯33度24分46秒,東経129度45分2秒 2 北緯33度24分55秒,東経129度45分4秒 イ 北緯33度24分37秒,東経129度45分13秒 ロ 北緯33度24分42秒,東経129度45分8秒 ハ 北緯33度24分48秒,東経129度45分15秒 ニ 北緯33度24分44秒,東経129度45分22秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町原免枯崎白岩海岸標識 2 同市同町同免免枯崎東標識 イ 1から136度30分400メートルのところ ロ 1から136度30分200メートルのところ ハ 2から128度360メートルのところ ニ 2から128度570メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免里免原免中通免三里免神崎免阿翁免	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1080号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町原免枯崎地先	1 北緯33度24分46秒,東経129度45分2秒 2 北緯33度24分30秒,東経129度44分44秒 イ 北緯33度24分42秒,東経129度45分8秒 ロ 北緯33度24分37秒,東経129度45分13秒 ハ 北緯33度24分21秒,東経129度44分53秒 ニ 北緯33度24分26秒,東経129度44分48秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町原免枯崎白岩海岸標識 2 同市同町同免免枯崎海岸標識 イ 1から136度30分200メートルのところ ロ 1から136度30分400メートルのところ ハ 2から136度30分360メートルのところ ニ 2から136度30分160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町船唐津免里免原免中通免三里免神崎免阿翁免	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1081号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市重鹿町青島免魚田ノ島地先	1 北緯33度25分11秒,東経129度42分40秒 イ 北緯33度25分7秒,東経129度42分40秒 ロ 北緯33度24分58秒,東経129度42分40秒 ハ 北緯33度24分58秒,東経129度42分32秒 ニ 北緯33度24分52秒,東経129度42分32秒 ホ 北緯33度24分52秒,東経129度42分25秒 ヘ 北緯33度25分13秒,東経129度42分25秒 ト 北緯33度25分13秒,東経129度42分31秒 チ 北緯33度25分7秒,東経129度42分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市重鹿町青島免魚田ノ島南端標識 イ 1から180度120メートルのところ ロ 1から180度380メートルのところ ハ 1から206度30分440メートルのところ ニ 1から200度620メートルのところ ホ 1から214度30分700メートルのところ ヘ 1から281度30分400メートルのところ ト 1から288度250メートルのところ チ 1から243度30分270メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町重鹿町	1. イ、ロ、ニ、ホ、ヘ、トの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1082号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鷹島町里免広浦地先	1 北緯33度27分1秒,東経129度44分58秒 2 北緯33度27分15秒,東経129度44分48秒 3 北緯33度27分9秒,東経129度44分33秒 イ 北緯33度27分5秒,東経129度44分55秒 ロ 北緯33度26分59秒,東経129度44分44秒 ハ 北緯33度26分56秒,東経129度44分48秒	次の1. イ、ロ、ハの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鷹島町里免永光寺山鼻北西端標識 2 同市同町阿翁浦免井財山南端標識 3 同市同町同免小大島南西端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から140メートルのところ ロ 3から135度30分420メートルのところ ハ 3から135度30分565メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鷹島町阿翁浦免	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1083号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市 鹿島町 阿翁浦免 沖ノ島 地先	1 北緯33度27分9秒,東経129度44分33秒 2 北緯33度27分15秒,東経129度44分48秒 3 北緯33度27分20秒,東経129度44分56秒 4 北緯33度27分9秒,東経129度45分9秒 5 北緯33度26分38秒,東経129度44分40秒 イ 北緯33度27分2秒,東経129度44分35秒 ロ 北緯33度27分14秒,東経129度45分2秒 ハ 北緯33度27分18秒,東経129度44分58秒	次の1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町阿翁浦免大小島南端標識 2 同市同町同免弁財天南端標識 3 同市同町同免字沖ノ島赤瀬東端標識 4 同市同町里免遠東北西端標識 5 同市同町同免平原鼻北端 イ 1と5を結ぶ直線上1から230メートルのところ ロ 3と4を結ぶ直線上3から230メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 鹿島町 阿翁浦免	
北区第110号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市 福島町 端免 小島 地先	1 北緯33度21分55秒,東経129度50分26秒 2 北緯33度21分51秒,東経129度50分20秒 3 北緯33度21分54秒,東経129度50分18秒 4 北緯33度21分57秒,東経129度50分18秒 5 北緯33度21分58秒,東経129度50分23秒	次の1、2、3、4、5の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市福島町端免小島A緯切護岸東端 2 同市同町同免小島A緯切護岸南西端 3 同市同町同免小島A緯切護岸西端 4 同市同町同免小島A緯切護岸北西端 5 同市同町同免小島A緯切護岸北端	第二種区画漁業	介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第111号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市 福島町 端免 鷹付岩 地先	1 北緯33度21分48秒,東経129度50分13秒 2 北緯33度21分51秒,東経129度50分20秒 3 北緯33度21分54秒,東経129度50分18秒 4 北緯33度21分54秒,東経129度50分13秒 5 北緯33度21分52秒,東経129度50分10秒 6 北緯33度21分49秒,東経129度50分9秒	次の1、2、3、4、5、6の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市福島町端免鷹付岩A緯切護岸南西端 2 同市同町同免小島A緯切護岸南西端 3 同市同町同免小島A緯切護岸西端 4 同市同町同免鷹付岩A緯切護岸北端 5 同市同町同免鷹付岩A緯切護岸北西端 6 同市同町同免鷹付岩A緯切護岸西端	第二種区画漁業	介類築堤式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第1303号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市 星鹿町 岳崎免 城山 地先	1 北緯33度23分10秒,東経129度41分9秒 イ 北緯33度23分19秒,東経129度41分14秒 ロ 北緯33度23分28秒,東経129度41分15秒 ハ 北緯33度23分22秒,東経129度41分36秒 ニ 北緯33度22分51秒,東経129度41分20秒 ホ 北緯33度22分54秒,東経129度41分8秒 ヘ 北緯33度23分20秒,東経129度41分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町岳崎免大網代大石標識 イ 1から27度320メートルのところ ロ 1から17度30分600メートルのところ ハ 1から61度800メートルのところ ニ 1から152度660メートルのところ ホ 1から181度500メートルのところ ヘ 1から44度420メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用稚苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台、直径15メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が3,574平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用稚苗のうち、1年あたりの天然稚苗の活込尾数は、783尾を超えてはならない。 4. 人工稚苗を活込んではならない。ただし、天然稚苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1304号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 モサク鼻 地先	1 北緯33度24分26秒 東経129度41分17秒 2 北緯33度24分25秒 東経129度40分58秒 イ 北緯33度24分23秒 東経129度41分19秒 ロ 北緯33度24分17秒 東経129度41分22秒 ハ 北緯33度24分10秒 東経129度41分22秒 ニ 北緯33度24分16秒 東経129度40分59秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免南市神社鳥居中央前護岸標識 2 同市同町同免青島南西端標識 イ 1から142度90メートルのところ ロ 1から153度300メートルのところ ハ 2から165度30分480メートルのところ ニ 2から171度30分280メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径15メートルの円形生簀3台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が531平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、620尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んで はならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別
北区第1305号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 羽島 地先	1 北緯33度24分29秒 東経129度41分38秒 2 北緯33度24分29秒 東経129度41分36秒 イ 北緯33度24分27秒 東経129度41分39秒 ロ 北緯33度24分19秒 東経129度41分39秒 ハ 北緯33度24分20秒 東経129度41分32秒 ニ 北緯33度24分28秒 東経129度41分33秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免羽島東端 2 同市同町同免羽島西端 イ 1から160度50メートルのところ ロ 1から177度30分280メートルのところ ハ 2から200度30分300メートルのところ ニ 2から245度100メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径15メートルの円形生簀1台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が177平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んで はならない。 4. 人工種苗を活込んで はならない。ただし、天然種苗が確保できず、

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1306号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市星鹿町青島免魚園ノ島地先	1 北緯33度25分11秒,東経129度42分40秒 イ 北緯33度25分7秒,東経129度42分40秒 ロ 北緯33度24分58秒,東経129度42分40秒 ハ 北緯33度24分58秒,東経129度42分32秒 ニ 北緯33度24分52秒,東経129度42分32秒 ホ 北緯33度24分52秒,東経129度42分25秒 ヘ 北緯33度25分13秒,東経129度42分25秒 ト 北緯33度25分13秒,東経129度42分31秒 チ 北緯33度25分7秒,東経129度42分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免魚園ノ島南端標識 イ 1から180度120メートルのところ ロ 1から180度380メートルのところ ハ 1から206度30分440メートルのところ ニ 1から200度620メートルのところ ホ 1から214度30分700メートルのところ ヘ 1から281度30分400メートルのところ ト 1から288度250メートルのところ チ 1から243度30分270メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市御厨町星鹿町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀8台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、477尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって
北区第1307号	新松浦漁業協同組合	長崎県松浦市鹿島町里免百尋地先	1 北緯33度25分42秒,東経129度44分17秒 2 北緯33度26分21秒,東経129度44分30秒 3 北緯33度26分33秒,東経129度44分48秒 イ 北緯33度26分23秒,東経129度43分51秒 ロ 北緯33度26分36秒,東経129度43分43秒 ハ 北緯33度26分48秒,東経129度44分10秒 ニ 北緯33度26分44秒,東経129度44分13秒 ホ 北緯33度26分54秒,東経129度44分35秒 ヘ 北緯33度26分45秒,東経129度44分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町原免垣ノ内標識B 2 同市同町中通免平原海岸標識 3 同市同町里免秋丸標識 イ 1から332度1409メートルのところ ロ 1から332度1870メートルのところ ハ 2から327度960メートルのところ ニ 2から327度840メートルのところ ホ 3から332度700メートルのところ ヘ 3から332度360メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市鹿島町阿翁浦免	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 天然種苗と人工種苗を生簀によって明確に区別し、登録章・旗・印などをもって識別できるようにしなければならない。 3. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、天然種苗分については直径40メートルの円形生簀46台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が57,776平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 4. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、14,288尾を超えてはならない。 5. イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1308号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 鹿島町 阿翁浦免 沖ノ島 地先	1 北緯33度27分9秒,東経129度44分33秒 2 北緯33度27分11秒,東経129度44分38秒 イ 北緯33度27分2秒,東経129度44分33秒 ロ 北緯33度27分3秒,東経129度44分40秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮海岸線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町阿翁浦免大小島南端標識 2 同市同町免大小島南側標識 イ 1から169度230メートルのところ ロ 2から169度230メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	10月1日から4月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 鹿島町 阿翁浦免	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径40メートルの円形生簀2台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が2,512平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んでではない。4. 人工種苗を活かせない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由
北区第2040号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 小留 地先	1 北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒 イ 北緯33度24分21秒,東経129度40分59秒 ロ 北緯33度24分20秒,東経129度41分1秒 ハ 北緯33度24分16秒,東経129度40分56秒 ニ 北緯33度24分17秒,東経129度40分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免青島南西端標識 イ 1から156度30分120メートルのところ ロ 1から149度30分180メートルのところ ハ 1から185度30分280メートルのところ ニ 1から193度30分250メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	
北区第2041号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 星鹿町 青島免 モサク鼻 地先	1 北緯33度24分26秒,東経129度41分17秒 2 北緯33度24分25秒,東経129度40分58秒 イ 北緯33度24分23秒,東経129度41分19秒 ロ 北緯33度24分17秒,東経129度41分22秒 ハ 北緯33度24分10秒,東経129度41分2秒 ニ 北緯33度24分16秒,東経129度40分59秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市星鹿町青島免南市神社島居中央前護岸標識 2 同市同町免青島南西端標識 イ 1から142度90メートルのところ ロ 1から153度300メートルのところ ハ 2から185度30分480メートルのところ ニ 2から171度30分280メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 御厨町 星鹿町	
北区第2043号	新松浦漁業協同組合	長崎県 松浦市 鹿島町 原免浦下 地先	1 北緯33度25分8秒,東経129度44分51秒 2 北緯33度24分56秒,東経129度44分56秒 イ 北緯33度25分9秒,東経129度44分54秒 ロ 北緯33度25分11秒,東経129度44分57秒 ハ 北緯33度25分2秒,東経129度45分6秒 ニ 北緯33度25分1秒,東経129度45分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 松浦市鹿島町原免浦下護岸標識A 2 同市同町免浦下護岸標識B イ 1から60度100メートルのところ ロ 1から60度200メートルのところ ハ 2から60度230メートルのところ ニ 2から60度130メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	松浦市 鹿島町 船津津免 里免 原免 中道免 三里免 神崎免 阿翁免	
北区第513号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 大根板 和歌ノ浦 地先	1 北緯33度29分33秒,東経129度34分1秒 2 北緯33度29分30秒,東経129度34分3秒 イ 北緯33度29分30秒,東経129度34分1秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大島村大根板和歌ノ浦北岸標識 2 同市同村大根板和歌ノ浦東岸標識 イ 1から180度70メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	
北区第514号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 前平 大浦 地先	1 北緯33度28分33秒,東経129度32分33秒 2 北緯33度28分34秒,東経129度32分35秒 イ 北緯33度28分32秒,東経129度32分34秒 ロ 北緯33度28分29秒,東経129度32分35秒 ハ 北緯33度28分29秒,東経129度32分37秒 ニ 北緯33度28分32秒,東経129度32分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大島村前平大浦護岸標識A 2 同市同村前平大浦護岸標識B(1から東方護岸沿いに50メートルのところ) イ 1から159度30分40メートルのところ ロ 1から159度30分140メートルのところ ハ 2から159度30分147メートルのところ ニ 2から159度30分47メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	
北区第515号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 北山川内 的山外港 地先	1 北緯33度28分55秒,東経129度31分49秒 2 北緯33度28分53秒,東経129度31分45秒 イ 北緯33度28分54秒,東経129度31分50秒 ロ 北緯33度28分50秒,東経129度31分52秒 ハ 北緯33度28分49秒,東経129度31分50秒 ニ 北緯33度28分52秒,東経129度31分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大島村北山川内山外港防波堤標識A(的山外港防波堤付根から西方護岸沿いに48メートルのところ) 2 同市同村北山川内山外港防波堤標識B(1から西方護岸沿いに110メートルのところ) イ 1から150度60メートルのところ ロ 1から150度180メートルのところ ハ 2から140度180メートルのところ ニ 2から140度60メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1084号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 大根坂西宇土地先	1 北緯33度29分32秒,東経129度33分58秒 2 北緯33度29分29秒,東経129度33分26秒 3 北緯33度29分39秒,東経129度33分20秒 4 北緯33度29分48秒,東経129度33分22秒 5 北緯33度29分42秒,東経129度34分2秒 6 北緯33度29分40秒,東経129度33分54秒 イ 北緯33度29分31秒,東経129度33分53秒 ロ 北緯33度29分31秒,東経129度33分45秒 ハ 北緯33度29分40秒,東経129度33分44秒 ニ 北緯33度29分40秒,東経129度33分39秒 ホ 北緯33度29分50秒,東経129度33分38秒 ヘ 北緯33度29分51秒,東経129度33分47秒 ト 北緯33度29分40秒,東経129度33分48秒 チ 北緯33度29分40秒,東経129度33分52秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	1. イ、ロ、ニ、ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1085号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 的山曲崎地先	1 北緯33度28分21秒,東経129度31分19秒 2 北緯33度29分2秒,東経129度31分43秒 3 北緯33度28分31秒,東経129度31分7秒 イ 北緯33度28分27秒,東経129度31分22秒 ロ 北緯33度28分48秒,東経129度31分35秒 ハ 北緯33度28分54秒,東経129度31分20秒 ニ 北緯33度28分32秒,東経129度31分8秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	
北区第1086号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 的山板浦水垂地先	1 北緯33度28分38秒,東経129度30分57秒 2 北緯33度28分33秒,東経129度31分3秒 イ 北緯33度28分39秒,東経129度30分58秒 ロ 北緯33度28分42秒,東経129度31分0秒 ハ 北緯33度28分37秒,東経129度31分6秒 ニ 北緯33度28分34秒,東経129度31分4秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2046号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 前平大浦地先	1 北緯33度28分33秒,東経129度32分33秒 2 北緯33度28分34秒,東経129度32分35秒 イ 北緯33度28分32秒,東経129度32分34秒 ロ 北緯33度28分29秒,東経129度32分35秒 ハ 北緯33度28分29秒,東経129度32分37秒 ニ 北緯33度28分32秒,東経129度32分35秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	
北区第2047号	大島村漁業協同組合	長崎県 平戸市 大島村 的山川内の山外港地先	1 北緯33度28分55秒,東経129度31分49秒 2 北緯33度28分53秒,東経129度31分45秒 イ 北緯33度28分54秒,東経129度31分50秒 ロ 北緯33度28分50秒,東経129度31分52秒 ハ 北緯33度28分49秒,東経129度31分50秒 ニ 北緯33度28分52秒,東経129度31分47秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 大島村	1. ハの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第516号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 度島町 崎瀬地先	1 北緯33度26分31秒,東経129度32分21秒 イ 北緯33度26分30秒,東経129度32分20秒 ロ 北緯33度26分28秒,東経129度32分19秒 ハ 北緯33度26分27秒,東経129度32分23秒 ニ 北緯33度26分29秒,東経129度32分24秒	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 度島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1087号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 度島町 崎瀬地先	1 北緯33度26分31秒,東経129度32分21秒 2 北緯33度26分30秒,東経129度32分28秒 3 北緯33度25分17秒,東経129度32分7秒 イ 北緯33度26分29秒,東経129度32分24秒 ロ 北緯33度26分27秒,東経129度32分23秒 ハ 北緯33度26分25秒,東経129度32分26秒 ニ 北緯33度26分27秒,東経129度32分27秒	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 度島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1088号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 田助町 四軒屋 地先	1 北緯33度23分23秒,東経129度33分15秒 2 北緯33度23分20秒,東経129度33分21秒 イ 北緯33度23分23秒,東経129度33分17秒 ロ 北緯33度23分24秒,東経129度33分18秒 ハ 北緯33度23分22秒,東経129度33分23秒 ニ 北緯33度23分21秒,東経129度33分23秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市田助町36番地桶屋前護岸標識(護岸排水口より東方護岸沿いに3メートルのところ) 2 同市同町1番地東標識(穴口埋立東側角から西方海岸沿いに83メートルのところ) イ 1から64度55メートルのところ ロ 1から64度75メートルのところ ハ 2から51度80メートルのところ ニ 2から51度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 新町 難入町 大久保町 (小川・大久保・中ノ原・幸ノ浦・田助在・油水・田ノ浦) 大野町 明ノ川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮ノ町 魚の棚町 紺屋町 木引田町 築地町 木引町 鏡川町 (西の久保) 岩ノ上町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1089号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大久保町 小曲 地先	1 北緯33度23分16秒,東経129度32分55秒 2 北緯33度23分15秒,東経129度32分49秒 イ 北緯33度23分15秒,東経129度32分56秒 ロ 北緯33度23分14秒,東経129度32分58秒 ハ 北緯33度23分11秒,東経129度32分54秒 ニ 北緯33度23分12秒,東経129度32分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町小曲伍丸水産作業場標識 2 同市同町小曲標識 イ 1から138度44メートルのところ ロ 1から138度104メートルのところ ハ 2から138度165メートルのところ ニ 2から138度105メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ地区)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1090号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大久保町 唐子島 地先	1 北緯33度22分57秒,東経129度32分30秒 イ 北緯33度23分5秒,東経129度32分30秒 ロ 北緯33度22分59秒,東経129度32分41秒 ハ 北緯33度22分55秒,東経129度32分33秒 ニ 北緯33度23分1秒,東経129度32分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町唐子島北岸標識 イ 1から39度45分289メートルのところ ロ 1から80度15分289メートルのところ ハ 1から133度105メートルのところ ニ 1から347度105メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ地区)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1091号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大久保町 唐子島北西岸 地先	1 北緯33度23分19秒,東経129度32分23秒 2 北緯33度23分17秒,東経129度32分16秒 3 北緯33度22分58秒,東経129度32分27秒 4 北緯33度22分35秒,東経129度32分18秒 イ 北緯33度23分10秒,東経129度32分25秒 ロ 北緯33度23分2秒,東経129度32分26秒 ハ 北緯33度23分3秒,東経129度32分16秒 ニ 北緯33度23分11秒,東経129度32分16秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町279番地護岸標識 2 同市同町279-6番地荷橋西角標識 3 同市同町唐子島西端 4 同市鏡川町梅崎灯台 イ 1と3を結ぶ直線上1から240メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から470メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から400メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から170メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ地区)	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1092号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大久保町 唐子島西岸 地先	1 北緯33度23分19秒,東経129度32分23秒 2 北緯33度23分17秒,東経129度32分16秒 3 北緯33度22分38秒,東経129度32分25秒 4 北緯33度22分35秒,東経129度32分18秒 イ 北緯33度22分58秒,東経129度32分24秒 ロ 北緯33度22分52秒,東経129度32分24秒 ハ 北緯33度22分52秒,東経129度32分17秒 ニ 北緯33度22分58秒,東経129度32分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町279番地護岸標識 2 同市同町279-6番地荷橋西角標識 3 同市鏡川町観音島防波堤付根 4 同市同町梅崎灯台 イ 1と3を結ぶ直線上1から580メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から740メートルのところ ハ 2と4を結ぶ直線上2から710メートルのところ ニ 2と4を結ぶ直線上2から550メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ地区)	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1093号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 鏡川町 観音島 地先	1 北緯33度22分38秒,東経129度32分25秒 2 北緯33度22分35秒,東経129度32分30秒 3 北緯33度22分35秒,東経129度32分40秒 4 北緯33度22分58秒,東経129度32分27秒 イ 北緯33度22分41秒,東経129度32分25秒 ロ 北緯33度22分43秒,東経129度32分25秒 ハ 北緯33度22分40秒,東経129度32分33秒 ニ 北緯33度22分40秒,東経129度32分40秒 ホ 北緯33度22分36秒,東経129度32分40秒 ヘ 北緯33度22分37秒,東経129度32分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市鏡川町観音島防波堤付根 2 同市同町観音島根本崎石垣付根 3 同市同町前突出中央標識(石垣西角から東方海岸沿いに50メートルのところ) 4 同市大久保町唐子島西端 イ 1と4を結ぶ直線上1から80メートルのところ ロ 1と4を結ぶ直線上1から130メートルのところ ハ 2から24度180メートルのところ ニ 3から0度140メートルのところ ホ 3から0度40メートルのところ ヘ 2から24度70メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町 (御館を除く) 木引町 大久保町 (薄香湾にのぞむ地区)	
北区第1094号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 鏡川町 後平小ツラレ鼻 地先	1 北緯33度22分44秒,東経129度31分44秒 2 北緯33度22分37秒,東経129度31分48秒 3 北緯33度22分34秒,東経129度31分48秒 4 北緯33度22分58秒,東経129度32分27秒 5 北緯33度22分46秒,東経129度31分53秒 6 北緯33度22分44秒,東経129度31分55秒 イ 北緯33度22分45秒,東経129度31分51秒 ロ 北緯33度22分43秒,東経129度31分55秒 ハ 北緯33度22分43秒,東経129度32分2秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市鏡川町後平ツラレ鼻北東端標識 2 同市同町後平ジョウコ岩標識 3 同市同町後平岩標識 4 同市同町後平唐子島北西端 5 同市同町後平五貫島北西端 6 同市同町後平五貫島南端 イ 1と5を結ぶ直線上1から180メートルのところ ロ 2と6を結ぶ直線上6から25メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から430メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町(御館を除く) 木引町 大久保町(薄香湾にのぞむ地区)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2048号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 度島町 崎瀬 地先	1 北緯33度26分30秒,東経129度32分28秒 2 北緯33度25分17秒,東経129度32分7秒 イ 北緯33度26分28秒,東経129度32分27秒 ロ 北緯33度26分25秒,東経129度32分26秒 ハ 北緯33度26分25秒,東経129度32分29秒 ニ 北緯33度26分28秒,東経129度32分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市度島崎瀬源太郎崎標識 2 同市同町横島南東端 イ 1と2を結ぶ直線上1から70メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 1から170度140メートルのところ ニ 1から170度60メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 度島町	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2049号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大久保町 長崎山 かせの鼻 地先	1 北緯33度23分12秒,東経129度31分26秒 2 北緯33度23分12秒,東経129度31分20秒	次の1と2を結んだ直線及び最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町かせの鼻南西端 2 同市同町どうき鼻南端	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 鏡川町(御館を除く) 木引町 大久保町(薄香湾をのぞむ地区)	
北区第2050号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大野町 西目 地先	1 北緯33度20分53秒,東経129度32分44秒 2 北緯33度20分46秒,東経129度32分44秒 イ 北緯33度20分52秒,東経129度32分49秒 ロ 北緯33度20分51秒,東経129度32分55秒 ハ 北緯33度20分44秒,東経129度32分53秒 ニ 北緯33度20分45秒,東経129度32分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市明の川内町大野浦護岸標識 2 同市大野町ナオキ防波堤基部標識 イ 1から104度130メートルのところ ロ 1から104度280メートルのところ ハ 2から104度250メートルのところ ニ 2から104度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 新町 鵜人町 大久保町 (小川・大久保・中ノ原・幸ノ浦・田助在・油水・田ノ浦) 大野町 明ノ川内町 戸石川町 崎方町 浦の町 田助町 宮ノ町 魚の棚町 組屋町 木引田町 築地町 木引町 鏡川町 (西の久保) 岩ノ上町	
北区第2051号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 猪渡谷町 若宮鼻 地先	1 北緯33度14分19秒,東経129度25分37秒 2 北緯33度14分14秒,東経129度25分38秒 イ 北緯33度14分16秒,東経129度25分33秒 ロ 北緯33度14分14秒,東経129度25分34秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市猪渡谷町若宮若宮海岸標識A 2 同市同町若宮若宮海岸標識C イ 1から231度140メートルのところ ロ 2から262度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第2052号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 神船町 神船崎東岸 地先	1 北緯33度14分19秒,東経129度25分25秒 2 北緯33度14分11秒,東経129度25分30秒 イ 北緯33度14分20秒,東経129度25分28秒 ロ 北緯33度14分11秒,東経129度25分33秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市神船町神船崎東岸標識 2 同市同町神船崎東岸白岩標識 イ 1から81度80メートルのところ ロ 2から90度80メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 熊代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北区第2053号	平戸市漁業協同組合	長崎県 平戸市 大佐志町 竹ノ子島 地先	1 北緯33度14分23秒,東経129度25分2秒 2 北緯33度14分18秒,東経129度24分59秒 イ 北緯33度14分22秒,東経129度25分2秒 ロ 北緯33度14分20秒,東経129度25分4秒 ハ 北緯33度14分14秒,東経129度25分3秒 ニ 北緯33度14分16秒,東経129度25分1秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大佐志町竹ノ子島北東端標識 2 同市同町竹ノ子島南東端標識 イ 1から134度30分20メートルのところ ロ 1から134度30分100メートルのところ ハ 2から134度30分150メートルのところ ニ 2から134度30分70メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 神船町 津吉町 東中山町 西中山町 辻町 熊代寺町 鮎川町 大佐志町 田代町 前津吉町 神上町 神ノ川町 船木町	
北区第3076号	有限会社日賀真珠養殖所	長崎県 平戸市 大久保町 神崎 地先	1 北緯33度23分12秒,東経129度31分31秒 2 北緯33度23分18秒,東経129度32分6秒 イ 北緯33度23分10秒,東経129度31分31秒 ロ 北緯33度23分11秒,東経129度32分6秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町西泊鼻東端 2 同市同町どうく西鼻標識 イ 1から180度65メートルのところ ロ 2から180度205メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第3077号	有限会社日賀真珠養殖所	長崎県平戸市大久保町長崎鼻地先	1 北緯33度23分25秒,東経129度30分59秒 2 北緯33度23分21秒,東経129度31分11秒 3 北緯33度23分27秒,東経129度31分3秒 4 北緯33度23分24秒,東経129度31分11秒 イ 北緯33度23分25秒,東経129度30分59秒 ロ 北緯33度23分23秒,東経129度31分6秒 ハ 北緯33度23分24秒,東経129度31分10秒 ニ 北緯33度23分27秒,東経129度31分3秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大久保町長崎鼻橋の下標識A 2 同市同町カゴの浦標識B 3 同市同町長崎鼻橋の下標識B 4 同市同町カゴの浦標識B イ 1と2を結ぶ直線上1から20メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から220メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から10メートルのところ ニ 3と4を結ぶ直線上3から10メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3078号	有限会社日賀真珠養殖所	長崎県平戸市鏡川町後平小ツラレ鼻地先	1 北緯33度22分47秒,東経129度31分34秒 2 北緯33度22分44秒,東経129度31分40秒 イ 北緯33度22分48秒,東経129度31分36秒 ロ 北緯33度22分50秒,東経129度31分37秒 ハ 北緯33度22分47秒,東経129度31分41秒 ニ 北緯33度22分46秒,東経129度31分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市鏡川町後平小ツラレ鼻標識 2 同市同町後平小ツラレ鼻西標識 イ 1から48度30分50メートルのところ ロ 1から48度30分100メートルのところ ハ 2から26度100メートルのところ ニ 2から26度50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第1095号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市木場町沖ノ島東地先	1 北緯33度16分58秒,東経129度29分38秒 2 北緯33度16分58秒,東経129度29分44秒 イ 北緯33度16分54秒,東経129度29分38秒 ロ 北緯33度16分52秒,東経129度29分38秒 ハ 北緯33度16分51秒,東経129度29分44秒 ニ 北緯33度16分53秒,東経129度29分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木場町ヌゲの下護岸西標識 2 同市同町ヌゲの下護岸東標識 イ 1から180度130メートルのところ ロ 1から180度200メートルのところ ハ 2から180度200メートルのところ ニ 2から180度130メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	
北区第1096号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市木ヶ津町松崎地先	1 北緯33度16分44秒,東経129度29分32秒 2 北緯33度16分45秒,東経129度29分35秒 イ 北緯33度16分45秒,東経129度29分31秒 ロ 北緯33度16分46秒,東経129度29分31秒 ハ 北緯33度16分46秒,東経129度29分35秒 ニ 北緯33度16分46秒,東経129度29分35秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木ヶ津町松崎海岸護岸標識B 2 同市同町松崎海岸護岸標識D イ 1から346度45メートルのところ ロ 1から346度75メートルのところ ハ 2から346度55メートルのところ ニ 2から346度25メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	
北区第1097号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市木ヶ津町高崎地先	1 北緯33度16分41秒,東経129度29分50秒 2 北緯33度16分42秒,東経129度29分44秒 3 北緯33度16分44秒,東経129度29分39秒 イ 北緯33度16分42秒,東経129度29分51秒 ロ 北緯33度16分44秒,東経129度29分45秒 ハ 北緯33度16分46秒,東経129度29分40秒 ニ 北緯33度16分48秒,東経129度29分41秒 ホ 北緯33度16分45秒,東経129度29分52秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木ヶ津町高崎鼻北西端標識 2 同市同町松崎海岸標識A(1から西方海岸沿いに150メートルのところ) 3 同市同町松崎海岸標識B(松崎海岸護岸東端から東方海岸沿いに42メートルのところ) イ 1から18度40メートルのところ ロ 2から18度60メートルのところ ハ 3から16度90メートルのところ ニ 3から16度130メートルのところ ホ 1から18度120メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	
北区第1099号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市野子町諸崎地先	1 北緯33度11分24秒,東経129度22分26秒 イ 北緯33度11分20秒,東経129度22分29秒 ロ 北緯33度11分18秒,東経129度22分29秒 ハ 北緯33度11分17秒,東経129度22分25秒 ニ 北緯33度11分19秒,東経129度22分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市野子町野子崎鼻飛瀬頂上 イ 1から146度140メートルのところ ロ 1から152度190メートルのところ ハ 1から185度200メートルのところ ニ 1から192度160メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	
北区第1100号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市志々伎町字網場地先	1 北緯33度11分57秒,東経129度24分4秒 2 北緯33度11分56秒,東経129度23分54秒 イ 北緯33度11分51秒,東経129度24分4秒 ロ 北緯33度11分47秒,東経129度24分4秒 ハ 北緯33度11分48秒,東経129度23分57秒 ニ 北緯33度11分52秒,東経129度23分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市志々伎町字網場護岸標識A(護岸第2階段から東方護岸沿いに57メートルのところ) 2 同市同町字網場護岸標識B(護岸第4階段から東方護岸沿いに54メートルのところ) イ 1から180度30分200メートルのところ ロ 1から180度30分320メートルのところ ハ 2から162度260メートルのところ ニ 2から162度140メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	1.イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2055号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市宝亀町前島地先	1 北緯33度18分2秒,東経129度30分28秒 2 北緯33度17分53秒,東経129度30分26秒 3 北緯33度17分57秒,東経129度30分25秒 イ 北緯33度18分2秒,東経129度30分25秒 ロ 北緯33度18分2秒,東経129度30分23秒 ハ 北緯33度17分57秒,東経129度30分21秒 ニ 北緯33度17分57秒,東経129度30分24秒	次の3、ニ、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市宝亀町前島北端 2 同市同町前島南西端 3 同市同町前島西端 イ 1から270度80メートルのところ ロ 1から270度140メートルのところ ハ 2から309度190メートルのところ ニ 3から266度40メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	
北区第2056号	志々伎漁業協同組合	長崎県平戸市木場町黒島地先	1 北緯33度17分27秒,東経129度30分49秒 2 北緯33度17分30秒,東経129度30分58秒 イ 北緯33度17分31秒,東経129度30分48秒 ロ 北緯33度17分37秒,東経129度30分46秒 ハ 北緯33度17分39秒,東経129度30分54秒 ニ 北緯33度17分34秒,東経129度30分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木場町黒島西端 2 同市同町黒島北岸中央標識 イ 1から343度140メートルのところ ロ 1から343度330メートルのところ ハ 2から343度290メートルのところ ニ 2から343度100メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市紐差町 迎紐差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2057号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 木ヶ津町 沖ノ島 地先	1 北緯33度16分56秒,東経129度29分32秒 2 北緯33度17分8秒,東経129度29分13秒 3 北緯33度17分12秒,東経129度29分18秒 4 北緯33度16分58秒,東経129度29分31秒 イ 北緯33度16分54秒,東経129度29分27秒 ロ 北緯33度17分2秒,東経129度29分19秒 ハ 北緯33度17分4秒,東経129度29分25秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市木ヶ津町沖ノ島若宮神社島居標識 2 同市同町北ビラ石垣標識B 3 同市同町身投岩 4 同市同町沖ノ島北西端 イ 1から247度115メートルのところ ロ 2から142度250メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から260メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 紐差町 迎船差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	
北区第2058号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 木ヶ津町 松崎 地先	1 北緯33度16分44秒,東経129度29分30秒 2 北緯33度16分44秒,東経129度29分32秒 3 北緯33度16分45秒,東経129度29分33秒 イ 北緯33度16分45秒,東経129度29分30秒 ロ 北緯33度16分47秒,東経129度29分29秒 ハ 北緯33度16分48秒,東経129度29分32秒 ニ 北緯33度16分46秒,東経129度29分33秒 ホ 2から346度75メートルのところ ヘ 2から346度45メートルのところ	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木ヶ津町松崎海岸護岸標識A 2 同市同町松崎海岸護岸標識B 3 同市同町松崎海岸護岸標識C イ 1から346度50メートルのところ ロ 1から346度110メートルのところ ハ 3から346度90メートルのところ ニ 3から346度60メートルのところ ホ 2から346度75メートルのところ ヘ 2から346度45メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 紐差町 迎船差町 大川原町 木ヶ津町 宝亀町 木場町	
北区第2300号	志々伎漁業協同組合	長崎県 平戸市 志々伎町 字網場 地先	1 北緯33度11分57秒,東経129度24分4秒 2 北緯33度11分56秒,東経129度23分54秒 イ 北緯33度11分51秒,東経129度24分4秒 ロ 北緯33度11分47秒,東経129度24分4秒 ハ 北緯33度11分48秒,東経129度23分57秒 ニ 北緯33度11分52秒,東経129度23分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市志々伎町字網場護岸標識A(護岸第2階段から東方護岸沿いに57メートルのところ) 2 同市同町字網場護岸標識B(護岸第4階段から東方護岸沿いに54メートルのところ) イ 1から180度30分200メートルのところ ロ 1から180度30分320メートルのところ ハ 2から162度260メートルのところ ニ 2から162度140メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 野子町 小田町 志々伎町 大志々伎町 早福町 石堂町	1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第3079号	有限会社山崎真珠	長崎県 平戸市 木場町 黒島 地先	1 北緯33度17分26秒,東経129度31分2秒 2 北緯33度17分25秒,東経129度30分56秒 イ 北緯33度17分23秒,東経129度31分4秒 ロ 北緯33度17分19秒,東経129度31分6秒 ハ 北緯33度17分17秒,東経129度30分60秒 ニ 北緯33度17分21秒,東経129度30分58秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木場町黒島南海岸東標識 2 同市同町黒島南海岸西標識 イ 1から156度110メートルのところ ロ 1から156度250メートルのところ ハ 2から156度275メートルのところ ニ 2から156度135メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3515号	有限会社山崎真珠	長崎県 平戸市 宝亀町 平小島 地先	1 北緯33度17分51秒,東経129度30分46秒 2 北緯33度17分51秒,東経129度30分51秒 イ 北緯33度17分53秒,東経129度30分45秒 ロ 北緯33度17分57秒,東経129度30分45秒 ハ 北緯33度17分58秒,東経129度30分50秒 ニ 北緯33度17分54秒,東経129度30分50秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市宝亀町平小島海岸標識A 2 同市同町平小島海岸標識B イ 1から354度50メートルのところ ロ 1から354度160メートルのところ ハ 2から354度190メートルのところ ニ 2から354度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3516号	有限会社山崎真珠	長崎県 平戸市 木場町 神島 地先	1 北緯33度17分39秒,東経129度30分20秒 2 北緯33度17分35秒,東経129度30分22秒 イ 北緯33度17分39秒,東経129度30分22秒 ロ 北緯33度17分42秒,東経129度30分26秒 ハ 北緯33度17分38秒,東経129度30分28秒 ニ 北緯33度17分36秒,東経129度30分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木場町神島海岸石垣標識A 2 同市同町神島海岸石垣標識B イ 1から61度40メートルのところ ロ 1から61度170メートルのところ ハ 2から61度190メートルのところ ニ 2から61度60メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3518号	有限会社 山崎真珠	長崎県平戸市宝亀町 平子島地先	1北緯33度17分51秒,東経129度30分51秒 2北緯33度17分49秒,東経129度30分51秒 イ北緯33度17分52秒,東経129度30分52秒 ロ北緯33度17分54秒,東経129度30分57秒 ハ北緯33度17分51秒,東経129度30分59秒 ニ北緯33度17分49秒,東経129度30分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市宝亀町平子島海岸標識B 2 同市同町平子島海岸標識C イ 1から66度50メートルのところ ロ 1から66度180メートルのところ ハ 2から70度210メートルのところ ニ 2から80度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第3519号	有限会社 山崎真珠	長崎県平戸市木ヶ津町 身投岩地先	1北緯33度17分12秒,東経129度29分18秒 2北緯33度17分6秒,東経129度29分10秒 イ北緯33度17分10秒,東経129度29分18秒 ロ北緯33度17分7秒,東経129度29分22秒 ハ北緯33度17分3秒,東経129度29分17秒 ニ北緯33度17分6秒,東経129度29分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市木ヶ津町身投岩 2 同市同町北ビラ護岸標識 イ 1から180度80メートルのところ ロ 1から153度200メートルのところ ハ 2から120度200メートルのところ ニ 2から90度80メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1101号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	1 北緯33度22分48秒,東経129度31分10秒 イ 北緯33度22分47秒,東経129度31分11秒 ロ 北緯33度22分45秒,東経129度31分11秒 ハ 北緯33度22分45秒,東経129度31分8秒 ニ 北緯33度22分46秒,東経129度31分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町大瀬オランダ瀬東端 イ 1から166度45メートルのところ ロ 1から166度85メートルのところ ハ 1から218度112メートルのところ ニ 1から238度80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1102号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	1 北緯33度22分9秒,東経129度31分5秒 2 北緯33度22分23秒,東経129度31分5秒 3 北緯33度22分27秒,東経129度31分6秒 4 北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒 イ 北緯33度22分9秒,東経129度31分10秒 ロ 北緯33度22分23秒,東経129度31分10秒 ハ 北緯33度22分23秒,東経129度31分7秒 ニ 北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒 ホ 北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒 ヘ 北緯33度22分9秒,東経129度31分17秒	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町角見崎北標識 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 3 同市同町大瀬護岸北角標識 4 同市同町大瀬海岸標識A イ 1から90度130メートルのところ ロ 2から90度140メートルのところ ハ 2から90度60メートルのところ ニ 4から183度20メートルのところ ホ 4から135度250メートルのところ ヘ 1から90度290メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. ホ、への各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1309号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 大瀬 地先	1 北緯33度22分43秒,東経129度31分13秒 2 北緯33度22分41秒,東経129度31分10秒 3 北緯33度22分38秒,東経129度31分12秒 4 北緯33度22分38秒,東経129度31分15秒 イ 北緯33度22分44秒,東経129度31分15秒 ロ 北緯33度22分40秒,東経129度31分18秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線並びに1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町大瀬中の鼻南東端標識 2 同市同町大瀬中の鼻標識B(1から西方海岸沿いに85メートルのところ) 3 同市同町大瀬輪のくそ鼻標識B 4 同市同町大瀬輪のくそ鼻北端標識 イ 1から68度70メートルのところ ロ 4から68度70メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行状を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた種苗を除き、天然種苗を活け込んではならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1310号	中野漁業協同組合	長崎県 平戸市 古江町 灰ヶ浦鼻 地先	1 北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒 2 北緯33度22分30秒,東経129度31分17秒 イ 北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒 ロ 北緯33度22分29秒,東経129度31分18秒 ハ 北緯33度22分27秒,東経129度31分20秒 ニ 北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町大瀬海岸標識A 2 同市同町大瀬海岸標識B イ 1から183度20メートルのところ ロ 2から141度30分20メートルのところ ハ 2から141度30分100メートルのところ ニ 1から135度250メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市 古江町 川内町 下中野町 坊方町 主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行状を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、直径20メートルの円形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,884平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、690尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。 5. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1800号	中野漁業協同組合	長崎県平戸市古江町大瀬地先	1 北緯33度22分9秒,東経129度31分5秒 2 北緯33度22分23秒,東経129度31分5秒 3 北緯33度22分27秒,東経129度31分6秒 4 北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒 イ 北緯33度22分9秒,東経129度31分10秒 ロ 北緯33度22分23秒,東経129度31分10秒 ハ 北緯33度22分23秒,東経129度31分7秒 ニ 北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒 ホ 北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒 ヘ 北緯33度22分9秒,東経129度31分17秒	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町角見崎北標識 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 3 同市同町大瀬護岸北角標識 4 同市同町大瀬海岸標識A イ 1から90度130メートルのところ ロ 2から90度140メートルのところ ハ 2から90度60メートルのところ ニ 4から183度20メートルのところ ホ 4から135度250メートルのところ ヘ 1から90度290メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市古江町川内町下中野町坊方町主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。ただし、当該漁業を営む者が行使する免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から移送する天然種苗について、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって人工種苗と明確に区別ができると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。なお、天然種苗の養殖の用に供する生質については直径20メートルの円形生質19台の規模を超えてはならない。
北区第2800号	中野漁業協同組合	長崎県平戸市古江町大瀬地先	1 北緯33度22分43秒,東経129度31分13秒 2 北緯33度22分41秒,東経129度31分10秒 3 北緯33度22分38秒,東経129度31分12秒 4 北緯33度22分39秒,東経129度31分15秒 イ 北緯33度22分44秒,東経129度31分15秒 ロ 北緯33度22分40秒,東経129度31分18秒	次の1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線並びに1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町大瀬中の鼻南東端標識 2 同市同町大瀬中の鼻標識B(1から西方海岸沿いに85メートルのところ) 3 同市同町大瀬輪のくそ鼻標識B 4 同市同町大瀬輪のくそ鼻北端標識 イ 1から68度70メートルのところ ロ 4から68度70メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市古江町川内町下中野町坊方町主師町	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2801号	中野漁業協同組合	長崎県平戸市古江町灰ヶ浦鼻地先	1 北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒 2 北緯33度22分30秒,東経129度31分17秒 イ 北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒 ロ 北緯33度22分29秒,東経129度31分18秒 ハ 北緯33度22分27秒,東経129度31分20秒 ニ 北緯33度22分22秒,東経129度31分17秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町大瀬海岸標識A 2 同市同町大瀬海岸標識B イ 1から183度20メートルのところ ロ 2から141度30分20メートルのところ ハ 2から141度30分100メートルのところ ニ 1から135度250メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市古江町川内町下中野町坊方町主師町	1. ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2802号	中野漁業協同組合	長崎県平戸市古江町大瀬地先	1 北緯33度22分9秒,東経129度31分5秒 2 北緯33度22分23秒,東経129度31分5秒 3 北緯33度22分27秒,東経129度31分6秒 4 北緯33度22分28秒,東経129度31分11秒 イ 北緯33度22分9秒,東経129度31分10秒 ロ 北緯33度22分23秒,東経129度31分10秒 ハ 北緯33度22分23秒,東経129度31分7秒 ニ 北緯33度22分27秒,東経129度31分10秒	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市古江町角見崎北標識 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 3 同市同町大瀬護岸北角標識 4 同市同町大瀬海岸標識A イ 1から90度130メートルのところ ロ 2から90度140メートルのところ ハ 2から90度60メートルのところ ニ 4から183度20メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市古江町川内町下中野町坊方町主師町	1. ホ、への各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第3080号	有限会社太平真珠外3名	長崎県平戸市水産町地先	1 北緯33度19分40秒,東経129度30分55秒 2 北緯33度19分24秒,東経129度31分2秒 3 北緯33度19分23秒,東経129度31分4秒 4 北緯33度19分12秒,東経129度31分22秒 5 北緯33度19分3秒,東経129度31分25秒 イ 北緯33度19分40秒,東経129度30分56秒 ロ 北緯33度19分42秒,東経129度30分60秒 ハ 北緯33度19分28秒,東経129度31分6秒 ニ 北緯33度19分16秒,東経129度31分27秒 ホ 北緯33度19分8秒,東経129度31分34秒 ヘ 北緯33度19分6秒,東経129度31分30秒 ト 北緯33度19分14秒,東経129度31分24秒 チ 北緯33度19分25秒,東経129度31分5秒 リ 北緯33度19分24秒,東経129度31分5秒 ヌ 北緯33度19分25秒,東経129度31分3秒 ル 北緯33度19分26秒,東経129度31分4秒	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、への各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市水産町水産海岸堤防南端標識 2 同市同町水産波止北側付根 3 同市同町水産海岸標識A(2から南方護岸沿いに45メートルのところ) 4 同市同町水産海岸標識B 5 同市同町水産海岸標識C イ 1から63度40メートルのところ ロ 1から63度140メートルのところ ハ 2から45度150メートルのところ ニ 4から45度190メートルのところ ホ 5から54度290メートルのところ ヘ 5から50度170メートルのところ ト 4から45度70メートルのところ チ 3から35度50メートルのところ リ 3から35度30メートルのところ ヌ 2から35度30メートルのところ ル 2から35度70メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3081号	深江真珠有限会社外1名	長崎県平戸市水垂町地先	1 北緯33度18分55秒,東経129度31分29秒 2 北緯33度18分60秒,東経129度31分26秒 イ 北緯33度18分58秒,東経129度31分35秒 ロ 北緯33度19分0秒,東経129度31分39秒 ハ 北緯33度19分4秒,東経129度31分33秒 ニ 北緯33度19分3秒,東経129度31分31秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市水垂町水垂海岸標識E 2 同市同町水垂海岸標識D イ 1から58度200メートルのところ ロ 1から58度320メートルのところ ハ 2から56度207メートルのところ ニ 2から56度162メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3082号	有限会社山崎真珠外3名	長崎県平戸市水垂町地先	1 北緯33度18分55秒,東経129度31分29秒 2 北緯33度18分49秒,東経129度31分41秒 3 北緯33度18分48秒,東経129度31分46秒 イ 北緯33度18分58秒,東経129度31分35秒 ロ 北緯33度19分0秒,東経129度31分39秒 ハ 北緯33度18分56秒,東経129度31分45秒 ニ 北緯33度18分55秒,東経129度31分49秒 ホ 北緯33度18分54秒,東経129度31分51秒 ヘ 北緯33度18分52秒,東経129度31分48秒 ト 北緯33度18分53秒,東経129度31分46秒 チ 北緯33度18分54秒,東経129度31分42秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市水垂町水垂海岸標識E 2 同市同町水垂海岸標識F 3 同市同町水垂海岸標識G イ 1から58度200メートルのところ ロ 1から58度320メートルのところ ハ 2から28度246メートルのところ ニ 2から49度295メートルのところ ホ 3から30度232メートルのところ ヘ 3から19度132メートルのところ ト 2から49度190メートルのところ チ 2から9度154メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第4009号	有限会社太平真珠	長崎県平戸市水垂町地先	1 北緯33度19分45秒,東経129度30分53秒 2 北緯33度19分40秒,東経129度30分55秒 イ 北緯33度19分45秒,東経129度30分55秒 ロ 北緯33度19分47秒,東経129度30分58秒 ハ 北緯33度19分42秒,東経129度30分60秒 ニ 北緯33度19分40秒,東経129度30分56秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市水垂町水垂海岸防波堤北側標識 2 同市同町水垂海岸防波堤南端標識 イ 1から63度40メートルのところ ロ 1から63度140メートルのところ ハ 2から63度140メートルのところ ニ 2から63度40メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第1103号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町沓部浦生月漁港地先	1 北緯33度23分16秒,東経129度26分7秒 2 北緯33度23分7秒,東経129度26分3秒 イ 北緯33度23分17秒,東経129度26分5秒 ロ 北緯33度23分8秒,東経129度26分1秒	次の1、2、ロ、イの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町沓部浦生月漁港島防波堤標識A(防波堤北端屈折部から南方防波堤沿いに13メートルのところ) 2 同市同町沓部浦生月漁港島防波堤標識B(1から南方防波堤沿いに300メートルのところ) イ 1から291度60メートルのところ ロ 2から291度60メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第2059号	生月漁業協同組合	長崎県平戸市生月町沓部浦生月漁港地先	1 北緯33度23分7秒,東経129度26分3秒 2 北緯33度23分5秒,東経129度26分2秒 イ 北緯33度23分7秒,東経129度26分2秒 ロ 北緯33度23分6秒,東経129度26分1秒	次の1、2、ロ、イの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市生月町沓部浦生月漁港島防波堤標識B(防波堤北端屈折部から南方防波堤沿いに313メートルのところ) 2 同市同町沓部浦生月漁港島防波堤標識C(1から南方防波堤沿いに50メートルのところ) イ 1から291度30メートルのところ ロ 2から291度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	平戸市生月町御崎沓部里免沓部浦	
北区第521号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町柳郷地先	1 北緯33度13分1秒,東経129度30分30秒 2 北緯33度12分42秒,東経129度3分24秒	次の1と2を結んだ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町柳郷別当の鼻南東端標識 2 同郡同町同郷城ヶ崎北東端標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北松浦郡小値賀町	
北区第522号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町浜津後目地先	1 北緯33度12分40秒,東経129度2分24秒 2 北緯33度12分23秒,東経129度2分24秒 イ 北緯33度12分38秒,東経129度2分29秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町浜津後目濱崎鼻北東端標識 2 同郡同町浜津後目白岩標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北松浦郡小値賀町	
北区第1104号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県北松浦郡小値賀町前方郷横平地先	1 北緯33度12分37秒,東経129度5分23秒 2 北緯33度12分27秒,東経129度5分7秒 イ 北緯33度12分34秒,東経129度5分24秒 ロ 北緯33度12分18秒,東経129度5分26秒 ハ 北緯33度12分23秒,東経129度5分9秒 ニ 北緯33度12分29秒,東経129度5分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町前方郷横平標識 2 同郡同町同郷龍神瀬標識 イ 1から174度100メートルのところ ロ 1から174度600メートルのところ ハ 2から165度150メートルのところ ニ 2から70度125メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北松浦郡小値賀町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第1311号	宇久小値賀漁業協同組合	長崎県 北松浦郡 小値賀町 前方郷 横平 地先	1 北緯33度12分37秒,東経129度5分23秒 2 北緯33度12分27秒,東経129度5分7秒 イ 北緯33度12分34秒,東経129度5分24秒 ロ 北緯33度12分18秒,東経129度5分26秒 ハ 北緯33度12分23秒,東経129度5分9秒 ニ 北緯33度12分29秒,東経129度5分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 北松浦郡小値賀町前方郷横平標識 2 同郡同町同郷龍神瀬標識 イ 1から174度100メートルのところ ロ 1から174度600メートルのところ ハ 2から165度150メートルのところ ニ 2から70度125メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	北松浦郡 小値賀町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、10メートル×10メートルの方形生簀3台、一辺10メートルの正六角形の生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が1,860平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込尾数は、355尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではいならない。ただし、天然種苗が確保できず、かつ、経営に支障が出
北区第525号	箱崎漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 子持瀬 地先	1 北緯33度48分32秒,東経129度45分34秒 2 北緯33度48分30秒,東経129度45分34秒 3 北緯33度48分38秒,東経129度45分53秒 イ 北緯33度48分34秒,東経129度45分41秒 ロ 北緯33度48分35秒,東経129度45分45秒 ハ 北緯33度48分34秒,東経129度45分44秒 ニ 北緯33度48分33秒,東経129度45分41秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市芦辺町瀬戸浦瀬戸新防波堤付根 2 同市同町瀬戸浦瀬戸新防波堤突端 3 同市同町瀬戸浦立神南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から200メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から300メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から300メートルのところ ニ 2と3を結ぶ直線上2から200メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	
北区第1105号	箱崎漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 宇竹ノ浦 地先	1 北緯33度49分38秒,東経129度46分0秒 2 北緯33度49分30秒,東経129度46分3秒 3 北緯33度49分28秒,東経129度45分56秒 4 北緯33度49分37秒,東経129度45分58秒	次の1、2、3、4の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市芦辺町瀬戸浦宇竹ノ浦南消波堤北端 2 同市同町瀬戸浦宇竹ノ浦南消波堤南端 3 同市同町瀬戸浦宇竹ノ浦オランダシ東端標識 4 同市同町瀬戸浦宇竹ノ浦長瀬鼻東端標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第1106号	箱崎漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 子持瀬 地先	1 北緯33度48分32秒,東経129度45分34秒 2 北緯33度48分30秒,東経129度45分34秒 3 北緯33度48分38秒,東経129度45分53秒 イ 北緯33度48分33秒,東経129度45分35秒 ロ 北緯33度48分34秒,東経129度45分39秒 ハ 北緯33度48分31秒,東経129度45分40秒 ニ 北緯33度48分30秒,東経129度45分36秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市芦辺町瀬戸浦瀬戸新防波堤付根 2 同市同町瀬戸浦瀬戸新防波堤突端 3 同市同町瀬戸浦立神南端 イ 1と3を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線上1から150メートルのところ ハ 2から70度150メートルのところ ニ 2から70度50メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第1107号	箱崎漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 芦辺漁港外防波堤 地先	1 北緯33度48分32秒,東経129度45分54秒 2 北緯33度48分29秒,東経129度45分55秒 イ 北緯33度48分31秒,東経129度45分53秒 ロ 北緯33度48分30秒,東経129度45分50秒 ハ 北緯33度48分27秒,東経129度45分51秒 ニ 北緯33度48分28秒,東経129度45分54秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市芦辺町瀬戸浦芦辺漁港外防波堤標識A(防波堤北端から南方防波堤沿いに50メートルのところ) 2 同市同町瀬戸浦芦辺漁港外防波堤標識B(防波堤南端から北方防波堤沿いに50メートルのところ) イ 1から250度25メートルのところ ロ 1から250度105メートルのところ ハ 2から250度110メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2060号	箱崎漁業協同組合	長崎県 壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 宇竹ノ浦 地先	1 北緯33度49分38秒,東経129度45分55秒 2 北緯33度49分41秒,東経129度45分55秒 イ 北緯33度49分38秒,東経129度45分55秒 ロ 北緯33度49分38秒,東経129度45分56秒 ハ 北緯33度49分41秒,東経129度45分57秒 ニ 北緯33度49分41秒,東経129度45分55秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市芦辺町瀬戸浦宇竹ノ浦護岸南側標識 2 同市同町同浦宇竹ノ浦護岸北側標識(1から北方護岸沿いに90メートルのところ) イ 1から90度10メートルのところ ロ 1から90度40メートルのところ ハ 2から90度40メートルのところ ニ 2から90度10メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 芦辺町 瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第528号	香岐東部漁業協同組合	長崎県 香岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	1 北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒 2 北緯33度46分32秒,東経129度47分1秒 イ 北緯33度46分34秒,東経129度47分6秒 ロ 北緯33度46分31秒,東経129度47分6秒 ハ 北緯33度46分31秒,東経129度47分8秒 ニ 北緯33度46分33秒,東経129度47分8秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 2 同市同町同触深江目瀬頂上 イ 1から208度150メートルのところ ロ 2から99度140メートルのところ ハ 2から99度190メートルのところ ニ 1から190度140メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く)	1. ロ、ハの各点に夜間 標識灯を設置しなければ ならない。
北区第530号	香岐東部漁業協同組合	長崎県 香岐市 芦辺町 諸吉南触 柏崎 地先	1 北緯33度47分3秒,東経129度46分33秒 2 北緯33度47分5秒,東経129度46分47秒 3 北緯33度47分8秒,東経129度46分36秒 イ 北緯33度47分3秒,東経129度46分35秒 ロ 北緯33度47分4秒,東経129度46分44秒 ハ 北緯33度47分6秒,東経129度46分42秒	次のイ、ロ、ハ、3の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触箱島南端 2 同市同町同触柏崎西防波堤付根標識 3 同市同町同触新排水口中中央 イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から300メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から140メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く)	
北区第531号	香岐東部漁業協同組合	長崎県 香岐市 芦辺町 深江鶴亀触 若宮 地先	1 北緯33度46分15秒,東経129度45分51秒 2 北緯33度47分3秒,東経129度46分7秒 3 北緯33度46分19秒,東経129度45分42秒 4 北緯33度46分52秒,東経129度45分46秒 イ 北緯33度46分16秒,東経129度45分52秒 ロ 北緯33度46分22秒,東経129度45分54秒 ハ 北緯33度46分27秒,東経129度45分43秒	次のイ、ロ、ハ、3の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町深江平触長手防潮堤北端標識 2 同市同町諸吉南触今里西側防波堤付根標識 3 同市同町深江鶴亀触立石海岸大岩標識 4 同市同町諸吉ニ赤触小島西側排水門溝中央標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から50メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から250メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上3から250メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触を除く)	
北区第2062号	香岐東部漁業協同組合	長崎県 香岐市 芦辺町 諸吉南触 前小島 地先	1 北緯33度47分4秒,東経129度46分4秒 2 北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒 3 北緯33度46分2秒,東経129度45分57秒 4 北緯33度47分2秒,東経129度46分25秒 イ 北緯33度46分41秒,東経129度46分1秒 ロ 北緯33度46分39秒,東経129度46分1秒 ハ 北緯33度46分37秒,東経129度46分20秒 ニ 北緯33度46分39秒,東経129度46分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触今里新田水門中央標識 2 同市芦辺町と同市石田町との境界 3 同市石田町山崎触伊佐島北西端標識 4 同市芦辺町諸吉南触石垣東防波堤突端 イ 1と2を結ぶ直線上1から710メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から770メートルのところ ハ 3と4を結ぶ直線上4から800メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第3083号	株式会社海淋真珠	長崎県 香岐市 芦辺町 諸吉本村触 青島 地先	1 北緯33度46分51秒,東経129度47分18秒 2 北緯33度47分3秒,東経129度46分33秒 3 北緯33度46分39秒,東経129度46分56秒 4 北緯33度47分5秒,東経129度47分15秒 5 北緯33度46分50秒,東経129度46分49秒 イ 北緯33度46分54秒,東経129度47分7秒 ロ 北緯33度46分58秒,東経129度46分54秒 ハ 北緯33度46分49秒,東経129度46分52秒 ニ 北緯33度46分48秒,東経129度47分2秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触コソネ方塊標識 2 同市同町同触箱島島居東端 3 同市同町同触赤島平瀬頂上 4 同市同町諸吉本村触高砂南端 5 同市同町諸吉南触青島東海岸標識 イ 1と2を結ぶ直線と3と4を結ぶ直線との交点 ロ 1と2を結ぶ直線上1から650メートルのところ ハ 5から110度30分71メートルのところ ニ 5から110度30分330メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第2502号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町諸吉南触赤島地先	1 北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒 イ 北緯33度46分34秒,東経129度47分8秒 ロ 北緯33度46分32秒,東経129度47分8秒 ハ 北緯33度46分32秒,東経129度47分14秒 ニ 北緯33度46分33秒,東経129度47分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 イ 1から190度120メートルのところ ロ 1から186度170メートルのところ ハ 1から147度228メートルのところ ニ 1から138度190メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2503号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町諸吉南触赤島地先	1 北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒 イ 北緯33度46分32秒,東経129度47分8秒 ロ 北緯33度46分31秒,東経129度47分8秒 ハ 北緯33度46分29秒,東経129度47分24秒 ニ 北緯33度46分30秒,東経129度47分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 イ 1から186度170メートルのところ ロ 1から185度220メートルのところ ハ 1から126度476メートルのところ ニ 1から121度447メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。
北区第2505号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町諸吉南触青島地先	1 北緯33度46分41秒,東経129度46分39秒 2 北緯33度46分39秒,東経129度46分56秒 イ 北緯33度46分41秒,東経129度46分41秒 ロ 北緯33度46分35秒,東経129度46分41秒 ハ 北緯33度46分37秒,東経129度46分29秒 ニ 北緯33度46分42秒,東経129度46分29秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南触青島南端 2 同市同町同触赤島平瀬頂上 イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ ロ 1から160度190メートルのところ ハ 1から246度275メートルのところ ニ 2と1を結ぶ直線の延長線上1から250メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2506号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町 諸吉南舩青島地先	1北緯33度46分54秒,東経129度46分34秒 2北緯33度46分57秒,東経129度46分33秒 3北緯33度46分41秒,東経129度46分39秒 4北緯33度46分39秒,東経129度46分56秒 イ北緯33度46分56秒,東経129度46分27秒 ロ北緯33度46分42秒,東経129度46分29秒	次の1、2、イ、ロ、3を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南舩青島大橋青島側付根西端 2 同市同町同舩青島大橋三本目橋梁西端 3 同市同町同舩青島南端 4 同市同町同舩赤島平瀬頂上 イ 2から261度30分150メートルのところ ロ 4と3を結ぶ直線の延長上3から250メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	1. イの点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2507号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町 諸吉南舩柏崎地先	1北緯33度47分5秒,東経129度46分46秒 北緯33度47分8秒,東経129度46分36秒	次の1、2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南舩柏崎海岸壁西端 2 同市同町同舩北側排水口標識	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	-
北区第4010号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町 諸吉南舩赤島地先	1 北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒 イ 北緯33度46分34秒,東経129度47分14秒 ロ 北緯33度46分33秒,東経129度47分24秒 ハ 北緯33度46分30秒,東経129度47分24秒 ニ 北緯33度46分32秒,東経129度47分14秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南舩赤島南端標識 イ 1から105度172メートルのところ ロ 1から147度228メートルのところ ハ 1から121度447メートルのところ ニ 1から114度415メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市芦辺町(瀬戸浦 箱崎中山舩 箱崎谷江舩 箱崎釘ノ尾舩 箱崎大左右舩 箱崎江角舩 箱崎本村舩 箱崎諸津舩を除く)	1. イ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第4011号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町 諸吉南舩柏崎地先	1 北緯33度47分4秒,東経129度46分53秒 2 北緯33度47分7秒,東経129度46分57秒 3 北緯33度47分2秒,東経129度47分15秒 4 北緯33度46分57秒,東経129度47分15秒 イ 北緯33度47分3秒,東経129度46分57秒 ロ 北緯33度47分4秒,東経129度47分9秒 ハ 北緯33度47分4秒,東経129度47分9秒 ニ 北緯33度47分9秒,東経129度47分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南舩柏崎防波堤右端標識 2 同市同町同舩八幡小学校南西護岸南西端標識 3 同市同町諸吉本村舩はらげ地蔵付根南標識 4 同市同町同舩八幡漁港西側護岸防風フェンス南端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市芦辺町(瀬戸浦 箱崎中山舩 箱崎谷江舩 箱崎釘ノ尾舩 箱崎大左右舩 箱崎江角舩 箱崎本村舩 箱崎諸津舩を除く)	
北区第4012号	香岐東部漁業協同組合	長崎県香岐市芦辺町 諸吉南舩前小島地先	1 北緯33度47分4秒,東経129度46分4秒 2 北緯33度46分44秒,東経129度45分33秒 3 北緯33度46分2秒,東経129度45分57秒 4 北緯33度46分36秒,東経129度47分2秒 5 北緯33度47分3秒,東経129度46分7秒 イ 北緯33度46分44秒,東経129度46分2秒 ロ 北緯33度46分42秒,東経129度46分1秒 ハ 北緯33度46分40秒,東経129度46分22秒 ニ 北緯33度46分42秒,東経129度46分21秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市芦辺町諸吉南舩今里新田水門中央標識 2 同市同町諸吉二亦舩永田浜護岸標識 3 同市同町と同市石田町との境界 4 同市芦辺町諸吉南舩青島新香岐発電所揚油棧橋1番橋梁 5 同市同町同舩今里西側防波堤付根標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から600メートルのところ ロ 1と3を結ぶ直線と2と4を結ぶ直線との交点 ハ 5から151度30分の直線と2と4を結ぶ直線との交点	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市芦辺町(瀬戸浦 箱崎中山舩 箱崎谷江舩 箱崎釘ノ尾舩 箱崎大左右舩 箱崎江角舩 箱崎本村舩 箱崎諸津舩を除く)	
北区第532号	石田町漁業協同組合	長崎県香岐市石田町 筒城地先	1 北緯33度45分20秒,東経129度47分32秒 2 北緯33度45分1秒,東経129度47分19秒	次の1、2の各点を結んだ直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 香岐市石田町筒城東舩七湊防波堤標識(防波堤基部から西方防波堤沿いに45メートルのところ) 2 同市同町同舩七湊漁港下海防波堤標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市石田町	
北区第533号	石田町漁業協同組合	長崎県香岐市石田町 石田地先	1 北緯33度44分26秒,東経129度47分16秒 2 北緯33度44分26秒,東経129度46分48秒	次の1、2の各点を結んだ直線及び1から2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 香岐市石田町乙島舩台南西突端標識 2 同市同町同舩錦浜百崎突端標識	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市石田町	
北区第534号	石田町漁業協同組合	長崎県香岐市石田町 南舩地先	1 北緯33度44分24秒,東経129度45分57秒 2 北緯33度44分24秒,東経129度46分14秒 イ 北緯33度44分45秒,東経129度45分57秒 ロ 北緯33度44分14秒,東経129度45分56秒 ハ 北緯33度44分16秒,東経129度46分15秒	次のイ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 香岐市石田町南舩志々伎神社島居中央標識 2 同市同町同舩赤港西突端標識 イ 1から173度30分95メートルのところ ロ 1から173度30分295メートルのところ ハ 2から173度30分220メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市石田町	
北区第535号	石田町漁業協同組合	長崎県香岐市石田町 久喜田尻地先	1 北緯33度43分53秒,東経129度44分2秒 2 北緯33度44分7秒,東経129度43分59秒 3 北緯33度44分17秒,東経129度44分4秒 4 北緯33度43分47秒,東経129度45分28秒 イ 北緯33度44分6秒,東経129度44分3秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 香岐市郷ノ浦町平人舩田尻浜南鼻標識 2 同市石田町久喜舩田尻北鼻標識 3 同市同町久喜舩久喜漁港南防波堤標識(防波堤付根から東方防波堤沿いに128メートルのところ) 4 同市同町妻ヶ島南端	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市石田町	
北区第1108号	石田町漁業協同組合	長崎県香岐市石田町 山崎舩山崎漁港地先	1 北緯33度46分26秒,東経129度46分29秒 2 北緯33度46分27秒,東経129度46分28秒 3 北緯33度46分26秒,東経129度46分34秒 4 北緯33度46分23秒,東経129度46分32秒	次の1、2、3、4を結んだ各直線及び1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 香岐市石田町山崎舩山崎漁港西防波堤突端 2 同市同町同舩山崎漁港沖防波堤西端 3 同市同町同舩山崎漁港沖防波堤東端 4 同市同町同舩乙宮神社東側防波堤付根標識	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	香岐市石田町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1109号	石田町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 石田町 池田沖 地先	1 北緯33度44分19秒,東経129度44分29秒 2 北緯33度44分22秒,東経129度44分46秒 イ 北緯33度44分14秒,東経129度44分29秒 ロ 北緯33度44分4秒,東経129度44分29秒 ハ 北緯33度44分7秒,東経129度44分46秒 ニ 北緯33度44分17秒,東経129度44分46秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市石田町池田沖長瀬西標識1号(平瀬久喜東防波堤付根から東方海岸沿いに270メートルのところ) 2 同市同町同船長瀬東標識(1から東方海岸沿いに430メートルのところ) イ 1から180度150メートルのところ ロ 1から180度450メートルのところ ハ 2から180度450メートルのところ ニ 2から180度150メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 石田町	
北区第3084号	山本真珠有限会社	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 伊佐島西 地先	1 北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒 イ 北緯33度46分29秒,東経129度46分14秒 ロ 北緯33度46分28秒,東経129度46分14秒 ハ 北緯33度46分29秒,東経129度46分3秒 ニ 北緯33度46分30秒,東経129度46分3秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市石田町山崎触伊佐島北西端標識 イ 1から290度15分125メートルのところ ロ 1から277度115メートルのところ ハ 1から278度400メートルのところ ニ 1から280度404メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3085号	有限会社山内真珠	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 伊佐島 地先	1 北緯33度46分24秒,東経129度46分28秒 2 北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒 イ 北緯33度46分32秒,東経129度46分28秒 ロ 北緯33度46分28秒,東経129度46分28秒 ハ 北緯33度46分28秒,東経129度46分15秒 ニ 北緯33度46分32秒,東経129度46分15秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市石田町山崎触乙宮神社裏標識 2 同市同町同船伊佐島北西端 イ 1から3度30分250メートルのところ ロ 1から3度30分130メートルのところ ハ 2から287度30分90メートルのところ ニ 2から330度30分160メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第4013号	有限会社山内真珠	長崎県 杵岐市 石田町 山崎触 伊佐島 地先	1 北緯33度46分27秒,東経129度46分18秒 イ 北緯33度46分33秒,東経129度46分14秒 ロ 北緯33度46分29秒,東経129度46分14秒 ハ 北緯33度46分30秒,東経129度46分4秒 ニ 北緯33度46分34秒,東経129度46分5秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市石田町山崎触伊佐島北西端標識 イ 1から328度45分210メートルのところ ロ 1から296度30分130メートルのところ ハ 1から283度15分385メートルのところ ニ 1から301度10分410メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第536号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 原島 鉾崎 地先	1 北緯33度43分46秒,東経129度38分58秒 2 北緯33度43分43秒,東経129度38分55秒 3 北緯33度43分43秒,東経129度38分55秒 イ 北緯33度43分46秒,東経129度38分58秒 ロ 北緯33度43分47秒,東経129度38分57秒 次の2、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで2に至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町原島外防波堤角標識 2 同市同町原島鉾崎護岸標識A(原島外防波堤付根角から南西方護岸沿いに25メートルのところ) 3 同市同町原島鉾崎護岸標識B(2から南西方護岸沿いに15メートルのところ) イ 1から294度21メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第537号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 大島 サンゴ崎 地先	1 北緯33度43分55秒,東経129度37分53秒 2 北緯33度43分53秒,東経129度37分54秒 3 北緯33度43分59秒,東経129度38分29秒 4 北緯33度44分6秒,東経129度38分27秒 5 北緯33度44分8秒,東経129度38分24秒 次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町大島サンゴ崎南端 2 同市同町大島サンゴ大橋二本目橋梁南端 3 同市同町大島前児島南端 4 同市同町大島前児島北端 5 同市同町大島鎌崎南端(大島外防波堤付根)	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 大島 長島	
北区第538号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田触 蛇島 地先	1 北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒 2 北緯33度49分20秒,東経129度39分39秒 イ 北緯33度48分57秒,東経129度40分3秒 ロ 北緯33度48分59秒,東経129度40分6秒 ハ 北緯33度49分20秒,東経129度39分54秒 ニ 北緯33度49分20秒,東経129度39分47秒 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 2 同市同町同船牛島東端 イ 1から84度580メートルのところ ロ 1から80度730メートルのところ ハ 2から90度390メートルのところ ニ 2から90度210メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第1110号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 渡良浦神田 地先	1 北緯33度44分43秒,東経129度39分34秒 2 北緯33度44分48秒,東経129度39分34秒 3 北緯33度44分49秒,東経129度39分39秒 4 北緯33度44分48秒,東経129度39分44秒 イ 北緯33度44分42秒,東経129度39分44秒 ロ 北緯33度44分48秒,東経129度39分45秒 次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線、2と3を結んだ直線及び1から2、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町渡良浦神田鼻南端標識 2 同市同町渡良浦神田鼻東岸標識 3 同市同町渡良浦寺崎西岸標識 4 同市同町渡良浦寺崎南東端標識 イ 1から97度30分280メートルのところ ロ 4から102度20メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	1. イ、ロの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第1111号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 渡良浦 烏帽子崎 地先	1 北緯33度44分17秒,東経129度39分27秒 2 北緯33度44分32秒,東経129度41分11秒 3 北緯33度44分42秒,東経129度39分26秒 4 北緯33度44分36秒,東経129度39分28秒 イ 北緯33度44分18秒,東経129度39分37秒 ロ 北緯33度44分39秒,東経129度39分47秒 ハ 北緯33度44分41秒,東経129度39分29秒 次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ各直線と1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町渡良浦烏帽子崎南東端標識 2 同市同町郷ノ浦港九州郵船フェリー旧発着場南端 3 同市同町渡良浦七日瀬標識 4 同市同町渡良浦烏帽子崎南標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのところ ロ 3から98度30分550メートルのところ ハ 3から98度30分80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	1. イ、ロ、ハの各点及びイとロの中間点に夜間標識灯を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第1112号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 大島 サンゴ崎 地先	1 北緯33度43分56秒,東経129度37分53秒 2 北緯33度43分53秒,東経129度37分54秒 3 北緯33度43分59秒,東経129度38分29秒 4 北緯33度44分6秒,東経129度38分27秒 5 北緯33度44分8秒,東経129度38分24秒	次の1、2、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町大島サンゴ崎南端 2 同市同町大島サンゴ大橋二本目橋梁南端 3 同市同町大島前児島南端 4 同市同町大島前児島北端 5 同市同町大島鯉崎南端(大島外防波堤付根)	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町 大島 長島	
北区第1113号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 新田触 唐船 地先	1 北緯33度48分50秒,東経129度39分32秒 2 北緯33度48分47秒,東経129度39分29秒 3 北緯33度48分46秒,東経129度39分35秒 イ 北緯33度48分48秒,東経129度39分33秒	次の1、イ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町新田触唐船突端標識 2 同市同町同触唐船湾係船場北西角 3 同市同町同触唐船湾長瀬突端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町(志原南触を除く)	
北区第1114号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 新田触 唐船 地先	1 北緯33度48分50秒,東経129度39分32秒 2 北緯33度48分47秒,東経129度39分29秒 3 北緯33度48分46秒,東経129度39分35秒 イ 北緯33度48分48秒,東経129度39分33秒	次の2、イ、3の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町新田触唐船突端標識 2 同市同町同触唐船湾係船場北東角 3 同市同町同触唐船湾長瀬突端標識 イ 1と3を結ぶ直線上1から80メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第1115号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 新田触 阿瀬ノ島 地先	1 北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒 2 北緯33度48分60秒,東経129度39分35秒 イ 北緯33度48分54秒,東経129度39分40秒 ロ 北緯33度48分52秒,東経129度39分45秒 ハ 北緯33度48分60秒,東経129度39分46秒 ニ 北緯33度48分60秒,東経129度39分40秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 2 同市同町同触阿瀬ノ島東北鼻標識 イ 1から116度60メートルのところ ロ 1から116度200メートルのところ ハ 2から90度280メートルのところ ニ 2から90度140メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第1116号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 新田触 阿瀬ノ島 地先	1 北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒 2 北緯33度48分60秒,東経129度39分35秒 イ 北緯33度48分52秒,東経129度39分45秒 ロ 北緯33度48分56秒,東経129度39分57秒 ハ 北緯33度48分60秒,東経129度39分55秒 ニ 北緯33度48分60秒,東経129度39分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町新田触阿瀬ノ島南鼻標識 2 同市同町同触阿瀬ノ島東北鼻標識 イ 1から116度200メートルのところ ロ 1から96度500メートルのところ ハ 2から90度510メートルのところ ニ 2から90度280メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第1312号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 渡良浦 島帽子崎 地先	1 北緯33度44分17秒,東経129度39分27秒 2 北緯33度44分32秒,東経129度41分11秒 3 北緯33度44分42秒,東経129度39分26秒 4 北緯33度44分36秒,東経129度39分28秒 イ 北緯33度44分18秒,東経129度39分37秒 ロ 北緯33度44分39秒,東経129度39分47秒 ハ 北緯33度44分41秒,東経129度39分29秒	次の1、イ、ロ、ハ、4の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町渡良浦島帽子崎南東端標識 2 同市同町郷ノ浦港九州郵船フェリー旧発着場南端 3 同市同町渡良浦七日灘標識 4 同市同町渡良浦島帽子崎南標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から270メートルのところ ロ 3から98度30分550メートルのところ ハ 3から98度30分80メートルのところ	第一種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町 (志原南触を除く)	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する生簀は、25メートル×35メートルの方形生簀3台、25メートル×55メートルの方形生簀3台、50メートル×50メートルの方形生簀6台の規模を超えてはならない。ただし、経営上必要な場合は、生簀の総面積が21,750平方メートルを超えない範囲内で、生簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 3. 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年あたりの天然種苗の活込み尾数は、8,742尾を超えてはならない。 4. 人工種苗を活込んではない。ただし、天
北区第2064号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 初瀬漁港 地先	1 北緯33度42分22秒,東経129度43分2秒 2 北緯33度42分23秒,東経129度43分5秒 イ 北緯33度42分22秒,東経129度43分2秒 ロ 北緯33度42分24秒,東経129度43分1秒 ハ 北緯33度42分25秒,東経129度43分4秒 ニ 北緯33度42分23秒,東経129度43分5秒	次のイ、ロ、ハ、ニを順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町初瀬漁港西側外防波堤標識A(初瀬漁港西側外防波堤付根から東方防波堤沿いに10メートルのところ) 2 同市同町初瀬漁港西側外防波堤標識B(初瀬漁港西側外防波堤付根から東方防波堤沿いに74メートルのところ) イ 1から337度25メートルのところ ロ 1から337度75メートルのところ ハ 2から337度77メートルのところ ニ 2から337度27メートルのところ	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市郷ノ浦町 (志原南触を除く)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第2065号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	1 北緯33度44分21秒,東経129度40分41秒 2 北緯33度44分18秒,東経129度40分42秒 イ 北緯33度44分21秒,東経129度40分42秒 ロ 北緯33度44分21秒,東経129度40分42秒 ハ 北緯33度44分18秒,東経129度40分43秒 ニ 北緯33度44分18秒,東経129度40分42秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第2067号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 郷ノ浦港 地先	1 北緯33度44分39秒,東経129度40分11秒 2 北緯33度44分30秒,東経129度40分28秒 イ 北緯33度44分39秒,東経129度40分12秒 ロ 北緯33度44分41秒,東経129度40分13秒 ハ 北緯33度44分32秒,東経129度40分30秒 ニ 北緯33度44分30秒,東経129度40分28秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	1. イ、ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第2068号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 大島 サンゴ崎 地先	1 北緯33度43分55秒,東経129度37分53秒 2 北緯33度43分53秒,東経129度37分54秒 3 北緯33度43分59秒,東経129度38分29秒 4 北緯33度44分6秒,東経129度38分27秒 5 北緯33度44分8秒,東経129度38分24秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 大島 長島	
北区第2069号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 麦谷触 地先	1 北緯33度45分38秒,東経129度40分48秒 2 北緯33度45分32秒,東経129度40分51秒 3 北緯33度45分38秒,東経129度40分57秒 4 北緯33度45分43秒,東経129度40分55秒 イ 北緯33度45分40秒,東経129度40分51秒 ロ 北緯33度45分36秒,東経129度40分54秒 ハ 北緯33度45分38秒,東経129度40分48秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第2070号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 新田触 蛇島 地先	1 北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒 2 北緯33度49分20秒,東経129度39分39秒 イ 北緯33度48分57秒,東経129度40分0秒 ロ 北緯33度48分59秒,東経129度40分6秒 ハ 北緯33度49分20秒,東経129度39分54秒 ニ 北緯33度49分20秒,東経129度39分47秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第2071号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 新田触 株郎瀬 地先	1 北緯33度48分38秒,東経129度39分59秒 2 北緯33度48分31秒,東経129度40分1秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第2072号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 里触 徳命 地先	1 北緯33度48分18秒,東経129度40分17秒 2 北緯33度47分59秒,東経129度40分19秒 3 北緯33度48分18秒,東経129度40分38秒 イ 北緯33度48分18秒,東経129度40分21秒 ロ 北緯33度47分59秒,東経129度40分20秒	第一種区画漁業	介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	壱岐市 郷ノ浦町 (志原南触を除く)	
北区第3086号	有限会社山内真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 梅津 地先	1 北緯33度43分14秒,東経129度41分34秒 2 北緯33度43分21秒,東経129度41分30秒 3 北緯33度43分26秒,東経129度41分35秒 4 北緯33度43分29秒,東経129度41分42秒 5 北緯33度43分33秒,東経129度41分50秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3087号	有限会社山内真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 初山 地先	1 北緯33度43分23秒,東経129度41分29秒 2 北緯33度43分18秒,東経129度41分28秒 イ 北緯33度43分22秒,東経129度41分31秒	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3088号	有限会社山内真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 坪触 細崎海岸 地先	1 北緯33度43分54秒,東経129度40分43秒 2 北緯33度43分48秒,東経129度40分40秒 イ 北緯33度43分54秒,東経129度40分42秒 ロ 北緯33度43分55秒,東経129度40分36秒 ハ 北緯33度43分48秒,東経129度40分33秒 ニ 北緯33度43分48秒,東経129度40分39秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町坪触細崎海岸標識A 2 同市同町同触細崎海岸標識B(1から南方に206.5メートルのところ) イ 1から276度32メートルのところ ロ 1から276度187メートルのところ ハ 2から272度187メートルのところ ニ 2から272度32メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3089号	株式会社上村真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 庄触 地先	1 北緯33度44分59秒,東経129度40分40秒 2 北緯33度44分58秒,東経129度40分39秒 3 北緯33度44分52秒,東経129度40分35秒 4 北緯33度45分5秒,東経129度40分32秒 5 北緯33度45分2秒,東経129度40分36秒 イ 北緯33度44分52秒,東経129度40分35秒 ロ 北緯33度44分59秒,東経129度40分29秒	次の3、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と5、1、2の各点を順次結んだ各直線及び4から5、2から3に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町庄触野島崎西端 2 同市同町同触長瀬北端 3 同市同町同触長瀬南端 4 同市同町同触サントマキ鼻西端 5 同市同町同触サントマキ鼻南東端 イ 3から207度30分30メートルのところ ロ 4から235度290メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3090号	株式会社上村真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 庄触 サントマキ鼻 地先	1 北緯33度45分5秒,東経129度40分32秒 2 北緯33度45分12秒,東経129度40分31秒 3 北緯33度45分11秒,東経129度40分19秒 4 北緯33度45分2秒,東経129度39分54秒 5 北緯33度44分24秒,東経129度40分38秒 イ 北緯33度44分59秒,東経129度40分24秒 ロ 北緯33度45分9秒,東経129度40分20秒 ハ 北緯33度45分11秒,東経129度40分30秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町庄触サントマキ鼻西端 2 同市同町同触中ノ浜鼻南西端 3 同市同町同触中ノ浜鼻南東端 4 同市同町同触渡良浦小崎波止突端標識 5 同市同町郷ノ浦港南防波堤赤灯台 イ 1から235度290メートルのところ ロ 2と4を結ぶ直線上と3と5を結ぶ直線との交点 ハ 2と4を結ぶ直線上と2から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3091号	株式会社上村真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 渡良東触 地先	1 北緯33度46分12秒,東経129度39分30秒 2 北緯33度46分17秒,東経129度39分33秒 3 北緯33度46分18秒,東経129度39分22秒 4 北緯33度46分10秒,東経129度39分18秒 5 北緯33度46分7秒,東経129度39分20秒 6 北緯33度46分4秒,東経129度39分32秒 7 北緯33度46分5秒,東経129度39分34秒 イ 北緯33度46分18秒,東経129度39分25秒 ロ 北緯33度46分8秒,東経129度39分19秒	次の1、2、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線、6と7を結んだ直線及び1から7、5から6に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町麦谷触美鹿崎西端 2 同市同町同触渡良東触泉崎西端標識 3 同市同町同触神瀬鼻北東端標識 4 同市同町同触神瀬21番標識 5 同市同町同触宇会越19番標識 6 同市同町同触板浦畑1262番北西端 7 同市同町同触板浦畑853番地北西端 イ 2と3を結ぶ直線上3から130メートルのところ ロ 4と5を結ぶ直線上4から50メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3092号	株式会社上村真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 麦谷触 地先	1 北緯33度46分9秒,東経129度40分12秒 2 北緯33度46分7秒,東経129度39分52秒 3 北緯33度46分4秒,東経129度39分59秒 4 北緯33度46分2秒,東経129度40分6秒 5 北緯33度46分2秒,東経129度40分12秒 イ 北緯33度46分11秒,東経129度40分13秒 ロ 北緯33度46分16秒,東経129度39分58秒 ハ 北緯33度46分11秒,東経129度39分55秒	次の1、イ、ロ、ハ、3の各点を順次結んだ各直線、4と5を結んだ直線及び1から5、3から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町麦谷触野島北西端 2 同市同町同触渡良東触チョウカン鼻東端標識 3 同市同町同触麦谷触岳ノ浦鼻北端 4 同市同町同触品木鼻東側中央標識 5 同市同町同触野島鼻西側中央突端標識 イ 1から30度60メートルのところ ロ 2から30度295メートルのところ ハ 2から30度135メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3093号	株式会社上村真珠	長崎県 壱岐市 郷ノ浦町 半城本村触 地先	1 北緯33度46分4秒,東経129度40分41秒 2 北緯33度46分9秒,東経129度40分34秒 3 北緯33度46分5秒,東経129度40分24秒 4 北緯33度45分44秒,東経129度40分48秒 5 北緯33度45分45秒,東経129度40分53秒 6 北緯33度45分54秒,東経129度40分46秒 7 北緯33度45分59秒,東経129度40分49秒 8 北緯33度46分2秒,東経129度40分55秒 9 北緯33度46分4秒,東経129度40分53秒 イ 北緯33度46分7秒,東経129度40分29秒 ロ 北緯33度45分44秒,東経129度40分50秒	次の1、2、イ、ロ、5の各点を順次結んだ各直線、6と7、8と9を結んだ各直線及び1から9、8から7、6から5に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 壱岐市郷ノ浦町半城本村触飛鳥突端 2 同市同町同触大浦触松崎の柱瀬頂上 3 同市同町同触麦谷触崎突端 4 同市同町同触田代鼻突端 5 同市同町同触半城本村触大崎石垣西端 6 同市同町同触島崎崎突端 7 同市同町同触平瀬突端 8 同市同町同触平瀬海岸標識 9 同市同町同触カヤリ新田北側付根 イ 2と3を結ぶ直線上2から125メートルのところ ロ 4と5を結ぶ直線の中央点	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件	
北区第3094号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 有安触 地先	1 北緯33度46分34秒,東経129度40分39秒 2 北緯33度46分39秒,東経129度40分34秒 3 北緯33度46分33秒,東経129度40分24秒 4 北緯33度46分35秒,東経129度40分17秒 5 北緯33度46分35秒,東経129度40分4秒 6 北緯33度46分36秒,東経129度39分52秒 7 北緯33度46分25秒,東経129度40分26秒 8 北緯33度46分20秒,東経129度40分37秒 9 北緯33度46分17秒,東経129度40分41秒 10 北緯33度46分14秒,東経129度40分42秒 11 北緯33度46分9秒,東経129度40分41秒 12 北緯33度46分8秒,東経129度40分39秒 13 北緯33度46分9秒,東経129度40分34秒 14 北緯33度46分5秒,東経129度40分24秒 イ 北緯33度46分32秒,東経129度40分24秒 ロ 北緯33度46分33秒,東経129度40分17秒 ハ 北緯33度46分33秒,東経129度40分4秒 ニ 北緯33度46分32秒,東経129度40分4秒 ホ 北緯33度46分33秒,東経129度39分51秒 ヘ 北緯33度46分23秒,東経129度39分49秒 ト 北緯33度46分22秒,東経129度40分4秒 チ 北緯33度46分15秒,東経129度40分25秒 リ 北緯33度46分7秒,東経129度40分29秒	次の3、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、13の各点を順次結んだ各直線、1と2、8と9、10と11、11と12を結ぶ各直線及び2から3、1から8、9から10、12から13に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町大浦触御津ノ浜標識(御津ノ浜南側波止南側付根から56メートルのところ) 2 同市同町有安触御津ノ浜北側波止東側付根 3 同市同町同触字御手洗362番地標識 4 同市同町同触字御手洗366番地標識 5 同市同町同触字御手洗河口東端 6 同市同町同触船石標識 7 同市同町大浦触柳田道ノ浦テイ崎突端 8 同市同町同触土肥崎188番地標識 9 同市同町半城本村触倉重1387番地標識A 10 同市同町同触倉重1387番地標識B(9から南方海岸沿いに27メートルのところ) 11 同市同町同触松崎間鼻標識 12 同市同町同触松崎東端標識 13 同市同町同触松崎の柱瀬頂上 14 同市同町麦谷触谷崎突端 イ 3と7を結ぶ直線上3から30メートルのところ ロ 4から180度50メートルのところ ハ 5から180度60メートルのところ ニ 5から180度100メートルのところ ホ 6から190度80メートルのところ ヘ 6から190度400メートルのところ ト 5から180度410メートルのところ チ 7から186度300メートルのところ リ 13と14を結ぶ直線上13から125メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3095号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 黒ヶ島 地先	1 北緯33度48分56秒,東経129度40分11秒 2 北緯33度48分48秒,東経129度39分54秒 3 北緯33度48分54秒,東経129度40分16秒 イ 北緯33度48分54秒,東経129度40分8秒 ロ 北緯33度48分52秒,東経129度40分3秒 ハ 北緯33度48分46秒,東経129度40分7秒 ニ 北緯33度48分48秒,東経129度40分12秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町本宮触黒ヶ島西端 2 同市郷ノ浦町新田触タコ島北端 3 同市勝本町本宮触触黒ヶ島南端標識 イ 1と2を結ぶ直線上1から90メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から240メートルのところ ハ 3から225度30分330メートルのところ ニ 3から211度30分200メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3096号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 黒ヶ島 地先	1 北緯33度48分54秒,東経129度40分16秒 イ 北緯33度48分39秒,東経129度40分9秒 ロ 北緯33度48分31秒,東経129度40分13秒 ハ 北緯33度48分34秒,東経129度40分21秒 ニ 北緯33度48分42秒,東経129度40分16秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町本宮触触黒ヶ島南端標識 イ 1から204度510メートルのところ ロ 1から188度710メートルのところ ハ 1から171度30分820メートルのところ ニ 1から184度370メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3097号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 里触 地先	1 北緯33度48分19秒,東経129度40分9秒 2 北緯33度48分39秒,東経129度40分53秒 イ 北緯33度48分22秒,東経129度40分17秒 ロ 北緯33度48分25秒,東経129度40分22秒 ハ 北緯33度48分31秒,東経129度40分18秒 ニ 北緯33度48分29秒,東経129度40分13秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町里触触フロア瀬鼻北西端標識 2 同市勝本町本宮触触円山南端 イ 1と2を結ぶ直線上1から230メートルのところ ロ 1と2を結ぶ直線上1から380メートルのところ ハ 1から31度450メートルのところ ニ 1から17度30分340メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3098号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 立石西触 片苗湾 地先	1 北緯33度47分59秒,東経129度40分23秒 2 北緯33度48分3秒,東経129度40分25秒 3 北緯33度48分4秒,東経129度40分25秒 4 北緯33度47分57秒,東経129度40分17秒 5 北緯33度47分59秒,東経129度40分19秒 6 北緯33度48分5秒,東経129度40分18秒 イ 北緯33度47分59秒,東経129度40分21秒 ロ 北緯33度48分1秒,東経129度40分22秒 ハ 北緯33度48分4秒,東経129度40分22秒 ニ 北緯33度48分4秒,東経129度40分24秒 ホ 北緯33度48分2秒,東経129度40分23秒	次の1、イ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町立石西触触片苗湾石路波止南西端 2 同市同町同触フリヤ崎標識A号 3 同市同町同触フリヤ崎西端 4 同市郷ノ浦町里触触徳命波止南側付根 5 同市同町同触エビス崎東端標識 6 同市同町同触榎木崎突端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から40メートルのところ ロ 2と5を結ぶ直線上1から70メートルのところ ハ 3と6を結ぶ直線上3から70メートルのところ ニ 3と6を結ぶ直線上3から30メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第4014号	有限会社山内真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 片原触 細崎海岸 地先	1 北緯33度43分58秒,東経129度40分46秒 2 北緯33度43分56秒,東経129度40分44秒 イ 北緯33度43分58秒,東経129度40分44秒 ロ 北緯33度43分60秒,東経129度40分38秒 ハ 北緯33度43分56秒,東経129度40分37秒 ニ 北緯33度43分56秒,東経129度40分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町片原触触川良瀬の鼻標識A 2 同市同町同触触川良瀬の鼻標識B(1から南方海岸沿いに100メートルのところ) イ 1から282度30分45メートルのところ ロ 1から282度30分207メートルのところ ハ 2から272度30分197メートルのところ ニ 2から272度30分35メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4015号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 麦谷触 地先	1 北緯33度46分4秒,東経129度39分58秒 2 北緯33度45分7秒,東経129度39分51秒 イ 北緯33度46分8秒,東経129度39分56秒 ロ 北緯33度45分59秒,東経129度39分49秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町麦谷触触岳ノ浦鼻北端標識 2 同市同町同触品不浦波止北側付根 イ 1から336度130メートルのところ ロ 2から301度80メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第4016号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城湾神の木 地先	1 北緯33度45分54秒,東経129度40分34秒 2 北緯33度45分45秒,東経129度40分46秒 3 北緯33度45分44秒,東経129度40分46秒 イ 北緯33度45分57秒,東経129度40分36秒 ロ 北緯33度45分58秒,東経129度40分37秒 ハ 北緯33度45分44秒,東経129度40分49秒	次の2、イ、ロ、ハ、の各点を順次結んだ各直線と2から3に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町麦谷船後山東防波堤付根 2 同市同町同船田代鼻北端標識 3 同市同町同船田代鼻東端標識 イ 1から36度30分100メートルのところ ロ 1から36度30分135メートルのところ ハ 3から60度30メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4017号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城湾神の木 地先	1 北緯33度45分45秒,東経129度40分46秒 2 北緯33度45分45秒,東経129度40分45秒 イ 北緯33度45分46秒,東経129度40分45秒 ロ 北緯33度45分51秒,東経129度40分42秒 ハ 北緯33度45分49秒,東経129度40分41秒	次の2、イ、ロ、ハの各点を順次結んで2に至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町麦谷船田代鼻北端標識 2 同市同町同船田代鼻西側標識(1から西方海岸沿いに50メートルのところ) イ 1から323度40メートルのところ ロ 1から323度210メートルのところ ハ 2から323度170メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4018号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 庄畑 地先	1 北緯33度45分32秒,東経129度40分51秒 2 北緯33度45分39秒,東経129度40分57秒 3 北緯33度45分30秒,東経129度40分53秒 イ 北緯33度45分36秒,東経129度40分54秒 ロ 北緯33度45分34秒,東経129度40分55秒 ハ 北緯33度45分32秒,東経129度40分53秒	次の1、イ、ロ、ハの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町庄畑久須浜西側突端標識 2 同市同町半城本村船石垣突端標識 3 同市同町庄畑島ヶ浜地区突堤付根 イ 1と2を結ぶ直線上2から120メートルのところ ロ 3から23度125メートルのところ ハ 3から23度50メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4019号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城本村 石畑 地先	1 北緯33度45分45秒,東経129度40分53秒 2 北緯33度45分39秒,東経129度40分57秒 3 北緯33度45分32秒,東経129度40分51秒 4 北緯33度45分44秒,東経129度40分48秒 イ 北緯33度45分44秒,東経129度40分50秒 ロ 北緯33度45分37秒,東経129度40分56秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町半城本村大崎石垣西端 2 同市同町同船石垣突端標識 3 同市同町庄畑久須浜西側突端標識 4 同市同町麦谷船田代鼻東端 イ 1と4を結ぶ直線の中央点 ロ 2と3を結ぶ直線上2から60メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4020号	株式会社上村真珠	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 半城本村 地先	1 北緯33度46分20秒,東経129度40分37秒 2 北緯33度46分17秒,東経129度40分41秒 3 北緯33度46分15秒,東経129度40分46秒 4 北緯33度46分19秒,東経129度40分47秒	次の1と2、3と4を結んだ各直線及び2から3、1から4に至る各最高高潮時海岸線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町大浦船土肥崎188番地標柱 2 同市同町半城本村船倉置1387番地標柱A 3 同市同町大浦船遠見浦浜標柱	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	-	
北区第4021号	郷ノ浦町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 郷ノ浦町 新田船 蛇島 地先	1 北緯33度48分55秒,東経129度39分38秒 2 北緯33度49分20秒,東経129度39分39秒 イ 北緯33度48分57秒,東経129度40分0秒 ロ 北緯33度48分58秒,東経129度40分6秒 ハ 北緯33度49分20秒,東経129度39分54秒 ニ 北緯33度49分20秒,東経129度39分47秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市郷ノ浦町新田船阿瀬ノ島南鼻標識 2 同市同町同船牛島東端 イ 1から84度580メートルのところ ロ 1から80度730メートルのところ ハ 2から90度390メートルのところ ニ 2から90度210メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 郷ノ浦町 (志原南船を除く)	
北区第539号	勝本町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 勝本町 眞木島 地先	1 北緯33度51分49秒,東経129度40分45秒 イ 北緯33度51分50秒,東経129度40分52秒 ロ 北緯33度51分50秒,東経129度40分47秒 ハ 北緯33度51分46秒,東経129度40分48秒 ニ 北緯33度51分47秒,東経129度40分53秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町度ノ島南船船場突端標識 イ 1から79度205メートルのところ ロ 1から79度60メートルのところ ハ 1から141度120メートルのところ ニ 1から106度30分230メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 勝本町	
北区第540号	勝本町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 勝本町 勝本港 地先	1 北緯33度51分56秒,東経129度41分42秒 イ 北緯33度51分47秒,東経129度41分47秒 ロ 北緯33度51分47秒,東経129度41分41秒 ハ 北緯33度51分43秒,東経129度41分41秒 ニ 北緯33度51分43秒,東経129度41分46秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町名島島係船場標識 イ 1から158度300メートルのところ ロ 1から187度30分285メートルのところ ハ 1から185度385メートルのところ ニ 1から164度400メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	9月1日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 勝本町	
北区第2301号	勝本町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 勝本町 勝本浦 うの瀬 地先	1 北緯33度51分26秒,東経129度41分43秒 2 北緯33度51分26秒,東経129度41分42秒 イ 北緯33度51分26秒,東経129度41分44秒 ロ 北緯33度51分25秒,東経129度41分44秒 ハ 北緯33度51分25秒,東経129度41分43秒 ニ 北緯33度51分25秒,東経129度41分43秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町勝本東船勝本浦うの瀬防波堤標識A(防波堤付根から南西方向防波堤沿いに25メートルのところ) 2 同市同町勝本東船勝本浦うの瀬防波堤標識B(1から南西方向防波堤沿いに30メートルのところ) イ 1から147度15メートルのところ ロ 1から147度30メートルのところ ハ 2から147度30メートルのところ	第一種区画漁業	介類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 勝本町	
北区第3099号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 立石西船 片苗湾 地先	1 北緯33度48分4秒,東経129度40分25秒 2 北緯33度48分11秒,東経129度40分37秒 3 北緯33度48分18秒,東経129度40分38秒 イ 北緯33度48分19秒,東経129度40分30秒 ロ 北緯33度48分18秒,東経129度40分36秒 ハ 北緯33度48分11秒,東経129度40分36秒 ニ 北緯33度48分11秒,東経129度40分34秒 ホ 北緯33度48分8秒,東経129度40分26秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町立石西船フリヤ崎北西端 2 同市同町同船護岸西端標識 3 同市同町同船白岩鼻南西端 イ 3から277度210メートルのところ ロ 3から277度40メートルのところ ハ 2から274度20分30メートルのところ ニ 2から274度20分90メートルのところ ホ 1から16度120メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
北区第3100号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 本宮仲触 黒ヶ島 地先	1 北緯33度48分54秒,東経129度40分17秒 イ 北緯33度48分43秒,東経129度40分30秒 ロ 北緯33度48分38秒,東経129度40分24秒 ハ 北緯33度48分31秒,東経129度40分32秒 ニ 北緯33度48分37秒,東経129度40分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町本宮仲触黒ヶ島南端標識 イ 1から135度470メートルのところ ロ 1から161度510メートルのところ ハ 1から151度790メートルのところ ニ 1から135度740メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3101号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 本宮仲触 黒ヶ島 地先	1 北緯33度48分54秒,東経129度40分16秒 イ 北緯33度48分53秒,東経129度40分20秒 ロ 北緯33度48分48秒,東経129度40分14秒 ハ 北緯33度48分41秒,東経129度40分22秒 ニ 北緯33度48分42秒,東経129度40分23秒 ホ 北緯33度48分47秒,東経129度40分20秒 ヘ 北緯33度48分50秒,東経129度40分24秒	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町本宮仲触黒ヶ島南端標識 イ 1から112度80メートルのところ ロ 1から204度190メートルのところ ハ 1から164度410メートルのところ ニ 1から157度390メートルのところ ホ 1から164度220メートルのところ ヘ 1から125度190メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第3517号	金子真珠養殖株式会社	長崎県 杵岐市 勝本町 本宮南触 浦海 地先	1 北緯33度48分48秒,東経129度40分49秒 2 北緯33度48分42秒,東経129度40分53秒 イ 北緯33度48分47秒,東経129度40分47秒 ロ 北緯33度48分41秒,東経129度40分50秒 ハ 北緯33度48分40秒,東経129度40分47秒 ニ 北緯33度48分45秒,東経129度40分44秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町本宮南触桶ヶ浜護岸角標識 2 同市同町同触桶ヶ浜石垣角標識 イ 1から240度70メートルのところ ロ 2から240度70メートルのところ ハ 2から240度160メートルのところ ニ 1から240度160メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	個別	-	
北区第4022号	勝本町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 勝本町 立石西触 地先	1 北緯33度48分21秒,東経129度40分42秒 2 北緯33度48分20秒,東経129度40分51秒 イ 北緯33度48分30秒,東経129度40分40秒 ロ 北緯33度48分26秒,東経129度40分51秒	次の1、イ、ロ、2の各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町立石西触白岩鼻北端標識 2 同市同町同触宇大園埋立地防波堤標識(北西側防波堤護岸付根から31メートルのところ) イ 1から348度30分300メートルのところ ロ 2から1度165メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 勝本町	
北区第4023号	勝本町漁業協同組合	長崎県 杵岐市 勝本町 本宮仲触 浦海 地先	1 北緯33度49分6秒,東経129度40分37秒 2 北緯33度48分53秒,東経129度40分44秒 3 北緯33度48分45秒,東経129度40分25秒 4 北緯33度48分55秒,東経129度40分17秒 イ 北緯33度49分1秒,東経129度40分27秒 ロ 北緯33度48分51秒,東経129度40分39秒 ハ 北緯33度48分51秒,東経129度40分41秒 ニ 北緯33度49分5秒,東経129度40分34秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 杵岐市勝本町本宮仲触浦海桶田階段根元 2 同市同町同触黒石護岸標識 3 同市同町同触平瀬標識 4 同市同町同触黒ヶ島南東端標識 イ 1と4を結ぶ直線上1から300メートルのところ ロ 2と3を結ぶ直線上2から150メートルのところ ハ 2と3を結ぶ直線上2から100メートルのところ ニ 1と4を結ぶ直線上1から100メートルのところ	第一種区画漁業	あこや貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	杵岐市 勝本町	
北区第3520号	深江真珠有限公司	長崎県 平戸市 大山町 地先	1 北緯33度20分7秒,東経129度32分31秒 2 北緯33度20分1秒,東経129度32分36秒 イ 北緯33度20分7秒,東経129度32分35秒 ロ 北緯33度20分8秒,東経129度32分39秒 ハ 北緯33度20分5秒,東経129度32分43秒 ニ 北緯33度20分2秒,東経129度32分38秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市大山町古泊標識1 2 同市同町古泊標識2 イ 1から89度30分103メートルのところ ロ 1から79度30分220メートルのところ ハ 2から57度30分222メートルのところ ニ 2から59度30分81メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和15年8月31日まで	個別		1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。
北区第3521号	深江真珠有限公司	長崎県 平戸市 川内町 地先	1 北緯33度19分40秒,東経129度31分25秒 2 北緯33度19分37秒,東経129度31分21秒 イ 北緯33度19分36秒,東経129度31分31秒 ロ 北緯33度19分33秒,東経129度31分37秒 ハ 北緯33度19分29秒,東経129度31分33秒 ニ 北緯33度19分32秒,東経129度31分28秒	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域 1 平戸市川内町番屋崎標識1 2 同市同町番屋崎標識2 イ 1から129度30分195メートルのところ ロ 1から125度30分365メートルのところ ハ 2から125度30分411メートルのところ ニ 2から129度30分241メートルのところ	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	令和7年9月1日から令和15年8月31日まで	個別		1. イ、ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。